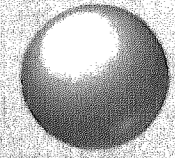


社会保障統計年報

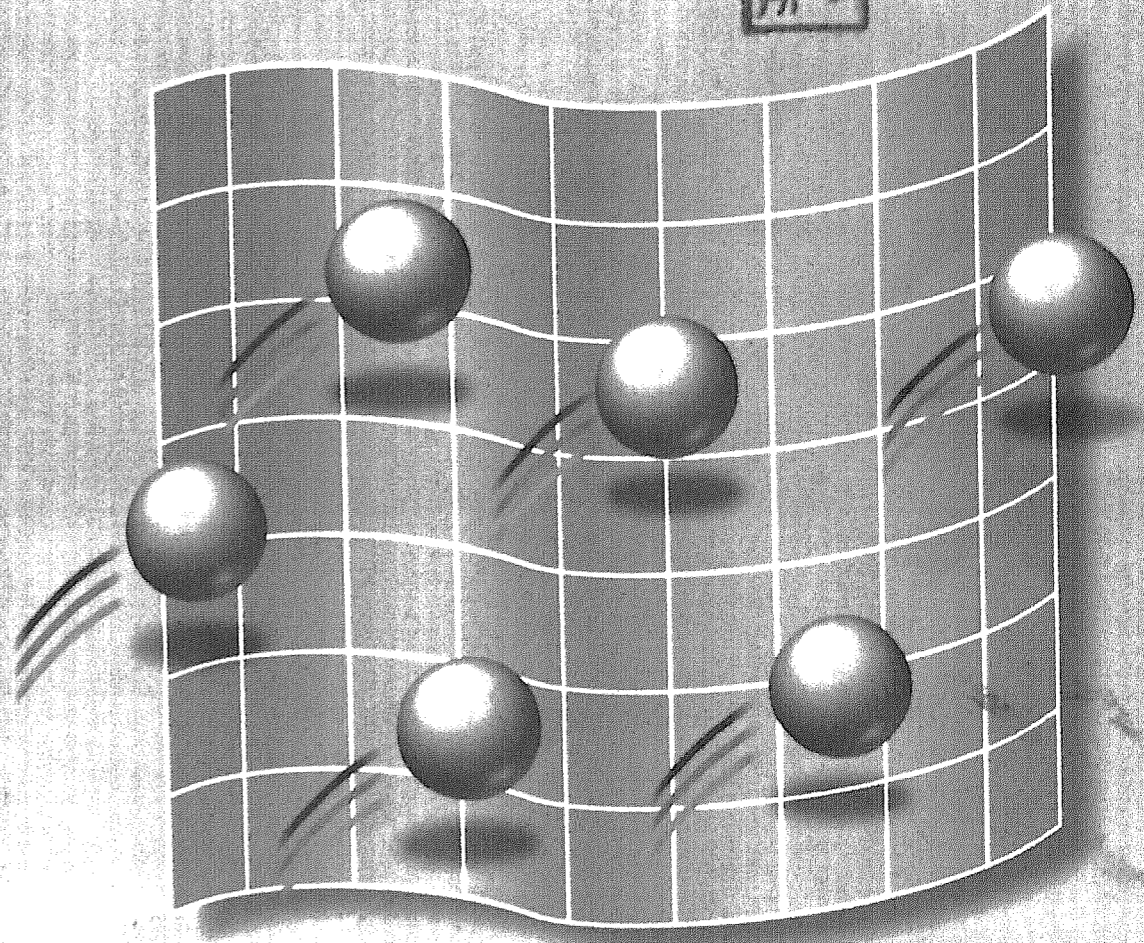
平成11年版

2001 5.29

国立社会保障
人口問題研究所



(10) 社会保障
統計年報

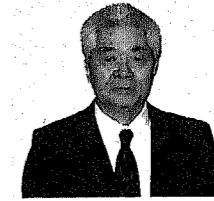


総理府社会保障制度審議会事務局 編

平成11年版 社会保障統計年報

推薦の言葉

—社会保障データの活用に向けて—



社会保障制度審議会

会長 宮澤 健一

わが国の社会保障制度は、社会保障制度審議会が昭和25年に策定した「社会保障制度に関する勧告」を出発点として、逐次整備・拡充が図られてきた。その間、わが国経済の成長・発展の過程で昭和36年に国民皆保険・皆年金体制が確立するなど、社会保険方式を中核に著しい発展を遂げ、国民生活の安定と経済の安定的発展に貢献してきた。その結果、現在のわが国の社会保障体制は、制度的に先進諸国に比べ全体として遜色のないものとなり、すべての人々の生活に多面的にかかわり、国民の生活の基礎を支え、また、健康条件の改善や長寿化をもたらした。

しかしながら、今後のわが国が直面するのは、高齢化・少子化といった人口構造の変化、家族制度を始めとする社会構造の変化、経済の低成長や財政事情の深刻化を含む経済構造の変化である。このような中で、社会保障制度審議会は平成7年7月、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告を内閣総理大臣に提出し、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想し指針としたが、引き続きその実現への途を求めている。

今や社会保障制度は、社会保障給付費総額で年間69兆円を超えるまでに国民経済の大きな部分を占め、また国民生活にとっても不可欠となっている。国民による強い社会連帯の意識と、社会保障制度の意義・役割・仕組みへの国民の深い理解と協力で支えられて、必要な社会保障制度の改革と充実が図られることが望まれる。そのためにも、信頼ある統計データの情報は欠かせない。

社会保障統計年報は、社会保障制度審議会事務局により編集されたものである。社会保障に係る費用全体を「社会保障関係総費用」として推計し、加えて、社会保障に関連する各種の統計を網羅的に収録する貴重な統計資料集たることを目指している。

本書が、社会保障に携わる実務者及び研究者を始め、国民各層に幅広く活用されることにより、わが国の社会保障制度の一層の理解に役立ち、また、21世紀に向けての社会保障制度の発展に資することを期待して、ここに本書を推薦する。

平成12年3月

社会保障統計年報の構成内容

まえがき

この年報は、社会保障制度審議会事務局において毎年推計している社会保障関係総費用を収録するとともに、社会保障に関する主要な統計をあわせて掲載することを目的として昭和33年度以来刊行を重ねてきているものであります。

わが国は、戦後の経済・社会の安定的な発展の中で、栄養や生活環境の向上、医学医術の進歩等とも相まって、平均寿命が大幅に伸長し、今や世界最高の水準に達しています。その結果、65歳以上の高齢者の割合が全人口の15%を超えるなど高齢化が進展し、特に75歳以上の後期高齢者の増加には目をみはるものがあります。

しかしながら一方で、近年、出生率が過去最低となるなど少子化も進展しており、このまま推移すれば、労働力の減少や高齢化の一層の進展に伴って、近い将来、我が国の社会経済に様々な影響が及ぶことが予想されます。

このような状況の下、現在の社会保障制度が、21世紀に向けて広く国民に健やかで安心できる生活を真に保障するものに再構築されるためには、これまで以上に国民の皆様の社会保障に対する深い理解と、社会保障制度の再編成の過程への積極的な参画が必要になってくるものと思われまます。

本書は、社会保障に関する統計を幅広く集めたものであり、現在の社会保障制度を理解するためであることはもちろんのこと、21世紀に向けての社会保障のありべき姿を探る際にも役立つものと考えます。社会保障関係者のみならず、数多くの国民の皆様の用に供されることを希望してやみません。

なお、本書の作成に当たり御協力を賜った関係者の方々に厚く感謝の意を表します。

平成12年3月

総理府社会保障制度審議会
事務局長 酒井 英 幸

第I部 社会保障の動向

- 第1節 社会保障の背景—最近の経済・社会の動向—
- 第2節 社会保障の動向
- 第3節 社会保障関係総費用について

(本文頁)	(目次頁)	節番号
25—28	7	1
29—52	7	2
53—65	7	3

第II部 社会保障の体系と現状

- 第1節 社会保障の体系と現状
- 第2節 社会保険各制度の成立経過

(本文頁)	(目次頁)	節番号
68—101	8	1
102—112	8	2

第III部 社会保障関係統計資料編

- 第1節 人口統計
- 第2節 社会保障関係総費用
- 第3節 社会保障給付及び再配分効果
- 第4節 国民所得と国民負担（率）の動向等
- 第5節 社会保険関係
- 第6節 高齢者保健（医療）福祉
- 第7節 医療供給と医療費
- 第8節 公衆衛生
- 第9節 福祉サービス
- 第10節 生活保護
- 第11節 恩給・戦争犠牲者援護
- 第12節 関連制度・関係機関
- 第13節 社会保障分野における人的資源の状況
- 第14節 財政
- 第15節 国際統計及び比較

(本文頁)	(目次頁)	節番号
115—129	9	1
130—145	9	2
146—156	9	3
157—171	10	4
172—303	10	5
304—320	14	6
321—330	15	7
331—351	16	8
352—364	17	9
365—369	17	10
370—373	18	11
374—393	18	12
394—399	19	13
400—410	19	14
411—457	20	15

目次

第 I 部 社会保障の動向

第 1 節 社会保障の背景 —最近の経済・社会の動向—

1 景気の動向	25
2 財政・金融	26
3 雇 用	27
4 家計収支	27
5 人口・世帯	28

第 2 節 社会保障の動向

1 概 況	29
2 高齢者保健医療福祉	30
3 児童福祉等	33
4 障害者福祉等	34
5 医療保険	37
6 年金保険	39
7 労働保険等	41
8 生活保護	42
9 保健医療と環境衛生	42
10 人材の確保	44
11 社会福祉基礎構造改革について	45

第 3 節 社会保障関係総費用について

1 社会保障関係総費用の推計	53
2 平成 9 年度社会保障関係総費用の推計結果の概要	53
3 社会保障費の推計	54
[参 考] 社会保障関係総費用の算定等について	
1 社会保障関係総費用の算定について (社会保障制度審議会の推計)	56
2 社会保障費の各種推計の比較	62

第II部 社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

- 1 社会保障の体系.....68
- 2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧.....70
 - ①医療保険制度.....70
 - ②年金制度.....72
 - ③業務災害補償制度.....80
 - ④雇用保険制度.....84
 - ⑤児童手当.....86
 - ⑥老人保健.....87
- 3 老人福祉.....88
 - ①施設福祉対策.....88
 - ②在宅福祉対策.....89
 - ③社会活動促進対策.....89
- 4 身体障害者福祉施策.....90
 - ①身体障害者在宅福祉施策の概要.....90
 - ②身体障害者施設福祉施策の概要.....92
- 5 障害児（者）施策.....93
 - ①在宅福祉施策.....93
 - ②障害児（者）に対する施設福祉施策の概要.....94
- 6 精神障害者施策の概要（平成11年度）.....96
- 7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧.....97
- 8 社会（家族）手当.....98
- 9 生活保護制度.....99
- 〔参考〕 社会保障制度と行政機構の概略.....100

第2節 社会保険各制度の成立経過

- ①医療保険制度.....102
- ②年金保険制度.....104
- ③業務災害補償制度.....106
- ④雇用保険制度.....107
- 〔参考〕 1 社会保障制度審議会勧告等一覧.....108
- 2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ.....110

第III部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

- 第1表 総人口等年次推移.....115
- 第2表 「日本の将来推計人口」の要約.....116
- 第3表 年齢3区分別人口の推移.....117
- 第4表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）.....118
- 第5表 年齢3区分別人口及び構造係数（中位推計）.....119
- 第6表 人口動態.....122
- 第7表 平均余命（性×特定年齢×年次別）.....124
- 第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移.....125
- 第9表 年次別死因順位及び死亡率.....126
- 第10表 世帯数（世帯業態別）.....127
- 第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移.....127
- 第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移.....128
- 第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移.....128
- 第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移.....129
- 第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移.....129

第2節 社会保障関係総費用

- 第16表 社会保障関係総費用の推移.....130
- 第17表 社会保障関係国庫負担の推移.....131
- 第18表 社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較.....131
- 第19表 平成9年度社会保障関係総費用（決算）（事項小分類、実収入、実支出の種類別）.....132
- 第20表 平成9年度社会保険収支（決算）（保険の種類、収入、支出の種類別）.....134
- 第21表 社会保障関係総費用（実支出）の推移（事項小分類別）.....136
- 第22表 社会保障関係総費用（実支出）対前年度比（事項小分類別）.....138
- 第23表 社会保障関係総費用の推移（実支出、実収入の種類別）.....140
- 第24表 社会保険収支（決算）の推移.....142
- 第25表 昭和45年度以降の社会保障関係総費用（決算）の推移及び伸率.....143
- 第26表 社会保障関係総費用と国民所得等の推移と比較.....144
- 第27表 社会保障関係総費用構成比（実支出）.....145

第3節 社会保障給付及び再配分効果

- 第28表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移.....146
- 第29表 制度別社会保障給付費の推移.....147
- 第30表 社会保障移転の推移.....148
- 第31表 部門別社会保障給付費の前年度との比較.....149

第 32 表 高齢者関係給付費の前年度との比較…………… 149

第 33 表 平成11年度一般会計予算の内訳…………… 150

第 34 表 社会保障給付費等の年次推移…………… 151

第 35 表 社会保障関係費の推移…………… 151

第 36 表 社会保障に係る給付と負担の見通し（対国民所得比）…………… 152

第 37 表 社会保障給付費の構成割合と社会保障に係る負担の国民所得比の将来見通し…………… 153

第 38 表 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較…………… 153

第 39 表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化…………… 154

第 40 表 世帯主の年齢階級別 1 世帯当り平均金額等…………… 154

第 41 表 世帯類型等別 1 世帯当り平均金額等…………… 155

第 42 表 世帯構造別 1 世帯当り平均金額等…………… 155

第 43 表 当初所得階級別 1 世帯当り平均金額等…………… 156

第 4 節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第 44 表 国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の推移…………… 157

第 45 表 国民所得及び国民可処分所得の分配（名目）…………… 158

第 46 表 国内総支出（名目）…………… 160

第 47 表 家計（個人企業を含む）…………… 162

第 48 表 常用労働者 1 人当り平均月間現金給与額…………… 163

第 49 表 1 人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）…………… 165

第 50 表 賞与支給状況…………… 165

第 51 表 全世帯年平均 1 か月間の消費支出…………… 166

第 52 表 勤労者世帯年平均 1 か月間の収入と支出…………… 167

第 53 表 年間収入階級別勤労者 1 世帯当り年平均 1 か月間の収入と支出（全国）…………… 168

第 54 表 消費者物価指数（中分類）…………… 170

第 55 表 農村消費者物価指数…………… 170

第 56 表 農家家計費（全国 1 戸当り平均）…………… 171

第 5 節 社会保険関係

1 総括

第 57 表 医療保険適用者数（制度別）…………… 172

第 58 表 公的年金適用者数（制度別）…………… 173

第 59 表 雇用保険適用者数（制度別）…………… 173

第 60 表 業務災害補償保険適用者数（制度別）…………… 173

第 61 表 社会保険被保険者（組合員） 1 人当り平均標準報酬月額（制度別）…………… 174

第 62 表 制度別被保険者 1 人当り診療費…………… 175

第 63 表 公的年金受給権者数…………… 176

第 64 表 公的年金における年金総額（制度別）…………… 178

第 65 表 公的年金受給権者 1 人当り年金額…………… 180

第 66 表 公的年金積立金状況…………… 182

第 67 表 年金財政指標…………… 183

第 68 表 業務災害補償保険年金受給者数…………… 186

第 69 表 業務災害補償保険年金支払総額…………… 186

第 70 表 業務災害補償保険年金受給者 1 人当り金額…………… 187

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第 71 表 政府管掌健康保険適用状況…………… 188

第 72 表 政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）…………… 189

第 73 表 政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）…………… 190

第 74 表 政府管掌健康保険保険料徴収状況…………… 191

第 75 表 政府管掌健康保険給付決定状況…………… 192

第 76 表 政府管掌健康保険診療費決定状況…………… 195

第 77 表 政府管掌健康保険給付諸率…………… 197

第 78 表 政府管掌健康保険収支状況…………… 199

② 組管掌健康保険

第 79 表 組管掌健康保険適用状況…………… 199

第 80 表 組管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）…………… 200

第 81 表 組管掌健康保険適用状況（業態別）…………… 201

第 82 表 組管掌健康保険平均保険料率…………… 201

第 83 表 組管掌健康保険給付決定状況…………… 202

第 84 表 組管掌健康保険診療費決定状況…………… 204

第 85 表 組管掌健康保険給付諸率…………… 205

第 86 表 組管掌健康保険収支状況…………… 207

3 国民健康保険

第 87 表 国民健康保険適用状況…………… 208

第 88 表 国民健康保険給付決定状況…………… 208

第 89 表 国民健康保険療養の給付等決定状況…………… 209

第 90 表 国民健康保険療養費決定状況…………… 209

第 91 表 国民健康保険療養の給付諸率…………… 210

第 92 表 国民健康保険「その他の給付」決定状況…………… 210

第 93 表 国民健康保険諸率…………… 211

第 94 表 国民健康保険診療施設経理状況…………… 212

第 95 表 国民健康保険料（税）収納状況…………… 212

第 96 表 国民健康保険収支状況…………… 213

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第 97 表 厚生年金保険適用状況…………… 214

第 98 表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）…………… 215

第 99 表 厚生年金保険適用状況（業態別）…………… 216

第 100 表 厚生年金保険年金受給権者状況…………… 217

第101表 厚生年金保険一時金裁定状況…………… 218

第102表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額…………… 218

第103表 厚生年金保険保険料徴収状況…………… 219

第104表 厚生年金保険収支状況…………… 219

② 厚生年金基金

第105表 厚生年金基金適用状況…………… 220

第106表 厚生年金基金年金受給権者状況…………… 220

第107表 厚生年金基金一時金裁定状況…………… 220

第108表 厚生年金基金給付1人当り金額…………… 221

○参考 税制適格年金(適格退職年金)

第109表 税制適格年金加入件数…………… 221

第110表 税制適格年金加入者数…………… 221

5 国民年金

第111表 国民年金被保険者数…………… 222

第112表 国民年金印紙売りさばき代金収納済額及び保険料収納済額状況…………… 222

第113表 拠出制年金受給権者状況…………… 223

第114表 福祉年金受給権者状況…………… 224

第115表 国民年金特別会計収支状況…………… 225

6 農業者年金基金

第116表 農業者年金被保険者数…………… 226

第117表 農業者年金受給権者状況…………… 226

第118表 農業者年金年金勘定経理状況…………… 227

7 国家公務員等共済組合

① 各省各庁組合

第119表 国家公務員共済組合適用状況…………… 228

第120表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況…………… 230

第121表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況(診療費分)…………… 232

第122表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率…………… 233

第123表 国家公務員共済組合長期部門支払状況…………… 234

第124表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 235

第125表 国家公務員共済組合長期部門1人当り金額…………… 236

第126表 国家公務員共済組合短期経理状況…………… 237

第127表 国家公務員共済組合長期経理状況…………… 238

第128表 国家公務員共済組合業務経理状況…………… 239

第129表 国家公務員共済組合保健経理状況…………… 239

第130表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況…………… 240

○参考 旧適用法人組合

第131表 国家公務員等共済組合適用状況…………… 241

第132表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況…………… 242

第133表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況(診療費分)…………… 244

第134表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 245

第135表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況…………… 247

第136表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 248

第137表 国家公務員等共済組合長期部門1人当り金額…………… 249

第138表 国家公務員等共済組合短期経理状況…………… 250

第139表 国家公務員等共済組合長期経理状況…………… 251

第140表 国家公務員等共済組合業務経理状況…………… 253

第141表 国家公務員等共済組合保健経理状況…………… 253

第142表 国家公務員共済組合等所要財源率…………… 254

8 地方公務員等共済組合

第143表 地方公務員等共済組合適用状況…………… 255

第144表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況…………… 256

第145表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況(診療費分)…………… 258

第146表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 259

第147表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況…………… 261

第148表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 262

第149表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額…………… 263

第150表 地方公務員等共済組合短期経理状況…………… 264

第151表 地方公務員等共済組合長期経理状況…………… 264

第152表 地方公務員等共済組合業務経理状況…………… 265

第153表 地方公務員等共済組合保健経理状況…………… 265

9 私立学校教職員共済

第154表 私立学校教職員共済適用状況(学校種別)…………… 266

第155表 私立学校教職員共済平均標準給与月額(学校種別)…………… 267

第156表 私立学校教職員共済加入者数(標準給与等級別)…………… 268

第157表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況…………… 269

第158表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況(診療費分)…………… 271

第159表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率…………… 272

第160表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況…………… 274

第161表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況…………… 275

第162表 私立学校教職員共済長期部門1人当り金額…………… 276

第163表 私立学校教職員共済短期経理状況…………… 277

第164表 私立学校教職員共済長期経理状況…………… 278

第165表 私立学校教職員共済業務経理状況…………… 279

第166表 私立学校教職員共済保健経理状況…………… 279

10 農林漁業団体職員共済組合

第167表 農林漁業団体職員共済組合適用状況…………… 280

第168表 農林漁業団体職員共済組合組合員数(標準給与等級別)…………… 280

第169表	農林漁業団体職員共済組合支給状況	281
第170表	農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	282
第171表	農林漁業団体職員共済組合給付1人当り平均額	283
第172表	農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	284
第173表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	284
11 船員保険		
第174表	船員保険適用状況	285
第175表	船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	286
第176表	船員保険疾病部門給付決定状況	287
第177表	船員保険疾病部門診療費決定状況	289
第178表	船員保険疾病部門給付諸率	290
第179表	船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況	291
第180表	船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況	291
第181表	船員保険年金部門（職務上）1人当り金額	291
第182表	船員保険失業部門給付決定状況	292
第183表	船員保険収支状況	293
第184表	船員保険保険料徴収状況	294
12 雇用保険		
第185表	雇用保険適用状況	295
第186表	雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）	295
第187表	雇用保険給付状況	296
第188表	一般求職者給付の状況	297
第189表	労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	298
第190表	労働保険特別会計雇用勘定収支状況	298
13 労働者災害補償保険		
第191表	労働者災害補償保険適用状況	299
第192表	労働者災害補償保険給付支払状況	300
第193表	労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	300
第194表	労働者災害補償保険給付平均支払額	301
第195表	労働保険特別会計労災勘定収支状況	301
14 公務災害補償		
第196表	国家公務員災害補償費支払状況	302
第197表	国家公務員災害補償1件当り補償費	302
第198表	地方公務員災害補償費支払状況	303
第199表	地方公務員災害補償1件当り補償費	303
第6節 高齢者保健（医療）福祉		
1 総括		
第200表	「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の見直し（新ゴールドプラン）	304
第201表	老人関係施設の比較	305

2 老人福祉		
第202表	老人福祉施設の施設数及び在所者数	306
第203表	ホームヘルパー設置団体数・ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数	306
第204表	性・年齢階級別にみた要介護者数・寝たきり者数（推計数）	307
第205表	性・年齢階級別にみた寝たきり者数（推計数）	307
3 老人医療		
第206表	老人医療受給対象者数	308
第207表	老人医療費の状況	308
第208表	制度別老人医療費の状況	309
第209表	老人医療費（診療費）の状況	309
第210表	老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	310
第211表	老人医療費と国民医療費の推移	311
第212表	老人医療費の負担	312
第213表	老人医療費の負担の状況	312
第214表	老人医療費拠出金積算内訳（平成9年度）（加入者按分率1.0）	313
第215表	開設者別老人病院数（重複計上）、病床数（実数、構成割合（%））	313
第216表	老人病院等の区分別状況	313
4 老人保健施設		
第217表	開設者別にみた施設数及び入所定員数	314
5 老人保健（ヘルス事業）		
第218表	老人保健事業の概要	315
第219表	老人保健事業実施状況	317
第220表	老人保健健康手帳の交付状況	318
第221表	基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	318
第222表	基本健康診査・一般健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	319
第223表	がん検診の受診人員・結果別人員状況	320
第7節 医療供給と医療費		
1 総括		
第224表	国民医療費推計額	321
第225表	治療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	322
第226表	患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	322
2 医療機関		
第227表	病院・診療所数（開設者別）	324
第228表	病床数（開設者・種類別）	325
第229表	医療法人数の推移	325
第230表	薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数	326
第231表	1病院当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）	326
第232表	一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）	327
第233表	歯科診療所（個人立）1施設当り収支状況（構成比率）	327

3 地域医療計画

第 234 表 地域医療計画の内容…………… 328

第 235 表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進…………… 329

第 236 表 都道府県別必要病床数及び既存病床数の状況…………… 330

第 8 節 公衆衛生

1 結核等

第 237 表 結核医療費推計額…………… 331

第 238 表 結核医療費公費負担承認件数（治療費支払方法別）…………… 331

第 239 表 結核医療費公費負担額…………… 331

第 240 表 結核登録者…………… 331

第 241 表 結核病床数・患者数・病床利用率…………… 332

第 242 表 ハンセン病入所者等の年次推移…………… 332

第 243 表 ハンセン病療養所入所者数…………… 333

第 244 表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額…………… 333

第 245 表 エイズ対策の概要…………… 334

第 246 表 エイズ患者等の現状…………… 334

2 伝染病

第 247 表 法定・指定伝染病患者数…………… 335

第 248 表 届出伝染病等患者数…………… 336

第 249 表 予防接種被接種者数…………… 337

3 精神保健

第 250 表 精神病床数・患者数・病床利用率…………… 338

第 251 表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額…………… 338

第 252 表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額…………… 338

第 253 表 精神病床数・在院患者数・利用率の年次推移…………… 339

第 254 表 医療保護入院・仮入院届出件数…………… 339

4 難病

第 255 表 難病対策の概要…………… 340

第 256 表 特定疾患治療研究対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数…………… 340

5 環境衛生

第 257 表 全国水道普及状況…………… 341

第 258 表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況…………… 341

第 259 表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費…………… 341

第 260 表 廃棄物の分類と処理体制…………… 342

第 261 表 ゴミ処理等の流れ…………… 343

第 262 表 市町村のごみ処理費用の推移…………… 344

6 公害

第 263 表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数…………… 345

第 264 表 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付及び処理状況…………… 346

第 265 表 典型 7 公害の種類別苦情件数の推移…………… 347

第 266 表 典型 7 公害以外の種類別苦情件数…………… 347

第 267 表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等…………… 348

第 268 表 環境事業団事業状況…………… 349

7 保健所及び保健センター

第 269 表 保健所の活動…………… 350

第 270 表 保健所数及び保健所職員総数…………… 350

第 271 表 保健所活動状況…………… 351

第 272 表 市町村保健センター数…………… 351

第 9 節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者福祉

第 273 表 身体障害者手帳交付台帳登載数…………… 352

第 274 表 福祉事務所における知的障害者相談状況…………… 352

第 275 表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数…………… 353

第 276 表 身体障害者更生援護状況…………… 353

第 277 表 身体障害者に対する補装具交付等の状況…………… 354

第 278 表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況…………… 355

第 279 表 障害者職業能力開発校修了者数…………… 355

2 児童福祉

第 280 表 児童相談所処理件数…………… 356

第 281 表 児童福祉施設数及び在所者数…………… 356

第 282 表 里親・保護受託者及び委託児童数…………… 357

第 283 表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況…………… 357

第 284 表 1 歳 6 か月児健診実施件数…………… 358

第 285 表 3 歳児健康診査成績…………… 358

第 286 表 児童扶養手当受給世帯数…………… 358

第 287 表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数…………… 358

第 288 表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況…………… 359

第 289 表 児童手当拠出金徴収状況…………… 359

第 290 表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況…………… 360

第 291 表 児童手当制度の費用負担…………… 360

3 社会福祉関係機関・施設等

第 292 表 社会福祉行政機関等設置状況…………… 361

第 293 表 社会福祉施設数（年次・施設の種別）…………… 362

第 294 表 生活福祉資金貸付状況…………… 364

第 295 表 母子福祉資金貸付状況…………… 364

第 296 表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況…………… 364

第 10 節 生活保護

第 297 表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率…………… 365

第 298 表 被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）…………… 365

第 299 表 扶助別人員…………… 366

第 300 表 保護開始世帯数（理由、世帯類型・構造別）…………… 366

第 301 表 保護廃止世帯数（理由、世帯類型・構造別）…………… 367

第 302 表 保護費（扶助別）…………… 368

第 303 表 医療扶助決定状況（診療費分）…………… 368

第 304 表 生活保護基準額改定の推移…………… 368

第 305 表 生活扶助基準額の推移…………… 369

第 306 表 保護施設の施設数及び在所者数…………… 369

第 11 節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩給

第 307 表 文官恩給年金受給権者状況…………… 370

第 308 表 軍人恩給年金受給権者状況…………… 370

第 309 表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況…………… 370

2 戦争犠牲者援護

第 310 表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況…………… 372

第 311 表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況…………… 372

第 312 表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況…………… 372

第 313 表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況…………… 373

第 314 表 原爆被爆者対策状況…………… 373

第 12 節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第 315 表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居
住室の畳数（地域・住宅の所有関係別）…………… 374

第 316 表 居住状況（地域別）…………… 375

第 317 表 住宅の所有関係…………… 375

第 318 表 公営住宅等建設戸数…………… 376

第 319 表 1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）…………… 378

第 320 表 住宅建設戸数…………… 378

② 雇用関係一般

第 321 表 労働力人口・非労働力人口〔年平均〕…………… 380

第 322 表 年齢階級別労働力人口比率の推移〔年平均〕…………… 381

第 323 表 就業者数（産業別）〔年平均〕…………… 382

第 324 表 就業者数（従業上の地位・職業別）〔年平均〕…………… 384

第 325 表 年齢別有効求人倍率…………… 386

第 326 表 職業転換給付金関係予算の推移…………… 386

第 327 表 平成11年度地域別最低賃金額の改正状況…………… 387

第 328 表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数および適用労働者数…………… 388

2 関係機関

第 329 表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額（年度別）…………… 389

第 330 表 年金福祉事業団福祉施設設置整備資金融資決定状況（施設別・事業主体別）…………… 390

第 331 表 資金運用事業各年度別運用額の推移…………… 390

第 332 表 年金福祉事業団被保険者住宅資金融資決定状況（資金別）…………… 390

第 333 表 社会福祉・医療事業団医療貸付状況（施設・資金別）…………… 391

第 334 表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況（事業種別）…………… 392

第 335 表 労働福祉事業団経営施設数…………… 392

第 336 表 雇用促進事業団設置運営施設数…………… 393

第 337 表 中小企業退職金共済加入状況…………… 393

第 338 表 中小企業退職金共済支給状況…………… 393

第 13 節 社会保障分野における人的資源の状況

第 339 表 医師数（業務別）…………… 394

第 340 表 歯科医師数（業務別）…………… 394

第 341 表 歯科衛生士数（就業場所別）…………… 395

第 342 表 歯科技工士数（就業場所別）…………… 395

第 343 表 薬剤師数（業務別）…………… 395

第 344 表 看護職員需給見通し…………… 396

第 345 表 保健婦数（就業場所別）…………… 397

第 346 表 助産婦数（就業場所別）…………… 397

第 347 表 看護婦（士）及び准看護婦（士）数（就業場所・資格別）…………… 397

第 348 表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数…………… 398

第 349 表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）…………… 398

第 350 表 社会福祉士・介護福祉士登録者数…………… 398

第 351 表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）…………… 399

第 14 節 財 政

第 352 表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）…………… 400

第 353 表 一般会計歳入・歳出（目的別）…………… 401

第 354 表 地方財政（普通会計）歳入歳出…………… 402

第 355 表 地方の民生費と衛生費の状況…………… 404

第 356 表 生活保護費等国庫負担（補助）の推移…………… 408

第 357 表 国内総支出に対する財政規模…………… 408

第 358 表 国税及び地方税…………… 409

第 359 表 高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移…………… 409

第 360 表 年金積立金還元融資資金配分の推移…………… 410

第 361 表 市町村税納税義務者数…………… 410

第15節 国際統計及び比較

1 人口

第362表	世界の主要地域別人口及び人口増加率	411
第363表	平均寿命の国際比較	412
第364表	主要国の65歳以上人口比率の推移と予測	413
第365表	主要先進国の合計特殊出生率(1950～1998年)	416
第366表	諸外国の出生率	416
第367表	人口高齢化速度の国際比較	417
第368表	先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策	418
第369表	障害者雇用の現状	419
第370表	定年制等の状況	420

2 社会保障

第371表	社会保障制度類型別国数	421
第372表	ILO条約及び勧告(社会保障関係)	421
第373表	ILO第102号条約の批准状況	424
第374表	社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較	425
第375表	社会保障給付費(対国民所得比)の部門別構成割合の国際比較	426
第376表	国民所得に対する租税負担率と社会保障負担率の国際率	427
第377表	日本の社会保障制度の概要	428
第378表	イギリスの社会保障制度の概要	430
第379表	イギリスの社会保障概況	432
第380表	フランスの社会保障制度の概要	434
第381表	フランスの社会保障概況	436
第382表	ドイツの社会保障制度の概要	438
第383表	ドイツの社会保障概況	440
第384表	アメリカの社会保障制度の概要	442
第385表	アメリカの社会保障概況	444
第386表	スウェーデンの社会保障制度の概要	446

3 医療

第387表	医療保障制度の国際比較	448
第388表	主要国の国民医療費の推移	450
第389表	国民医療費の対国民所得比の各国比較	452
第390表	主要国の診療報酬支払方式	453
第391表	医療供給に関する指標の国際比較	453

4 年金

第392表	諸外国の公的年金制度の概要	454
第393表	公的高齢年金のみ受給者の課税最低限の国際比較(夫婦世帯の場合)	456
第394表	主要国における公的年金に対する税制の概要	457

5 児童手当

第395表	主要国の児童手当制度	458
-------	------------	-----

6 労働

第396表	主要国失業者数及び失業率	460
第397表	年間総実労働時間の国際比較(製造業生産労働者、1997年)	460
第398表	ILO労働統計報告による過当労働時間(製造業)	461
第399表	労働費用の国際比較	462
第400表	諸外国の育児休業制度について	463
第401表	諸外国の介護のための休業制度について	464

7 国際協力

第402表	WHOへの分担率(分担金の占有率)の推移	465
第403表	厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移	465

8 国民所得

第404表	国民所得(総額)	466
第405表	1人当り国民所得	467

第 I 部

社会保障の動向

第1節 社会保障の背景

—最近の経済・社会の動向—

1

1 景気の動向

我が国経済は、バブル崩壊後、ほとんど一貫してゼロ成長あるいはマイナス成長が続いていた。その中で、平成7～8年度はそれまでの政府の大規模な需要拡大策と移動体通信市場の急速な拡大や消費税率引上げに伴う駆け込み需要などがあいまって一時的な景気回復をもたらした。しかし、平成9年秋以降はバブル崩壊の後遺症が表面化する中で、金融機関の破綻による金融システムへの信頼が低下した影響などから、平成9年10～12月期から5四半期マイナス成長が続き、景気は急速に厳しくなった。このような中、平成10年秋以降公的需要が増加に転じ、徐々に本格化した各種の政策効果に下支えされ景気は下げ止まり、平成11年1～3月期はプラス成長に転じた。

個人消費は、消費マインドの悪化を原因として低調な状況が続いている。消費マインド悪化の背景には、大手金融機関等の相次ぐ破綻により今後の大幅なリスストラ等長期的な雇用、賃金の見通しに対する不安感が高まったことがあるものと考えられる。設備投資は、需要低迷による収益の悪化したこと、大手金融機関の経営破綻を契機とした貸し渋り等により、規模業種を問わず大幅に減少している。鉱工業生産は、設備投資が大幅に減少したことにより資本財とそれにかかわる生産財の生産が減少したことを受けて、平成10年4～6月期にかけて大幅に減少している。

平成10年度の雇用情勢は、年前半の求人数の大幅な減少と求職者数の大幅な増加による労働力需要の急激な悪化、非自発的理由による離職失業者や求職者の増加、建設業及び製造業の雇用者数の減少という景气的要因に加え、構造的・摩擦的な失業も増加を続けるなど、引き続き厳しい状況にある。年平均の完全失業率は4.1%と前年比0.7%と大幅に上昇しており、また平成11年3月には4.8%になるなど急速に深刻さを増している。

平成10年度の消費者物価は、前年と比べ0.2%上昇しており、近年では平成7年度の0.1%に次ぐ低い上昇率となっている。この要因は、所得の伸び悩み、失業率の上昇などによる消費需要の低迷、原油等の国際一次産品の下落などの輸入物価の下落、価格競争の激化など規制緩和の効果によると考えられる。また平成11年度においても引き続き安定した状況となっている。

2 財政・金融

平成11年度予算は、いわゆる15カ月予算の考え方の下に、平成10年度第3次補正予算と一体的にとらえ、当面の景気回復に努めるとともに、財政構造改革の基本的考え方は維持し、限られた財源の中で経費の一層の合理化・効率化・重点化を図ることとされた。平成11年度の一般会計予算の規模は81兆8,601億円(対前年度比5.4%増)、一般歳出の規模は46兆8,878億円(対前年度比5.3%増)となっている。また、平成11年度における公債発行額は31兆500億円、公債依存度は37.9%となり、前年度当初予算の20.0%より17.9%上昇している。

社会保障予算については、今後の急速な少子・高齢化の進展に伴い、わが国の社会保障給付費及び社会保障関係予算の増大が見込まれるなか、経済の発展、社会の活力を損なわないよう、必要な給付は確保しつつ制度の効率化・合理化を進め、将来にわたり安定的に運営できる社会保障制度を構築していく必要があることから、具体的には、新ゴールドプラン、緊急保育対策及び障害者プランを着実に推進するほか、がん・エイズ・難病対策を総合的に推進し、国立病院の経営改善、高齢者の薬剤一部負担に関する臨時特例措置等を講ずるなど、国民生活に身近な保健・医療・福祉等の各分野においてきめ細かな配慮を行うこととしている。雇用対策については、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、早急な雇用の創出及びその安定を目指し、中小企業における雇用創出のための支援事業の実施、中高年労働者の失業なき労働移動・再就職支援対策の拡充、民間教育訓練機関の活用も含めたホワイトカラー離転職者向け訓練の拡大等の職業能力開発対策の拡充等を行うこととしている。これらの結果、11年度の社会保障関係費は、前年度予算額に対して12,519億円(8.4%)増の16

兆950億円を計上している。

平成11年度財政投融资計画は、景気回復に十分配慮して財政投融资資金の活用を図るとともに、特殊法人の整理合理化への対応等、改革に向けた努力を継続し、資金の重点的・効率的な配分に努めることとされ、一般財政投融资の規模は39兆3,492億円(前年度当初計画比7.3%増)となっている。厚生福祉関係については、1兆4,888億円(前年度比0.9%増)の財政投融资を予定し、社会保障・医療事業団において、高齢社会に対応するため、所要の貸付計画額を確保することとしているほか、国立病院特別会計、地方公共団体等において、病院、厚生福祉施設等の整備促進を図ることとされている。

一方、歳入面については、現下の厳しい経済情勢等を踏まえ、景気に最大限に配慮して、所得税及び法人税について恒久的な減税を実施するとともに、住宅建設及び民間設備投資の促進、経済・金融情勢の変化への対応等の観点から適切な措置を講ずることとした。

金融政策については、景気低迷が長引くなかで、平成7年9月に公定歩合が0.5%という史上最低水準を更新され、以降この水準が維持されているが、さらに日銀は、デフレスパイラルを未然に防止し、景気悪化に歯止めをかけることを確実にするため、短期金利を低めに誘導する等の金融緩和に踏み切っている。



3 雇用

有効求人倍率(季節調整値)は平成10年1~3月期に0.61倍と前期差0.07ポイントの急落となった後、4~6月期0.54倍、7~9月期0.49倍と大幅に低下し、10~12月期には0.47倍となった。平成10年平均では、0.53倍となり、平成9年の0.72倍を大きく下回り比較可能な昭和38年以降で最低の水準となった。また、単月でみて平成10年10月から12月の0.47倍は過去最低の水準である。その後、平成11年1~3月期には0.49倍とやや水準を

戻している。平成10年10~12月期までの低下幅を第1次石油危機後やバブル崩壊直後の景気後退期と比較すると、今回の低下幅は相対的に小さいが、そもそも景気の山の時の水準が1倍を大きく下回っていたため、有効求人倍率はかつてない水準に低下した。新規学卒労働市場においても、大学新卒者の就職率が低下、高校新卒者の求人倍率が大幅に低下するなど、企業の採用意欲は一段と減退している。

4 家計収支

平成11年の勤労者世帯の実収入は、1世帯当たり1か月平均57万4,674円で、前年に比べ名目で2.4%、実質で2.0%の減少と、名目、実質とも2年連続の減少となった。また、実収入から税金・社会保険料等を控除した可処分所得は、1世帯当たり1か月平均48万3,910円で前年に比べ、名目で2.4%、実質で2.0%の減少となった。

勤労者世帯の消費支出の動向については、平成11年には1世帯当たり1か月平均34万6,177円で、名目で2.1%、実質で1.7%の減少となり、名目、実質とも2年連続の減少となった。消費支出の内訳をみると、「教育」が大幅な実質減少となったほか、「食料」、「交通・通信」、「被服及び履物」が実質減少となった。一方、「保健医療」、「教養娯楽」、「住居」、「光熱・水道」、「家具・家事用品」が実質増加となった。また、直接税や社会保険料などの非消費支出は、定率減税の実施もあって勤労所得税が前年に続き大幅な減少となったのを始め、実収入の減少もあって厚生年金などの社会保険料も

減少となったことにより、名目で2.4%の減少となり、勤労者1世帯当たり1か月平均90,766円となった。

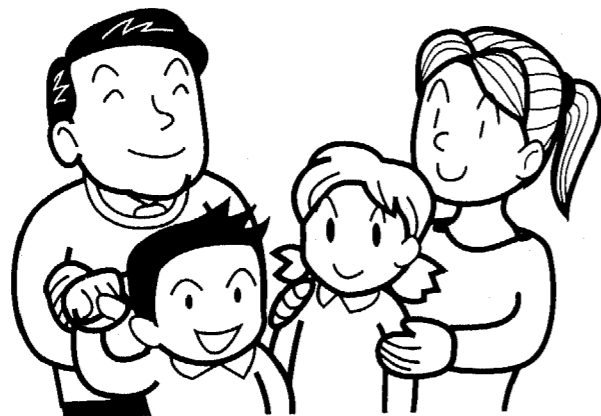


5 人口・世帯

平成10年10月1日現在のわが国の総人口は、1億2,649万人であり、この1年間に32万人(0.25%)増加した(総務庁統計局)。これを年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)の3区分別にみれば、平成10年では、それぞれ1,906万人(31万人減)、8,692万人(12万人減)、2,051万人(75万人増)となっている。なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成9年1月推計)」の中位推計によると、平成7年以後生産年齢人口は減少し続け平成9年には老年人口が年少人口よりも多くなり、平成20年には総人口が減少し始めると予測されている。今後、特に75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれ

ており、平成21年度には全人口の1割を超えると予測されている。

世帯数は、平成10年6月現在で、約4,450万世帯となっている。世帯人員別に見ると、2人世帯の数が最も多く約1,119万世帯(全世帯の25.1%)、平均世帯人員は2.81人となっている。世帯構造別に見ると、「核家族世帯」が約2,610万世帯で、全世帯の59%を占めている。世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」は約561万世帯で全世帯に占める割合は12.6%となっている。また、65歳以上の高齢者のうち一人暮らしの者は約272万人で、高齢者の13.3%を占めている。



第2節 社会保障の動向

1 概況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善・充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医療の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等と相俟って平均寿命は大幅な伸長を示してきた。平成10年簡易生命表によると、男77.16歳、女84.01歳で、前年(平成9年簡易生命表)に対して、男は0.03年下回ったものの、女は0.19年上回っており、男女とも世界最高の水準に達している。

一方で、出生率は持続的な低下傾向を示し、平成10年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は1.38と前年の1.39を下回って過去最低となり、少子化が一層進行するとともに、わが国の人口の高齢化も例を見ない速さで進んでいる。また、財政赤字の拡大等の社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

このような21世紀の少子・高齢社会に対応するため、平成7年以降、次のような動きがみられた。

まず、平成7年7月、社会保障制度審議会から、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想し、今後わが国社会保障体制の進むべき途を提示した、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告が内閣総理大臣に提出された。本勧告は、平成3年から行ってきた社会保障についての理論及び将来像についての検

討の成果を踏まえ、21世紀に耐えうる社会保障制度の構築に向け、社会保障の理念として従来の「最低限度の生活保障」に替えて新たに「広く国民に健やかに安心できる生活を保障すること」を掲げるとともに、社会保障制度改革の具体策として、公的介護保険の導入をはじめ、医療保障と医療供給体制の整備、雇用・所得保障、子供の健全育成、女性の就業支援、障害者の社会参加、住宅対策など広汎な分野にわたって提言したものである。

同年11月には、第135回臨時国会において、参議院国民生活に関する調査会の提出による「高齢社会対策基本法」が成立した。同法では、「公正で活力ある社会」、「地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会」、「豊かな社会」が構築されることを基本理念とするとともに、内閣総理大臣を会長とする高齢社会対策会議を設置すること、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めること、などを規定している。なお、これに基づき、平成8年7月に「高齢社会対策大綱」が閣議決定された。この中では、政府が高齢社会対策を策定し、施策の展開を図るに当たっての基本的考え方として、「高齢者の自立、参加及び選択の重視」、「国民の生涯にわたる施策の体系的な展開」、「地域の自主性の尊重」、「施策の効果的推進」、「関係行政機関の連携」、「医療・福祉、情報通信等に係る

科学技術の活用」の6つが示されている。

さらに、障害者施策については、平成7年12月、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が障害者対策本部により策定された。これは、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念の下、平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」の具体化を図るための重点施策実施計画として策定されたものである。

平成11年1月に招集された第145回通常国会においては、以下のような社会保障関係法が成立した。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律)

現下の社会経済情勢にかんがみ、平成11年度以後における国民年金の保険料の額を、平成10年度の保険料の額と同額にすることを内容とするものである。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律)

2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことの無い速度で進展している。65歳以上人口は、1970年に約740万人(全人口の7.1%)であったのが、1998年には約2,051万人(全人口の約16.2%)と急増しており、国立社会保障・人口問題研究所の平成9年1月推計によれば、2000年には約2,187万人(全人口の17.2%)、2020年には約3,334万人(全人口の26.9%)に達するものとみられている。

高齢化の進展に伴い、要援護老人の増加もみられる。平成5年で寝たきり老人(寝たきり痴呆を含む)、非寝たきり要介護痴呆性老人及び虚弱老人はそれぞれ約90万人、約10万人及び約100万人と推計されているが、これが平成12年にはそれぞれ約

最近の精神医療及び精神障害者の福祉をめぐる状況を踏まえ、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保し、及び精神障害者の社会復帰の一層の推進を図るため、医療保護入院の対象者を明確にし、精神保健指定医の職務を適正なものとし、精神医療審査会の機能を強化するとともに、緊急に入院が必要となる精神障害者の移送に関する制度を整備するほか、精神障害者居宅介護等事業等を創設し、在宅の精神障害者に対する福祉事業を市町村を中心として推進する体制を整備する等の措置を講ずることを内容とするものである。

(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律)

現下の社会経済情勢を勘案して、平成11年度に予定されていた厚生年金等の保険料引上げが凍結される方向であることから、農業者年金についても、その保険料引上げを凍結するための所要の措置を講ずることを内容とするものである。

120万人、約20万人及び約130万人に増加すると予想されている(厚生省推計)。これらの要援護老人に対する施策の充実は今後最も重要な課題の一つである。また、元気な高齢者も増加していくが、これらの人達が積極的に社会に参加・貢献していくための条件を整える必要がある。

(新ゴールドプランの策定)

このため、政府は、平成6年12月、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」(いわゆる「ゴールドプラン」)。平成元年策定。)の全面的な見直しを行い、「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略」(「新ゴールドプラン」)を策定した。これは、地域ニーズを踏まえて当面緊急に行うべき各種高齢者介護サービスの供給体制の整備目標の引上げ等を行うとともに、今後取り組むべき高齢者介護サービスの供給体制の整備に関する施策の基本的枠組みを新たに策定したものである。この中で、訪問介護員(ホームヘルパー)や特別養護老人ホームなどについて整備目標が大幅に引き上げられたほか、施策の基本的理念として利用者本位・自立支援、普遍主義、総合的サービスの提供、地域主義が掲げられ、高齢者介護サービス基盤の総合的整備及び介護基盤整備のための支援施策の総合的実施につき施策の目標が示された。また、平成7年度以降平成11年度までの総事業費は9兆円を上回る規模とし、より効率的で国民誰もが円滑に利用できる介護サービスの実現を図る観点から新しい公的介護システムの創設を含めた総合的な高齢者介護の検討を進めることなどが合意された。

高齢化がますます進行し、世界最高水準に達する一方で、平成12年度から介護保険法が施行され、その一環として全国の地方自治体において介護保険事業計画等が策定されること、同じく平成12年度から「健康日本21」とも連携を取って保健事業第4次計画が開始されることなどから、政府は、平成11年12月、「今後5か年の高齢者保健福祉施策の方向」(「ゴールドプラン21」)を策定した。これは、介護保険法に基づくサービスを中核に据えながら、いかに地域の高齢者保健水準の向上を図るべきか、施策の大きな方向性を示したものである。

(介護保険制度の創設)

介護保険法は、平成6年12月の高齢者介護・自立支援システム研究会報告、平成7年7月の社会保障制度審議会勧告、老人保健福祉審議会や与党における検討を経て、平成8年11月29日に国会に提出され、以来約1年間にわたる国会審議を経て成立し、平成9年12月17日に公布された。

介護保険制度は、高齢化の進行に伴い高齢者介護の問題が社会全体にとって大きな問題となり新たな社会的支援体制の確立が求められている中、福祉と医療に分かれている高齢者の介護に関する制度を再編成し、利用者本位の仕組みとするとともに、増加する費用を社会全体の連帯によって、安定的に賄うことができるようにしようとするものである。制度の概要は以下のとおり。

- ①保険者 市町村(特別区を含む)
- ②市町村への支援 市町村に対する支援策としては、要介護認定に係る事務経費の2分の1相当額を国が交付するとともに、都道府県に設置される財政安定化基金を通じての資金の貸付・交付や調整交付金の交付を通じて安定的な財政運営の確保を図り、また、実施体制面からも種々の支援策を講ずることとしている。
- ③被保険者 第1号被保険者：65歳以上の者
第2号被保険者：40歳以上65歳未満の医療保険加入者
- ④保険給付 保険者による適切な要介護認定を受けた上で在宅・施設両面にわたる介護サービスを計画的に提供。
- ⑤公費負担 給付費の2分の1
- ⑥利用者負担 費用の1割(施設の場合の食費は厚生大臣が定める標準負担額)
- ⑦保険料 65歳以上の被保険者(第1号被保険者)のうち、一定額以上の老齢・退職年金受給者については、年金保険者による特別徴収(天引き)が行われ、それ以外の者については、市町村が個別に徴収。40歳から64歳の被保険者(第2号被保険者)は医療保険者が徴収の上一括し

第1部 社会保障の動向

て社会保険診療報酬支払基金に納付し、全国プールしたものを市町村に配付。

⑩施行日 在宅サービス、施設サービスともに平成12年4月1日から同時実施。

(老人保健制度の見直し)

平成6年6月、「老人保健法」等の改正によって医療の給付、付添看護・介護に係る医療費、入院時食事療養費等に関し健康保険制度等の改正に準じた改正を行うとともに、医療保険の保険者からの拠出金を財源とし、老人保健施設や老人訪問看護ステーションの整備等に対する社会保険診療報酬支払基金による助成事業、利用者本位のサービス提供体制の整備、老人保健福祉審議会の創設等の措置を講じることとされ、同年10月から全面的に施行されている。また、平成7年3月の「老人保健法」等の改正により、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上下限の引上げが行われるとともに、実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施、公費負担割合が5割となる老人医療費の対象拡大等の措置が同年4月から施行された。また、3年以内を目途として老人医療費拠出金の算定方法に関し検討を行い、所要の措置を講ずることとされた。

平成8年12月には、老人保健福祉審議会において「今後の老人保健制度改革と平成9年改正について」の意見書が取りまとめられた。この意見書では、厳しい医療保険財政の状況等にかんがみ、介護保険制度の施行時を目途に老人保健制度に代わる新たな仕組みの創設を含め、老人医療費負担の仕組みを抜本的に見直す必要があるとした上で、当面取り組むべき課題として、①高齢者の心身の特性に応じた適切な保健医療サービスの提供、保健事業の充実等、②老人医療の効率化、適正化、③老人医療費の公平な負担（給付と負担の見直し）、④拠出金算定方法の見直し、等を挙げている。

なお、平成10年6月に成立した国民健康保険法等の一部を改正する法律により、近年の人口高齢

化に伴い、退職者に係る老人医療拠出金が増大していること及び老人加入率が著しく高い保険者数が増加してきていることを踏まえ、現行制度下における老人医療費拠出金の負担の公平化を図るため、退職者に係る老人医療費拠出金について、市町村国民健康保険が負担していた額の2分の1を、退職者医療制度において負担することとする改正が行われた。

(その他の制度・施策の動向)

平成7年6月には「育児休業等に関する法律」が改正され、連続3か月を限度として、常時介護を要する対象家族1人につき1回の介護休業を請求する権利が平成11年4月より保障されることとなった。

高齢者の生きがいや健康づくりを支援する対策としては、「長寿社会開発センター」や各都道府県の「明るい長寿社会づくり推進機構」において高齢者の社会活動、スポーツ活動、ボランティア活動等の支援が行われているほか、高齢者の自主的積極的活動の場となる老人クラブに対する助成等が行われている。



3 児童福祉等

わが国の年間出生数は第2次ベビーブームの昭和48年の約209万人以来減少し続け、平成7年には史上最低の約118.7万人となった。合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む平均子供数)で見ると、平成10年は1.38人で史上最低の数字となり、総人口の規模を維持する水準(2.08人)を大きく下回っている。また保健衛生水準や生活水準の向上等に伴って、現在の子供はおおむね健康であり、物質的に豊かな生活を享受している反面、経済成長、産業構造や就業構造の変化、都市化、受験競争の激化といった様々な環境の変化は新たな疾病、家族関係の希薄化、遊びの変質など好ましくない影響を子供たちに与えている。これらの子供の成長をめぐる現代的な問題の解決に向け、保育、労働、住宅、教育等様々な面において、次代の社会を担う子供たちが、健やかにたくましく育つことができるような環境づくりを進めていくことが求められている。

(エンゼルプランの策定)

このようなことから、平成6年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)が合意された。エンゼルプランでは、少子化への対応の必要性、我が国の少子化の原因と背景について分析したのち、子育て支援のための施策の趣旨及び基本的視点、施策の基本的方向、重点施策を掲げている。重点施策としては、①仕事と育児との両立のための雇用環境の整備、②多様な保育サービスの充実、③安心して子どもを産み育てることができる母子保健医療体制の充実、④住居及び生活環境の整備、⑤ゆとりある学校教育の推進と学校外活動、家庭教育の充実、⑥子育てに伴う経済的負担の軽減、⑦子育て支援のための基盤整備を掲げている。

またエンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、平成6年12月、大蔵・厚生・自治の3大臣合意により、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5か年事業)が策定され、低年齢児保育や時間延長型保育等の計画的な推進を図っている。

平成11年12月、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣により、これまでの施策を見直し「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)が合意され、平成12年度から実施されることになった。新エンゼルプランの主な施策は、①保育サービス等子育て支援サービスの充実、②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、④母子保健医療体制の整備、⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備、⑥子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援である。

(児童福祉法の改正)

現行の児童家庭福祉制度の中心をなす児童福祉法は、法制定後半世紀を経る中で、児童をめぐる環境は大きく変化し、保育需要の多様化や児童をめぐる問題の複雑化・多様化に適切に対応することが困難となっていた。中央児童福祉審議会基本問題部会は、平成8年3月に設置されて以来、児童福祉家庭福祉制度のうち、①児童保育施策体系、②要保護児童施策体系、③母子家庭施策体系について、21世紀を見据え、昨今の児童や家庭を取り巻く社会経済環境に対応した見直しの審議を行い、同年12月、「少子社会にふさわしい保育システ

ムについて」、「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて」、「母子家庭の実態と施策の方向について」の3つの中間報告を取りまとめた。政府はこれらの中間報告を受け、第140回通常国会に児童福祉法等の一部を改正する法律案を提出し、同法案は平成9年6月に成立した。同法は、①保育所に入所する仕組みを市町村の措置（行政処分）から保護者が保育所に関する情報に基づき希望する保育所を選択する仕組みに改めること、所得に応じた保育料負担方式から年齢等に応じた保育サービスの費用に基づき家計への影響をも考慮した負担方式に改めること、保育所がその機能を活用して地域住民に対して子育てに関する相談・助言を行うよう努めなければならないこと、放課後児童健全育成事業を社会福祉事業と位置づけ普及を図ること等の児童保育施策の見直し、②児童をめぐる問題が複雑・多様化している状況等を踏まえ、教護院、養護施設、乳児院などの児童福祉施設の名称、対象児童、機能等の見直し、虐待等の困難な事例に対応できるよう都道府県審議会を活用した児童相談所の機能強化、地域における児童や家庭の相談支援体制強化のために児童家庭支援センターの創設等の児童の自立支援施策の充実、③母子寮の機能強化など母子家庭の自立支援策の強化等を内容とするものである。

4 障害者福祉等

我が国の障害者総数は、身体障害（児）者約318万人（平成8年）、知的障害（児）者約41万人（平成7年）、精神障害者約217万人（平成8年）の計約576万人と推計され、我が国の総人口の4.1%となっている。

障害者施策については、昭和56年の国際障害者年や昭和57年3月に策定された「障害者対策に関

（その他の制度・施策の動向）

法律改正では、平成6年3月に児童手当法の一部改正が行われ、従来の児童手当制度に基づく福祉施設が「児童育成事業」と改められ、これまでの手当給付のための拠出金に加えて新たに児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金が徴収されることになった。これにより、事業所内保育施設への助成、児童館の施設整備、延長保育等の就労の実態に即した多様な育児支援サービスへの助成等、幅広い子育て支援事業推進の安定化が図られた。平成6年10月からは健康保険法等の改正を受けた出産育児一時金の支給も行われている。また、平成3年6月に「育児休業等に関する法律」が制定され、1歳までの1年間に育児休業を請求する権利等が保障されたが、平成7年4月からは、雇用保険法等に基づく育児休業給付の支給、健康保険や厚生年金保険等に係る育児休業中の本人負担分の保険料の免除措置、国家公務員・地方公務員に対する育児休業手当金の支給が実施されている。また、平成7年6月の「育児休業等に関する法律」の改正により、労働者への育児休業中及び休業後の労働条件に関する事項の周知及び雇用管理上の措置、事業主の育児等退職者の再雇用特別措置（努力義務）等が同年10月より実施されている。

する長期計画」を通じて、その推進が図られてきた。最近では、平成5年3月に「国連・障害者の10年」（昭和58年から平成4年まで）以降の障害者施策の推進の基本指針として、「障害者対策に関する新長期計画—全員参加の社会づくりをめざして—」が策定されたのに続き、平成5年12月には、障害者の自立社会参加を一層推進するため、「心身

障害者対策基本法」に代わって「障害者基本法」が制定され、障害者施策の基本理念の規定、障害者の日に関する規定、障害者基本計画の策定・雇用の促進・公共的施設や情報の利用等についての国及び地方公共団体の責務規定等が設けられた。

このような新たな枠組みが整備される中、平成6年9月に厚生省内に「障害者保健福祉施策推進本部」が設置され、障害の各分野にわたる保健福祉施策について総合的な検討が行われ、平成7年7月、その検討結果が「中間報告」として取りまとめられた。

（障害者プランの策定）

さらに、同年12月、政府の障害者対策本部において、関係省庁の障害者施策を横断的に盛り込んだ「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」(平成8～14年度)が策定された。障害者プランは、「障害者対策に関する新長期計画」(平成5～14年度)の具体化を図るための重点施策実施計画として位置づけられた。このプランでは、ライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念とを踏まえつつ、①地域で共に生活するために、②社会的自立を促進するために、③バリアフリー化を促進するために、④生活の質(QOL)の向上を目指して、⑤安全な暮らしを確保するために、⑥心のバリアを取り除くために、⑦我が国にふさわしい国際協力・国際交流、の7つの視点から施策の重点的な推進を図ることとしている。さらに、当面障害者施策として緊急に整備すべき平成14年度末までの目標として、グループホーム・福祉ホームの増設やホームヘルパーの増員など、具体的な数値目標が掲げられた。

（制度・施策の動向）

① 身体障害者施策

身体障害者施策としては、平成2年6月の身体障害者福祉法の改正により、身体障害者の在宅介

護が一層支援されることとなった。さらに、老人と身体障害者がそれぞれのデイサービスを利用できるような制度の改善がなされるとともに、「障害者の明るいくらし」促進事業において、身体障害者の地域生活にとって重要な移動対策について計画的な事業の充実が図られてきた。また、平成6年度からは、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」がゴールドプランの一つとして位置づけられたが、新ゴールドプランにおいては、その一層の推進を図るとともに、障害者・高齢者に配慮した住宅の整備促進を図ることが新たに盛り込まれた。一方、障害児に対して通園により生活訓練等の場を提供する心身障害児通園事業に加え、重症心身障害児(者)に対する在宅施策として、平成8年度より、新たに重症心身障害児(者)通園事業を実施することとしている。

② 知的障害者施策

知的障害者施策としては、従来、施設施策を中心として行われてきたところであるが、平成2年の精神薄弱者福祉法等の改正により、ショートステイやグループホーム等、在宅施策も法的な位置付けがなされることとなった。

近年においては、一般の住宅地の中の通常のアパート・マンション等で共同生活を営む知的障害者に対し日常生活援助を行うグループホーム事業等による生活の場や、社会活動総合推進事業、デイサービス、ゆうあいピック（全国知的障害者スポーツ大会）等の実施による活動の場を確保することにより、知的障害者の社会活動の参加を促進しているところである。特に、グループホームについては、重度の障害を有する知的障害者に適切な処遇が確保されるよう平成8年度から新たに運営費の加算制度を設けるなどその充実を図ることとしている。また、グループホームの住宅地における設置を促進するため、公営住宅の活用等が可能となるようにするための公営住宅法の改正法が第136回通常国会において成立したところである。

③ 精神障害者施策

第1部 社会保障の動向

精神障害者施策については、「精神衛生法」を全面改正した「精神保健法」が昭和63年7月に施行され、以来、法定化された精神障害者の社会復帰施設の整備をはじめとして、小規模作業所に対する助成、保健所における社会復帰相談、通院患者リハビリテーション事業等各種施策の充実により、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進が図られてきた。平成5年6月には、精神障害者等の社会復帰のより一層の促進を図るとともに、精神障害者等の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するため、「精神保健法」の改正が行われ、グループホームの法定化、精神障害者の社会復帰を促進するための啓発活動等を行う民法法人の指定、仮入院期間の3週間から1週間への短縮、精神障害者の定義規定の見直し、栄養士等の資格取得について精神障害者であることを絶対的欠格事由から相対的欠格事由に改められた。また、平成7年5月には、精神障害者の福祉を法体系上位付け、法律の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めるとともに、精神障害者保健福祉手帳の交付、正しい知識の普及や相談指導等の地域保健福祉施策の充実、生活訓練施設（援護寮）、授産施設、福祉ホーム、福祉工場の4施設類型を法律上明記、精神障害者社会適応訓練事業の法定化、市町村の役割の明示、精神医療に係る公費負担医療の公費優先から保険優先への移行等を内容とする改正が行われた。

また、平成9年秋の第141回臨時国会では、精神障害者の社会復帰を支援する精神科ソーシャルワーカーの国家資格化を図るため、「精神保健福祉士法」が成立した。

④ 障害者雇用施策

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関は全従業員に占める障害者の割合が法定雇用率以上になるよう障害者を雇用することが義務づけられている。しかしながら、一般民間企業の障害者実雇用率が平成元年

から平成3年まで1.32%と停滞傾向が続いたことから、労働省は平成4年3月に初めて雇用率未達成の企業のうち改善努力のみられない企業名の公表を行った。

また、平成4年5月の同法の改正により、労働大臣による障害者雇用対策基本方針の策定、短時間労働者の重度障害者に対する雇用率制度の適用、重度知的障害者に対するダブルカウントの適用及びこれらに対する納付金制度の適用、精神障害回復者を雇用する事業主に対する助成金の支給等が行われることとなった。さらに平成6年6月の同法改正では、都道府県知事による障害者雇用支援センターの指定、障害者を取りまく職業生活環境の整備を図るための助成措置の拡充などが行われた。

現在の法定雇用率は身体障害者のみを対象としているため、知的障害者は雇用義務がないが、身体障害者とみなして実雇用率にカウントできるとされている。障害者雇用審議会は、平成9年1月27日に労働大臣に対して意見書を提出した。その趣旨は、①近年、知的障害者の雇用が進み、従来にはなかった産業分野にも拡がりを見せていること、②知的障害者について実雇用率の算定に当たってのみカウントするという取扱いが身体障害者の雇用に対して影響を及ぼすに至っていること、③近年の障害者の社会参加に関する社会的気運の盛り上がり等にかんがみると、雇用率制度上、知的障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるべき時期にきていること等から、知的障害者を含む法定雇用率の設定が必要なこと、及び障害者に対する雇用支援策を充実すべきこと（地域レベルでのきめ細かい職業リハビリテーションの推進など）等である。労働省はこの意見書を踏まえ、第140回通常国会に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会において成立した。これに伴い、平成10年7月からの法定雇用率は、①常用労働者数56人以上の一般民間企業は1.8%、②常用労働者数48人以上

の特殊法人は2.1%、③職員数48人以上の国・地方公共団体は2.1%（ただし、職員数50人以上規模の都道府県等の教育委員会は2.0%）となった。民間

5 医療保険

21世紀の本格的な高齢社会を迎えるに当たって、国民の医療ニーズの多様化、高度化等に的確に対応した揺るぎない医療保険制度を確立することが、今後の重要な課題となっている。

平成9年度の国民医療費は29兆651億円、国民一人当たりの医療費は23万400円に達している。特に老人医療費について見ると、国民医療費に占める割合が次第に増加し平成9年度には35.4%に達している。今後も人口の高齢化の進展、医療技術の進歩等により、医療費の増加は避けられないところであり、伸び率を適正な範囲に抑えるための努力が求められている。

このような観点から、医療保険審議会では、平成5年1月に、①公的医療保険の役割、②保険給付の範囲・内容、③給付と負担の公平、④医療費の規模及びその財源・負担のあり方、⑤医療保険制度の枠組み及び保険者運営のあり方、⑥現金給付のあり方、⑦保健施設事業のあり方、⑧その他、の8つの検討項目をまとめた。このうち、主として①及び②については、平成6年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、付添看護・介護についての給付の改革として看護の位置付けの明確化や付添看護療養費の原則廃止、在宅医療の推進のため在宅医療の法律上の位置付けの明確化及び訪問看護事業の拡大が行われた。また、同時に、入院時の食事についての給付の見直しとして療養の給付から入院時の食事療養を切り離して入院時食事療養費を創設し、患者は定額の標準負担額を支払うこととなったほか、前

企業の障害者実雇用率は、平成9年6月には1.47%、平成10年6月には1.48%となっている。

述した出産育児の支援措置も講じられた。

平成7年3月以降、医療保険審議会では、上記検討項目のうち③～⑤を中心に審議を重ね、同年8月に「中間とりまとめ」を行った。さらに、ここで取り上げられた様々な論点等についてさらに掘り下げた検討を行った結果、平成8年6月に、「今後の国民医療と医療保険制度改革のあり方について（第2次報告）」が取りまとめられた。本報告では、高齢化と経済の低成長の中で国民医療費は増大し、医療保険財政が深刻な赤字構造に陥っている中で、年金、医療、福祉の各分野を通じた社会保障全体の効率化が必要であり、特に医療については、医療提供体制を含めた今後の国民医療のあり方について基本的な検討を行う必要があるとの認識に立って、医療保険制度改革に取り組んでいくことが必要であるとしている。その上で、医療提供体制の見直し、これからの医療保険制度の役割、医療保険制度の構造の見直し、患者負担等の見直し、診療報酬体系等の見直し、等についての考え方を示している。

本報告を受けて、医療保険審議会では、平成8年7月、今後の医療保険制度改革において考えられる複数の改革メニューを提示し、これをもとに中期的な改革ビジョンと平成9年度を含む当面の制度改革案について審議を行った結果、同年11月、「今後の医療保険制度のあり方と平成9年改正について」の建議を厚生大臣に対して行った。本建議では、医療の質の向上と効率化、少子高齢社会における国民皆保険体制の堅持、制度間の公平や

第1部 社会保障の動向

給付と負担のバランスの確保、等を基本的な考え方として21世紀初頭に目指すべき医療保険制度の姿を示すとともに、今後の一連の医療保険制度改革の第一段階として、平成9年改正においては医療保険の財政収支の均衡を図るために必要な改革を実施するよう提言している。

その後、政府・与党内で平成9年度改正の内容についての検討が行われ、これを受けて、平成9年1月に、①患者負担について、老人の入院を1日当たり710円から1,000円に、外来を1月当たり1,020円から1回当たり500円(1月4回、2,000円限度)に、被用者本人を1割から2割にするとともに、老人、被用者本人、家族、国民健康保険について外来の薬剤に対する一部負担を導入すること、②政府管掌健康保険の保険料率を1,000分の82から1,000分の86に改定すること等を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律案」が医療保険審議会、老人保健福祉審議会、社会保障制度審議会に諮問され、答申が行われた後、同年2月10日、第140回通常国会に提出された。同法は、平成9年6月に成立し、同年9月から施行された。

〔医療保険制度抜本改革の検討〕

医療費の伸びと経済成長との均衡が崩れ、このままでは医療保険の運営に支障が生じ必要な医療サービスを賄うことすら確保できなくなるおそれがあることから、国会の論議その他各方面から医療保険制度の抜本改革が求められており、与党3党は平成8年12月に与党医療保険制度改革協議会(与党協)を設置し、医療保険制度改革について検討を進め、平成9年4月に「医療制度改革の基本方針」を取りまとめた。

一方、厚生省では、国会における審議及び与党3党からの求めに応じ、平成9年8月に「21世紀の医療保険制度」(厚生省案)を取りまとめ、診療報酬体系、薬価基準制度、医療提供体制、医療保険の制度体系、高齢者医療制度等の改革案を提示した。与党3党は、この厚生省案や各方面の意見を踏まえ、同年8月29日に医療提供体制、薬価制

度、診療報酬体系、高齢者医療保険制度等について「21世紀の国民医療(与党協案)」を取りまとめ、抜本改革は平成12年を目途とするが、可能なものからできる限り速やかに実施することとしている。

医療保険福祉審議会は、制度企画部会を設け、平成9年11月以降、与党協案を基本として抜本改革の審議を行っている。抜本改革の内容は診療報酬体系、薬価基準制度、医療提供体制、高齢者医療制度など、広範多岐にわたっているが、現在、診療報酬体系、薬価基準制度、高齢者医療制度の見直しについて議論が進められており、意見がまとまり次第、所要の制度改正を行うこととされている。

〔その他の制度・施策の動向〕

国民健康保険については、平成元年に社会保障制度審議会から「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見が出され、平成2年の国民健康保険法改正では、保険基盤安定制度の恒久化、国庫助成の拡充と財政調整機能の強化等の措置が図られた。また、平成7年の国民健康保険法改正では、国民健康保険財政の安定化と保険料負担の公平化を図るため、保険料軽減制度の拡充、高額医療費共同事業の拡充・制度化等のほか、平成5年の改正で2年間の暫定措置とされた保険基盤安定制度に係る国庫負担の特例措置をさらに2年間継続した。また、平成9年度以降の国民健康保険制度のあり方については、平成8年12月の「国民健康保険制度の改革について」と題する医療保険審議会の建議書において、国民健康保険制度の基本構造に踏みこんだ改革の今世紀中の実現を目指して検討を進めるべきである旨の指摘がなされている。

診療報酬については、平成6年4月の改定において、診療報酬体系の簡素化を図る観点から甲乙点数表が一本化されるとともに、許認可事項の簡素合理化が図られ、医療機関の機能・特質に応じた評価、医療技術の適正な評価、在宅医療の推進、

難病患者、老人患者などの心身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用や検査の適正化などが図られた。また、同年10月には改正健康保険法等の施行に伴う診療報酬の改定が行われた。また、平成8年4月の改定では、医療機関の機能分担の推進、老人外来医療等の包括化等診療報酬の合理化とともに、多剤投与の場合の薬剤料の低減措置の拡大等薬剤使用の適正化を推進する措置が講じられた。さらに、平成10年4月の改定では、医療機関における人件費・物件費の上昇に対応するため、1.5%の引上げを行うとともに、診療報酬点数の合

6 年金保険

公的年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、全ての国民の老後生活を保障するとともに、障害を負った場合や生計維持者が死亡した場合の保障を行っている。

平成9年度末現在のわが国の国民年金被保険者数は約7,035万人に上るが、平成10年の国民生活基礎調査によれば、65歳以上の高齢者のいる世帯のうち公的年金等の支給を受けている世帯は約97(96.6)%あり、また高齢者世帯の所得のうち公的年金・恩給が63.6%を占めており、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして深く浸透している。平成11年4月時点で、厚生年金保険における最近年金を受けはじめた男子の平均年金月額が20万3,600円、また、老齢基礎年金(40年加入の場合)は月額67,017円となっている。

最近の改正の動向を見ると、平成元年の改正では、給付額の改善、完全自動物価スライド制の導入、従来任意加入とされていた学生に対する国民年金の適用及び自営業者等に基礎年金の上乗せ年金を支給する国民年金基金制度の創設等が行われ

理化を行い、その分の財源を充実すべき報酬項目に振り向けることとし、併せて、薬剤費等の適正化を図るため、薬価を医療費ベースで2.7%(薬価ベースで9.7%)、医療材料価格を医療費ベースで0.1%引き下げることとされた。

なお、薬価については、平成3年5月の中央社会保険医療協議会の建議を受け、算定方式が従来よりも市場の実勢価格が反映されるような方式に改められた。また、平成8年4月の基準改定では、既存薬について、価格設定時の条件に変化が生じた場合に薬価の再算定を行うこととされた。

また、平成6年の改正では、活力ある長寿社会の構築に向け人生80年時代にふさわしい年金制度とし、また将来にわたり給付と負担の均衡を図るため、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の段階的引上げ、在職老齢年金の改善等を行うとともに、財政再計算に伴う年金額の改善(なお、厚生年金の報酬比例部分の再評価率の改定方法については、これまでの現役世代の賃金の伸びに応じて行う方法から、税や社会保険料を差し引いた現役世代の手取り賃金の伸びに応じて行う方法(可処分所得スライド)に改めることとされた。)と保険料率の引上げ幅の見直し、遺族年金、障害年金、厚生年金基金等の改善、賞与等からの特別保険料徴収等を行うこととされた。また、65歳未満の厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受けている場合は、その間、老齢厚生年金の支給を停止することとなった。

なお、公的年金の長期的安定を目指して、社会保障制度審議会の年金数理部会は、平成4年9月には、公的年金の一元化、支給開始年齢問題を中心とする給付と負担のあり方及び年金財政に関す

第1部 社会保障の動向

る情報公開等についての提言を行った「年金数理部会第3次報告書」を、平成5年12月には、年金制度の財政再計算のあり方及び年金財政の情報公開のあり方等について提言を行った「年金数理部会第4次報告書」をそれぞれ発表した。さらに平成10年3月には「年金数理部会第5次報告書」を発表し、公的年金制度の長期的安定のためには現行の段階保険料設定の方法を見直す必要があるとの提言を行った。

21世紀の超高齢社会に備え、老後の所得保障の支柱である公的年金については、長期的に安定した、公正・公平な制度を確立していくことが重要である。このようなことから、政府は、昭和59年の閣議決定により、平成7年を目標に公的年金制度の一元化を完了するという目標を示した。これを受けて、昭和61年4月に全国民共通の基礎年金制度が導入され、公的年金のいわゆる1階部分について一元化が図られた。平成元年には、基礎年金に上乘せされるいわゆる2階部分の給付面における一元化へ向けての当面の措置として「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が制定され、被用者年金制度間の費用負担の調整措置が平成2年4月から実施された。

平成6年2月には、「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が政府に設置され、検討を重ねてきたが、平成7年7月、「公的年金制度の一元化について」報告が取りまとめられ、これを受けて平成8年3月、「公的年金制度の再編成の推進について」と題する閣議決定が行われた。この閣議決定では、被用者年金制度の再編成の進め方として、①第一段階として、日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合を平成9年度に厚生年金保険に統合する、②国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する、③農林漁業団体職員共済組合及び私立学校教職員共済組合については、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検

討を行う、とされた。また、被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うこと、年金現業業務について基礎年金番号の導入等統一的な処理を推進すること、なども決定された。

この閣議決定を受けて、平成8年6月、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、①JR共済、JT共済、NTT共済の厚生年金への統合、②統合に伴い、旧三共済の組合員を新たに厚生年金の加入者とし、厚生年金のルールに従って年金を支給すること、③統合に際しては、三共済より必要な額の積立金を移管するとともに、被用者年金全制度が一定のルールに従って財政支援を行うこととされた。

ところで、完全自動物価スライド制のもとでは、本来、平成8年4月以降の年金額は、平成7年の全国消費者物価指数の動向に応じて改定されることとなるが、同年の全国消費者物価指数は対前年比で0.1%の下落となった。しかし、年金額の実質的価値の維持という本来の趣旨にかんがみれば、このような小幅の改定は必要性に乏しいことから、特例として、平成8年度の物価スライドを行わないこととするための「平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」が、平成8年3月に制定された。

次に平成11年度の次期財政再計算に向けての動向については、少子・高齢化の急速な進行、経済基調等の変化等により年金を取り巻く環境が厳しいものとなっていることから将来の負担を過重なものとしないう制度全体の抜本的な見直しを図り、長期的に安定した制度を構築すること等が重要な課題となっている。年金審議会では、平成9年5月27日より次期財政再計算に向けた検討を開始し、制度改正に係る基本的事項をはじめ、給付と負担の適正化、年金積立金の自主運用のあり方

等幅広く検討を行っているところである。平成9年12月5日には年金審議会での論点が整理され、また、それと同時に、厚生省も国民的合意形成に資するため、給付と負担の組み合わせについて5つの選択肢を提示した。平成10年3月には次期改正に向けた「有識者調査」を実施し、その結果を5

月に公表した。年金審議会では、論点整理に示された論点について検討を深め、平成10年10月に意見書を取りまとめた。この意見書を踏まえて、政府は年金改正法案を平成11年の通常国会に提出することとしている。

7 労働保険等

平成9年度における労災保険の適用労働者は4,844万人で、前年度比1.1%増となった。労働災害は累次の労働災害防止計画の推進等により全体としては減少傾向にあり、新たに労災保険の給付の支払を受ける者は漸次減少を続け、平成9年度には63万1千人となっているが、年金受給者の累増等を反映し、給付費支払額は年々増加傾向にある。保険給付の内訳では、年金の給付金額が年々増加し最も多くなっており、その割合は平成9年度には46.8%となっている。また、平成7年3月には、介護補償給付の創設、遺族補償年金の給付内容等の改善、労働福祉事業の改善等を内容とする「労働者災害補償保険法等の一部改正法」が成立した。

雇用保険については、平成9年度平均の一般求職者給付基本手当受給者実人員は89.9万人で、景気の動向も反映し前年度比6.5%増となった。また平成6年6月には「雇用保険法等の一部改正法」が成立し、高齢者雇用継続給付（60歳時点に比べて賃金額が15%を超えて低下した状態で雇用を継続する高齢者に支給）及び育児休業給付（1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した被保険者に支給）の創設、求職者給付、就職促進給付の充実等が行われた。平成9年度実績は、高齢者雇用継続給付が570億円、育児休業給付が、基本給付金について219億円、職場復帰給付金（復帰後6

か月雇用時点で給付）について40億円となっている。なお、雇用保険制度については、平成10年の雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律により、労働者の主体的な能力開発の取組を支援するための給付及び介護休業する労働者の雇用の継続を図るための給付を創設するとともに、高齢者求職者給付金の額等の改正、失業等給付に係る国庫負担の見直し等を行う改正が行われた。

高齢化の進展に伴い高齢者の雇用・就業の場の確保が重要な課題となっており、平成2年6月に、事業主による定年到達者の65歳までの再雇用の努力義務などを内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われ、また平成6年6月の同法改正では、60歳定年が努力義務から義務化になる（施行は平成10年4月）とともに、労働大臣は、60歳定年後の継続雇用制度導入計画の作成指示ができるようになった。さらに、平成8年5月の改正では、地域の企業、家庭、官公庁などから仕事を請負い、委任により引き受け、おおむね60歳以上の高齢者である会員に提供する「シルバー人材センター」について、会員、仕事、事業実施地域の一層の拡大を図るため、2以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人を「シルバー人材センター連合」として都道府県知事の指定を受けることができることとされた。

なお、平成10年「雇用管理調査」によると、60

歳以上の定年制の普及率は93.3%となっており、60歳定年制実施予定まで含めると98.7%に達している。今後は希望する者が65歳まで現役として働

8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民の生活水準の向上に即した改善が図られてきており、平成11年度においては対前年比0.3%の引き上げが行われ、世帯当たりの最低生活費は17万6,806円（標準3人世帯、1級地-1の場合）と

けるような環境づくりを進めていくことが課題となっている。

なった。また、被保護者数は、昭和59年をピークとして減少傾向で推移してきたが、平成4年度からは横ばい傾向となり、平成8年度後半から都市部を中心に増加傾向で推移している。平成10年度の被保護人員は94万6,994人となっている。保護率について見ると、平成10年度は7.5%となっている。

9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病を中心とする慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、施策の面においても健康増進からリハビリテーションを通じた包括医療の重要性が高まっている。

医療提供体制については、都道府県ごとの医療計画が作成され、少なくとも5年に一度見直しが行われているほか、地域の実情や特性に即した保健医療サービスの提供体制の整備を図るため、2次医療圏（日常生活圏）単位に地域保健医療計画が作成されている。また、平成4年6月には、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供するための「医療法の一部を改正する法律」が成立し、医療施設機能の体系化を図るため高度医療を必要とする患者等に医療を提供する

「特定機能病院」及び長期療養を必要とする患者等に医療を提供する「療養型病床群」が制度化されるとともに、医療に関する適切な情報提供が推進されることとなった。

さらに本格的な高齢社会に向けて、国民に良質かつ適切な医療提供体制を整備していくため、平成7年4月より、医療審議会では基本問題検討委員会を設置し、今後の医療提供体制のあり方について検討を行い、平成8年4月に意見具申をとりまとめた。これを踏まえ、要介護者の増大に対応し、地域に必要な医療を確保する観点からの措置を盛り込んだ「医療法の一部を改正する法律案」が医療審議会、社会保障制度審議会に諮問され、同年6月に答申が行われた。同法律案は、①医療の担い手は医療の提供に当たって適切な説明を行うよう努めることとすること、②要介護者の増大

に対応するための療養型病床群制度の診療所への拡大、③かかりつけ医・かかりつけ歯科医等を支援するための地域医療支援病院制度の創設、④地域医療支援病院や療養型病床群の整備目標等の医療計画における必要的記載事項化、⑤老人居宅介護事業等の医療法人の附帯業務への追加、⑥広告事項の追加、等を内容とするものである。同法律案は、平成8年11月第139回臨時国会に提出されたが継続審議とされ、平成9年10月、第141回臨時国会において、可決成立した。

医薬分業は、かかりつけ薬局が患者の服薬の記録を保存（薬歴管理）し、複数の病院等から処方される薬の飲み合わせを確認することを通じて、重複投薬や相互作用の発生を防止するもので、医薬品の適正使用に大きく資するものである。保健所を事務局とした医薬分業定着促進事業等を通じ、分業率は平成7年度には20.3%にまで達しているが、今後は、患者が複数の医療機関を受診した場合でも一つのかかりつけ薬局から薬を受け取る「面分業」体制を推進していくこととされている。

地域保健対策については、平成6年6月、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「保健所法」から「地域保健法」への名称の変更、地域保健対策に関する地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策の推進に関する基本指針及び小規模町村の人材確保のための支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等が行われた。また、平成6年12月には、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が告示された。平成9年4月には、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」の全面施行により、母子保健に関する事務等の市町村への委譲、診療所の開設届出の受理等の事務が保健所政令市へ権限移譲されるとともに、保健所の機能強化及び所管区域の見直しが実施された。健康づく

り対策については、現在、がん、脳卒中、心臓病といった生活習慣病等の国民的課題を改善し一層の健康増進を図るため、従来の健康に関する計画を質的にも大きく転換し、健康に生きることができる期間の延長とともに生活の質（QOL）の向上を目的とする健康日本21の計画の策定を行っている。この計画は、国民の健康増進、疾病予防等のために保健医療上重要な課題となる対象分野を設定し、指標となる具体的数値目標を定め達成するための諸施策を体系化するものであり、2000年からの実施を目指している。また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定する等、国民の健康づくりに対する民間施設を利用した支援も行われている。

またエイズ対策では、「エイズストップ7年作戦」と題し、正しい知識の啓発普及、医療体制、検査体制及び相談・指導体制の充実、研究・国際協力の推進、都道府県によるエイズ対策促進事業の創設といった総合対策を推進しており、その予算規模は平成11年度で139億円に上っている。新興・再興感染症の出現や、感染症を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえた新しい時代の感染症対策については、公衆衛生審議会において検討が重ねられ、平成9年12月「新しい時代の感染症対策について」と題する意見書を厚生大臣に提出した。これを踏まえ、厚生省は、総合的な感染症予防対策を図るため、伝染病予防法等を廃止し、国及び地方公共団体の責務を明確にするとともに、法の対象とする感染症の類型の見直しと法に基づく入院についての医療体制等について定めることを内容とする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案」等を国会に提出した。同法案は第142回通常国会に提出されたが継続審議とされ、その後、平成10年10月第143回臨時国会において可決成立した。

環境衛生対策については、廃棄物対策では、平成3年10月に、廃棄物の減量化、リサイクルの促進、適正処理の確保等を内容とする「廃棄物処理

法」の改正が行われた。平成7年6月には、容器包装廃棄物の減量化と再資源化の推進を目的とした「容器包装リサイクル法」が成立し、平成9年4月より施行されている。平成9年6月には、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上、不法投棄対策の強化などの総合対策の実施を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。さらに、平成10年6月には、廃家電品のリサイクルを目的とした「家電リサイクル法」が成立した。廃棄物処理施設の整備については、平成8年6月に「廃棄物処理施設

整備緊急措置法」が改正され、それに基づき、平成8年12月に「第8次廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定されている。また、「バーゼル条約」等の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成4年12月には「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が成立した。一方、水道法に関しては、平成8年6月に、内外から強く要望されていた水道の指定工事店制度の見直しを踏まえた水道法の改正が行われ、平成9年度より給水装置工事主任技術者の国家試験を実施することとなった。

10 人材の確保

昭和62年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉従事者の資格化が図られたが、介護職員や看護職員等の一層の養成確保策が必要とされている。厚生省の推計によると、平成12年には保健医療関係者235万人、社会福祉関係者111万人が必要となるとされている。また、平成6年12月にはゴールドプランの見直しが行われ、平成11年度までのマンパワー整備目標として、訪問介護員（ホームヘルパー）17万人、寮母・介護職員20万人、看護職員等10万人、OT（作業療法士）・PT（理学療法士）1.5万人が位置付けられている。さらに、訪問介護員（ホームヘルパー）については、平成7年12月の「障害者プラン」において、平成14年度末まで緊急整備目標として4.5万人の上乗せを図ることとされた。

このように将来において膨大な人材の需要が見込まれることに応え、人材確保を強力に推進することが必要ことから、社会福祉事業従事者については、平成4年6月に、基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、訪問介護員（ホームヘルパー）等に対する社会福祉施

設職員退職手当共済制度の適用等を内容とする「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」（いわゆる「人材確保法」）が成立し、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の策定告示、都道府県福祉人材センターの全都道府県設置並びに中央福祉人材センター及び福利厚生センターの指定が行われた。また、同指針を踏まえ、福祉人材センターによる就労援助、研修、啓発・広報や、介護福祉士等に係る修学資金の貸付等資質の向上及び社会的評価の確立等に係る総合的な人材確保対策が推進されている。

看護職員についても、同じく平成4年6月に、看護婦等の確保に関する指針の策定、国及び地方公共団体の責務、病院等の開設者等の責務、離職した看護婦等に対する無料職業紹介、講習会の開催等を行う中央ナースセンター及び都道府県ナースセンターの指定等を内容とする「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が成立し、同法に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が同年12月に策定告示された。

同法及び同指針に基づき、離職の防止、再就業の支援、養成力の確保、資質の向上等総合的な看護職員確保対策が推進されている。

今後の増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められている。住民参加型の組織は年々増加傾向にあり、全国社会福祉協議会の調査によれば平成9年3月末現在、1,000を越える組織がサービスの提

供を行っている。また全国社会福祉協議会が把握しているボランティア活動者の数は、平成9年4月現在で約546万人とされている。全国の都道府県及び2,649の市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供を始めとする各種事業を行っている。

また、平成4年5月には介護労働者の雇用管理の改善等計画の策定、介護労働安定センターの創設等を内容とする「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が成立した。

11 社会福祉基礎構造改革について

昭和20年代に形づくられた現在の社会福祉の基礎制度を取り巻く環境は、少子・高齢化、女性の社会進出、核家族化などの急速な進展により、その対象者が一部の経済的な生活困窮者から国民一般に普遍化するなど、大きく変化している。こうした状況変化に伴う福祉需要の増大・多様化に適切に対応するべく、近年、介護保険制度創設や児童福祉法改正等の各個別分野においては施策の充実が図られてきたが、一方、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度、福祉事務所など社会福祉の基礎構造については、社会福祉事業法制定以来、約半世紀の間、その基本的枠組みが維持されたままであり、時代の要請にそぐわない部分が種々生じている。

こうした動きを踏まえ、厚生省では平成9年8月から「社会福祉事業等の在り方に関する検討会」が開催され、社会福祉の基礎構造について議論された結果、同年11月、検討会報告として「社会福祉の基礎構造改革について（主要な論点）」が取りまとめられ、国民の信頼と納得の得られる福祉

サービスが提供されるよう改革の基本的方向が示された。さらに、同年11月からは、中央社会福祉審議会において社会福祉構造改革分科会を設置し、検討会での論点整理を参考にしつつ審議を行い、平成10年6月、同分科会としての中間報告を取りまとめ、新しい社会福祉制度の方向性、改革の具体的内容等が示されたところである。これを踏まえ、厚生省では、必要な制度改正に取り組んでいくこととしている。



一新ゴールドプランの概要

(表1)

1. 整備目標の引上げ等(平成11年度末までの当面の整備目標)

	旧ゴールドプラン	
(1) 在宅サービス		
・ホームヘルパー (ホームヘルパーステーション)	10万人 →	17万人 1万か所
・ショートステイ	5万人分 →	6万人分
・デイサービス	1万か所 →	1.7万か所(デイケアを含む)
・在宅介護支援センター	1万か所 →	1万か所
・老人訪問看護ステーション	— →	5,000か所
(2) 施設サービス		
・特別養護老人ホーム	24万人分 →	29万人分
・老人保健施設	28万人分 →	28万人分
・高齢者生活福祉センター	400か所 →	400か所
・ケアハウス	10万人分 →	10万人分
(3) マンパワーの養成確保		
・寮母・介護職員	— →	20万人
・看護職員等	— →	10万人
・OT・PT	— →	1.5万人

2. 今後取り組むべき高齢者介護サービス基盤の整備に関する施策の基本的枠組みの策定

《基本理念》

利用者本位・自立支援、普遍主義、総合的サービスの提供、地域主義

《サービス基盤の整備》

- (1) 在宅サービス
 - ・かかりつけ医の充実強化
 - ・ケアプランの策定
 - ・配食サービス、緊急通報システムの普及
- (2) 施設サービス
 - ・特別養護老人ホームの基準面積の拡大(個室化の推進)
 - ・充実した介護力を整えた老人病棟の整備推進
 - ・福祉用具の積極的導入による施設機能の近代化
- (3) 寝たきり老人対策(新寝たきり老人ゼロ作戦の展開)
 - ・地域リハビリテーション事業の実施、市町村保健センターの整備
- (4) 痴呆性老人対策の総合的実施
 - ・痴呆性老人の治療・ケアの充実(グループホームの実施等)

《支援施策》

- (1) マンパワーの養成確保
 - ・養成施設の整備、研修体制の整備
- (2) 福祉用具の開発・普及の推進
 - ・福祉用具の研究開発・普及の促進
- (3) 民間サービスの活用
 - ・民間サービスの積極的活用によるサービス供給の多様化・弾力化

- (4) 住宅対策・まちづくりの推進(建設省と協力して推進)
 - ・シルバーハウジング等の高齢者対応型住宅の整備
 - ・高齢者・障害者に配慮されたまちづくりの推進

《施策の実施》

これらの目標を具体化するために、国、都道府県、市町村等がそれぞれの役割を踏まえ、適切に事業を実施するとともに、地方公共団体が地域の特性に応じて自主的に行う高齢者介護施策を支援。

3. 五年間の総事業費

9兆円を上回る規模



「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」の概要

(表2-1)

(策定のねらい)

- 共働き世帯の増大、核家族化の進行等に対応し、厚生・文部・労働・建設4大臣合意の下、
- (1) 社会全体の子育てに対する気運を醸成し、企業・職場、地域社会などの子育て支援の取組みを推進する。
 - (2) 文部省、厚生省、労働省、建設省は、今後10年間における子育て支援施策の基本方向と重点施策を定め、その総合的・計画的推進を図る。
 - (3) 地方公共団体における計画的な子育て支援策の推進を図るなど地域の特性に応じた施策の推進のための基盤整備を図る。

(今後の施策の基本的視点)

- (1) 安心して出産や育児ができる環境づくり
- (2) 家庭における子育てを基本とした「子育て支援社会」づくり
- (3) 子育て支援策における「子どもの利益」の尊重

(基本的方向)	(重点施策)
①子育てと仕事の両立支援	→ 育児休業給付の実施など 多様な保育サービスの充実など
②家庭における子育て支援	→ 地域子育て支援センターの大幅拡充など 母子保健医療体制の充実など
③子育てのための住宅及び生活環境の実現	→ ゆとりある住宅の整備など
④ゆとりある教育の実現と健全育成	→ 教育内容・方法の改善など
⑤子育てコストの軽減	→ 保育料の軽減・負担の公平化など



「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5か年事業）」の概要

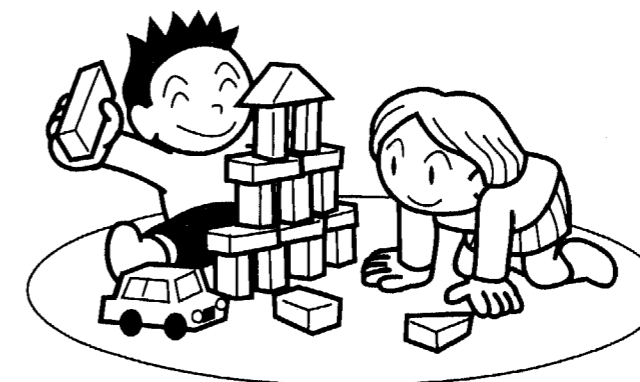
(表2-2)

(策定のねらい)

- (1) 緊急に整備することが求められている低年齢児保育や延長保育等の多様な保育サービスを飛躍的に拡充。
- (2) 各サービスについて目標値を示し、計画的に推進。これに必要な条件整備として施設整備の改善や保母配置の充実。
- (3) 国が関係省庁の合意の下に、財源措置を行い、保育対策等に積極的に取り組むことによって自治体や保育所等関係者の一層の取組みを促す。
- (4) 地方公共団体が地域の特性に応じて自主的に実施する保育対策等についても積極的に支援する。

(整備目標等)

	平成6年度予算	平成11年度
・低年齢児（0～2歳児）保育	45万人	→ 60万人
・延長保育	2,230か所	→ 7,000か所
[おおむね午後6時以降の保育]		
・一時的保育	450か所	→ 3,000か所
[緊急・一時的な保育]		
・乳幼児健康支援デイサービス事業	30か所	→ 500か所
[病気回復期の乳幼児の保育]		
・放課後児童クラブ	4,520か所	→ 9,000か所
[主に小学校低学年児童に対する放課後の児童育成]		
・多機能化保育所の整備	5年間で1,500か所	
[保育所の改築時に育児相談スペース等を整備]		
・地域子育て支援センター	236か所	→ 3,000か所
[育児相談、育児サークルの支援などを行う保育所等]		
・乳児保育、延長保育などの多様な保育サービスを提供するため、保育所の人的な充実を図る。		



(表3-1)

障害者プランの概要

～ノーマライゼーション7か年戦略～

【プランの特色】

- ◎「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策実施計画
- ◎新長期計画の最終年次に合わせ、平成8～14年度の7か年計画
- ◎数値目標を設定するなど具体的な施策目標を明記
- ◎障害者対策推進本部で策定し、関係省庁の施策を横断的に盛り込み
(注) 障害者対策に関する新長期計画は、平成5～14年度を計画期間として、障害者対策推進本部で策定している。

【プランの骨格】

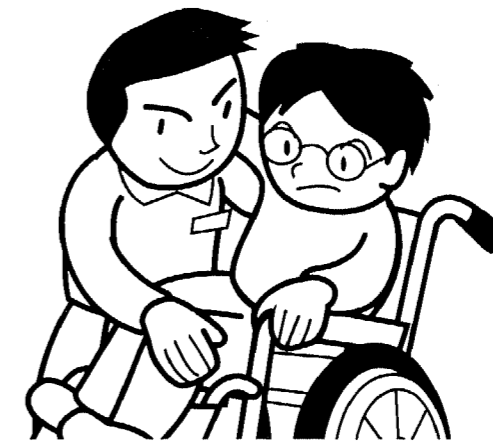
リハビリテーションとノーマライゼーションの理念を踏まえ、次の7つの視点から施策の重点的な推進を図る。

- ① 地域で共に生活するために
 - 〔 障害のある人々が社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるよう、住まい、働く場・活動の場や必要な保健福祉サービス等が的確に提供される体制の確立 〕
 - 住まい（公共賃貸住宅、グループホーム等）や働く場（授産施設等）の確保
 - 障害児の地域療育体制の構築
 - 精神障害者の社会復帰・福祉施策の充実等
 - 介護サービス（ホームヘルパー、入所施設等）の充実
 - 移動やコミュニケーション支援など社会参加の促進
 - 難病を有する者への介護サービスの提供 等
- ② 社会的自立を促進するために
 - 〔 障害の特性に応じたきめ細かい教育体制の確保及び障害者とその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できるような施策の展開 〕
 - 各段階ごとの適切な教育の充実
 - 法定雇用率達成のための各種雇用対策の推進
 - 第3セクター重度障害者雇用企業等の設置促進 等
- ③ バリアフリー化を促進するために
 - 〔 障害者の活動の場を拡げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、駅、建物等生活環境面での物理的な障壁の除去への積極的な取組み 〕
 - 車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備
 - 公共交通ターミナルにおけるバリアフリー化の推進
 - 高速道路等のSA・PA及び「道の駅」における障害者への配慮
 - 公共性の高い民間建築物、官庁施設のバリアフリー化の推進 等
- ④ 生活の質（QOL）の向上を目指して
 - 〔 障害者のコミュニケーション、文化活動等自己表現や社会参加を通じた生活の質的向上を図るため、先端技術を活用しつつ実用的な福祉用具や情報処理機器の開発普及等を推進 〕

- 福祉用具等の研究開発体制の整備
- 情報通信機器等の研究開発・普及
- 情報提供、放送サービスの充実、スポーツ、レクリエーション振興 等

- ⑤ 安全な暮らしを確保するために
 - 〔 災害弱者といわれる障害者を災害や犯罪から守るため、地域の防犯・防災ネットワークや緊急通報システムの構築、災害を防ぐための基盤づくりを推進 〕
 - 手話交番の設置、手話バッジの装着の推進
 - ファックス110番の整備
 - 災害時の障害者援護マニュアルの作成・周知 等
- ⑥ 心のバリアを取り除くために
 - 〔 ボランティア活動等を通じた障害者との交流、様々な機会を通じた啓発・広報の展開等による障害及び障害者についての国民の理解の増進 〕
 - 交流教育の推進
 - ボランティア活動の振興
 - 精神障害者についての社会的な誤解や偏見の是正 等
- ⑦ 我が国にふさわしい国際協力・国際交流を
 - 〔 我が国の障害者施策で集積されたノウハウの移転や施策推進のための経済的支援を行うとともに、各国の障害者や障害者福祉従事者との交流を推進 〕
 - ODAにおける障害者への配慮、国際協調の推進 等

本プランに対応し、地方公共団体が地域の特性に応じ主体的に取り組む障害者施策を積極的に支援する。



当面障害者施策として緊急に整備すべき目標(平成14年度末の目標)

1. 住まいや働く場ないし活動の場の確保

	(現状)	(目標)
(1) グループホーム・福祉ホーム	5千人分	→ 2万人分
(2) 授産施設・福祉工場	4万人分	→ 6.8万人分

(3) 新たに整備する全ての公共賃貸住宅は、身体機能の低下に配慮した仕様とする。
 (4) 小規模作業所について、助成措置の充実を図る。
2. 地域における自立の支援
 - (1) 障害児の地域療育体制の整備

重症心身障害児(者)等の通園事業 3百か所 → 1.3千か所
 全都道府県域において、障害児療育の拠点となる施設の機能を充実する。
 - (2) 精神障害者の社会復帰の促進

精神障害者生活訓練施設(授産寮)	1.5千人分	→ 6千人分
精神障害者社会適応訓練事業	3.5千人分	→ 5千人分
精神科デイケア施設	370か所	→ 1千か所
 - (3) 障害児の療育、精神障害者の社会復帰、障害者の総合的な相談・生活支援を地域で支える事業を、概ね人口30万人当たり、それぞれ2か所ずつ実施する。
 (4) 障害者の社会参加を促進する事業を、概ね人口5万人規模を単位として実施する。
3. 介護サービスの充実
 - (1) 在宅サービス

ホームヘルパー		4.5万人上乗せ
ショートステイ	1千人分	→ 4.5千人分
デイサービス	5百か所	→ 1千か所
 - (2) 施設サービス

身体障害者療護施設	1.7万人分	→ 2.5万人分
知的障害者更生施設	8.5万人分	→ 9.5万人分
4. 障害者雇用の推進

第3セクターによる重度障害者雇用企業等の、全都道府県域への設置を促進する。
5. バリアフリー化の促進等
 - (1) 21世紀初頭までに幅の広い歩道(幅員3m以上)が約13万kmとなるよう整備する。
 - (2) 新設・大改良駅及び段差5m以上、1日の乗降客5千人以上の既設駅について、エレベーター等の設置を計画的に整備するよう指導する。
 - (3) 新たに設置する窓口業務を持つ官庁施設等は全てバリアフリーのものとする。
 - (4) 高速道路等のSA・PAや主要な幹線道路の「道の駅」には、全て障害者用トイレや障害者用駐車スペースを整備する。
 - (5) 緊急通報を受信するファックス110番を全都道府県警察に整備する。

第3節 社会保障関係総費用について

1 社会保障関係総費用の推計

我が国の社会保障全般の現状を正しく理解するためには、社会保障のために我が国では1年間にどの位の額が支出されているのか、それは国民所得—1年間の稼ぎ—に対してどの位の比率を占めているのかについての調査と分析が必要である。

この観点から、社会保障制度審議会事務局は、昭和25年以来毎年一定範囲及び区分を定めて社会保障関係総費用の推計を行っているところである。社会保障関係総費用の推計は、昭和25年10月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度に関する報告」を行った際に、その参考資料として狭義の社会保障の範囲で社会保障費用の財政計算を行ったことが経緯となっている。同算定において「狭義の社会保障」の範囲は、公的扶助、社会保険、医療及び公衆衛生、社会福祉とされていた。

その後、昭和33年度に「社会保障統計年報」を創刊するにあたり、社会保障関係総費用について

「狭義の社会保障」の他、「狭義の社会保障」に恩給、軍人恩給及び遺家族援護、留守家族援護を加えた「広義の社会保障」、「広義の社会保障」に住宅対策、雇用(失業)対策を加えた「社会保障及び関連制度」の三段階に分類して算定することとされ、現在までこの分類で推計が行われてきている。

なお、昭和25年度から昭和34年度までの社会保障関係総費用については予算額をベースとして算定されてきたが、昭和37年8月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する報告」を行った際に、社会保障関係総費用の算定方法について再検討が行われ、(1)収入と支出の両者を掲げ、かつその収支の区分を細分すること、(2)決算額で算定すること等の改定が行われ、昭和35年以降現在までこの方法で算定が行われている。

2 平成9年度社会保障関係総費用の推計結果の概要

(1) 平成9年度の社会保障関係総費用は、「社会保障及び関連制度」合計でみると、実支出及び収支差は次のとおりとなっている。

○ 実支出
 ・実額で78兆7,377億円、前年に比べて8,605億円の増、伸び率は1.1%。

その目的別内訳をみると、老人保健への拠出金を含む社会保険で61.5兆円（うち年金保険で34.9兆円、医療保険で22.3兆円など）、老人保健で9.9兆円、公衆衛生及び医療で4.6兆円、社会福祉で4.1兆円などとなっている。

また、性質別内訳をみると、給付費で67.4兆円（86%）、事務費等で4.8兆円（6%）、施設整備費で5.7兆円（7%）、施設運営費で0.8兆円（1%）となっている。

3

○ 実収入

・実額で93兆663億円、前年に比べて2兆6,638億円の増、伸び率は2.9%。

その財源別内訳をみると、保険料で51.5兆円（55%）、国庫及び地方負担で29.5兆円（32%）、運用収入等で12.1兆円（13%）となっている。

○ 収支差

・実額で1兆3,286億円、前年に比べて1兆8,033億円の増、伸び率は14.4%。

(2) 社会保障制度がほぼ今日の姿になった昭和45年度を基準としてみると、「社会保障及び関連制度」合計で18.8倍となっており、その項目別内訳をみると、社会保険、老人保健、社会福祉等の狭義の社会保障で20.8倍、恩給と戦争犠牲者援護を含めた広義の社会保障で19.3倍、住宅等と雇用（失業）対策で7.0倍となっており、狭義の社会保障の伸びが目立っている。

(3) 社会保障関係総費用の伸びを、昭和45年度を基準とした国民経済の諸指標の伸びと比較してみると、国民所得の2.9倍以上、一般会計歳出の2.0倍近くとなっている。

この間、国民生活の上では、平均寿命が男69歳から77歳、女75歳から84歳と著しい伸びをみせ、65歳以上人口の全人口に占める割合も7.1%から16.2%へ拡大しており、このことが社会保障関係総費用の伸びの背景になっている。

済企画庁によって推計されており、社会保障関係総費用とは、給付以外の事務費、施設整備費等を含まないところが主な相違点である。

また、社会保障の総費用のうちから国税（専売、印紙収入等を含む）で賄われる部分（国庫負担）だけを取り出して、それが国家財政（国の一般会計予算）の中でどの位の割合を占めるかという年度ごとの比較も重要なことである。そういう意味の公の資料としては毎年政府が翌年度予算を編成した際に、その概算を主要経費別に計上して公表する「歳出予算主要経費別対前年度比較表」及び一般会計歳出歳入を目的別に分類した資料がある。両者とも分類項目として「社会保障関係費」が掲げられているが、社会保障関係総費用と比較すると、国の支出ベースであるということと、その内容においても恩給や住宅を含まないなど、構成項目が異なっている。

3

当と考えられる。

- 社会保障給付費は平成9年度で「医療」が25.3兆円（36.5%）、「年金」が36.4兆円（52.4%）、その他が7.7兆円（11.1%）に分類され、広義の社会保障関係総費用と同様に、社会保険（特に年金保険）の占めるウエイトが高くなっている。
- 社会保障給付費が給付費に重点をおき、若干の管理費等を含めて推計されているのに対し、広義の社会保障関係総費用は、給付費以外に施設整備費、施設運営費、事務費等の費用を幅広く計上していることが主な相違点である。

(2) 社会保障移転等

この他、社会保障又はその類似の費用の推計としては、社会保障を国民経済とのつながりに着目して、マクロ的に理解しようとする「国民所得勘定」があり、社会保障移転という概念に基づき経

3 社会保障費の推計

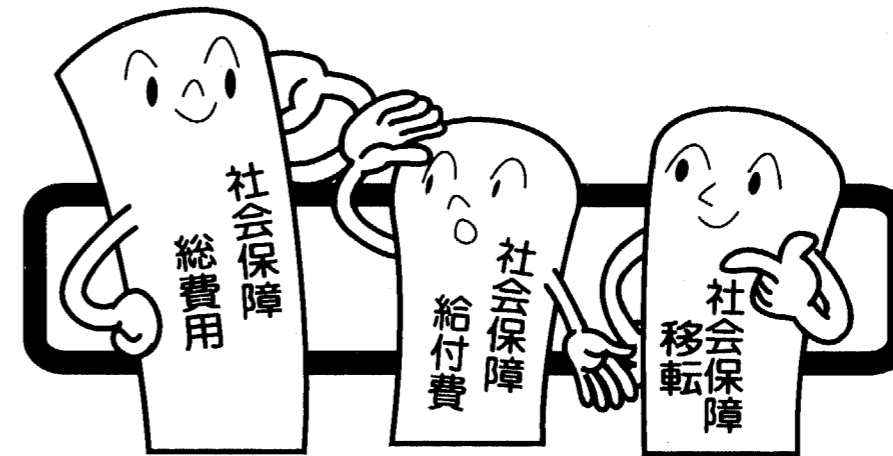
(1) 社会保障関係総費用と社会保障給付費

現在、我が国では、社会保障又はその類似の費用の推計について、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用の他にいくつかの推計が行われており、よく知られたものとしては厚生省及び国立社会保障・人口問題研究所の社会保障給付費があげられる。社会保障費については、ILOが加盟各国に一定の基準を示して3年ごとに3年分ずつの報告を求め、これを「社会保障費」として公表しており、我が国も加盟国の一員として、ILO基準に基づき報告しているところであるが、厚生省及び国立社会保障・人口問題研究所の社会保障給付費は、このILOへの報告と同じ基準で、

国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算をもとに昭和25年から推計しているものである。

具体的には、年金保険、恩給等からなる「年金」、医療保険、老人保健等からなる「医療」、そして公的扶助、社会福祉等からなる「その他」の3つの区分に分類して推計している。

社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用と厚生省及び国立社会保障・人口問題研究所の社会保障給付費を相互に比較してみると、社会保障の範囲、経費の種別、推計方法等に違いがあるため、具体的な数値が若干異なっているが、社会保障給付費は恩給等を含み、住宅対策等を含まないもので、広義の社会保障関係総費用と比較することが妥



(参考) 社会保障関係総費用の算定等について

1 社会保障関係総費用の算定について

(社会保障制度審議会の推計)

3

1 算定方法

(1) 実収入の区分について

実収入は、社会保障以外においては「国庫負担」、「地方負担」、「その他」の3区分とし、社会保障においては「国庫負担」、「地方負担」、「保険料」、「運用収入」、「その他」の5区分とした。

社会福祉施設についての民間設置者負担分は「地方負担」としている。

社会保障における国庫負担、地方負担は、純粋に国又は地方公共団体としての負担のみをあげ、事業主の立場での負担（共済組合の組合員掛金に見合う負担）は保険料としている。また、国家公務員等共済組合のうち適用法人（旧公企体等）組合に係る適用法人の負担はすべて保険料としている。

(2) 実支出の区分について

実支出は、社会保障を除き「医療給付費」、「その他の給付費」、「施設整備費」、「施設運営費」、「事務費」、「その他」の6区分としている。社会保障においては、老人保健法、国民健康保険法等に基づく老人保健拠出金、退職者給付拠出金、日雇拠出金及び基礎年金拠出金の4種類の拠出金を整理するため、前記6区分の他に「拠出金」の区分を設けてある。

「医療給付費」には、医療に関する現物給付の

他療養費払いを含み、その具体的内容は診療、薬剤又は治療材料の支給、看護、移送、療養費の費用である。

「その他の給付費」には、保護費、措置費（社会福祉施設の人件費等事務費は、施設運営費を含むため除く。）、保険給付費等金銭や現物の給付費（「医療給付費」を除く。）及び世帯更生資金、母子福祉貸付金、らい軽快退所者就労助成金等の貸付（償還金からの再貸付け分を除く。）の額が含まれている。

「施設整備費」には、社会福祉、医療、環境衛生等の施設、住宅、社会保障の保健・福祉施設等の整備費（社会保険事務所、公共職業安定所、労働基準監督署等の分は除く。）が含まれている。なお、国立の病院、療養所（厚生省所管のもの）については、土地等の売却収入額を控除した額であり、地方公共団体立病院については、地方普通会計からの繰入額のみである。

「施設運営費」には、国立の社会福祉施設、病院、療養所、社会保障の保健・福祉施設の運営費から事業収入を控除した額、地方公共団体等立の社会福祉施設、へき地診療所の運営費に対する国庫補助額とこれに対応して地方公共団体の支出すべき義務額の合計額及び地方公共団体立病院の運営の費用（地方普通会計からの繰入額のみ）が含まれている。

差額として計上している。

(4) 算出資料等について

社会保障以外の数値は、国の一般会計決算又は予算により国の支出額を抜き出し、それに、それぞれの費用毎に地方公共団体が対応して支出すべき義務額を加えて算出している。

社会保障の数値は、厚生保険特別会計の健康勘定等の収支計算（決算又は予算）又は損益計算（決定又は予定）から算出している。社会保障相応制度（政府職員等失業者退職手当、公務災害補償）の数値は、主として国の一般会計（決算又は予算）から算出している。

補助金の形式でなく地方交付税の算定基礎に織り込まれている財源、あるいは地方公共団体の単独財源で実施する社会保障関係の費用については、資料が不十分であるので、公務災害補償、地方公共団体立病院の運営費の赤字補てん又は病院設備整備のための普通会計からの繰入れ及び地方公務員恩給以外は、算入していない。

3

「事務費」には、社会保障の実施のため必要な給付、適用、調査、指導監督等の事務費、社会福祉主事、保母、保健婦、助産婦、看護婦等の養成費（施設附属養成所の養成費は、施設運営費を含むため除く。）の額が含まれている。

「その他」には、失業対策事業の事業費、身体障害者体育奨励、老人クラブ助成、健康保険の体育奨励、離職者の生活相談その他上記に該当しない費用の額が含まれている。

(3) 実収支以外の収支等について

社会保障の決算には、保険給付費、事務費、保健・福祉施設費のような実支出、保険料、国庫負担金のような実収入のほか、借入金受入れ、償還等の収支があるので、実収入以外の収入と実支出以外の支出について、実収支とは別に算定している。実収入以外の収入は、借入金受入、積立金受入、前年度繰越金受入に分け、実支出以外の支出は借入金償還、積立金等繰入に分けている。

また、社会保障においては実収入と実支出が一致しない場合があるが、これは実収入と実支出の

2 社会保障費の範囲

社会保障費の範囲については、制度の新設、改廃等に伴い整備を行うこととしている。

社会保障費の細部の区分は、次表のとおりである。

3

区	分	内	容
狭 義 の 社 会 保 障	I 公的扶助	1 生活保護	生活保護の費用*、生活保護施設運営及び整備の費用
	II 社会福祉	2 身体障害者福祉	身体障害者保護更生の費用*、身体障害者更生援護施設運営及び整備の費用、身体障害者職業訓練及び雇用促進の費用*
		3 知的障害者福祉	知的障害者保護更生の費用*、知的障害者援護施設運営及び整備の費用
		4 老人福祉	老人福祉の費用*、老人福祉施設運営及び整備の費用
		5 老人医療(注)1)	老人医療の費用*
		6 児童福祉	児童保護措置の費用*、児童福祉施設、児童相談所、一時保護所及び保母養成所の運営及び整備の費用、保母修学資金貸与費、へき地保育所及び季節保育所の運営の費用、科学試験研究費補助金のうち小児慢性特定疾患治療の費用
		7 心身障害児等対策	育成医療*、療育の給付*、補装具の支給の費用、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の運営及び整備の費用、特別児童扶養手当の費用*、心身障害者扶養共済運営の費用
		8 児童扶養手当	児童扶養手当の費用*
		9 児童手当	児童手当の費用*
		10 母子衛生	母子保健衛生対策の費用*、母子保健施設整備の費用
		11 母子及び寡婦福祉	母子及び寡婦福祉貸付金*、母子福祉施設整備の費用
		12 学校給食等	要保護及び準要保護児童生徒の学校給食及び就学援助(学用品、通学費等の支給を含む。)特殊教育学校就学奨励等の費用
		13 国立更生援護機関	国立光明寮、国立保養所、国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立教護院、国立知的障害児施設の運営及び整備の費用
		14 災害救助	災害救助、日本赤十字社災害救助設備整備、災害弔慰金、災害援護貸付金の費用(厚生省関係のみ)
		15 その他の社会福祉	社会事業学校の運営及び施設整備、社会福祉施設職員退職手当共済事業補助、社会福祉・医療事業団事務費補助、社会福祉事業助成費補助、民生委員手帳等作成、へき地保健福祉館、地方改善*、世帯更生、老朽民間社会福祉施設整備、婦人保護施設運営の費用

狭 義 の 社 会 保 障	III 社会保険	16 政府管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用(厚生保険特別会計健康勘定、業務勘定)
		17 組合管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用(全健康保険組合の収支計算)
		18 日雇労働者健康保険(注)2)	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用(厚生保険特別会計日雇勘定、業務勘定)
		19 国民健康保険	保険給付及び事務の費用、保健施設の費用(市町村国民健康保険特別会計、全国民健康保険組合収支計算)
		20 厚生年金保険	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用(厚生保険特別会計年金勘定、業務勘定)
		21 厚生年金基金	年金給付及び事務の費用
		22 国民年金	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用(国民年金特別会計)
		23 農業者年金基金	年金給付及び事務の費用
		24 雇用保険	保険給付及び事務の費用、雇用改善事業等の費用(労働保険特別会計)
		25 政府職員等失業者退職手当	政府職員等失業者退職手当の費用(労働省所管、林野庁所管分)
		26 労働者災害補償保険	保険給付及び事務の費用、保険施設の費用(労働保険特別会計)
		27 公務災害補償	国家公務員、地方公務員及び政府関係機関職員に対する災害補償並びに消防団員等公務災害補償共済基金の費用*
		28 船員保険	保険給付及び事務の費用、福祉施設の費用(船員保険特別会計)
		29 国家公務員共済組合(各省各庁組合)	給付及び事務の費用、保健施設の費用(短期経理、長期経理、業務経理及び保健経理)
		30 地方公務員等共済組合	〃
		31 私立学校教職員共済	〃

狭義の社会保障	III社会保険	32 農林漁業団体職員共済組合	給付及び事務の費用、保健施設の費用（給付経理、業務経理）
	IV公衆衛生及び医療	34 結核対策	結核予防事業*及び結核医療*の費用
		35 精神衛生事業	精神衛生事業の費用*、精神病院等整備の費用
		36 ハンセン病対策	ハンセン病予防事業の費用*、ハンセン病療養所運営の費用（私立療養所のみ。国立療養所については44に含まれている。）
		37 伝染病予防	法定伝染病予防事業の費用*、伝染病院隔離病舎整備の費用
		38 保健所	保健所の運営及び施設整備の費用、保健所貸費生貸与金の費用
		39 上水道等施設整備	上水道関係施設整備の費用、簡易水道施設整備の費用（鉱害による水道施設復旧事業の費用を含む。）
		40 一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設整備、し尿処理施設整備の費用
		41 下水道施設整備	下水道施設整備の費用（終末処理施設を含む。）
		42 公害対策	公害健康被害補償対策*、公害防止事業団事務費交付の費用
		43 国公立医療機関整備	国立病院及び国立療養所（厚生省所管のもの）、公的医療機関並びにへき地診療所の整備の費用
		44 国公立医療機関運営	国立病院及び国立療養所、へき地診療所並びに地方公共団体立病院の運営の費用
		45 その他の公衆衛生及び医療	保健婦、助産婦、看護婦等養成指導、優生保護、予防接種、予防接種事故処理、へき地医療対策、地方病予防*、性病予防*、防疫業務委託職員、休日夜間診療対策、血液対策、検疫所*、要保護及び準要保護児童生徒医療、成人病予防対策、麻薬中毒者入院措置の費用*、医薬品副作用被害救済・研究振興基金の費用*、科学試験研究費補助金のうち特定疾患治療の費用
	V老人保健	46 医療	医療の費用
		47 医療以外の保健事業	医療以外の保健事業の費用
	VI恩給	48 文官恩給	文官等恩給の費用*
		49 地方公務員恩給	地方公務員の恩給及び退職年金の費用（自治省調べによる地方公共団体の支出額）

広義の社会保障	VI恩給	50 旧軍人遺族恩給	旧軍人遺族等恩給の費用*
		51 その他の恩給	国会議員互助年金（給付額から国会議員互助年金法納金額を控除した額）、旧令共済組合、旧日本製鉄八幡共済組合の給付の費用
	VII戦争犠牲者援護	52 戦没者遺族年金等	戦没者の遺族年金等の費用*、弔慰金国債及び特別給付金国債の償還（買上げ償還を含む。）の費用*
		53 戦傷病者医療等	戦傷病者特別援護の費用*（戦傷病者無賃乗車船負担金を含む。）
		54 原爆医療等	原爆障害者対策の費用*（原爆障害者保健施設の運営及び整備の費用を含む。）
		55 その他の戦争犠牲者援護	引揚者援護の費用*（引揚者給付金国債の償還（置上げ償還を含む。）を含む。）、旧外地官署引揚職員等の給与の費用
		VIII住宅等	56 第一種公営住宅建設
	57 第二種公営住宅建設		第二種公営住宅建設の費用（災害復旧分を含む。）
	58 住宅地区改良		不良住宅地区改良の費用
	59 電気導入		農山漁村電気導入及び離島電気導入の費用
IX雇用（失業）対策	60 失業対策諸事業		一般失業対策及び特別失業対策事業の費用*
	61 中高年齢者等就職促進	中高年齢者、日雇労働者、駐留軍離職者に対する職業転換対策の費用*	
	62 炭坑離職者援護	炭坑離職者援護事業の費用*、炭坑離職者就職促進手当の費用	
	63 その他の雇用対策	港湾労働雇用対策、公共職業安定所庁舎整備等の費用	

(注) *印のあるのは、事業費の他事務費を含む。

1) 「5老人医療」は、昭和58年2月1日施行の老人保健法により、同日分以降の費用はなくなった。

2) 「18日雇労働者健康保険」は、日雇労働者健康保険法が昭和59年10月1日に廃止され、健康保険法体系の中に取り入れられたため、同日分以降の費用は、「16政府管掌健康保険」の中に算定されている。

2 社会保障費の各種推計の比較

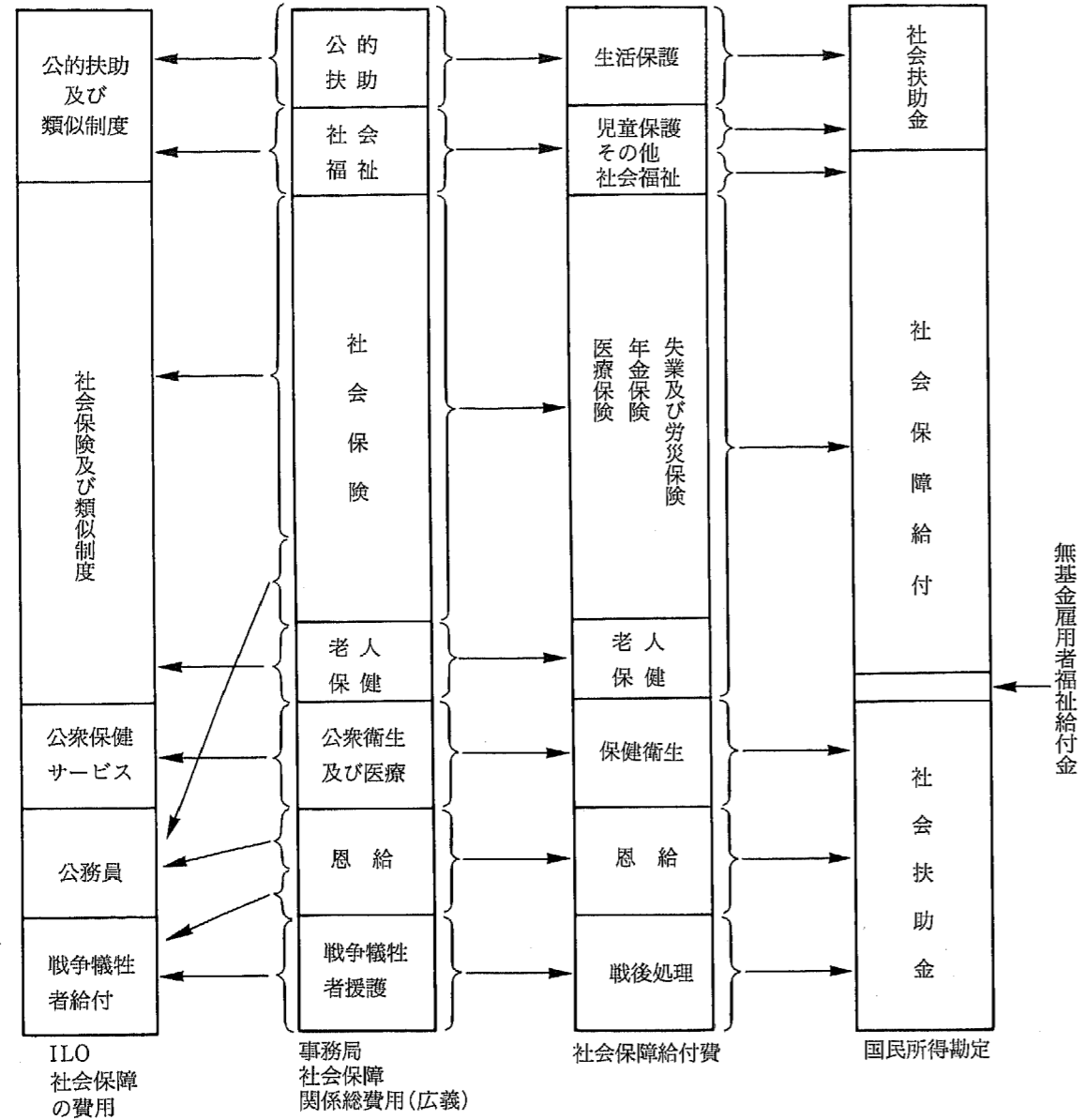
	社会保障関係総費用	社会保障給付費
「社会保障」の範囲と区分	昭和37年の「総合調整に関する勧告」において示された方針に基づき範囲を定めている。 区分については、狭義・広義・関係と分け、更に細分している。	ILOに準拠。 ただし、ILO日本表には含まれていない公衆衛生を含む。
経費の範囲と区分	給付費、施設運営費、施設整備費、事務費等を含む。	給付費 (備考参照)
財源の範囲と種別	国庫負担、地方負担、その他(保険料等)を含む。 地方単独事業分の地方負担は含まず。	拠出(保険料)、国庫負担、他の公費負担、資産収入、他制度からの移転、など。 地方単独事業分の地方負担の一部を含む。
推計方法	国の一般会計及び特別会計については決算書により、目単位以下の細目は予算書によって推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。 その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。	ILOに準拠。 (推計方法は右欄に記載)
担当部局	総理府社会保障制度審議会事務局	国立社会保障・人口問題研究所
掲載印刷物	社会保障統計年報	社会保障給付費、季刊社会保障研究

(備考) 社会保障給付費に相当するものは、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用(広義)の中から事務費、施設整備費、その他を差し引いたものとなる(第2図参照)。なお、国立社会保障・人口問題研究所では、管理費、他制度への移転等も推計している。

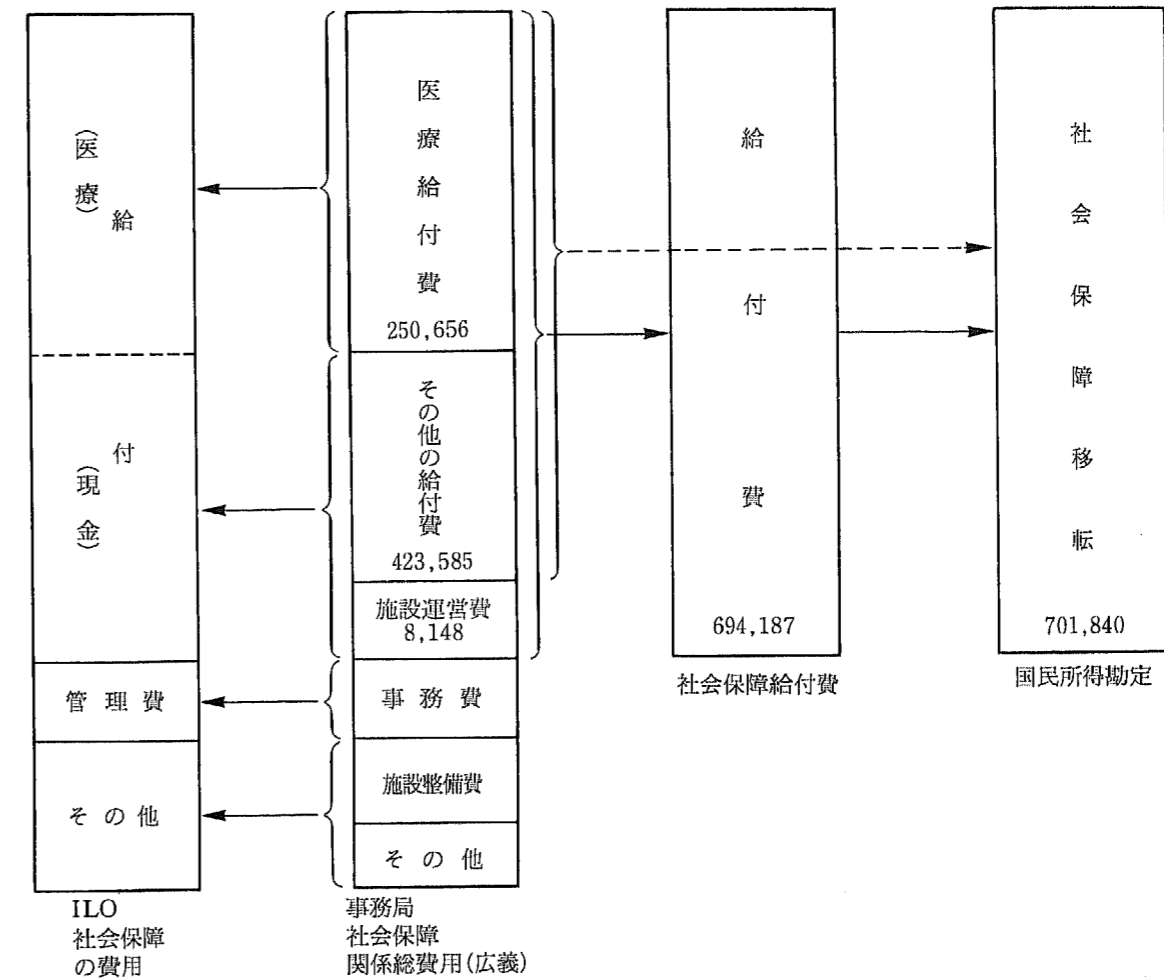
ILOの社会保障の費用	国民所得勘定	備考
ILOの調査の基準 1) 制度の目的 → 治療又は予防医療 → 所得維持 → 所得補足 2) 制度の根拠 → 法令による義務づけ 3) 公的又は準公的機関により管理、給付の種類を医療・医療以外の現物・現金に分けている。	国際連合の提示した新しい国民経済計算体系(新SNA)の基準に準拠したもので、社会保障給付、社会扶助金、無基金雇用者福祉給付金よりなる。	第1図参照
給付費、管理費、その他(施設整備費を含む)等を含む。	給付費のみ	第2図参照
拠出(保険料)、国庫負担、他の公費負担、利子収入等に分ける。 地方単独事業分の地方負担は含まず。	国民所得勘定においては、社会保険に対する負担額は推計してある。	
国の一般会計及び特別会計については、決算書により目の単位まで推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。 その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。	一般会計・特別会計の歳出決算書、共済組合、国民健康保険事業年報、月報等から算出計上する。	
国際労働事務局 国内：総括 厚生省	経済企画庁経済研究所国民所得部	
The Cost of Social Security	国民経済計算年報	

備費、その他を差し引いたものとなる(第2図参照)。なお、国立社会保障・人口問題研究所では、管理費、他制度への移転等も推計している。

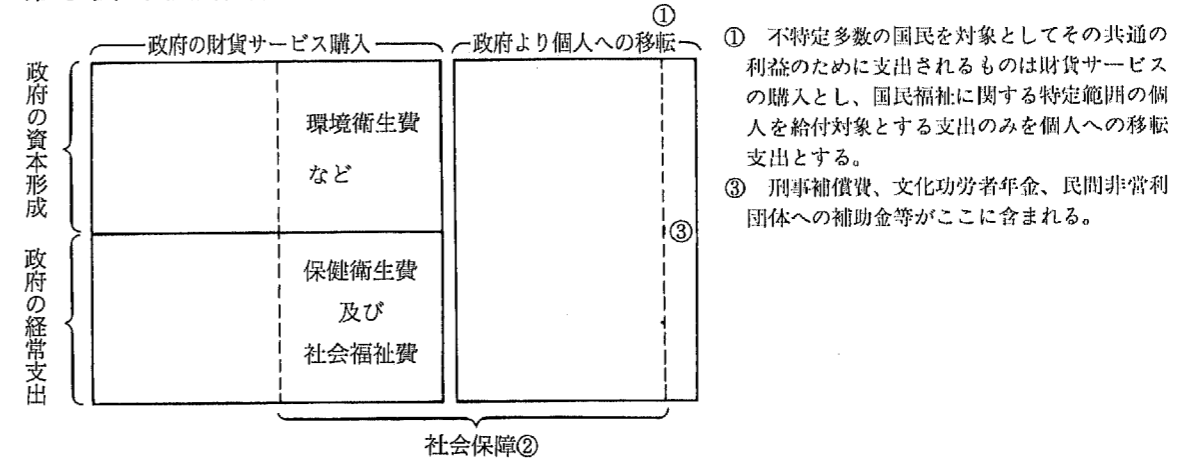
第1図 社会保障費の範囲と区分



第2図 社会保障費の経費種別分類



第3図 国民所得勘定と社会保障費



第 II 部

社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 社会保障の体系

1

社会保障制度は、昭和25年の社会保障制度審議会の勧告において「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」とされており、これを狭義の社会保障として次のように分類している。

- 1 社会保険 各自が保険料を出して各種のリスクに関し保障をする相互扶助の制度であり、社会保険は国、地方公共団体又は法律に基づく特別の法人によって運営され原則として強制加入となっている。
- 2 公的扶助 生活に困窮するすべての国民に対して国が最低限度の生活を保障し自立を助けようとする制度。
- 3 社会福祉 普通一般の社会生活をする上でハンディキャップを有していたり、社会において弱い立場にある国民に対して国、地方公共団体等が援助していこうという制度。
- 4 公衆衛生・医療 国民が健康に生活できるようさまざまな事項についての予防、衛生のための制度である。人の面に関するものを狭義の公衆衛生、物や生活環境に関するものを環境衛生とさらに分けることもある。
- 5 老人保健 疾病構造の変化及び高齢社会に対応し、総合的、一体的な保健医療施策を行うとともに、老人医療費を国民が公平に負担するという制度。

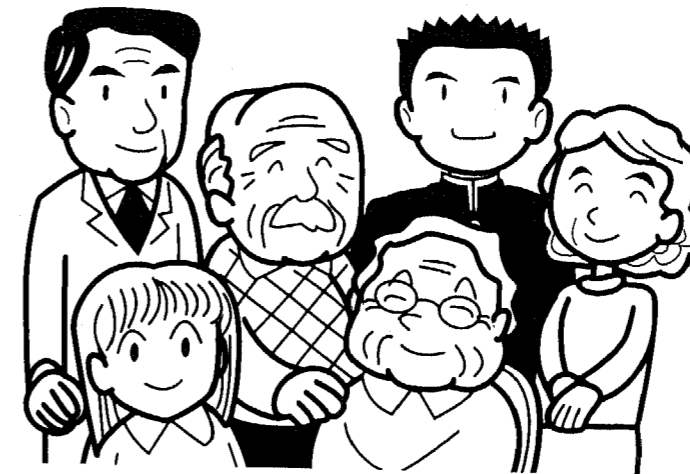
なお、恩給・戦争犠牲者援護については、社会保障本来の目的と異なる国家補償であるが、生存権尊重の社会保障的效果をあげているので、広義の社会保障制度としている。

また、社会保障制度は、他の制度との関連が深いので、現在関連制度として住宅対策と雇用対策の一部を含めている。

以上の分類を表にすると、次のとおりである。

広義の社会保障	狭義の社会保障	社会保険	健康保険、年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険、船員保険、各種共済組合等
		公的扶助	生活保護
		社会福祉	身体障害者、知的障害者、老人、児童、母子等に対する福祉等
		公衆衛生及び医療	結核、精神、ハンセン病、麻薬、感染症対策、上・下水道、廃棄物処理等
		老人保健	老人医療等
		恩給	文官恩給、旧軍人遺族恩給等
関連制度	住宅対策	公営住宅建設等	
	雇用対策	失業対策事業等	

1



2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧

① 医療保険制度

平成11(1999)年4月1日現在

制度の種類		職 域	
根 拠 法		健康保険	
〔施行〕		健康保険法(大11.4.22法70) 〔昭2.1.1〕	
対 象		一般被用者	法第69条の7の規定による労働者
経 営 主 体 (平成9年度末現在)		政 府	政 府
加 入 者 数 (平成9年度末現在)		1,995万9千人 (家族数1,801万6千人)	1,581万人 (1,727万5千人)
財 源	保 険 料 率	4.25% } 8.5% 4.25% } 特別保険料 本人 0.3 } 使用者 0.5 } 1% 国庫補助 0.2 }	3.691% } 8.460% 4.769% } (平成9年度平均)
	国庫負担・補助 (平成11年度予算)	給付費の13.0% (老人保健医療費) 拠出金分16.4%	事務費の補助 103.3億円
保 険 給 付	診 療 等	本人 8割	*希望する医療機関における一部負担金は、医療費2,500円以下るとき400円、2,500円を超えるとき3,500円
	外 来 薬 剤 費	一部負担	入院8割
	入院時食事療養費	一部負担	一般 1日760円
	高 額 療 養 費	自己負担額が63,600円(低所得者は35,400円)を超える場合その超える額を支給する。 * ①世帯合算(同一月に30,000円(低所得者21,000円)以上の負担が複数生じた場合はこれを) ②多数回数該当世帯の負担軽減(前12カ月間に高額療養費の支給が4回以上になった場合は、) ③長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等については、)	低所得者 1日650円 但し、4か月目以降は1日500円
	出 産 育 児 一 時 金	300,000円	
	配 偶 者 出 産 育 児 一 時 金	300,000円	
	埋 葬 料	標準報酬月額×1/10 (最低額100,000円)	最大月間標準賃金日額総額 相当(最低額100,000円)
	家 族 埋 葬 料	100,000円	標準報酬月額×2/10 (最低額100,000円)
	休 業 手 当 金	1日につき標準報酬日額×6/10 1年6月まで	1日につき最大月間 標準賃金日額総額× 1/50相当額 6月(結核性1.5年)まで
	出 産 手 当 金	1日につき標準報酬日額×6/10 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日) 分岐日(多胎妊娠の場合は、98日)から分娩日後56日まで	1日につき、月間標準 賃金日額総額×1/50 1日につき標準報酬 日額×6/10 3年まで
災 害 給 付	弔 慰 金	—	
	家 族 弔 慰 金	—	
	災 害 見 舞 金	—	

- (注) 1 被用者保険の保険料には、老人保健拠出金、退職者給付拠出金を含む。(法第69条の7被保険者を使用する事業主の)
2 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、附加給付あり。
3 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。
4 各国民健康保険組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入

保 険			地 域 保 険		
国家公務員共済組合 国家公務員共済組合法 (昭33.5.1法128) (昭33.7.1)	地方公務員共済組合 地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) (昭37.12.1)	私立学校教職員共済 私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245) (昭29.1.1)	国民健康保険法 (昭33.12.27法192) (昭34.1.1)		
国家公務員 各省庁等共済組合 (24)	地方公務員 各地方公務員等共済組合 (54)	私立学校教職員 日本私立学校振興・ 共済事業団	一般国民(農業者・自営 業者等)	被用者保険 の退職者	
114万4千人 (152万人)	297万8千人 (375万人)	44万3千人 (38万1千人)	各市町村 (特別区) (3,249)	各国民健康 保険組合 (166)	各市町村 退職者 443万人 (137万人)
2.46~5.00% } 4.92~ 2.46~5.00% } 10.00%	4.2595% } 8.519% 4.2595% }	4.225% } 8.450% 4.225% }	(1世帯当たり平均保険料(税)調定 額)(市町村) (156,952円) (9年度)		
事務費の全額			事務費の全額		
〔各地方公共団 体が事務費の 全額負担〕			事務費の一部		
給付費の補助 30億円(定額)			給付費等の 50%		
給付費の補助 30億円(定額)			給付費等の 32~52%		
7割			8割		
外来7割			入院8割 外来7割		
・外用薬 投薬ごとに1種類 50円 3種類以上150円			・頓服薬 投薬ごとに1種類につき10円		
2種類100円			・低所得者世帯の老齢福祉年金受給権者 1日300円		
合算して世帯単位で高額療養費を支給) 4回目以降の自己負担額は37,200円(低所得者24,600円) 自己負担限度額は10,000円 [長期高額疾病は厚生大臣が指定]					
標準報酬月額の1月分 (最低額100,000円)			標準給付月額の1月分 (最低額100,000円)		
標準報酬月額×70/100 (最低額100,000円)			標準給付月額×70/100 (最低額100,000円)		
1日につき標準報酬日額 ×65/100			1日につき標準給付日額 ×80/100		
1日につき標準報酬日額 ×65/100			1日につき標準給付日額 ×80/100		
1日につき標準報酬日額×50/100			1日につき標準給付日額×6/10		
標準報酬月額の1月分			標準給付月額の1月分		
標準報酬月額×70/100			標準給付月額×70/100		
損害の程度に応じ標準報酬月 額の半月分~3月分			損害の程度に応じ標準給付月 額の半月分~3月分		
標準報酬月額の1月分			標準給付月額の1月分		
標準報酬月額×70/100			標準給付月額×70/100		
損害の程度に応じ標準報酬月 額の半月分~3月分			損害の程度に応じ標準給付月 額の半月分~3月分		

設立する健康保険組合にあっては、日雇拠出金を含む)

する者及びその家族については政管健保並である。

② 年金制度

平成11(1999)年4月1日現在

制度の種類	国民年金		
根拠法〔施行〕	国民年金法(昭34.4.16法141)〔(拠出制年金)昭36.4.1〕		
対象	第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者		
経営主体	政府		
被保険者数(平成10年度末現在)	3,225万人(第1号・3号・任意加入被保険者の数)		
財源	保険料	第1号被保険者…(一般保険料)月額13,300円 (付加保険料)月額400円 第2号被保険者 } 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者 }	
	国庫負担	基礎年金給付費の1/3、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、付加年金給付費の1/4、事務費の全額	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む。)が25年 ^(注1) 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある。)	$804,200円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数})}{480^{(注2)}} \times 1/3$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある。
	付加年金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	200円×付加保険料納付済月数
障害給付	障害基礎年金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当するものに支給(初診日前に滞納期間が1/3未満の場合に限る。) ^(注3) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当するものに支給	1級 1,005,300円+加算額 2級 804,200円+加算額 (加算額は子<18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満の障害者>2人目まで1人につき231,400円、3人目以上は77,100円)
	遺族給付	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る。 (1)被保険者 (2)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている者	子のある妻に支給する場合 804,200円+加算額(子<18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、障害者の場合20歳未満)2人目まで1人につき231,400円、3人目以上は1人につき77,100円) 子に支給する場合 804,200円+加算額(2人目の子に231,400円、3人目以上は1人につき77,100円)
遺族給付	寡婦年金	1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く。)	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
	死亡一時金	1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く。)が死亡した場合にその者の遺族に支給	保険料納付済期間に応じた額(12万円~32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算

(注) 1) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~21年の期間短縮措置がある。
2) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25~39年の加入可能年数を12倍した数になる。
3) 平成18年4月1日以前に初診日のある傷病による障害については、初診日前の1年間に保険料の滞納がない場合にも支給。

制度の種類	厚生年金保険		
根拠法〔施行〕	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)〕		
対象	65歳未満の一般被用者及び船員		
経営主体	政府		
加入者数(平成10年度末現在)	3,296万人		
財源	掛金率	本人 } 計 使用者 } 8.675% } 17.35% (坑内員及び船員) (特別保険料) 8.675% } 9.575% } 19.15% 0.5% } 1.0% 9.575% } 0.5% }	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3等、事務費の全額	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	老齢厚生年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 (特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている者が、60歳に達した後、65歳まで支給 ただし、被保険者期間が1年以上あること	$(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5^{(注1)}}{1000} \times \text{被保険者期間月数}) \times \text{スライド率} + \text{加給年金額(配偶者231,400円、子<18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満の障害者>2人目まで1人につき231,400円、3人目以上は1人につき77,100円)}$ {(1,625円 ^(注2) ×加入期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{7.5^{(注1)}}{1000}$ ×加入期間月数)}×スライド率+加給年金額(同上)
	障害給付	障害厚生年金 被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給 障害手当金 障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度)	1級 平均標準報酬月額× $\frac{7.5}{1000}$ ×被保険者期間月数×スライド率+1.25+加給年金額 2級 平均標準報酬月額× $\frac{7.5}{1000}$ ×被保険者期間月数×スライド率+加給年金額 3級 平均標準報酬月額× $\frac{7.5}{1000}$ ×被保険者期間月数×スライド率(最低保障603,200円) 平均標準報酬月額× $\frac{7.5}{1000}$ ×被保険者期間月数×2(最低保障1,170,000円)
遺族給付	遺族厚生年金	次のいずれかに該当した場合に支給 (1)被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要) (2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	老齢厚生年金額×3/4 子のない寡婦で権利を取得した当時35歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで603,200円を加算する
	順位	1	
	配偶者	1	
	子	1	
	父母	2	
孫	3		
祖父母	4		

(注) 1) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{10}{1000} \sim \frac{7.61}{1000}$ とする。
2) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,047円~1,677円となる。
3) 平成11年度のスライド率は1.031
4) 障害厚生年金額及び障害手当金について、被保険者期間月数が300月(25年)に満たないときは300月とする。

平成11(1999)年4月1日現在

制度の種類		国家公務員共済組合																						
根拠法(施行)	国家公務員共済組合法(昭33.5.1法128)(昭33.7.1(昭和23年法律第69号の全部改正))																							
対象	国家公務員																							
経営主体	国家公務員共済組合連合会																							
組合員数 (平成9年度末現在)	112万1千人																							
財源	掛金率 本人 使用者	(連合会)																						
		<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">9.195%</td> <td rowspan="2">} 18.39%</td> <td>(日本鉄道)</td> <td>(たばこ)</td> <td>(電 電)</td> </tr> <tr> <td>10.045%</td> <td>9.96%</td> <td>8.675%</td> </tr> <tr> <td>9.195%</td> <td>} [一般組合員]</td> <td>10.045%</td> <td>20.09%</td> <td>9.96%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>10.045%</td> <td>19.92%</td> <td>8.675%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">} 17.35%</td> </tr> </table>		9.195%	} 18.39%	(日本鉄道)	(たばこ)	(電 電)	10.045%	9.96%	8.675%	9.195%	} [一般組合員]	10.045%	20.09%	9.96%			10.045%	19.92%	8.675%			} 17.35%
9.195%	} 18.39%	(日本鉄道)	(たばこ)			(電 電)																		
		10.045%	9.96%	8.675%																				
9.195%	} [一般組合員]	10.045%	20.09%	9.96%																				
		10.045%	19.92%	8.675%																				
		} 17.35%																						
国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、事務費の全額																							
給付	支給要件	年金額																						
老齢給付	退職共済年金	$\left\{ \left(\frac{\text{平均標準報酬月額} \times 7.5}{1000} \times \text{組合員期間月数} \right) + \left(\frac{\text{平均標準報酬月額} \times 1.5}{1000} \times \text{組合員期間月数} \right) \right\} \times \text{スライド率} + \text{加給年金額}$																						
	(特別支給) 老齢基礎年金の支給要件を満たしている組合員が、60歳に達した後65歳まで支給。ただし、組合員期間が1年以上あること	退職共済年金額+加給年金額																						
障害給付	障害共済年金	組合員である間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)																						
	障害一時金	障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない障害の程度) 退職共済年金額×2(最低保障1,170,000円)																						
遺族給付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給 (1)組合員が死亡したとき (2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病によって、初診日から5年以内に死亡したとき (3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の支給要件を満たしている者が死亡したとき																						
	順位	退職共済年金額×3/4																						
	配偶者	1																						
	子	2																						
	孫	3																						
祖父母	4																							

(注) 日本鉄道、日本たばこ産業、日本電信電話の各共済組合については、平成9年4月から厚生年金保険に統合された。

制度の種類		地方公務員共済組合	
根拠法(施行)	地方公務員等共済組合法(昭37.9.8法152)(昭37.12.1)		
対象	地方公務員		
経営主体 (平成9年度末現在)	各地方公務員共済組合(90組合)		
組合員数 (平成9年度末現在)	332万6千人		
財源	掛金率 本人 使用者	8.28%	
		} 16.56% [一般職員]	
国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、事務費の全額(地方公共団体負担)		
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国)	
	障害共済年金	家	
障害給付	障害一時金	公務	
	遺族共済年金	員	
遺族給付	順位	共済組合に同じ	
	配偶者	1	
	子	2	
	孫	3	
	祖父母	4	

平成11(1999)年4月1日現在

制度の種類		私立学校教職員共済	
根拠法(施行)	私立学校教職員共済法(昭28.8.21法245)(昭29.1.1)		
対象	私立学校教職員		
経営主体	日本私立学校振興・共済事業団		
組合員数 (平成9年度末現在)	40万1千人		
財源	掛金率	本人	計
	本人	6.65%	6.65%
国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、国民年金発足の昭和36年4月以前の期間に係る給付費分と国民年金嵩上げ相当分の1/4等、事務費の一部		
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国)	(国)
	障害給付	障害共済年金	障害一時金
遺族給付	遺族共済年金	順位	配偶者
	子	1	父母
	父母	2	孫
	孫	3	祖父母
	祖父母	4	

制度の種類		農林漁業団体職員共済組合	
根拠法(施行)	農林漁業団体職員共済組合法(昭33.4.28法99)(昭34.1.1)		
対象	農林漁業団体等職員		
経営主体	農林漁業団体職員共済組合		
組合員数 (平成9年度末現在)	49万人		
財源	掛金率	本人	計
	本人	9.745%	9.745%
国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、国民年金発足の昭和36年4月以前の期間に係る給付費の19.82%相当分と国民年金の優遇加算相当分の1/4、事務費の一部		
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国)	(国)
	障害給付	障害共済年金	障害一時金
遺族給付	遺族共済年金	順位	配偶者
	子	1	父母
	父母	2	孫
	孫	3	祖父母
	祖父母	4	

平成11(1999)年4月1日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法〔施行〕	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)(昭40.6.1法104で追加、昭41.10.1)		
対象	65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)		
経営主体 (平成10年度末現在)	各厚生年金基金(1,858基金)		
加入員数 (平成10年度末現在)	1,200万人		
財源	掛金率 本人使用者計	1.6%~1.9% } 3.2%~3.8%	
	国庫負担	なし	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 定率又は定額給付 ③共済型 標準給与×一定率(又は加入期間別乗率)	

(参考) 代行型と加算型の比較

項目	代行型	加算型	
適用範囲	厚生年金本体に同じ	厚生年金本体分と、それ以内において加算対象加入員を区分することができる。	
標準給与	厚生年金本体の標準報酬に同じ	加算分については、別に定めることができる	
年金給付	受給資格	加入員期間1カ月以上(厚生年金本体に同じ)	加算分については、別に定めることができる
	支給開始年齢	60歳。ただし、厚生年金本体の老齢給付が行われるときはそのとき(60歳未満でも可)。	加算分については、60歳未満で別に定めることができる。(例・50歳)
	支給期間	終身	終身
	支給停止	●60歳未満。ただし、厚生年金本体の老齢給付が行われるときはその前まで。 ●在職分については、厚生年金本体のしほりをゆるめることはできる。	加算分については ●支給開始年齢まで。 ●加算加入員である間、支給停止することができる。
一時金	遺族	なし	加算部分について可
	脱退	なし	原則加算加入員期間3年以上には支給
掛金	選択	なし	加算部分について可
	過去勤務分	なし	加算部分について可
掛金	加入員 ●標準給与×免除保険料率× $\frac{1}{2}$ (最低) ●加入員負担割合は、事業主負担割合を上回ってはならない。 事業主 掛金から加入員掛金を控除した額	別に定める。	

平成11(1999)年4月1日現在

制度の種類		農業者年金基金	
根拠法〔施行〕	農業者年金基金法(昭45.5.20法78)(昭46.1.1)		
対象	農業者		
経営主体	農業者年金基金		
加入者数 (平成9年度末現在)	31万4千人		
財源	保険料	一般保険料 月額 20,440円 特定保険料 月額 14,590円	
	国庫負担	経営移譲年金の給付費の全額	
給付	支給要件	年金額	
年金	経営移譲年金	保険料納付済期間等が20年以上 ^(注1) (一定の障害の状態にある者は15年以上)である者が65歳に達する日の前に経営移譲 ^(注2) をしたとき	年金単価×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率 (期間短縮者に対しては、 $\frac{240月-被保険者期間の月数}{3}$ が特別加算される。)
	農業者老齢年金	次のいずれかに該当する者が65歳に達したとき (1)平成3年3月31日以前に経営移譲年金の受給権を取得した者 (2)経営移譲年金の受給権者以外の者で、保険料納付済期間等が20年(期間短縮措置がある)以上である者 (このほか、平成3年4月1日以降に経営移譲年金の受給権を取得した者が経営移譲年金の全額について支給停止となったときに、特別支給(60歳以上の場合に限る)される。)	年金単価×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率
一時金	脱退一時金	次のすべてに該当する者が脱退したとき (1)保険料納付済期間が3年以上であること (2)経営移譲年金又は農業者老齢年金の受給権者でないこと	保険料納付済期間に応じた額 (170,000円~3,149,000円)
	死亡一時金	次のすべてに該当するものが死亡したとき (1)保険料納付済期間が3年以上であること (2)年金受給権者の場合は、受給済みの経営移譲年金又は農業者老齢年金の合計額が保険料と納付した期間に応じて計算される死亡一時金の額より少ないこと。 (3)脱退一時金の受給権者でないこと	同上

(注) 1) 昭和10年1月1日以前生まれの人には期間短縮措置があり、年齢に応じ5年から19年
2) 経営移譲とは、原則として自分名義の農地等のすべてを後継者や第三者に農地等として譲り渡し又は貸し付け、農業経営から引退することである。

③ 業務災害補償制度

平成11(1999)年4月1日現在

制度の種類		労働者災害補償保険	
根拠法〔施行〕		労働者災害補償保険法 (昭22.4.7法50)〔昭22.9.1〕	
対象		一般被用者	
経営主体		政府	
適用者数 (平成10年度末現在)		4,882万人	
財源	使用者掛金率	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.6~14.4%	
	国庫負担等	予算の範囲で一部費用補助	
負傷、疾病に対するもの		右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
		療養補償給付(療養給付) 療養の給付又は療養費の支給10割。ただし	
		休業補償給付(休業給付) 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額(平均賃金相当額)の60% 〔労働福祉事業〕 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金(傷病年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級) 〔労働福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級)
障害に対するもの	年金	障害補償年金(障害年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級)	
	一時金	障害補償一時金(障害一時金) 給付基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級)	
介護に対するもの		介護補償給付(介護給付) 介護の費用として支出した額 (上限額:常時介護は月107,100円、随時介護は53,550円)	
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金(遺族年金) 給付基礎日額の153日分(遺族1人、ただし55歳以上または障害者である妻の場合は175日分)~245日分(遺族4人以上) 〔労働福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分(遺族1人、ただし55歳以上または障害者である妻の場合は175日分)~245日分(遺族4人以上)	
	一時金	○遺族補償年金(遺族年金)を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金(遺族一時金) 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔労働福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度	
葬祭に対するもの		葬祭料(葬祭給付) 305,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)	

(注) 1 ()内は通勤災害の場合の給付の名称である。
2 労災保険では、賃金の変動率に応じて自動的に給付額の改定を行う(スライド制)。船員保険では、労災保険と同様にスライドされる。

船員保険	
船員保険法(災害補償部門創設) (昭22.9.5法103)〔昭22.12.1〕	
船員	
政府	
8万4千人	
7.8%	
支給費用のうち船員法を超える部分の一部	
(受給に加入期間による制限はない)	
療養の給付(又は療養費) 通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり	
傷病手当金 休業4月まで1日につき標準報酬日額の全額 休業4月を超える1日につき標準報酬日額の60% 〔福祉事業〕 傷病手当特別支給金 休業4月を超える1日につき標準報酬日額の20%	
障害年金 最終標準報酬月額10.4月分(1級)~4.4月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害年金の額の8%	
障害手当金 最終標準報酬月額20月分(1級)~2月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 65万円(1級)~8万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害手当金の額の8%	
介護料 介護の費用として支出した額(上限額:常時介護は月107,100円、随時介護は月53,550円)	
遺族年金 最終標準報酬月額5.5月(加給金の対象となる子の数0人)~8.2月(加給金の対象となる子の数3人以上)+寡婦加算(最終標準報酬月額×0.3月) 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族年金の額の8%	
○遺族年金を受ける者がいないとき支給 遺族一時金 最終標準報酬月額×36月分 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族一時金の額の8% 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬日額相当額 行方不明となってから3月まで	
葬祭料 最終標準報酬月額2月分(最終標準報酬月額が305,000円未満の場合は、305,000円+1月分)	

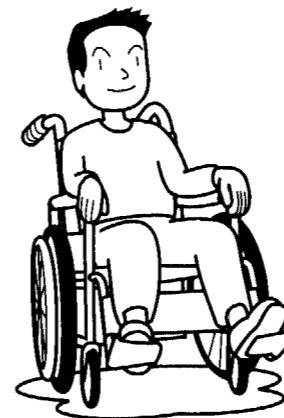
(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法 (昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕		地方公務員災害補償法 (昭42.8.1法121) 〔昭42.12.1〕
対象	国家公務員		地方公務員
営主体	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	110万7千人(平成9年7月1日現在)		332万6千人(平成9年度末)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割。 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり。		
障害に対するもの	休業補償給付 平均給与額の60% 〔福祉施設〕	傷病補償年金 平均給与額の313日分(1級) ~245日分(3級)	
	休業援護金 平均給与額の20% *平均給与額とは最終3カ月の平均日額	〔福祉施設〕 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別給付金 傷病補償年金×特別給支給率	
障害に対するもの	年 金	障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)~131日分(7級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別援護金 1,060万円(1級)~310万円(7級) (通勤途上の場合、640万円(1級)~190万円(7級)) 障害特別給付金 障害補償年金×特別給支給率	
	一時金	障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)~56日分(14級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 190万円(8級)~20万円(14級) 障害特別給付金 障害補償一時金×特別給支給率	
介護に対するもの	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額:常時介護は月107,100円、随時介護は月53,550円)		
遺族に対するもの	年 金	遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,300万円(通勤途上の場合730万円) 遺族特別給付金 遺族補償年金×特別給支給率	
	一時金	遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 平均給与額の1000日分~400日分 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円~120万円 遺族特別援護金 1,300万円~520万円 (通勤途上の場合、730万円~292万円) 遺族特別給付金 遺族補償一時金×特別給支給率	
葬祭に対するもの	葬祭補償 305,000円+平均給与額の30日分(この額が平均給与額の60日分に満たない場合は、平均給与額の60日分)		

国家公務員災害補償に同じ

制度の種類	国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合
財源	使用者掛金率 国庫負担	公務上の障害年金、遺族年金の費用の全額	地方公共団体負担	事務費の一部
負傷・疾病に対するもの	(受給に加入期間による制限はない)			
障害に対するもの	年 金 障害共済年金〔公務上〕 $(\text{平均標準} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{組合員}^{(H)} \times \text{物価} \times \text{スライド率})^{\text{①}} + (\text{平均標準} \times 12 \times \frac{20}{100} \times \text{物価} \times \text{スライド率})^{\text{②}}$ $+ (\text{平均標準} \times \frac{1.5}{1000} \times (\text{組合員}(300\text{月を超えるととき}) - 300\text{月}) \times \text{物価} \times \text{スライド率})^{\text{③}}$ ☆1級の場合は、①の額× $\frac{125}{100}$ と②の支給乗率 $\frac{20}{100}$ は $\frac{30}{100}$ と、③の支給乗率 $\frac{1.5}{1000}$ は $\frac{1.875}{1000}$ となる。			
遺族に対するもの	年 金 遺族共済年金〔公務上〕 ・短期要件 $(\text{平均標準} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{組合員}^{(H)} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}) +$ $(\text{平均標準} \times \frac{3.375}{1000} \times \text{組合員}^{(H)} \times \text{物価} \times \text{スライド率})$ ・長期要件 $(\text{平均標準} \times \frac{10 \sim 7.5}{1000} \times \text{組合員}^{(H)} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}) +$ $(\text{平均標準} \times \frac{3 \sim 3.375}{1000} \times \text{組合員}^{(H)} \times \text{物価} \times \text{スライド率})$			

(注) 組合員期間月数が300月未満のときは、300月として計算する。



④ 雇用保険制度

平成11(1999)年8月1日現在

制度の種類		雇 用 保 険																																																							
根拠法(適用)	雇用保険法(昭49.12.28法116) (昭50.4.1)																																																								
対 象	一 般 被 保 険 者	短期雇用特例被保険者	高齢継続被保険者																																																						
保 険 者	政 府																																																								
被 保 険 者 数 (平成10年度末現在)	3,359万人																																																								
財 源	本人使用者計 0.40% } 1.15% 0.75% } (折半負担を超える分は3事業分) 農林水産業、清酒製造業については、0.50% } 1.35% 0.85% } 建設業については、0.50% } 1.45% 0.95% }																																																								
国庫負担	給付費の1/4 雇用継続給付の1/8 ただし、暫定措置として、平成11年度はこの56%																																																								
求 職 者 給 付	基本手当	(1)受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6カ月以上 (2)日 額…前職賃金の8割～6割 (3)給付日数()内は短時間労働者 離職の日における年齢等 <table border="1"> <tr> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>(一)</td> </tr> <tr> <td>30歳以上</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>210日</td> </tr> <tr> <td>45歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>180日</td> <td>(180日)</td> </tr> <tr> <td>45歳以上</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>60歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>180日</td> <td>(180日)</td> </tr> <tr> <td>60歳以上</td> <td>240日</td> <td>300日</td> <td>300日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>65歳未満</td> <td>(210日)</td> <td>(210日)</td> <td>(210日)</td> <td>(210日)</td> </tr> </table> 就職困難者 45歳未満 240日(180日) 45歳以上 300日(210日) 65歳未満 ただし、被保険者であった期間が1年未満の場合は一律90日 (4)給付日数の延長は次の4種類 イ. 個別延長給付 ロ. 訓練延長給付 ハ. 広域延長給付 ニ. 全国延長給付	被保険者であった期間					1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	30歳未満	90日	90日	180日	(一)	30歳以上	90日	180日	210日	210日	45歳未満	90日	180日	180日	(180日)	45歳以上	180日	210日	240日	300日	60歳未満	90日	180日	180日	(180日)	60歳以上	240日	300日	300日	300日	65歳未満	(210日)	(210日)	(210日)	(210日)	特例一時金 基本手当の日額の50分分に相当する額 公共職業訓練等受講者は、その訓練等が終わるまで、一般求職者給付が支給される。	高齢求職者給付金 (1)受給要件…65歳前から引き続き65歳に達した日以後まで雇用され、離職の日以前1年間に被保険者期間が6カ月以上 (2)給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額 ()内は短時間労働者 被保険者であった期間 給付日数 <table border="1"> <tr> <td>1年未満</td> <td>50日</td> </tr> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>120日</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>150日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(100日)</td> </tr> </table> ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分が支給される。 なお、65歳の定年等の理由により離職した者については、一般の受給資格者とみなして求職者給付及び就職促進給付が支給される。	1年未満	50日	1年以上5年未満	120日	5年以上	150日		(100日)
	被保険者であった期間																																																								
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																																				
	30歳未満	90日	90日	180日	(一)																																																				
30歳以上	90日	180日	210日	210日																																																					
45歳未満	90日	180日	180日	(180日)																																																					
45歳以上	180日	210日	240日	300日																																																					
60歳未満	90日	180日	180日	(180日)																																																					
60歳以上	240日	300日	300日	300日																																																					
65歳未満	(210日)	(210日)	(210日)	(210日)																																																					
1年未満	50日																																																								
1年以上5年未満	120日																																																								
5年以上	150日																																																								
	(100日)																																																								
技能習得手当	(1)受講手当…日額590円 (2)特定職種受講手当…月額2,000円 (3)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費	—	—																																																						
寄宿手当	月額10,500円	—	—																																																						
傷病手当	基本手当日額と同額	—	—																																																						
失業等給付	就職促進給付	(1)再就職手当…基本手当日額の30日～120日分 (2)常用就職支度金…基本手当日額の30日分 (3)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当 (4)広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左(1を除く。)	—																																																					
	継続雇用	(1)受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点の賃金の85%未満の場合 (2)支給額…60歳以後の賃金の25% (賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の80%を超え85%未満の場合は連続した年) (3)支給期間…65歳に達するまでの期間 (失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)	—	—																																																					
	育児休業	(1)受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12か月以上ある場合 (2)支給額…原則として、休業前賃金の25% (20%を休業期間中、残額は職場復帰後6か月間雇用された後) (3)支給期間…1歳に満たない子を養育する期間	—	—																																																					
三 事 業	(1)雇用安定事業…景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他雇 (2)能力開発事業…被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力の開発、向上させることを促 (3)雇用福祉事業…被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助等の事業																																																								

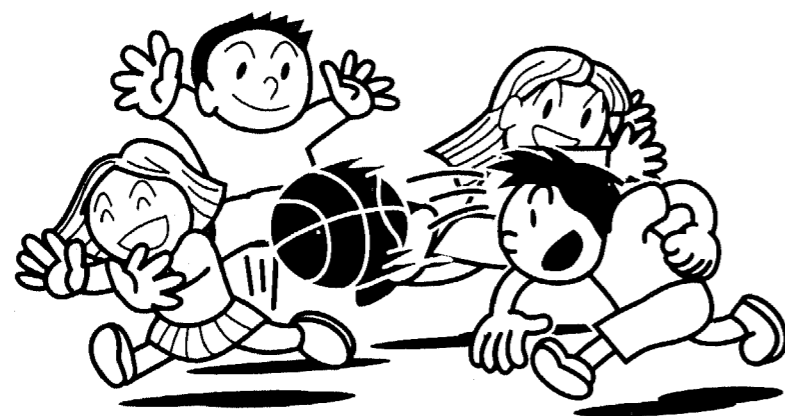
船 員 保 険																																						
船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235(昭22.11.1)																																						
日 雇 労 働 被 保 険 者	船 員																																					
政 府	府																																					
4万8千人	7万人																																					
次の印紙保険料 1級 88円 } 176円 88円 } 2級 73円 } 146円 73円 } 3級 48円 } 96円 48円 }	1.0% } 2.0% 1.0% }																																					
給付費の1/3 (黒字のときは1/4まで)	ただし、暫定措置として、平成11年度はこの56% 求職者等給付(高齢求職者給付、再就職手当を除く)は給付費の1/5 高齢求職者給付、再就職手当はなし。雇用継続給付は給付費の7/100																																					
日雇労働求職者給付金 (1)普通給付 給付日額 (1級7,500円、2級6,200円、3級4,100円)の13日～17日分 失業前の2月間(前月及び前々月)に26日分以上印紙保険料を納めた者に支給 ①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上 ②第2級給付金 イ 第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上 ロ 第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分以上であり、又は、第1級、第2級及び第3級の順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料以上 ③第3級給付金 前記①、②以外のとき (2)特例給付 継続する6月間に各月11日分以上、かつ通算して78日分以上印紙保険料を納めた者に60日分を限度として支給	・失業保険金 (1)離職の日以前1年間に被保険者期間が6カ月以上 (2)標準報酬日額(最終2ヵ月間の平均)の8割～6割 (3)給付日数 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">離職日における年齢等</th> <th colspan="4">算定基礎期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>120日</td> </tr> <tr> <td>30歳以上45歳未満</td> <td>90日</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>180日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上65歳未満</td> <td>50日</td> <td colspan="3">240日</td> </tr> </table> ・高齢求職者給付金 60歳前から引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後失業したときは、失業保険金の支給に代えて支給する。 <table border="1"> <tr> <th>算定基礎期間</th> <th>高齢求職者給付金の額</th> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>失業保険金日額の120日分</td> </tr> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>失業保険金日額の100日分</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>失業保険金日額の50日分</td> </tr> </table> * 給付日数の延長は次の4種類 イ. 特例個別延長給付 ロ. 個別延長給付 ハ. 職業指導延長給付 ニ. 全国延長給付	離職日における年齢等	算定基礎期間				1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	30歳未満	90日	90日	120日	120日	30歳以上45歳未満	90日	150日	180日	180日	45歳以上60歳未満	180日	210日	240日	240日	60歳以上65歳未満	50日	240日			算定基礎期間	高齢求職者給付金の額	5年以上	失業保険金日額の120日分	1年以上5年未満	失業保険金日額の100日分	1年未満	失業保険金日額の50日分
離職日における年齢等	算定基礎期間																																					
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上																																		
30歳未満	90日	90日	120日	120日																																		
30歳以上45歳未満	90日	150日	180日	180日																																		
45歳以上60歳未満	180日	210日	240日	240日																																		
60歳以上65歳未満	50日	240日																																				
算定基礎期間	高齢求職者給付金の額																																					
5年以上	失業保険金日額の120日分																																					
1年以上5年未満	失業保険金日額の100日分																																					
1年未満	失業保険金日額の50日分																																					
—	(1)受講手当…日額590円 (2)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費																																					
—	月額10,500円																																					
—	傷病給付金 失業保険金日額と同額																																					
同 左 ((1)を除く。) (2)は日雇労働求職者 (給付金日額の30日分)	(1)再就職手当…失業保険金日額の20～70日分 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当																																					
—	(1)高齢雇用継続基本給付金 各月に支払われた報酬の原則25/100相当額 (2)高齢再就職給付金 高齢者雇用継続基本給付金と同じ																																					
—	(1)育児休業基本給付金 給付基礎日額に30を乗じて得た額の20/100相当額 (2)育児休業者職場復帰給付金 給付基礎日額に30を乗じて得た額の5/100×支給単位期間の数																																					
用の安定を図る事業。 進めるための事業。	—																																					

第2部 社会保障の体系と現状

㊦ 児童手当

平成11(1999)年4月1日現在

制度の種類		児童手当			
根拠法(施行)		児童手当法(昭46.5.27法73)〔昭47.1.1〕			
対象		一般国民			
经营主体		政府			
受給者数 (平成10年2月末現在)		192万9千人			
財源	国庫	非被用者	被用者	公務員等 当該団体が全額負担	
	地方公共団体	都道府県	同上 1/6		同上 0.5/10
		市町村	同上 1/6		同上 0.5/10
	事業者	—	同上 7/10		
児童手当	支給対象者及び支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童)または、3歳に満たない児童を含む2人以上の児童を監護する者に支給 ・監護している者が父母の場合は生計を同一にしていること ・父母以外の者の場合は生計を維持することが必要 ・上記の者に一定額以上の所得があるときは支給されない 			
	手当額	第1子及び第2子月額5,000円、第3子以降1人月額10,000円			
備考	附則第6条により児童手当が支給されない者に対する特例として支給される児童手当の費用は、その全額を事業者からの拠出金をもって充てることとされている。				



㊦ 老人保健

平成11(1999)年9月1日現在

制度の種類		老人保健		
根拠法		老人保健法(昭57.8.17法80)〔施行昭58.2.1〕		
经营主体		各市町村(特別区)		
対象人員 (平成10年3月)		1,333万3千人		
保健事業		医療以外の保健事業	医療	
財源	国庫負担	市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域内に居住地を有する40歳以上の者(職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く)を対象とする	医療は、医療保険各法の被保険者若しくは組合員又は被扶養者であって70歳以上の者(65歳以上70歳未満の者であって政令で定める程度の障害の状態にある者を含む。)を対象とする。	
		医療以外の保健事業に要する費用の1/3	医療に要する費用のうち2/10の他、保険者の拠出金の一部について医療保険各法の定めるところにより補助	
	地方公共団体	都道府県	同上 1/3	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
		市町村	同上 1/3	医療に関する費用のうち 0.5/10
保険者	市町村		医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担	
保健事業の種類		医療保険各法の保険者は、医療費拠出金(保険料と国庫補助で構成)及び事務費拠出金(保険料)を納付	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療は、疾病又は負傷に関して診察・薬剤又は治療材料の支給等が行われる。 2 医療を受ける者は、保険医療機関等ごとに次により一部負担金を払う。 <ul style="list-style-type: none"> ①外来 1回530円 (同一医療機関ごとに1月4回を限度) ②入院 1日 1,200円 (低所得者世帯の老齢福祉年金受給者は1日500円) ③外来薬剤費、入院時食事療養費の負担については医療保険と同じ。 	

3 老人福祉

① 施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入所型	特別養護老人ホーム	65歳以上の寝たきり老人等で、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させて養護する。
	養護老人ホーム	65歳以上の人で、心身機能の減退などのために日常生活に支障がある、あるいは住宅に困っている場合等であって、被保護世帯か市町村民税所得割非課税世帯に属する者を入所させて養護する。
	軽費老人ホーム	低所得階層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を低額な料金で利用させる施設。A型とB型に区分され、A型は給食サービスが付いていて、B型は自炊が原則となっている。
	ケアハウス	高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車いすでの生活が容易であるなど工夫された住宅としての機能があり、生活相談、給食等のサービスを提供する。
	老人短期入所施設	養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった65歳以上の者を短期間入所させて養護する。
	有料老人ホーム	常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する。

	施設名	事業の概要
利用型	老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法の指導その他の便宜を供与する。
	高齢者生活福祉センター	高齢者向けに、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に有する小規模の複合施設
	老人福祉センター	地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を供与する。
	老人憩の家	地域の老人に対して、無料又は低廉な料金で教養の向上、レクリエーション等のための場所を提供し、老人の心身の健康を図る施設。老人クラブの拠点とされており、老人福祉センターより小規模なもの
	老人休養ホーム	景勝地、温泉地などの休養地に、老人の保健休養、安らぎと憩いの場として設置された宿泊利用施設。老人が気軽に利用できるように一般の国民宿舎よりさらに低料金になっている。

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

② 在宅福祉対策

事業の名称	事業の概要
ホームヘルプサービス（訪問し介護を行う事業）	寝たきり老人等で日常生活に支障がある者に対し、家事、介護等を行うホームヘルパーを派遣する。
ショートステイ事業（特別養護老人ホーム等に短期入所させる事業）	寝たきり老人等を介護する家族が疾病等によって一時的に介護が困難になった場合に、施設で短期間介護を行う。なお、この事業予算の中には、ホームケア促進事業（寝たきり老人等とその介護者を特別養護老人ホームに入所、宿泊させ、介護の実習等を行う。）とナイトケア事業（夜間の介護が得られない痴呆性老人等を一時的に夜間のみ特別養護老人ホームで介護する。）が含まれる。
デイサービス事業（日帰り介護サービスを受ける事業）	虚弱老人等をデイサービスセンターに通所させ、給食、入浴、日常動作訓練等のサービスを提供するとともに、寝たきり老人等の家庭に訪問して、給食、入浴等のサービスを提供する。
在宅介護支援センター運営事業	在宅の寝たきり老人等の介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように、市町村等関係機関との連絡調整等を行う事業。在宅介護支援センターは、24時間体制で、特別養護老人ホーム、老人保健施設等に設置されている。
日常生活用具の給付等事業	寝たきり老人等の日常生活を容易にするための日常生活用具を給付又は貸与する。 ○対象品目【特殊寝台、マットレス、エアーマット、腰掛便座（便器）、特殊尿器、火災警報機、自動消火器、体位変換器、老人用電話（貸与）、緊急通報装置、痴呆性老人徘徊感知機器、車いす、歩行器、電磁調理器、移動用リフト、歩行支援用具、入浴補助用具、電動車いす】
高齢者サービス総合調整推進事業	保健・医療・福祉の各施設の調整と総合的推進を図る。 ●都道府県指定都市レベル…高齢者サービス総合調整推進会議を設置 ●市町村レベル…高齢者サービス調整チームを設置

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

③ 社会活動促進対策

事業の名称	事業の概要												
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	<table border="1"> <tr> <td>高齢者の社会参加の促進を図り、生きがいと健康づくりを推進する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●長寿社会開発センターの整備</td> <td>●平成元年11月発足</td> </tr> <tr> <td>●都道府県明い長寿社会づくり推進機構の整備</td> <td>全都道府県</td> </tr> <tr> <td>●高齢者訪問支援活動推進員養成試行的事業</td> <td>17ヶ所 (平成10年度)</td> </tr> <tr> <td>●高齢者の生きがいと健康づくり推進試行的市町村事業</td> <td>38市町村 (平成10年度)</td> </tr> <tr> <td>●高齢者の生きがいと健康づくり総合推進試行的市町村事業</td> <td>59ヶ所 (平成10年度)</td> </tr> </table>	高齢者の社会参加の促進を図り、生きがいと健康づくりを推進する。		●長寿社会開発センターの整備	●平成元年11月発足	●都道府県明い長寿社会づくり推進機構の整備	全都道府県	●高齢者訪問支援活動推進員養成試行的事業	17ヶ所 (平成10年度)	●高齢者の生きがいと健康づくり推進試行的市町村事業	38市町村 (平成10年度)	●高齢者の生きがいと健康づくり総合推進試行的市町村事業	59ヶ所 (平成10年度)
高齢者の社会参加の促進を図り、生きがいと健康づくりを推進する。													
●長寿社会開発センターの整備	●平成元年11月発足												
●都道府県明い長寿社会づくり推進機構の整備	全都道府県												
●高齢者訪問支援活動推進員養成試行的事業	17ヶ所 (平成10年度)												
●高齢者の生きがいと健康づくり推進試行的市町村事業	38市町村 (平成10年度)												
●高齢者の生きがいと健康づくり総合推進試行的市町村事業	59ヶ所 (平成10年度)												
老人クラブ助成事業	老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対する助成。												
全国老人クラブ連合会助成事業	都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する指導等のための助成。												
都道府県高齢者総合相談センター（シルバー110番）運営事業	高齢者世帯の日常生活において直面する困りごと等に対応できる総合相談体制の確立を図る。												
高齢者能力開発情報センター運営助成	おおむね65歳以上の者に対し、その希望と能力に応じた適切な仕事の斡旋等を行う。												

4 身体障害者福祉施策

① 身体障害者在宅福祉施策の概要

事業名	
障害の軽減・補完、診査・更生相談対策	更生医療の給付 ①
	訪問診査、更生相談 ②
補装具、日常生活用具の給付等	補装具の交付、修理 ③
	日常生活用具の給付等 ④
在宅介護対策	特別障害者手当等の支給 ⑤
	訪問介護(ホームヘルプサービス)事業 ⑥
	身体障害者短期入所事業 ⑦
保健対策	身体障害者健康診査事業 ⑧
	身体障害者相談員の設置 ⑨
社会参加促進、在宅リハビリテーション対策等	市町村障害者生活支援事業 ⑩
	「障害者の明るいくらし」促進事業 ⑪
	市町村障害者社会参加促進事業 ⑫
	障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業 ⑬
	身体障害者日帰り介護・活動(デイサービス)事業 ⑭
	身体障害者自立支援事業 ⑮
	在宅重度障害者通所援護事業 ⑯
	身体障害者通所授産施設 ⑰
	身体障害者福祉ホーム運営事業 ⑱
	身体障害者スポーツの振興 ⑲
障害別福祉事業(委託事業) ⑳	

番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (言語機能障害) 人工喉頭 (肢体不自由) 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器等 (内部障害) ストマ用装具
④	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 浴槽、湯沸器、便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具、移動用リフト、歩行支援用具 (上肢障害) 特殊便器、電動タイプライター、ワードプロセッサ (意志伝達) 重度障害者用意志伝達装置、携帯用会話補助装置 (視覚障害) 盲人用テープレコーダー、時計、タイムスイッチ、カナタイプライター、点字タイプライター、電卓、電磁調理器、音声式体温計、秤、点字図書、体重計、拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ (聴覚障害) 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、文字放送デコーダー (じん臓機能障害) 透析液加温器 (呼吸器機能障害) 酸素ボンベ運搬車、ネプライザー、たん吸引器 (共通) 火災警報器、自動消火器、緊急通報装置 (貸与品目) 福祉電話、ファックス (共同利用) 視覚障害者用ワードプロセッサ
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者等に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当(月額) 26,700円 ・障害児福祉手当(月額) 14,520円 ・福祉手当(経過措置分)(月額) 14,520円 (平成10年4月現在)
⑥	重度の身体上の障害等のため日常生活を営むのに支障がある身体障害者の家庭等を訪問して、食事、洗濯等身のまわりの世話および外出時の付添いを行う。
⑦	重度身体障害者等を介護している保護者が疾病等によって家庭における介護が困難な場合、施設に一時保護する。
⑧	車いす常用者に起こりやすい、褥瘡や膀胱障害等の二次障害を予防するための健康診査を行う。
⑨	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。
⑩	在宅の障害者等に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談等を総合的に実施する。
⑪	障害者の社会参加を促進するために、情報支援、生活訓練、スポーツ振興等地域交流支援、啓発広報、身体障害者支援、知的障害者支援、精神障害者支援などの各事業の中から都道府県が選択して実施する。
⑫	障害者の社会参加を促進するために、コミュニケーション支援、情報支援、移動支援、生活訓練、スポーツ振興支援、福祉機器リサイクル、知的障害者支援、精神障害者支援などの各事業の中から市町村が事業を選択して実施する。
⑬	障害者や高齢者などの社会参加の基盤となる生活環境の整備を進めるため、地域社会全体としての合意づくりを推進し、まちづくりに関する総合計画を策定するとともに、これに基づく必要な環境整備事業を実施する。
⑭	地域において就労等の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス、給食サービス等を行い、その自立と生きがいを高める。
⑮	公営住宅、身体障害者福祉ホーム等に居住する5世帯以上の重度の身体障害者を対象として、専任ケアグループによる安定的な介助サービスを提供する。
⑯	就労の機会が得がたい在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対する補助
⑰	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
⑱	身体上の障害のために家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の施設を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑲	身体障害者の健康の維持、機能の回復、体力の向上等の効果を上げるとともに、社会生活への適応性の向上を図る。
⑳	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等)、聴覚・言語障害者福祉事業(手話通訳指導者養成研修事業等)、視覚・聴覚(重複)障害者福祉事業(盲ろう者向通訳養成研修事業)、福祉機器開発普及等事業、全国身体障害者総合福祉センター運営事業等

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。
資料：厚生省「厚生白書」

② 身体障害者施設福祉施策の概要

事業名		事業の概要		
施設福祉施策	更生施設	肢体不自由者更生施設	障害の程度の如何に関わりなく相当程度の作業能力を回復しうる見込のある人を対象とし、更生訓練を行う施設（入所期間は1年）	
		視覚障害者更生施設	あんま、はり、きゅう等職業についての知識技能、訓練を行う施設（入所期間2～5年）	
		聴覚・言語障害者更生施設	更生に必要な治療及び訓練を行う施設（入所期間1年を原則）	
	生活施設	内部障害者更生施設	医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設（入所期間は1年）	
		重度身体障害者更生援護施設	重度の肢体不自由者または重度の内部障害者を入所させ、家庭復帰に必要な日常生活能力の回復に重点をおいて各種のリハビリテーションを行う施設（入所期間おおむね5年以内）	
		身体障害者療護施設	身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設	
		身体障害者福祉ホーム	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設	
		身体障害者授産施設	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設（最終的には一般事務所に就職若しくは自営等で、自活させることを目的としているので、入所期間は一定ではない）	
		重度身体障害者授産施設	重度の身体障害のため、ある程度の作業能力を有しながら、特別の設備と職員を準備しなければ、就業不可能な障害者を入所させ、施設内で自活させることを目的とする施設	
		身体障害者通所授産施設	身体障害者授産施設の一つであり、内容は身体障害者授産施設と同じであるが、利用者は通所者に限られる	
		身体障害者福祉工場	生産能力があっても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場	
		地域利用施設	身体障害者福祉センター（A型）	身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、運動、娯楽など保健・休養のための施設
			身体障害者福祉センター（B型）	外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
	身体障害者日帰り生活・介護（デイサービス）センター		身体障害者日帰り生活・介護（デイサービス）事業を行うための施設	
	障害者更生センター		障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設	
	点字図書館		視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の閲覧貸出しを行う施設	
	点字出版施設		点字刊行物を出版する施設	
	聴覚障害者情報提供施設		字幕（手話）入りビデオカセットの製作貸出、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等を行う施設	
施設福祉施策	補装具製作施設	補装具の製作または修理を行う施設		
	盲人ホーム	あんま、はり、きゅう等視覚障害者の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設		

資料：厚生省「厚生白書」

5 障害児（者）施策

① 在宅福祉施策

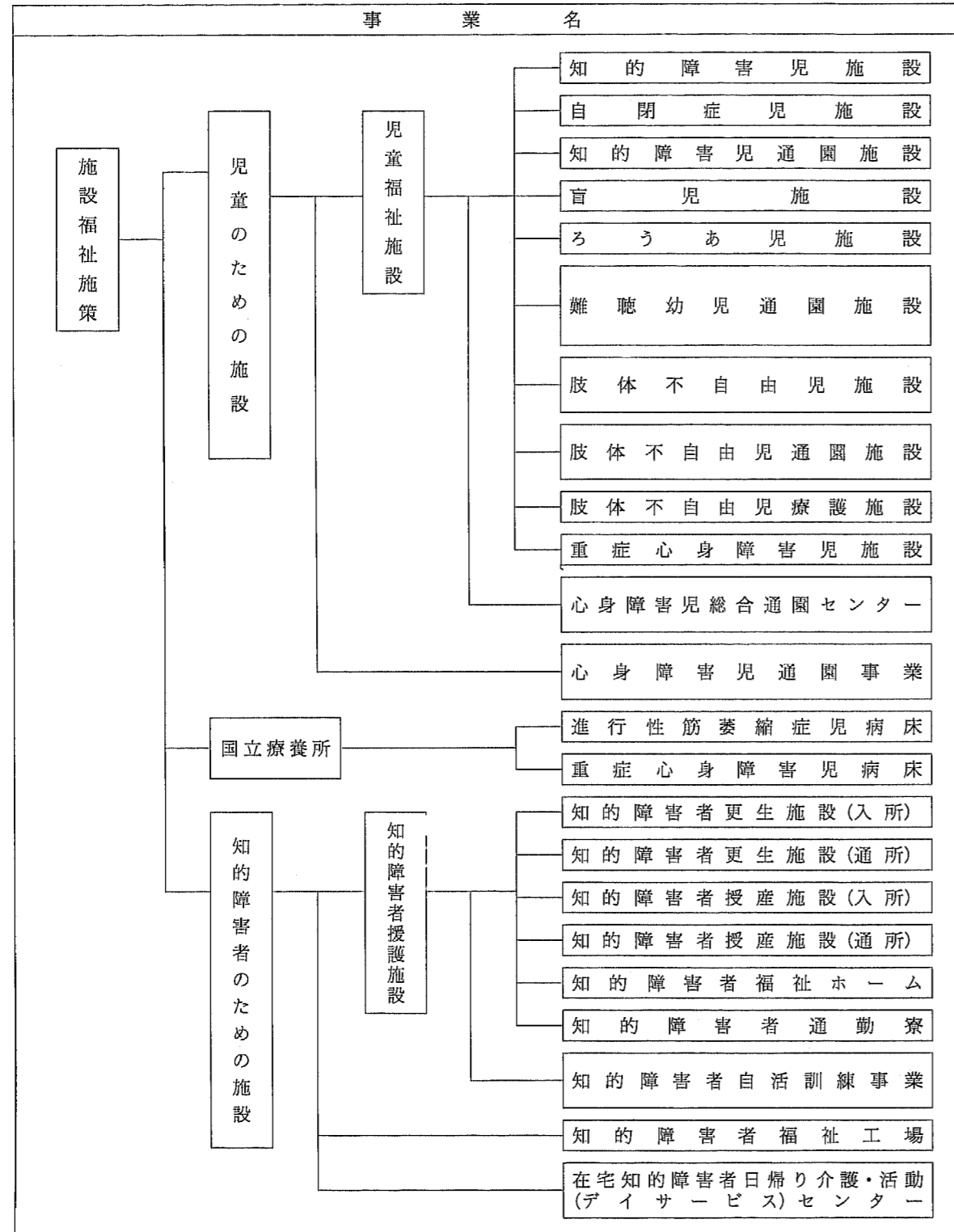
障害児（者）に対する在宅福祉施策		
施策の種類	障害児施策	知的障害者施策
早期発見 早期療育	先天性代謝異常等検査 健康診査（乳児、1歳6か月児、3歳児） 育成医療の給付	
通所事業 通園事業	障害児各種通園施設・通園事業 重症心身障害児（者）通園事業	知的障害者援護施設（通所） 知的障害者日帰り介護・活動（デイサービス）事業① 同 左
在宅サービス	補装具の交付・修理 日常生活用具の給付等 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業② 短期入所（ショートステイ）事業③ 障害児（者）地域療育等支援事業④	同 左 同 左 同 左 同 左
社会参加		知的障害者地域生活援助事業⑤ 知的障害者生活支援事業 「障害者の明るいくらし」促進事業 知的障害者スポーツの振興 知的障害者通所援護事業⑥
就労関連		職親制度⑦
総合的サービス	相談指導（児童相談所等）	療育手帳制度⑧ 同 左（福祉事務所等）

各種主要施策の概要

- ① 在宅の知的障害者が通所して文化的活動、機能訓練等を行い、自立を図るとともに生きがいを高める。
- ② 日常生活を営むのに著しく支障のある障害児・者のいる家庭に、訪問介護者を派遣して必要な介護、援助を行う。
- ③ 障害児・者を介護している家族が疾病等によって家庭における介護が困難となった場合に施設に一時的に保護する。
- ④ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を総合的に実施する。
- ⑤ 知的障害者に対する日常生活上の援護を行い、地域での自立生活を援助する。グループホーム事業ともいう。
- ⑥ 通所による援護事業（小規模作業所）に対し助成する。
- ⑦ 事業経営者等が知的障害者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、自立更生を図る。
- ⑧ 知的障害児・者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。

資料：厚生省「厚生白書」

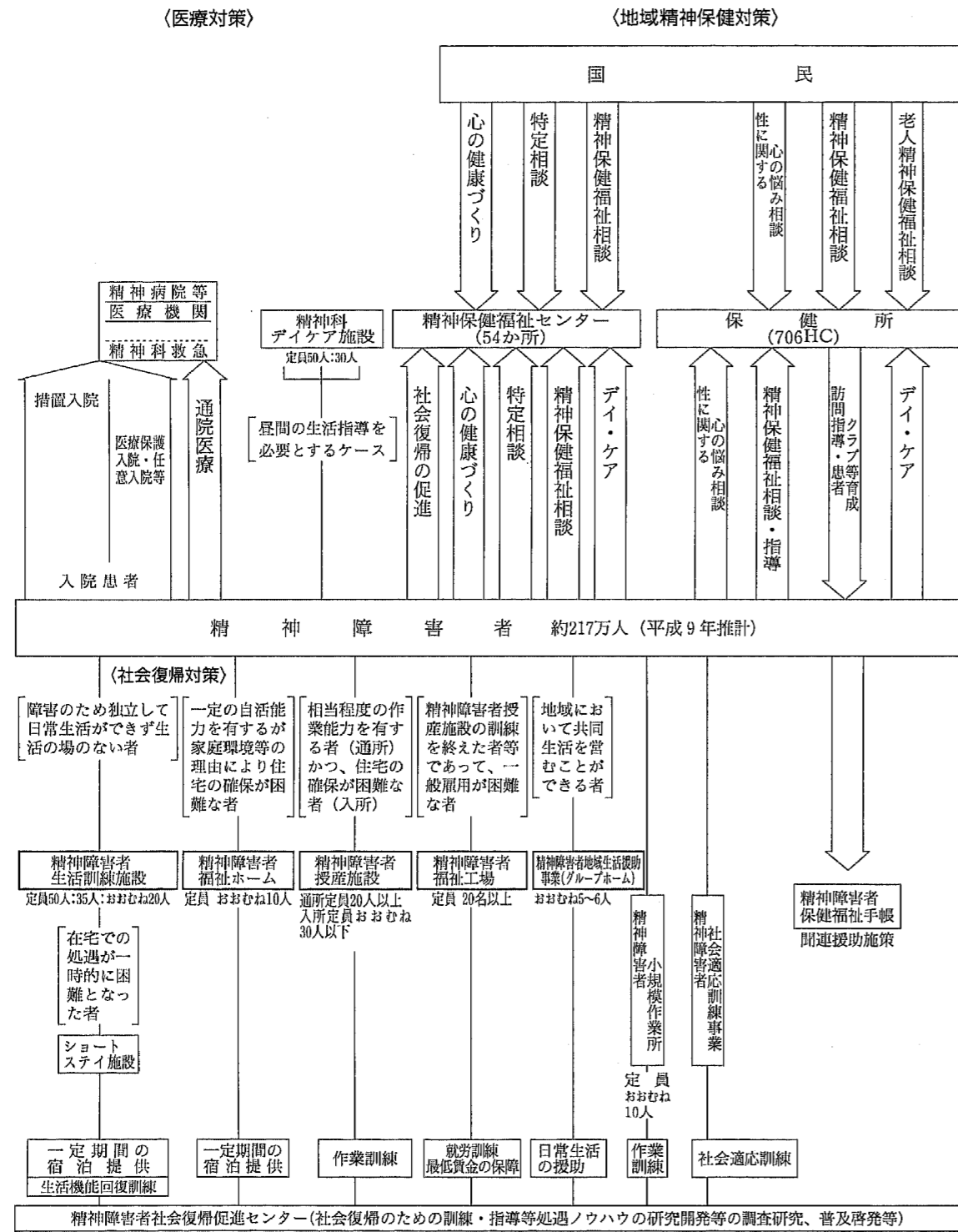
② 障害児（者）に対する施設福祉施策の概要



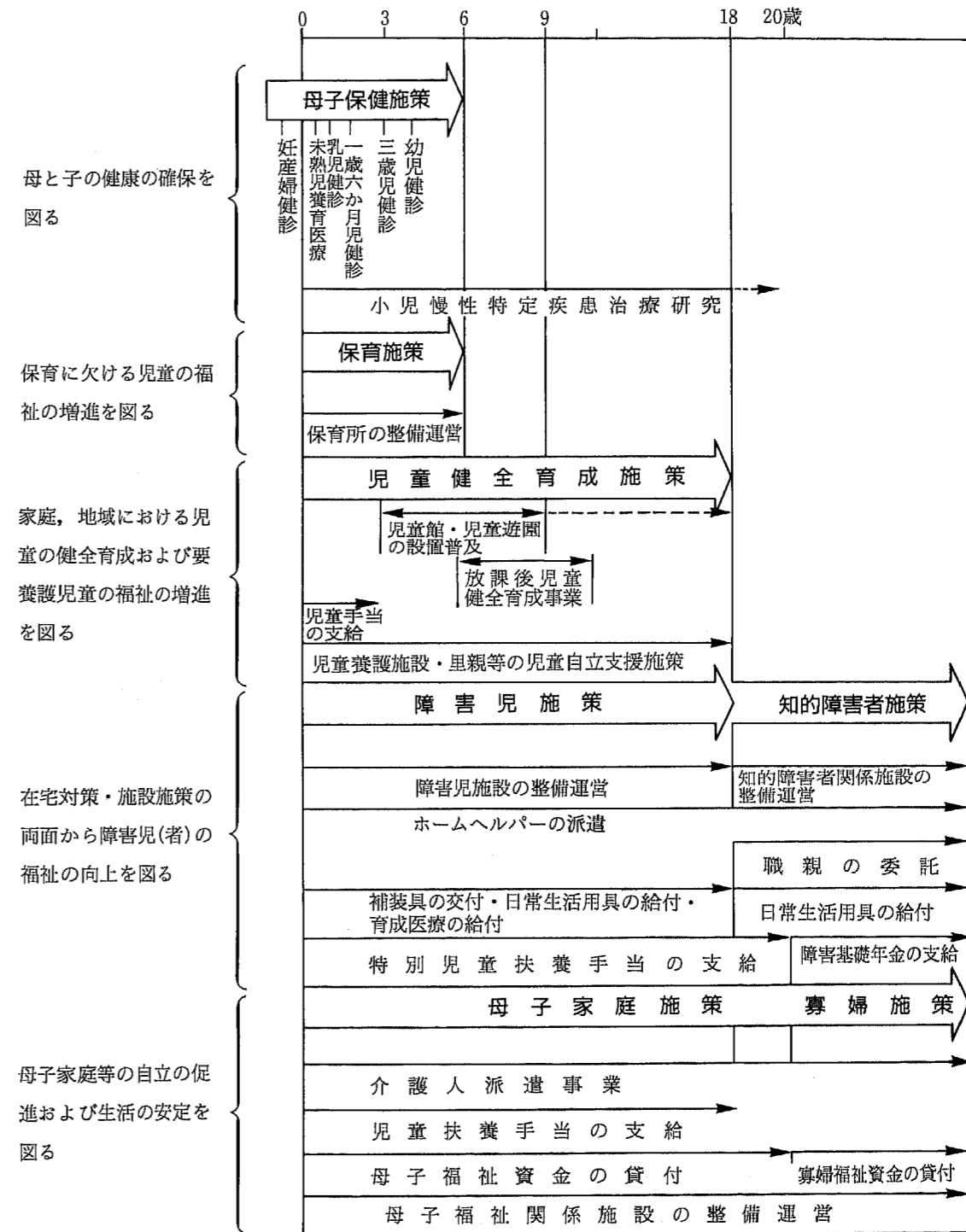
事業の概要
知的障害の児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
自閉症を主たる症状とする児童を入所させて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識を与える施設
盲児（強度の弱視を含む。）を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設
ろうあ児を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設
難聴の幼児に対し、早期に聴力及び言語能力の機能訓練を実施、残存能力の開発と障害の除去を行うとともに、家庭で一貫した適切な指導訓練が行えるよう母親等に対し指導訓練の技術等について指導する施設
上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設
上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設（原則として、就学前で通園により十分療育効果が得られる児童が対象となる。）
上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童で家庭における養育が困難なものを入所させる施設
重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設
障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなく障害に応じた療育訓練を行う施設、複数の児童福祉施設の複合体
市町村が通園の場を設けて、障害児に通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となって育成成長を図る事業
進行性筋萎縮症児・者を入所させて治療及び日常生活の指導を行う
重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う
知的障害者を入所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
知的障害者を通所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
知的障害者で雇用されることが困難な者を入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
知的障害者で雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
就労している知的障害者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図る施設
就労している知的障害者を職場に通勤させながら一定期間利用させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行う施設
知的障害者援護施設の入所者に地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、知的障害者の社会参加の円滑化を図る事業
一般企業に就労できない知的障害者を雇用し、社会的自立を促進する施設
地域において就労が困難な在宅の知的障害者が通所して文化的活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高めることを目的とする施設

資料：厚生省「厚生白書」

6 精神障害者施策の概要 (平成11年度)



7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



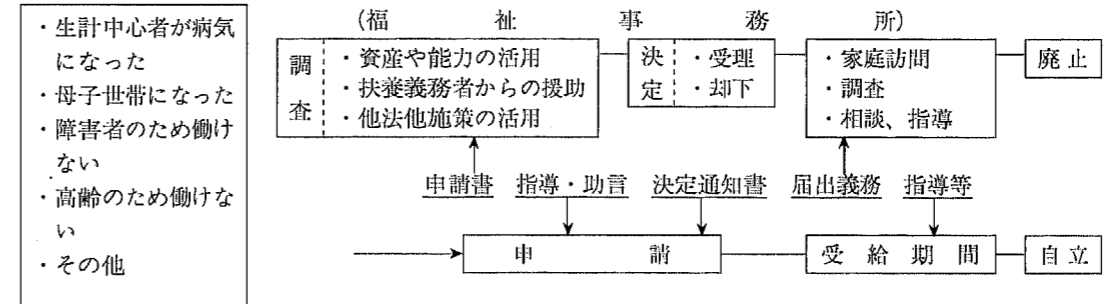
8 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当 (主なもの)	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護、養育している生別の母子世帯等の母又は養育者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者	①特別障害者手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者 ②障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者	3歳未満の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母あるいは、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない3歳未満の児童を監護し、かつ、その生計を維持する者	原爆の放射線に起因すると認定された負傷、疾病の状態にある（認定被爆者）	原爆の影響に関係がある障害（11障害）のいずれかを伴う疾病にかかっている被爆者
手当額月額 (平成11年度)	○児童1人 所得税非課税世帯 42,370円 それ以外 28,350円 ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級 51,550円 2級 34,330円	①特別障害者手当 26,860円 ②障害児福祉手当 14,610円 ③福祉手当 (経過措置) 14,610円	○第1子及び第2子 5,000円 ○第3子以降 10,000円	139,600円	34,330円
所得制限額 (収入ベース) (平成11年度)	○本人 (2人世帯) 300.0万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 600.0万円	○本人 (4人世帯) 707.7万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円	○本人 (2人世帯) 540.0万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円	○児童手当 (4人世帯) 381.1万円 ○特例給付 (4人世帯) 620.6万円	なし	なし

資料：厚生省大臣官房政策課調

9 生活保護制度

【生活保護の流れ】



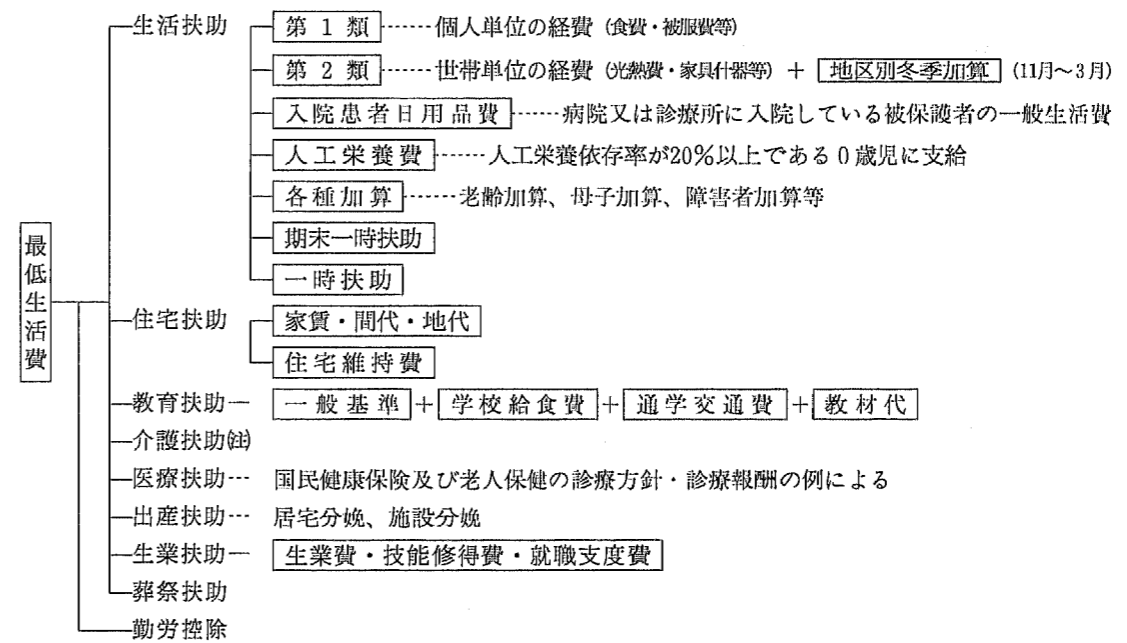
【生活保護費の決め方】

(最低生活費の計算)

$$\begin{matrix} \text{生活扶助} \\ \text{基準生活費} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{住宅扶助} \\ \text{家賃等} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{教育扶助} \\ \text{基準額} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{医療扶助} \\ \text{医療費} \end{matrix} = \text{最低生活費}$$

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。
 (収入充当額の計算) 平均月額収入 - (必要経費の実費 + 各種控除) = 収入充当額
 (扶助額の計算) 最低生活費 - 収入充当額 = 扶助額

【最低生活費の体系】



(注)平成12年4月1日より施行

資料：厚生省社会・援護局保護課

㊦ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60
一般被用者	健康保険法(大11.法70)(施行昭2.1.1)①						
	労働者災害扶助責任保険法② (昭6.法55)						
船員	船員保険法(昭14.法73) (施行昭15.6.1)						
	昭和22年法103号をもって 労災補償部門を明確に区分						
公務員等	③ 国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から 昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。						
	旧国家公務員共済 組合法(昭23.法59)						
	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行昭33.7.1)						
	〔業務災害補償 に関する協約〕						
労働者災害 補償保険法 (適用昭60.4.1) ④							
公務員等	国家公務員 共済組合法 (施行昭33.7)						
	地方公務員等共済組合法 (昭37.法152) (施行昭37.12.1)						
	市町村職員共済組合法 (昭29.法204)						
地方公務員 災害補償に関する条例 (昭42.法121)(施行昭42.12.1)							

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行なわれていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。



㊦ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60
一般被用者	退職積立金及退職 手当法(昭11.法42)						
日雇労働者	失業保険法(昭22.法146) (適用昭22.11.1)①						
	日雇労働者の制度創設 (昭24.法87) (施行昭22.6.1)						
船員	船員保険法失業部門創設 (昭22.法235) (施行昭22.11.1)						
	雇用保険法(昭49.法116) (適用昭50.4.1)②						
公務員等	国家公務員 退職手当法 (昭28.法182) (適用昭28.8.1)						
	雇用保険法 (適用昭60.4.1) ③						
	退職手当に関する条例						

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用



(参考) 1 社会保障制度審議会勧告等一覧

(●印は主要なもの)

	勸告等
昭和24年～昭和29年	24.8.1 健康保険等の給付費に対する国庫負担の件
	24.9.13 生活保護制度の改善強化に関する件
	24.11.14 社会保障制度確立のための覚え書
	●25.10.16 社会保障制度に関する勧告
	26.7.24 社会保障制度推進に関する申入書
	26.10.20 社会保障制度推進に関する件
	27.4.16 戦争遺家族等の援護に関する立法の件
	27.5.20 社会保障の最低基準に関する国際労働条約案について
	27.12.23 厚生年金保険、公務員の恩給、軍人恩給等年金問題に関する件
	●28.12.10 年金制度の整備改革に関する件
	29.1.11 建議書(昭和29年度予算編成における社会保障に関する国庫負担に関して)
	29.3.1 建議書(年金制度の総合的調整に関して)
	29.12.24 社会保障制度の推進に関する要望 〃 結核対策の強化改善に関する申入書
昭和30年～昭和39年	30.3.30 社会保障制度の企画運営方法の改善に関する件 〃 結核対策の強化改善に関する件
	●31.11.8 医療保障制度に関する勧告について
	32.12.19 恩給等の増額に関する意見書について
	●33.6.14 国民年金制度に関する基本方策について(答申)
	●33.10.6 年金制度の通算等について(答申)
	33.10.6 中小企業労働者等福利共済制度について
	35.8.1 社会保障制度の推進についての申入れ
	35.10.12 公的年金積立金の運用についての要望
	36.10.26 申入書(社会保険医療協議会の改組に関して)
	36.11.10 社会保障制度の推進に関する申入れ
	●37.8.22 社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告
	38.2.25 臨時医療報酬調査会設置法案の取扱いについて(申入れ)
	38.12.21 申入書(昭和39年度予算編成に関して)
	39.12.17 厚生年金保険法の一部を改正する法律案および船員保険法の一部を改正する法律案について(申入れ)

	勸告等
昭和40年～昭和49年	40.2.10 申入書(恩給および共済組合両制度の調整について)
	40.6.1 医療問題混乱に対する緊急措置について(申入れ)
	40.9.15 医療費問題に関する意見及び保険三法改正案に対する答申
	41.8.25 内閣総理大臣はじめ関係大臣との懇談における要望要旨
	42.6.21 公害対策について(申入れ)
	〃 各種公的年金の給付額の調整等について(申入れ)
	42.12.15 申入書(財政硬直化と社会保障との関係について)
	43.12.23 申入書(社会保障の推進について)
	45.12.19 医療保険制度について(意見)
	〃 申入書(社会保障の推進について)
	46.6.22 申入書(保険医総辞退に関する政府の対処について)
	●46.9.13 医療保険制度の改革について(答申)
	48.9.18 申入れ(生活扶助基準改訂について)
	48.11.19 当面する社会保障の危機回避のための建議—インフレーション下の社会保障—
	48.12.6 社会保障制度における家族の取り扱いについて
	49.10.7 当面の社会保障施策について(意見)
	昭和50年～昭和59年
●52.12.19 皆年金下の新年金体系	
53.2.10 共済組合制度に関する意見	
54.2.13 共済組合制度に関する意見	
●54.10.18 高齢者の就業と社会保険年金一統・皆年金下の新年金体系— ●55.12.12 老人保健医療対策について(意見)	
昭和60年～	●60.1.24 老人福祉の在り方について(建議)
	60.4.10 公的年金制度に関する意見
	既.12.14 国民健康保険制度の長期安定確保策について(意見)
	2.12.19 新しい時代を担う子どもたちのために(申入れ)
	●7.7.4 社会保障体制の再構築(勧告)

(参考) 2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1956(S 31)	日本経済の成長と近代化	国民の生活と健康はいかに守られているか	とくに題はなし
1957(S 32)	速すぎた拡大とその反省	貧困と疾病の追放	〃
1958(S 33)	景気循環の復活	厚生省創立20周年記念号	〃
1959(S 34)	速やかな景気回復と今後の課題	福祉計画と人間の福祉のための投資	〃
1960(S 35)	日本経済の成長力と競争力	福祉国家への途	〃
1961(S 36)	成長経済の課題	変動する社会と厚生行政	〃
1962(S 37)	景気循環の変貌	人口革命	〃
1963(S 38)	先進国への道	健康と福祉	〃
1964(S 39)	開放体制下の日本経済	社会開発の推進	〃
1965(S 40)	安定成長の課題	40年代の道標	変貌過程にある労働経済 —人手不足経済への移行過程における諸問題—
1966(S 41)	持続的成長への道	生活に密着した行政	労働経済の構造変化と今後の課題
1967(S 42)	能率と福祉の向上		人手不足への適応と今後の問題 —最近の労働経済にみられる新しい動き—
1968(S 43)	国際化のなかの日本経済	広がる障害とその克服	労働力不足の進行と構造変化 —複雑になった構造変化—
1969(S 44)	豊かさへの挑戦	繁栄への基礎条件	40年代の労働経済
1970(S 45)	日本経済の新しい次元	高齢者問題をとらえつつ	労働経済の長期的諸問題
1971(S 46)	内外均衡達成への道	こどもと社会	同上
1972(S 47)	新しい福祉社会の建設	近づく年金時代	転機に立つ労働経済 —長期的にみた問題点—
1973(S 48)	インフレなき福祉をめざして	転機に立つ社会保障	労働者福祉充実への途 —長期展望と労使の課題—
1974(S 49)	成長経済を越えて	人口変動と社会保障	高度成長からの転換と今後の課題
1975(S 50)	新しい安定軌道をめざして	これからの社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —控え目な経済成長の下における労働経済の課題—

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1976(S 51)	新たな発展への基礎がため	婦人と社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —労働経済の構造変化と安定成長の条件—
1977(S 52)	安定成長への適応を進める日本経済	高齢者社会の入口に立つ社会保障	安定成長下における労働経済の課題
1978(S 53)	構造転換を進めつつある日本経済	健康な老後を考える	労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題
1979(S 54)	すぐれた適応力と新たな出発	日本の子供たち—その現状と未来	労働力需給の展望と均衡回復への課題
1980(S 55)	先進国日本の試練と課題	高齢化社会への軟着陸をめざして	わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題
1981(S 56)	日本経済の創造的活力を求めて	国際障害者年「完全参加と平等」をめざして	労働経済の新たな課題
1982(S 57)	経済効率性を活かす道	高齢化社会を支える社会保障をめざして	労働市場の変化と新たな課題
1983(S 58)	持続的成長への足固め	新しい時代の潮流と社会保障	労働力需給、失業の長期的変化と課題
1984(S 59)	新たな国際化に対応する日本経済	人生80年時代の生活と健康を考える	勤労者生活の動向と課題
1985(S 60)	新しい成長とその課題	長寿社会に向かって選択する	技術革新下の労働問題とその課題
1986(S 61)	国際的調和をめざす日本経済	未知への挑戦— 明るい長寿社会をめざして	中長期的な職業生活の変化と新たな課題 —雇用の多様化と労働時間短縮—
1987(S 62)	進む構造転換と今後の課題	社会保障を担う人々— 社会サービスはこう展開する	経済構造調整と労働経済の課題
1988(S 63)	内需型成長の持続と国際社会への貢献	新たな高齢者像と活力ある長寿・福祉社会をめざして(厚生省創設50周年記念号)	構造変化のなかでの雇用安定と勤労者生活の課題
1989(H 1)	平成経済の門出と日本経済の新しい潮流	長寿社会における子供・家庭・地域	高齢者雇用と女子パートタイム労働の現状と課題
1990(H 2)	持続的拡大への道	真の豊かさに向かった社会システムの再構築 —豊かさのコスト— —廃棄物問題を考える—	勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題
1991(H 3)	長期拡大の条件と国際社会における役割	広がりゆく福祉の担い手たち— —活発化する民間サービスと社会参加活動—	女子労働者、若者労働者の現状と課題
1992(H 4)	調整をこえて新たな展開をめざす日本経済	国連・障害者の十年— —皆が参加する「ぬくもりのある福祉社会」の創造—	労働力不足、労働移動の活発化と企業の対応
1993(H 5)	バブルの教訓と新たな発展への課題	未来をひらく子どもたちのために— —子育ての社会的支援を考える—	職業をめぐる諸問題と今後の対応
1994(H 6)	厳しい調整を越えて新たなフロンティアへ		雇用安定を基盤とした豊かな勤労者生活への課題
1995(H 7)	日本経済のダイナミズムの復活をめざして	医療—「質」「情報」「選択」 そして「納得」	雇用創出を通じた労働市場の構造変化への対応

第2部 社会保障の体系と現状

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1996(H8)	改革が展望を切り開く	家族と社会保障 —家族の社会的支援のために—	労働経済の分析
1997(H9)	改革へ本格起動する日本経済	「健康」と「生活の質」の向上 をめざして	構造転換期の雇用・賃金と高齢 化への対応
1998(H10)	創造的発展への基礎固め	少子社会を考える —子どもを産み育てることに 「夢」を持てる社会を—	中長期的にみた働き方と生活の 変化
1999(H11)	経済再生への挑戦	社会保障と国民生活	急速に変化する労働市場と新た な雇用の創出

(注) 厚生白書は昭和42年度版からは「発行年版」に改定した。



第III部

社会保障関係統計資料編

第2表 「日本の将来推計人口」の要約

	平成4年9月 将来推計人口 〔中位〕	平成9年1月将来推計人口		
		中位	高位	低位
基準人口	平成2年10月1日 国勢調査人口	平成7年10月1日国勢調査人口		
平均寿命	平成3年 平成37年 (1991) (2025) 男76.11 → 78.27 女82.11 → 85.06	平成7年 平成62年 (1995) (2050) 男 76.36 → 79.43 女 82.84 → 86.47		
合計特殊出生率 (最低値)	平成3年 1.53 (1991) ↓ 平成6年 1.49 (1994) ↓ 平成37年 1.80 (2025)	平成7年 1.42 (1995) ↓ 平成12年 1.38 (2000) ↓ 平成62年 1.61 (2050)	平成7年 1.42 (1995) ↓ 平成8年 1.42 (1996) ↓ 平成62年 1.85 (2050)	平成7年 1.42 (1995) ↓ 平成17年 1.28 (2005) ↓ 平成62年 1.38 (2050)
総人口	平成7(1995)年	125,463千人	125,570千人	125,570千人
	17(2005)年	129,346	127,684	128,690
	27(2015)年	130,033	126,444	129,175
	37(2025)年	125,806	120,913	125,201
	ピーク	平成23(2011)年	平成19(2007)年	平成23(2011)年
	62(2050)年	130,411	127,782	129,563
65歳以上人口比率	平成7(1995)年	14.5%	14.6%	14.6%
	17(2005)年	19.1	19.6	19.4
	27(2015)年	24.1	25.2	24.7
	37(2025)年	25.8	27.4	26.5
	47(2035)年	26.6	29.0	27.4
	57(2045)年	28.4	32.0	29.4
62(2050)年	28.2	32.3	29.2	
老年人口が年少人口を上回る年	平成10(1998)年	平成9年(1997)年	平成9(1997)年	平成9(1997)年

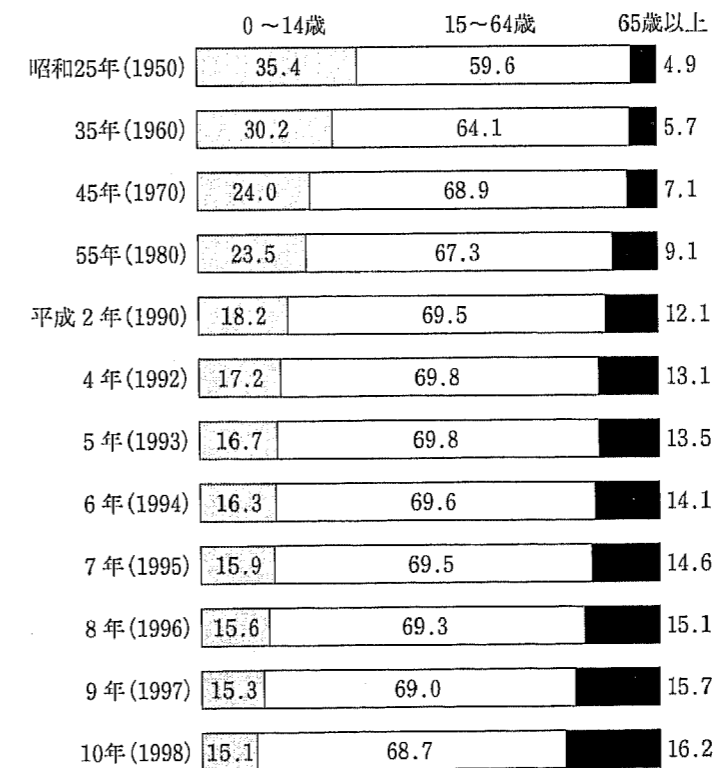
資料：厚生省国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

第3表 年齢3区分別人口の推移

年次 (西暦)	総人口 (万人)	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	
昭和25年(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30(1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35(1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40(1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45(1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50(1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55(1980)	11,706	23.5	67.3	9.1	34.9
60(1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.5	12.0	26.2
4(1992)	12,445	17.2	69.8	13.1	24.6
5(1993)	12,476	16.7	69.8	13.5	23.9
6(1994)	12,503	16.3	69.6	14.1	23.5
7(1995)	12,557	15.9	69.5	14.6	23.0
8(1996)	12,586	15.6	69.3	15.1	22.6
9(1997)	12,617	15.3	69.0	15.7	22.2
10(1998)	12,649	15.1	68.7	16.2	21.9
平成12年(2000)	12,689	14.7	68.1	17.2	21.5
17(2005)	12,768	14.3	66.1	19.6	21.6
22(2010)	12,762	14.3	63.6	22.0	22.5

資料：平成9年までは総務庁統計局「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」、平成12年以降は厚生省国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口—平成9年1月推計—」の中位推計値。

〈年齢別人口の割合の推移〉



(数字は%) (小数第2位を四捨五入(及び年齢不詳を含む)のため合計は100%にならない)

第4表 総人口・日本人人口(性×年齢〔5歳階級〕別)

(単位 千人)

年齢階級	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	126,486	61,919	64,568	125,252	61,311	63,941
0～4歳	5,971	3,060	2,911	5,913	3,032	2,883
5～9	6,105	3,127	2,978	6,058	3,103	2,955
10～14	6,983	3,577	3,406	6,933	3,551	3,381
15～19	7,807	4,002	3,806	7,743	3,969	3,774
20～24	9,260	4,741	4,519	9,137	4,681	4,458
25～29	9,733	4,940	4,793	9,542	4,851	4,693
30～34	8,476	4,288	4,188	8,296	4,200	4,095
35～39	7,867	3,972	3,895	7,729	3,904	3,825
40～44	7,984	4,014	3,969	7,882	3,964	3,919
45～49	10,183	5,099	5,084	10,105	5,058	5,045
50～54	9,367	4,661	4,706	9,308	4,631	4,677
55～59	8,533	4,193	4,339	8,489	4,171	4,318
60～64	7,712	3,729	3,982	7,679	3,713	3,966
65～69	6,856	3,232	3,624	6,834	3,221	3,613
70～74	5,516	2,449	3,066	5,497	2,440	3,056
75～79	3,691	1,383	2,308	3,676	1,376	2,300
80～84	2,470	873	1,597	2,462	869	1,592
85～89	1,391	431	960	1,388	429	958
90歳以上	583	147	436	582	147	435
(再掲)						
0～14歳	19,059	9,764	9,295	18,904	9,686	9,219
15～64	86,920	43,638	43,282	85,910	43,142	42,770
65歳以上	20,508	8,516	11,991	20,439	8,482	11,954

資料：総務庁統計局「平成10年10月1日現在推計人口」

第5表 年齢3区分別人口及び構造係数(中位推計)

年次	人口(単位 1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成7(1995)年	125,570	20,033	87,260	18,277	16.0	69.5	14.6
8(1996)	125,869	19,707	87,158	19,004	15.7	69.2	15.1
9(1997)	126,156	19,400	87,014	19,743	15.4	69.0	15.6
10(1998)	126,420	19,099	86,848	20,473	15.1	68.7	16.2
11(1999)	126,665	18,821	86,688	21,156	14.9	68.4	16.7
12(2000)	126,892	18,602	86,419	21,870	14.7	68.1	17.2
13(2001)	127,100	18,452	86,039	22,609	14.5	67.7	17.8
14(2002)	127,286	18,335	85,652	23,299	14.4	67.3	18.3
15(2003)	127,447	18,262	85,281	23,905	14.3	66.9	18.8
16(2004)	127,581	18,230	84,977	24,373	14.3	66.6	19.1
17(2005)	127,684	18,235	84,443	25,006	14.3	66.1	19.6
18(2006)	127,752	18,257	83,747	25,748	14.3	65.6	20.2
19(2007)	127,782	18,273	83,017	26,492	14.3	65.0	20.7
20(2008)	127,772	18,303	82,323	27,145	14.3	64.4	21.2
21(2009)	127,719	18,306	81,603	27,810	14.3	63.9	21.8
22(2010)	127,623	18,310	81,187	28,126	14.3	63.6	22.0
23(2011)	127,481	18,277	80,893	28,311	14.3	63.5	22.2
24(2012)	127,292	18,227	79,834	29,232	14.3	62.7	23.0
25(2013)	127,056	18,156	78,691	30,209	14.3	61.9	23.8
26(2014)	126,773	18,060	77,547	31,166	14.2	61.2	24.6
27(2015)	126,444	17,939	76,622	31,883	14.2	60.6	25.2
28(2016)	126,068	17,791	75,856	32,421	14.1	60.2	25.7
29(2017)	125,648	17,620	75,211	32,817	14.0	59.9	26.1
30(2018)	125,184	17,427	74,670	33,087	13.9	59.6	26.4
31(2019)	124,679	17,217	74,236	33,226	13.8	59.5	26.6
32(2020)	124,133	16,993	73,805	33,335	13.7	59.5	26.9
33(2021)	123,551	16,760	73,426	33,365	13.6	59.4	27.0
34(2022)	122,934	16,522	73,115	33,297	13.4	59.5	27.1
35(2023)	122,287	16,284	72,762	33,242	13.3	59.5	27.2
36(2024)	121,612	16,049	72,362	33,202	13.2	59.5	27.3
37(2025)	120,913	15,821	71,976	33,116	13.1	59.5	27.4
38(2026)	120,193	15,604	71,590	32,999	13.0	59.6	27.5
39(2027)	119,454	15,400	71,169	32,886	12.9	59.6	27.5
40(2028)	118,699	15,210	70,686	32,803	12.8	59.6	27.6
41(2029)	117,930	15,038	70,152	32,740	12.8	59.5	27.8
42(2030)	117,149	14,882	69,500	32,768	12.7	59.3	28.0
43(2031)	116,357	14,743	69,134	32,480	12.7	59.4	27.9
44(2032)	115,557	14,622	68,393	32,542	12.7	59.2	28.2
45(2033)	114,748	14,516	67,635	32,597	12.7	58.9	28.4
46(2034)	113,934	14,425	66,829	32,680	12.7	58.7	28.7

年次	人口 (単位 1,000人)			割合 (%)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成47(2035)年	113,114	14,347	65,981	32,787	12.7	58.3	29.0
48(2036)	112,290	14,280	65,068	32,942	12.7	57.9	29.3
49(2037)	111,462	14,221	64,102	33,139	12.8	57.5	29.7
50(2038)	110,632	14,166	63,086	33,379	12.8	57.0	30.2
51(2039)	109,800	14,115	62,090	33,595	12.9	56.5	30.6
52(2040)	108,964	14,062	61,176	33,726	12.9	56.1	31.0
53(2041)	108,125	14,006	60,323	33,796	13.0	55.8	31.3
54(2042)	107,285	13,945	59,557	33,782	13.0	55.5	31.5
55(2043)	106,443	13,876	58,834	33,733	13.0	55.3	31.7
56(2044)	105,601	13,799	58,171	33,631	13.1	55.1	31.8
57(2045)	104,758	13,712	57,549	33,497	13.1	54.9	32.0
58(2046)	103,915	13,616	56,990	33,310	13.1	54.8	32.1
59(2047)	103,065	13,510	56,447	33,109	13.1	54.8	32.1
60(2048)	102,211	13,394	55,908	32,909	13.1	54.7	32.2
61(2049)	101,354	13,270	55,383	32,701	13.1	54.6	32.3
62(2050)	100,496	13,139	54,904	32,454	13.1	54.6	32.3
63(2051)	99,638	13,004	54,476	32,159	13.1	54.7	32.3
64(2052)	98,779	12,866	54,070	31,842	13.0	54.7	32.2
65(2053)	97,917	12,728	53,694	31,495	13.0	54.8	32.2
66(2054)	97,054	12,591	53,350	31,113	13.0	55.0	32.1
67(2055)	96,188	12,457	53,033	30,698	13.0	55.1	31.9
68(2056)	95,320	12,327	52,728	30,265	12.9	55.3	31.8
69(2057)	94,451	12,203	52,415	29,832	12.9	55.5	31.6
70(2058)	93,582	12,087	52,114	29,381	12.9	55.7	31.4
71(2059)	92,713	11,978	51,789	28,946	12.9	55.9	31.2
72(2060)	91,848	11,878	51,467	28,503	12.9	56.0	31.0
73(2061)	90,988	11,788	51,114	28,087	13.0	56.2	30.9
74(2062)	90,135	11,707	50,749	27,679	13.0	56.3	30.7
75(2063)	89,291	11,636	50,371	27,284	13.0	56.4	30.6
76(2064)	88,458	11,573	49,978	26,907	13.1	56.5	30.4
77(2065)	87,636	11,520	49,567	26,550	13.1	56.6	30.3
78(2066)	86,832	11,472	49,142	26,217	13.2	56.6	30.2
79(2067)	86,041	11,429	48,706	25,906	13.3	56.6	30.1
80(2068)	85,267	11,389	48,261	25,617	13.4	56.6	30.0
81(2069)	84,511	11,352	47,811	25,348	13.4	56.6	30.0
82(2070)	83,773	11,316	47,359	25,098	13.5	56.5	30.0
83(2071)	83,055	11,281	46,909	24,865	13.6	56.5	29.9
84(2072)	82,355	11,244	46,464	24,647	13.7	56.4	29.9
85(2073)	81,674	11,206	46,026	24,442	13.7	56.4	29.9
86(2074)	81,012	11,166	45,598	24,248	13.8	56.3	29.9

年次	人口 (単位 1,000人)			割合 (%)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成87(2075)年	80,368	11,122	45,183	24,063	13.8	56.2	29.9
88(2076)	79,741	11,075	44,780	23,886	13.9	56.2	30.0
89(2077)	79,130	11,024	44,393	23,713	13.9	56.1	30.0
90(2078)	78,533	10,969	44,021	23,543	14.0	56.1	30.0
91(2079)	77,948	10,910	43,666	23,372	14.0	56.0	30.0
92(2080)	77,375	10,849	43,326	23,200	14.0	56.0	30.0
93(2081)	76,812	10,784	43,002	23,025	14.0	56.0	30.0
94(2082)	76,258	10,718	42,694	22,846	14.1	56.0	30.0
95(2083)	75,712	10,650	42,399	22,662	14.1	56.0	29.9
96(2084)	75,172	10,581	42,118	22,473	14.1	56.0	29.9
97(2085)	74,640	10,513	41,849	22,278	14.1	56.1	29.8
98(2086)	74,114	10,446	41,589	22,079	14.1	56.1	29.8
99(2087)	73,594	10,381	41,337	21,876	14.1	56.2	29.7
100(2088)	73,080	10,319	41,090	21,670	14.1	56.2	29.7
101(2089)	72,571	10,260	40,847	21,464	14.1	56.3	29.6
102(2090)	72,068	10,204	40,606	21,257	14.2	56.3	29.5
103(2091)	71,570	10,153	40,365	21,052	14.2	56.4	29.4
104(2092)	71,077	10,106	40,122	20,850	14.2	56.4	29.3
105(2093)	70,590	10,063	39,877	20,651	14.3	56.5	29.3
106(2094)	70,109	10,025	39,628	20,456	14.3	56.5	29.2
107(2095)	69,635	9,991	39,377	20,267	14.3	56.5	29.1
108(2096)	69,166	9,960	39,123	20,083	14.4	56.6	29.0
109(2097)	68,705	9,934	38,866	19,905	14.5	56.6	29.0
110(2098)	68,251	9,910	38,607	19,734	14.5	56.6	28.9
111(2099)	67,804	9,888	38,347	19,569	14.6	56.6	28.9
112(2100)	67,366	9,869	38,088	19,409	14.6	56.5	28.8

各年10月1日現在人口。年齢「不詳人口」を按分補正した人口。平成7(1995)年は、総務庁統計局『国勢調査報告』による。

第6表 人口動態

区分	人口	出生		死亡		自然増加	
		実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)
昭和25年(1950)	*83,199,637	2,337,507	28.1	904,876	10.9	1,432,631	17.2
30(1955)	*89,275,529	1,730,692	19.4	693,523	7.8	1,037,169	11.6
35(1960)	*93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6
40(1965)	*98,274,961	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.4
45(1970)	*103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8
50(1975)	*111,251,507	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.8
55(1980)	*116,320,358	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
56(1981)	117,204,000	1,529,455	13.0	720,262	6.1	809,193	6.9
57(1982)	118,008,000	1,515,392	12.8	711,883	6.0	803,509	6.8
58(1983)	118,786,000	1,508,687	12.7	740,038	6.2	768,649	6.5
59(1984)	119,523,000	1,489,780	12.5	740,247	6.2	749,533	6.3
60(1985)	*120,265,700	1,431,577	11.9	752,283	6.3	679,294	5.6
61(1986)	120,946,000	1,382,946	11.4	750,620	6.2	632,326	5.2
62(1987)	121,535,000	1,346,658	11.1	751,172	6.2	595,486	4.9
63(1988)	122,026,000	1,314,006	10.8	793,014	6.5	520,992	4.3
平成元年(1989)	122,460,000	1,246,802	10.2	788,594	6.4	458,208	3.7
2(1990)	*122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
3(1991)	123,102,000	1,223,245	9.9	829,797	6.7	393,448	3.2
4(1992)	123,476,000	1,208,989	9.8	856,643	6.9	352,346	2.9
5(1993)	123,788,000	1,188,282	9.6	878,532	7.1	309,750	2.5
6(1994)	124,069,000	1,238,328	10.0	875,933	7.1	362,395	2.9
7(1995)	*124,298,947	1,187,064	9.6	922,139	7.4	264,925	2.1
8(1996)	124,709,000	1,206,555	9.7	896,211	7.2	310,344	2.5
9(1997)	124,963,000	1,191,665	9.5	913,402	7.3	278,263	2.2
10(1998)	126,486,000	1,203,149	9.6	936,480	7.5	266,669	2.1

(注) 1 人口は各年10月1日現在であり、*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は総人口
 3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は死亡(実数)の再掲である。4 死産とは妊娠満12週以後のものである。
 値である。) 6 婚姻・離婚の実数は件数を示す。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、総務庁統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率(出生千対)	実数	率(出産千対)	実数	率(出産千対)	実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)
140,515	60.1	216,974	84.9	108,843	46.6	715,081	8.6	83,689	1.01
68,801	39.8	183,265	95.8	75,918	43.9	714,861	8.0	75,267	0.84
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
33,742	18.5	161,617	81.4	54,904	30.1	954,852	9.7	77,195	0.79
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
19,103	10.0	101,862	50.8	30,513	16.0	941,628	8.5	119,135	1.07
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
10,891	7.1	79,222	49.2	30,274	19.5	776,531	6.6	154,221	1.32
9,969	6.6	78,107	49.0	28,204	18.3	781,252	6.6	163,980	1.39
9,406	6.2	71,941	45.5	25,925	16.9	762,552	6.4	179,150	1.51
8,920	6.0	72,361	46.3	25,149	16.6	739,991	6.2	178,746	1.50
7,899	5.5	69,009	46.0	22,379	15.4	735,850	6.1	166,640	1.39
7,251	5.2	65,678	45.3	20,389	14.6	710,962	5.9	166,054	1.37
6,711	5.0	63,834	45.3	18,699	13.7	696,173	5.7	158,227	1.30
6,265	4.8	59,636	43.4	16,839	12.7	707,716	5.8	153,600	1.26
5,724	4.6	55,204	42.4	15,183	12.1	708,316	5.8	157,811	1.29
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
5,418	4.4	50,510	39.7	10,426	8.5	742,264	6.0	168,969	1.37
5,477	4.5	48,896	38.9	9,888	8.1	754,441	6.1	179,191	1.45
5,169	4.3	45,090	36.6	9,226	7.7	792,658	6.4	188,297	1.52
5,261	4.2	42,962	33.5	9,286	7.5	782,738	6.3	195,106	1.57
5,054	4.3	39,403	32.1	8,412	7.0	791,888	6.4	199,016	1.60
4,546	3.8	39,536	31.7	8,080	6.7	795,080	6.4	206,955	1.66
4,403	3.7	39,546	32.1	7,624	6.4	775,651	6.2	222,635	1.78
4,380	3.6	38,990	31.4	7,461	6.2	784,580	6.3	243,102	1.94

(日本に定住している外国人を含む)であり昭和45年以降は日本人人口である。2 昭和50年以降は沖縄県を含む。
 5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。(昭和50年以前は、妊娠満28週以後の数

第7表 平均余命（性×特定年齢×年次別）

	昭和22年 (1947)	25~27 (1950 ~1952)	30 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
男														
歳														
0	50.06	59.57	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.09	76.25	76.57	76.38	77.01	77.19	77.16
5	53.61	60.10	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.61	71.74	72.07	71.87	72.46	72.61	72.58
10	49.49	55.68	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.68	66.81	67.14	66.94	67.51	67.67	67.64
20	40.89	46.43	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	56.91	57.02	57.35	57.16	57.71	57.86	57.85
30	34.23	38.10	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.29	47.39	47.72	47.55	48.07	48.21	48.22
40	26.88	29.65	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.70	37.80	38.13	37.96	38.48	38.62	38.66
50	19.44	21.54	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.51	28.61	28.92	28.75	29.26	29.38	29.46
60	12.83	14.36	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.08	20.17	20.44	20.28	20.75	20.87	20.99
70	7.93	8.82	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.78	12.91	13.14	12.97	13.43	13.50	13.62
80	4.62	5.04	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	6.94	7.09	7.28	7.13	7.54	7.56	7.68
85	3.46	3.72	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	4.86	5.09	5.25	5.05	5.38	5.39	5.49
90	3.28	3.51	3.30	3.60	3.73	3.58	3.83	3.81	3.86
95~	2.18	2.52	2.62	2.60	2.75	2.72	2.73
女														
歳														
0	53.96	62.97	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.22	82.51	82.98	82.85	83.59	83.82	84.01
5	57.45	63.28	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	77.67	77.96	78.41	78.29	78.98	79.22	79.41
10	53.31	58.82	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	72.72	73.02	73.46	73.34	74.03	74.26	74.45
20	44.87	49.58	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	62.84	63.13	63.56	63.46	64.13	64.36	64.56
30	37.95	41.20	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.03	53.30	53.74	53.65	54.30	54.53	54.75
40	30.39	32.77	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.29	43.55	44.00	43.91	44.55	44.79	45.01
50	22.64	24.47	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	33.79	34.07	34.49	34.43	35.05	35.29	35.51
60	15.39	16.81	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	24.67	24.94	25.34	25.31	25.91	26.14	26.37
70	9.41	10.34	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.13	16.40	16.78	16.76	17.32	17.53	17.75
80	5.09	5.64	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	8.88	9.18	9.46	9.47	9.94	10.08	10.27
85	3.58	3.97	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.11	6.50	6.72	6.67	7.06	7.18	7.35
90	3.82	4.18	3.98	4.45	4.63	4.64	4.95	5.03	5.15
95~	2.47	2.96	3.09	3.33	3.49	3.60	3.66

(注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」とよんでいる。
 2 平成2年まで及び平成7年は完全生命表による。昭和40年以前は、沖縄県を除く値である。
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「完全生命表」、「簡易生命表」

第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移

死因名	昭和30年 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
悪性新生物	87.1	100.4	108.4	116.3	122.6	139.1	156.1	177.2	190.4	196.4	211.6	217.5	220.4	226.7
心疾患	60.9	73.2	77.0	86.7	89.2	106.2	117.3	134.8	145.6	128.6	112.0	110.8	112.2	114.3
脳血管疾患	136.1	160.7	175.8	175.8	156.7	139.5	112.2	99.4	96.0	96.9	117.9	112.6	111.0	110.0
肺炎	38.4	40.2	30.4	27.1	27.4	28.4	37.5	55.6	65.5	67.2	64.1	56.9	63.1	63.8
不慮の事故	37.3	41.7	40.9	42.5	30.3	25.1	24.6	26.2	28.0	29.1	36.5	31.4	31.1	31.1
自殺	25.2	21.6	14.7	15.3	18.0	17.7	19.4	16.4	16.6	16.9	17.2	17.8	18.8	25.4
肝疾患	13.2	14.3	13.9	16.6	16.3	16.3	16.5	16.1	16.1	15.6	13.7	13.2	13.3	12.9
結核	52.3	34.2	22.8	15.4	9.5	5.5	3.9	3.0	2.6	2.5	2.6	2.3	2.2	2.2

(注) 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年からICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更した。
 また、「不慮の事故」は、従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。
 なお、「肺炎」及び「肝疾患」の数値は新分類により遡及した。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第9表 年次別死因順位及び死亡率

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和10年(1935)	全結核	190.8	肺炎及び気管支炎	186.7	胃腸炎	173.2	脳血管疾患	165.4	老衰	114.0
15(1940)	全結核	212.9	肺炎及び気管支炎	185.8	脳血管疾患	177.7	胃腸炎	159.2	老衰	124.5
22(1947)	全結核	187.2	肺炎及び気管支炎	174.8	胃腸炎	136.8	脳血管疾患	129.4	老衰	100.3
25(1950)	全結核	146.4	脳血管疾患	127.1	肺炎及び気管支炎	93.2	胃腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
30(1955)	脳血管疾患	136.1	悪性新生物	87.1	老衰	67.1	心疾患	60.9	全結核	52.3
35(1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び気管支炎	49.3
40(1965)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	108.4	心疾患	77.0	老衰	50.0	不慮の事故	40.9
45(1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
50(1975)	脳血管疾患	156.7	悪性新生物	122.6	心疾患	89.2	肺炎及び気管支炎	33.7	不慮の事故	30.3
55(1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び気管支炎	33.7	老衰	27.6
60(1985)	悪性新生物	156.1	心疾患	117.3	脳血管疾患	112.2	肺炎及び気管支炎	42.7	不慮の事故及び有害作用	24.6
平成2年(1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び気管支炎	60.7	不慮の事故及び有害作用	26.2
5(1993)	悪性新生物	190.4	心疾患	145.6	脳血管疾患	96.0	肺炎及び気管支炎	70.6	不慮の事故及び有害作用	28.0
6(1994)	悪性新生物	196.4	心疾患	128.6	脳血管疾患	96.9	肺炎及び気管支炎	72.4	不慮の事故及び有害作用	29.1
7(1995)	悪性新生物	211.6	脳血管疾患	117.9	心疾患	112.0	肺炎	64.1	不慮の事故	36.5
8(1996)	悪性新生物	217.5	脳血管疾患	112.6	心疾患	110.8	肺炎	56.9	不慮の事故	31.4
9(1997)	悪性新生物	220.4	心疾患	112.2	脳血管疾患	111.0	肺炎	63.1	不慮の事故	31.1
10(1998)	悪性新生物	226.7	心疾患	114.3	脳血管疾患	110.0	肺炎	63.8	不慮の事故	31.1

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。
 2 平成7年からICD-10の死因分類が適用され、それによって「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。
 3 平成7年に死因順位の第2位と第3位が入れ替わったが、これは死亡傾向の急激な変化ではなく、死因分類等の改正に伴う死亡原因の選び方の変更による脳血管疾患の増加と死亡診断書等の改正による心疾患の減少によるものと考えられる。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第10表 世帯数(世帯業態別)

区	分	平成4年(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)	9(1997)	10(1998)
		推計数(千世帯)	41,210	41,826	42,089	40,770	43,807	44,669
構成割合(%)	総雇用者・自営業者等の世帯	38,072	38,982	39,085	37,883	41,143	41,990	44,496
	常雇者世帯	24,217	24,908	24,509	23,750	25,853	25,868	25,427
	臨時雇用者世帯	445	623	646	667	726	643	844
	日雇労働者世帯	201	279	264	229	265	244	241
	自営業者世帯	5,735	5,626	5,796	5,692	5,636	5,712	6,711
	その他の世帯	7,474	7,546	7,869	7,544	8,663	9,523	11,273
	農耕世帯	3,138	2,844	2,984	2,887	2,664	2,679	—
総雇用者・自営業者等の世帯	92.4	93.2	92.9	92.9	93.9	94.0	100.0	
常雇者世帯	58.8	59.6	58.3	58.3	59.0	57.9	57.1	
臨時雇用者世帯	1.1	1.5	1.5	1.6	1.7	1.4	1.9	
日雇労働者世帯	0.5	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	
自営業者世帯	13.9	13.5	13.8	14.0	12.9	12.8	15.1	
その他の世帯	18.1	18.0	18.7	18.5	19.8	21.3	25.3	
農耕世帯	7.6	6.8	7.1	7.1	6.1	6.0	—	

(注) 1 臨時雇用者世帯：1月以上1年未満の契約の雇用者世帯
 2 日雇労働者世帯：日々又は1月未満の契約の雇用者世帯
 3 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。
 4 平成10年の農耕世帯については調査していないため、雇用者・自営業者等の世帯に振り分けられている。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移

年次	総数	国保加入世帯	被用者保険加入世帯	国保・被用者保険加入世帯	その他の世帯	
					被保護世帯*	その他の世帯*
推計数(単位：千世帯)						
昭和30年('55)	18,963	4,260	8,090	479	6,135	
35('60)	22,476	8,362	11,700	427	1,987	
40('65)	25,940	8,746	12,874	3,153	802	
45('70)	29,887	9,460	15,552	3,978	473	
50('75)	32,877	9,867	18,218	3,870	509	
55('80)	35,338	11,488	18,642	4,410	358	
60('85)	37,226	11,803	19,234	5,301	474	
平成2年('90)	40,273	12,575	20,644	6,111	407	535
5('93)	41,826	12,566	22,026	6,399	391	445
6('94)	42,069	13,072	21,666	6,527	363	442
7('95)	40,770	13,057	20,600	6,437	342	335
8('96)	43,807	14,352	21,922	6,719	343	470
9('97)	44,669	14,531	22,631	6,893	613	
10('98)	44,496	15,870	20,853	7,000	773	
構成割合(単位：%)						
昭和30年('55)	100.0	22.5	42.7	2.5	32.4	
35('60)	100.0	37.2	52.1	1.9	8.8	
40('65)	100.0	33.7	49.6	1.4	3.1	
45('70)	100.0	31.7	52.0	1.4	1.6	
50('75)	100.0	30.0	55.4	1.3	1.6	
55('80)	100.0	32.5	52.8	1.2	1.0	
60('85)	100.0	31.7	51.7	1.3	1.1	
平成2年('90)	100.0	31.2	51.3	1.0	1.3	
5('93)	100.0	30.0	52.7	0.9	1.1	
6('94)	100.0	31.1	51.5	0.9	1.0	
7('95)	100.0	32.0	50.5	0.8	0.8	
8('96)	100.0	32.8	50.0	0.8	1.1	
9('97)	100.0	32.5	50.7	1.4		
10('98)	100.0	35.7	46.9	1.7		

(注) 1 *は平成8年以前の区分である。「被保護世帯」とは、生活保護法による何らかの扶助を受けている者が一人でもいる世帯をいう。
 2 国保加入世帯 国民健康保険の被保険者がいて、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯。
 3 被用者保険加入世帯 健康保険・船員保険・共済組合の被保険者・組合員又はその被扶養者が1人以上いる世帯。
 4 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

年次	総数	推計数 (単位：千世帯)			
		高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
昭和40年('65)	25,940	799	335	24,806	
45 ('70)	29,887	1,196	369	28,321	
50 ('75)	32,877	1,089	374	65	31,349
55 ('80)	35,338	1,684	439	95	33,121
60 ('85)	37,226	2,192	508	99	34,427
平成2年('90)	40,273	3,113	543	102	36,515
5 ('93)	41,826	3,913	493	83	37,338
6 ('94)	42,069	4,252	491	90	37,236
7 ('95)	40,770	4,390	483	84	35,812
8 ('96)	43,807	4,866	550	85	38,306
9 ('97)	44,669	5,159	535	79	38,895
10 ('98)	44,496	5,614	502	78	38,302
構成割合 (単位：%)					
昭和40年('65)	100.0	3.1	1.3	95.6	
45 ('70)	100.0	4.0	1.2	94.8	
50 ('75)	100.0	3.3	1.1	0.2	95.4
55 ('80)	100.0	4.8	1.2	0.3	93.7
60 ('85)	100.0	5.9	1.4	0.3	92.5
平成2年('90)	100.0	7.7	1.3	0.3	90.7
5 ('93)	100.0	9.4	1.2	0.2	89.3
6 ('94)	100.0	10.1	1.2	0.2	88.5
7 ('95)	100.0	10.8	1.2	0.2	87.8
8 ('96)	100.0	11.1	1.3	0.2	87.4
9 ('97)	100.0	11.5	1.2	0.2	87.1
10 ('98)	100.0	12.6	1.1	0.2	86.1

(注) 1 昭和40、45年の「その他の世帯」には、「父子世帯」を含む。
2 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

年次	総数	推計数 (単位：千世帯)						平均世帯人員
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	
昭和40年('65)	25,940	4,627	3,208	4,076	5,159	3,941	4,929	3.75
45 ('70)	29,887	5,542	4,318	5,180	7,004	3,947	3,897	3.45
50 ('75)	32,877	5,991	5,078	5,982	8,175	4,205	3,446	3.35
55 ('80)	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28
60 ('85)	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22
平成2年('90)	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05
5 ('93)	41,826	9,320	9,424	7,556	8,765	4,037	2,724	2.96
6 ('94)	42,069	9,201	9,809	7,833	8,465	4,055	2,705	2.95
7 ('95)	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91
8 ('96)	43,807	10,287	10,613	8,242	8,622	3,391	2,652	2.85
9 ('97)	44,669	11,156	10,964	8,183	8,438	3,322	2,605	2.79
10 ('98)	44,496	10,627	11,188	8,375	8,234	3,482	2,589	2.81
構成割合 (単位：%)								
昭和40年('65)	100.0	17.8	12.4	15.6	19.9	15.2	19.0	・
45 ('70)	100.0	18.5	14.4	17.3	23.4	13.2	13.1	・
50 ('75)	100.0	18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	・
55 ('80)	100.0	18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	・
60 ('85)	100.0	18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	・
平成2年('90)	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	・
5 ('93)	100.0	22.3	22.5	18.1	21.0	9.7	6.5	・
6 ('94)	100.0	21.9	23.3	18.6	20.1	9.6	6.4	・
7 ('95)	100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	・
8 ('96)	100.0	23.5	24.2	18.8	19.7	7.7	6.1	・
9 ('97)	100.0	25.0	24.5	18.3	18.9	7.4	5.8	・
10 ('98)	100.0	23.9	25.1	18.8	18.5	7.8	5.8	・

(注) 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

年次	総数	単身世帯		核家族世帯			三世帯世帯	その他の世帯
		総数	住み込み寄宿舍等	その他	夫婦のみ	夫婦と未婚の子のみの世帯		
昭和40年('65)	25,940	4,627	2,550	2,076	14,241	2,234	12,007	7,074
45 ('70)	29,887	5,542	2,514	3,028	17,028	3,196	12,301	1,531
50 ('75)	32,877	5,991	2,248	3,743	19,304	3,877	14,043	1,385
55 ('80)	35,338	6,402	1,643	4,759	21,318	4,619	15,220	1,480
60 ('85)	37,226	6,850	1,647	5,204	22,744	5,423	15,604	1,718
平成2年('90)	40,273	8,446	1,664	6,782	24,154	6,695	15,398	2,060
5 ('93)	41,826	9,320	1,451	7,868	24,836	7,393	15,291	2,152
6 ('94)	42,069	9,201	1,383	7,818	25,103	7,784	15,194	2,125
7 ('95)	40,770	9,213	1,385	7,828	23,997	7,488	14,398	2,112
8 ('96)	43,807	10,287	1,568	8,718	25,855	8,258	15,155	2,442
9 ('97)	44,669	11,156	1,864	9,292	25,911	8,661	14,903	2,347
10 ('98)	44,496	10,627	1,235	9,392	26,096	8,781	14,951	2,364
構成割合 (単位：%)								
昭和40年('65)	100.0	17.8	9.8	8.0	54.9	8.6	46.3	27.3
45 ('70)	100.0	18.5	8.4	10.1	57.0	10.7	41.2	5.1
50 ('75)	100.0	18.2	6.8	11.4	58.7	11.8	42.7	4.2
55 ('80)	100.0	18.1	4.6	13.5	60.3	13.1	43.1	4.2
60 ('85)	100.0	18.4	4.4	14.0	61.1	14.6	41.9	4.6
平成2年('90)	100.0	21.0	4.1	16.8	60.0	16.6	38.2	5.1
5 ('93)	100.0	22.3	3.5	18.8	59.4	17.7	36.6	5.1
6 ('94)	100.0	21.9	3.3	18.6	59.7	18.5	36.1	5.1
7 ('95)	100.0	22.6	3.4	19.2	58.9	18.4	35.3	5.2
8 ('96)	100.0	23.5	3.6	19.9	59.0	18.9	34.6	5.6
9 ('97)	100.0	25.0	4.2	20.8	58.0	19.4	33.4	5.3
10 ('98)	100.0	23.9	2.8	21.1	58.6	19.7	33.6	5.3

(注) 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

年次	全世帯数	65歳以上の者のいる世帯							
		総数	全世帯に占める割合 (%)	単身世帯	夫婦のみの世帯		夫婦(片親)と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯
昭和50年('75)	32,877	7,118	21.7	611	931	...	683	3,871	1,023
55 ('80)	35,338	8,495	24.0	910	1,379	657	722	891	4,254
60 ('85)	37,226	9,400	25.3	1,131	1,795	799	996	1,012	4,313
平成2年('90)	40,273	10,816	26.9	1,613	2,314	914	1,400	1,275	4,270
5 ('93)	41,826	12,187	29.1	1,990	2,842	1,036	1,806	1,538	4,377
6 ('94)	42,069	12,853	30.6	2,110	3,084	1,079	2,006	1,602	4,491
7 ('95)	40,770	12,695	31.1	2,199	3,075	1,024	2,050	1,636	4,232
8 ('96)	43,807	13,593	31.0	2,360	3,401	1,069	2,332	1,850	4,323
9 ('97)	44,669	14,051	31.5	2,478	3,667	1,145	2,522	1,920	4,245
10 ('98)	44,496	14,822	33.3	2,724	3,956	1,244	2,712	2,025	4,401
構成割合 (単位：%)									
昭和50年('75)	・	100.0	・	8.6	13.1	9.6	54.4
55 ('80)	・	100.0	・	10.7	16.2	7.7	8.5	10.5	50.1
60 ('85)	・	100.0	・	12.0	19.1	8.5	10.6	10.8	45.9
平成2年('90)	・	100.0	・	14.9	21.4	8.4	12.9	11.8	39.5
5 ('93)	・	100.0	・	16.3	23.3	8.5	14.8	12.6	35.9
6 ('94)	・	100.0	・	16.4	24.0	8.4	15.6	12.4	34.9
7 ('95)	・	100.0	・	17.3	24.2	8.1	16.1	12.9	33.3
8 ('96)	・	100.0	・	17.4	25.0	7.9	17.2	13.6	31.8
9 ('97)	・	100.0	・	17.6	26.1	8.1	18.0	13.7	30.2
10 ('98)	・	100.0	・	18.4	26.7	8.4	18.3	13.7	29.7

(注) 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第2節 社会保障関係総費用

第16表 社会保障関係総費用の推移

(単位 百万円)

区 分			平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
実 支 出	広義の 社会 保障	公的扶助	1,353,310	1,388,183	1,428,071	1,540,645	1,548,413	1,650,588
		社会福祉	2,899,370	3,082,439	3,482,865	3,915,685	3,832,129	4,136,379
		社会保険	48,315,469	51,271,000	54,421,008	58,213,152	60,688,814	61,515,655
		公衆衛生及び医療	4,036,812	5,417,854	4,795,723	4,807,183	4,818,088	4,599,468
		老人保健	7,076,649	7,590,688	8,322,833	9,095,189	9,908,373	9,913,982
	小計	59,210,148	63,881,353	67,153,077	71,977,966	74,725,517	75,635,106	
	恩 給 累	恩給	1,849,745	1,827,735	1,788,821	1,737,528	1,674,929	1,614,760
		戦争犠牲者援護	348,897	347,236	354,669	361,614	356,149	353,024
		累計	61,408,790	66,056,324	69,296,567	74,077,107	76,756,595	77,602,889
	社 関 連 保 障 制 度	住宅等	669,517	1,107,540	903,428	898,538	1,062,324	1,084,852
雇用(失業)対策		73,775	69,097	64,414	64,414	58,352	50,002	
小計		743,292	1,176,637	967,842	962,952	1,120,676	1,134,853	
社会保障及び関連制度合計			62,152,082	67,232,961	70,264,409	75,040,059	77,877,272	78,737,743

実 収 入	広義の 社会 保障	公的扶助	1,353,310	1,388,183	1,428,071	1,540,645	1,548,413	1,650,588
		社会福祉	2,914,547	3,093,737	3,485,982	3,916,445	3,854,895	4,177,663
		社会保険	63,511,491	65,596,991	67,162,317	71,764,180	73,373,754	75,703,284
		公衆衛生及び医療	4,037,131	5,418,049	4,795,890	4,807,218	4,818,130	4,599,362
		老人保健	6,983,249	7,567,576	8,273,158	8,971,626	9,725,876	10,013,748
	小計	74,328,267	78,195,725	79,847,996	85,702,690	87,250,767	89,963,679	
	恩 給 累	恩給	1,849,745	1,827,735	1,788,821	1,737,528	1,674,929	1,614,760
		戦争犠牲者援護	348,897	347,236	354,669	361,614	356,149	353,024
		累計	76,526,909	80,370,696	81,991,486	87,801,831	89,281,845	91,931,462
	社 関 連 保 障 制 度	住宅等	669,517	1,107,540	903,428	898,538	1,062,324	1,084,852
雇用(失業)対策		73,775	69,097	64,414	64,414	58,352	50,002	
小計		743,292	1,176,637	967,842	962,952	1,120,676	1,134,853	
社会保障及び関連制度合計			77,270,201	81,547,333	82,959,328	88,764,784	90,402,522	93,066,315

(注) 実支出、実収入の「小計」、「累計」、「社会保障及び関連制度合計」の数値は老人保健拠出金が「社会保険」と「老人保健」で重複しているため、重複相当分を控除して計上した。

第17表 社会保障関係国庫負担の推移

(単位 百万円)

区 分		平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	
広義の 社会 保障	公的扶助	1,017,718	1,043,693	1,073,905	1,154,102	1,159,331	1,237,175	
	社会福祉	1,536,500	1,628,803	1,821,375	2,064,193	2,022,530	2,183,093	
	社会保険	8,919,250	9,268,480	9,445,534	9,753,282	9,889,867	10,091,568	
	公衆衛生及び医療	2,355,503	3,058,648	2,955,833	2,691,348	2,731,565	2,582,931	
	老人保健	1,471,375	1,559,100	1,695,994	1,907,176	2,061,372	2,176,277	
	小計	15,900,346	16,558,724	16,992,641	17,570,100	17,865,265	18,271,044	
	恩 給 累	恩給	1,678,250	1,662,882	1,632,862	1,591,818	1,539,833	1,498,638
		戦争犠牲者援護	347,805	345,991	353,397	360,256	354,753	351,263
		累計	17,326,401	18,567,597	18,978,900	19,522,175	19,759,851	20,120,946
	社 関 連 保 障 制 度	住宅等	380,340	602,587	549,908	475,426	529,770	519,313
雇用(失業)対策		40,075	36,773	35,019	34,582	31,649	28,535	
小計		420,415	639,360	584,927	510,009	561,419	547,848	
社会保障及び関連制度合計		17,746,816	19,206,957	19,563,828	20,032,183	20,321,270	20,668,794	

第18表 社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較

(単位 %)

区 分		平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	
社 国 民 保 障 に 関 係 する 費 用 割 合	狭義の社会保険	実支出	16.0	17.1	18.0	19.0	19.4	
		実収入	20.1	21.0	22.6	22.6	23.5	23.0
	広義の社会保険	実支出	16.6	17.7	18.6	19.5	19.6	19.9
		実収入	20.7	21.6	22.0	24.1	24.3	23.5
	社会保障及び関連 制度合計	実支出	16.8	18.0	18.8	19.8	19.8	20.2
		実収入	20.9	21.9	22.2	23.4	24.6	23.8
国 庫 家 政 に 占 める 割 合	狭義の社会保険	21.7	22.0	23.1	23.1	22.7	23.3	
	広義の社会保険	24.6	24.7	25.8	25.7	25.1	25.6	
	社会保障及び関連制度合計	25.2	25.6	26.6	26.4	25.8	26.3	

(注) 1 国民所得は経済企画庁「国民経済計算年報」による。
2 国家財政は一般会計決算額を用いた。

第20表 平成9年度社会保険収支(決算)(保険の種類、収入、支出の種類別)

(単位 百万円)

区分	実 支 出							合 計	実 国庫負担
	医療給付費	その他給付費	施設整備費	施設運営費	事務費	拠出金	その他		
社会保険合計	14,093,849	38,248,697	354,437	87,194	1,024,649	6,180,966	1,525,863	(55,334,689) 61,515,655	10,091,568
16 政府管掌健康保険	4,061,218	573,721	61,447	897	80,799	2,284,446	59,175	7,121,703	1,146,942
17 組合管掌健康保険	3,167,268	472,541	37,502	61,079	142,451	1,938,366	109,274	5,928,481	5,703
19 国民健康保険	5,523,608	116,348	59,422	—	217,364	2,221,049	225,243	8,363,035	3,150,414
20 厚生年金保険	—	17,291,816	70,372	2,531	57,793	7,717,293	302,627	25,442,431	2,761,706
21 厚生年金基金	—	1,444,813	2,200	6,948	64,942	—	167,676	1,686,579	97,137
22 国民年金	—	8,866,319	14,340	400	163,214	—	3,482,278	12,526,551	1,602,560
23 農業者年金基金	—	176,295	—	—	5,597	—	2,112	184,004	85,005
24 雇用保険	—	2,305,130	79,637	—	102,924	—	333,132	2,820,822	439,649
25 政府職員等失業者退職手当	—	1,190	—	—	5	—	—	1,195	1,195
26 労働者災害補償保険	286,297	765,654	27,925	14,756	142,959	—	82,959	1,320,550	1,307
27 公務災害補償	12,158	21,562	—	—	545	—	1	34,266	—
28 船員保険	33,636	24,374	1,592	583	2,554	17,454	1,163	81,357	6,310
29 国家公務員共済組合	225,849	1,644,828	—	—	7,878	545,343	9,652	2,433,550	706,698
30 地方公務員等共済組合	687,494	4,009,093	—	—	27,774	1,458,657	482,221	6,665,238	—
31 私立学校教職員共済	96,321	178,345	—	—	4,536	162,041	3,021	444,264	33,288
32 農林漁業団体職員共済組合	—	356,670	—	—	3,313	135,933	607	496,522	53,654

(注) 1 「20 厚生年金保険」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」
 2 「22 国民年金」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、
 3 「社会保険合計」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、
 4 「社会保険合計」のうち、実支出の「合計」の()内の数字は、老人保健拠出金を控除した額である。

収 入					実収入と 実支出との 差	実支出以外の支出		実収入以外の収入		
地方負担	保険料	運用収入	その他	合計		借入金還 償	積立金等 繰上	借入金 受入	積立金 受入	前年度繰 入金受入
2,740,952	51,518,517	9,041,838	2,310,409	75,703,284	14,187,628	1,480,066	22,671,179	1,479,388	732,342	7,816,157
—	5,997,398	10,150	31,483	7,185,973	64,270	1,479,228	—	1,479,228	—	—
—	5,751,311	—	182,762	5,939,776	11,294	838	239,642	160	170,209	58,817
782,529	3,382,356	—	1,058,867	8,374,167	11,132	—	350,242	—	44,377	294,733
—	20,683,173	5,563,690	4,275,470	33,284,039	7,841,608	—	7,841,608	—	—	—
—	3,847,601	1,020,140	2,694	4,967,572	3,280,993	—	6,618,096	—	—	3,337,103
—	1,945,339	402,003	9,039,497	12,989,399	462,848	—	1,780,773	—	—	1,317,926
—	58,149	5,617	14	148,785	△35,219	—	—	—	—	35,219
—	1,858,505	190,776	14,509	2,503,439	△317,383	—	6,078	—	318,284	5,177
—	—	—	—	1,195	0	—	—	—	—	—
—	1,597,082	246,294	24,718	1,869,401	548,852	—	754,005	—	199,471	5,682
—	33,881	—	996	34,877	611	—	611	—	—	—
—	87,265	4,605	1,591	99,771	18,414	—	18,744	—	—	330
—	1,375,910	328,917	375,108	2,786,633	353,083	—	353,083	—	—	—
1,949,603	4,172,236	1,093,063	1,199,525	8,414,427	1,749,188	—	1,878,096	—	—	128,908
8,819	393,762	99,149	57,179	592,197	147,933	—	2,780,196	—	—	2,632,263
—	334,550	77,433	80,890	546,527	50,005	—	50,005	—	—	—

には、制度間調整対象給付に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。
 基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。
 退職者給付拠出金及び日雇拠出金並びに制度間調整対象給付・基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。

第21表 社会保障関係総費用(実支出)の推移(事項小分類)

(単位 百万円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
I 公 的 扶 助						
1 生 活 保 護	1,353,310	1,388,183	1,428,071	1,540,645	1,548,413	1,650,588
II 社 会 福 祉	2,899,370	3,082,439	3,482,865	3,915,685	3,832,129	4,136,379
2 身 体 障 害 者 福 祉	157,784	173,386	184,100	210,522	223,228	270,966
3 知 的 障 害 者 福 祉	296,654	316,990	326,826	356,088	373,556	389,276
4 老 人 福 祉	852,333	961,553	1,071,310	1,362,789	1,416,002	1,544,054
6 児 童 福 祉	680,424	706,036	759,641	810,639	842,516	943,822
7 心 身 障 害 児 等 対 策	239,009	249,824	240,209	255,817	266,593	276,298
8 児 童 扶 養 手 当	253,654	256,322	261,391	285,297	300,875	313,768
9 児 童 手 当	222,471	201,874	177,167	167,011	158,894	154,929
10 母 子 衛 生	20,370	21,839	23,190	23,195	26,302	23,172
11 母 子 及 び 寡 婦 福 祉	5,049	5,057	4,486	6,298	7,036	7,422
12 学 校 給 食 等	37,339	37,024	38,201	39,268	38,316	37,758
13 国 立 更 生 援 護 機 関	11,780	15,645	14,347	12,351	15,195	13,667
14 災 害 救 助	106	6,015	236,275	230,642	4,428	2,382
15 そ の 他 の 社 会 福 祉	122,397	130,874	145,722	155,768	159,188	158,864
III 社 会 保 険	48,315,469	51,271,000	54,421,008	58,213,152	60,688,814	61,515,655
16 政 府 管 掌 健 康 保 険	6,076,956	6,407,663	6,746,571	7,004,847	7,279,384	7,121,703
17 組 合 管 掌 健 康 保 険	5,040,678	5,286,086	5,514,276	5,659,201	5,839,145	5,928,481
19 国 民 健 康 保 険	6,965,023	7,233,349	7,592,784	7,907,830	8,274,230	8,363,035
20 厚 生 年 金 保 険	19,732,613	21,123,343	22,503,230	24,613,876	25,884,723	25,442,431
21 厚 生 年 金 基 金	869,552	992,028	1,123,236	1,307,166	1,488,179	1,686,579
22 国 民 年 金	9,106,772	9,887,748	10,468,624	11,438,081	12,072,939	12,526,551
23 農 業 者 年 金 基 金	237,295	224,435	213,214	199,847	193,271	184,004
24 雇 用 保 険	1,783,654	2,155,968	2,366,231	2,693,489	2,712,550	2,820,822
25 政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	1,254	1,232	1,018	1,156	1,133	1,195
26 労 働 者 災 害 補 償 保 険	1,170,704	1,230,554	1,259,001	1,287,198	1,282,868	1,320,550
27 公 務 災 害 補 償	30,373	31,693	32,355	32,965	32,463	34,266
28 船 員 保 険	87,962	90,948	88,901	85,717	84,944	81,357
29 国 家 公 務 員 共 済 組 合 (各 省 各 庁 組 合)	2,334,456	2,424,067	2,538,436	2,687,350	2,763,774	2,433,550
30 国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適 用 法 人 組 合)	1,674,845	1,705,950	1,741,713	1,811,658	1,839,427	—
31 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	6,377,122	6,625,771	6,961,129	7,434,720	7,671,620	6,665,238
32 私 立 学 校 教 職 員 共 済	401,762	424,914	461,890	497,630	520,608	444,264
33 農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	469,560	495,675	532,303	577,155	601,037	496,522
IV 公 衆 衛 生 及 び 医 療	4,036,812	5,417,854	4,795,723	4,807,183	4,818,088	4,599,468
34 結 核 対 策	40,141	39,228	40,045	24,657	16,854	14,743

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
35 精 神 衛 生 事 業	72,708	74,520	80,452	65,309	89,002	76,204
36 ハ ン セ ン 病 対 策	783	745	730	711	739	676
37 伝 染 病 予 防	2,949	3,406	3,441	3,402	2,999	3,338
38 保 健 所	40,805	25,247	35,065	36,801	36,009	31,457
39 上 水 道 等 施 設 整 備	439,809	682,199	546,723	596,994	617,264	550,901
40 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	382,076	476,192	464,483	566,567	533,107	534,278
41 下 水 道 施 設 整 備	2,040,712	2,990,572	2,522,562	2,376,293	2,397,146	2,273,421
42 公 害 対 策	105,023	102,776	98,130	95,416	93,588	90,263
43 国 公 立 医 療 機 関 整 備	257,076	292,413	269,966	254,389	272,883	244,253
44 国 公 立 医 療 機 関 運 営	537,237	590,359	586,683	598,732	570,388	584,947
45 そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	117,493	140,197	147,443	187,912	188,107	194,988
V 老 人 保 健	7,076,649	7,590,688	8,322,833	9,095,189	9,908,373	9,913,982
46 医 療	6,956,111	7,471,650	8,195,071	8,965,855	9,775,819	9,776,943
47 医 療 以 外 の 保 健 事 業	120,538	119,038	127,762	129,334	132,554	137,039
狭 義 の 社 会 保 障 (I~V)	59,210,148	63,881,353	67,153,077	71,977,966	74,725,517	75,635,106
VI 恩 給	1,849,745	1,827,735	1,788,821	1,737,527	1,674,929	1,614,760
48 文 官 恩 給	99,815	97,179	91,152	86,700	79,484	75,393
49 地 方 公 務 員 恩 給	158,616	152,555	144,413	134,928	125,201	116,122
50 旧 軍 人 遺 族 恩 給	1,575,767	1,562,494	1,538,560	1,501,822	1,456,746	1,410,641
51 そ の 他 の 恩 給	15,547	15,507	14,696	14,077	13,498	12,604
VII 戦 争 犠 牲 者 援 護	348,897	347,236	354,669	361,614	356,149	353,024
52 戦 没 者 遺 族 年 金 等	210,326	205,701	208,640	203,650	200,645	193,596
53 戦 傷 病 者 医 療 等	4,662	4,460	4,017	4,260	3,783	1,518
54 原 爆 医 療 等	132,330	135,507	140,269	151,060	148,883	155,076
55 そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	1,579	1,568	1,743	2,643	2,838	2,833
広 義 の 社 会 保 障 (I~VII)	61,408,790	66,056,324	69,296,567	74,077,107	76,756,595	77,602,889
VIII 住 宅 等	669,517	1,107,540	903,428	898,537	1,062,324	1,084,852
56 公 営 住 宅 建 設	279,172	500,999	378,765	390,166	948,710	975,700
57 第 二 種 公 営 住 宅 建 設	249,945	421,975	398,082	395,466	0	0
58 住 宅 地 区 改 良	140,313	184,468	126,477	112,819	113,515	109,063
59 電 気 導 入	87	98	105	86	99	90
IX 雇 用 (失 業) 対 策	73,775	69,097	64,414	64,414	58,352	50,002
60 失 業 対 策 諸 事 業	16,623	12,287	8,770	8,406	0	0
61 中 高 年 齢 者 等 就 職 促 進	51,350	52,153	51,148	51,273	55,319	47,144
62 炭 鉱 離 職 者 援 護	4,858	3,690	3,460	3,706	1,947	1,818
63 そ の 他 の 雇 用 対 策	944	967	1,037	1,029	1,086	1,040
社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII~IX)	743,292	1,176,637	967,842	962,951	1,120,676	1,134,853
社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I~IX)	62,152,082	67,232,961	70,264,409	75,040,059	77,877,272	78,737,743

(注) 第19表及び第20表の(注)参照。

第22表 社会保障関係総費用(実支出) 対前年度比(事項小分類)

(単位 百万円)

区	分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
I	公 的 扶 助						
1	生 活 保 護	100.6	102.6	102.9	107.9	100.5	106.6
II	社 会 福 祉						
2	身 体 障 害 者 福 祉	112.0	106.3	113.0	112.4	97.9	107.9
3	知 的 障 害 者 福 祉	115.5	109.9	106.2	114.4	106.0	121.4
4	老 人 福 祉	117.8	106.9	103.1	109.0	104.9	104.2
6	児 童 福 祉	115.9	112.8	111.4	127.2	103.9	109.0
7	心 身 障 害 児 等 対 策	107.7	103.8	107.6	106.7	110.9	112.0
8	児 童 扶 養 手 当	103.9	104.5	96.2	106.5	104.2	103.6
9	児 童 手 当	101.2	101.1	102.0	109.1	105.5	104.3
10	母 子 衛 生	152.4	90.7	87.8	94.3	95.1	97.5
11	母 子 及 び 寡 婦 福 祉	103.5	107.2	106.2	100.0	113.4	88.1
12	学 校 給 食 等	103.7	100.2	88.7	140.4	111.7	105.5
13	国 立 更 生 援 護 機 関	95.6	99.2	103.2	102.8	97.6	98.5
14	災 害 救 助	133.3	132.8	91.7	86.1	123.0	89.9
15	そ の 他 の 社 会 福 祉	1.1	5,674.5	392.8	97.6	1.9	53.8
		99.4	106.9	111.3	106.9	102.2	99.8
III	社 会 保 険						
16	政 府 管 掌 健 康 保 険	107.7	106.1	106.1	107.0	104.3	101.4
17	組 合 管 掌 健 康 保 険	109.0	105.4	105.3	103.8	103.9	97.8
19	国 民 健 康 保 険	107.6	104.9	104.3	102.6	103.2	101.5
20	厚 生 年 金 保 険	106.9	103.9	105.0	104.1	104.6	101.1
21	厚 生 年 金 基 金	109.2	107.0	106.5	109.4	105.2	98.3
22	国 民 年 金	113.0	114.1	113.2	116.4	113.8	113.3
23	農 業 者 年 金 基 金	110.5	108.6	105.9	109.3	105.6	103.8
24	雇 用 保 険	95.4	94.6	95.0	93.7	96.7	95.2
25	政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	116.0	120.9	109.8	113.8	100.7	104.0
26	労 働 者 災 害 補 償 保 険	99.2	98.2	82.6	113.6	98.0	105.5
27	公 務 災 害 補 償	103.5	105.1	102.3	102.2	99.7	102.9
28	船 員 保 険	102.8	104.3	102.1	101.9	98.5	105.6
29	国 家 公 務 員 共 済 組 合 (各 省 各 庁 組 合)	103.0	103.4	97.7	96.4	99.1	95.8
31	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適 用 法 人 組 合)	106.3	103.8	104.7	105.9	102.8	88.1
30	地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	103.7	101.9	102.1	104.0	101.5	—
32	私 立 学 校 教 職 員 共 済	106.3	103.9	105.1	106.8	103.2	86.9
33	農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	109.1	105.8	108.7	107.7	104.6	85.3
		109.1	105.6	107.4	108.4	104.1	82.6
IV	公 衆 衛 生 及 び 医 療						
34	結 核 対 策	136.3	134.2	88.5	100.2	100.2	95.5
		100.3	97.7	102.1	61.6	68.4	87.5

区	分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
35	精 神 衛 生 事 業	104.0	102.5	108.0	81.2	136.3	85.6
36	ハ ン セ ン 病 対 策	100.3	95.1	98.0	97.4	103.9	91.5
37	伝 染 病 予 防	93.7	115.5	101.0	98.9	88.2	111.3
38	保 健 所	99.9	61.9	138.9	105.0	97.8	87.4
39	上 水 道 等 施 設 整 備	130.0	155.1	80.1	109.2	103.4	89.2
40	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	178.0	124.6	97.5	122.0	94.1	100.2
41	下 水 道 施 設 整 備	154.0	146.5	84.4	94.2	100.9	94.8
42	公 害 対 策	98.9	97.9	95.5	97.2	98.1	96.4
43	国 公 立 医 療 機 関 整 備	116.1	113.7	92.3	94.2	107.3	89.5
44	国 公 立 医 療 機 関 運 営	108.2	109.9	99.4	102.1	95.3	102.6
45	そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	114.0	119.3	105.2	127.4	100.1	103.7
V	老 人 保 健	108.3	107.3	109.6	109.3	108.9	100.1
46	医 療	108.2	107.4	109.7	109.4	109.0	100.0
47	医 療 以 外 の 保 健 事 業	114.5	98.8	107.3	101.2	102.5	103.4
	狭 義 の 社 会 保 障 (I~V)	109.4	107.9	105.1	107.2	103.8	101.2
VI	恩 給						
48	文 官 恩 給	99.6	98.8	97.9	97.1	96.4	96.4
49	地 方 公 務 員 恩 給	97.2	97.4	93.8	95.1	91.7	94.9
50	旧 軍 人 遺 族 恩 給	96.7	96.2	94.7	93.4	92.8	92.7
51	そ の 他 の 恩 給	100.1	99.2	98.5	97.6	97.0	96.8
		99.2	99.7	94.8	95.8	95.9	93.4
VII	戦 争 犠 牲 者 援 護						
52	戦 没 者 遺 族 年 金 等	99.2	99.5	102.1	102.0	98.5	99.1
53	戦 傷 病 者 医 療 等	97.0	97.8	101.4	97.6	98.5	96.5
54	原 爆 医 療 等	92.7	95.7	90.1	106.0	88.8	40.1
55	そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	103.3	102.4	103.5	107.7	98.6	104.2
		90.6	99.3	111.2	151.6	107.4	99.8
	広 義 の 社 会 保 障 (I~VII)	109.0	107.6	104.9	106.9	103.6	101.1
VIII	住 宅 等						
56	公 営 住 宅 建 設	137.4	165.4	81.6	99.5	118.2	102.1
57	第 二 種 公 営 住 宅 建 設	135.6	179.5	75.6	103.0	243.2	102.8
58	住 宅 地 区 改 良	156.0	168.8	94.3	99.3	0	0
59	電 気 導 入	116.2	131.5	68.6	89.2	100.6	96.1
		46.3	112.6	107.1	81.9	115.1	90.9
IX	雇 用 (失 業) 対 策						
60	失 業 対 策 諸 事 業	92.8	93.7	93.2	100.0	90.6	85.7
61	中 高 年 齢 者 就 職 促 進	72.1	73.9	71.4	95.8	0	0
62	炭 鉱 離 職 者 援 護	104.8	101.6	98.1	100.2	167.9	85.2
63	そ の 他 の 雇 用 対 策	74.3	76.0	93.8	107.1	52.5	93.4
		105.8	102.4	107.2	99.2	105.5	95.8
	社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII・IX)	131.2	158.3	82.3	99.5	118.4	101.3
	社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I~IX)	109.3	108.2	104.5	106.8	103.8	101.1

第23表 社会保障関係総費用の推移 (実支出、実収入の種類別)

(金額 単位 百万円 構成比 単位 %)

区分	狭義の社会保障						広義の			
	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	
実支出	合計	59,210,148	63,881,353	67,153,077	71,977,966	74,725,517	75,635,106	61,408,790	66,056,324	69,296,567
	給付費	50,346,547	53,355,810	57,148,736	61,493,047	64,145,309	65,463,356	52,533,367	55,518,995	59,279,875
	施設整備費	3,832,450	5,347,141	4,609,003	4,849,634	4,839,504	4,573,969	3,533,367	5,347,483	4,609,005
	施設運営費	848,731	923,887	896,455	823,373	805,860	807,068	850,312	925,550	898,367
	事務費	2,720,780	2,813,717	2,846,080	2,980,434	3,053,302	3,244,728	730,807	2,823,499	2,856,518
	その他	1,461,642	1,440,802	1,652,802	1,831,478	1,881,542	1,545,985	1,461,642	1,440,802	1,652,802
実収入	合計	74,328,267	78,195,725	79,847,996	85,702,690	87,250,767	89,963,679	76,526,909	80,370,696	81,991,486
	国庫負担	15,300,346	16,558,724	16,992,641	17,570,100	17,865,265	18,271,044	17,326,401	18,567,597	18,978,900
	地方負担	6,234,670	7,150,277	7,003,648	7,770,602	7,924,865	8,091,012	6,394,378	7,304,077	7,149,333
	保険料	42,013,356	43,419,215	44,943,484	48,562,929	50,040,496	51,518,517	42,013,356	43,419,215	44,943,484
	運用収入	8,926,550	9,292,155	9,177,789	9,644,879	9,494,446	9,041,838	8,926,550	9,292,155	9,177,789
	その他	1,853,347	1,775,353	1,730,433	2,154,179	1,925,695	3,041,268	1,866,226	1,787,650	1,741,979
実支出構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	給付費	85.0	83.5	85.1	85.4	85.8	86.6	85.5	84.0	85.5
	施設整備費	6.5	8.4	6.9	6.7	6.5	6.0	6.2	8.1	6.7
	施設運営費	1.4	1.4	1.3	1.1	1.1	1.1	1.4	1.4	1.3
	事務費	4.6	4.4	4.2	4.1	4.1	4.3	4.4	4.3	4.1
	その他	2.5	2.3	2.5	2.5	2.5	2.0	2.5	2.2	2.4
実収入構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	国庫負担	20.6	21.2	21.3	20.5	20.5	20.3	22.6	23.1	23.1
	地方負担	8.4	9.1	8.8	9.1	9.1	9.0	8.4	9.1	8.7
	保険料	56.5	55.5	56.3	56.7	57.3	57.3	54.9	54.0	54.8
	運用収入	12.0	11.9	11.5	11.3	10.9	10.1	11.7	11.6	11.2
	その他	2.5	2.3	2.2	2.5	2.2	3.4	2.4	2.2	2.1

社会保障			社会保障及び関連制度合計					
7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
74,077,107	76,756,595	77,602,889	62,152,082	67,232,961	70,264,409	75,040,059	77,877,272	78,737,743
63,578,429	66,162,236	67,416,143	52,541,554	55,526,336	59,287,189	63,586,187	66,170,280	67,424,069
4,849,647	4,839,517	4,574,814	4,502,444	6,455,344	5,512,887	5,748,655	5,902,404	5,660,886
825,380	807,914	809,279	855,866	931,089	903,906	830,885	813,418	814,794
2,992,174	3,065,387	3,256,669	2,732,895	2,825,329	2,858,200	2,993,764	3,066,664	3,257,253
1,831,478	1,881,542	1,545,985	1,519,323	1,494,867	1,702,227	1,880,569	1,924,505	1,580,741
87,801,831	89,281,845	91,931,462	77,270,201	81,547,333	82,959,328	88,764,784	90,402,522	93,066,315
19,522,175	19,759,851	20,120,946	17,746,816	19,206,957	19,563,828	20,032,183	20,321,270	20,668,794
7,906,887	8,051,463	8,208,894	6,717,255	7,841,354	7,532,248	8,359,831	8,610,720	8,795,899
48,562,929	50,040,496	51,518,517	42,013,356	43,419,215	44,943,484	48,562,929	50,040,496	51,518,517
9,644,879	9,494,446	9,041,838	8,926,550	9,292,155	9,177,789	9,644,879	9,494,446	9,041,838
2,164,961	1,935,590	3,041,268	1,866,226	1,787,650	1,741,979	2,164,961	1,935,590	3,041,268
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
85.8	86.2	86.9	84.5	82.6	84.4	84.7	85.0	85.6
6.5	6.3	5.9	7.2	9.6	7.8	7.7	7.6	7.2
1.1	1.1	1.0	1.4	1.4	1.3	1.1	1.0	1.0
4.0	4.0	4.2	4.4	4.2	4.1	4.0	3.9	4.1
2.5	2.5	2.0	2.4	2.2	2.4	2.5	2.5	2.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
22.2	22.1	21.9	23.0	23.6	23.6	22.6	22.5	22.2
9.0	9.0	8.9	8.7	9.6	9.1	9.4	9.5	9.5
55.3	56.0	56.0	54.4	53.2	54.2	54.7	55.4	55.4
11.0	10.6	9.8	11.6	11.4	11.1	10.9	10.5	9.7
2.5	2.2	3.3	2.4	2.2	2.1	2.4	2.1	3.3

第24表 社会保険収支(決算)の推移

(単位 百万円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	
合計	実収入	63,511,491	65,596,991	67,162,317	71,764,180	73,373,754	75,703,284
	実支出	48,315,469	51,271,000	54,421,008	58,213,152	60,688,814	61,515,655
	実収入と実支出の差額	15,196,023	14,325,991	12,741,309	13,551,028	12,684,940	14,187,628
医療保険	実収入	19,510,428	20,062,463	21,116,324	21,291,824	21,986,466	22,472,511
	実支出	19,147,366	20,002,792	21,410,107	21,686,358	22,553,677	22,343,054
	実収入と実支出の差額	363,062	59,671	△293,783	△394,535	△567,211	129,458
年金保険	実収入	39,483,212	41,078,485	41,617,993	46,014,650	46,930,394	48,664,779
	実支出	26,065,050	27,729,417	29,228,341	32,385,330	33,972,844	34,876,239
	実収入と実支出の差額	13,418,162	13,349,068	12,389,651	13,629,320	12,957,550	13,788,540
雇用保険	実収入	2,445,326	2,347,827	2,308,170	2,414,786	2,404,163	2,515,094
	実支出	1,792,283	2,165,615	2,375,682	2,703,459	2,722,178	2,830,715
	実収入と実支出の差額	653,043	182,212	△67,512	△288,673	△318,015	△315,622
業務災害補償保険	実収入	1,937,106	1,961,528	1,967,467	1,887,241	1,895,272	1,904,278
	実支出	1,201,077	1,262,247	1,291,356	1,320,163	1,315,331	1,354,816
	実収入と実支出の差額	736,029	699,281	676,111	567,078	579,941	549,462

(注) 1 実支出の合計には、老人保健への拠出金を含み、制度間調整対象給付に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。
 2 医療保険には、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、国民健康保険、船員保険の疾病部門(職務上傷病を含む)、共済組合の短期経理を掲げた。
 3 年金保険には、厚生年金保険、厚生年金基金、国民年金、農業者年金基金、船員保険の年金部門、共済組合の長期経理を掲げた。
 4 雇用保険には、雇用保険、船員保険の失業部門、政府職員等失業者退職手当を掲げた。
 5 業務災害補償保険には労働者災害補償保険、公務災害補償を掲げた。
 6 合計欄の額は医療保険、年金保険、雇用保険、業務災害補償保険の他、業務経理及び保健経理の分を含む。

第25表 昭和45年度以降の社会保障関係総費用(決算)の推移及び伸率

(単位 10億円、昭和45年度=1)

昭和45年度 (1970)	昭和50年度 (1975)	昭和55年度 (1980)	昭和60年度 (1985)	平成2年度 (1990)	平成7年度 (1995)	平成8年度 (1996)	平成9年度 (1997)	構成比 %	前年度 増減額	対前年度 伸び率
1,672	5,581	11,428	13,868	15,653	20,032	20,321	20,669	22.2	348	1.02
457	1,438	3,043	3,974	5,401	8,360	8,611	8,796	9.5	185	1.02
3,184	8,961	17,345	25,797	37,532	48,563	50,040	51,519	55.4	1,479	1.03
514	1,566	3,524	6,958	10,017	11,810	11,430	12,083	13.0	653	1.06
5,827	17,546	35,340	50,597	68,603	88,765	90,403	93,066	100.0	2,663	1.03
277	690	1,179	1,538	1,352	1,541	1,548	1,651	6.0	2.1	1.07
167	1,121	2,111	1,996	2,428	3,916	3,832	4,136	24.8	5.3	1.08
2,848	9,535	20,728	27,837	38,458	52,619	54,619	55,335	19.4	70.3	1.01
343	924	2,270	2,369	2,819	4,807	4,818	4,599	13.4	5.8	△219
—	—	—	4,136	6,037	9,095	9,908	9,914	△2.0	6	1.00
3,636	12,270	26,288	37,876	51,094	71,978	74,725	75,635	20.8	96.1	1.01
324	794	1,721	1,934	1,871	1,738	1,675	1,615	5.0	2.1	△60
63	134	270	319	362	362	356	353	5.6	0.4	△3
4,023	13,198	28,279	40,129	53,327	74,077	76,756	77,603	19.3	98.6	1.01
88	225	318	314	459	899	1,062	1,085	12.3	1.4	23
74	108	144	112	85	64	58	50	0.7	0.1	△8
162	334	463	426	544	963	1,120	1,135	7.0	1.4	15
4,184	13,531	28,742	40,555	53,871	75,040	77,877	78,738	18.8	100.0	861
3,429	11,334	24,301	34,957	46,326	63,586	66,170	67,424	19.7	85.6	1,254
329	955	2,416	2,570	2,949	5,749	5,902	5,661	17.2	7.2	△241
168	578	930	733	718	831	813	815	4.9	1.0	2
259	664	1,095	2,296	3,878	4,874	4,992	4,838	18.7	6.1	△154
1,643	4,015	6,597	10,042	14,732	13,725	12,526	14,328	8.7	—	1,802

< > は昭和60年度を1とした場合の数値である。
 の上段の () は「老人保健」への拠出金を含んだ額である。

区分	公費	国庫負担	地方負担
実収入	保険料		
	運用収入等		
合計			
支出	公的扶助		
	社会福祉		
社会保険	社会保険		
	公衆衛生及び医療		
老人保健	老人保健		
	計		
恩給	恩給		
	職争犠牲者		
小計	小計		
	住宅等		
社会連	社会連		
	雇用(失業)		
制度	制度		
	小計		
社会連	社会連		
	制度		
性質別	性質別		
	内訳		
実収入と実支出の差	実収入と実支出の差		
	給付費		
施設整備費	施設整備費		
	施設運営費		
事務費等	事務費等		
	事務費等		

(注) 1 老人保健の
 2 「社会保険」

第26表 社会保障関係総費用と国民所得等の推移と比較

(単位 億円)

区分	昭和45年度 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数
社会保障関係総費用	41,844	135,312	284,864	405,548	538,714	750,401	778,773	787,377
	1	3.2	6.8	9.7	12.9	17.9	18.6	18.8
社会保障給付費	35,239	117,693	247,736	356,798	472,203	647,263	675,475	694,187
	1	3.3	7.0	10.1	13.4	18.4	19.2	19.7
行政投資額 (注)	59,111	165,137	278,765	265,055	367,937	508,944	491,267	458,379
	1	2.8	4.7	4.5	6.2	8.6	8.3	7.8
一般会計歳出 (決算)	81,876	208,609	434,050	530,045	692,686	759,385	788,479	784,703
	1	2.5	5.3	6.5	8.5	9.3	9.6	9.6
一般歳出 (当初予算)	59,960	158,408	307,332	325,854	353,731	421,417	431,409	438,067
	1	2.6	5.1	5.4	5.9	7.0	7.2	7.3
社会保障関係費 (決算)	11,532	41,356	81,703	99,016	114,805	145,429	150,323	153,855
	1	3.6	7.1	8.6	10.0	12.6	13.0	13.3
国民所得(分配)	610,297	1,239,907	1,995,902	2,602,784	3,457,391	3,807,146	3,909,925	3,903,767
	1	2.0	3.3	4.3	5.7	6.2	6.4	6.4
国民総生産(名目)	751,520	1,522,094	2,453,600	3,255,011	4,415,891	4,940,078	5,097,181	5,115,256
	1	2.0	3.3	4.3	5.9	6.6	6.8	6.8
消費者物価指数 (昭和45年=100)	100	171.6	236.8	271.0	289.9	309.6	309.9	315.5

(注) 昭和55年度以降は専売公社、電電公社、国有鉄道を除く。

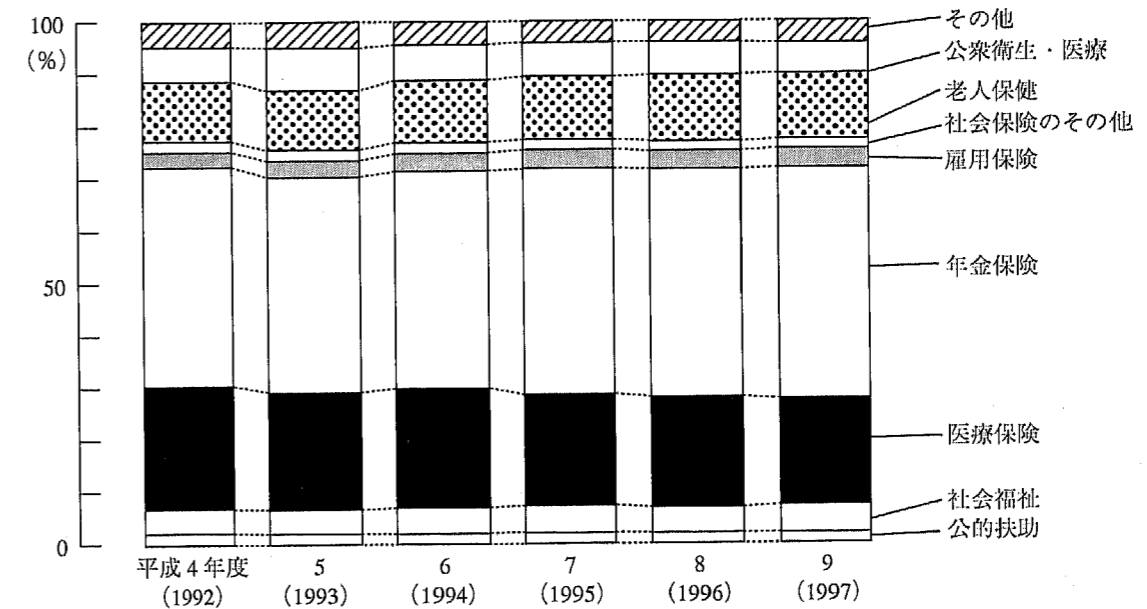
資料：社会保障給付費…社会保障研究所
 行政投資額…自治省地域政策室(行政投資実績)
 一般会計歳出 } 大蔵省
 一般歳出 }
 社会保障関係費 }
 国民所得 } 経済企画庁経済研究所
 国民総生産 } (国民経済計算年報)
 消費者物価指数…総務庁統計局(消費者物価指数年報)

第27表 社会保障関係総費用構成比(実支出)

(単位 %)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
社会保障及び関連制度合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公的扶助	2.2	2.1	2.0	2.1	2.0	2.1
社会福祉	4.7	4.6	5.0	5.2	4.9	5.3
社会保険	70.5	69.0	69.9	70.1	70.1	70.3
医療保険	23.6	22.5	22.9	21.4	21.2	20.5
年金保険	41.9	41.2	41.6	43.2	43.6	44.3
雇用保険	2.9	3.2	3.4	3.6	3.5	3.6
その他 ^{(注)1}	2.1	2.0	2.0	1.9	1.8	1.9
公衆衛生・医療	6.5	8.1	6.8	6.4	6.2	5.8
老人保健	11.4	11.3	11.8	12.1	12.7	12.6
その他 ^{(注)2}	4.7	5.0	4.4	4.1	4.0	3.9
恩給	3.0	2.7	2.5	2.3	2.2	2.1
その他 ^{(注)3}	1.8	2.3	1.9	1.8	1.9	1.9

(注) 1 業務災害補償保険及び共済組合の業務経理、保健経理よりなる。
 2 戦争犠牲者援護、住宅対策、雇用(失業)対策よりなる。
 3 社会保険の医療保険には、老人保健拠出金は含まない。



第3節 社会保障給付及び再配分効果

第28表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位 億円 %)

年度	国民所得(分配)		社会保障関係総費用			社会保障給付費			社会保障移転		
	金額	伸率	金額	伸率	対国民所得比	金額	伸率	対国民所得比	金額	伸率	対国民所得比
昭和45年(1970)	610,297	17.1	41,844	24.0	6.9	35,239	22.6	5.8	35,364		5.8
50(1975)	1,239,907	10.2	135,312	29.1	10.9	117,693	30.4	9.5	118,260	30.2	9.5
55(1980)	1,995,902	9.5	287,422	12.4	14.4	247,736	12.7	12.4	249,082	12.3	12.5
60(1985)	2,602,784	6.8	405,548	6.8	15.6	356,798	6.1	13.7	357,639	6.3	13.7
61(1986)	2,711,297	4.2	437,858	8.0	16.1	385,918	8.2	14.2	387,428	8.3	14.3
62(1987)	2,838,955	4.7	463,831	5.9	16.3	407,337	5.6	14.4	409,071	5.6	14.4
63(1988)	3,013,800	6.2	479,629	3.4	15.9	424,582	4.2	14.1	426,030	4.1	14.1
平成元年(1989)	3,221,436	6.9	505,931	5.5	15.7	448,822	5.7	13.9	450,226	5.7	14.0
2(1990)	3,457,391	7.3	538,714	6.5	15.6	472,203	5.2	13.7	474,535	5.4	13.7
3(1991)	3,630,542	5.0	568,844	5.6	15.7	501,346	6.2	13.8	503,850	6.2	13.9
4(1992)	3,690,881	1.7	621,521	9.3	16.8	538,280	7.4	14.6	540,674	7.3	14.6
5(1993)	3,724,645	0.9	672,330	8.2	18.1	567,975	5.5	15.3	573,069	6.0	15.4
6(1994)	3,737,722	0.4	702,644	4.5	18.8	604,656	6.5	16.2	609,365	6.3	16.3
7(1995)	3,807,146	1.9	750,400	6.8	19.7	647,263	7.0	17.0	651,729	7.0	17.1
8(1996)	3,909,925	2.7	778,773	3.8	19.9	675,475	4.4	17.3	681,702	4.6	17.4
9(1997)	3,903,767	△0.2	787,377	1.1	20.2	694,187	2.8	17.8	701,840	3.0	18.0

(注) 1 国民所得、社会保障移転は経済企画庁「国民経済計算年報」による実績。
 2 社会保障関係総費用は、決算額である。
 3 社会保障給付費は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」による。

第29表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

区分	年度	平成4年度(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)	9(1997)
給 付 費	総計	53,828,001	56,797,461	60,472,707	64,731,417	67,547,515	69,418,725
	医療保険	13,178,492	13,620,288	14,122,562	14,630,375	15,033,435	14,664,947
	老人保健	6,791,681	7,271,074	7,909,604	8,582,796	9,304,173	9,777,650
	年金保険	24,972,832	26,619,876	28,624,789	31,156,538	32,671,304	34,169,859
	雇用保険等	1,355,230	1,628,296	1,904,201	2,207,155	2,209,495	2,313,828
	業務災害補償	973,191	993,455	1,000,132	1,021,920	1,032,019	1,057,120
	家族手当	526,733	507,158	492,821	511,187	520,129	530,420
	生活保護	1,300,998	1,337,804	1,383,898	1,484,894	1,502,467	1,606,257
	社会福祉	1,978,963	2,143,729	2,431,341	2,603,244	2,832,488	2,915,792
	公衆衛生	706,624	659,052	620,350	606,661	591,010	560,325
	恩給	1,830,506	1,809,488	1,771,104	1,720,624	1,659,031	1,599,757
	戦争犠牲者保護	212,751	207,242	211,908	206,023	191,963	222,770

(注) 1 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。
 2 家族手当には児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
 3 雇用保険等は雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第30表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
1 社会保険給付	47,067.1	50,081.6	53,416.9	57,422.5	60,228.0	61,867.2
(1)特別会計	24,015.6	25,757.8	27,738.7	30,143.1	31,674.8	33,929.8
①厚生保険(除児童手当)	16,288.8	17,211.7	18,291.3	19,672.6	20,449.8	21,853.9
a健康・日雇健康保険	4,149.4	4,315.2	4,471.5	4,640.2	4,768.6	4,572.5
b厚生年金	12,139.4	12,896.6	13,819.8	15,032.4	15,681.3	17,281.4
②国民年金	5,500.2	6,059.4	6,750.3	7,557.1	8,189.3	8,861.4
③労働保険	2,162.8	2,422.0	2,634.7	2,852.2	2,975.9	3,157.3
a労災保険	922.8	932.1	936.6	955.8	968.4	974.7
b雇用保険	1,240.0	1,489.9	1,698.1	1,896.4	2,007.5	2,182.6
④船員保険	63.8	64.7	62.4	61.2	59.8	57.3
(2)国民健康保険	4,690.5	5,049.1	5,252.2	5,448.0	5,640.9	5,652.5
(3)老人保健医療	6,677.6	7,149.2	7,789.9	8,463.8	9,226.9	9,651.4
(4)共済組合	7,575.2	7,845.5	8,155.0	8,647.8	8,757.0	7,508.8
①国家公務員共済組合	1,652.7	1,709.6	1,766.8	1,849.8	1,865.8	1,869.6
②地方公務員共済組合	3,988.0	4,154.5	4,340.4	4,582.7	4,659.6	4,691.6
③旧公共企業体職員共済組合	1,397.7	1,415.8	1,443.3	1,558.6	1,561.8	261.2
④その他	536.8	565.6	604.4	656.6	669.8	686.5
(5)組合管掌健康保険	2,982.5	3,087.0	3,197.0	3,290.3	3,353.3	3,360.5
(6)児童手当	215.5	192.6	169.7	160.0	152.6	148.6
(7)基金	910.3	1,000.4	1,114.5	1,269.5	1,422.5	1,615.6
①年金基金	876.1	964.8	1,078.1	1,232.0	1,385.2	1,576.8
②災害補償基金	34.2	35.6	36.3	37.5	37.3	38.7
2 社会扶助金	6,990.5	7,215.2	7,508.9	7,739.1	7,931.7	8,305.5
うち恩給	1,842.8	1,820.2	1,781.1	1,731.4	1,667.2	1,608.2
3 無基金雇用者福祉給付	9.8	10.2	10.6	11.3	10.4	11.4
うち公務災害補償	9.7	10.1	10.5	11.1	10.3	11.3
合 計	54,067.4	57,306.9	60,936.5	65,172.9	68,170.2	70,184.0

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

第31表 部門別社会保障給付費の前年度との比較

社会保障給付費	平成8年度 (1996)	9 (1997)	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	675,475 (100.0)	694,187 (100.0)	18,712	2.8
医療	251,789 (37.3)	253,095 (36.5)	1,306	0.5
年金	349,548 (51.7)	363,996 (52.4)	14,448	4.1
福祉その他	74,139 (11.0)	77,097 (11.1)	2,958	4.0

(注) ()内は構成割合である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第32表 高齢者関係給付費の前年度との比較

	平成8年度 (1996)	9 (1997)	対前年度伸び率
社会保障給付費	675,475 (100.0)	694,187 (100.0)	2.8
年金保険給付費	326,713	341,699	4.6
老人保健(医療分)給付費	92,166	96,392	4.6
老人福祉サービス給付費	11,537	12,743	10.5
高齢雇用継続給付費	369	567	53.5
計	430,785 (63.8)	451,401 (65.0)	4.8
60歳以上人口	2,663	2,746	3.1
65歳以上人口	1,902	1,976	3.9
70歳以上人口	1,246	1,305	4.7
75歳以上人口	747	779	4.2

(注) 1 ()内は社会保障給付費に占める割合である。

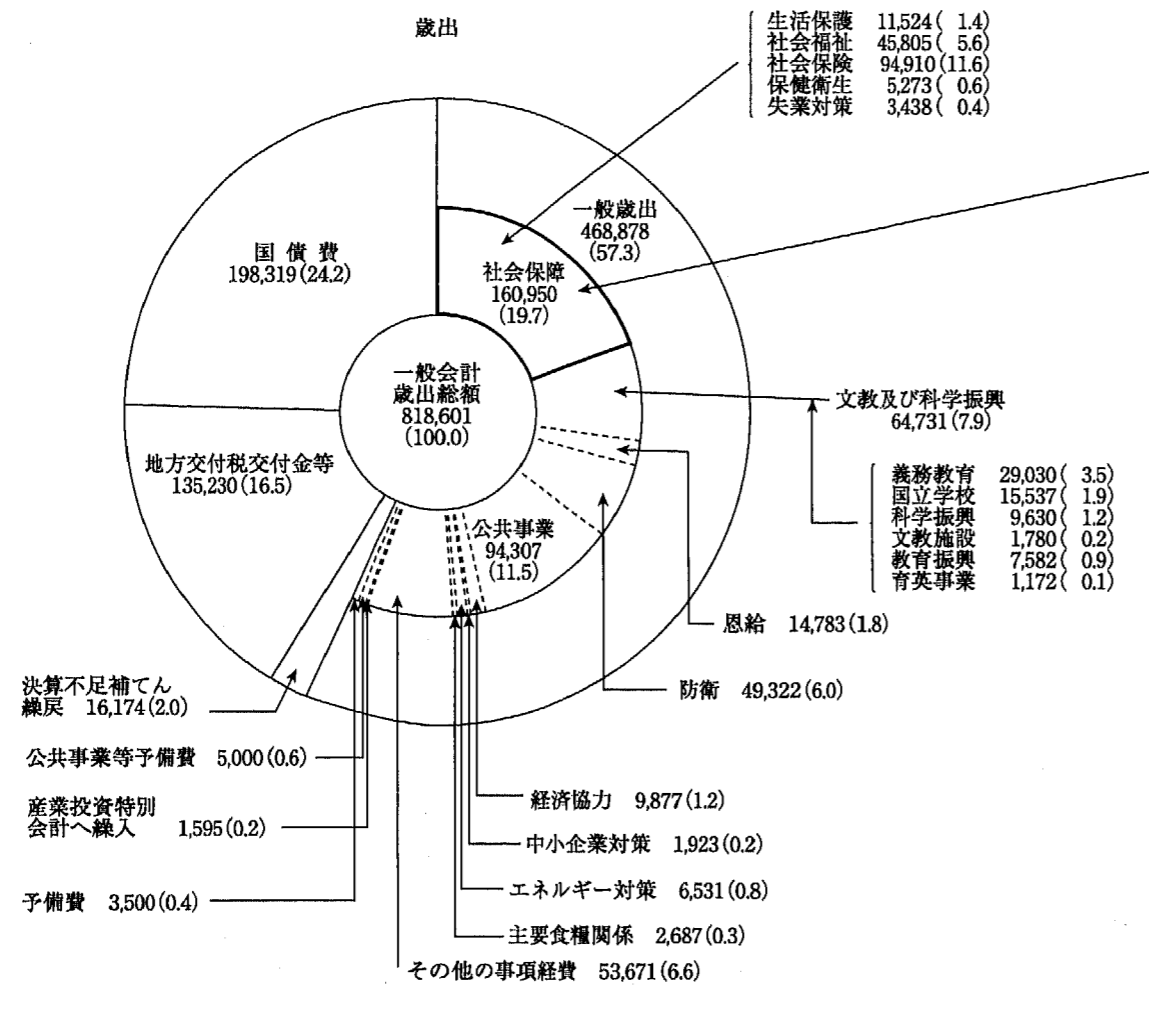
2 老人福祉サービス給付費は、施設福祉サービス関係給付費及び在宅福祉サービス関係給付費からなる。

3 高齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が15%以上低下した状態で雇用を継続する高齢者に対し、60歳以後の賃金額の25%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第33表 平成11年度一般会計予算の内訳

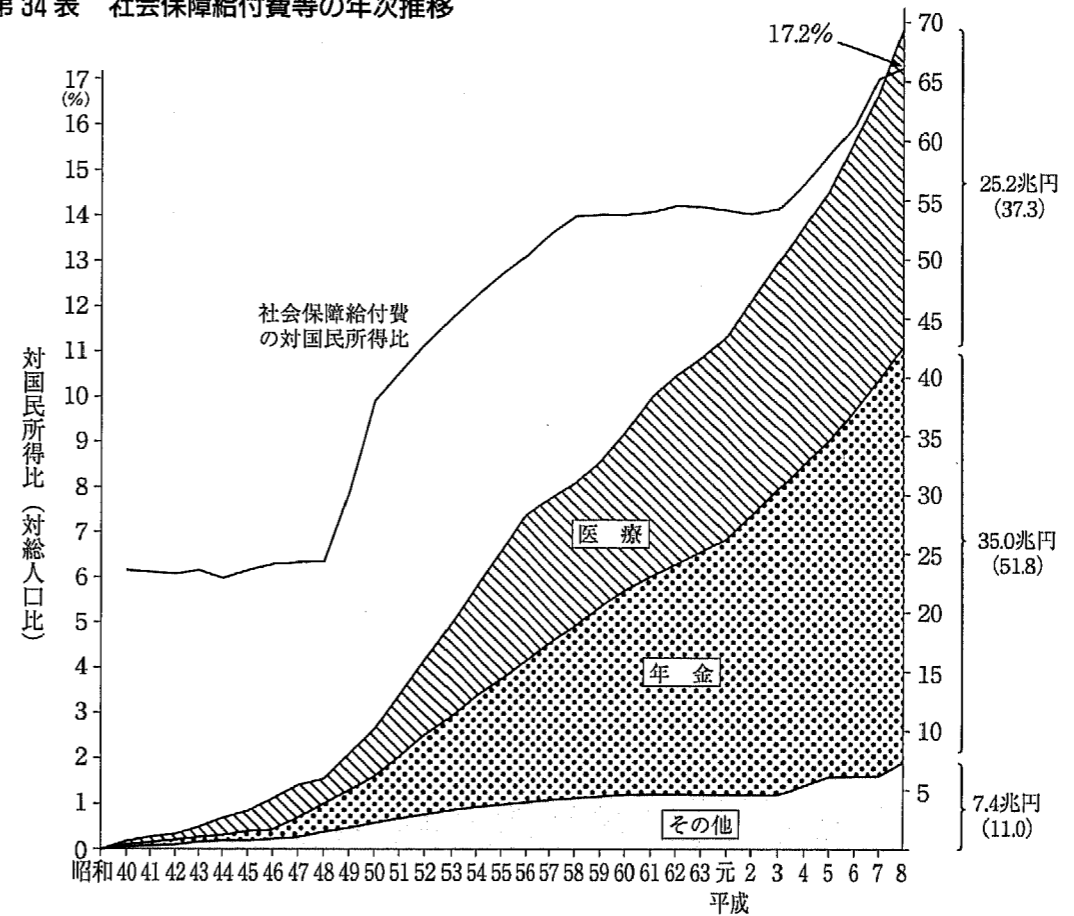
(単位 億円・%)



区分	11年度予算	区分	11年度予算
1 医療費	72,353	2 年金	50,390
(1) 医療保険	40,858	(1) 厚生年金	36,356
国民健康保険	31,395	(2) 国民年金	13,227
政府管掌健康保険	9,330	(3) 福祉年金	807
その他	133	3 福祉・その他	38,207
(うち老人保健分)	(15,009)	(1) 生活扶助	3,590
(2) 公費負担医療	31,495	(2) 老人ホーム運営費	4,453
老人医療給付費	22,843	(3) 保育所運営費	3,669
生保・医療扶助	6,563	(4) その他	26,495
その他	2,089	(生活保護費再掲)	(11,524)
(老人医療費再掲)	(37,852)	合計	160,950

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第34表 社会保障給付費等の年次推移



資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第35表 社会保障関係費の推移

(単位 億円・%)

区分	昭和50年度 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
社会保障関係費	39,282 (100.0)	82,124 (100.0)	95,740 (100.0)	116,154 (100.0)	131,457 (100.0)	134,816 (100.0)	139,244 (100.0)	142,879 (100.0)	145,501 (100.0)
生活保護費	5,348 (13.6)	9,559 (11.6)	10,816 (11.3)	11,087 (9.5)	10,434 (7.9)	10,524 (7.8)	10,532 (7.6)	10,593 (7.4)	10,757 (7.4)
社会費	6,178 (15.7)	13,698 (16.7)	20,042 (20.9)	24,056 (20.7)	29,878 (22.7)	31,875 (23.6)	34,728 (24.9)	38,008 (26.6)	40,021 (27.5)
社会保険費	23,277 (59.3)	51,095 (62.2)	56,587 (59.1)	71,953 (61.9)	81,513 (62.0)	82,886 (61.5)	84,700 (60.8)	84,876 (59.4)	85,477 (58.7)
保健衛生対策費	2,738 (7.0)	3,981 (4.8)	4,621 (4.8)	5,587 (4.8)	6,393 (4.9)	6,604 (4.9)	6,348 (4.6)	6,125 (4.3)	5,975 (4.1)
失業対策費	1,741 (4.4)	3,791 (4.6)	3,674 (3.8)	3,471 (3.0)	3,239 (2.5)	2,928 (2.2)	2,936 (2.1)	3,277 (2.3)	3,271 (2.2)
厚生省予算	39,087 (36.2)	81,495 (7.9)	95,028 (2.7)	116,652 (6.7)	131,752 (3.2)	136,109 (3.3)	140,115 (2.9)	143,778 (2.6)	147,167 (2.4)
一般歳出	158,408 (23.2)	425,888 (10.3)	325,854 (△0.0)	353,731 (3.8)	398,168 (3.1)	408,548 (2.3)	421,417 (3.1)	431,409 (2.4)	438,067 (1.5)

(注) 1 () 内は構成比。ただし、厚生省予算及び一般歳出欄は対前年伸び率。△は減。
2 社会保険費には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は失業対策費に含まれている。
3 厚生省大臣官房会計課調

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第36表 社会保障に係る給付と負担の見通し(対国民所得比)

(i) 給付

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
現行制度ケース	16.3% 59兆円	19%~20% 95兆円	25%~26%~27% 170兆円~175兆円~185兆円	28½%~31½%~32½% 320兆円~330兆円~380兆円
ケースI	16.3% 59兆円	20%~21% 100兆円	26½%~27½%~28% 180兆円~185兆円~195兆円	30%~33%~33½% 335兆円~345兆円~395兆円
ケースII	16.3% 59兆円	20%~20½% 95兆円~100兆円	25½%~26½%~27% 170兆円~175兆円~185兆円	28%~31%~31½% 310兆円~320兆円~375兆円
ケースIII	16.3% 59兆円	19%~19½% 90兆円~95兆円	24%~25%~25½% 160兆円~165兆円~175兆円	26½%~29½%~30½% 300兆円~310兆円~355兆円

(ii) 負担

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
現行制度ケース	17.8% 64兆円	20%~20½% 100兆円	23½%~25%~26% 165兆円~170兆円~175兆円	28½%~31½%~32½% 320兆円~330兆円~380兆円
ケースI	17.8% 64兆円	21%~22% 105兆円	25%~26½%~27% 170兆円~175兆円~185兆円	30%~33%~34% 335兆円~345兆円~395兆円
ケースII	17.8% 64兆円	21%~22% 105兆円	24½%~25½%~26½% 165兆円~170兆円~180兆円	27½%~30%~31% 305兆円~315兆円~365兆円
ケースIII	17.8% 64兆円	20%~20½% 100兆円	23½%~24%~25% 155兆円~165兆円~170兆円	26%~29%~30% 295兆円~300兆円~350兆円

国民所得・兆円	360兆円	470兆円~500兆円	635兆円~670兆円~740兆円	990兆円~1,045兆円~1,330兆円
---------	-------	-------------	-------------------	-----------------------

[現行制度ケース]

現行制度のままと仮定した場合

[ケースI]

介護対策や児童対策等の充実を図ると仮定し、その他は現行制度のままと仮定した場合

[ケースII]

年金については、改正後の制度を仮定し、医療については、効率化を図るものと仮定し、また、介護対策や児童対策等の充実を図ったと仮定した場合

[ケースIII]

年金については、改正後の制度を仮定し、医療については、効率化を図るものと仮定し、その他は現行制度のままと仮定した場合

(注) 国民所得の伸びは、2000年度(平成12年度)まで平均5%~4%、それ以降は平均4%~3%で伸びるものと仮定している。

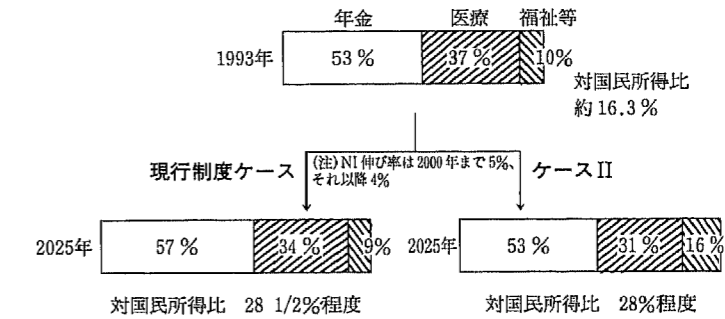
資料：高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀福祉ビジョン」

第37表 社会保障給付費の構成割合と社会保障に係る負担の国民所得比の将来見通し

(i) 社会保障給付費の構成割合の将来見通し

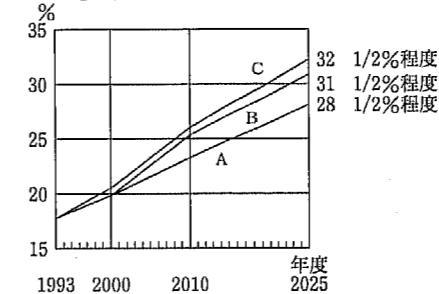
平成37年度の構成割合 (単位：%)

	年金：医療：福祉等
現行制度ケース	57:34:9~52:39:9~51:41:8
ケースI	54:31:15~50:36:14~49:37:14
ケースII	53:31:16~49:36:15~48:38:15
ケースIII	55:35:10~51:40:9~50:41:9

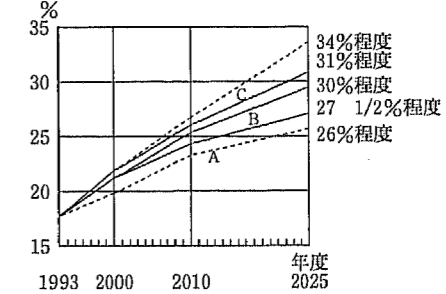


(ii) 社会保障に係る負担(社会保障負担及び公費負担)の国民所得比の将来見通し

[現行制度ケース]



[ケースII]



A: NI伸び率2000年度まで5%、それ以降4%

B: NI伸び率2000年度まで5%、それ以降3%

C: NI伸び率2000年度まで4%、それ以降3%

上の点線：ケースIで、NI伸び率2000年度まで4%、それ以降3%

下の点線：ケースIIIで、NI伸び率2000年度まで5%、それ以降4%

資料：高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀福祉ビジョン」

第38表 所得再分配による所得格差是正効果(ジニ係数)の年次比較

調査年次	当初所得			再分配所得			税による再分配所得 (当初所得-税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得+医療費+社会保障給付金-社会保険料)	
	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度
昭和56年	0.3491	10.0%	0.3143	10.0%	0.3301	5.4%	0.3317	5.0%	0.3317	5.0%
59年	0.3975	13.8	0.3426	13.8	0.3824	3.8	0.3584	9.8	0.3584	9.8
62年	0.4049	16.5	0.3382	16.5	0.3879	4.2	0.3564	12.0	0.3564	12.0
平成2年	0.4334	15.9	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5	0.3791	12.5
5年	0.4394	17.0	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2	0.3812	13.2
8年	0.4412	18.3	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7	0.3721	15.7

(注) 1 当初所得とは、雇労者所得、事業所得、農林所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私的給付の合計額をいう。

2 再分配所得=当初所得-(税金+社会保険料)+社会保障給付

3 税による再分配所得=当初所得-税金

4 社会保障による再分配所得=当初所得-社会保険料+社会保障給付

5 ジニ係数の改善度(%) = $\frac{\text{当初所得のジニ係数} - \text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成8年)

第39表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

当初所得階級	当初所得			再分配所得		
	世帯数	世帯構成(%)		世帯数	世帯構成(%)	
		構成比	累積比		構成比	累積比
総数	8,152	100.0	.	8,152	100.0	.
50万円未満	1,037	12.7	12.7	97	1.2	1.2
50～100	234	2.9	15.6	180	2.2	3.4
100～150	277	3.4	19.0	325	4.0	7.4
150～200	240	2.9	21.9	375	4.6	12.0
200～250	336	4.1	26.1	413	5.1	17.1
250～300	287	3.5	29.6	488	6.0	23.0
300～350	372	4.6	34.1	505	6.2	29.2
350～400	373	4.6	38.7	478	5.9	35.1
400～450	386	4.7	43.4	501	6.1	41.2
450～500	375	4.6	48.0	493	6.0	47.3
500～600	746	9.2	57.2	892	10.9	58.2
600～700	704	8.6	65.8	813	10.0	68.2
700～800	611	7.5	73.3	585	7.2	75.4
800～900	464	5.7	79.0	517	6.3	81.7
900～1,000	391	4.8	83.8	355	4.4	86.1
1,000万円以上	1,319	16.2	100.0	1,135	13.9	100.0

(注) 1 当初所得…雇用者所得、事業所得、農耕所得、資産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)の合計額をいう。
 2 再分配所得…当初所得から税、社会保険料を控除し、社会保障給付を加えたものである。
 3 再分配係数(%) = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成8年)

第40表 世帯主の年齢階級別1世帯当り平均金額等

	総数	年齢階級						
		30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	
世帯数	8,152	575	1,147	1,843	1,792	1,644	1,151	
世帯人員(人)	3.04	2.05	3.27	3.68	3.16	2.76	2.48	
有業人員(人)	1.50	1.13	1.31	1.70	2.08	1.37	0.87	
当初所得(万円)	601.1	390.9	591.7	721.7	845.4	501.7	284.1	
税・社会保険料控除前所得(万円)	672.7	394.7	604.3	748.6	867.4	658.5	475.8	
可処分所得(万円)	562.4	336.2	508.4	621.5	711.3	556.9	410.8	
再分配所得(万円)	618.0	353.1	534.8	666.3	763.2	619.0	528.3	
再分配係数(%)	2.8	-9.7	-9.6	-7.7	-9.7	23.4	86.0	
拠出(万円)	拠出合計額	110.0	58.5	95.9	127.1	156.0	101.5	65.0
	税金	63.2	27.5	48.9	70.3	90.4	62.6	42.3
	社会保険料計	47.1	30.9	46.9	56.8	65.6	38.9	22.6
	長期	26.6	19.1	29.0	34.0	39.4	18.3	8.2
	短期	19.3	11.0	16.6	21.2	24.5	19.8	14.0
その他	1.2	0.8	1.3	1.6	1.7	0.8	0.5	
受給(万円)	受給合計額	127.2	20.7	39.0	71.6	73.9	218.9	309.2
	現金給付	71.6	3.8	12.6	26.9	22.0	156.8	191.7
	(再掲)年金・恩給	68.9	2.5	9.1	24.7	19.2	153.8	188.7
	現物給付	55.6	16.9	26.4	44.8	52.0	62.1	117.5
(再掲)医療	54.9	16.5	24.6	44.4	51.6	61.7	116.7	

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成8年)

第41表 世帯類型等別1世帯当り平均金額等

(再掲)

	総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯	被保護世帯	
世帯数	8,152	6,770	1,278	104	50	
世帯人員(人)	3.04	3.32	1.59	2.77	1.68	
有業人員(人)	1.50	1.72	0.40	1.01	0.22	
当初所得(万円)	601.1	693.7	141.8	219.8	23.6	
税・社会保険料控除前所得(万円)	672.7	741.5	340.6	277.2	131.4	
可処分所得(万円)	562.4	616.9	299.5	248.7	121.5	
再分配所得(万円)	618.0	666.8	386.7	279.9	219.7	
再分配係数(%)	2.8	-3.9	172.7	27.4	831.0	
拠出(万円)	拠出合計額	110.3	124.6	41.0	28.5	9.9
	税金	63.2	70.6	28.7	7.2	0.7
	社会保険料計	47.1	54.0	12.4	21.3	9.2
	長期	26.6	31.5	1.8	11.9	2.8
	短期	19.3	21.1	10.5	8.9	6.3
その他	1.2	1.4	0.1	0.5	0.2	
受給(万円)	受給合計額	127.2	97.8	286.0	88.7	206.1
	現金給付	71.6	47.9	198.8	57.4	107.8
	(再掲)年金・恩給	68.9	45.8	195.9	17.2	23.6
	現物給付	55.6	50.0	87.2	31.3	98.3
(再掲)医療	54.9	49.4	86.6	27.6	75.6	

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成8年)

第42表 世帯構造別1世帯当り平均金額等

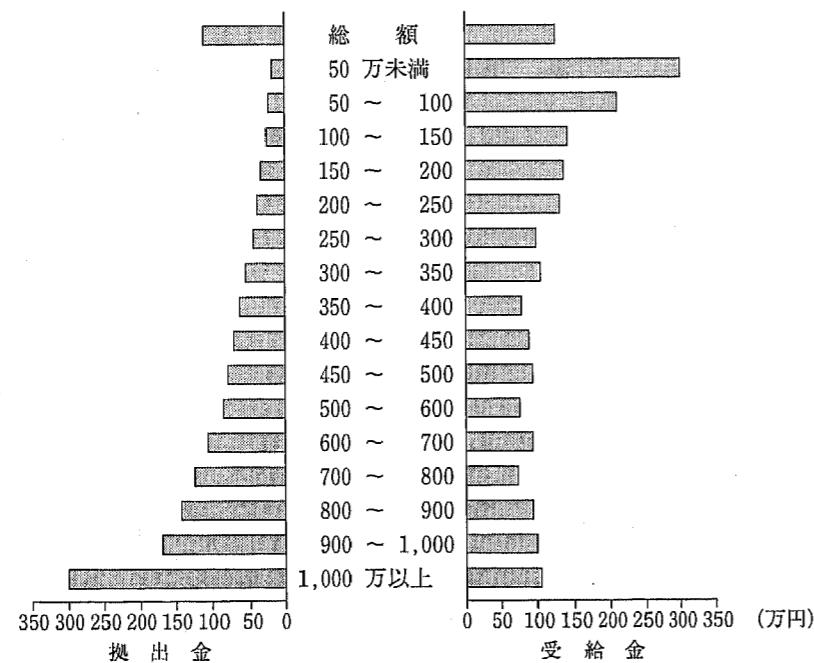
	総数	単身世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯	片親と未 婚の子の みの世帯	三世代 世帯	その他 の世帯	
世帯数	8,152	1,319	1,705	3,124	462	1,063	479	
世帯人員(人)	3.04	1.00	2.00	3.75	2.43	5.31	3.30	
有業人員(人)	1.05	0.59	1.01	1.84	1.42	2.41	1.68	
当初所得(万円)	601.1	243.0	439.5	780.2	416.6	850.1	619.8	
税・社会保険料控除前所得(万円)	672.7	300.7	570.7	803.9	475.8	969.6	736.8	
可処分所得(万円)	562.4	257.9	479.2	665.9	407.2	811.8	618.8	
再分配所得(万円)	618.0	284.0	541.3	700.7	452.9	931.8	733.9	
再分配係数(%)	2.8	16.9	23.2	-10.2	8.7	9.6	18.4	
拠出(万円)	拠出合計額	110.3	42.8	91.4	137.9	68.5	157.7	117.9
	税金	63.2	22.4	56.9	78.3	34.2	89.0	70.4
	社会保険料計	47.1	20.4	34.6	59.6	34.4	68.7	47.6
	長期	26.6	11.1	17.0	35.7	20.2	37.8	26.1
	短期	19.3	8.6	16.9	22.3	13.3	29.4	20.6
その他	1.2	0.7	0.7	1.7	0.9	1.5	0.9	
受給(万円)	受給合計額	127.2	83.8	193.3	58.4	104.9	239.6	232.0
	現金給付	71.6	57.7	131.2	23.6	59.2	119.5	117.0
	(再掲)年金・恩給	68.9	54.6	129.0	22.0	47.9	117.5	112.9
	現物給付	55.6	26.1	62.1	34.8	45.6	120.1	115.1
(再掲)医療	54.9	25.6	61.8	34.0	44.7	119.3	114.8	

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成8年)

第43表 当初所得階級別1世帯当り平均金額等

当初所得階級	当初所得 (万円)	税・社会 保険料控 除前所得 (万円)	再分配 所得 (万円)	再分配 係数 (%)	拠出(万円)		受給 総額 (万円)
					税金	社会 保険料	
総数	601.1	672.7	618.0	2.8	63.2	47.1	127.2
50万円未満	5.0	209.6	284.3	5,604.4	9.0	10.1	298.5
50～100	75.7	206.0	260.5	243.9	10.2	13.8	208.9
100～150	121.8	210.4	236.2	94.0	10.5	15.2	140.1
150～200	174.0	260.8	275.5	58.3	13.8	21.7	137.1
200～250	222.1	295.4	315.4	42.0	14.7	23.9	131.9
250～300	271.2	343.8	327.4	20.8	17.5	28.2	102.1
300～350	319.6	373.4	369.9	15.8	24.0	31.8	106.2
350～400	370.4	417.2	389.0	5.0	26.2	35.3	80.1
400～450	421.1	468.3	440.1	4.5	29.9	39.6	88.6
450～500	472.9	522.0	492.8	4.2	33.3	43.5	96.7
500～600	543.6	579.7	536.5	-1.3	38.0	45.9	76.9
600～700	643.3	689.1	638.0	-0.8	49.7	53.1	97.6
700～800	743.8	779.8	696.9	-6.3	62.6	59.9	75.5
800～900	842.2	880.9	795.9	-5.5	75.1	65.3	94.0
900～1,000	944.0	985.8	878.9	-6.9	93.7	72.1	100.7
1,000万円以上	1,500.9	1,547.0	1,307.8	-12.9	205.8	92.0	104.7

《当初所得階級別1世帯当り再分配金額》



資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成8年)

第4節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第44表 国民負担率(租税負担率及び社会保障負担率)の推移

(単位 %)

年 度	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
昭和30年度(1955)	22.2	18.9	3.3
35 (1960)	22.4	18.9	3.6
40 (1965)	23.0	18.0	5.0
45 (1970)	24.3	18.9	5.4
50 (1975)	25.7	18.3	7.5
55 (1980)	31.3	22.2	9.1
56 (1981)	32.5	22.8	9.8
57 (1982)	33.1	23.1	10.0
58 (1983)	33.4	23.4	10.0
59 (1984)	34.0	23.9	10.1
60 (1985)	34.4	24.0	10.4
61 (1986)	35.5	24.9	10.6
62 (1987)	37.0	26.4	10.6
63 (1988)	37.9	27.3	10.6
平成元年度(1989)	38.4	27.6	10.8
2 (1990)	39.2	27.8	11.4
3 (1991)	38.7	27.1	11.6
4 (1992)	36.8	24.9	11.9
5 (1993)	36.5	24.4	12.1
6 (1994)	35.7	23.2	12.5
7 (1995)	36.5	23.3	13.2
8 (1996)	36.4	23.1	13.3
9 (1997)	37.3	23.5	13.8
10 (1998)	37.4	23.1	14.3
(実績見込み)			
11 (1999)	36.6	22.3	14.3
(見通し)			

(注) 1 平成9年度までは実績、平成10年度は実績見込み、平成11年度は当初見込みである。
 2 母数となる国民所得は、昭和35年度以前は経済企画庁「昭和35年版国民所得統計年報」、昭和40年度以降は経済企画庁「平成2年基準改訂国民経済計算」による。
 3 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率

資料：厚生省「厚生白書」

第45表 国民所得及び国民可処分所得の分配(名目)

(実数・年度)

(単位 10億円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
1 雇 用 者 所 得	258,385.4	264,938.6	271,355.5	275,259.7	281,072.4	287,168.5
(1) 賃 金 ・ 俸 給	223,088.0	227,836.8	234,132.8	235,026.0	240,653.3	244,488.7
(2) 社 会 保 障 雇 主 負 担	22,734.1	23,357.5	24,023.5	25,762.4	26,452.2	27,380.6
(3) そ の 他 の 雇 主 負 担	12,563.2	13,744.3	13,199.3	14,471.4	13,966.9	15,299.2
2 財 産 所 得 (非企業部門)	35,473.2	35,114.9	28,917.9	25,826.1	20,409.0	20,387.8
a 受 取	57,166.9	57,125.6	51,476.1	48,436.6	43,028.6	42,834.7
b 支 払	21,693.8	22,010.7	22,558.1	22,610.5	22,619.6	22,446.9
(1) 一 般 政 府	-2,917.2	-939.6	-1,699.3	-2,895.2	-5,038.3	-4,950.7
a 受 取	14,472.6	16,614.4	16,565.3	15,671.1	13,880.0	14,106.3
b 支 払	17,389.8	17,554.1	18,264.6	18,556.2	18,918.3	19,056.9
(2) 対家計民間非営利団体	-179.6	-87.4	-515.4	-517.0	-514.3	-510.5
a 受 取	1,169.6	1,091.7	576.2	461.5	345.8	286.9
b 支 払	1,349.2	1,179.1	1,091.5	978.5	860.1	797.4
(3) 家 計	38,569.9	36,141.9	31,132.6	29,238.3	25,961.6	25,849.0
① 利 子	26,655.3	25,050.2	20,767.9	19,030.5	17,127.5	16,931.1
a 受 取	29,610.1	28,327.8	23,969.9	22,096.2	19,968.7	19,523.6
b 支 払	2,954.8	3,277.6	3,202.0	3,065.8	2,841.2	2,592.5
② 配 当 (受取)	8,943.1	7,910.1	7,183.0	6,907.4	5,598.9	5,574.9
③ 貸 料 (受取)	2,971.5	3,181.6	3,181.7	3,300.4	3,235.2	3,343.1
3 企 業 所 得 (配当受払後)	75,229.5	72,410.9	73,498.5	79,628.8	89,511.2	82,820.4
(1) 民 間 法 人 企 業	33,110.7	28,914.0	28,460.1	32,367.1	38,844.9	32,404.1
a 非 金 融 法 人 企 業	31,006.0	29,101.3	25,102.0	30,847.3	35,342.7	29,223.4
b 金 融 機 関	2,104.7	-187.3	3,358.2	1,519.8	3,502.3	3,180.8
(2) 公 的 企 業	2,622.7	774.4	422.9	2,711.4	4,381.8	4,771.7
a 非 金 融 法 人 企 業	-2,005.2	-1,658.9	-1,881.9	-1,921.4	-2,017.4	-2,008.3
b 金 融 機 関	4,627.9	2,433.3	2,304.8	4,632.8	6,399.2	6,780.0
(3) 個 人 企 業	39,496.2	42,722.5	44,615.5	44,550.3	46,284.5	45,644.6
a 農 林 水 産 業	3,317.2	2,773.7	4,277.5	3,483.6	3,466.6	2,775.8
b その他の産業(非農林水・非金融)	22,325.8	23,834.6	23,295.1	21,739.5	21,717.8	19,791.4
c 持 ち 家	13,853.1	16,114.1	17,042.9	19,327.2	21,100.1	23,077.4
4 国 民 所 得 (1+2+3)	369,088.1	372,464.4	373,772.0	380,714.6	390,992.5	390,376.7
5 間 接 税 (控除) 補 助 金	33,924.9	34,112.9	34,904.0	35,888.7	37,637.8	39,264.0
6 国 民 所 得 (市場価格表示) (4+5)	403,013.0	406,577.3	408,676.0	416,603.3	428,630.3	429,640.7
7 そ の 他 の 経 常 移 転 (純)	-517.5	-577.6	-604.9	-827.4	-1,054.5	-1,034.2
(1) 非金融法人企業及び金融機関	-23,268.8	-20,813.0	-20,135.9	-24,340.3	-26,859.1	-23,696.3
a 民 間	-20,516.9	-18,798.0	-18,798.9	-23,287.3	-25,102.9	-22,267.1
b 公 的	-2,752.0	-2,015.0	-1,337.0	-1,053.1	-1,756.2	-1,429.2
(2) 一 般 政 府	44,556.7	40,216.2	32,507.6	32,179.4	31,212.1	30,306.1
(3) 対家計民間非営利団体	4,682.9	4,993.9	5,223.0	5,781.0	5,991.6	5,947.5
(4) 家 計 (個人企業を含む)	-26,488.3	-24,974.7	-18,199.6	-14,447.5	-11,399.0	-13,591.5
8 国 民 可 処 分 所 得 (6+7)	402,495.5	405,999.7	408,071.1	415,775.9	427,575.8	428,606.5
(1) 非金融法人企業及び金融機関	12,464.6	8,875.4	8,747.1	10,738.2	16,367.7	13,479.5
a 民 間	12,593.8	10,115.9	9,661.2	9,079.8	13,742.1	10,137.0
b 公 的	-129.3	-1,240.5	-914.1	1,658.4	2,625.6	3,342.5
(2) 一 般 政 府	75,564.4	73,389.5	65,712.4	65,172.9	63,811.6	64,619.4
(3) 対家計民間非営利団体	4,503.3	4,906.6	4,707.7	5,264.0	5,477.2	5,437.0
(4) 家 計 (個人企業を含む)	309,963.2	318,828.3	328,904.0	334,600.8	341,919.4	345,070.5

(注) 1 国民所得は通常4の額をいう。
2 企業所得=営業余剰+財産所得の受取-財産所得の支払
3 財産所得(非企業部門)の家計の受取は個人企業の受取分を含む。

資料: 経済企画庁「国民経済計算年報」

(構成比・年度)

(単位 %)

項 目	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
1 雇 用 者 所 得	70.0	71.1	72.6	72.3	71.9	73.6
(1) 賃 金 ・ 俸 給	60.4	61.2	62.6	61.7	61.5	62.6
(2) 社 会 保 障 雇 主 負 担	6.2	6.3	6.4	6.8	6.8	7.0
(3) そ の 他 の 雇 主 負 担	3.4	3.7	3.5	3.8	3.6	3.9
2 財 産 所 得 (非企業部門)	9.6	9.4	7.7	6.8	5.2	5.2
a 受 取	15.5	15.3	13.8	12.7	11.0	11.0
b 支 払	5.9	5.9	6.0	5.9	5.8	5.8
(1) 一 般 政 府	-0.8	-0.3	-0.5	-0.8	-1.3	-1.3
a 受 取	3.9	4.5	4.4	4.1	3.5	3.6
b 支 払	4.7	4.7	4.9	4.9	4.8	4.9
(2) 対家計民間非営利団体	-0.0	-0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1
a 受 取	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1
b 支 払	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
(3) 家 計	10.5	9.7	8.3	7.7	6.6	6.6
① 利 子	7.2	6.7	5.6	5.0	4.4	4.3
a 受 取	8.0	7.6	6.4	5.8	5.1	5.0
b 支 払	0.8	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7
② 配 当 (受取)	2.4	2.1	1.9	1.8	1.4	1.4
③ 貸 料 (受取)	0.8	0.9	0.9	0.9	0.8	0.9
3 企 業 所 得 (配当受払後)	20.4	19.4	19.7	20.9	22.9	21.2
(1) 民 間 法 人 企 業	9.0	7.8	7.6	8.5	9.9	8.3
a 非 金 融 法 人 企 業	8.4	7.8	6.7	8.1	9.0	7.5
b 金 融 機 関	0.6	-0.1	0.9	0.4	0.9	0.8
(2) 公 的 企 業	0.7	0.2	0.1	0.7	1.1	1.2
a 非 金 融 法 人 企 業	-0.5	-0.4	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5
b 金 融 機 関	1.3	0.7	0.6	1.2	1.6	1.7
(3) 個 人 企 業	10.7	11.5	11.9	11.7	11.8	11.7
a 農 林 水 産 業	0.9	0.7	1.1	0.9	0.9	0.7
b その他の産業(非農林水・非金融)	6.0	6.4	6.2	5.7	5.6	5.1
c 持 ち 家	3.8	4.3	4.6	5.1	5.4	5.9
4 国 民 所 得 (1+2+3)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5 間 接 税 (控除) 補 助 金	9.2	9.2	9.3	9.4	9.6	10.1
6 国 民 所 得 (市場価格表示) (4+5)	109.2	109.2	109.3	109.4	109.6	110.1
7 そ の 他 の 経 常 移 転 (純)	-0.1	-0.2	-0.2	-0.2	-0.3	-0.3
(1) 非金融法人企業及び金融機関	-6.3	-5.6	-5.4	-6.4	-6.9	-6.1
a 民 間	-5.6	-5.0	-5.0	-6.1	-6.4	-5.7
b 公 的	-0.7	-0.5	-0.4	-0.3	-0.4	-0.4
(2) 一 般 政 府	12.1	10.8	8.7	8.5	8.0	7.8
(3) 対家計民間非営利団体	1.3	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5
(4) 家 計 (個人企業を含む)	-7.2	-6.7	-4.9	-3.8	-2.9	-3.5
8 国 民 可 処 分 所 得 (6+7)	109.1	109.0	109.2	109.2	109.4	109.8
(1) 非金融法人企業及び金融機関	3.4	2.4	2.3	2.8	4.2	3.5
a 民 間	3.4	2.7	2.6	2.4	3.5	2.6
b 公 的	-0.0	-0.3	-0.2	0.4	0.7	0.9
(2) 一 般 政 府	20.5	19.7	17.6	17.1	16.3	16.6
(3) 対家計民間非営利団体	1.2	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4
(4) 家 計 (個人企業を含む)	84.0	85.6	88.0	87.9	87.4	88.4

第46表 国内総支出(名目)

(実数・年度)

(単位 10億円)

項 目	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
1 民間最終消費支出	273,415.9	281,136.2	286,665.6	293,995.0	303,101.2	304,433.9
(1) 家計最終消費支出	269,563.2	277,316.0	282,773.3	289,909.6	298,801.4	300,070.4
a 国内家計最終消費支出	266,690.4	274,678.4	279,903.2	286,556.5	295,134.3	296,648.9
b 居住者家計の海外での直接購入	3,326.9	3,040.9	3,208.9	3,699.1	4,149.1	3,943.0
c (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	454.1	403.3	338.8	346.0	482.0	521.5
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	3,852.7	3,820.2	3,892.3	4,085.4	4,299.8	4,363.5
2 政府最終消費支出	43,690.7	45,039.3	46,196.8	47,673.5	48,587.9	49,901.8
3 国内総資本形成	143,901.4	139,834.0	136,739.9	142,012.8	149,802.8	143,206.6
(1) 総固定資本形成	143,141.3	139,231.7	136,428.1	140,883.2	147,736.8	141,007.1
a 民間	106,099.4	97,887.8	95,993.1	97,595.2	105,872.4	101,690.6
(a) 住宅	22,762.6	24,215.0	26,019.7	24,264.5	27,816.3	22,278.0
(b) 企業設備	83,336.8	73,672.9	69,973.3	73,330.7	78,056.1	79,412.6
b 公的	37,041.9	41,343.9	40,435.0	43,287.9	41,864.4	39,316.5
(a) 住宅	1,244.3	1,429.3	1,404.9	1,502.3	1,621.9	1,598.9
(b) 企業設備	7,764.3	8,756.6	8,529.0	9,268.2	8,915.6	8,747.5
(c) 一般政府	28,033.4	31,158.0	30,501.1	32,517.4	31,327.0	28,970.1
(2) 在庫品増加	760.1	602.3	311.8	1,129.6	2,066.0	2,199.5
a 民間企業	746.2	763.8	108.2	922.5	1,923.7	2,042.6
b 公的企業	13.9	-161.5	203.6	207.1	142.3	156.9
4 財貨・サービスの純輸出	10,874.0	10,736.6	9,239.1	6,068.5	2,295.2	7,444.3
(1) 財貨・サービスの輸出	47,296.3	43,600.4	44,416.3	46,396.1	51,212.6	56,671.1
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	36,422.3	32,863.8	35,177.2	40,327.6	48,917.5	49,226.8
5 国内総支出	471,882.0	476,746.1	478,841.4	489,749.7	503,787.0	504,986.7
(参考) 経常海外余剰	15,559.5	14,822.4	13,069.1	10,326.5	8,226.2	13,983.2
輸出等	66,352.3	60,295.5	61,496.0	67,615.8	77,661.3	85,323.7
(控除) 輸入等	50,792.8	45,473.1	48,426.9	57,289.2	69,435.2	71,340.5
国民総支出	476,567.5	480,831.9	482,671.4	494,007.8	509,718.1	511,525.6
(参考) 国内需要	461,008.0	466,009.5	469,602.3	483,681.3	501,491.9	497,542.4
民間需要	380,261.5	379,787.8	382,766.9	392,512.7	410,897.2	408,167.1
公的需要	80,746.5	86,221.7	86,835.4	91,168.6	90,594.7	89,375.2

(注) 1 国民総支出=国内総支出+(海外からの要素所得-海外への要素所得)
 2 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加
 公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加
 3 国内需要=民間需要+公的需要
 4 輸出等=財貨・サービスの輸出+海外からの要素所得の受取り
 輸入等=財貨・サービスの輸入+海外への要素所得の支払い

資料: 経済企画庁「国民経済計算年報」

(構成比・年度)

(単位 %)

項 目	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
1 民間最終消費支出	57.9	59.0	59.9	60.0	60.2	60.3
(1) 家計最終消費支出	57.1	58.2	59.1	59.2	59.3	59.4
a 国内家計最終消費支出	56.5	57.6	58.5	58.5	58.6	58.7
b 居住者家計の海外での直接購入	0.7	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8
c (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9
2 政府最終消費支出	9.3	9.4	9.6	9.7	9.6	9.9
3 国内総資本形成	30.5	29.3	28.6	29.0	29.7	28.4
(1) 総固定資本形成	30.3	29.2	28.5	28.8	29.3	27.9
a 民間	22.5	20.5	20.0	19.9	21.0	20.1
(a) 住宅	4.8	5.1	5.4	5.0	5.5	4.4
(b) 企業設備	17.7	15.5	14.6	15.0	15.5	15.7
b 公的	7.8	8.7	8.4	8.8	8.3	7.8
(a) 住宅	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
(b) 企業設備	1.6	1.8	1.8	1.9	1.8	1.7
(c) 一般政府	5.9	6.5	6.4	6.6	6.2	5.7
(2) 在庫品増加	0.2	0.1	0.1	0.2	0.4	0.4
a 民間企業	0.2	0.2	0.0	0.2	0.4	0.4
b 公的企業	0.0	-0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4 財貨・サービスの純輸出	2.3	2.3	1.9	1.2	0.5	1.5
(1) 財貨・サービスの輸出	10.0	9.1	9.3	9.5	10.2	11.2
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	7.7	6.9	7.3	8.2	9.7	9.7
5 国内総支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(参考) 国内需要	97.7	97.7	98.1	98.8	99.5	98.5
民間需要	80.6	79.7	79.9	80.1	81.6	80.8
公的需要	17.1	18.1	18.1	18.6	18.0	17.7

(注) 1 国民総支出=国内総支出+(海外からの要素所得-海外への要素所得)
 2 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加
 公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加
 3 国内需要=民間需要+公的需要
 4 輸出等=財貨・サービスの輸出+海外からの要素所得の受取り
 輸入等=財貨・サービスの輸入+海外への要素所得の支払い

資料: 経済企画庁「国民経済計算年報」

第47表 家計(個人企業を含む)

(金額 単位 10億円)

区分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	平均消費性向	貯蓄率	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	限界消費性向	限界貯蓄性向
				%	%				%	%
昭和55年度(1980)	172,744.0	141,781.5	30,962.5	82.1	17.9	13,666.5	10,450.2	3,216.3	76.5	23.5
56(1981)	183,313.8	150,444.6	32,869.2	82.1	17.9	10,569.8	8,663.1	1,906.7	82.0	18.0
57(1982)	192,235.4	161,366.8	30,868.6	83.9	16.1	8,921.6	10,922.2	△2,000.6	122.4	△22.4
58(1983)	201,461.4	169,676.3	31,785.1	84.2	15.8	9,226.0	8,309.5	916.5	90.1	9.9
59(1984)	211,816.1	178,360.4	33,455.7	84.2	15.8	10,354.7	8,684.1	1,670.6	83.9	16.1
60(1985)	223,497.0	188,217.1	35,279.9	84.2	15.8	11,680.9	9,856.7	1,824.2	84.4	15.6
61(1986)	230,916.3	196,329.0	34,587.4	85.0	15.0	7,419.3	8,111.9	△692.5	109.3	△9.3
62(1987)	238,832.8	205,823.1	33,009.6	86.2	13.8	7,916.5	9,494.1	△1,577.8	119.9	△19.9
63(1988)	250,554.3	218,434.8	32,119.5	87.2	12.8	11,721.5	12,611.7	△890.1	107.6	△7.6
平成元年度(1989)	265,712.1	233,604.6	32,107.4	87.9	12.1	15,157.8	15,169.8	△12.1	100.1	△0.1
2(1990)	281,980.5	249,397.2	32,583.3	88.4	11.6	16,268.4	15,792.6	475.9	97.1	2.9
3(1991)	300,789.7	261,807.6	38,982.0	87.0	13.0	18,809.2	12,410.4	6,398.7	66.0	34.0
4(1992)	309,963.2	269,563.2	40,400.0	87.0	13.0	9,173.5	7,755.6	1,418.0	84.5	15.5
5(1993)	318,828.3	277,316.0	41,512.3	87.0	13.0	8,865.1	7,752.8	1,112.3	87.5	12.5
6(1994)	328,904.0	282,773.3	46,130.6	86.0	14.0	10,075.7	5,457.3	4,618.3	54.2	45.8
7(1995)	334,600.8	289,909.6	44,691.2	86.6	13.4	5,696.8	7,136.3	△1,439.4	125.3	△25.3
8(1996)	341,919.4	298,801.4	43,118.0	87.4	12.6	7,318.6	8,891.8	△1,573.2	121.5	△21.5
9(1997)	345,070.6	300,070.4	45,000.2	87.0	13.0	3,151.2	1,269.0	1,882.2	40.3	59.7

資料：可処分所得、最終消費支出及び貯蓄は経済企画庁「国民経済計算年報」

第48表 常用労働者1人当り平均月間現金給与額

(i) 事業所規模30人以上

(単位 円)

区分	平成4年(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)	9(1997)	10(1998)
調査産業計現金給与総額	392,608	393,224	401,128	408,864	413,096	421,384	415,675
きまって支給する給与	288,805	293,410	300,992	308,023	312,034	316,622	315,829
特別に支払われた給与	103,803	99,814	100,136	100,841	101,062	104,762	99,846
鉱業現金給与総額	433,125	427,280	431,041	435,201	464,508	460,511	466,026
きまって支給する給与	326,088	320,445	323,551	334,182	356,741	359,099	362,295
特別に支払われた給与	107,037	106,835	107,490	101,019	107,767	101,412	103,731
建設業現金給与総額	437,381	444,452	448,021	450,679	461,718	468,282	457,617
きまって支給する給与	324,014	331,584	340,096	346,212	355,256	360,618	361,505
特別に支払われた給与	113,367	112,868	107,925	104,467	106,462	107,664	96,112
製造業現金給与総額	372,594	371,356	378,610	390,600	401,051	412,799	407,789
きまって支給する給与	276,015	278,831	286,338	294,943	303,363	310,166	310,219
特別に支払われた給与	96,579	92,525	92,272	95,657	97,688	102,633	97,570
電気・ガス・水道・熱供給業現金給与総額	555,095	569,070	576,339	584,198	589,967	601,639	605,573
きまって支給する給与	396,071	405,223	411,631	421,802	424,181	427,841	433,635
特別に支払われた給与	159,024	163,847	164,708	162,396	165,786	173,798	171,938
運輸・通信業現金給与総額	430,949	439,653	448,520	454,488	435,284	432,889	429,638
きまって支給する給与	325,382	338,014	342,874	350,847	337,648	335,411	332,186
特別に支払われた給与	105,567	101,639	105,646	103,641	97,636	97,478	97,452
卸売・小売業・飲食店現金給与総額	330,933	326,262	334,122	336,175	348,094	356,854	344,984
きまって支給する給与	246,489	247,874	254,405	257,283	265,893	271,560	267,453
特別に支払われた給与	84,444	78,388	79,717	78,892	82,201	85,294	77,531
金融・保険業現金給与総額	504,770	520,656	530,221	541,200	546,258	554,038	535,058
きまって支給する給与	346,726	362,246	373,460	383,528	388,792	389,165	384,294
特別に支払われた給与	158,044	158,410	156,761	157,672	157,466	164,873	150,764
不動産業現金給与総額	461,419	439,520	461,231	464,812	419,150	431,801	419,777
きまって支給する給与	332,296	322,732	336,513	340,979	315,873	321,353	319,098
特別に支払われた給与	129,123	116,788	124,718	123,833	103,277	110,448	100,679
サービス業現金給与総額	405,347	399,352	406,530	412,820	413,434	422,461	421,869
きまって支給する給与	294,692	295,009	302,259	308,392	310,216	315,107	316,610
特別に支払われた給与	110,655	104,343	104,271	104,428	103,218	107,354	105,259

(注) 年平均である。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査月報」

(ii) 事業所規模5人以上

(単位 円)

区 分	平成4年	5	6	7	8	9	10	
	(1992)	(1993)	(1994)	(1995)	(1996)	(1997)	(1998)	
調査産業計	現金給与総額	352,333	352,744	358,455	362,510	365,810	371,670	366,481
	きまって支給する給与	267,512	271,183	277,175	281,623	284,976	288,641	287,653
	特別に支払われた給与	84,821	81,561	81,280	80,887	80,834	83,029	78,828
鉱業	現金給与総額	352,738	358,026	377,157	367,466	378,196	379,281	375,359
	きまって支給する給与	280,061	281,492	296,833	296,446	303,674	307,386	310,593
	特別に支払われた給与	72,677	76,534	80,324	71,020	74,522	71,895	64,766
建設業	現金給与総額	372,770	371,475	379,636	377,448	383,906	386,555	374,424
	きまって支給する給与	295,182	298,959	310,558	311,689	316,399	319,436	315,695
	特別に支払われた給与	77,588	72,516	69,078	65,759	67,507	67,119	58,729
製造業	現金給与総額	341,508	341,374	347,853	357,524	366,103	375,612	371,437
	きまって支給する給与	260,159	263,197	270,516	277,762	284,707	290,717	290,978
	特別に支払われた給与	81,349	78,177	77,337	79,762	81,396	84,895	80,459
電気・ガス・水道・熱供給業	現金給与総額	543,527	556,747	562,097	568,328	578,687	590,565	588,146
	きまって支給する給与	387,510	396,717	402,143	410,009	417,473	421,620	421,502
	特別に支払われた給与	156,017	160,030	159,954	158,319	161,214	168,945	166,644
運輸・通信業	現金給与総額	408,573	415,546	422,639	426,359	411,368	411,035	408,570
	きまって支給する給与	312,872	323,272	328,019	333,254	323,118	322,675	321,010
	特別に支払われた給与	95,701	92,274	94,620	93,105	88,250	88,360	87,560
卸売・小売業・飲食店	現金給与総額	293,689	288,820	288,807	290,852	295,676	299,155	292,527
	きまって支給する給与	229,253	229,145	229,808	232,426	236,780	238,377	236,946
	特別に支払われた給与	64,436	59,675	58,999	58,426	58,896	60,778	55,581
金融・保険業	現金給与総額	466,277	478,501	486,378	492,223	498,411	506,035	489,726
	きまって支給する給与	324,089	335,679	343,086	349,607	356,090	359,416	353,794
	特別に支払われた給与	142,188	142,822	143,292	142,616	142,321	146,619	135,932
不動産業	現金給与総額	415,528	397,691	420,058	407,761	394,083	409,108	393,729
	きまって支給する給与	316,059	306,266	320,345	317,842	307,816	317,977	309,191
	特別に支払われた給与	99,469	91,425	99,713	89,919	86,267	91,131	84,538
サービス業	現金給与総額	365,436	361,842	368,639	370,896	372,313	379,436	378,320
	きまって支給する給与	271,393	272,141	278,331	281,666	284,013	288,399	289,535
	特別に支払われた給与	94,043	89,701	90,308	89,230	88,300	91,037	88,785

(注) 年平均である。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査月報」

第49表 1人平均月間きまって支給する現金給与額(通勤・住込別)

(事業所規模1~4人)(単位 千円)

区 分	平 均			男			女		
	平 均	通 勤	住 込	平 均	通 勤	住 込	平 均	通 勤	住 込
調査産業計	190.3	190.9	186.8	261.3	263.8	235.7	135.1	129.5	165.1
平成4年7月	194.0	194.2	192.9	267.4	269.5	246.4	138.9	133.2	169.4
5年7月	193.7	194.6	187.0	266.9	269.7	236.1	138.6	134.1	165.4
6年7月	195.1	196.1	187.3	269.9	272.7	237.8	138.7	134.2	165.6
7年7月	198.7	199.9	189.0	274.3	277.5	239.5	142.0	138.2	165.7
8年7月	199.6	200.5	192.1	276.2	279.1	240.6	141.6	136.8	172.0
9年7月	201.5	202.2	195.4	278.0	280.1	250.3	142.6	137.9	172.9
10年7月	245.9	243.5	*	276.8	276.2	*	151.9	134.9	*
鉱業	274.4	284.0	208.7	303.8	306.1	269.7	161.5	157.4	168.4
建設業	218.0	222.2	196.0	294.0	298.3	253.7	135.1	124.7	169.8
電気・ガス・熱供給・水道業	300.7	300.7	—	334.3	334.3	—	*	*	—
運輸・通信業	261.1	263.6	194.7	309.5	311.2	245.4	187.0	188.8	153.9
卸売・小売業、飲食店	175.0	174.6	178.6	257.0	259.8	222.3	127.8	123.0	163.1
金融・保険業	273.0	275.0	234.9	404.9	410.5	294.1	180.2	179.5	194.5
不動産業	244.7	229.5	398.0	300.9	282.4	552.1	190.6	176.2	306.0
サービス業	192.6	192.4	194.4	263.6	265.7	232.4	155.6	152.7	181.8

(注) 「—」印は、該当数字なし。「*」印は、調査対象が少ないため、掲載しない。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査特別調査」

第50表 賞与支給状況

(調査産業計)

規模・年	年 末 賞 与 (11、12、翌年1月)				夏 季 賞 与 (6、7、8月)				
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	
	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	カ月分	
5事業所以上規模	平成4年	510,969	-0.2	1.44	1.51	463,154	2.2	1.29	1.36
	5	512,871	0.4	1.40	1.48	457,116	-1.3	1.25	1.31
	6	504,242	-1.8	1.34	1.42	460,874	0.7	1.22	1.28
	7	512,219	1.5	1.35	1.35	463,660	0.5	1.20	1.26
	8	519,376	1.7	1.34	1.42	470,819	1.8	1.20	1.26
	9	519,072	-0.1	1.32	1.39	478,058	1.5	1.21	1.28
	10	524,221	-2.9	1.27	1.34	467,902	-2.1	1.17	1.22
30事業所以上規模	平成4年	608,397	0.6	1.80	1.93	543,071	2.4	1.57	1.69
	5	601,258	-0.8	1.72	1.84	535,585	-1.0	1.51	1.62
	6	602,690	0.0	1.66	1.78	540,350	0.7	1.48	1.58
	7	611,707	1.3	1.64	1.76	550,129	1.6	1.47	1.57
	8	623,489	2.6	1.68	1.81	559,522	2.3	1.48	1.59
	9	627,138	0.6	1.67	1.80	568,083	1.5	1.49	1.60
	10	603,177	-3.8	1.60	1.71	556,252	-2.1	1.44	1.54

(注) 1 対前年増減率は、調査事業所の抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

2 「きまって支給する給与(又は所定内給与)に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまって支給する給与(又は所定内給与)」に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査一全国調査一」

第51表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円)

事 項	平成4年 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
	(全 国)						
集計世帯数	7,962	7,962	7,960	7,923	7,927	7,935	7,941
世帯人員数(人)	3.53	3.49	3.47	3.42	3.34	3.34	3.31
有業人員数(人)	1.62	1.60	1.60	1.59	1.54	1.54	1.52
消費支出	333,661	335,246	333,840	329,062	328,849	333,313	328,186
食料	82,381	81,562	80,552	77,886	77,042	78,306	78,156
住居	18,251	18,725	20,480	21,365	22,226	22,308	20,392
光熱・水道	18,516	19,030	19,531	19,911	20,309	21,065	21,029
家具・家事用品	13,092	12,562	12,906	12,529	12,227	12,133	11,861
被服及び履物	23,344	22,305	21,196	20,229	19,394	19,336	18,013
保健医療	9,299	9,845	9,709	9,845	10,270	10,772	11,182
交通・通信	31,090	33,129	32,681	32,966	34,865	34,738	34,950
教育	15,394	15,119	15,700	15,381	14,819	15,248	14,643
教養娯楽	32,815	33,596	33,053	31,550	31,860	32,833	32,434
その他の消費支出	89,480	89,374	88,032	87,400	85,837	86,575	85,527
現物総額	15,791	15,330	15,110	14,207	13,734	13,104	12,219
	(人口5万以上の都市)						
集計世帯数	6,912	6,924	6,924	6,891	6,902	6,904	6,908
世帯人員数(人)	3.47	3.45	3.43	3.37	3.31	3.30	3.30
有業人員数(人)	1.58	1.58	1.56	1.55	1.50	1.49	1.50
消費支出	339,224	339,480	338,507	334,069	333,763	339,275	334,147
現物総額	15,596	15,071	14,931	14,146	13,690	12,947	12,407

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第52表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円)

事 項	平成5年 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
	(全 国)					
集計世帯数	4,997	5,062	5,009	4,929	4,912	4,874
世帯人員数(人)	3.65	3.63	3.58	3.53	3.53	3.50
有業人員数(人)	1.68	1.67	1.67	1.66	1.66	1.66
収入総額	1,031,214	1,044,382	1,045,240	1,068,999	1,078,257	1,081,992
実収入	570,545	567,174	570,817	579,461	595,214	588,916
勤め先収入	536,070	532,442	536,458	543,687	558,596	551,283
世帯主収入	468,324	468,000	467,799	474,550	487,356	480,122
世帯主の配偶者の収入	51,951	49,007	54,646	55,109	56,465	56,263
他の世帯員収入	15,795	15,435	14,013	14,028	14,775	14,898
事業・内職収入	5,481	5,075	4,035	4,089	3,977	3,312
その他の実収入	28,994	29,657	30,325	31,684	32,641	34,322
実収入以外の収入	363,004	381,259	379,923	397,236	384,096	405,673
預貯金引出	328,620	337,502	340,884	354,160	360,489	369,729
保険取	4,302	3,576	4,302	4,469	4,718	5,398
借入金	9,346	17,640	15,343	16,112	16,101	4,444
掛金の買	12,188	11,381	11,448	12,921	14,988	16,001
その他の入金	8,549	11,159	7,947	9,573	7,799	10,101
繰入金総額	97,664	95,948	94,500	92,302	88,946	87,402
支出総額	1,031,214	1,044,382	1,045,240	1,068,999	1,078,257	1,081,992
実支出	447,666	439,112	438,307	442,679	455,815	446,581
消費支出	355,276	353,116	349,663	351,775	357,636	353,552
食料	82,477	81,513	78,947	78,131	79,879	80,169
住居	20,258	22,446	23,412	24,679	24,114	22,242
光熱・水道	18,674	19,150	19,551	19,971	20,841	20,839
家具・家事用品	13,144	13,239	13,040	12,811	12,599	12,186
被服及び履物	23,134	21,963	21,085	20,438	20,264	19,081
保健医療	9,586	9,474	9,334	9,858	10,386	10,565
交通・通信	38,561	37,301	38,524	40,611	41,552	41,295
教育	18,269	18,988	18,467	18,511	19,162	18,766
教養娯楽	34,799	34,549	33,221	33,804	34,295	34,484
その他の消費支出	96,373	94,491	94,082	92,939	94,543	93,926
非消費支出	92,390	85,996	88,644	90,924	98,179	93,029
実支出以外の支出	487,583	510,529	512,956	536,047	535,505	550,403
預貯金	372,392	384,727	387,627	402,610	417,820	428,164
保険掛	41,653	41,854	44,494	44,793	45,479	45,687
借入金返	33,747	36,329	34,760	34,887	34,527	37,301
掛金の払	11,495	11,385	11,831	12,936	14,648	15,859
その他の繰	28,296	36,233	34,244	40,820	23,031	23,392
繰越金	95,965	94,741	93,977	90,273	86,937	85,008
現物総額	14,732	14,475	13,642	13,299	12,287	11,569
	(人口5万以上の都市)					
集計世帯数	4,366	4,416	4,400	4,321	4,284	4,249
世帯人員数(人)	3.61	3.59	3.53	3.51	3.49	3.49
有業人員数(人)	1.65	1.63	1.63	1.62	1.62	1.63
収入総額	1,045,263	1,059,586	1,055,357	1,085,362	1,084,768	1,095,256
実収入	571,172	570,727	571,652	584,652	594,038	592,759
実収入以外の収入	376,018	393,023	390,140	409,435	402,052	414,528
繰入金	98,073	95,837	93,566	91,275	88,678	87,969
支出総額	1,045,263	1,059,586	1,055,357	1,085,362	1,084,768	1,095,256
実支出	452,538	444,141	440,272	447,027	459,070	451,286
実支出以外の支出	496,180	521,102	522,630	549,239	539,238	558,840
繰越金	96,544	94,344	92,454	89,096	86,460	85,129
現物総額	14,519	14,350	13,541	13,145	12,114	11,663

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第53表 年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出(全国)

平成10年(1998) (単位:円)

区分	平均	収入階級(円)								
		1,999,999	2,000,000 ~ 2,499,999	2,500,000 ~ 2,999,999	3,000,000 ~ 3,499,999	3,500,000 ~ 3,999,999	4,000,000 ~ 4,499,999	4,500,000 ~ 4,999,999	5,000,000 ~ 5,499,999	
集計世帯数	4,874	55	64	99	137	201	248	294	318	
世帯人員数(人)	3.50	2.56	2.80	2.74	3.07	3.07	3.22	3.26	3.30	
有業人員数(人)	1.66	1.28	1.32	1.43	1.36	1.36	1.41	1.43	1.46	
収入総額	1,081,992	369,861	427,147	520,538	570,831	591,206	671,047	725,277	811,444	
実収入	588,916	191,792	218,174	252,578	288,930	318,059	347,917	388,358	421,141	
勤め先収入	551,283	161,528	195,748	212,163	253,956	288,212	316,759	355,361	376,513	
世帯主収入	480,122	151,858	180,510	199,825	240,312	267,930	291,924	328,375	347,641	
世帯主の配偶者の収入	56,263	6,539	9,695	9,074	10,881	16,277	20,522	19,911	22,936	
他の世帯員収入	14,898	3,131	5,543	3,264	2,763	4,004	4,313	7,075	5,936	
事業・内職収入	3,312	14,958	1,828	2,864	2,393	1,947	1,254	1,839	1,201	
その他の実収入	34,322	15,306	20,599	37,551	32,581	27,900	29,904	31,158	43,427	
実収入以外の収入	405,673	126,025	159,979	196,064	211,882	198,991	244,729	258,947	310,598	
繰入金	87,402	52,043	48,994	71,896	69,919	74,156	78,401	77,971	79,705	
支出総額	1,081,992	369,861	427,147	520,538	570,831	591,206	671,047	725,277	811,444	
実支出	446,581	152,722	212,153	227,926	250,719	258,281	277,543	299,970	324,524	
消費支出	353,552	134,918	190,802	203,967	220,213	222,123	236,807	254,099	273,119	
食料	80,169	43,058	50,478	53,433	56,591	59,240	63,360	63,379	68,615	
住居	22,242	20,262	31,500	26,668	20,883	26,286	27,167	27,832	26,999	
光熱・水道	20,839	13,393	14,514	15,683	16,292	16,720	17,122	17,950	18,208	
家具・家事用品	12,186	4,081	5,474	6,461	10,184	7,316	8,164	9,285	10,003	
被服及び履物	19,081	5,404	9,154	11,321	9,000	9,716	10,884	12,837	12,835	
保健医療	10,565	4,652	6,024	7,092	8,438	8,139	8,531	8,785	9,296	
交通・通信	41,295	13,064	17,056	19,900	26,842	24,327	26,258	28,248	32,354	
教育	18,766	3,054	8,260	10,313	4,386	6,810	8,230	9,292	11,056	
教養娯楽	34,484	11,696	14,741	15,702	18,754	18,523	20,099	22,850	25,985	
その他の消費支出	93,926	16,254	33,602	37,395	48,844	45,045	46,991	53,641	57,768	
非消費支出	93,029	17,804	21,350	23,958	30,506	36,158	40,736	45,870	51,405	
実支出以外の支出	550,403	162,936	164,776	218,571	247,602	259,181	314,580	345,716	408,853	
繰越金	85,008	54,203	50,218	74,041	72,510	73,744	78,924	79,591	78,067	

資料:総務庁統計局「家計調査年報」

支出階級(円)									
5,500,000 ~ 5,999,999	6,000,000 ~ 6,499,999	6,500,000 ~ 6,999,999	7,000,000 ~ 7,499,999	7,500,000 ~ 7,999,999	8,000,000 ~ 8,999,999	9,000,000 ~ 9,999,999	10,000,000 ~ 12,499,999	12,500,000 ~ 14,999,999	15,000,000 ~ 15,999,999
331	326	327	301	266	491	361	584	281	206
3.39	3.53	3.62	3.52	3.66	3.63	3.73	3.68	3.76	3.71
1.49	1.52	1.60	1.60	1.61	1.71	1.85	1.90	2.07	2.22
868,896	931,644	987,240	1,017,502	1,081,219	1,159,616	1,245,107	1,464,268	1,686,935	1,973,898
443,348	487,206	525,355	548,817	592,597	632,359	698,927	805,296	956,849	1,141,677
406,368	453,614	491,530	509,364	562,669	599,782	666,711	758,401	911,539	1,084,284
374,059	406,798	445,705	460,465	501,732	535,272	579,415	649,872	727,033	819,228
25,924	36,800	40,065	39,723	49,941	56,406	62,497	84,337	144,024	207,802
6,386	10,017	5,761	9,176	10,995	8,104	24,799	24,193	40,482	57,253
1,684	1,657	2,673	3,100	2,639	2,372	3,283	6,565	6,813	6,573
35,296	31,935	31,151	36,353	27,290	30,205	28,933	40,330	38,498	50,820
347,755	368,618	375,167	378,866	407,213	437,813	456,238	559,324	623,777	702,747
77,792	75,820	86,719	89,819	81,410	89,444	89,942	99,649	106,308	129,474
868,896	931,644	987,240	1,017,502	1,081,219	1,159,616	1,245,107	1,464,268	1,686,935	1,973,898
344,967	370,747	407,698	415,676	438,930	474,073	524,613	603,852	707,372	826,310
287,444	307,310	333,952	337,087	350,175	373,264	410,158	460,698	526,229	581,865
70,590	75,006	79,636	79,864	83,823	86,797	92,356	94,788	100,082	103,864
24,193	21,723	19,256	24,524	18,663	19,414	17,028	17,254	24,341	26,543
19,008	19,247	20,343	21,053	21,139	21,859	23,238	23,847	25,638	26,758
10,332	10,335	11,648	11,832	13,123	12,577	13,977	14,709	17,629	20,642
14,109	16,299	17,719	16,389	18,557	21,195	21,669	25,839	31,811	38,553
10,080	10,409	10,950	9,879	10,098	11,674	11,291	12,262	13,719	12,476
36,457	38,034	38,003	39,809	42,764	42,462	45,525	54,356	63,859	66,456
11,451	15,193	24,303	17,438	23,976	21,544	24,513	27,816	29,976	26,647
27,190	30,986	33,399	35,314	34,713	36,953	39,437	45,716	49,155	65,199
64,035	70,077	78,694	80,986	83,319	98,789	121,124	144,111	170,019	194,728
57,522	63,437	73,746	78,590	88,755	100,808	114,454	143,154	181,142	244,445
444,828	486,366	494,970	512,719	564,515	601,383	636,146	764,507	879,145	1,024,753
79,101	74,530	84,572	89,107	77,774	84,160	84,349	95,910	100,419	122,835

第54表 消費者物価指数(中分類)

(i) 全国

平成7年(1995)=100

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
平成3年平均(1991)	96.5	98.8	90.6	99.3	103.1	98.7	96.3	99.7	86.5	94.9	96.0
4(1992)	98.1	99.3	93.4	99.4	104.3	101.7	99.2	100.2	90.3	98.0	97.6
5(1993)	99.4	100.4	95.9	100.1	104.0	101.7	99.6	100.5	94.1	99.5	99.0
6(1994)	100.1	101.2	98.1	99.8	101.8	100.5	99.9	99.9	97.2	100.7	99.7
7(1995)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8(1996)	100.1	99.9	101.4	99.8	98.0	101.1	100.7	99.3	102.4	98.9	100.4
9(1997)	101.9	101.7	103.0	104.5	97.1	103.4	105.3	99.3	104.6	100.4	102.0
10(1998)	102.5	103.1	103.6	102.9	95.6	104.8	112.8	97.7	106.6	100.5	102.7

(ii) 人口5万人以上の都市

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
平成3年平均(1991)	96.4	98.9	90.8	98.9	103.4	99.2	96.2	99.2	86.6	94.9	96.0
4(1992)	98.2	99.3	93.7	99.1	104.5	102.2	99.0	100.0	90.3	98.0	97.6
5(1993)	99.4	100.4	96.2	99.8	104.1	102.0	99.4	100.4	94.1	99.5	99.0
6(1994)	100.1	101.3	98.1	99.6	101.8	100.7	99.8	99.8	97.0	100.7	99.7
7(1995)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8(1996)	100.2	99.8	101.3	100.0	98.0	101.2	100.7	99.5	102.4	98.9	100.3
9(1997)	101.8	101.6	102.5	104.6	97.0	103.5	105.3	99.6	104.6	100.5	101.9
10(1998)	102.5	103.0	103.0	103.2	95.4	104.9	112.8	98.1	106.6	100.6	102.6

資料：総務庁統計局「消費者物価指数年報」

第55表 農村消費者物価指数

平成7年度(1995)=100

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費	臨時費
平成元年度(1989)	93.5	90.8	91.1	98.3	105.5	88.0	89.6	103.2	78.9	96.1	93.4	94.9
2(1990)	96.9	95.9	92.7	98.8	102.6	96.2	92.1	104.8	84.0	97.0	96.5	98.3
3(1991)	99.2	99.6	95.0	100.3	103.7	99.7	92.6	103.8	87.7	98.9	98.8	100.4
4(1992)	100.4	99.7	96.4	100.6	104.6	101.5	96.8	104.0	91.3	102.1	100.1	101.4
5(1993)	100.8	100.9	99.1	100.8	103.6	100.5	97.7	102.3	94.6	101.9	100.5	101.2
6(1994)	100.5	100.2	100.1	100.3	101.3	99.9	99.4	101.4	98.1	101.8	100.4	100.6
7(1995)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8(1996)	99.5	100.1	100.3	99.5	97.7	101.3	101.1	97.0	102.2	98.4	99.7	99.2
9(1997)	101.1	101.7	103.0	104.4	96.7	103.7	108.3	95.9	104.2	99.5	101.2	100.6
10(1998)	101.6	103.4	101.6	101.6	94.9	105.2	121.0	92.1	105.9	99.4	101.7	100.8

資料：農林水産省統計情報部「農村物価統計」

注：平成6年度までは年度値、平成7年度以降は暦年値である。

第56表 農家家計費(全国1戸当り平均)

(単位：円)

区分	平成4年度(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)	9(1997)
年間月平均世帯員数	4.25	4.21	4.12	4.09	4.05	3.98
家計費合計	5,584,800	5,642,800	5,703,700	5,666,400	5,671,800	5,723,300
飲食費	1,143,000	1,152,800	1,158,800	1,187,200	1,178,700	1,187,400
住居費	314,000	332,200	362,000	374,900	387,900	400,500
家計光熱費・水道料	212,200	219,800	225,400	233,600	245,300	249,500
家具・家事用品費	225,200	218,700	232,000	232,400	214,100	220,400
被服及び履物費	299,700	298,100	278,700	244,100	265,300	255,400
保健医療費	135,600	143,100	149,000	153,000	153,000	154,000
交通通信費	636,900	645,900	671,600	615,100	614,300	666,300
教育費	171,600	165,100	178,800	159,300	162,000	167,200
教養娯楽費	498,000	495,100	477,900	506,700	486,500	515,700
雑費	1,543,100	1,609,200	1,646,800	1,746,900	1,791,600	1,739,300
臨時費	405,500	362,800	322,700	213,200	173,100	167,600
農家経済の総括計算						
(1)農業所得(農業粗収益-農業経営費)	1,136,500	1,016,900	1,275,400	1,125,500	1,092,900	949,600
(2)農外所得(農外収入-農外支出)	5,804,300	5,763,300	5,698,000	5,622,800	5,568,700	5,549,600
(3)農家所得((1)+(2))	6,940,800	6,780,200	6,973,400	6,748,300	6,661,600	6,499,200
(4)年金・被贈等の収入	1,972,300	2,175,900	2,108,300	2,208,900	2,228,900	2,260,800
(5)農家総所得((3)+(4))	8,913,100	8,956,100	9,081,700	8,957,200	8,890,500	8,760,300
(6)租税公課諸負担	1,474,300	1,478,800	1,416,200	1,424,700	1,443,200	1,488,000
(7)可処分所得((5)-(6))	7,438,800	7,477,300	7,665,500	7,532,500	7,447,300	7,272,300
(8)農家経済余剰((7)-家計費合計)	1,854,000	1,834,500	1,961,800	1,866,100	1,775,500	1,549,000
分析指標						
農業依存度(農業所得/農家所得)	16.4%	15.0%	18.3%	16.7%	16.4%	14.6%
農業所得率(農業所得/農業粗収益)	37.3%	34.4%	39.0%	37.3%	35.9%	32.4%
家計費充足率(農業所得/家計費合計)	20.3%	18.0%	22.4%	19.9%	19.3%	16.6%

(注) 1 農業経営費等の計上範囲の見直し後の数値である。

2 平成7年以降の調査期間は暦年(1月~12月)である。

資料：農林水産省統計情報部「農家経済調査報告」(平成6年度まで)及び「農業経営統計調査報告(農業経営動向統計)」(平成7年以降)

第5節 社会保険関係

1 総括

第57表 医療保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	103,645	117,037	124,260	124,978	125,060	125,306	125,825	125,956
被用者保険	60,282	72,501	81,191	82,450	82,249	82,066	82,137	81,620
被保険者	28,146	31,753	37,926	39,966	40,210	40,346	40,555	40,476
被扶養者	32,136	40,748	43,265	42,483	42,038	41,719	41,582	41,144
政府管掌健康保険								
一般被保険者	26,020	31,289	36,666	37,659	37,614	37,911	38,213	37,975
被保険者	13,183	14,562	17,983	19,225	19,502	19,730	19,980	19,959
被扶養者	12,837	16,727	18,683	18,434	18,112	18,181	18,233	18,016
法第69条の7被保険者	1,192	518	155	101	90	81	74	65
被保険者 ^(注)	638	318	103	64	59	53	48	42
被扶養者 ^(注)	[554]	[200]	52	36	31	28	26	23
組合管掌健康保険	21,236	27,502	32,009	32,553	32,475	32,093	31,979	33,085
被保険者	9,697	11,431	14,668	15,487	15,463	15,393	15,373	15,810
被扶養者	11,539	16,071	17,341	17,066	17,012	16,700	16,606	17,275
船員保険	741	672	409	349	326	312	292	278
被保険者	262	212	137	120	115	109	105	100
被扶養者	479	460	272	228	211	202	187	178
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	2,960	3,042	2,805	2,723	2,714	2,697	2,679	2,664
組合員	1,149	1,200	1,158	1,152	1,152	1,150	1,147	1,144
被扶養者	1,811	1,842	1,647	1,571	1,562	1,548	1,532	1,520
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	2,203	2,072	1,475	1,403	1,376	1,340	1,306	—
組合員	789	807	513	494	487	479	471	—
被扶養者	1,414	1,265	962	909	889	861	835	—
地方公務員等共済組合	5,583	6,803	6,902	6,855	6,838	6,811	6,770	6,728
組合員	2,237	2,902	2,963	2,996	2,998	2,994	2,989	2,978
被扶養者	3,346	3,901	3,939	3,860	3,840	3,817	3,781	3,750
私立学校教職員共済	347	603	770	807	816	821	823	824
組合員	191	321	401	428	434	438	441	443
被扶養者	156	282	369	379	381	382	382	381
国民健康保険	43,363	44,536	43,069	42,528	42,811	43,240	43,688	44,336

(注) 法第69条の7被保険者は年度末現在有効被保険者手帳所有者数、被扶養者数の〔 〕は社会保険庁推定数値。

第58表 公的年金適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	51,934	59,032	66,311	69,276	69,548	69,953	70,195	70,345
厚生年金保険	22,260	25,239	30,997	32,651	32,740	32,808	32,999	33,468
(再掲)旧三共済	—	—	—	—	—	—	—	478
(再掲)厚生年金基金	3,910	5,964	9,845	11,919	12,051	12,130	12,096	12,254
船員保険 ^(注)	262	205	(126)	(109)	(104)	(99)	(94)	(89)
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	1,149	1,179	1,126	1,127	1,128	1,125	1,124	1,122
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	789	788	496	482	471	467	463	—
地方公務員等共済組合	2,536	3,225	3,286	3,335	3,344	3,339	3,336	3,326
町村職員恩給組合	—	—	—	—	—	—	—	—
恩給退職年金関係	—	—	—	—	—	—	—	—
私立学校教職員共済	194	319	373	394	398	400	401	401
農林漁業団体職員共済組合	407	481	498	510	511	509	501	490
国民年金	24,337	27,596	29,535	30,777	30,956	31,305	31,371	31,538
(再掲)農業者年金	787	1,057	574	442	406	372	340	314

(注) 1 船員保険は、平成2年度以降は厚生年金の再掲。
2 農業者年金の昭和45年度数値は、46年9月末現在。

第59表 雇用保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	21,401	25,295	31,586	33,229	33,508	33,680	33,904	33,976
雇用保険	21,220	25,128	31,483	33,136	33,419	33,595	33,823	33,900
船員保険	181	167	103	93	89	85	81	76

第60表 業務災害補償保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	31,507	37,193	47,713	51,191	51,569	51,790	52,436	52,959
労働者災害補償保険	26,530	31,840	43,222	46,633	47,017	47,246	47,897	48,435
船員保険	262	205	127	110	105	100	96	91
国家公務員災害補償 ^(注)								
国家公務員	1,423	1,125	1,081	1,113	1,103	1,105	1,107	1,107
公共企業体職員	789	807	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	2,503	3,216	3,283	3,335	3,344	3,339	3,336	3,326

(注) 7月1日現在である。

第61表 社会保険被保険者(組合員)1人当り平均標準報酬月額(制度別) 年度末現在(単位 円)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
政府管掌健康保険								
一般被保険者	49,960	167,852	251,505	282,886	285,562	287,786	290,622	293,914
法第69条の7被保険者 ^(注1)	1,899	5,870	10,604	12,194	12,407	12,909	13,477	13,654
組合管掌健康保険	61,915	210,985	315,243	342,971	348,685	355,308	361,173	369,066
船員保険								
普通保険	66,200	234,778	323,582	365,184	371,346	375,048	379,579	382,606
失業保険	71,316	245,662	343,582	387,294	394,497	397,867	401,598	405,844
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	60,730	190,796	339,463	372,809	378,593	386,520	393,799	398,709
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	62,716	173,546	358,471	403,197	416,280	427,381	435,937	—
地方公務員等共済組合 ^(注2)	65,643	204,035	292,057	323,232	333,512	340,415	347,490	354,830
私立学校教職員共済 ^(注3)	50,731	199,827	302,599	340,651	349,531	356,371	362,455	368,427
*厚生年金保険	54,806	188,534	273,684	295,125	303,611	307,530	311,344	316,881
厚生年金基金	57,726	202,550	293,162	311,477	322,151	327,995	333,622	341,578
農林漁業団体職員共済組合 ^(注3)	43,986	165,201	238,183	266,532	272,886	277,620	282,375	286,727
(参考)国民年金	450	3,770	8,400	10,500	11,100	11,700	12,300	12,800

(注) 1) 平均賃金日額である。
 2) 平均給料月額である。
 3) 平均標準給与月額である。
 * 平成2年度以降の厚生年金保険には船員保険(年金部分)を含む。

第62表 制度別被保険者1人当り診療費 年度末現在(単位 円)

区分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
政府管掌健康保険							
一般被保険者	172,608	176,482	203,264	206,920	207,397	213,795	199,440
被保険者分	107,009	108,183	123,481	124,632	124,371	127,285	113,982
被扶養者分	65,599	68,299	79,783	82,288	83,026	86,510	85,458
法第69条の7被保険者	246,433	208,368	236,811	231,567	229,973	276,359	246,549
被保険者分	196,079	170,048	194,447	188,779	186,365	188,821	162,900
被扶養者分	50,354	38,320	42,364	42,788	43,608	87,538	83,649
組合管掌健康保険	143,855	141,206	161,264	166,266	166,535	175,052	164,406
被保険者分	75,280	82,466	94,371	97,072	97,357	101,525	92,341
被扶養者分	68,575	58,740	66,893	69,194	69,178	73,527	72,065
船員保険	260,687	215,891	247,357	248,071	247,984	259,280	246,887
被保険者分	124,783	143,720	165,215	163,658	163,519	170,188	158,002
被扶養者分	135,904	72,171	82,142	84,413	84,465	89,092	88,885
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	149,003	158,185	171,809	169,276	172,569	178,523	170,648
組合員分	72,402	78,333	85,438	83,354	85,251	87,414	81,284
被扶養者分	76,601	79,852	86,371	85,922	87,318	91,109	89,364
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	161,595	181,433	205,232	211,741	214,155	226,247	—
組合員分	82,510	85,731	102,864	107,216	109,603	116,310	—
被扶養者分	79,085	95,702	102,368	104,525	104,552	109,937	—
地方公務員等共済組合	158,764	175,271	192,650	194,342	194,300	198,730	190,538
組合員分	85,180	97,184	108,997	109,325	110,641	112,844	106,431
被扶養者分	73,584	78,087	83,653	85,017	83,659	85,886	84,107
私立学校教職員共済	145,417	160,420	178,975	181,342	184,257	187,360	178,786
組合員分	94,568	102,072	116,269	117,080	119,522	121,302	113,729
被扶養者分	50,849	58,348	62,706	64,262	64,735	66,058	65,057
国民健康保険	97,993 (279,268)	207,418 (488,434)	250,235 (552,570)	258,144 (560,704)	264,086 (564,387)	278,922 (587,440)	282,287 (586,414)

(注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。
 2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。
 3 国民健康保険の()内は、1世帯当りの医療費である。
 4 平成2年度以降は老人保健による給付分を除く。ただし、国民健康保険は老人保健分を含む。

第64表 公的年金における年金総額 (制度別)

(i) 新制度分

区 分	年度末現在 (単位 百万円)							
	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合 計	345,432	1,387,461	8,244,535	14,117,731	16,717,704	19,769,226	21,852,359	24,216,125
老 齡 年 金 (退職年金)	122,601	283,293	5,298,699	10,215,928	12,401,322	15,153,439	16,976,787	19,076,215
老 齡 基 礎 年 金	.	.	372,487	2,055,670	2,823,923	3,568,628	4,325,842	5,167,033
老 齡 厚 生 年 金 (老齡相当)	.	.	2,287,685	4,308,405	5,224,823	6,617,067	7,312,377	8,388,395
老 齡 厚 生 年 金 (通老相当)	.	.	282,434	519,382	628,143	746,876	846,229	961,579
退 職 共 済 年 金
国共済 (各省各庁組合)	.	.	343,119	507,468	574,800	647,389	672,941	696,565
適用法人組合	.	.	149,389	197,240	219,434	232,699	236,591	—
地方公務員等共済組合	.	.	669,297	1,126,229	1,296,724	1,511,894	1,585,016	1,681,128
私立学校教職員共済	.	.	48,427	76,781	88,922	128,064	143,743	151,419
農林漁業団体職員共済組合	.	.	63,879	106,879	127,469	145,019	155,039	166,182
厚生年金基金	892	68,745	489,660	770,334	895,996	1,063,984	1,238,254	1,432,631
恩 給 (文 官)	22,449	64,063	34,461	26,814	24,205	21,634	19,365	17,166
軍 人	64,610	43,011	490,715	466,636	447,833	426,203	402,233	379,370
都道府県知事裁定	34,650	107,474	67,146	54,090	49,050	43,982	39,157	34,747
障 害 年 金	24,441	171,948	977,236	1,162,956	1,258,815	1,307,737	1,345,964	1,384,910
障 害 基 礎 年 金	.	.	729,130	877,628	958,563	999,284	1,031,781	1,065,252
障 害 厚 生 年 金	.	.	58,209	99,833	118,127	131,758	143,261	156,442
障 害 共 済 年 金
国共済 (各省各庁組合)	.	.	1,643	3,362	4,021	4,525	5,070	5,559
適用法人組合	.	.	340	796	1,036	1,249	1,455	—
地方公務員等共済組合	.	.	5,387	10,066	11,753	13,220	14,769	16,197
私立学校教職員共済	.	.	269	501	661	763	873	931
農林漁業団体職員共済組合	.	.	905	1,542	1,863	2,098	2,286	2,484
恩 給 (文 官)	390	2,190	1,947	1,775	1,575	1,449	1,356	—
軍 人	23,913	169,125	178,534	166,406	160,113	152,179	143,835	135,491
都道府県知事裁定	138	633	473	394	373	332	315	302
船員保険 (職務上)	.	.	399	653	730	780	870	896
遺 族 年 金	198,390	932,220	1,968,600	2,738,987	3,057,567	3,308,050	3,529,608	3,755,000
遺 族 基 礎 年 金	.	.	135,836	178,298	194,330	201,224	203,193	205,441
遺 族 厚 生 年 金	.	.	587,863	1,091,226	1,307,666	1,493,084	1,662,686	1,973,326
遺 族 共 済 年 金
国共済 (各省各庁組合)	.	.	55,583	103,884	124,829	140,970	156,823	171,962
適用法人組合	.	.	45,747	85,076	101,943	114,812	127,136	—
地方公務員等共済組合	.	.	120,308	224,442	270,745	308,270	343,722	379,230
私立学校教職員共済	.	.	5,791	10,623	12,573	14,383	15,949	17,672
農林漁業団体職員共済組合	.	.	12,780	24,178	28,987	32,925	36,830	40,747
恩 給 (文 官)	11,607	68,884	68,132	65,274	62,872	60,109	56,885	53,919
軍 人	177,332	857,197	864,730	885,190	884,674	875,930	863,028	852,319
都道府県知事裁定	9,451	6,139	70,751	68,995	66,993	64,128	61,027	57,848
船員保険 (職務上)	.	.	1,079	1,801	1,955	2,215	2,329	2,536

(注) 第63表の(注)参照
平成3年度以降の厚生年金は基金代行分を含む。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合 計	499,097	8,857,568	16,198,037	16,007,687	16,240,617	15,730,856	15,085,003	14,444,021
老 齡 年 金 (退職年金)	374,339	6,760,927	12,616,635	12,411,890	12,563,309	12,139,629	11,619,193	11,121,730
厚 生 年 金 保 険	89,032	2,443,658	5,820,604	5,834,823	5,906,882	5,707,830	5,461,162	6,027,390
船 員 保 険	3,205	65,394
国共済 (各省各庁組合)	40,119	449,559	793,355	773,302	783,991	762,077	733,455	706,000
適用法人組合	62,968	475,041	875,227	858,980	875,142	853,577	825,535	—
地方公務員等共済組合	91,679	990,889	1,913,554	1,900,719	1,937,072	1,889,317	1,826,125	1,763,366
私立学校教職員共済	850	13,563	31,229	30,242	30,657	29,773	28,738	27,660
農林漁業団体職員共済組合	3,580	65,499	143,588	144,576	148,359	145,281	141,028	136,543
国民年金 (老 齡 年 金)	—	1,430,985	2,616,655	2,584,084	2,629,391	2,540,444	2,428,766	2,317,607
老 齡 福 祉 年 金	82,906	826,339	422,423	285,164	251,815	211,324	174,384	143,164
通算老齡年金(通算退職年金)	6,355	484,513	1,302,977	1,376,119	1,419,895	1,395,749	1,349,954	1,301,896
厚 生 年 金 保 険	6,213	410,410	853,078	891,247	913,374	891,989	857,038	821,947
船 員 保 険	24	2,797
国共済 (各省各庁組合)	8	1,957	6,748	6,741	6,911	6,730	6,494	6,256
適用法人組合	1	145	503	508	518	505	490	—
地方公務員等共済組合	39	11,238	32,908	32,882	33,593	32,733	31,598	30,559
私立学校教職員共済	55	7,595	17,774	16,278	16,089	15,102	14,124	13,072
農林漁業団体職員共済組合	15	4,936	13,319	12,909	13,109	12,627	12,083	11,534
国民年金	—	45,435	378,647	415,554	436,301	436,063	428,127	418,528
障 害 年 金 (疾病年金)	35,353	558,980	550,880	520,801	523,507	503,770	480,446	457,939
厚 生 年 金 保 険	12,724	167,712	269,678	257,296	259,221	250,278	239,388	234,564
船 員 保 険	656	6,828
国共済 (各省各庁組合)	540	6,186	14,565	14,151	14,237	13,731	13,022	12,426
適用法人組合	568	4,039	6,993	6,806	6,828	6,616	6,321	—
地方公務員等共済組合	960	15,848	44,470	42,084	41,706	40,148	38,317	36,621
私立学校教職員共済	35	475	1,402	1,260	1,259	1,218	1,152	1,052
農林漁業団体職員共済組合	113	2,014	4,415	4,411	4,507	4,431	4,284	4,115
国民年金 (障 害 年 金)	5,439	135,935	209,357	194,793	195,749	187,348	177,962	169,161
障 害 福 祉 年 金	14,318	219,943
遺 族 年 金 (通算遺族を含む)	81,309	1,043,254	1,715,071	1,686,799	1,721,992	1,680,215	1,624,329	1,561,522
厚 生 年 金 保 険	47,922	669,675	1,204,185	1,191,403	1,218,889	1,190,229	1,151,421	1,201,877
船 員 保 険	2,676	28,981
国共済 (各省各庁組合)	3,836	60,398	108,665	107,931	110,302	108,055	104,720	101,641
適用法人組合	7,183	74,028	109,378	107,144	108,373	105,223	101,081	—
地方公務員等共済組合	6,072	106,705	205,841	207,850	213,222	209,686	204,175	198,803
私立学校教職員共済	151	3,720	7,344	7,145	7,263	7,018	6,745	6,475
農林漁業団体職員共済組合	398	9,261	18,940	19,434	20,145	19,879	19,474	19,031
母 子 年 金	11,560	80,811	36,597	18,254	14,496	10,781	7,699	5,272
準 母 子 年 金	7	109	51	19	16	9	6	5
国民年金 (遺 児 年 金)	433	2,284	922	351	240	159	103	64
寡 婦 年 金	—	6,766	23,148	27,268	29,046	29,176	28,905	28,354
母 子 福 祉 年 金	1,066	513
準 母 子 福 祉 年 金	5	3
船 員 給 付	11	288	3,832	3,828	3,932	3,815	3,711	823
国共済 (各省各庁組合)	5	92	887	896	916	872	855	823
適用法人組合	—	—	2,945	2,932	3,016	2,943	2,856	—
地方公務員等共済組合	6	196
公 務 災 害 給 付	1,730	9,805	8,642	8,250	7,982	7,684	7,370	111
国共済 (各省各庁組合)	31	179	163	141	132	124	112	111
適用法人組合	1,694	9,398	8,479	8,109	7,850	7,560	7,258	—
地方公務員等共済組合	5	29

第66表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	7,964,568	48,610,970	138,714,453	178,533,811	190,730,276	204,241,720	217,261,091	229,988,264
厚生年金保険	4,420,194	27,983,796	76,860,463	97,870,541	104,531,827	111,811,139	118,457,902	125,755,992
厚生年金基金	187,058	5,020,242	25,853,067	35,556,355	38,537,036	41,886,190	45,024,196	50,108,987
国民年金	727,124	2,638,731	4,356,319	6,571,419	7,095,819	7,676,224	8,573,936	9,192,897
船員保険	110,757	410,679	69,557	102,700	109,547	116,287	119,417	122,707
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	668,552	2,631,396	5,740,766	6,658,657	6,959,255	7,269,317	7,578,211	7,894,229
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	466,264	1,341,812	2,162,060	2,286,490	2,265,277	2,347,472	2,500,712	—
地方公務員等共済組合	1,207,585	7,466,385	20,485,949	25,612,462	27,162,201	28,840,558	30,522,019	32,245,483
私立学校教職員共済	55,474	468,022	1,709,999	2,150,893	2,282,212	2,426,832	2,561,057	2,694,301
農林漁業団体職員共済組合	121,560	649,907	1,476,273	1,724,294	1,787,102	1,867,701	1,923,641	1,973,668

(注) 1 船員保険は、船員保険特別会計全体の積立金である。
 2 国民年金は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。
 3 厚生年金基金は、平成9年度より時価、平成8年度以前は簿価である。

第67表 年金財政指標

(i) 平成5年度(1993年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	高齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,650,669	9,557,928	5,597,869	5.83	—	11.61	8.16	66.03	6.76
国共済連合会	1,126,574	554,726	553,579	2.11	3.01	16.71	13.70	74.91	7.91
鉄道共済	197,615	317,654	316,799	0.62	0.98	32.10	28.61	92.80	0.98
N T T 共済	259,140	124,829	123,450	2.10	2.68	17.21	14.35	80.74	8.06
たばこ共済	25,483	24,728	24,513	1.04	1.42	27.03	23.91	102.39	2.58
地共済連合会	3,335,307	1,245,577	1,164,408	2.86	4.61	11.71	9.09	53.24	12.94
私学共済	393,744	112,217	35,909	10.97	—	9.70	6.79	51.25	13.68
農林年金	510,121	186,663	122,988	4.15	—	16.93	13.20	79.65	6.01

(ii) 平成6年度(1994年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	高齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,740,443	10,165,000	5,920,567	5.53	—	12.41	8.86	68.21	6.64
国共済連合会	1,127,764	565,942	543,135	2.08	2.93	17.14	13.96	76.06	7.89
鉄道共済	197,521	309,362	308,433	0.64	1.00	29.58	26.04	86.60	1.12
N T T 共済	247,833	130,158	128,670	1.93	2.39	18.39	15.34	82.23	7.73
たばこ共済	25,213	24,743	24,503	1.03	1.39	27.23	24.03	102.15	2.52
地共済連合会	3,344,472	1,281,158	1,197,104	2.79	4.38	12.46	9.74	56.86	12.60
私学共済	397,757	118,503	38,459	10.34	—	10.15	7.11	55.53	13.39
農林年金	511,219	196,478	127,646	4.00	—	17.83	13.93	84.86	5.83

(iii) 平成7年度(1995年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	年齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,808,314	11,194,567	6,591,672	4.98	—	13.75	9.90	68.99	6.26
国共済連合会	1,124,563	590,114	564,763	1.99	2.71	18.66	15.19	77.14	7.39
鉄道共済	196,423	301,130	300,133	0.65	1.02	31.51	27.72	91.61	1.17
N T T 共済	245,826	136,019	134,425	1.83	2.24	19.67	16.36	81.44	7.38
たばこ共済	24,649	25,151	24,868	0.99	1.33	27.92	24.45	100.99	2.42
地共済連合会	3,339,402	1,354,541	1,266,269	2.64	4.00	13.20	10.29	57.13	12.23
私学共済	399,603	141,729	49,041	8.15	—	10.79	7.50	55.40	12.87
農林年金	508,725	208,160	132,897	3.83	—	19.33	15.02	83.89	5.48

(iv) 平成8年度(1996年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	年齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,999,258	11,852,713	6,933,054	4.76	—	14.63	10.64	72.41	6.18
国共済連合会	1,123,684	597,724	570,032	1.97	2.61	19.19	15.64	78.56	7.38
鉄道共済	193,435	293,803	292,743	0.66	1.01	31.59	27.54	91.66	1.26
N T T 共済	245,793	136,973	135,279	1.82	2.22	19.37	16.08	76.00	7.55
たばこ共済	23,974	25,412	24,824	0.97	1.28	28.11	24.53	102.70	2.43
地共済連合会	3,336,178	1,381,689	1,289,925	2.59	3.94	13.10	10.10	57.33	12.83
私学共済	400,820	150,993	53,626	7.47	—	11.16	7.79	58.53	12.98
農林年金	501,247	216,912	136,249	3.68	—	20.48	16.04	89.33	5.37

(v) 平成9年度(1997年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	年齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	33,467,745	13,120,883	7,822,171	4.28	—	15.11	11.09	73.75	6.12
国共済連合会	1,121,599	606,149	576,221	1.95	2.75	19.13	15.47	78.17	7.63
地共済連合会	3,326,090	1,417,278	1,322,124	2.52	3.80	13.45	10.39	57.77	13.00
私学共済	401,390	157,839	56,822	7.06	—	11.83	8.39	60.80	12.73
農林年金	489,880	225,816	140,423	3.49	—	21.68	17.25	91.31	5.25

(注) 1) 通算年齢(退職)年金受給権者を含む。
2) 旧法分の退職年金(含減額)年金受給権者を全て含めている。

年金財政指標について

(1) 年金扶養比率 (Pensioner Support Ratio)

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者・組合員数}}{\text{年度末年齢・退職年金受給権者数(20年以上加入)}}$$

$$\text{補正した年金扶養比率} = \text{年金扶養比率} \times \frac{\text{支出総額}}{\text{支出総額} - \text{追加費用}}$$

(2) 総合費用率 (Total Cost Rate)

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

$$\text{国民年金の1人当り総合費用} = \frac{\text{支出総額} - \text{国庫負担額}}{\text{1号被保険者数}}$$

(3) 独自給付費用率 (Supplementary Benefits Cost Rate)

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付の給付費} - \text{追加費用} - \text{独自給付に対する国庫・公経済負担額} - \text{制度間調整交付金}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

(4) 収支比率 (Income Outgo Ratio)

$$\text{収支比率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}{\text{収入総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}$$

(5) 積立比率 (Reserve Fund Ratio)

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}$$

注) 1 支出総額: 基礎年金拠出金+給付費+制度間調整拠出金

ただし、国共済連合会、N T T 共済、たばこ共済は長期財調拠出金を含む。

2 収入総額: 拠出保険料+国庫・公経済負担額+基礎年金交付金+制度間調整交付金+利息及び配当金+追加費用
ただし、鉄道共済は長期財調交付金、地共済連合会は払込金、私学共済は都道府県補助金を含む。

第68表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合 計	153,656	202,492	210,738	213,358	216,058	218,809	220,911
障害補償年金	58,815	84,786	88,638	91,192	92,561	93,739	94,766
労働者災害補償保険	57,276	83,310	88,075	89,588	90,918	92,069	93,067
国家公務員災害補償							
国家公務員	396	490	513	525	528	538	541
公共企業体職員	564	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	579	986	1,051	1,081	1,115	1,132	1,158
傷病補償年金	21,773	20,814	18,326	17,525	16,893	16,065	15,494
労働者災害補償保険	21,607	20,653	18,174	17,373	16,533	15,915	15,350
国家公務員災害補償							
国家公務員	71	61	57	57	59	57	52
地方公務員災害補償	95	100	95	95	101	93	92
遺族補償年金	73,068	96,892	102,774	104,641	106,804	109,005	110,651
労働者災害補償保険	67,871	92,800	98,450	100,250	102,327	104,481	106,072
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,044	1,392	1,490	1,490	1,516	1,521	1,533
公共企業体職員	2,290	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	1,863	2,700	2,835	2,901	2,961	3,003	3,046

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

第69表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合 計	164,791,118	302,289,518	345,258,320	354,539,989	366,509,360	376,941,586	385,948,042
障害補償年金	52,933,337	110,301,551	130,862,302	135,916,406	140,949,559	145,459,823	149,633,706
労働者災害補償保険	50,468,972	107,302,275	127,368,275	132,235,996	137,084,041	141,741,039	145,509,603
国家公務員災害補償							
国家公務員	480,397	883,880	1,027,132	1,101,617	1,116,506	1,088,734	1,158,191
公共企業体職員	1,155,942	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	828,026	2,115,396	2,473,024	2,584,194	2,749,012	2,630,050	2,965,912
傷病補償年金	35,974,870	50,920,240	49,513,192	48,075,249	46,683,077	45,839,898	44,626,718
労働者災害補償保険	35,622,119	50,421,033	48,992,059	47,469,180	46,042,798	45,268,180	44,068,052
国家公務員災害補償							
国家公務員	140,235	159,487	159,835	187,525	187,846	175,460	180,088
地方公務員災害補償	212,516	339,720	361,298	418,544	452,433	396,258	378,578
遺族補償年金	75,882,911	141,067,727	164,882,826	170,548,334	178,876,724	185,641,865	191,687,618
労働者災害補償保険	69,468,344	133,114,151	155,450,292	160,748,636	168,565,870	175,732,611	180,663,744
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,288,428	2,459,444	2,952,125	3,031,473	3,220,839	3,097,124	3,391,738
公共企業体職員	2,578,285	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	2,547,854	5,494,132	6,484,391	6,768,225	7,090,015	6,812,130	7,632,136

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

第70表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
障害補償年金							
労働者災害補償保険	881,154	1,287,988	1,446,134	1,476,046	1,507,777	1,539,509	1,563,493
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,213,124	1,778,606	1,994,146	2,096,016	2,103,652	2,026,094	2,140,834
公共企業体職員	2,049,543	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	1,430,097	2,139,441	2,353,020	2,390,558	2,465,482	2,323,365	2,561,237
傷病補償年金							
労働者災害補償保険	1,648,637	2,441,342	2,695,722	2,732,354	2,784,903	2,844,372	2,870,883
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,975,141	2,614,547	2,804,120	3,289,905	3,183,836	3,078,237	3,463,231
地方公務員災害補償	2,237,011	3,397,196	3,803,136	4,405,722	4,479,534	4,260,843	4,114,978
遺族補償年金							
労働者災害補償保険	1,023,535	1,434,420	1,578,977	1,603,478	1,647,325	1,681,958	1,703,218
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,234,126	1,766,842	1,979,948	2,034,546	2,124,564	2,036,242	2,212,484
公共企業体職員	1,125,889	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	1,367,708	2,031,690	2,287,263	2,333,066	2,394,467	2,268,441	2,505,626

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第71表 政府管掌健康保険適用状況

(年度末現在)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
(一般被保険者関係)						
事業所数	1,399,978	1,426,959	1,449,334	1,468,304	1,512,176	1,562,493
被保険者数	18,968,300	19,224,536	19,501,776	19,730,390	19,979,961	19,958,883
男	11,972,649	12,128,471	12,299,630	12,432,113	12,572,950	12,559,204
女	6,995,651	7,096,065	7,202,146	7,298,277	7,407,011	7,399,679
強制適用	18,013,798	18,193,805	18,399,552	18,577,937	18,775,502	18,741,865
任意包括適用	618,421	625,872	633,779	633,396	641,891	633,032
任意継続適用	336,081	404,859	468,445	519,057	562,568	583,986
被扶養者数	18,318,628	18,434,298	18,112,224	18,180,983	18,232,986	18,016,404
(被保険者1人当り被扶養者数)	0.97	0.96	0.93	0.92	0.91	0.90
平均標準報酬月額	278,710	282,886	285,562	287,786	290,622	293,914
男	328,595	332,327	334,492	336,546	339,403	342,587
女	193,335	198,383	202,000	204,726	207,819	211,303
(法第69条の7被保険者関係)						
有効健康保険印紙購入通帳数 (事業所数)	7,140	6,364	5,884	5,273	4,825	4,338
有効被保険者手帳所有者数 (被保険者数)	86,507	84,126	59,116	53,359	47,954	42,177
男	41,763	37,342	36,496	33,713	30,846	28,283
女	44,744	26,784	22,620	19,646	17,108	13,894
被扶養者数	42,628	36,453	31,288	27,825	25,539	22,920
(被保険者1人当り被扶養者数)	0.49	0.57	0.53	0.52	0.53	0.54
平均賃金日額	11,494	12,194	12,407	12,909	13,477	13,654

資料：社会保険庁調

第72表 政府管掌健康保険被保険者数 (一般被保険者・標準報酬等級別)

平成10年3月末現在

等 級	標 準 報 酬	被 保 險 者 数		
	月 額	計	男	女
総 数	(万円)	19,958,883	12,559,204	7,399,679
第1級	9.2	174,118	33,756	140,362
2	9.8	299,874	55,464	244,410
3	10.4	310,424	46,345	264,079
4	11.0	412,923	73,568	339,355
5	11.8	452,069	83,019	369,050
6	12.6	692,726	187,984	504,742
7	13.4	690,403	181,752	508,651
8	14.2	719,337	218,292	501,045
9	15.0	777,570	286,036	491,534
10	16.0	725,189	294,087	431,102
11	17.0	1,299,698	646,926	652,772
12	18.0	1,390,783	807,631	583,152
13	19.0	1,279,433	854,959	424,474
14	20.0	1,308,094	947,801	360,293
15	22.0	1,074,917	840,909	234,008
16	24.0	1,324,304	1,070,482	253,822
17	26.0	834,828	709,379	125,449
18	28.0	720,741	630,898	89,843
19	30.0	718,122	625,378	92,744
20	32.0	664,093	601,193	62,900
21	34.0	748,028	658,545	89,483
22	36.0	516,363	469,353	47,010
23	38.0	345,361	321,073	24,288
24	41.0	402,984	345,433	57,551
25	44.0	189,477	177,155	12,322
26	47.0	166,478	151,579	14,899
27	50.0	187,466	162,130	25,336
28	53.0	79,622	73,856	5,766
29	56.0	83,381	75,056	8,325
30	59.0	47,515	44,108	3,407
31	62.0	115,160	98,577	16,583
32	65.0	61,309	55,400	5,909
33	68.0	95,403	81,308	14,095
34	71.0	50,222	45,562	4,660
35	75.0	55,688	49,438	6,250
36	79.0	30,673	28,122	2,551
37	83.0	402,604	361,732	40,872
38	88.0	0	0	0
39	93.0	0	0	0
40	98.0	0	0	0

資料：社会保険庁調

第73表 政府管掌健康保険適用状況 (一般被保険者・業態別)

平成10年10月1日現在

区 分	事業所数	被 保 険 者 数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平 均	男	女
合 計	1,560,469	19,475,183	12,151,468	7,323,715	295,571	344,688	214,077
農 林 水 産 業	14,823	132,261	90,588	41,673	277,018	314,556	195,418
石 炭 鉱 業	118	1,803	1,493	310	318,751	338,729	222,535
石 炭 以 外 の 鉱 業	4,964	72,690	58,932	13,758	327,779	350,359	231,058
総 合 工 事 業	130,111	1,402,863	1,152,282	250,581	331,666	354,367	227,278
職 別 工 事 業	80,042	483,057	390,609	92,448	341,818	365,919	239,984
設 備 工 事 業	75,879	618,409	509,032	109,377	349,117	371,791	243,590
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	30,919	712,196	362,339	349,857	253,545	328,596	175,816
織 維 製 品 製 造 業	32,579	484,583	174,969	309,614	225,012	336,941	161,759
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	24,195	269,140	196,586	72,554	276,845	308,840	190,154
紙 製 品 製 造 業	7,487	149,290	102,275	47,015	292,338	337,654	193,758
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	26,834	314,455	214,281	100,174	329,323	373,279	235,295
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	28,198	564,253	393,416	170,837	304,815	350,441	199,743
金 属 工 業	42,411	579,470	445,049	134,421	324,002	356,887	215,126
機 械 器 具 製 造 業	77,441	1,532,945	1,057,156	475,789	299,811	349,443	189,532
そ の 他 の 製 造 業	23,793	350,304	232,129	118,175	300,185	350,592	201,171
卸 売 業	121,630	1,478,185	1,014,381	463,804	322,867	368,682	222,666
飲 食 料 品 小 売 業	55,595	465,524	243,813	221,711	266,841	333,559	193,471
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	185,256	1,738,956	1,041,818	697,138	292,469	344,382	214,890
飲 食 店	42,555	327,066	192,413	134,653	278,844	326,339	210,974
金 融 ・ 保 険 業	12,073	172,075	105,285	66,790	328,809	390,430	231,672
不 動 産 業	50,782	280,826	172,742	108,084	315,234	361,325	241,570
運 輸 ・ 通 信 業	54,992	1,254,648	1,080,881	173,767	293,915	307,392	210,089
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	6,731	91,983	70,917	21,066	327,899	358,174	225,979
物 品 賃 貸 業	9,105	117,921	80,135	37,786	308,844	348,936	223,819
旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	13,480	285,352	149,752	135,600	254,180	301,360	202,076
対 個 人 サ ー ビ ス 業	26,218	297,325	148,850	148,475	278,178	340,147	216,053
放 送 ・ 情 報 サ ー ビ ス 業	32,673	310,303	209,408	100,895	328,544	369,313	243,930
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	47,429	1,030,804	627,520	403,284	260,450	299,934	199,012
修 理 業	38,384	280,098	225,073	55,025	310,660	331,253	226,427
映 画 ・ 娯 楽 業	16,960	368,628	187,411	181,217	284,380	336,382	230,601
医 療 ・ 保 健 ・ 廃 棄 物 処 理 業	67,765	1,357,480	351,630	1,005,850	287,580	406,726	245,928
教 育	12,701	196,381	84,343	112,038	264,596	323,165	220,505
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	26,546	550,086	130,702	419,384	243,187	297,670	226,207
学 術 研 究 機 関	2,014	28,943	16,744	12,199	328,310	407,109	220,153
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	26,756	202,766	111,597	91,169	289,625	340,675	227,136
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	92,217	685,042	432,402	252,640	317,997	368,115	232,218
公 務	18,813	287,072	92,515	194,557	180,210	209,931	166,077

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。
2 任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第74表 政府管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
徴 収 決 定 額	5,198,801,063	5,477,162,082	5,630,608,139	5,781,678,210	5,899,563,456	6,116,521,115
前年度より繰越額(再掲)	34,503,659	47,987,402	66,269,127	100,830,364	93,791,256	100,708,562
収 納 済 額	5,146,452,228	5,405,102,852	5,522,779,240	5,679,791,987	5,788,696,810	5,987,306,277
不 納 欠 損 額	2,858,631	4,025,273	4,765,701	6,294,164	8,480,169	8,957,920
収 納 未 済 額	49,490,310	68,033,957	103,063,198	95,592,059	102,386,478	120,256,918
収 納 率 (%)	99.0	98.7	98.1	98.2	98.1	97.9

資料：社会保険庁調

(ii) 法第69条の7被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
《印紙売さばき状況》						
印紙枚数(千枚)	14,968	11,671	9,478	8,188	7,064	6,164
第1級	13	9	10	7	5	4
第2級	71	54	43	34	26	20
第3級	130	111	84	75	99	88
第4級	1,124	715	473	337	203	172
第5級	1,611	1,116	939	759	468	389
第6級	1,249	901	696	567	414	310
第7級	2,549	1,849	1,554	1,283	943	569
第8級	2,735	1,649	1,247	1,072	1,159	1,199
第9級	2,010	2,042	1,713	1,470	1,341	1,253
第10級	1,765	1,560	1,164	1,081	958	780
第11級	1,271	832	648	588	564	547
第12級	250	504	550	567	547	489
第13級	189	326	358	349	338	324
《保険料徴収状況》						
徴 収 決 定 額	3,122,549	2,441,977	2,012,012	1,754,203	1,578,424	1,519,244
収 納 済 額	3,116,909	2,433,201	1,994,975	1,734,368	1,553,810	1,504,031
不 納 欠 損 額	—	636	—	88	6,168	268
収 納 未 済 額	5,640	8,140	17,037	19,747	18,445	14,944

資料：社会保険庁調

Table with 7 columns showing various insurance benefits such as 移送費 (Transfer fees), 高額療養費 (High-cost medical care fees), 特別療養費 (Special medical care fees), 傷病手当金 (Sickness allowance), etc., with corresponding piece counts and amounts across different years.

(注) 1 老人保健による給付分を除く。
2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び日数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

資料：社会保険庁調

第76表 政府管掌健康保険診療費決定状況

(1) 一般被保険者関係

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns showing medical service statistics for general insured persons from Heisei 4 (1992) to Heisei 9 (1997), categorized by service type (e.g., 被保険者分, 一般診療, 入院, etc.) and including piece counts, days, and amounts.

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第80表 組合管掌健康保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成10年3月末現在

標準報酬		被保険者数		
等級	月額 (千円)	計	男	女
総数		15,696,801	11,422,006	4,274,795
第1級	92	41,144	12,848	28,296
2	98	26,243	7,240	19,003
3	104	30,500	4,565	25,935
4	110	58,861	10,065	48,796
5	118	87,975	8,946	79,029
6	126	101,856	8,798	93,058
7	134	121,119	12,317	108,802
8	142	130,032	13,978	116,054
9	150	173,732	29,138	144,594
10	160	233,816	45,933	187,883
11	170	272,267	60,180	212,087
12	180	322,071	79,776	242,295
13	190	366,919	103,426	263,493
14	200	639,096	229,986	409,110
15	220	883,681	396,524	487,157
16	240	858,089	474,803	383,286
17	260	836,550	540,402	296,148
18	280	793,743	570,115	223,628
19	300	778,244	604,236	174,008
20	320	739,086	606,343	132,743
21	340	721,432	616,468	104,964
22	360	706,458	620,345	86,113
23	380	829,853	745,364	84,489
24	410	940,667	858,503	82,164
25	440	841,525	779,488	62,037
26	470	744,016	697,698	46,318
27	500	649,257	613,449	35,808
28	530	529,509	506,220	23,289
29	560	430,516	413,636	16,880
30	590	349,672	336,815	12,857
31	620	275,854	267,352	8,502
32	650	221,064	214,727	6,337
33	680	174,086	169,385	4,701
34	710	160,622	155,825	4,797
35	750	134,412	130,646	3,766
36	790	101,377	98,030	3,347
37	830	79,701	77,316	2,385
38	880	62,790	60,848	1,942
39	930	42,227	40,886	1,341
40	980	206,739	199,386	7,353

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第81表 組合管掌健康保険適用状況 (業態別)

平成10年3月末現在

区分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総数	1,813	15,810,062	11,519,480	4,290,582	369,066	417,411	239,267
化学工業	170	922,117	732,008	190,109	393,188	435,659	229,654
窯業並びに土石業	32	97,094	79,830	17,264	383,841	416,982	230,593
紡織工業	40	97,435	55,365	42,070	294,017	369,429	194,774
機械器具工業	397	3,495,279	2,885,864	609,415	381,204	414,196	224,974
その他の工業	99	501,843	368,251	133,592	352,803	404,661	209,855
金属鉱業	4	37,281	30,974	6,307	373,245	408,262	201,276
運送の事業	116	1,088,695	927,722	160,973	384,015	409,797	235,428
物品販売事業	170	1,024,678	607,622	417,056	325,399	404,146	210,670
金融保険の事業	207	1,450,226	707,981	742,245	372,515	500,879	250,077
その他の事業	185	1,267,630	1,006,940	260,690	422,190	461,259	271,281
法人又は団体の事務所	81	595,436	367,865	227,571	428,444	487,325	333,264
石炭鉱業	2	4,895	4,369	526	365,810	386,705	192,255
小計	1,503	10,582,609	7,774,791	2,807,818	381,350	431,574	242,281
総合組合	310	5,227,453	3,744,689	1,482,764	344,196	388,004	233,558

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第82表 組合管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

区分	保険料率(%)			負担割合(%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成4年度	82.68	35.92	46.75	100	43	57
5	82.90	36.04	46.86	100	43	57
6	83.37	36.28	47.09	100	44	56
7	83.92	36.57	47.36	100	44	56
8	84.56	36.87	47.69	100	44	56
9	84.88	37.06	47.82	100	44	56

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第83表 組合管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(金額 単位 千円)

Table with 8 columns for years (1992-1997) and multiple rows for benefit types like '被保険者分', '診療費', '薬剤支給', etc.

(注) 1 老人保健による給付分を除く。 2 入院時食事療養費(差額支給分除く)の件数は診療費の再掲であり、件数の合件には含まれていない。 3 平成7年度の「(配偶者) 出産育児一時金」は、平成6年10月前の出産に係る「(配偶者) 分娩費・育児手当金」を含む。

(ii) 附加給付

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns for years (1992-1997) and rows for benefit types like '附加給付', '被保険者分', '一部負担金', etc.

(iii) 法定給付・附加給付合計

(金額 単位 千円)

Summary table with 7 columns for years (1992-1997) and rows for '合計', '被保険者分', '被扶養者分'.

(注) 合計には世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。 資料：健康保険組合連合会「事業年報」

	1件あたり日数	12.53	12.39	12.23	12.15	11.92	11.92
	1件あたり金額(円)	208,048	210,692	210,561	208,181	218,974	224,038
	1人あたり金額(円)	21,725	23,313	22,850	22,482	23,722	23,849
入院外	1,000人あたり件数	5,277.92	5,164.42	5,343.26	5,313.15	5,454.08	5,365.90
	1件あたり日数	2.02	2.00	1.98	1.96	1.93	1.90
	1件あたり金額(円)	6,415	6,650	6,762	6,870	7,155	7,031
	1人あたり金額(円)	33,856	34,345	36,130	36,502	39,025	37,726
歯科診療	1,000人あたり件数	1,295.79	1,292.90	1,266.16	1,260.25	1,276.56	1,247.17
	1件あたり日数	2.35	2.35	2.37	2.36	2.34	2.31
	1件あたり金額(円)	7,845	7,917	8,067	8,089	8,444	8,421
	1人あたり金額(円)	10,166	10,235	10,214	10,194	10,779	10,502
薬剤支給	1,000人あたり件数	773.42	871.23	1,034.47	1,136.43	1,288.76	1,443.85
	1件あたり金額(円)	3,323	3,521	3,727	3,864	3,879	3,759
	1人あたり金額(円)	2,570	3,067	3,856	4,391	4,999	5,428
入院時食事療養費 (差額支給分除)	1,000人あたり件数	—	—	45.45	100.63	96.32	94.51
	1件あたり日数	—	—	11.90	11.71	11.52	11.35
	1件あたり金額(円)	—	—	17,374	17,415	16,516	15,568
	1人あたり金額(円)	—	—	790	1,752	1,591	1,471
訪問看護療養費	1,000人あたり件数	—	—	0.04	0.23	0.46	0.99
	1件あたり日数	—	—	5.89	5.39	5.67	4.69
	1件あたり金額(円)	—	—	27,294	39,148	34,701	28,898
	1人あたり金額(円)	—	—	1	9	16	28
入院時食事療養費 (差額支給)	1,000人あたり件数	—	—	0.00	0.02	0.02	0.01
	1件あたり日数	—	—	23.63	25.20	12.14	120.31
	1件あたり金額(円)	—	—	5,022	8,263	5,623	10,194
	1人あたり金額(円)	—	—	0	0	0	0
第二家族療養費	1,000人あたり件数	154.95	157.34	160.07	164.96	172.05	164.95
	1件あたり金額(円)	5,563	5,675	5,717	5,744	5,674	6,486
	1人あたり金額(円)	862	893	915	947	976	1,070
看護費	1,000人あたり件数	13.77	11.84	8.27	3.30	0.78	0.14
	1日あたり金額(円)	3,381	3,305	3,302	3,347	3,265	3,305
家族移送費	1,000人あたり件数	0.08	0.03	0.02	0.02	0.02	0.01
家族埋葬料	1,000人あたり件数	3.46	3.36	3.40	3.50	3.26	3.14
配偶者分娩費	1,000人あたり件数	18.31	18.27	9.45	—	—	—
配偶者育児手当金	1,000人あたり件数	18.08	18.05	9.35	—	—	—
配偶者出産育児一時金	1,000人あたり件数	—	—	11.05	18.38	19.13	18.60

(注) 1 特定健康保険組合を含む。
 2 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(配偶者)分娩費」「(配偶者)育児手当金」「(配偶者)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健医療給付対象者が含まれているが、他は含まれていない。
 3 被保険者、被扶養者の「1,000人あたり件数」「1,000人あたり日数」「1人あたり金額(円)」「1人あたり日数」は、それぞれ被保険者数、被扶養者数で除した数値である。

資料：厚生省保険局調

第86表 組合管掌健康保険収支状況

(単位：千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
収入	5,516,549,296	5,729,019,704	5,882,756,161	6,016,732,172	6,175,486,283	6,356,752,991
保険料	4,933,657,323	5,116,053,177	5,208,060,805	5,341,866,748	5,489,151,061	5,836,195,058
国庫支出金	64,573,349	62,731,575	63,141,614	71,987,625	72,809,160	45,164,431
事務負担金	5,442,789	5,610,475	5,618,283	5,883,156	5,635,023	5,703,052
国庫補助金	59,130,560	57,121,100	57,523,331	66,104,469	67,174,137	39,461,379
前年度より繰越金	99,398,475	104,914,150	113,879,613	87,931,876	86,464,136	58,816,624
積立金より繰入金	81,000,137	123,536,027	212,339,832	240,502,457	279,650,638	170,209,256
その他の収入	337,920,012	321,784,775	285,334,297	274,443,466	247,411,288	246,367,622
支出	5,134,319,701	5,385,084,967	5,614,529,998	5,762,523,742	5,945,589,672	6,044,406,571
保険給付費	2,982,533,228	3,087,031,167	3,197,034,510	3,290,289,508	3,353,282,819	3,358,117,826
老人保健拠出金	1,128,593,928	1,237,487,617	1,330,914,536	1,400,015,763	1,506,534,160	1,567,834,184
退職者給付拠出金	276,248,865	291,188,272	330,971,769	339,426,051	346,415,332	369,347,881
日雇拠出金	1,082,594	1,471,097	1,994,206	1,759,155	1,280,443	1,183,594
事務費	128,825,247	132,359,259	135,191,264	137,572,098	137,132,250	142,451,380
保健事業費	361,982,482	376,529,083	373,374,764	366,689,143	385,015,378	365,187,304
その他の支出	255,053,357	259,018,472	245,048,949	226,772,024	242,929,290	240,284,402
収支差引残	382,229,595	343,934,737	268,226,163	254,208,430	229,896,611	312,346,420
翌年度への繰越	105,081,560	114,047,774	87,900,381	87,232,915	52,715,191	58,560,078
法定準備金へ繰入	64,500,884	58,645,594	53,848,057	47,968,672	51,581,705	47,467,992
別途積立金へ繰入	212,246,610	170,832,512	125,687,181	118,232,705	125,098,300	205,609,455
その他	400,541	408,857	790,544	774,138	501,415	708,895
年度末現在積立金	3,286,785,048	3,402,799,216	3,381,562,611	3,314,644,754	3,235,802,400	3,551,635,007
法定準備金	1,055,816,768	1,113,277,870	1,162,723,957	1,203,086,122	1,241,880,499	1,334,710,468
別途積立金	2,230,968,280	2,289,521,346	2,218,838,654	2,111,558,632	1,993,921,901	2,216,924,539

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

3 国民健康保険

第87表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
保 険 者 数	3,419	3,418	3,417	3,415	3,415	3,415
市 町 村	3,253	3,252	3,251	3,249	3,249	3,249
国 保 組 合	166	166	166	166	166	166
世 帯 数	18,987,408	19,358,514	19,823,224	20,335,385	20,839,774	21,418,622
市 町 村	17,200,282	17,503,754	17,926,963	18,411,564	18,886,943	19,519,293
国 保 組 合	1,787,121	1,849,760	1,896,261	1,923,821	1,952,831	1,899,329
被 保 険 者 数	42,429,627	42,527,901	42,811,161	43,240,484	43,687,578	44,335,810
市 町 村	37,978,013	37,971,179	38,195,237	38,590,174	39,018,781	39,813,757
国 保 組 合	4,451,614	4,556,722	4,615,924	4,650,310	4,668,797	4,522,053

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第88表 国民健康保険給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
総 数	289,427,052	290,202,756	300,396,293	305,107,559	316,776,819	323,705,141
件数	6,067,058,180	6,227,892,685	6,499,571,444	6,739,858,591	6,994,444,763	7,048,679,860
金額	287,513,626	288,256,431	298,811,557	303,099,194	314,319,439	321,220,304
療 養 諸 費	5,973,993,227	6,131,344,317	6,393,407,504	6,627,316,706	6,878,363,347	6,932,415,695
件数	279,456,944	280,264,645	290,576,459	294,669,369	305,693,041	312,430,016
金額	5,891,608,150	6,049,062,522	6,309,529,150	6,543,229,500	6,790,778,546	6,841,111,074
療 養 費 等	8,056,682	7,991,786	8,235,098	8,429,825	8,626,398	8,790,288
件数	82,385,076	82,281,795	83,878,355	84,087,205	87,584,801	91,304,621
金額	5,587,614	5,665,712	5,564,505	5,484,607	5,620,259	5,625,382
高 額 療 養 費 (再 掲)	439,351,681	460,635,946	458,036,043	440,435,085	468,003,560	481,494,302
件数	4,776,127,921	4,916,039,730	5,108,459,768	5,296,755,200	5,487,718,090	5,484,944,204
金額	1,913,426	1,946,325	1,584,736	2,008,365	2,457,380	2,484,837
医 療 給 付 費 (再 掲)	93,064,953	96,548,368	106,163,940	112,541,886	116,081,416	116,264,165
件数						
金額						

(注) 1 医療給付費は、療養諸費用額の保険者負担分+高額療養費である。
2 老人保健による給付分を除く。
3 平成6年度において、療養の給付等及び療養費等のうち入院時の食事にかかる給付として食事療養が、導入された。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第89表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合 計 件 数	404,485,348	414,845,707	437,922,926	455,504,129	484,723,621	508,684,821
金 額	10,621,613,722	11,153,851,248	11,964,243,776	12,817,256,626	13,762,082,029	14,291,792,581
診 療 費 件 数	363,917,578	368,232,070	382,147,521	391,281,769	409,196,523	419,659,779
日 数	1,232,329,148	1,236,212,864	1,269,599,583	1,289,959,297	1,327,247,500	1,324,560,647
金 額	10,203,690,715	10,627,448,322	11,020,945,987	11,375,058,042	12,138,486,404	12,435,159,533
入 院 件 数	14,407,805	14,518,257	14,883,725	15,187,963	15,593,554	15,779,380
日 数	299,637,521	299,418,935	303,313,072	309,018,040	313,303,437	314,204,094
金 額	4,851,617,872	5,022,662,225	5,119,435,079	5,182,857,102	5,574,079,388	5,791,432,986
入 院 外 件 数	298,821,340	303,006,128	316,262,520	324,127,310	339,047,780	348,344,654
日 数	792,360,646	796,591,077	823,960,932	835,351,001	862,743,235	858,718,744
金 額	4,562,913,760	4,806,206,255	5,073,740,070	5,338,749,761	5,635,428,926	5,698,582,965
歯 科 診 療 件 数	50,688,433	50,707,685	51,001,276	51,966,496	54,555,189	55,535,745
日 数	140,330,981	140,202,852	142,325,579	145,590,256	151,200,828	151,637,809
金 額	789,159,084	798,579,842	827,770,838	853,451,178	928,978,090	945,143,583
入 院 時 食 事 療 養 費 件 数	—	—	6,999,118	14,361,372	14,718,194	14,875,105
金 額	—	—	294,692,108	614,582,042	621,506,913	627,883,793
薬 剤 の 支 給 件 数	40,053,689	45,863,015	54,701,226	62,693,844	73,309,400	87,044,518
金 額	321,255,174	399,237,737	491,270,370	596,730,322	692,308,312	828,304,420
老 人 保 健 件 数	499,966	680,435	912,474	1,197,164	1,656,380	2,158,346
施 設 療 養 費 金 額	96,247,290	124,904,948	170,725,521	216,629,351	282,755,426	360,087,132
訪 問 看 護 療 養 費 件 数	14,115	70,187	161,705	331,352	561,318	822,178
金 額	420,542	2,260,241	6,609,790	14,256,869	27,004,975	40,357,703

(注) 1 老人保健分を含む。
2 入院時食事療養費の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第90表 国民健康保険療養費決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合 計 件 数	11,563,527	11,658,243	12,084,602	12,473,697	12,838,370	12,861,069
金 額	193,046,952	188,264,805	184,065,514	169,681,606	165,592,311	168,918,296
診 療 費 件 数	87,607	89,323	91,880	114,680	138,242	101,968
金 額	1,740,024	1,815,173	1,926,136	2,070,196	2,362,883	2,535,500
そ の 他 件 数	11,475,920	11,568,920	11,992,722	12,359,017	12,700,128	12,759,101
金 額	191,306,928	186,449,631	182,139,378	167,611,410	163,229,428	166,382,796

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第91表 国民健康保険療養の給付諸率

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	
診療費 被保険者1人当診療費	240,177	250,235	258,144	264,086	278,922	282,287	
	被保険者1,000人当件数	8,566	8,670	8,951	9,084	9,403	9,527
	診療1件当日数	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2	3.2
	診療1件当金額	28,038	28,861	28,840	29,071	29,664	29,632
入院 被保険者1人当診療費	114,199	118,264	119,913	120,327	128,083	131,470	
	被保険者1,000人当件数	339	342	349	353	358	358
	診療1件当日数	20.8	20.6	20.4	20.3	20.1	19.9
	診療1件当金額	336,735	345,955	343,962	341,248	357,460	367,025
入院外 被保険者1人当診療費	107,403	113,167	118,843	123,946	129,493	129,362	
	被保険者1,000人当件数	7,034	7,135	7,408	7,525	7,791	7,908
	診療1件当日数	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5
	診療1件当金額	15,270	15,862	16,043	16,471	16,621	16,359
歯科診療 被保険者1人当診療費	18,575	18,803	19,389	19,814	21,346	21,455	
	被保険者1,000人当件数	1,193	1,194	1,195	1,206	1,254	1,261
	診療1件当日数	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7
	診療1件当金額	15,569	15,749	16,230	16,423	17,028	17,019
療養費 被保険者1,000人当件数	272	275	283	290	294	294	

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第92表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計 件数	1,913,426	1,946,325	1,584,736	2,008,365	2,457,380	2,484,837
金額	93,064,953	96,548,368	106,163,940	112,541,886	116,081,416	116,264,165
助産給付 件数	238,134	235,145	—	—	—	—
金額	55,400,288	56,368,175	—	—	—	—
葬祭給付 件数	495,788	520,846	519,858	525,314	579,248	575,590
金額	21,386,291	22,583,970	24,978,629	23,367,025	26,839,774	27,795,364
育児手当給付 件数	69,571	69,025	—	—	—	—
金額	403,309	411,540	—	—	—	—
出産育児給付 件数	—	—	287,373	238,140	244,451	243,145
金額	—	—	65,572,011	71,345,273	73,382,800	72,993,269
その他 件数	1,084,875	1,122,297	743,385	1,220,911	1,633,681	1,666,102
金額	15,875,065	17,184,683	15,613,300	15,612,870	15,858,842	15,475,532

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第93表 国民健康保険諸率

(金額 単位 円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)		
保険料(税)現年分	1世帯当調定額	156,126	158,329	158,646	158,580	162,264	166,608	
	被保険者1人当調定額	69,418	71,700	73,039	74,202	77,044	80,202	
	被保険者1人当収納額	65,726	67,683	68,848	69,978	72,436	74,942	
被保険者一人当国庫支出金	合計	60,856	63,207	66,191	69,082	70,528	70,495	
	事務費負担金	669	408	171	171	171	172	
	療養給付費等負担金	48,532	50,540	53,087	55,276	56,549	56,532	
	普通調整交付金	8,114	8,291	8,683	9,105	9,712	9,890	
	特別調整交付金	3,259	3,514	3,796	3,634	3,604	3,512	
	その他	282	453	453	897	491	389	
被保険者一人当諸費	都道府県支出金	1,173	1,285	1,381	1,416	1,524	1,463	
	一般会計繰入金	5,339	5,538	6,055	6,771	7,142	6,502	
	総務費	5,481	5,126	4,858	4,862	4,894	4,934	
	保健事業費(保健施設費)	1,211	1,149	1,210	1,265	1,261	1,349	
	療養諸費	254,558	267,062	285,024	297,569	320,034	328,270	
	老人保健金	事務費	295	323	364	407	443	495
		事業費	—	—	105	206	200	184
		医療費	35,738	39,134	43,169	45,274	48,757	49,740
	診療費	被保険者1,000人当受診件数	8,566	8,670	8,951	9,084	9,403	9,527
		診療1日当金額	8,280	8,597	8,681	8,818	9,146	9,388

(注) 1 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、老人保健医療給付対象者を含む。

2 表中、被保険者一人当諸費のうち、「保健施設費」は「保健事業費」となり、「老人保健拠出金」については「事業費」が追加されている。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第3部 社会保障関係統計資料編

第94表 国民健康保険診療施設経理状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
収 入	76,400,879	80,709,800	80,987,409	83,526,860	85,608,479	84,399,405
診療収入	53,272,725	54,615,090	56,706,222	57,652,181	60,031,638	58,029,214
入院	2,820,029	2,685,313	2,736,449	2,633,343	2,731,484	2,565,974
外来	49,299,650	50,715,714	52,704,577	53,587,014	55,902,423	53,959,256
その他	1,153,046	1,214,064	1,265,196	1,431,823	1,397,730	1,503,985
国庫支出金	129,817	182,671	296,661	299,290	476,696	292,376
繰入金	15,365,672	16,588,731	15,531,959	16,006,403	14,891,294	16,461,619
他会計	10,694,879	12,104,393	11,417,167	11,743,953	11,003,875	12,425,695
基金	933,405	617,243	799,936	1,156,880	810,600	820,363
事業勘定	3,737,388	3,867,095	3,314,856	3,105,569	3,076,819	3,215,561
前年度繰越金	4,489,792	4,834,942	4,698,499	5,015,902	5,087,423	5,098,180
その他の収入	3,142,873	4,487,866	3,754,068	4,553,084	5,121,428	4,150,755
支 出	74,634,881	78,727,067	78,724,310	81,956,079	84,032,121	83,514,612
総務費	39,325,698	41,007,916	41,107,091	42,452,655	43,445,135	44,091,221
医業費	25,985,075	27,075,104	28,097,480	28,396,260	29,296,105	28,685,015
医業費	25,622,884	26,725,149	27,752,770	28,054,495	28,934,039	28,344,800
給食費	362,191	349,955	344,710	341,765	362,066	340,215
施設整備費	3,299,149	4,858,913	3,127,237	4,744,179	4,762,780	3,771,129
公償費	2,006,022	2,083,990	2,220,275	2,211,061	2,304,588	2,410,124
その他の支出	4,018,937	3,701,143	4,172,227	4,151,924	4,223,514	4,557,124
収支差引額	1,765,998	1,982,234	2,263,099	1,570,781	1,576,358	884,793
積立金保有額	7,824,994	8,403,063	9,782,394	8,707,683	8,561,124	8,923,010
市町村債	10,391,845	12,693,339	13,005,558	18,030,813	16,721,887	18,674,342

(注) 国民健康保険直営診療施設のうち、地方公営企業法の適用を受けない施設に係る分である。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第95表 国民健康保険料(税)収納状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
保険料(税)現年分						
調定額	2,949,143,558	3,045,106,426	3,118,268,022	3,196,140,852	3,352,915,272	3,532,993,027
収納額	2,792,298,682	2,874,472,095	2,939,305,400	3,014,170,919	3,152,371,498	3,301,288,183
収納率(%)	94.69	94.41	94.28	94.32	94.04	93.47

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第96表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
収 入	7,278,072,906	7,550,034,657	7,886,604,172	8,206,502,201	8,541,555,204	8,713,443,972
保険料(税)	2,864,434,341	2,945,642,980	3,013,491,426	3,092,964,778	3,230,790,200	3,382,356,377
国庫支出金	2,585,413,184	2,684,387,938	2,825,874,254	2,975,589,774	3,069,310,508	3,105,414,238
事務費負担金	28,435,471	17,341,212	7,301,453	7,382,151	7,455,310	7,595,377
療養給付費等負担金	2,061,817,821	2,146,440,903	2,266,439,236	2,380,907,754	2,460,973,523	2,490,310,070
調整交付金	483,168,423	501,368,853	532,781,671	548,681,832	579,539,432	590,376,018
その他の支出金	11,991,469	19,236,970	19,351,894	195,135,416	21,342,243	17,132,774
療養給付費交付金	737,597,248	774,195,180	842,686,879	853,987,570	888,923,168	911,059,886
都道府県支出金	49,833,389	54,576,891	58,962,577	60,991,915	66,318,166	64,462,385
保険基盤安定繰入金	107,674,809	110,964,070	118,265,221	128,206,781	160,233,144	177,668,967
基準超過費用	3,176,675	2,518,432	2,210,311	1,679,932	1,372,766	1,976,992
職員給与費等	112,976,242	108,540,465	114,479,369	120,108,767	123,037,320	129,526,037
助産費	30,192,059	31,672,746	36,309,578	40,306,745	40,865,560	40,482,538
財政安定化支援	63,966,640	82,523,684	96,851,318	114,005,637	121,169,515	126,974,822
一般会計繰入金	226,797,939	235,188,852	258,491,054	291,661,116	310,820,881	286,437,660
基金繰入金	26,814,985	37,227,932	59,466,528	62,971,505	71,195,294	44,179,219
繰越金	283,067,632	310,842,260	332,214,641	322,845,557	315,955,604	294,733,393
その他の収入	186,127,763	171,753,227	137,301,017	141,182,124	141,563,079	148,004,514
支 出	6,985,022,667	7,233,348,765	7,592,783,836	7,907,830,294	8,274,230,201	8,363,034,603
総務費	232,858,131	217,685,594	207,397,636	209,407,135	212,981,682	217,364,352
保険給付費	4,903,269,529	5,049,092,562	5,252,203,640	5,448,007,585	5,640,931,800	5,639,956,197
一般被保険者分						
療養諸費	3,356,404,627	3,423,986,520	3,565,542,516	3,714,483,166	3,826,411,992	3,792,128,682
高額療養費	382,446,286	400,311,411	397,752,113	381,002,848	404,513,935	414,990,067
退職被保険者等分						
療養諸費	996,228,557	1,047,404,814	1,101,013,339	1,158,235,632	1,209,265,877	1,228,159,375
高額療養費	57,106,330	60,532,426	60,491,398	59,640,715	63,735,941	66,757,558
助産諸費	55,411,067	56,382,778	—	—	—	—
育児諸費	407,991	406,426	417,855	38,457	18,024	13,934
出産育児給付	—	—	64,997,352	71,349,823	73,412,126	73,029,598
葬祭諸費	21,395,769	22,595,819	24,982,384	25,591,777	26,850,719	27,804,845
その他(傷病・出産手当)	15,886,890	17,211,082	15,808,591	15,644,857	15,882,578	15,499,332
手数料	17,982,011	20,261,286	21,198,062	22,020,310	20,840,608	21,572,806
老人保健拠出金	1,530,805,723	1,675,722,882	1,863,035,814	1,976,480,389	2,149,878,790	2,221,048,981
保健事業費	51,448,253	48,791,241	51,646,489	54,502,003	54,865,550	59,422,121
直診勘定繰出金	6,691,287	6,850,608	6,203,270	6,399,832	5,652,430	5,850,416
前年度繰上充用金	60,333,793	50,272,381	43,668,996	45,283,814	45,562,877	55,740,974
その他の支出	179,615,951	184,933,497	168,627,991	167,749,536	164,357,071	100,339,072
収支差引残	313,050,238	316,685,893	303,820,336	298,671,907	267,325,003	350,242,425
赤字保険者分	△50,281,350	△43,668,926	△45,256,558	△45,551,490	△55,279,885	△48,202,492
黒字保険者分	363,331,589	360,354,818	349,076,894	344,223,398	322,604,888	398,444,918
市町村(組合)債	1,184,156	1,593,254	1,494,788	628,732	409,227	89,421
保険給付費未払費	145,622	55	56	160,367	93,713	△172,163

(注) 支出のうち、保険給付費における助産諸費は、平成6年度より出産育児給付となった。

資料：厚生省保険局調

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第97表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
事業所数	1,536,292	1,564,404	1,587,337	1,606,374	1,652,179	1,702,932
船舶所有者数	7,995	7,802	7,628	7,440	7,259	7,057
被保険者数	32,493,114	32,650,669	32,740,443	32,808,314	32,999,258	33,467,745
男子	21,588,602	21,693,603	21,773,486	21,823,437	21,941,595	22,361,008
女子	10,767,544	10,829,291	10,847,990	10,873,351	10,954,782	11,010,696
坑内員	6,962	6,095	4,924	4,634	3,257	3,088
任意継続	15,496	12,442	9,901	7,918	5,212	3,478
船員	114,499	109,232	104,141	98,974	94,412	89,475
船員任意継続	11	6	1	—	—	—
平均標準報酬月額	291,145	295,125	303,611	307,530	311,344	316,881
男子	337,142	340,798	351,140	355,607	359,836	365,532
女子	198,458	203,125	207,696	210,526	213,720	217,624
坑内員	365,433	374,234	390,047	396,997	404,524	406,838
任意継続	177,226	186,096	194,484	206,743	210,608	215,229
船員	345,673	353,246	363,927	367,371	371,453	373,917
船員任意継続	159,636	172,333	170,000	—	—	—

資料：社会保険庁調

第98表 厚生年金保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成10年3月末現在

等級	標準報酬 月額	被保険者数				
		計	男子	女子	坑内員	船員
総数		33,464,267	22,361,008	11,010,696	3,088	89,475
第1級	万円 9.2	181,896	41,705	140,026	0	165
2	9.8	160,954	43,819	116,880	0	255
3	10.4	112,213	14,070	97,994	0	149
4	11.0	199,918	27,185	172,473	0	260
5	11.8	339,854	42,154	297,401	1	298
6	12.6	371,038	37,834	332,923	1	280
7	13.4	481,485	61,000	419,966	0	519
8	14.2	532,447	72,512	459,544	1	390
9	15.0	775,893	162,489	612,792	2	610
10	16.0	852,417	184,062	667,979	1	375
11	17.0	924,666	235,521	688,388	2	755
12	18.0	1,032,461	321,082	710,378	4	997
13	19.0	1,032,093	357,409	673,786	6	892
14	20.0	1,814,093	785,921	1,026,001	51	2,120
15	22.0	2,158,344	1,116,591	1,039,070	43	2,640
16	24.0	2,036,011	1,252,278	780,136	63	3,534
17	26.0	2,036,588	1,404,191	628,007	89	4,301
18	28.0	1,777,270	1,340,019	432,089	143	5,019
19	30.0	1,813,971	1,420,314	386,860	166	6,631
20	32.0	1,511,042	1,265,278	239,788	183	5,793
21	34.0	1,374,411	1,190,618	178,696	191	4,906
22	36.0	1,353,636	1,185,649	162,713	184	5,090
23	38.0	1,432,596	1,293,934	132,190	195	6,277
24	41.0	1,619,839	1,459,455	152,855	303	7,226
25	44.0	1,313,299	1,214,302	92,329	367	6,301
26	47.0	1,054,235	992,452	56,191	381	5,211
27	50.0	1,008,476	923,701	80,219	303	4,253
28	53.0	692,194	659,835	28,952	203	3,204
29	56.0	569,438	540,330	26,650	105	2,353
30	59.0	2,901,489	2,715,298	177,420	100	8,671

(注) 任意継続被保険者及び船員任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第99表 厚生年金保険適用状況 (業態別)

平成10年10月1日現在

区分	事業所数	被保険者数				平均標準報酬月額 (円)			
		計	男子	女子	坑内員	平均	男子	女子	坑内員
合計	1,699,945	33,565,101	22,435,297	11,126,773	3,031	316,732	364,790	219,805	408,912
農林水産業	13,188	120,118	82,384	37,734	0	279,125	318,115	193,997	0
石炭鉱業	135	5,243	2,519	507	2,217	365,532	350,446	202,659	419,920
石炭以外の鉱業	5,224	96,797	79,864	16,417	516	338,950	362,195	223,887	401,957
総合工事業	139,068	1,966,432	1,633,157	333,181	94	345,137	369,608	225,171	398,617
職別工事業	84,585	573,491	467,383	106,107	1	330,924	352,520	235,794	260,000
設備工事業	81,560	851,258	712,027	139,156	75	345,107	366,223	237,110	259,867
食料品・たばこ製造業	32,765	1,019,185	576,543	442,642	0	275,544	348,414	180,631	0
繊維製品製造業	35,547	640,693	250,710	389,983	0	235,577	337,975	169,748	0
木製品・家具等製造業	25,831	310,411	229,249	81,162	0	279,137	310,210	191,369	0
紙製品製造業	9,040	285,434	212,243	73,191	0	320,468	361,404	201,759	0
出版・印刷・同関連産業	33,556	656,053	474,391	181,661	1	342,793	381,098	242,764	220,000
化学工業・同類似業	32,420	1,442,502	1,107,796	334,678	28	346,524	386,743	213,397	356,286
金属工業	47,356	1,061,934	854,723	207,199	12	334,525	364,486	210,928	453,333
機械器具製造業	87,343	4,230,756	3,259,083	971,652	21	338,156	378,215	203,789	394,286
その他の製造業	26,415	668,366	479,023	189,342	1	324,553	370,584	208,098	170,000
卸売業	139,742	2,794,809	1,914,746	880,024	39	325,873	371,628	226,319	308,974
飲食料品小売業	57,425	604,827	331,163	273,663	1	268,620	331,214	192,874	500,000
飲食料品以外の小売業	198,760	2,963,100	1,802,847	1,160,252	1	290,909	343,554	209,107	300,000
飲食店	43,817	484,720	302,923	181,797	0	280,542	322,887	209,983	0
金融・保険業	17,600	1,552,969	787,814	765,155	0	349,419	450,338	245,511	0
不動産業	52,879	391,951	251,429	140,522	0	317,178	364,807	231,956	0
運輸・通信業	66,253	2,953,489	2,531,424	422,062	3	342,563	359,845	238,906	410,000
電気・ガス・熱供給・水道業	7,326	314,249	263,750	50,499	0	399,492	426,651	257,645	0
物品賃貸業	9,581	154,001	103,532	50,469	0	309,461	351,614	222,990	0
旅館・その他の宿泊所	14,127	360,502	200,664	159,838	0	260,579	305,417	204,287	0
対個人サービス業	26,644	322,459	161,434	161,025	0	269,942	327,117	212,621	0
放送・情報サービス業	39,823	948,423	689,141	259,281	1	350,516	385,281	258,114	360,000
その他の対事業所サービス業	46,359	1,012,590	613,806	398,783	1	270,153	314,514	201,873	134,000
修理業	43,763	393,924	322,453	71,464	7	312,732	332,774	222,304	285,714
映画・娯楽業	17,733	427,949	218,531	209,417	1	278,709	327,202	228,106	160,000
医療・保健・廃棄物処理業	74,597	1,632,253	410,611	1,221,638	4	280,562	371,313	250,060	175,000
教育	13,043	219,764	97,565	122,199	0	279,685	344,926	227,596	0
社会保険・社会福祉	28,372	568,274	135,793	432,481	0	247,543	311,099	227,588	0
学術研究機関	2,285	73,280	52,449	20,830	1	375,714	428,031	243,978	440,000
政治・経済・文化団体	28,516	230,155	125,283	104,872	0	306,366	366,539	234,481	0
その他のサービス業	99,011	904,700	591,274	313,420	6	319,365	365,115	233,058	310,000
公務	19,256	328,040	105,570	222,470	0	193,787	244,112	160,906	0

(注) 1 産業分類は社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。
2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第100表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	1,015,038	1,046,173	1,074,011	1,536,509	1,188,286	1,364,990
人員	1,105,248,381	1,174,324,823	1,247,843,124	2,073,202,478	1,455,636,628	1,666,870,458
老齢厚生年金 (老齢相当) 人員	414,569	424,191	454,012	815,278	499,641	599,337
老齢厚生年金 (老齢相当) 金額	790,268,523	847,188,867	912,634,495	1,681,073,305	1,082,639,959	1,259,053,845
老齢厚生年金 (通老相当) 人員	332,042	357,483	359,280	446,915	428,468	492,057
老齢厚生年金 (通老相当) 金額	106,606,301	114,313,018	116,191,278	152,753,524	141,913,416	158,799,475
障害厚生年金 人員	22,556	23,782	25,129	24,317	23,382	24,292
障害厚生年金 金額	16,516,509	17,689,768	19,155,873	19,173,184	18,391,563	19,134,072
遺族厚生年金 人員	202,965	205,210	206,738	227,329	223,596	239,083
遺族厚生年金 金額	168,940,197	175,616,136	184,160,204	207,880,250	206,530,850	226,051,232
老齢年金 人員	7,481	6,077	4,722	3,402	1,886	1,027
老齢年金 金額	11,377,700	9,567,502	7,625,197	5,723,964	3,031,256	1,635,205
通算老齢年金 人員	34,209	28,351	22,994	18,365	10,553	8,498
通算老齢年金 金額	10,687,676	9,111,439	7,266,178	5,914,964	2,546,103	1,683,007
障害年金 人員	636	673	632	500	423	366
障害年金 金額	601,329	654,816	600,033	500,287	414,723	355,024
遺族年金 人員	220	162	153	135	137	121
遺族年金 金額	171,306	129,852	130,613	119,475	117,848	107,386
通算遺族年金 人員	360	244	351	268	200	209
通算遺族年金 金額	78,840	53,425	79,254	63,525	50,910	51,212

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	11,802,501	12,535,103	13,273,291	14,448,035	15,239,181	16,812,679
人員	13,366,688,258	14,193,613,002	15,577,124,709	17,029,111,680	17,673,561,230	19,765,519,708
老齢厚生年金 (老齢相当) 人員	2,024,356	2,438,883	2,876,515	3,665,100	4,127,556	4,816,493
老齢厚生年金 (老齢相当) 金額	3,613,494,925	4,308,404,743	5,224,823,397	6,617,067,162	7,312,376,644	8,388,394,969
老齢厚生年金 (通老相当) 人員	1,376,675	1,717,526	2,056,890	2,477,603	2,868,270	3,322,549
老齢厚生年金 (通老相当) 金額	431,116,383	519,381,504	628,142,783	746,876,475	846,228,894	961,578,692
障害厚生年金 人員	120,989	138,324	156,536	173,656	189,355	206,970
障害厚生年金 金額	85,949,089	99,832,590	118,127,287	131,757,751	143,260,623	156,442,207
遺族厚生年金 人員	1,086,634	1,255,597	1,421,319	1,601,318	1,772,131	2,040,212
遺族厚生年金 金額	920,761,654	1,091,225,858	1,307,666,050	1,493,084,138	1,662,686,470	1,973,325,770
老齢年金 人員	3,268,833	3,158,986	3,044,052	2,926,572	2,805,498	3,005,678
老齢年金 金額	5,948,977,341	5,834,822,833	5,906,881,715	5,707,830,064	5,461,161,734	6,027,390,412
通算老齢年金 人員	2,288,907	2,242,533	2,187,543	2,125,292	2,051,389	1,976,163
通算老齢年金 金額	895,563,378	891,246,700	913,373,968	891,989,025	857,037,680	821,946,620
障害年金 人員	222,655	214,321	206,140	198,546	190,805	186,165
障害年金 金額	264,169,948	257,296,227	259,220,773	250,278,312	239,388,498	234,563,748
遺族年金 人員	1,261,013	1,220,713	1,180,398	1,140,624	1,099,729	1,128,602
遺族年金 金額	1,170,335,866	1,155,504,497	1,182,241,201	1,154,472,720	1,116,889,372	1,168,516,302
通算遺族年金 人員	152,439	148,220	143,838	139,324	134,448	129,847
通算遺族年金 金額	36,319,672	35,898,051	36,647,534	35,756,034	34,531,316	33,360,989

(注) 1 通算老齢年金には特例老齢年金を含む。
2 遺族年金には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。
3 通算遺族年金には、特例遺族年金を含む。
4 船員保険の旧法分を含む。
5 基金代行支給分を含む。
6 9年度から旧三共済を含む。

資料：社会保険庁調

第101表 厚生年金保険一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計件数	6,286	9,470	10,304	17,344	18,637	23,995
金額	1,285,141	1,862,788	2,158,580	5,992,056	6,828,481	8,271,440
脱退手当金件数	6,154	9,291	10,111	10,949	12,335	14,148
金額	1,105,169	1,637,972	1,906,754	2,158,768	2,597,842	3,098,392
障害手当金件数	132	179	193	272	262	253
金額	179,973	224,816	251,826	403,030	391,403	375,659
脱退一時金件数	.	.	.	6,123	7,040	9,594
金額	.	.	.	3,430,259	3,839,235	4,797,389

(注) 船員保険の旧法分を含む。

資料：社会保険庁調

第102表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
年						
新規裁定	1,162,042	1,199,894	1,258,583	1,392,882	1,269,173	1,268,660
老齢厚生年金(老齢相当)	1,970,771	2,068,884	2,103,315	2,076,466	2,169,475	2,102,704
老齢厚生年金(通老相当)	361,720	365,938	384,961	380,200	366,136	359,015
障害厚生年金	1,146,331	1,153,619	1,207,833	1,256,098	1,248,734	1,248,436
遺族厚生年金	953,942	974,252	1,026,833	1,031,523	1,037,342	1,052,060
老齢年金	1,520,880	1,574,379	1,643,498	1,682,529	1,607,241	1,592,215
通算老齢年金	312,423	321,380	312,889	322,078	241,268	198,047
障害年金	945,486	972,981	991,139	1,000,574	980,433	970,010
遺族年金	778,661	801,556	900,114	885,000	860,204	887,487
通算遺族年金	219,001	218,956	218,242	237,033	254,547	245,032
年度末現在	1,198,881	1,228,523	1,302,619	1,331,547	1,338,958	1,372,676
老齢厚生年金(老齢相当)	1,957,398	2,000,232	2,105,931	2,105,111	2,108,712	2,098,458
老齢厚生年金(通老相当)	516,064	573,451	639,307	666,257	686,676	701,254
障害厚生年金	1,117,049	1,133,416	1,187,377	1,196,144	1,194,115	1,189,586
遺族厚生年金	944,529	959,597	1,008,226	1,014,187	1,013,525	1,033,822
老齢年金	1,819,909	1,847,056	1,940,467	1,950,347	1,946,593	2,005,335
通算老齢年金	391,262	397,429	417,534	419,702	417,784	415,931
障害年金	1,186,454	1,200,518	1,257,499	1,260,556	1,254,624	1,259,978
遺族年金	928,092	946,582	1,001,562	1,012,141	1,015,604	1,035,366
通算遺族年金	238,257	242,194	254,783	256,639	256,838	256,925
一時金	204,445	196,704	209,489	345,483	347,735	344,715
脱退手当金	179,585	176,297	188,582	197,165	210,607	219,000
障害手当金	1,363,431	1,255,958	1,304,799	1,481,729	1,493,905	1,484,818
脱退一時金	.	.	.	560,225	545,346	500,041

(注) 1 第100表及び第101表の(注)参照

2 1人当り金額には、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

3 1人当り金額は、基金代行支給分を含む。

4 平成6年度の年金の新規裁定は年金額改定後に係るものである。

資料：社会保険庁調

第103表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
徴収決定額	15,073,124,486	15,507,274,508	16,602,233,090	18,943,648,604	19,651,193,872	21,016,852,622
前年度からの繰越額	76,623,598	110,016,086	149,094,683	249,079,777	234,541,134	260,109,276
現年度分	14,996,500,888	15,397,258,421	16,453,138,407	18,694,568,827	19,416,652,738	20,756,743,346
取納済額	14,955,010,820	15,347,646,538	16,339,805,453	18,693,281,717	19,370,602,672	20,683,172,557
不納欠損額	5,469,556	7,648,948	9,570,153	12,681,846	17,528,582	19,415,382
取納未済額	112,644,110	151,979,022	252,857,483	237,684,041	263,062,618	314,264,683
取納率(%)	99.2	99.0	98.4	98.7	98.6	98.4

資料：社会保険庁調

第104表 厚生年金保険収支状況

(単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
収入	31,726,185,477	33,033,524,312	34,771,534,328	38,123,682,913	39,373,578,386	33,225,502,173
保険料収入	14,955,010,820	15,347,646,538	16,339,805,453	18,693,281,717	19,370,602,672	20,683,172,557
国庫負担金	2,648,078,432	2,880,216,734	3,024,430,847	2,875,955,142	2,567,051,368	2,762,861,967
事務費	42,116,154	42,521,274	45,372,417	46,411,023	50,147,658	51,407,575
給付費	2,605,962,278	2,837,695,460	2,979,058,430	2,829,544,119	2,516,903,710	2,711,454,392
制度間調整勘定より受入	6,606,153,104	7,017,973,162	7,602,798,047	8,424,010,622	9,244,153,987	531,090,877
国年特会より受入	2,500,992,909	2,679,277,163	2,509,285,636	2,568,888,248	2,549,117,021	2,549,335,521
運用収入	4,955,416,510	5,077,151,038	5,262,117,093	5,526,757,073	5,606,091,769	5,563,690,337
その他の収入	60,533,700	31,259,677	33,097,252	34,790,111	36,561,570	36,835,291
積立金より受入	—	—	—	—	—	—
雑収入等	60,533,700	31,259,677	33,097,252	34,790,111	36,561,570	36,835,291
支出	24,589,131,320	26,296,355,284	28,108,794,895	30,841,042,425	32,722,623,172	25,924,607,845
保険給付費	12,146,046,864	12,905,548,419	13,827,699,018	15,041,281,893	15,689,025,510	17,289,476,764
制度間調整勘定へ繰入	6,697,173,260	7,095,386,729	7,680,477,912	8,474,774,362	9,294,865,621	539,531,307
国年特会へ繰入	5,510,191,970	6,021,072,883	6,317,128,418	7,015,433,053	7,411,964,507	7,717,292,575
事務費	45,305,848	45,195,722	48,275,704	49,405,048	54,056,911	57,347,251
福祉施設費	151,897,626	180,748,864	173,504,128	191,838,767	195,446,261	223,135,411
その他の支出	38,515,752	48,402,667	61,709,715	68,309,301	77,264,363	97,824,538
収支差引残	7,137,054,157	6,737,169,028	6,662,739,433	7,282,640,488	6,650,955,214	7,300,894,327
翌年度への繰越	70,902	650,581	1,453,569	3,328,410	4,192,821	2,804,560
積立金への繰入	7,136,983,255	6,736,518,447	6,661,285,863	7,279,312,078	6,646,762,393	7,298,089,767
積立金から補足	—	—	—	—	—	—
年度末現在積立金	91,134,023,010	97,870,541,457	104,531,827,320	111,811,139,398	118,457,901,791	125,755,991,588

(注) 雑収入には、前年度からの繰越額を含む。

資料：社会保険庁調

② 厚生年金基金

第105表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
基金数	1,735	1,804	1,842	1,878	1,883	1,874
設立事業所数	173,422	185,080	190,865	195,323	195,021	190,610
加入員数	11,571,433	11,918,988	12,051,482	12,130,088	12,095,585	12,253,864
特例第1種	8,272,869	8,515,564	8,635,754	8,720,483	8,717,768	8,867,838
2	3,298,463	3,403,325	3,415,666	3,409,544	3,377,777	3,385,992
3	101	99	62	61	40	34
平均標準給与月額	307,627	311,447	322,151	327,995	333,622	341,578
特例第1種	349,881	353,214	365,676	371,699	377,646	385,794
2	201,650	206,942	212,108	216,216	220,000	225,779
3	290,594	291,010	297,903	301,967	319,750	318,235

(注) 特例第1種 一般男子、特例第2種 女子、特例第3種 坑内員。

資料：厚生省年金局調

第106表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計件数	2,306,902	2,542,147	2,793,932	3,121,104	3,420,850	3,730,173
金額	658,822,035	770,334,371	895,996,297	1,063,983,840	1,238,254,121	1,432,631,088
基金裁定件数	1,739,769	1,921,777	2,112,756	2,362,033	2,592,180	2,827,588
金額	633,629,339	742,249,400	864,611,665	1,028,276,751	1,198,540,763	1,388,336,964
基金連合会裁定件数	567,133	620,370	681,176	759,071	828,670	902,585
金額	25,192,696	28,084,971	31,384,632	35,707,089	39,713,358	44,294,124

資料：厚生省年金局調

第107表 厚生年金基金一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計件数	288,286	312,278	328,276	363,902	394,800	429,577
金額	236,480,848	264,131,838	283,950,621	338,462,655	359,372,909	418,982,295
脱退一時金件数	242,801	260,391	273,285	302,012	328,970	356,898
金額	60,576,139	65,591,155	72,146,346	85,880,512	92,432,199	104,181,946
死亡一時金件数	9,852	10,808	11,695	12,355	13,078	13,332
金額	22,231,413	26,302,521	29,664,794	32,266,185	35,062,641	38,922,469
選択一時金件数	35,633	41,079	43,296	49,535	52,752	59,347
金額	153,673,296	172,238,162	192,139,481	220,315,958	231,878,069	275,877,880

(注) 選択一時金とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：厚生省年金局調

第108表 厚生年金基金給付1人当り金額

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
年金	285,587	303,025	320,694	340,900	361,973	384,066
一時金	820,299	845,823	895,437	930,093	910,266	975,337
脱退一時金	249,489	251,895	263,997	284,361	280,975	291,910
死亡一時金	2,256,538	2,433,616	2,536,536	2,611,589	2,681,040	2,919,477
選択一時金	4,312,668	4,192,852	4,437,811	4,447,683	4,395,626	4,648,556

(注) 年金については年度末現在のものである。

資料：厚生省年金局調

○参考 税制適格年金 (適格退職年金)

第109表 税制適格年金加入件数

年度末現在

区 分	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
保険型	82,890	82,717	81,804	80,534	78,380	75,065
共済型	1,141	1,058	1,016	953	921	866
信託型	8,436	8,580	8,646	8,756	9,011	9,116
計	92,467	92,355	91,466	90,243	88,312	85,047

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調

第110表 税制適格年金加入者数

(単位 千人)

区 分	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
保険型	6,074	6,164	6,198	6,148	5,979	5,852
共済型	112	116	119	120	121	122
信託型	4,405	4,470	4,459	4,357	4,330	4,320
計	10,591	10,750	10,776	10,625	10,430	10,294

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調

5 国民年金

第111表 国民年金被保険者数

区 分	年度末現在					
	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
総 数	30,620,165	30,777,277	30,956,028	31,304,894	31,370,781	31,537,601
第1号被保険者	18,148,830	18,263,285	18,413,351	18,746,838	18,999,601	19,247,171
任意加入被保険者	358,999	350,626	348,066	357,481	355,998	341,717
第3号被保険者	12,112,336	12,163,366	12,194,611	12,200,575	12,015,182	11,948,713
(再 掲)						
付加保険料納付被保険者	1,308,245	1,216,096	1,131,702	1,053,756	985,935	911,981
強 制	447,496	411,203	376,957	344,156	316,562	292,397
任 意	860,749	804,893	754,745	709,600	669,373	619,584
保険料免除被保険者	2,665,611	2,865,937	3,089,581	3,304,233	3,339,983	3,585,420
法 定 免 除	860,625	861,547	864,564	868,796	865,329	873,435
申 請 免 除	1,804,986	2,004,390	2,225,017	2,435,437	2,474,654	2,711,985

資料：社会保険庁調

第112表 国民年金印紙売りさばき代金収納済額及び保険料収納済額状況

区 分	(単位 千円)					
	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
印紙売りさばき代金収納済額	1,463,821,284	1,564,691,710	1,641,584,659	1,727,493,793	1,818,807,201	1,849,603,798
保険料収納済額	1,541,255,123 (6,304,074)	1,641,904,475 (5,856,197)	1,728,726,339 (5,372,717)	1,829,125,572 (4,986,457)	1,917,174,726 (4,742,968)	1,938,137,470 (4,357,609)
印紙収入検認額	1,463,475,060 (6,275,344)	1,560,002,385 (5,833,452)	1,640,726,399 (5,352,537)	1,731,497,258 (4,967,658)	1,815,083,744 (4,720,520)	1,842,402,032 (4,340,476)
過年度保険料	64,641,376 (26,446)	67,725,093 (21,220)	73,337,472 (18,702)	81,587,894 (16,128)	86,233,281 (18,767)	82,757,570 (13,912)
前納保険料	296,227 (2,284)	258,186 (1,525)	257,959 (1,477)	474,007 (2,670)	747,801 (3,681)	736,698 (3,221)
追納保険料	12,842,461	13,918,811	14,404,509	15,566,413	15,109,900	12,241,171

(注) () 内の計数は、付加保険料(再掲)である。

資料：社会保険庁調

第113表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合 計 人 員	641,469	670,487	637,671	652,658	594,584	641,830
金額	361,828,705	389,169,716	387,436,717	411,466,526	380,265,877	414,070,047
老齢基礎年金 人 員	485,084	517,546	492,971	500,480	466,481	513,264
金額	261,714,463	288,697,340	288,104,734	301,799,895	281,820,602	311,508,053
障害基礎年金 人 員	63,734	64,848	64,584	69,725	65,057	70,909
金額	52,933,737	54,575,588	55,804,317	62,095,460	57,934,983	62,917,137
遺族基礎年金 人 員	52,356	50,425	46,640	49,891	46,435	47,729
金額	36,139,936	35,413,114	33,827,545	37,450,560	34,934,312	35,775,661
老 齢 年 金 人 員	3,025	1,944	1,480	1,339	1,183	629
金額	1,921,812	1,419,608	1,201,501	1,251,528	663,486	311,552
通算老齢年金 人 員	29,899	28,733	25,723	24,943	9,825	3,491
金額	5,438,343	5,551,035	5,309,133	5,581,094	1,992,940	548,748
障 害 年 金 人 員	502	429	309	341	358	423
金額	409,798	350,179	254,112	294,308	305,767	361,471
母 子 年 金 人 員	13	3	1	1	—	—
金額	13,053	3,133	1,229	1,313	—	—
準母子年金 人 員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
遺 児 年 金 人 員	2	2	—	—	—	—
金額	1,451	950	—	—	—	—
寡 婦 年 金 人 員	6,854	6,557	5,963	5,938	5,245	5,385
金額	3,256,112	3,158,771	2,934,147	2,992,369	2,613,787	2,647,426

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合 計 人 員	12,758,632	13,559,376	14,812,013	15,152,290	16,010,203	16,987,365
金額	5,709,269,196	6,351,919,128	7,282,054,436	7,973,117,050	8,632,383,686	9,376,718,436
老齢基礎年金 人 員	2,696,967	3,711,921	4,703,976	5,788,202	6,923,614	8,180,227
金額	1,412,501,403	2,055,670,369	2,823,923,168	3,568,628,479	4,325,842,335	5,167,033,489
障害基礎年金 人 員	980,790	1,019,424	1,056,792	1,098,287	1,138,092	1,179,134
金額	834,224,146	877,627,898	958,562,694	999,284,099	1,031,781,024	1,065,251,930
遺族基礎年金 人 員	239,076	250,364	257,513	264,197	266,150	268,640
金額	167,322,818	178,297,551	194,330,456	201,224,172	203,193,387	205,441,383
老 齢 年 金 人 員	6,341,946	6,109,936	5,864,428	5,612,069	5,352,637	5,095,477
金額	2,632,905,936	2,584,084,043	2,629,390,966	2,540,443,667	2,428,766,353	2,317,607,145
通算老齢年金 人 員	2,171,924	2,156,836	2,134,441	2,109,391	2,063,432	2,010,573
金額	410,536,870	415,554,029	436,301,165	436,062,875	428,127,006	418,528,136
障 害 年 金 人 員	244,309	232,635	221,380	210,711	200,396	190,701
金額	201,613,751	194,793,055	195,748,780	187,348,106	177,961,778	169,161,369
母 子 年 金 人 員	25,879	20,101	15,205	11,331	8,139	5,616
金額	23,311,482	18,254,432	14,495,927	10,781,110	7,698,705	5,271,597
準母子年金 人 員	38	20	16	9	6	5
金額	34,253	18,784	15,622	8,878	5,843	5,058
遺 児 年 金 人 員	777	530	344	217	140	86
金額	496,008	350,800	240,048	159,266	102,698	64,197
寡 婦 年 金 人 員	56,926	57,609	57,918	57,876	57,597	56,906
金額	26,322,530	27,268,167	29,045,612	29,176,399	28,904,558	28,354,134

資料：社会保険庁調

6 農業者年金基金

第116表 農業者年金被保険者数

年度末現在 (単位 人・%)

区分 年度	総数	当然加入 被保険者	任意加入 被保険者	30 a 以上 50 a 未満 の経営者	農業生産 法人構成員	後継者	その他
昭和63年度	676,791	419,635	257,156	9,924	1,832	244,754	646
平成元年度	625,756	374,248	251,508	8,727	1,726	240,304	751
2	574,232	330,667	243,565	7,619	1,653	233,511	782
3	525,718	291,220	234,498	6,582	1,555	225,479	882
4	479,648	256,460	223,188	5,704	1,489	215,035	960
5	441,937	228,170	213,767	4,976	1,463	206,259	1,069
6	405,803	203,144	202,659	4,335	1,393	195,825	1,106
7	371,632	180,505	191,127	3,799	1,354	184,850	1,124
8	340,477	160,642	179,835	3,338	1,300	172,501	2,696
9	313,796	144,683	169,113	2,927	1,245	161,241	3,700
9年度構成比	100.0	46.1	53.9	0.9	0.4	51.4	1.2

(注) 任意加入被保険者の内訳欄の「その他」とは、特例任意、高齢任意及び任意継続の被保険者である。(なお、平成8年度以降は、50 a 未満及び配偶者の被保険者を含む。)

資料：農業者年金基金「数字でみる農年」

第117表 農業者年金受給権者状況

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
経営移譲年金 人員 金額	660,559 162,266,104	669,347 137,097,029	671,125 111,595,857	674,181 96,633,252	671,091 87,943,017	669,283 83,091,319
農業者高齢年金 人員 金額	536,673 65,460,042	573,243 72,727,605	607,549 83,911,848	635,353 90,714,064	633,740 92,341,793	624,143 91,928,419

資料：農業者年金基金「数字でみる農年」

第118表 農業者年金年金勘定経理状況

(単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
収 益	801,813,290	797,448,491	823,996,448	793,309,963	630,476,582	624,450,248
(年金給付関係)	796,715,974	792,266,522	818,688,720	787,913,642	624,982,998	618,852,376
保険料収入	70,675,892	70,118,378	68,172,980	65,483,010	61,399,296	58,148,580
運用収入	18,006,243	16,155,296	13,333,360	10,206,117	8,193,985	5,100,770
国庫補助金・負担金収入	104,469,698	104,511,444	108,183,191	101,441,121	89,710,367	79,932,063
支払・責任準備金戻入	565,717,885	564,517,339	578,012,114	610,781,832	439,428,095	437,192,483
雑 益	72,557	35,086	801	1,559	205,997	10,932
当期欠損金	37,773,697	36,928,976	50,986,270	—	26,045,255	38,467,545
(年金給付関係以外)	5,097,316	5,181,969	5,307,728	5,396,321	5,493,584	5,597,872
国庫補助金収入	4,484,440	4,572,867	4,691,012	4,792,112	4,925,318	5,072,861
資産見返補助金収入	4,977	4,647	4,523	4,605	5,157	5,070
運用収入	603,797	600,684	608,914	596,708	560,294	516,581
雑 益	4,100	3,770	3,278	2,894	2,814	3,359
費 用	801,813,290	797,448,491	823,996,448	793,309,963	630,476,582	624,450,248
(年金給付関係)	796,715,974	792,266,522	818,688,720	787,913,642	624,982,998	618,852,376
給付金	230,626,104	212,573,322	206,369,002	192,910,905	185,899,200	176,294,963
支払・責任準備金繰入	564,517,339	578,012,114	610,781,832	439,428,095	437,192,483	440,435,540
雑 損	—	—	—	—	12,188	9,659
保険料還付金	1,572,530	1,681,085	1,537,884	1,540,364	1,879,126	2,112,213
当期利益金	—	—	—	154,034,277	—	—
(年金給付関係以外)	5,097,316	5,181,969	5,307,728	5,396,321	5,493,584	5,597,872
一般管理費	5,096,392	5,181,071	5,307,415	5,396,146	5,492,294	5,596,908
固定資産除却損	322	51	26	13	997	638
当期利益金	601	846	286	161	292	325

資料：農業者年金基金「事業年報」

7 国家公務員共済組合

① 各省各庁組合

第119表 国家公務員共済組合適用状況

年度末現在

区 分	組 合 員 数		
	長期組合員	短期組合員	計
平成4年度 (1992)	< 3 > (3,357) 1,126,944	(31,517) 98	(34,877) 1,127,042
5 (1993)	< 4 > (3,438) 1,123,132	(29,051) 98	(32,493) 1,123,230
6 (1994)	< 1 > (3,487) 1,124,276	(28,106) 99	(31,593) 1,124,375
7 (1995)	(3,441) 1,121,122	(28,514) 97	(31,955) 1,121,219
8 (1996)	(3,529) 1,120,155	(26,951) 98	(30,480) 1,120,253
9 (1997)	(3,680) 1,117,919	(25,979) 97	(29,659) 1,118,113
衆議院	(2) 2,591	(116) —	(118) 2,688
参議院	— 1,333	54 —	— 1,333
総務府	(300) 20,327	(578) —	(878) 20,327
法務省	(9) 30,339	(741) 43	(750) 30,382
外務省	(11) 5,148	(68) 5	(99) 5,153
大蔵省	(448) 72,530	(1,007) 2	(1,455) 72,532
文部省	(295) 138,264	(3,469) 6	(3,764) 138,270
農林水産省	(222) 34,803	(712) 2	(934) 34,805
通商産業省	(511) 12,272	(197) 3	(708) 12,275
運輸省	(682) 37,458	(532) 3	(1,214) 37,461
厚生省	(264) 5,792	(94) 11	(358) 5,803
労働省	(6) 54,510	(1,438) 8	(1,444) 54,518
裁判所	(214) 23,239	(144) —	(358) 23,239
会計検査院	(3) 26,164	(1,390) 8	(1,393) 26,172
刑務所	(23) 1,250	(8) —	(31) 1,250
防衛施設庁	(1) 20,967	(505) —	(506) 20,967
防衛庁	(1) 3,290	(22) —	(23) 3,290
印刷局	— 266,688	2,247 2	— 266,690
造幣局	(1) 5,987	(77) —	(78) 5,987
林野庁	— 1,407	24 —	— 1,407
建設省	(23) 16,096	(1,787) —	(1,810) 16,096
郵政省	(490) 24,169	(450) 2	(940) 24,171
連合会職員	(174) 301,033	(9,875) 2	(10,049) 301,035
	— 12,262	(424) —	— 12,262

(注) 1 長期組合員は短期保険及び長期保険両方の適用者、短期組合員は短期保険のみの適用者である。
 2 長期組合員欄内の()書は、継続長期組合員(公社又は公益等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける組合員)の別掲である。
 3 短期組合員欄内の()書は、任意継続組合員(退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者)の別掲である。
 資料：大蔵省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数	組合員1人当り標準報酬月額		
		長期組合員	短期組合員	平均
(27,424) 1,568,554	(0.87) 1.39	<453,333> (461,055) 351,401	(304,866) 980,000	362,242
(24,715) 1,546,413	(0.85) 1.38	<362,500> (472,184) 360,400	(317,237) 980,000	372,809
(23,953) 1,538,008	(0.85) 1.37	<300,000> (507,374) 371,116	(325,155) 980,000	378,593
(24,347) 1,523,173	(0.85) 1.36	(516,972) 378,364	(331,104) 980,000	388,520
(22,767) 1,509,658	(0.84) 1.35	(521,907) 384,762	(337,905) 980,000	393,799
(22,235) 1,497,692	(0.86) 1.34	(524,383) 389,580	(341,721) 980,000	398,709
(91) 2,313	(0.78) 0.89	(370,000) 443,242	(446,810) —	488,028
(51) 1,453	(0.94) 1.09	(—) 463,316	(449,815) —	511,748
(466) 26,545	(0.81) 1.30	(508,467) 411,399	(322,370) 980,000	428,074
(757) 40,239	(1.02) 1.33	(530,000) 400,528	(380,283) 980,000	415,317
(106) 7,417	(1.20) 1.44	(562,727) 430,130	(429,318) 980,000	465,231
(1,223) 107,387	(1.21) 1.48	(524,040) 420,380	(380,060) 980,000	431,088
(2,751) 195,844	(0.79) 1.42	(441,559) 439,796	(367,138) 980,000	454,855
(621) 55,468	(0.87) 1.59	(515,721) 395,029	(346,728) 980,000	402,413
(206) 16,717	(1.05) 1.36	(531,507) 452,150	(412,944) 980,000	477,475
(497) 65,217	(0.93) 1.74	(550,411) 431,589	(388,684) 980,000	444,760
(72) 6,962	(0.77) 1.20	(493,295) 438,040	(375,532) 980,000	464,110
(605) 46,404	(0.42) 0.85	(493,333) 407,134	(326,335) —	428,659
(118) 29,352	(0.82) 1.26	(563,131) 380,362	(348,750) 980,000	383,077
(1,173) 26,858	(0.84) 1.03	(590,000) 393,521	(329,971) —	423,268
(8) 1,463	(1.00) 1.17	(550,870) 444,264	(441,250) —	468,600
(463) 36,816	(0.92) 1.76	(410,000) 430,086	(376,574) —	435,579
(17) 5,018	(0.77) 1.53	(530,000) 410,134	(328,636) —	421,644
(2,219) 352,558	(0.99) 1.32	(—) 350,194	(318,620) 980,000	354,407
(30) 6,851	(0.39) 1.14	(380,000) 378,062	(347,532) —	383,114
(14) 1,965	(0.58) 1.40	(—) 380,859	(314,167) —	385,720
(1,540) 23,185	(0.86) 1.44	(443,913) 372,606	(288,152) —	375,364
(309) 35,427	(0.69) 1.47	(548,959) 403,131	(305,622) 980,000	408,045
(8,752) 398,188	(0.89) 1.32	(519,138) 374,497	(338,867) 980,000	378,238
(145) 8,045	(0.34) 0.66	(—) 392,005	(332,061) —	418,005

員)の、< >書は特例継続組合員の別掲である。

第130表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区分	合計	退職年金	障害年金	遺族年金	公務傷病年金	公務傷病遺族年金	殉職年金	
平成4年度(1992)	人員	10,236	1,943	15	6,982	274	153	869
	年金額	10,834,643	2,203,934	3,216	5,983,859	891,831	214,308	1,537,495
	1人当り年金額	1,058	1,134	214	857	3,255	1,401	1,769
平成5年度(1993)	人員	9,493	1,670	14	6,576	261	155	817
	年金額	10,306,753	1,940,775	3,252	5,785,847	870,968	222,775	1,483,136
	1人当り年金額	1,086	1,162	232	880	3,337	1,437	1,815
平成6年度(1994)	人員	8,781	1,388	14	6,199	253	147	780
	年金額	9,729,021	1,634,162	3,024	5,576,602	853,321	215,863	1,446,049
	1人当り年金額	1,108	1,177	216	900	3,373	1,468	1,854
平成7年度(1995)	人員	8,085	1,158	13	5,784	238	155	737
	年金額	9,051,671	1,372,395	3,027	5,253,333	810,704	230,496	1,381,716
	1人当り年金額	1,120	1,185	233	908	3,406	1,487	1,875
平成8年度(1996)	人員	7,457	992	9	5,366	235	150	705
	年金額	8,443,124	1,178,202	2,949	4,899,730	806,551	224,460	1,331,232
	1人当り年金額	1,132	1,188	328	913	3,432	1,496	1,888
平成9年度(1997)	人員	6,829	802	7	4,976	225	150	669
	年金額	7,802,544	955,524	2,918	4,571,019	772,661	226,382	1,274,040
	1人当り年金額	1,143	1,191	417	919	3,434	1,509	1,904

(注) 年金支給額の算定上、人員、年金額とも各年度の2月末の数値で表示している。

資料：国家公務員共済組合連合会旧令年金部調

○参考 旧適用法人組合

第131表 国家公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区分	平成3年度(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)
組合員数	504,417	498,496	494,225	486,807	479,142	470,698
旅客鉄道会社等	198,290	197,903	198,493	198,611	197,959	196,300
短期組合員	2	2	2	2	2	2
長期組合員	196,937	197,121	197,531	197,453	196,360	193,386
船員組合員	65	60	65	57	54	40
任意継続組合員	1,262	698	876	1,088	1,534	2,863
継続長期組合員	24	22	19	11	9	9
日本電信電話(株)	280,470	275,134	269,895	262,401	255,738	249,562
普通組合員	270,424	264,351	258,987	247,684	245,682	245,622
船員組合員	164	149	153	149	144	171
短期組合員	2	2	2	2	2	1
任意継続組合員	9,880	10,632	10,753	14,566	9,910	3,768
継続長期組合員	0	0	0	0	0	0
日本たばこ産業(株)	25,657	25,459	25,837	25,795	25,445	24,836
長期組合員	24,894	25,298	25,483	25,213	24,649	23,974
短期組合員	0	0	0	0	0	0
任意継続組合員	763	161	354	582	796	862
継続長期組合員	0	0	0	0	0	0
被扶養者数	943,763	924,893	908,938	889,431	861,314	834,632
旅客鉄道会社等	424,639	414,919	407,001	396,548	379,889	364,693
日本電信電話(株)	479,278	469,821	462,390	453,515	442,595	431,695
日本たばこ産業(株)	39,846	39,653	39,547	39,368	38,830	38,244
組合員1人当たり被扶養者数	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8
旅客鉄道会社等	2.2	2.1	2.1	2.0	1.9	1.9
日本電信電話(株)	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
日本たばこ産業(株)	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5
平均標準報酬月額	378,737	382,303	403,197	416,280	427,381	435,937
旅客鉄道会社等	351,338	370,186	382,349	392,243	399,062	403,705
日本電信電話(株)	397,681	407,216	417,917	434,636	450,153	461,937
日本たばこ産業(株)	383,413	403,071	409,604	414,629	418,829	429,426

(注) 1 旅客鉄道会社等 短期組合員は短期給付のみ適用され、長期組合員、船員組合員は短期及び長期給付が適用される。

2 日本電信電話(株) 普通及び船員組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。

3 日本たばこ産業(株) 長期組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。

4 任意継続組合員は退職後も引き続き短期給付の適用を受けることを希望した者、継続長期組合員は国家公務員又は地方公務員等として転出した後も引き続き長期給付の適用を受ける者である。

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

(ii) 休業給付

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
傷病手当金 組合員1,000人当件数	21.0	22.7	22.2	22.9	22.8	24.1
1件当日数	16.2	15.5	15.6	15.8	15.6	15.5
1日当金額	7,994	8,579	8,965	9,576	10,964	10,984
出産手当金 組合員1,000人当件数	0.7	0.8	0.8	0.8	1.0	1.3
1件当日数	17.8	16.8	18.5	17.9	17.7	17.0
1日当金額	5,464	6,273	6,580	6,495	7,437	7,863
休業手当金 組合員1,000人当件数	4.2	3.9	3.1	2.6	2.2	1.7
1件当日数	3.8	4.0	3.9	4.1	4.5	4.8
1日当金額	5,678	5,887	6,074	6,735	7,387	7,791

(iii) 災害給付

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
弔慰金 組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1件当金額	338,947	365,455	324,444	417,500	395,714	450,667
家族弔慰金 組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1件当金額	308,000	293,462	318,500	303,059	292,833	335,000
災害見舞金 組合員1,000人当件数	0.2	0.1	0.3	1.7	4.1	0.2
1件当金額	586,025	792,800	641,657	567,455	482,716	602,843

資料：大蔵省主計局共済課「国家公務員等共済組合決算事業報告書」

第135表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計 件数	3,741,736	3,747,124	3,743,625	3,741,792	3,759,474	3,763,595
金額	1,210,143,483	1,237,847,527	1,249,956,868	1,270,910,430	1,303,999,316	1,293,205,753
退職共済年金 件数	494,992	535,665	572,755	610,995	669,761	711,036
金額	158,091,661	174,186,384	185,777,142	198,040,491	216,832,461	224,363,871
障害共済年金 件数	1,780	2,273	2,836	3,541	4,383	4,984
金額	270,722	330,857	425,834	520,086	645,198	733,616
遺族共済年金 件数	232,788	280,737	330,773	380,226	431,320	481,859
金額	51,127,690	63,607,745	76,397,799	89,869,747	105,064,626	117,161,281
退職年金 件数	1,877,903	1,815,400	1,753,868	1,693,841	1,632,489	1,570,948
金額	720,159,033	715,048,048	704,352,279	699,142,921	696,608,037	672,522,365
減額退職年金 件数	478,628	474,330	468,810	463,084	456,986	450,993
金額	156,334,368	158,168,947	158,738,545	160,626,575	163,465,287	161,491,878
通算退職年金 件数	5,150	5,009	4,868	4,687	4,565	4,424
金額	524,227	510,185	514,733	502,112	502,907	498,598
退職一時金 件数	3	1	3	10	1	5
金額	3,332	1,935	4,411	23,819	280	4,462
障害年金 件数	25,999	24,944	23,948	22,972	21,526	20,967
金額	6,742,818	6,627,988	6,505,119	6,422,779	6,310,538	6,002,844
障害一時金 件数	3	—	1	1	3	3
金額	3,558	—	1,046	1,988	5,655	4,485
遺族年金 件数	601,292	580,048	558,337	536,477	513,476	494,365
金額	108,625,556	108,197,275	106,330,242	105,077,808	104,195,404	100,384,636
通算遺族年金 件数	602	598	595	590	578	564
金額	22,656	26,075	24,175	24,781	24,885	24,381
死亡一時金 件数	10	9	8	6	5	9
金額	17,571	20,868	16,778	18,569	14,289	27,260
船員年金 件数	—	6,622	6,419	5,937	6,063	5,886
金額	—	2,992,370	2,958,247	2,960,961	2,981,799	2,900,275
公務災害給付 件数	22,586	21,488	20,404	19,425	18,318	17,552
金額	8,220,293	8,128,850	7,910,518	7,677,792	7,347,949	7,085,801

(注) 1 退職一時金には、返還一時金と脱退一時金を、死亡一時金には、特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

(ii) 平成8年度(1996年度)適用法人別内訳

(単位 千円)

区 分	旅客鉄道会社等	日本電信電話㈱	日本たばこ産業㈱	計
利 益	1,058,138,443	645,098,527	83,838,489	1,787,075,458
負 担 金 収 入	479,037,352	236,046,443	42,662,464	757,746,259
掛 金 収 入	94,133,240	111,591,286	11,776,502	217,501,028
基礎年金交付金収入	190,410,622	43,099,789	10,983,826	244,494,238
長期財調交付金収入	2,000,000	—	—	2,000,000
制度間調整交付金収入	143,795,664	114,305,516	15,408,178	273,509,359
旅客鉄道会社等負担金収入	22,000,000	—	—	22,000,000
清算事業団負担金収入	100,000,000	—	—	100,000,000
退職一時金等返還金収入	153,963	13,355	—	167,317
雑 収 入	—	—	52,942	52,942
利息及び配当金等	26,328,659	139,877,454	2,917,694	169,123,807
償 還 差 益	64,809	107,010	36,480	208,298
そ の 他	214,134	57,673	402	272,210
当 期 損 失 金	—	—	—	—
損 失	1,058,138,443	645,098,527	83,838,489	1,787,075,458
長 期 給 付	873,700,209	353,528,344	65,977,200	1,293,205,753
退 職 給 付	694,268,621	308,416,280	55,693,213	1,058,378,114
障 害 給 付	4,452,309	2,003,959	284,677	6,740,945
遺 族 給 付	164,985,919	42,679,492	9,904,888	217,570,298
公務災害給付	6,911,458	161,559	12,784	7,085,801
船 員 給 付	2,900,275	—	—	2,900,275
通算退職年金	158,998	262,704	76,896	498,598
返 還 一 時 金	1,482	290	—	1,772
脱 退 一 時 金	1,257	1,434	—	2,690
特例死亡一時金	19,890	2,626	4,744	27,260
そ の 他	76,838	4,967,284	13,157	5,057,280
償 還 差 損	38,424	—	—	38,424
基礎年金拠出金	56,321,372	64,079,584	6,329,876	126,730,832
制度間調整拠出金	81,795,664	115,598,996	11,408,227	208,802,887
当 期 利 益 金	46,205,938	106,924,317	110,029	153,240,284
年度末現在長期給付積立金	414,859,900	2,005,222,750	80,629,541	2,500,712,191

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第140表 国家公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
利 益	1,883,414	2,132,730	2,173,065	2,265,039	2,595,434	2,502,585
負担金収入(負担金)	1,164,011	1,535,252	1,569,416	1,586,908	2,008,813	1,862,421
国庫補助金収入(補助金)	568,757	567,303	566,076	567,103	574,749	563,872
受取利息等(利息及び配当金)	41,049	28,260	24,250	21,800	10,812	7,252
雑 収 入	629	756	1,095	1,099	1,060	1,026
前期損益修正益	0	359	3	25	—	—
当期損失金	108,968	799	12,226	88,105	—	68,015
当期不足金	—	—	—	—	—	—
損 失	1,883,414	2,132,730	2,173,065	2,265,039	2,595,434	2,502,585
職員給与	2,016	2,145	2,520	2,505	2,505	2,505
厚生費	—	—	—	—	—	—
旅 費	67,934	64,898	64,772	58,159	58,386	63,766
事務 費	572,425	605,434	596,015	622,022	597,309	606,276
その他	1,213,292	1,283,824	1,365,574	1,559,286	1,662,407	1,820,012
財産処分損	37	—	—	104	—	349
当期利益金	27,710	176,429	144,183	22,963	274,827	9,678

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第141表 国家公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
利 益	8,635,303	8,599,055	8,677,749	8,653,130	8,543,716	34,851,000
負担金収入(負担金)	3,077,426	3,144,164	3,222,732	3,276,217	3,295,491	3,349,235
掛金収入(掛金)	3,204,516	3,267,368	3,330,428	3,399,230	3,470,484	3,451,290
国庫補助金収入(補助金)	43,498	9,868	—	—	30,240	83,582
交付金収入	71,116	68,879	74,916	71,419	57,677	56,052
受取利息等(利息及び配当金)	1,024,089	893,119	771,276	667,739	468,417	421,759
相互繰入金	—	—	—	—	—	26,617,148
施設収入	1,083,792	1,048,886	1,049,113	1,041,206	757,557	509,761
雑 収 入	38,235	73,578	62,028	79,269	83,564	85,898
償 還 差 益	7,130	26,669	372	251	6,354	27
そ の 他	62,133	63,869	166,562	115,158	371,961	253,220
前期損益修正益	23,368	2,654	322	2,641	1,970	23,030
損 失	8,635,303	8,599,055	8,677,749	8,653,130	8,543,716	34,851,000
職員給与	24,251	25,323	35,455	36,294	37,298	30,120
厚生費	2,144,007	2,601,272	2,971,095	2,970,547	3,151,352	3,060,549
旅 費	32,010	26,052	23,759	19,516	17,395	16,559
事務 費	54,203	45,452	44,401	27,547	26,705	20,872
その他	2,383,069	2,452,436	2,898,476	2,923,545	2,607,216	2,482,038
財産処分損	159,230	296,015	264,049	189,359	165,289	6,106,001
当期利益金	2,390,533	1,686,505	261,842	662,283	635,300	20,751,157
繰 入 金	1,328,000	1,336,000	2,055,673	1,721,040	1,799,179	1,981,128
相互繰入金	120,000	130,000	123,000	103,000	103,982	402,576

(注) 第140表の(注)参照

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第142表 国家公務員共済組合等所要財源率

平成11年4月1日現在 (単位%)

区分	短期給付			長期給付			
	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	整理資源率	
国家公務員共済組合	衆議院	29.00	29.05	58.05	91.95	92.35	発生額 負担方式
	参議院	28.00	28.05	56.05			
	総理府	43.00	43.05	86.05			
	法務省	40.00	40.05	80.05			
	外務省(本)	33.50	33.55	67.05			
	(在)	16.00	16.05	32.05			
	大蔵省	39.00	39.05	78.05			
	文部省	39.50	39.55	79.05			
	農林水産省	46.00	46.05	92.05			
	通商産業省	37.50	37.55	75.05			
	運輸省	40.00	40.05	80.05			
	厚生省	36.50	36.55	73.05			
	厚生省第二	34.50	34.55	69.05			
	労働省	42.70	42.75	85.45			
	裁判所	37.50	37.55	75.05			
	会計検査院	28.00	28.05	56.05			
	刑務施設庁	42.50	42.55	85.05			
	防衛施設庁	41.00	41.05	82.05			
	防衛庁(自)	28.00	28.05	56.05			
	(文)	37.00	37.05	74.05			
印刷局	37.00	37.05	74.05				
造幣局	47.10	47.15	94.25				
林野庁	57.80	57.85	115.65				
建設省	45.40	45.45	90.85				
連合会職員	35.00	35.05	70.05				
郵政省	39.00	39.05	78.05				
地方職員	52.0 (41.6)	52.0 (41.6)	104.0 (83.2)	103.5 (82.80)	104.7 (83.76)		
公立学校	44.2 (35.36)	44.2 (35.36)	88.4 (70.72)				
警察	52.75 (42.2)	52.75 (42.2)	105.5 (84.4)				
東京都職員	48.6 (38.88)	48.6 (38.88)	97.2 (77.76)				
指定都市職員	49.0~69.47 (39.2~55.576)	49.0~69.47 (39.2~55.576)	98.0~138.94 (78.4~111.152)				
都市職員	51.00~67.06 (40.8~53.648)	51.00~67.06 (40.8~53.648)	102.00~134.12 (81.6~107.296)				
市町村職員	44.0~68.39 (35.2~54.712)	44.0~68.39 (35.2~54.712)	88.00~136.78 (70.4~109.424)				

(注) 1 短期給付における指定都市職員共済組合の率は、札幌市職員共済組合及び名古屋職員共済組合(名古屋市港湾管理組合職員に限る。)のものであり、都市職員共済組合の率は、北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合のものである。
 2 長期給付は一般組合員に係る率である。
 3 財源率は給料に対する率であり、() 書は給料に対する率を標準報酬に対する率とした場合の率(当該財源率を手当率1.25で除した率)である。
 4 短期給付の財源率には、福祉財源率を含む。

資料：大蔵省主計局、自治省及び各共済組合調

8 地方公務員等共済組合

第143表 地方公務員等共済組合適用状況

各年度末現在

区分	組合員数	組合員数					被扶養者数		組合員1人当り本俸月額						
		合計	短期長期	短期	長期	任継	継続長期	被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数	平均	短期長期	短期	長期	任継	継続長期
平成4年度	90	3,386,823	2,914,615	42	401,786	70,238	142	3,869,287 (56,958)	1.3 (0.8)	312,249	312,183	425,071	316,496	290,552	347,542
5	90	3,401,479	2,929,476	33	405,695	66,139	136	3,859,669 (52,917)	1.3 (0.8)	319,904	319,883	450,424	323,292	299,896	352,985
6	90	3,406,139	2,936,133	23	408,060	61,644	279	3,840,337 (49,179)	1.3 (0.8)	332,226	332,603	446,043	333,398	306,467	332,577
7	90	3,401,630	2,931,593	17	407,441	62,211	368	3,816,748 (48,937)	1.3 (0.8)	338,876	339,459	450,294	338,811	311,802	342,432
8	90	3,396,957	2,928,580	11	407,133	60,768	465	3,781,035 (47,105)	1.3 (0.8)	345,662	346,465	456,545	344,458	314,974	350,105
9	90	3,384,335	2,919,451	9	406,135	58,236	504	3,750,310 (45,884)	1.3 (0.8)	352,637	353,781	476,667	349,158	319,487	355,202
地方職員共済組合	1	402,275	383,092	-	14,058	4,884	241	535,310 (3,843)	1.4 (0.8)	347,678	348,538	-	336,126	312,356	370,270
公立学校共済組合	1	1,099,755	1,071,958	-	-	27,771	26	1,192,999 (22,556)	1.1 (0.8)	376,916	377,832	-	-	341,540	404,692
警察共済組合	1	269,155	267,649	-	-	1,424	82	503,015 (1,449)	1.9 (1.0)	364,143	364,387	-	-	316,538	392,463
東京都職員共済組合	1	166,173	164,459	-	-	1,701	13	178,820 (1,023)	1.1 (0.6)	351,390	351,882	-	-	303,287	421,538
指定都市職員共済組合	10	217,010	17,731	-	199,053	226	-	27,064 (201)	1.5 (0.9)	347,320	354,356	-	346,748	299,226	-
市町村職員共済組合	47	1,066,724	979,229	9	65,723	21,623	140	1,266,235 (16,353)	1.3 (0.8)	328,821	327,272	476,667	363,349	294,234	291,400
都市職員共済組合	29	163,243	35,333	-	127,301	607	2	46,867 (459)	1.3 (0.8)	346,282	343,873	-	347,039	327,390	404,500

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみの適用者、「任継」は退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける者である。
 2 本俸月額は各年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。
 3 被扶養者数の()は任意継続組合員の再掲である。
 4 長期の()は特例継続の再掲である。
 5 地方職員共済組合には、団体共済部の団体組合員数を含む。

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第144表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	53,007,735	53,191,802	53,884,973	55,121,826	55,262,788	55,469,018
組合員分	841,418,813	857,123,940	871,538,798	886,466,070	702,351,234	679,785,385
療養の給付	23,700,951	24,135,071	24,540,222	25,318,919	25,600,625	25,932,349
	348,786,656	360,360,869	366,403,932	376,678,349	384,551,193	364,518,366
訪問看護療養の給付	20,876,491	21,012,462	21,088,516	21,502,402	21,466,922	21,345,462
	47,868,416	48,074,754	47,166,342	47,337,116	46,637,335	45,448,762
	317,393,302	326,467,125	327,736,011	331,239,926	337,328,087	316,917,563
	—	—	59	395	695	993
	—	—	273	2,075	3,942	6,813
	—	—	2,116	15,401	31,973	52,536
入院時食事療養の給付	—	—	103,571	306,325	304,160	295,076
	—	—	1,241,097	3,593,954	3,513,997	3,358,612
	—	—	1,839,169	5,462,170	5,227,155	4,696,848
薬剤支給	2,020,091	2,303,420	2,630,149	3,048,227	3,336,372	3,768,115
	11,327,552	13,642,970	15,987,842	19,399,674	20,905,470	21,860,071
療養費	658,828	678,620	714,826	721,965	750,620	772,991
	4,391,326	4,546,805	4,783,406	4,876,511	5,106,708	5,098,484
入院時食事療養費	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	42	29
	—	—	—	—	676	261
看護料	1,332	1,155	757	248	54	27
	28,614	25,043	16,563	4,743	1,189	505
	107,907	93,113	61,705	17,776	4,532	1,887
移送費	80	66	77	69	52	41
	5,767	3,683	4,665	5,062	3,585	3,141
埋葬料	4,061	3,956	3,894	3,909	3,710	3,728
	1,780,430	1,804,536	1,800,496	1,837,677	1,783,250	1,793,900
出産費	45,548	43,869	101,944	41,704	42,200	40,992
育児手当金	13,563,430	13,582,934	14,188,521	13,825,152	14,160,296	14,093,803
	94,520	91,523	—	—	—	—
	226,942	219,703	—	—	—	—
被扶養者分	29,306,784	29,056,531	29,344,751	29,802,807	29,662,161	29,536,689
	292,621,965	296,763,070	305,134,867	309,786,721	317,800,040	315,267,021
療養の給付	25,839,441	25,274,267	25,084,947	25,072,557	24,604,501	23,982,925
	58,198,343	56,253,918	55,759,747	54,618,783	53,010,366	50,857,699
	248,706,821	250,558,882	254,864,840	250,460,814	256,741,401	250,442,007
	—	—	83	822	1,491	2,418
	—	—	375	4,127	8,528	14,246
	—	—	2,286	23,402	53,640	84,314
入院時食事療養の給付	—	—	—	363,527	356,675	348,992
	—	—	—	4,550,392	4,415,413	4,238,210
	—	—	—	6,838,993	6,494,710	5,813,900
薬剤支給	2,884,035	3,202,856	3,671,362	4,138,274	4,975,153	5,151,414
	9,555,366	11,900,928	13,625,188	16,057,120	17,442,152	19,225,451
療養費	510,877	510,682	518,304	527,083	522,373	515,414
	2,704,245	2,767,874	2,872,325	2,937,076	2,989,440	3,024,851
入院時食事療養費	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	12	69
	—	—	—	—	72	56
	—	—	—	—	121	640
高額療養の給付	(90,518)	(93,051)	(95,260)	(96,373)	(98,648)	(104,194)
	6,281,595	6,696,646	6,908,176	7,119,846	7,278,276	8,304,348
高額療養費	(135,381)	(142,269)	(132,725)	(122,845)	(127,841)	(155,392)
	6,591,738	6,949,690	6,842,455	6,422,811	6,802,244	9,124,001
看護料	2,032	1,612	1,182	515	104	45
	48,644	37,938	28,444	12,188	2,673	924
	159,447	124,150	92,082	40,991	8,833	4,193
移送費	61	74	67	77	60	46
	2,396	3,260	3,520	3,070	3,301	2,083
家族埋葬料	18,893	17,868	18,508	17,816	17,428	16,640
	5,884,449	5,862,834	6,163,990	5,978,014	5,968,264	5,757,052
配偶者出産費	51,445	49,172	50,298	45,763	45,962	44,028
	12,735,898	12,498,806	13,760,005	13,904,584	14,017,658	13,484,181

(注) 1 老人保健による給付分を除く。
2 高額療養の給付及び高額療養費の件数は診療費及び療養費の件数の再掲である。
3 入院時食事療養の給付の件数及び日数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。
4 入院時食事療養費の件数及び日数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	26,440	26,407	25,720	347,920	430,931	439,827
	612,564	578,886	545,027	6,709,002	7,700,942	7,755,650
傷病手当金	21,710	21,200	20,312	19,365	19,862	21,559
	479,899	443,759	416,931	406,085	410,501	435,760
出産手当金	1,300	1,333	1,133	1,088	1,238	1,452
	73,813	70,772	55,619	55,519	54,008	52,520
休業手当金	500,515	492,706	403,709	464,486	453,457	452,525
	3,430	3,874	4,275	1,868	1,477	1,317
	58,852	64,355	72,477	30,091	23,252	24,583
	431,767	484,735	583,403	270,407	220,837	237,874
育児休業手当金 (休業中支給分)	—	—	—	314,606	358,069	362,279
	—	—	—	6,217,307	7,213,181	7,242,787
	—	—	—	18,808,205	21,849,833	22,484,956
育児休業手当金 (復職後支給分)	—	—	—	10,993	50,285	53,220
	—	—	—	460,205	4,465,538	5,119,335

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	759	1,625	3,161	11,055	1,861	880
	537,249	891,214	2,761,543	7,129,478	1,161,372	638,487
弔慰金	82	87	98	69	65	70
家族弔慰金	31,309	33,728	42,595	31,084	26,881	30,899
	114	95	123	110	95	91
災害見舞金	33,533	29,611	40,898	36,076	31,028	29,901
	563	1,443	2,940	10,876	1,701	719
	472,407	827,875	2,678,050	7,062,317	1,103,464	577,667

(iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	9,311,435	9,403,055	9,398,453	9,654,562	9,739,092	10,617,730
家族療養費	44,628,841	46,035,145	47,075,065	50,196,781	46,472,910	49,955,617
	6,861,506	6,928,216	6,926,301	7,132,737	7,172,413	6,759,696
家族訪問看護療養費	27,335,006	27,973,016	28,128,688	27,868,361	28,272,852	27,105,081
	—	—	11	600	260	415
看護療養費	—	—	109	23,310	2,571	3,071
出産	36,502	35,789	76,075	33,655	33,462	32,192
配偶者出産費	1,063,338	1,055,848	1,303,348	1,062,315	1,070,475	833,002
	38,295	37,421	38,018	33,788	33,880	32,261
育児手当金	995,380	1,093,955	1,132,805	1,047,088	1,058,015	925,376
	65,981	63,654	—	—	—	—
	343,079	330,555	—	—	—	—
埋葬料	2,741	2,599	2,612	2,593	2,447	2,229
	191,797	185,705	185,970	185,489	192,158	141,368
家族埋葬料	13,702	13,180	13,490	12,714	12,498	11,022
	566,204	558,884	578,094	568,358	568,499	452,056
災害見舞金	847	2,036	3,519	13,807	2,485	1,012
	337,006	624,507	1,766,819	5,372,341	910,445	410,130
傷病手当金	2,596	2,799	2,621	2,543	2,543	2,801
	449,727	493,534	489,583	496,501	516,512	629,001
結婚手当金	57,705	58,702	55,741	53,816	52,632	49,659
	2,798,810	2,867,775	2,704,620	2,802,955	2,757,965	2,623,230
入院附加金	190,801	189,035	183,380	180,079	178,077	161,751
	970,265	956,019	925,262	1,135,777	1,203,300	1,084,641
一部負担金の額等 の払戻し	2,040,759	2,069,444	2,096,507	2,188,152	2,248,395	3,564,692
	9,479,229	9,895,347	9,859,767	9,634,285	9,920,118	15,748,661

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第145表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
組合員分						
件数	20,876,491	21,012,462	21,088,516	21,502,402	21,466,922	21,345,462
日数	47,868,416	48,074,754	47,166,342	47,337,116	46,637,335	45,448,762
金額	317,393,302	326,467,125	327,736,011	331,239,926	337,328,087	316,917,563
一般診療						
件数	16,921,788	17,040,234	17,125,745	17,561,526	17,416,105	17,278,470
日数	37,632,851	37,412,640	36,887,879	37,128,489	36,308,134	35,166,708
金額	266,435,637	274,438,370	275,590,043	279,143,201	281,932,759	264,050,924
入院						
件数	344,399	339,811	341,134	333,213	333,054	323,979
日数	4,432,505	4,354,100	4,240,477	4,082,205	4,044,906	3,885,026
金額	90,061,990	92,329,803	92,511,791	89,930,689	92,926,612	88,457,089
外来						
件数	16,577,389	16,700,423	16,784,611	17,228,313	17,083,051	16,954,491
日数	33,200,346	33,058,540	32,647,402	33,046,284	32,263,228	31,281,682
金額	176,373,647	182,108,567	183,078,252	189,212,512	189,006,147	175,593,835
歯科診療						
件数	3,954,703	3,972,228	3,962,771	3,940,876	4,050,817	4,066,992
日数	10,235,565	10,662,114	10,278,463	10,208,627	10,329,201	10,282,054
金額	50,957,665	52,028,755	52,145,968	52,096,726	55,395,328	52,866,639
被扶養者分						
件数	25,839,441	25,274,267	25,084,947	25,072,557	24,804,501	23,982,925
日数	58,198,343	56,253,918	55,759,747	54,618,783	53,010,366	50,857,699
金額	248,706,821	250,558,882	254,864,840	250,460,814	256,741,401	250,442,007
一般診療						
件数	21,032,319	20,538,293	20,480,078	20,565,566	20,154,597	19,649,601
日数	47,142,483	45,415,536	45,210,248	44,285,128	42,924,260	41,170,533
金額	212,139,394	213,995,708	218,904,993	215,221,177	221,018,491	215,517,669
入院						
件数	410,375	402,402	411,210	399,386	399,378	383,993
日数	5,599,977	5,422,210	5,429,260	5,199,024	5,112,937	4,923,247
金額	82,636,368	83,991,386	85,934,212	79,795,332	83,489,506	82,108,134
外来						
件数	20,621,944	20,135,891	20,068,868	20,166,180	19,755,219	19,265,608
日数	41,542,506	39,993,326	39,780,988	39,086,104	37,811,323	36,247,286
金額	129,503,026	130,004,322	132,970,781	135,425,845	137,528,985	133,409,535
歯科診療						
件数	4,807,122	4,735,974	4,604,869	4,506,991	4,449,904	4,333,324
日数	11,055,860	10,838,382	10,549,499	10,333,655	10,086,106	9,687,166
金額	36,567,426	36,563,174	35,959,847	35,239,637	35,722,911	34,924,338

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料: 自治省行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第146表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
《組合員分》						
診療費						
組合員1,000人当件数	6,994	7,015	7,035	7,182	7,181	7,169
組合員1人当金額	106,331	108,997	109,325	110,641	112,844	106,431
診療1件当日数	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.1
診療1件当金額	15,203	15,537	15,541	15,405	15,714	14,847
一般診療						
組合員1,000人当件数	5,669	5,689	5,713	5,866	5,826	5,803
組合員1人当金額	89,260	91,626	91,930	93,240	94,313	88,677
診療1件当日数	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0
診療1件当金額	15,745	16,105	16,092	15,895	16,188	15,282
入院						
組合員1,000人当件数	115	113	114	111	111	109
組合員1人当金額	30,172	30,826	30,860	30,039	31,086	29,707
診療1件当日数	12.9	12.8	12.4	12.3	12.1	12.0
診療1件当金額	261,505	271,709	271,189	269,889	279,014	273,033
入院外						
組合員1,000人当件数	5,554	5,576	5,599	5,755	5,715	5,694
組合員1人当金額	59,088	60,800	61,071	63,201	63,227	58,970
診療1件当日数	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8
診療1件当金額	10,639	10,904	10,908	10,983	11,064	10,357
歯科診療						
組合員1,000人当件数	1,325	1,326	1,322	1,316	1,355	1,366
組合員1人当金額	17,072	17,371	17,395	17,401	18,531	17,754
診療1件当日数	2.6	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5
診療1件当金額	12,885	13,098	13,159	13,220	13,675	12,999
看護料						
組合員1,000人当日数	10	8	6	2	0.4	0.2
1日当金額	3,771	3,718	3,725	3,748	3,812	3,737
埋葬料						
組合員1,000人当件数	1	1	1	1	1	1
出産費						
組合員1,000人当件数	15	15	34	14	14	14
育児手当金						
組合員1,000人当件数	32	31	—	—	—	—
《被扶養者分》						
診療費						
組合員1,000人当件数	8,657	8,438	8,368	8,375	8,231	8,054
組合員1人当金額	83,320	83,653	85,017	83,659	85,886	84,107
診療1件当日数	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1
診療1件当金額	9,625	9,914	10,160	9,989	10,435	10,443
一般診療						
組合員1,000人当件数	7,046	6,857	6,832	6,869	6,742	6,599
組合員1人当金額	71,070	71,446	73,021	71,888	73,935	72,378
診療1件当日数	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
診療1件当金額	10,086	10,419	10,689	10,465	10,966	10,968
入院						
組合員1,000人当件数	137	134	137	133	134	129
組合員1人当金額	27,684	28,042	28,666	26,653	27,929	27,575
診療1件当日数	13.6	13.5	13.2	13.0	12.8	12.8
診療1件当金額	201,368	208,725	208,979	199,795	209,049	213,827
入院外						
組合員1,000人当件数	6,909	6,723	6,694	6,736	6,609	6,470
組合員1人当金額	43,385	43,404	44,356	45,235	46,006	44,803
診療1件当日数	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9
診療1件当金額	6,280	6,456	6,626	6,715	6,962	6,925
歯科診療						
組合員1,000人当件数	1,610	1,581	1,536	1,505	1,489	1,455
組合員1人当金額	12,251	12,207	11,995	11,771	11,950	11,729
診療1件当日数	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2
診療1件当金額	7,607	7,720	7,809	7,819	8,028	8,059
看護料						
組合員1,000人当日数	16	13	9	4	0.9	0.3
1日当金額	3,278	3,272	3,237	3,363	3,305	4,538
埋葬料						
組合員1,000人当件数	6	6	6	6	6	6
配偶者出産費						
組合員1,000人当件数	17	16	17	15	15	15

(注) 第143表の(注)1参照

(ii) 休業給付

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合 計 組合員1,000人当件数	8.9	8.8	8.6	116.2	144.2	147.7
1 日 当 金 額	8,302	8,435	9,001	3,608	4,076	4,311
1 件 当 金 額	192,332	184,902	190,736	68,570	72,846	76,014
傷病手当金 組合員1,000人当件数	7.3	7.1	6.8	6.5	6.6	7.2
1 日 当 金 額	8,654	8,800	9,399	10,347	10,723	11,791
1 件 当 金 額	191,294	184,211	192,922	216,968	221,623	238,329
出産手当金 組合員1,000人当件数	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
1 日 当 金 額	6,781	6,962	7,258	8,366	8,396	8,616
1 件 当 金 額	385,012	369,622	356,319	426,917	366,282	311,656
休業手当金 組合員1,000人当件数	1.1	1.3	1.4	0.6	0.5	0.4
1 日 当 金 額	7,336	7,532	8,049	8,986	9,498	9,676
1 件 当 金 額	125,880	125,125	136,469	144,757	149,517	180,618
育児休業手当金 組合員1,000人当件数	—	—	—	105.1	119.8	121.7
(休業中支給分) 1 日 当 金 額	—	—	—	3,025	3,029	3,104
1 件 当 金 額	—	—	—	59,783	61,021	62,065
育児休業手当金 組合員1,000人当件数	—	—	—	3.7	16.8	17.9
(復職後支給分) 1 件 当 金 額	—	—	—	41,863	88,805	96,192

(iii) 災害給付

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合 計 組合員1,000人当件数	0.3	0.5	1.1	3.7	0.6	0.3
1 件 当 金 額	707,838	548,439	873,630	644,910	624,058	725,531
弔 慰 金 組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1 件 当 金 額	381,817	387,678	434,643	450,493	413,554	441,414
家族弔慰金 組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1 件 当 金 額	294,149	311,695	332,504	327,964	326,611	328,582
災害見舞金 組合員1,000人当件数	0.2	0.5	1.0	3.6	0.6	0.2
1 件 当 金 額	839,089	573,718	910,901	649,349	648,715	803,431

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第147表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合 計 件 数	9,041,982	9,429,191	9,778,198	10,031,834	10,358,134	10,685,990
金 額	3,300,034,971	3,448,572,205	3,616,974,348	3,817,568,080	3,880,497,398	3,937,608,884
退職共済年金 件 数	2,328,975	2,746,896	3,154,973	3,426,013	3,790,987	4,137,534
金 額	942,881,137	1,077,768,056	1,216,199,210	1,372,920,987	1,470,971,163	1,566,933,282
障害共済年金 件 数	21,887	26,357	30,653	34,805	38,773	43,143
金 額	4,245,520	4,964,298	5,681,012	6,270,706	6,867,918	7,495,621
遺族共済年金 件 数	699,967	828,526	947,319	1,086,249	1,217,834	1,361,041
金 額	163,107,533	196,782,821	233,075,850	274,146,548	308,062,354	342,427,560
退 職 年 金 件 数	4,421,168	4,293,928	4,160,571	4,039,340	3,899,950	3,763,544
金 額	1,869,313,330	1,851,694,918	1,846,037,699	1,847,170,286	1,786,154,711	1,721,846,823
減額退職年金 件 数	145,325	148,381	142,554	142,950	140,935	139,797
金 額	43,182,146	43,751,560	44,494,985	45,597,929	44,944,397	44,283,821
通算退職年金 件 数	272,785	265,123	255,757	249,129	240,521	231,863
金 額	33,018,482	32,656,521	32,456,323	32,418,123	31,282,811	30,086,068
障 害 年 金 件 数	113,416	109,038	104,637	95,897	91,484	87,093
金 額	40,195,756	38,182,449	36,350,289	35,475,942	33,786,533	31,852,310
遺 族 年 金 件 数	1,020,035	992,986	964,441	940,497	921,349	886,353
金 額	202,816,431	201,500,250	201,434,863	202,349,656	197,153,466	191,409,465
通算遺族年金 件 数	18,259	17,797	17,127	16,804	16,113	15,448
金 額	996,287	982,906	976,313	977,839	940,213	897,114
退 職 一 時 金 件 数	—	—	1	—	—	—
金 額	△339	△1,713	△2,291	△219	△511	—
脱 退 一 時 金 件 数	22	28	20	24	13	22
金 額	56,547	76,317	43,703	68,068	33,836	84,576
返 還 一 時 金 件 数	75	78	76	57	89	86
金 額	104,989	106,654	110,947	70,524	143,631	151,828
障 害 一 時 金 件 数	12	6	12	8	7	7
金 額	20,120	10,698	20,292	14,221	12,295	16,851
特例死亡一時金 件 数	30	21	29	19	32	24
金 額	61,505	46,297	67,332	57,075	101,039	88,134
死 亡 一 時 金 件 数	26	26	28	37	19	18
金 額	35,528	50,173	27,819	27,967	19,393	15,871
短期在留脱退一時金 件 数	—	—	—	5	28	17
金 額	—	—	—	2,436	24,149	19,559

(注) 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第148表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計人員	94,193	91,787	91,841	128,181	83,008	89,000
金額	209,644,178	204,868,456	210,402,254	310,257,351	177,202,531	194,863,522
退職共済年金人員	69,397	66,639	65,579	101,330	54,999	61,115
金額	173,891,664	167,065,343	169,818,896	268,231,676	133,440,613	151,851,583
障害共済年金人員	1,092	1,021	1,166	1,139	1,330	1,354
金額	1,174,732	1,157,957	1,320,293	1,315,318	1,507,175	1,560,079
遺族共済年金人員	22,446	22,495	24,189	24,791	25,966	26,047
金額	31,861,430	32,837,887	37,211,429	38,429,810	40,561,801	40,512,632
退職年金人員	729	1,179	551	651	460	259
金額	1,989,723	3,191,690	1,594,991	1,931,492	1,397,938	713,242
減額退職年金人員	203	174	120	94	70	61
金額	309,437	271,453	192,971	144,958	101,308	86,658
通算退職年金人員	50	47	51	36	45	62
金額	19,220	18,115	14,647	10,246	11,588	10,673
障害年金人員	160	111	75	64	65	38
金額	296,480	219,932	144,021	120,524	112,928	69,116
遺族年金人員	111	117	105	75	71	61
金額	100,984	104,778	103,661	73,061	68,212	59,005
通算遺族年金人員	5	4	5	1	2	3
金額	508	1,303	1,346	266	967	535

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料：自治省行政局調

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計人員	1,542,003	1,600,137	1,654,245	1,747,074	1,792,994	1,847,915
金額	3,399,700,915	3,544,273,347	3,804,816,379	4,005,268,821	4,043,722,505	4,105,903,059
退職共済年金人員	402,393	464,974	525,324	623,107	675,501	736,047
金額	992,734,484	1,126,228,878	1,296,724,253	1,511,893,958	1,585,015,992	1,681,127,535
障害共済年金人員	6,904	8,152	9,398	10,652	12,013	13,319
金額	8,554,586	10,066,164	11,752,994	13,219,975	14,768,728	16,196,682
遺族共済年金人員	133,728	155,549	178,033	201,198	223,773	246,790
金額	189,142,907	224,442,116	270,745,408	308,270,375	343,722,286	379,230,137
退職年金人員	733,259	712,430	689,242	666,490	642,992	619,657
金額	1,878,405,142	1,856,239,400	1,890,711,243	1,843,107,255	1,780,443,708	1,717,821,879
減額退職年金人員	24,424	24,331	24,129	23,900	23,645	23,371
金額	43,986,186	44,479,897	46,360,682	46,210,226	45,681,488	45,543,915
通算退職年金人員	45,135	43,842	42,463	41,044	39,551	38,203
金額	33,305,014	32,882,478	33,593,266	32,733,359	31,598,124	30,558,734
障害年金人員	20,640	19,423	18,480	17,749	17,042	16,370
金額	44,333,388	42,084,015	41,706,045	40,147,693	38,317,422	36,621,398
遺族年金人員	172,434	168,450	164,270	160,124	155,782	151,565
金額	208,239,871	206,866,555	212,215,922	208,712,927	203,243,431	197,905,424
通算遺族年金人員	3,086	2,986	2,906	2,810	2,695	2,593
金額	999,339	983,845	1,006,566	973,053	931,326	897,355

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第149表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
《年金》						
新規裁定	2,225,687	2,231,999	2,290,940	2,420,463	2,134,764	2,189,478
退職共済年金	2,505,752	2,507,021	2,589,532	2,647,110	2,426,237	2,484,686
障害共済年金	1,075,762	1,134,140	1,132,327	1,154,801	1,133,214	1,152,200
遺族共済年金	1,419,470	1,459,786	1,538,362	1,550,152	1,562,112	1,555,367
退職年金	2,729,387	2,707,116	2,894,721	2,966,962	3,038,996	2,753,830
減額退職年金	1,524,320	1,560,075	1,608,092	1,542,106	1,447,257	1,420,623
通算退職年金	384,400	385,426	287,196	284,611	275,511	172,145
障害年金	1,853,000	1,981,369	1,920,280	1,883,188	1,737,354	1,818,842
遺族年金	909,766	895,538	987,248	974,147	960,732	967,295
通算遺族年金	101,600	325,750	269,200	266,000	483,500	178,333
年度末現在	2,204,730	2,214,981	2,300,032	2,292,558	2,255,291	2,221,911
退職共済年金	2,467,077	2,422,133	2,468,428	2,426,379	2,346,430	2,283,995
障害共済年金	1,239,077	1,234,809	1,250,585	1,241,079	1,229,395	1,216,058
遺族共済年金	1,414,385	1,442,903	1,520,760	1,532,174	1,536,031	1,536,651
退職年金	2,561,721	2,605,504	2,743,175	2,765,394	2,768,998	2,772,214
減額退職年金	1,800,941	1,828,116	1,921,368	1,933,482	1,931,972	1,948,736
通算退職年金	737,898	750,022	791,119	797,519	798,921	799,904
障害年金	2,147,935	2,166,710	2,256,821	2,261,969	2,248,411	2,237,104
遺族年金	1,207,650	1,228,059	1,291,873	1,303,446	1,304,666	1,305,746
通算遺族年金	323,830	329,486	346,375	346,282	345,576	346,068
《一時金》						
脱退一時金	2,570,318	2,725,607	2,185,150	2,836,167	2,602,769	3,844,363
返還一時金	1,399,853	1,367,359	1,459,829	1,237,263	1,613,831	1,765,442
障害一時金	1,676,667	1,783,000	1,691,000	1,777,625	1,756,429	2,407,286
特例死亡一時金	2,050,167	2,204,619	2,321,793	3,003,947	3,157,469	3,672,250
死亡一時金	1,366,462	1,929,731	993,536	755,865	1,020,684	881,722

資料：自治省行政局調

第150表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区	分	平成4年度('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)
収	入	1,162,666,858	1,197,625,763	1,245,528,677	1,309,231,557	1,346,743,810	1,348,351,250
負担金		493,481,734	508,851,232	528,591,006	547,005,084	557,728,422	571,460,464
掛金		492,872,507	507,935,139	527,294,828	536,923,240	548,384,239	562,213,545
任意継続掛金		22,347,669	21,201,235	20,863,633	21,562,661	21,165,875	20,354,722
利息及び配当金		18,175,835	14,933,413	14,714,589	12,096,481	9,811,257	9,426,649
雑収		68,728	89,333	52,641	29,478	46,973	43,397
その他		25,770,645	27,777,966	28,291,783	35,993,181	36,199,447	40,352,913
交付金		—	—	—	—	—	—
前年度繰越支払準備金		108,835,264	115,031,012	117,887,655	120,723,191	126,657,572	128,870,998
償還差益		27,363	11,837	41,157	8,316	15,470	443,162
当期不足金		1,087,113	1,794,596	7,791,385	34,889,924	46,734,555	15,185,400
支	出	1,162,666,858	1,197,625,763	1,245,528,677	1,309,231,557	1,346,743,810	1,348,351,250
保健給付		635,232,653	650,875,566	665,173,353	679,849,968	695,687,265	673,357,440
直営保健給付		6,186,440	6,248,374	6,365,446	6,616,101	6,663,969	6,427,945
災害給付		537,249	891,214	2,761,543	7,129,478	1,161,372	638,467
休業給付		5,085,265	4,882,715	4,905,740	24,204,880	31,391,533	33,432,833
一部負担金返還金		3,786	5,829	4,173	3,557	3,520	14,083
一部負担金払戻金		9,478,884	9,934,270	9,858,537	9,630,728	9,916,598	15,737,209
老人保健拠出金		238,339,518	255,302,428	274,288,423	289,790,305	318,242,564	323,854,074
退職者給付拠出金		61,862,997	65,444,073	79,172,265	84,277,977	86,717,732	88,798,364
退職給付金		35,056,931	36,139,797	37,215,297	40,562,496	36,552,792	34,206,956
繰入金		977,000	1,017,000	2,303,917	2,209,050	950,000	1,010,000
その他		15,095,027	17,416,284	18,682,131	36,509,171	26,780,091	33,289,771
当期利益金		39,780,097	31,580,557	24,074,662	1,790,273	3,805,374	11,865,452
次年度繰越支払準備金		115,031,012	117,887,655	120,723,191	126,657,572	128,870,998	125,718,657
次年度繰越交付金準備金		—	—	—	—	—	—

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第151表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区	分	平成4年度('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)
収	入	23,012,784,512	24,069,474,536	25,108,335,107	26,478,518,127	27,515,998,869	28,572,807,888
負担金		2,823,406,299	2,899,616,562	3,008,220,427	3,199,456,155	3,310,440,522	3,390,802,798
掛金		1,086,673,472	1,119,817,118	1,201,191,885	1,360,369,672	1,408,046,244	1,473,162,615
基礎年金交付金		462,892,826	462,350,472	473,610,272	527,576,282	537,065,981	520,825,910
利息及び配当金		1,248,994,934	1,228,492,963	1,160,025,508	1,143,757,972	1,083,256,399	1,093,063,053
その他の収入		1,470,859,545	1,470,606,877	1,491,636,140	1,658,720,342	1,699,124,319	1,723,563,223
償還差益		3,892,008	5,288,838	4,313,306	5,149,818	4,383,350	2,131,487
前年度繰越支払準備金		28,628	31,436	30,966	32,163	27,774	36,626
前年度繰越長期給付積立金		15,915,980,820	16,883,260,012	17,769,306,603	18,583,455,722	19,473,654,281	20,369,222,175
当期不足金		55,980	10,259	—	—	—	—
支	出	23,012,784,512	24,069,474,536	25,108,335,107	26,478,518,127	27,515,998,869	28,572,807,888
退職給付		2,886,525,984	3,004,241,643	3,137,760,691	3,296,865,898	3,332,324,466	3,362,326,594
障害給付		44,409,669	43,119,713	42,013,740	41,728,466	40,636,751	39,336,313
遺族給付		362,373,277	394,872,139	431,238,321	473,417,298	502,343,837	531,122,558
制度間調整拠出金		21,590,210	18,244,574	18,188,016	11,817,210	11,810,745	1,987,223
基礎年金拠出金		584,262,958	622,423,320	665,186,892	735,102,619	772,786,724	802,124,721
業務経理へ繰入金		1,483,916	1,652,688	1,711,687	1,770,153	1,938,584	2,073,962
その他		1,466,988,859	1,464,231,448	1,493,432,022	1,656,177,208	1,698,868,912	1,741,197,875
当期利益金		762,016,521	751,629,916	735,516,273	787,821,138	786,121,453	800,196,496
次年度繰越支払準備金		31,242	30,966	32,163	27,774	36,626	43,999
次年度繰越長期給付積立金		16,883,101,877	17,769,028,129	18,583,255,305	19,473,790,363	20,369,130,768	21,292,398,146
年度末現在長期給付積立金		23,974,901,757	25,612,461,858	27,182,201,374	28,840,557,570	30,522,019,428	32,245,483,770

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第152表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区	分	平成4年度(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)	9(1997)
収	入	25,326,529	28,328,714	29,210,819	29,456,038	31,080,358	31,269,062
負担金		20,370,032	23,536,743	24,126,893	24,682,389	25,996,978	26,097,718
補助金		313,152	357,869	326,005	307,599	317,854	318,511
繰入金		2,476,837	2,686,310	2,807,122	2,888,823	3,098,315	3,286,102
利息及び配当金		1,066,637	887,870	753,191	399,246	292,819	325,528
その他		657,087	698,274	992,369	972,740	1,020,880	1,064,273
不足金		442,785	161,648	205,232	205,241	353,514	176,930
支	出	25,326,529	28,328,714	29,210,819	29,456,038	31,080,358	31,269,062
報酬		431,341	421,105	423,683	422,021	426,028	434,080
職員給与		12,977,057	13,211,801	13,379,333	13,612,449	13,863,030	14,310,750
厚生費		31,125	31,299	29,706	30,843	31,744	32,409
旅費		653,223	602,687	653,965	590,725	595,947	500,455
事務費		1,908,679	1,867,689	2,023,992	2,051,605	2,009,131	1,935,906
その他		8,828,398	8,540,012	9,462,225	9,632,447	10,663,916	10,575,835
当期利益金		496,707	3,654,123	3,237,911	3,115,947	3,490,562	3,479,627

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第153表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区	分	平成4年度(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)	9(1997)
収	入	70,866,707	79,852,150	83,835,715	85,668,639	86,959,738	92,155,119
負担金		28,547,688	33,409,344	34,969,977	37,310,530	38,288,121	38,289,076
掛金		28,355,700	31,260,530	32,785,697	32,684,890	33,653,874	33,592,626
補助金		4,274,667	4,436,552	5,520,120	5,717,917	5,764,828	5,546,515
利息及び配当金		1,609,364	1,214,975	1,238,902	903,710	689,923	582,554
繰入金受入		4,327,100	3,750,454	5,900,034	4,294,877	4,573,245	6,362,950
その他		1,520,510	1,645,170	1,612,032	1,670,582	1,697,567	1,596,244
施設収入		1,109,708	1,049,665	1,091,603	1,195,195	1,602,290	1,928,233
当期不足金		1,121,970	3,085,458	717,350	1,890,939	689,890	4,256,921
支	出	70,866,707	79,852,150	83,835,715	85,668,639	86,959,738	92,155,119
職員給与		3,114,483	3,207,158	3,354,841	3,456,898	3,642,008	3,723,953
厚生費		34,545,392	36,367,866	38,326,974	40,706,710	40,525,989	41,533,081
旅費		316,770	310,032	319,915	291,875	268,660	225,523
事務費		452,605	435,668	469,518	490,403	439,166	436,486
他経理への繰入金		17,443,915	26,250,969	24,838,291	26,983,852	27,346,354	34,529,783
その他		7,878,820	4,095,648	4,305,241	4,811,189	4,813,883	5,420,913
当期利益金		7,114,721	9,184,811	12,220,932	8,927,713	9,923,678	6,285,380

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

9 私立学校教職員共済

第154表 私立学校教職員共済適用状況 (学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者1人当り被扶養者数
						短期(甲乙任継)	長期(甲丙)			
平成4年度(1992)	423,174	384,872	22,129(21,970)	3,107	13,066	420,067	387,979	13,602	376,453	0.89
5(1993)	431,303	390,623	23,380(23,223)	3,121	14,179	428,182	393,744	13,663	378,677	0.88
6(1994)	437,378	394,656	24,697(24,543)	3,101	14,924	434,277	397,757	13,715	381,480	0.87
7(1995)	441,501	396,544	25,590(25,447)	3,059	16,308	438,442	399,603	13,671	382,457	0.87
8(1996)	444,383	397,800	26,396(26,260)	3,020	17,167	441,363	400,820	13,719	382,396	0.86

(注) 乙種の()内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者1人当り被扶養者数
									短期	長期			
平成9年度(1997)	446,387	398,356	41	139	26,571	2,993	0	18,287	443,384	401,390	13,774	381,481	0.86
大学	165,184	152,706	6	—	10,949	1,523	—	—	163,661	154,235	484	162,760	0.99
短大	27,494	24,132	2	—	3,063	297	—	—	27,197	24,431	495	24,494	0.90
高专	205	199	—	—	6	—	—	—	205	199	3	307	1.50
高校	85,659	81,470	2	—	3,837	350	—	—	85,309	81,822	1,310	107,370	1.26
中学	11,643	11,188	1	—	337	117	—	—	11,526	11,306	602	11,989	1.04
小学	3,818	3,647	1	—	127	43	—	—	3,775	3,691	166	3,208	0.85
幼稚園	91,540	85,799	23	16	5,702	—	—	—	91,540	85,822	8,599	20,174	0.22
盲・ろう	367	345	—	—	22	—	—	—	367	345	16	254	0.69
各種	9,522	8,958	4	123	437	—	—	—	9,522	8,962	429	9,267	0.97
専修	31,409	28,661	2	—	2,083	663	—	—	30,746	29,326	1,644	27,049	0.88
事業団	1,259	1,251	—	—	8	—	—	—	1,259	1,251	26	1,377	1.09
任継	18,287	—	—	—	—	—	—	18,287	18,287	—	—	13,232	0.72

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となった。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になった。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第155表 私立学校教職員共済平均標準給与月額 (学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲	
						短期(甲乙任継)	長期(甲丙)
平成4年度(1992)	330,101	326,586	425,836	414,875	251,326	329,474	314,200
5(1993)	340,651	337,159	435,732	421,503	262,271	340,061	322,561
6(1994)	349,531	345,928	442,478	450,471	270,019	348,810	337,382
7(1995)	356,371	352,852	450,514	455,213	275,661	355,681	343,239
8(1996)	362,455	358,847	459,093	459,061	280,470	361,794	348,348

区分	合計	甲1・甲2		乙1・2	丙1・2	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成9年度(1997)	368,427	365,123	352,864	464,111	462,529	285,243	367,792	353,682
大学	435,002	421,261	399,365	617,663	499,618	—	434,401	400,354
短大	423,389	415,709	402,086	486,451	397,104	—	423,676	402,025
高专	508,078	508,523	484,352	493,333	—	—	508,078	484,352
高校	416,873	418,163	409,710	385,412	461,337	—	416,690	409,931
中学	414,758	415,530	406,621	380,166	440,513	—	414,496	406,972
小学	398,364	397,428	390,638	404,583	459,349	—	397,669	391,439
幼稚園	216,130	212,051	210,843	277,364	—	—	216,130	210,843
盲・ろう	311,755	307,780	307,258	374,091	—	—	311,755	307,258
各種	308,431	305,916	297,593	348,675	—	—	308,431	297,593
専修	327,445	325,243	318,454	331,029	411,357	—	325,635	320,554
事業団	369,374	369,074	352,831	416,250	—	—	369,374	352,831
任継	285,243	—	—	—	—	285,243	285,243	—

(注) 第154表の(注)参照

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第3部 社会保障関係統計資料編

第156表 私立学校教職員共済加入者数 (標準給与等級別)

平成10年3月末現在

標準給与 等級	月額 (千円)	短期 (除任継)			長期			任継給与 (千円)	任 継		
		計	男	女	計	男	女		計	男	女
合計		425,107	211,967	213,140	401,390	191,894	209,496		18,287	12,070	6,217
第1級	92	1,890	691	1,199	1,423	412	1,011	98以下	380	205	175
2	98	1,006	395	611	675	187	488	100	48	30	18
3	104	823	184	639	719	110	609	104	42	14	28
4	110	1,031	282	749	879	174	705	105	74	49	25
5	118	1,535	398	1,137	1,346	283	1,063	110	36	12	24
6	126	2,171	487	1,684	1,984	342	1,642	112	95	57	38
7	134	3,410	620	2,790	3,189	458	2,731	118	36	11	25
8	142	4,740	716	4,024	4,495	519	3,976	119	167	79	88
9	150	7,449	1,245	6,204	7,065	956	6,109	126	40	14	26
10	160	10,723	1,325	9,398	10,296	993	9,303	133	158	100	58
11	170	13,456	1,406	12,050	13,004	1,040	11,964	134	83	40	43
12	180	14,450	1,578	12,872	14,047	1,267	12,780	140	167	94	73
13	190	13,471	1,795	11,676	13,088	1,488	11,600	142	281	147	134
14	200	17,972	3,474	14,498	17,219	2,852	14,367	150	126	47	79
15	220	21,979	5,460	16,519	21,087	4,649	16,438	154	336	153	183
16	240	20,944	6,098	14,846	20,186	5,423	14,763	160	115	40	75
17	260	20,579	7,065	13,514	19,696	6,314	13,382	168	410	158	252
18	280	19,261	7,368	11,893	18,549	6,778	11,771	170	420	150	270
19	300	18,280	7,777	10,503	17,419	7,074	10,345	180	160	76	84
20	320	16,489	7,746	8,743	15,778	7,128	8,650	182	419	166	253
21	340	15,547	8,110	7,437	14,887	7,528	7,359	190	148	69	79
22	360	14,537	8,155	6,382	13,943	7,636	6,307	196	569	297	272
23	380	17,004	10,233	6,771	16,316	9,667	6,649	200	182	92	90
24	410	19,222	12,471	6,751	18,254	11,701	6,553	210	783	395	388
25	440	17,649	11,898	5,751	16,942	11,305	5,637	220	145	72	73
26	470	16,905	11,924	4,981	16,271	11,375	4,896	224	141	67	74
27	500	16,520	12,042	4,478	15,925	11,516	4,409	238	747	433	314
28	530	15,617	11,752	3,865	15,108	11,298	3,810	240	146	66	80
29	560	14,102	11,108	2,994	13,647	10,723	2,924	252	751	486	265
30	590	12,661	10,245	2,416	12,953	10,698	2,255	260	172	94	78
31	620	11,113	9,429	1,684	—	—	—	266	688	448	240
32	650	9,271	8,075	1,196	—	—	—	280	245	135	110
33	680	7,834	6,960	874	—	—	—	287	589	405	184
34	710	7,754	7,030	724	—	—	—	300	226	122	104
35	750	6,969	6,426	543	—	—	—	308	511	354	157
36	790	4,555	4,248	307	—	—	—	320	264	140	124
37	830	2,515	2,364	151	—	—	—	329	402	297	105
38	880	1,422	1,326	96	—	—	—	340	281	147	134
39	930	657	619	38	—	—	—	350	430	330	100
40	980	1,594	1,442	152	—	—	—	351	7,274	5,979	1,295

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第157表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	6,653,109	6,817,440	7,011,359	7,252,549	7,360,665	7,445,233
組合員分	82,726,226	85,950,075	88,494,448	93,434,024	95,719,825	92,640,306
療養の給付	3,682,510	3,809,763	3,923,980	4,070,973	4,147,472	4,203,820
療養の給付	51,882,743	54,120,067	55,915,036	58,495,519	59,869,286	56,788,193
訪問看護療養の給付	3,210,845	3,281,792	3,341,240	3,425,475	3,453,653	3,438,897
訪問看護療養の給付	7,236,022	7,330,331	7,361,733	7,439,359	7,422,965	7,121,776
訪問看護療養の給付	47,497,268	49,215,774	50,232,055	51,706,869	52,802,800	49,651,562
入院時食事療養費	—	—	9	85	124	143
入院時食事療養費	—	—	61	515	705	989
入院時食事療養費	—	—	458	3,922	5,769	7,552
調剤費	—	—	12,527	40,517	41,080	40,467
調剤費	—	—	145,369	469,221	468,049	450,366
調剤費	—	—	220,915	724,169	711,891	640,092
調剤費	367,901	419,938	471,032	533,482	577,586	645,719
調剤費	2,225,420	2,672,125	3,030,655	3,527,961	3,729,674	3,819,728
療養費	88,254	92,454	99,277	106,088	110,540	113,443
療養費	619,293	648,087	701,176	734,550	794,354	805,458
調剤費	64	86	76	283	86	44
調剤費	250	451	416	612	400	213
看護料	289	292	198	61	1	0
看護料	6,140	6,394	4,443	1,420	16	0
看護料	24,708	25,678	17,485	5,104	69	0
移送料	8	13	12	21	13	8
移送料	433	624	1,753	737	748	472
出産費	4,508	4,517	4,766	4,603	4,686	4,770
出産費	1,167,570	1,201,892	1,351,751	1,438,968	1,475,820	1,518,086
育児手当金	9,835	9,882	6,563	47	2	0
育児手当金	23,820	23,935	15,890	113	5	0
埋葬料	806	789	807	828	781	796
埋葬料	323,981	331,501	342,481	352,514	347,756	345,030
被扶養者分	2,970,599	3,007,677	3,087,979	3,181,576	3,213,193	3,241,413
被扶養者分	30,231,835	31,195,999	32,888,618	34,204,505	35,097,344	35,076,358
療養の給付	2,573,512	2,571,163	2,596,196	2,635,697	2,628,788	2,598,142
療養の給付	5,861,166	5,737,947	5,812,559	5,826,537	5,757,851	5,589,837
療養の給付	25,917,790	26,543,017	27,570,973	28,005,383	28,754,887	28,402,554
訪問看護療養の給付	—	—	21	210	241	387
訪問看護療養の給付	—	—	85	995	1,295	2,241
訪問看護療養の給付	—	—	529	6,005	8,358	14,477
入院時食事療養費	—	—	11,297	36,292	35,996	34,944
入院時食事療養費	—	—	152,470	484,611	473,209	452,018
入院時食事療養費	—	—	227,338	727,789	699,552	623,834
調剤費	318,647	356,159	406,800	459,379	496,624	550,952
調剤費	1,137,548	1,361,592	1,629,692	1,924,688	2,078,536	2,225,064
療養費	53,073	54,320	57,993	61,166	62,662	64,043
療養費	308,916	327,705	352,606	368,283	396,762	415,745
高額療養費	17,779	18,514	18,856	17,816	17,910	21,193
高額療養費	899,230	926,321	968,929	965,890	979,641	1,272,705
調剤費	75	86	122	327	171	157
調剤費	292	415	577	773	577	639
看護料	257	278	228	131	21	6
看護料	5,814	6,508	5,378	3,207	553	73
看護料	20,402	22,222	18,221	11,073	1,935	242
移送料	7	10	5	12	11	8
移送料	349	259	115	631	621	672
配偶者出産費	5,464	5,470	5,468	5,110	5,079	4,915
配偶者出産費	1,435,998	1,468,756	1,564,649	1,609,407	1,599,543	1,554,559
家族埋葬料	1,785	1,677	1,690	1,728	1,686	1,610
家族埋葬料	544,309	545,713	554,988	584,583	576,932	565,865
支払基金審査費	611,648	634,009	690,794	734,001	753,196	775,756

(注) 1 育児手当金には配偶者育児手当金を含む。
2 老人保健による給付分を除く。
3 入院時食事療養費の件数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計件数	11,947	12,506	11,979	11,818	11,868	13,369
日数	440,850	458,928	453,598	455,659	462,039	506,139
金額	2,795,775	3,010,112	3,086,682	3,066,072	3,142,170	3,537,049
傷病手当金件数	8,867	9,415	8,756	8,513	8,501	9,879
日数	207,114	222,022	205,750	200,637	201,867	234,701
金額	1,475,584	1,610,550	1,557,266	1,509,072	1,514,307	1,768,859
出産手当金件数	3,055	3,066	3,197	3,282	3,363	3,479
日数	233,406	236,522	247,364	254,568	260,151	271,185
金額	1,319,258	1,398,142	1,526,066	1,553,739	1,627,794	1,767,151
休業手当金件数	25	25	26	23	4	11
日数	330	384	482	454	21	253
金額	933	1,421	3,350	3,261	69	1,039

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計件数	93	199	3,836	4,726	371	97
金額	52,284	85,877	2,300,675	2,352,472	187,723	65,654
弔慰金件数	8	16	15	18	8	13
金額	2,600	5,818	5,973	6,439	3,110	5,290
家族弔慰金件数	17	10	18	10	6	9
金額	5,425	3,514	6,034	3,423	2,324	3,780
災害見舞金件数	68	173	3,803	4,698	357	75
金額	44,259	76,545	2,288,668	2,342,610	182,289	56,584

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第158表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況 (診療費分)

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
加入者分件数	3,210,845	3,281,792	3,341,240	3,425,475	3,453,653	3,438,897
日数	7,236,022	7,330,331	7,361,733	7,439,359	7,422,965	7,121,776
金額	47,497,268	49,215,774	50,232,055	51,706,869	52,802,800	49,651,562
一般診療件数	2,580,643	2,638,328	2,692,242	2,775,858	2,777,264	2,758,942
日数	5,619,828	5,675,781	5,697,038	5,805,602	5,712,568	5,542,300
金額	39,804,708	41,213,048	42,079,479	43,512,358	43,925,178	41,176,145
入院件数	43,465	42,810	43,696	42,756	44,105	43,610
日数	560,457	547,912	544,584	601,167	536,622	518,363
金額	12,975,303	13,165,705	13,573,060	13,663,203	14,115,570	13,591,263
入院外件数	2,537,178	2,595,518	2,648,546	2,733,102	2,733,159	2,715,332
日数	5,059,371	5,127,869	5,152,454	5,204,435	5,175,946	5,023,937
金額	26,829,406	28,047,344	28,506,419	29,849,155	29,809,608	27,584,882
歯科診療件数	630,202	643,464	648,998	649,617	676,389	679,955
日数	1,616,194	1,654,550	1,664,695	1,633,757	1,710,397	1,579,476
金額	7,692,560	8,002,726	8,152,576	8,194,512	8,877,622	8,475,417
被扶養者分件数	2,573,512	2,571,163	2,596,196	2,635,697	2,628,788	2,598,142
日数	5,861,166	5,737,947	5,812,559	5,826,537	5,757,851	5,589,837
金額	25,917,790	26,543,017	27,570,973	28,005,383	28,754,887	28,402,554
一般診療件数	2,085,027	2,080,611	2,106,285	2,149,802	2,135,841	2,110,343
日数	4,723,632	4,654,068	4,672,343	4,691,474	4,618,587	4,477,352
金額	22,185,382	22,724,028	23,690,762	24,143,973	24,697,918	24,358,196
入院件数	38,985	38,323	39,298	39,408	39,299	38,333
日数	544,643	531,235	542,293	535,485	530,923	512,211
金額	8,633,508	8,813,156	9,204,168	9,138,427	9,369,912	9,300,990
入院外件数	2,046,042	2,042,288	2,066,987	2,110,394	2,096,542	2,072,010
日数	4,178,989	4,122,833	4,130,050	4,155,989	4,087,664	3,965,141
金額	13,551,874	13,910,871	14,486,594	15,005,546	15,328,006	15,057,206
歯科診療件数	488,485	490,552	489,911	485,895	492,947	487,799
日数	1,137,534	1,083,879	1,140,216	1,135,063	1,139,264	1,112,485
金額	3,732,409	3,818,989	3,880,211	3,861,410	4,056,969	4,044,358

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第159表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
《加入者分》						
診療費 加入者1,000人当件数	7,724	7,753	7,788	7,918	7,934	7,877
加入者1人当金額	114,254	116,269	117,080	119,522	121,302	113,729
診療1件当金額	14,793	14,997	15,034	15,095	15,289	14,438
診療1件当日数	2.3	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
一般診療 加入者1,000人当件数	6,208	6,233	6,275	6,416	6,380	6,319
加入者1人当金額	95,750	97,363	98,078	100,580	100,908	94,315
診療1件当金額	15,424	15,621	15,630	15,675	15,816	14,925
診療1件当日数	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.0
入院 加入者1,000人当件数	105	101	102	99	101	100
加入者1人当金額	31,212	31,103	31,636	31,583	32,427	31,131
診療1件当金額	298,523	307,538	310,625	319,562	320,045	311,655
診療1件当日数	12.9	12.8	12.5	14.1	12.2	11.9
入院外 加入者1,000人当件数	6,103	6,132	6,173	6,318	6,279	6,220
加入者1人当金額	64,538	66,260	66,442	68,997	68,481	63,184
診療1件当金額	10,575	10,806	10,763	10,921	10,907	10,159
診療1件当日数	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9
歯科診療 加入者1,000人当件数	1,516	1,520	1,513	1,502	1,554	1,557
加入者1人当金額	18,504	18,906	19,002	18,942	20,394	19,413
診療1件当金額	12,206	12,437	12,562	12,614	13,125	12,465
診療1件当日数	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.3
看護料 加入者1,000人当日数	14.8	15.1	10.4	3.3	0.0	—
1日当金額	4,024	4,016	3,935	3,594	4,310	—
出産費 加入者1,000人当件数	11	11	11	11	11	11
埋葬料 加入者1,000人当件数	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8
《被扶養者分》						
診療費 加入者1,000人当件数	6,191	6,074	6,051	6,092	6,039	5,951
加入者1人当金額	62,345	62,706	64,262	64,735	66,058	65,057
診療1件当金額	10,071	10,323	10,620	10,625	10,938	10,932
診療1件当日数	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
一般診療 加入者1,000人当件数	5,016	4,915	4,909	4,969	4,907	4,834
加入者1人当金額	53,367	53,684	55,218	55,810	56,738	55,793
診療1件当金額	10,640	10,922	11,248	11,231	11,563	11,542
診療1件当日数	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1
入院 加入者1,000人当件数	94	91	92	91	90	88
加入者1人当金額	20,768	20,821	21,453	21,124	21,525	21,304
診療1件当金額	221,457	229,970	234,215	231,893	238,426	242,637
診療1件当日数	14.0	13.9	13.8	13.6	13.5	13.4
入院外 加入者1,000人当件数	4,922	4,825	4,818	4,878	4,816	4,746
加入者1人当金額	32,599	32,864	33,765	34,686	35,213	34,489
診療1件当金額	6,623	6,811	7,009	7,110	7,311	7,267
診療1件当日数	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9
歯科診療 加入者1,000人当件数	1,175	1,159	1,142	1,123	1,132	1,117
加入者1人当金額	8,978	9,022	9,044	8,926	9,320	9,264
診療1件当金額	7,641	7,785	7,920	7,947	8,230	8,291
診療1件当日数	2.3	2.2	2.3	2.3	2.3	2.3
看護料 加入者1,000人当日数	14.0	15.4	12.5	7.4	1.3	0.2
1日当金額	3,509	3,415	3,388	3,453	3,500	3,318
配偶者出産費 加入者1,000人当件数	13	13	13	12	12	11
家族埋葬料 加入者1,000人当件数	4	4	4	4	4	4

(注) 1 第158表の(注)参照
2 平成7年度の加入者の数は、4月～3月の平均を使用。

(ii) 休業給付

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
傷病手当金 加入者1,000人当件数	21	22	20	20	20	23
1件当日数	23.4	23.6	23.5	23.6	23.8	23.8
1日当金額	7,125	7,254	7,569	7,521	7,502	7,537
出産手当金 加入者1,000人当件数	7	7	7	8	8	8
1件当日数	76.4	77.1	77.4	77.6	77.4	77.9
1日当金額	5,652	5,911	6,169	6,103	6,257	6,516
休業手当金 加入者1,000人当件数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
1件当日数	13.2	15.4	18.5	19.7	5.3	23.0
1日当金額	2,827	3,700	6,950	7,183	3,271	4,108

(iii) 災害給付

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
弔慰金 加入者1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1件当金額	325,000	363,625	398,200	357,722	388,750	406,923
家族弔慰金 加入者1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1件当金額	319,118	351,400	335,222	342,300	387,333	420,000
災害見舞金 加入者1,000人当件数	0.2	0.4	9	11	0.8	0.2
1件当金額	650,868	442,457	601,806	498,640	510,613	754,453

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第160表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計 件数	768,454	817,500	867,767	924,238	990,220	1,047,432
合計 金額	122,348,443	130,947,011	141,791,876	153,779,037	161,844,703	169,381,605
退職共済年金 件数	344,515	395,495	447,610	505,887	572,700	630,699
退職共済年金 金額	58,364,872	66,750,303	76,640,864	87,509,818	96,297,593	104,453,570
障害共済年金 件数	1,813	2,226	2,711	3,197	3,574	4,079
障害共済年金 金額	289,896	370,621	484,036	517,789	595,554	666,992
遺族共済年金 件数	72,869	85,917	98,952	112,939	126,600	140,355
遺族共済年金 金額	7,528,657	9,026,044	10,654,478	12,526,903	14,011,097	15,608,878
退職年金 件数	88,041	85,026	82,243	79,290	76,712	73,935
退職年金 金額	29,504,975	28,915,379	28,792,898	28,678,990	27,738,635	26,732,229
減額退職年金 件数	2,281	2,305	2,304	2,302	2,314	2,321
減額退職年金 金額	558,369	571,586	583,589	602,225	605,546	607,403
通算退職年金 件数	181,254	171,864	162,047	151,810	142,251	132,866
通算退職年金 金額	17,177,844	16,513,720	15,921,783	15,341,767	14,327,453	13,312,676
障害年金 件数	5,101	4,762	4,531	4,216	3,993	3,750
障害年金 金額	1,278,878	1,252,701	1,228,505	1,113,985	1,072,753	1,006,528
遺族年金 件数	42,654	41,232	39,925	38,462	37,022	35,662
遺族年金 金額	6,036,141	5,939,244	5,888,625	5,896,882	5,654,068	5,448,676
通算遺族年金 件数	28,349	27,214	26,158	25,042	23,998	22,799
通算遺族年金 金額	1,279,735	1,253,098	1,235,601	1,222,278	1,174,001	1,117,541
恩給財団給付年金 件数	1,500	1,369	1,179	888	802	711
恩給財団給付年金 金額	217,398	204,635	179,862	160,990	146,775	131,196
退職一時金 件数	1	1	1	1	—	—
退職一時金 金額	231	74	9	58	—	—
返還一時金 件数	9	13	23	13	16	25
返還一時金 金額	9,419	13,741	27,499	9,410	22,862	38,741
脱退一時金 件数	31	40	41	27	24	27
脱退一時金 金額	59,398	84,985	100,282	67,031	44,845	71,397
新脱退一時金 件数	—	—	—	145	197	229
新脱退一時金 金額	—	—	—	107,065	129,070	159,496
障害一時金 件数	1	—	—	—	—	—
障害一時金 金額	1,920	—	—	—	—	—
死亡一時金 件数	6	4	8	1	3	6
死亡一時金 金額	2,342	1,914	8,166	324	4,490	5,490
特例死亡一時金 件数	6	6	9	4	5	2
特例死亡一時金 金額	20,024	29,919	23,115	9,391	10,109	3,079
恩給財団給付一時扶助金 件数	23	26	25	14	9	16
恩給財団給付一時扶助金 金額	18,343	19,048	22,565	14,132	9,851	17,713

(注) 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第161表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計 人員	15,634	16,106	16,438	35,381	26,764	23,913
合計 金額	14,358,528	15,248,503	16,305,491	47,406,959	33,413,511	27,031,296
退職共済年金 人員	12,914	13,435	13,609	32,306	23,764	20,701
退職共済年金 金額	12,444,002	13,355,506	14,215,974	44,998,050	31,145,428	24,607,003
障害共済年金 人員	130	134	174	156	188	188
障害共済年金 金額	124,634	141,601	194,719	176,715	214,482	189,220
遺族共済年金 人員	2,461	2,412	2,540	2,763	2,708	2,939
遺族共済年金 金額	1,637,717	1,582,794	1,713,470	2,002,967	1,893,211	2,097,769
退職年金 人員	46	73	63	83	77	60
退職年金 金額	75,113	118,083	111,211	149,265	134,371	105,668
減額退職年金 人員	2	1	—	3	2	2
減額退職年金 金額	3,044	1,858	—	5,167	3,008	2,717
通算退職年金 人員	38	18	13	11	8	8
通算退職年金 金額	11,632	5,345	6,035	2,788	1,312	2,823
障害年金 人員	40	26	31	53	8	14
障害年金 金額	59,652	38,954	57,640	65,427	15,569	25,610
遺族年金 人員	3	4	6	6	9	1
遺族年金 金額	2,736	3,618	6,121	6,582	6,131	486
通算遺族年金 人員	—	3	2	—	1	1
通算遺族年金 金額	—	746	321	—	235	486

(ii) 年度末現在

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計 人員	132,282	140,333	148,460	175,316	187,655	196,339
合計 金額	133,351,524	142,830,638	157,423,348	196,321,124	211,323,735	218,280,478
退職共済年金 人員	61,079	69,530	78,013	105,124	117,569	126,375
退職共済年金 金額	67,465,331	76,780,840	88,921,807	128,064,076	143,742,943	151,418,667
障害共済年金 人員	417	493	615	708	812	901
障害共済年金 金額	414,858	501,193	661,016	763,057	872,998	931,050
遺族共済年金 人員	13,303	15,421	17,575	19,894	22,153	24,538
遺族共済年金 金額	9,066,733	10,623,017	12,573,094	14,383,368	15,948,707	17,671,928
退職年金 人員	14,700	14,229	13,739	13,250	12,794	12,319
退職年金 金額	29,983,641	29,451,092	29,864,813	28,993,310	27,975,390	26,919,161
減額退職年金 人員	398	394	391	391	388	389
減額退職年金 金額	591,015	592,793	617,486	621,565	617,120	618,484
通算退職年金 人員	29,623	27,999	26,306	24,605	23,073	21,444
通算退職年金 金額	16,982,267	16,278,410	16,088,878	15,101,820	14,124,476	13,072,318
障害年金 人員	876	820	785	775	730	676
障害年金 金額	1,335,606	1,260,365	1,258,777	1,217,795	1,151,928	1,051,900
遺族年金 人員	7,016	6,785	6,568	6,312	6,091	5,868
遺族年金 金額	6,028,517	5,907,805	6,008,954	5,813,151	5,596,886	5,389,454
通算遺族年金 人員	4,661	4,475	4,306	4,112	3,913	3,719
通算遺族年金 金額	1,268,809	1,237,002	1,253,746	1,204,743	1,148,154	1,085,547
恩給財団年金 人員	209	187	162	145	132	110
恩給財団年金 金額	214,748	198,121	174,778	158,239	145,134	121,968

(注) 退職年金には在職分(既裁定)の退職年金、減額退職年金、通算退職年金を含む。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第162表 私立学校教職員共済長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
《年金》						
新規裁定	918,417	946,759	991,939	1,339,899	1,248,450	1,130,402
退職共済年金	963,606	994,083	1,044,601	1,392,870	1,310,614	1,188,687
障害共済年金	958,721	1,056,726	1,119,074	1,132,786	1,140,862	1,006,490
遺族共済年金	665,468	656,216	674,594	724,925	699,118	713,770
退職年金	1,668,070	1,645,028	1,773,816	1,794,353	1,754,907	1,836,684
減額退職年金	1,521,950	1,857,600	—	1,722,333	1,503,800	1,358,600
通算退職年金	306,097	296,917	464,262	253,445	163,938	352,825
障害年金	1,667,403	1,524,016	1,899,980	1,747,187	2,086,486	1,829,286
遺族年金	911,867	904,550	1,020,150	1,096,917	681,244	486,000
通算遺族年金	—	248,567	160,250	—	235,000	486,000
年度末現在	1,008,085	1,017,798	1,060,376	1,119,813	1,126,129	1,111,753
退職共済年金	1,104,559	1,104,284	1,139,833	1,218,219	1,222,626	1,198,169
障害共済年金	994,864	1,016,618	1,074,823	1,077,765	1,075,120	1,033,351
遺族共済年金	681,555	688,867	715,397	723,000	719,934	720,186
退職年金	2,040,500	2,070,652	2,174,212	2,189,581	2,188,163	2,186,888
減額退職年金	1,484,963	1,504,550	1,579,248	1,589,681	1,590,516	1,589,933
通算退職年金	573,280	581,393	611,605	613,770	612,165	609,603
障害年金	1,535,582	1,545,611	1,611,564	1,606,175	1,613,782	1,589,784
遺族年金	859,253	870,716	914,883	920,968	918,878	918,448
通算遺族年金	272,218	276,425	291,162	292,982	293,420	291,892
恩給財団年金	1,027,500	1,059,472	1,078,877	1,091,300	1,099,500	1,108,800
《一時金》						
退職一時金	231,398	73,870	8,571	58,491	—	—
返還一時金	1,046,522	1,056,969	1,195,587	723,838	1,428,881	1,549,652
脱退一時金	1,916,074	2,124,625	2,445,910	2,482,611	1,868,530	2,644,337
新脱退一時金	—	—	—	738,376	655,177	696,490
障害一時金	1,920,000	—	—	—	—	—
死亡一時金	390,318	478,500	1,020,738	323,800	1,496,767	914,983
特例死亡一時金	3,337,383	4,986,450	2,568,378	2,347,750	2,021,800	1,539,600
恩給財団給付一時扶助金	797,522	732,596	902,604	1,009,414	1,094,533	1,107,056

(注) 退職年金、障害年金は、在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第163表 私立学校教職員共済短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
収 入	143,050,373	151,415,878	157,944,992	164,113,338	166,943,113	170,095,414
掛 金	134,781,706	142,653,086	148,890,440	153,444,202	157,387,595	160,712,335
助 成 金	221,708	99,111	114,027	107,571	111,109	—
事業外収益	—	—	—	—	—	448,338
利息及び配当金	832,911	787,531	778,468	369,605	251,702	—
延 滞 金	21,644	71,974	32,419	28,075	54,474	—
損害賠償金	134,186	122,959	124,478	175,456	122,373	—
事業雑収入	1,654	1,556	2,147	2,610	1,859	736
前期損益修正益	11,626	9,320	10,985	31,725	10,889	12,149
支払準備金戻入	7,044,938	7,670,340	7,992,028	8,618,513	9,003,112	8,921,856
当期損失金	—	—	—	1,335,583	—	—
支 出	143,050,373	151,415,878	157,944,992	164,113,338	166,943,113	170,095,414
保健給付	82,726,226	85,950,075	89,494,448	93,434,024	95,719,825	92,640,306
災害給付	52,284	85,877	2,300,675	2,352,472	187,723	65,654
休業給付	2,795,775	3,010,112	3,086,682	3,066,072	3,142,170	3,537,049
附加給付	4,916,527	5,216,608	6,884,323	7,513,795	6,301,983	6,304,303
老人保健拠出金	29,192,683	32,003,252	34,264,568	36,570,216	40,102,545	40,087,831
退職者給付拠出金	7,386,208	8,061,829	9,664,636	10,383,845	10,677,973	11,016,187
財産処分損	—	—	—	—	2,732	—
その他	1,553,354	1,641,658	1,670,270	1,775,803	1,818,864	2,856,541
支払準備金繰入	7,670,340	7,992,028	8,618,513	9,003,112	8,921,856	8,773,675
事業外費用	—	—	—	—	—	16
前期損益修正損	6,842	7,842	11,343	13,999	19,487	55,113
当期利益金	6,750,134	7,446,596	1,949,534	—	47,956	4,758,737

(注) 平成9年度から会計区分の変更により、利息及び配当金、延滞金、損害賠償金は事業外収益として計上した。

資料：日本私立学校振興・共済事業団調

第164表 私立学校教職員共済長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
収 入	2,113,801,592	2,231,611,458	2,500,215,389	2,709,025,450	2,880,408,967	3,065,436,352
掛 金	162,873,096	170,289,182	177,791,373	206,584,901	212,673,536	223,813,330
国庫補助金	27,435,577	25,307,655	25,889,674	29,440,830	31,781,089	32,683,996
都道府県補助金	7,867,895	8,228,143	8,431,207	8,668,665	8,742,084	8,819,191
助成金	311,129	311,129	311,129	311,129	311,129	311,129
厚生保険特別会計からの繰入金	339	109	59	40	70	10
退職一時金等返還金	201,243	238,163	259,457	350,942	484,004	412,702
交付金	26,758,862	26,744,254	29,374,359	29,480,088	29,123,305	28,462,083
運用収入 (利息及び配当金)	107,031,893	109,592,868	104,255,544	105,630,628	98,531,243	99,600,178
延滞金	21,637	71,965	32,411	28,158	55,189	49,092
事業雑収入	31,835	29,433	29,619	181,029	86,983	27,783
事業外収入	11,585	5,141	1,057	106	74	95
責任準備金戻入	1,780,464,349	1,889,907,548	2,002,236,227	2,284,088,812	2,472,338,192	2,632,262,594
前期損益修正益	792,152	885,868	1,070,584	630,297	582,943	871,013
固定資産売却益	—	—	—	—	—	917,914
当期損失金	—	—	150,532,689	43,629,824	25,699,125	37,205,242
支 出	2,113,801,592	2,231,611,458	2,500,215,389	2,709,025,450	2,880,408,967	3,065,436,352
退職給付	105,675,108	112,849,789	122,066,923	132,316,363	139,166,005	145,375,512
障害給付	1,570,694	1,623,322	1,712,541	1,631,774	1,668,307	1,673,520
遺族給付	14,866,900	16,250,218	17,809,985	19,655,778	20,853,765	22,183,664
恩給財団給付	235,741	223,683	202,427	175,122	156,626	148,909
基礎年金拠出金	62,649,819	65,942,428	72,260,761	81,264,390	84,713,716	87,913,521
年金保険者拠出金	—	—	—	—	—	4,833,333
調整拠出金	2,387,308	1,990,512	1,878,522	1,243,722	1,298,923	210,952
不動産管理費	366	5,429	845	1,293	1,764	25,099
負担金	128,508	165,938	176,869	388,695	210,355	214,066
支払交付金	93	—	—	—	—	—
事業外支出等	867	864	17,642	9,020	73,658	144,433
責任準備金繰入	1,889,907,548	2,002,236,227	2,284,088,812	2,472,338,192	2,632,262,594	2,775,907,472
前期損益修正損	654	6,977	63	1,101	3,253	1,947
当期利益金	36,377,985	30,316,071	—	—	—	26,803,923
年度末現在責任準備金	1,889,907,548	2,002,236,227	2,284,088,812	2,472,338,192	2,632,262,594	2,775,907,472
整理資源等将来収入現価	—	—	—	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調

第165表 私立学校教職員共済業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
収 入	3,696,352	3,752,922	3,895,876	4,159,101	4,217,652	4,414,294
掛 金	2,845,343	2,995,020	3,175,723	3,491,280	3,569,299	3,631,095
補助金	499,694	516,195	533,157	553,791	577,194	599,150
利息及び配当金	329,856	220,172	156,695	91,483	50,317	45,531
事業雑収入	16	16	11	62	11	3
貸 料	11,248	11,456	13,027	12,144	10,376	7,081
その他	10,195	10,063	17,177	10,330	10,455	12,954
前期損益修正益	—	—	85	11	—	18,297
当期損失金	—	—	—	—	—	100,183
支 出	3,696,352	3,752,922	3,895,876	4,159,101	4,217,652	4,414,294
一般管理費	—	—	—	—	—	4,391,538
給与	1,534,134	1,592,892	1,637,027	1,668,279	1,707,926	—
委員手当	1,682	2,032	2,198	2,798	2,315	—
厚生費	135,301	139,485	140,500	151,106	153,749	—
旅 費	19,090	16,202	17,535	12,466	12,722	—
事務費	389,586	388,826	390,225	404,435	417,488	—
その他	1,474,084	1,552,122	1,695,750	1,850,775	1,774,042	—
前期損益修正損	—	—	—	—	—	449
固定資産除却損	—	—	—	—	—	108
当期利益金	142,476	61,363	12,642	69,241	149,410	22,198

(注) 1 平成9年度から会計区分の変更により、給与等の経費は一般管理費として計上した。
2 前期損益修正損及び固定資産除却損は平成8年度まではその他に含まれている。

資料：日本私立学校振興・共済事業団調

第166表 私立学校教職員共済保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
収 入	4,944,377	5,113,921	5,309,428	5,442,951	5,553,993	5,652,531
掛 金	4,716,327	4,966,480	5,187,732	5,377,407	5,501,264	5,604,838
助成金	—	—	—	—	5,911	5,177
利息及び配当金	225,822	145,174	120,255	64,338	45,565	41,095
その他	2,229	2,267	1,441	1,206	1,252	1,421
支 出	4,944,377	5,133,921	5,309,428	5,442,951	5,553,993	5,652,531
保健事業費	—	—	—	—	—	2,025,040
一般管理費	—	—	—	—	—	636,943
職員給与	182,753	234,922	249,372	256,581	268,661	—
厚生費	17,686	21,169	22,741	23,907	24,741	—
旅 費	30,887	29,699	30,355	29,820	27,228	—
事務費	24,056	19,478	17,713	21,387	18,822	—
他経理への繰入	1,851,136	1,876,683	1,988,736	2,088,058	2,220,821	2,277,036
その他	2,164,545	2,031,688	2,314,260	2,335,076	2,265,585	—
前期損益修正損	—	—	—	—	—	470
当期利益金	673,313	900,282	686,250	688,122	728,135	713,041

(注) 1 平成9年度から会計区分の変更により、職員給与等の経費は一般管理費として計上した。
2 前期損益修正損は平成8年度まではその他に含まれている。

資料：日本私立学校振興・共済事業団調

10 農林漁業団体職員共済組合

第167表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
団 体 数	11,280	10,886	10,496	10,157	9,833	9,415
組 合 員 数	506,301	510,121	511,219	508,725	501,247	489,880
男	316,854	317,196	315,849	313,437	308,844	302,027
女	189,447	192,925	195,370	195,288	192,403	187,853
平均標準給与月額	259,387	266,532	272,886	277,620	282,375	286,727
男	296,250	304,413	312,326	317,579	322,281	326,930
女	197,731	204,250	209,125	213,485	218,317	222,089

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第168表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成9年度末現在

標準給与等級	計	男	女	標準給与等級	計	男	女
(千円)				(千円)			
合計	489,880	302,027	187,853				
第1級	92	1,302	152	第21級	340	24,723	18,710
2	98	1,046	113	22	360	22,513	17,760
3	104	1,577	81	23	380	24,381	20,155
4	110	2,873	158	24	410	23,589	20,243
5	118	5,411	368	25	440	17,792	15,803
6	126	7,144	645	26	470	12,923	11,769
7	134	9,009	1,159	27	500	8,945	8,331
8	142	10,384	1,819	28	530	6,177	5,890
9	150	13,984	3,472	29	560	4,069	3,942
10	160	16,931	5,170	30	590	13,849	13,416
11	170	18,260	6,522				
12	180	19,113	7,981				
13	190	18,863	8,753				
14	200	27,486	14,364				
15	220	32,597	19,198				
16	240	30,442	18,936				
17	260	30,284	19,509				
18	280	29,228	19,311				
19	300	28,429	19,395				
20	320	26,556	18,902				

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第169表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合 計 件 数	1,270,442	1,333,837	1,407,592	1,487,898	1,559,453	1,634,954
金 額	277,261,145	292,704,939	313,055,306	337,627,713	346,669,497	356,670,042
退職共済年金 件数	379,649	439,923	511,759	590,859	661,426	736,390
金 額	88,019,760	100,128,022	116,048,139	134,758,449	144,693,222	156,027,233
障害共済年金 件数	5,239	6,037	6,948	7,886	8,699	9,451
金 額	957,967	1,061,163	1,137,534	1,335,208	1,481,956	1,537,320
遺族共済年金 件数	108,523	129,653	150,233	171,484	193,409	215,229
金 額	17,493,766	21,220,089	25,168,417	29,511,121	33,150,862	36,789,307
退職年金 件数	425,827	416,049	405,699	394,353	382,520	370,497
金 額	126,107,948	125,832,853	126,198,114	127,180,123	123,671,711	119,918,083
減額退職年金 件数	38,054	37,936	37,838	37,484	37,111	36,691
金 額	8,692,835	8,819,149	9,016,257	9,233,236	9,156,467	9,034,896
通算退職年金 件数	160,073	154,525	149,015	143,346	137,600	131,845
金 額	13,200,010	12,936,357	12,786,666	12,675,173	12,134,583	11,589,276
障害年金 件数	15,240	14,684	14,039	13,426	12,923	12,381
金 額	3,825,373	3,774,083	3,645,089	3,609,798	3,501,740	3,312,651
遺族年金 件数	121,972	119,499	116,926	114,344	111,494	108,667
金 額	18,210,226	18,192,909	18,315,209	18,583,318	18,183,252	17,760,517
通算遺族年金 件数	15,769	15,417	15,022	14,630	14,184	13,723
金 額	662,514	661,648	660,950	663,028	640,565	619,690
脱退一時金 件数	4	5	14	11	8	5
金 額	14,738	7,443	20,285	11,148	16,398	3,043
退職一時金 件数	21	23	18	15	24	25
金 額	468	396	246	462	660	230
障害一時金 件数	4	1	1	1	3	3
金 額	5,745	1,337	1,354	1,345	3,879	6,304
遺族一時金 件数	0	0	0	0	0	0
金 額	0	0	0	0	0	0
返還一時金 件数	12	27	30	23	12	18
金 額	12,107	27,600	16,095	29,643	8,493	21,035
死亡一時金 件数	34	46	40	27	33	13
金 額	14,469	19,163	14,300	10,117	14,745	7,237
特例死亡一時金 件数	21	12	10	9	7	14
金 額	43,219	22,727	26,651	25,544	10,964	42,968
外国人一時金 件数	—	—	—	—	—	2
金 額	—	—	—	—	—	252

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第170表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計人員	15,494	16,478	18,152	21,092	18,041	18,566
金額	18,701,478	19,388,383	23,418,441	26,991,157	21,254,180	23,282,439
退職共済年金人員	11,419	11,873	13,805	16,281	13,291	13,787
金額	14,695,289	14,862,862	18,904,945	22,180,130	16,374,606	18,367,309
障害共済年金人員	294	310	339	317	298	321
金額	261,931	295,611	325,550	302,918	281,235	302,635
遺族共済年金人員	3,578	4,088	3,799	4,354	4,319	4,366
金額	3,504,825	4,000,119	3,974,965	4,345,172	4,463,741	4,521,190
退職年金人員	17	26	40	50	23	19
金額	27,177	39,754	63,880	88,095	41,368	29,051
減額退職年金人員	69	65	54	25	28	24
金額	93,489	85,313	72,254	35,107	37,243	30,072
通算退職年金人員	43	47	64	44	45	29
金額	8,941	8,606	9,131	6,385	6,617	2,889
障害年金人員	73	65	46	20	35	18
金額	109,801	95,125	66,310	33,309	49,157	27,421
遺族年金人員	—	—	1	0	0	2
金額	—	—	780	0	0	1,872
通算遺族年金人員	1	4	4	1	2	0
金額	27	995	627	41	213	0

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計人員	226,784	237,927	250,910	266,032	278,162	290,383
金額	298,486,378	313,928,999	344,438,298	362,260,519	371,023,603	380,636,171
退職共済年金人員	69,402	80,416	93,334	108,381	120,478	132,854
金額	93,849,749	106,878,765	127,468,697	145,019,005	155,039,265	166,182,108
障害共済年金人員	1,275	1,515	1,795	2,037	2,254	2,477
金額	1,303,632	1,541,806	1,862,962	2,098,174	2,285,856	2,484,174
遺族共済年金人員	20,204	23,932	27,329	31,151	34,885	38,620
金額	20,166,713	24,178,217	28,987,190	32,925,038	36,829,795	40,746,582
退職年金人員	76,404	74,181	71,991	69,745	67,446	65,068
金額	130,840,377	135,352,254	138,689,362	135,645,830	131,504,182	127,146,151
減額退職年金人員	6,533	6,507	6,482	6,408	6,333	6,260
金額	9,120,963	9,224,082	9,669,167	9,634,701	9,523,759	9,397,122
通算退職年金人員	26,602	25,559	24,671	23,626	22,655	21,634
金額	13,246,860	12,909,454	13,108,834	12,626,945	12,082,621	11,533,760
障害年金人員	3,028	2,946	2,874	2,796	2,716	2,607
金額	4,472,636	4,410,571	4,506,684	4,431,348	4,284,429	4,115,267
遺族年金人員	20,678	20,270	19,883	19,425	18,996	18,547
金額	18,814,503	18,767,886	19,458,663	19,212,722	18,824,883	18,405,613
通算遺族年金人員	2,658	2,601	2,551	2,463	2,399	2,316
金額	670,946	665,964	686,740	666,757	648,814	625,395

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第171表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り平均額

(単位 円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
《年金》						
新規裁定	1,207,014	1,176,622	1,290,130	1,279,687	1,178,104	1,254,036
退職共済年金	1,286,916	1,251,820	1,369,427	1,362,332	1,232,007	1,332,219
障害共済年金	890,923	953,583	960,326	955,578	943,741	942,789
遺族共済年金	979,548	978,503	1,046,319	997,972	1,033,513	1,035,545
退職年金	1,598,624	1,529,012	1,596,995	1,761,894	1,798,613	1,528,995
減額退職年金	1,354,907	1,312,505	1,338,028	1,404,296	1,330,114	1,253,017
通算退職年金	207,923	183,096	142,669	145,107	147,038	99,624
障害年金	1,504,118	1,463,462	1,441,524	1,665,455	1,404,491	1,523,389
遺族年金	—	—	780,000	—	—	936,100
通算遺族年金	26,600	248,625	156,700	40,700	106,250	0
年度末現在	1,316,170	1,319,434	1,372,756	1,361,718	1,333,840	1,310,807
退職共済年金	1,352,263	1,329,073	1,365,726	1,338,048	1,286,868	1,250,863
障害共済年金	1,022,457	1,017,694	1,568,088	1,030,031	1,014,133	1,002,896
遺族共済年金	998,154	1,010,288	1,060,675	1,056,950	1,055,749	1,055,064
退職年金	1,791,011	1,824,622	1,926,482	1,944,883	1,949,770	1,954,050
減額退職年金	1,396,137	1,417,563	1,491,695	1,503,543	1,503,831	1,501,138
通算退職年金	497,965	505,084	531,346	534,451	533,331	533,131
障害年金	1,477,092	1,497,139	1,037,862	1,584,888	1,577,478	1,578,545
遺族年金	909,880	925,895	978,658	989,072	990,992	992,377
通算遺族年金	252,425	256,042	269,204	270,709	270,452	270,032
《一時金》						
退職一時金	22,285	17,223	13,682	32,767	27,498	9,214
脱退一時金	3,684,400	1,488,640	1,448,957	882,960	2,049,738	608,540
障害一時金	1,436,325	1,336,500	1,353,800	1,345,200	1,293,033	2,101,400
返還一時金	1,008,917	1,022,215	536,513	1,138,100	707,725	1,168,600
死亡一時金	425,556	416,581	357,492	443,256	446,837	556,724
特例死亡一時金	2,058,067	1,893,950	2,665,050	2,838,211	1,566,257	3,069,150
外国人一時金	—	—	—	—	—	126,000

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第172表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
収 入	448,652,664	470,896,183	477,454,387	531,459,483	519,873,764	523,136,155
掛 金 収 入	251,044,219	262,380,639	269,858,688	315,322,149	321,283,639	334,549,592
国 庫 補 助 金	44,383,911	45,710,804	47,920,589	52,451,078	53,943,740	53,048,908
基 礎 年 金 交 付 金	57,309,092	65,440,528	67,835,908	68,930,470	58,921,017	50,390,976
運 用 収 入	90,528,146	91,770,237	86,196,950	87,528,050	78,069,285	77,433,063
助 成 金	4,820,000	4,980,000	5,150,000	6,680,000	7,060,000	7,130,000
給 付 金 返 還 金	529,401	612,510	490,135	547,161	595,616	583,352
事 業 外 収 入	16,595	1,231	2,082	489	458	234
そ の 他 の 収 入	21,300	234	35	86	9	30
支 出	448,652,664	470,896,183	477,454,387	531,459,483	519,873,764	523,136,155
退 職 給 付 金	236,047,866	247,751,821	264,085,803	283,888,234	289,681,534	296,594,047
障 害 給 付 金	4,789,085	4,836,582	4,783,976	4,946,351	4,987,575	4,856,276
遺 族 給 付 金	36,424,194	40,116,536	44,185,527	48,793,129	52,000,388	55,219,719
基 礎 年 金 拠 出 金	85,678,965	90,216,516	97,140,438	108,997,316	113,235,072	112,374,846
調 整 拠 出 金	1,597,268	1,318,539	1,304,537	928,377	885,169	148,136
年 金 保 険 者 拠 出 金	—	—	—	—	—	666,667
償 却 費	35	85	633	646	864	1,186
事 業 外 支 出	349,006	395,804	487,606	607,901	485,743	606,994
業 務 経 理 へ 繰 入 金	2,505,607	2,552,643	2,657,966	2,698,545	2,657,229	2,641,336
当 期 利 益 金	81,260,638	83,707,657	62,807,900	80,598,984	55,940,191	50,026,926
年度末現在給付準備金	1,640,586,464	1,724,294,121	1,787,102,021	1,867,701,005	1,923,641,196	1,973,668,122

(注) 1 事業外収入には給付金返還金と雑収入を含まない。
2 「その他の収入」とは、雑収入と受取延滞金をいう。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第173表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
収 入	3,032,822	3,149,827	3,277,140	3,345,416	3,302,194	3,313,272
事 務 費 国 庫 補 助 金	488,131	504,613	524,754	551,793	578,480	605,463
給 付 経 理 予 り 繰 入 金	2,413,619	2,529,849	2,642,821	2,691,956	2,629,149	2,615,299
受 取 利 息	72,930	54,866	48,874	41,601	31,654	31,394
資 産 見 返 繰 入 金 戻 入	44,878	47,569	47,776	47,083	49,797	48,097
雑 収 入	13,264	12,930	12,915	12,983	13,114	13,019
支 出	3,032,822	3,149,827	3,277,140	3,345,416	3,302,194	3,313,272
人 件 費	1,599,679	1,722,393	1,730,135	1,771,167	1,775,192	1,785,136
事 務 費	1,388,265	1,379,965	1,499,229	1,527,167	1,477,205	1,480,040
償 却 費	42,876	46,759	47,207	46,635	46,365	47,788
固 定 資 産 処 分 損	—	—	—	—	—	—
雑 損	2,002	709	569	448	3,432	309
当 期 剰 余 金 (不 足 金)	—	—	—	—	—	—

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

11 船員保険

第174表 船員保険適用状況

年度末現在

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
《船舶所有者数》						
普 通 保 険	9,008	8,629	8,388	8,190	8,026	7,822
漁 船	4,006	3,696	3,542	3,413	3,315	3,210
そ の 他	5,025	4,950	4,862	4,786	4,720	4,621
失 業 保 険	5,844	5,740	5,646	5,528	5,401	5,234
《被保険者数》						
普 通 保 険						
強 制 適 用	115,625	110,459	105,422	100,349	96,050	91,292
漁 船	47,995	44,084	41,134	37,920	35,773	33,779
そ の 他	67,630	66,375	64,288	62,429	60,277	57,513
任 意 継 続 適 用	9,656	9,813	9,135	9,042	8,864	8,967
失 業 保 険	96,699	92,653	88,713	84,736	80,761	76,451
《被扶養者数》 (被保険者1人当り被扶養者数)	238,025 1.90	228,373 1.90	211,241 1.84	202,339 1.85	186,826 1.78	178,044 1.78
《平均標準報酬月額》						
普 通 保 険						
強 制 適 用	356,584	365,184	371,346	375,048	379,579	382,606
漁 船	298,448	297,614	299,675	299,660	304,531	305,580
そ の 他	397,482	410,061	417,204	420,839	424,118	427,719
任 意 継 続 適 用	296,456	307,669	312,658	318,951	329,630	331,882
失 業 保 険	377,102	387,294	394,497	397,867	401,598	405,844

(注) 船舶所有者数の漁船、その他は延数である。

資料：社会保険庁調

第175表 船員保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成10年3月末現在

標準報酬		普通保険(強制適用)			失業保険
等級	月額	合計	漁船	その他	
総数	(千円)	91,292	33,779	57,513	76,451
第1級	92	199	183	16	23
2	98	293	265	28	105
3	104	168	152	16	93
4	110	281	272	9	79
5	118	325	314	11	117
6	126	352	349	3	189
7	134	558	534	24	115
8	142	446	411	35	122
9	150	660	565	95	210
10	160	407	350	57	166
11	170	812	656	156	510
12	180	1,066	864	202	491
13	190	936	760	176	420
14	200	2,210	1,671	539	1,044
15	220	2,730	1,798	932	1,484
16	240	3,611	2,169	1,442	2,380
17	260	4,401	2,542	1,859	3,193
18	280	5,090	2,934	2,156	3,961
19	300	6,786	3,118	3,668	5,635
20	320	5,881	2,947	2,934	4,971
21	340	4,985	1,834	3,151	4,439
22	360	5,154	1,469	3,685	4,672
23	380	6,364	1,587	4,777	5,953
24	410	7,311	1,498	5,813	6,904
25	440	6,367	1,125	5,242	6,037
26	470	5,262	767	4,495	5,056
27	500	4,303	576	3,727	4,157
28	530	3,226	412	2,814	3,136
29	560	2,367	331	2,036	2,298
30	590	1,797	228	1,569	1,744
31	620	1,415	172	1,243	1,385
32	650	1,212	195	1,017	1,166
33	680	894	131	763	868
34	710	845	123	722	817
35	750	657	112	545	643
36	790	434	80	354	417
37	830	397	75	322	387
38	880	348	79	269	346
39	930	299	38	261	295
40	980	443	93	350	423

資料：社会保険庁調

第176表 船員保険疾病部門給付決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	2,665,072	2,499,018	2,449,099	2,321,615	2,276,904	2,197,596
被保険者分	51,154,565	49,690,112	48,010,533	46,285,156	45,294,782	42,018,032
診療費	955,051	923,786	910,363	879,752	881,170	853,640
金額	30,377,717	30,060,479	28,644,325	27,695,742	27,032,642	24,724,014
件数	812,824	778,560	759,703	728,640	722,664	683,484
日数	2,591,779	2,461,727	2,319,769	2,181,389	2,089,796	1,917,671
金額	20,735,871	20,278,437	19,228,175	18,309,077	18,205,001	16,217,961
薬剤の支給	76,143	80,898	91,376	95,831	107,328	120,393
処方箋枚数	122,602	128,887	145,202	149,654	166,063	181,715
金額	481,476	537,304	629,859	699,213	784,395	801,687
入院時食事療養費	—	—	14,431	28,061	25,953	23,188
(標準負担額差額支給)	—	—	244,698	471,006	423,034	364,948
金額	—	—	404,958	792,811	713,782	619,980
訪問看護療養費	—	—	6	14	10	24
件数	—	—	29	56	58	134
日数	—	—	227	464	492	1,007
金額	—	—	33	195	1	133
入院時食事療養費	—	—	7	13	1	16
(標準負担額差額支給)	—	—	222	568	7	625
金額	—	—	33	195	1	133
療養費	25,939	25,071	24,153	23,926	21,905	21,339
金額	395,248	404,246	340,089	362,873	290,646	293,713
看護費	96	71	38	23	—	1
件数	1,770	1,699	1,018	383	—	6
日数	7,157	6,828	4,190	1,475	—	25
金額	143	88	88	109	64	54
移送費	58,050	38,427	33,593	35,706	21,593	23,999
金額	1,251	1,201	1,290	1,220	1,212	1,816
高額療養費	64,536	63,651	68,315	62,783	70,220	139,157
金額	(11,380)	(11,180)	(9,564)	(8,707)	(7,847)	(7,687)
傷病手当金	38,066	37,289	33,153	29,442	27,516	26,048
件数	(328,101)	(324,687)	(276,628)	(258,075)	(231,910)	(229,625)
日数	1,135,996	1,114,692	997,459	903,351	845,159	802,301
金額	(3,127,911)	(3,110,087)	(2,668,609)	(2,576,089)	(2,332,869)	(2,272,473)
葬祭料	8,275,214	8,340,797	7,576,888	7,071,683	6,619,757	6,310,280
件数	(123)	(125)	(73)	(85)	(65)	(85)
金額	554	538	507	497	433	436
金額	(76,192)	(93,621)	(48,477)	(60,758)	(43,544)	(60,210)
金額	353,621	375,492	345,760	342,028	308,475	302,773
出産育児一時金	—	—	5	12	12	11
件数	—	—	1,500	3,600	3,600	3,300
金額	13	22	9	0	—	—
分娩費	2,960	5,280	2,160	0	—	—
金額	—	—	—	—	—	—

出産手当金	件数	9	27	19	25	25	18
	日数	951	2,531	2,108	3,043	3,105	2,387
	金額	3,558	9,973	8,561	13,835	14,681	9,999
育児手当金	件数	13	21	9	0	—	—
	金額	26	42	18	0	—	—
被扶養者分	件数	1,708,734	1,574,966	1,538,458	1,441,589	1,395,507	1,343,707
	金額	20,745,670	19,602,795	19,339,723	18,562,630	18,241,816	17,267,991
診療費	件数	1,500,913	1,366,109	1,316,269	1,219,529	1,163,377	1,094,893
	日数	3,813,048	3,435,866	3,251,706	2,974,868	2,788,651	2,581,285
	金額	18,120,993	17,070,543	16,452,077	15,409,131	15,151,064	14,298,797
薬剤の支給	件数	159,904	163,171	179,200	183,107	195,484	214,343
処方箋枚数	金額	272,714	275,428	300,686	302,396	318,836	344,720
	金額	575,977	613,222	711,820	753,338	818,484	893,710
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	—	—	11,924	23,956	22,552	21,058
	日数	—	—	185,852	359,288	328,467	304,345
	金額	—	—	266,869	528,275	466,514	415,043
訪問看護療養費	件数	—	—	9	54	64	97
	日数	—	—	61	348	265	377
	金額	—	—	354	2,007	1,812	2,543
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数	—	—	2	8	5	1
	日数	—	—	78	402	87	41
	金額	—	—	12	73	12	5
療養費	件数	35,902	33,673	32,380	30,184	28,437	26,786
	金額	191,755	186,540	180,630	167,082	160,584	153,881
看護費	件数	122	109	41	7	2	1
	日数	3,013	3,003	1,011	123	10	75
	金額	9,748	8,977	3,072	447	34	250
移送費	件数	1	9	6	5	5	7
	金額	56	1,567	464	288	140	261
高額療養費	件数	5,973	5,712	5,382	5,122	4,749	4,560
	金額	372,278	356,545	326,490	314,069	309,609	298,753
家族葬祭料	件数	1,661	1,548	1,522	1,406	1,353	1,218
	金額	843,642	798,736	798,776	738,536	723,723	664,448
配偶者出産育児一時金	件数	—	—	868	2,163	2,031	1,801
	金額	—	—	260,400	648,900	609,300	540,300
配偶者分娩費	件数	2,647	2,342	1,400	2	—	—
	金額	626,000	562,080	336,000	480	—	—
配偶者育児手当金	件数	2,611	2,293	1,379	2	—	—
	金額	5,222	4,586	2,758	4	—	—
世帯合算高額療養費	件数	287	266	278	274	227	249
	金額	31,178	26,838	26,485	26,784	20,324	26,027

(注) 1 ()内の数字は職務上(再掲)を示す。
 2 老人保健による給付分を除く。
 3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び日数は、診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

資料：社会保険庁調

第177表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	
被保険者分	件数	812,824	778,560	759,703	728,640	722,664	683,484
	日数	2,591,779	2,461,727	2,319,769	2,181,389	2,089,796	1,917,671
	金額	20,735,871	20,278,437	19,228,175	18,309,077	18,205,001	16,217,961
一般診療	件数	662,687	634,784	622,932	596,913	593,802	560,070
	日数	2,167,816	2,059,080	1,931,996	1,808,970	1,727,480	1,573,945
	金額	17,888,296	17,590,325	16,634,303	15,809,483	15,664,123	13,915,998
入院	件数	37,612	35,878	32,765	30,743	28,690	25,751
	日数	671,769	641,127	574,658	532,531	487,065	425,352
	金額	10,003,525	9,822,337	9,059,134	8,416,482	8,357,872	7,650,552
入院外	件数	625,075	598,906	590,167	566,170	565,112	534,319
	日数	1,496,047	1,417,953	1,357,338	1,276,439	1,240,415	1,148,593
	金額	7,884,771	7,767,987	7,575,169	7,393,001	7,306,251	6,265,446
歯科診療	件数	150,137	143,776	136,771	131,727	128,862	123,414
	日数	423,963	402,647	387,773	372,419	362,316	343,726
	金額	2,847,576	2,688,112	2,593,872	2,499,594	2,540,878	2,301,963
被扶養者分	件数	1,500,913	1,366,109	1,316,269	1,219,529	1,163,377	1,094,893
	日数	3,813,048	3,435,866	3,251,706	2,974,868	2,788,651	2,581,285
	金額	18,120,993	17,070,543	16,452,077	15,409,131	15,151,604	14,298,797
一般診療	件数	1,236,385	1,122,107	1,091,894	1,010,256	965,925	909,333
	日数	3,127,715	2,806,921	2,669,291	2,428,030	2,280,035	2,107,842
	金額	15,701,680	14,824,804	14,340,078	13,414,555	13,198,592	12,462,540
入院	件数	31,298	28,958	27,142	25,765	24,310	22,711
	日数	495,145	455,844	425,248	393,295	363,402	335,528
	金額	7,069,484	6,722,560	6,282,277	5,783,481	5,645,972	5,499,260
入院外	件数	1,205,087	1,093,149	1,064,752	984,491	941,615	886,622
	日数	2,632,570	2,351,077	2,244,043	2,034,735	1,916,633	1,772,314
	金額	8,632,196	8,102,244	8,057,802	7,631,074	7,552,620	6,963,280
歯科診療	件数	264,528	244,002	224,375	209,273	197,452	185,560
	日数	685,333	628,945	582,415	546,838	508,616	473,443
	金額	2,419,313	2,245,739	2,111,999	1,994,575	1,953,012	1,836,257

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第178表 船員保険疾病部門給付諸率

(金額 単位 円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	
《被保険者分》							
診療費	1人当診療費 1,000人当件数	161,248 6,321	165,215 6,343	163,658 6,466	163,519 6,508	170,188 6,756	158,002 6,659
一般診療	診療1件当日数 診療1件当金額 1人当診療費 1,000人当件数	3.2 25,511 139,104 5,153	3.2 26,046 143,314 5,172	3.1 25,310 141,581 5,302	3.0 25,128 141,195 5,331	3.0 25,192 146,435 5,551	3.0 23,728 135,575 5,456
入院	診療1件当日数 診療1件当金額 1人当診療費 1,000人当件数	3.3 26,994 77,790 292	3.2 27,711 80,026 292	3.1 26,703 77,106 279	3.0 26,485 75,168 275	3.0 26,379 78,133 268	3.0 24,847 74,535 251
入院外	診療1件当日数 診療1件当金額 1人当診療費 1,000人当件数	17.9 265,966 61,314 4,861	17.9 273,770 63,288 4,879	17.5 276,488 64,475 5,023	17.3 273,769 66,027 5,056	17.0 291,317 68,302 5,283	17.0 297,097 61,040 5,206
歯科診療	診療1件当日数 診療1件当金額 1人当診療費 1,000人当件数	2.4 12,614 22,143 1,168	2.4 12,970 21,901 1,171	2.3 12,836 22,077 1,164	2.3 13,058 22,324 1,176	2.2 12,929 23,753 1,205	2.2 11,726 22,427 1,202
看護費	診療1件当日数 1,000人当日数 1日当金額	2.8 18,967 13.8 4,044	2.8 18,697 13.8 4,019	2.8 18,965 8.7 4,116	2.8 18,976 3.4 3,851	2.8 19,718 — —	2.8 18,652 0.1 4,166
傷病手当金	1人当日数 1件当金額	8.8 217,391	9.1 223,680	8.5 228,543	30.7 240,190	30.7 240,578	30.8 242,256
葬祭料 分	1,000人当件数 1,000人当件数	4.3 0.1	4.4 0.2	4.3 0.1	4.4 0.0	4.0 —	4.2 —
出産手当金	1,000人当件数 1件当金額	0.1 395,333	0.2 369,388	0.2 450,579	0.2 553,390	0.2 587,231	0.1 300,000
《被扶養者分》							
診療費	1人当診療費 1,000人当件数	82,160 6,805	82,142 6,574	84,413 6,754	84,465 6,685	89,092 6,841	88,885 6,806
一般診療	診療1件当日数 診療1件当金額 1人当診療費 1,000人当件数	2.5 12,073 71,191 5,606	2.5 12,496 71,336 5,399	2.4 12,499 73,577 5,602	2.4 12,635 73,532 5,538	2.4 13,024 77,609 5,680	2.4 13,060 77,470 5,653
入院	診療1件当日数 診療1件当金額 1人当診療費 1,000人当件数	2.4 12,700 32,053 142	2.5 13,212 32,348 139	2.4 13,133 32,233 139	2.4 13,278 31,702 141	2.4 13,664 33,199 143	2.3 13,705 34,185 141
入院外	診療1件当日数 診療1件当金額 1人当診療費 1,000人当件数	15.8 225,877 39,138 5,464	15.7 232,149 38,987 5,260	15.7 231,460 41,343 5,463	15.3 224,470 41,830 5,396	15.0 232,249 44,410 5,537	14.8 242,141 43,285 5,511
歯科診療	診療1件当日数 診療1件当金額 1人当診療費 1,000人当件数	2.2 7,163 10,969 1,199	2.2 7,412 10,806 1,174	2.1 7,568 10,836 1,151	2.1 7,751 10,933 1,147	2.0 8,021 11,484 1,161	2.0 7,854 11,415 1,153
看護費	診療1件当日数 1,000人当日数 1日当金額	2.6 9,146 3,235	2.6 9,204 2,989	2.6 9,413 3,039	2.6 9,531 3,633	2.6 9,891 3,400	2.6 9,896 3,333
家族葬祭料 配偶者分	1,000人当件数 1,000人当件数	6.8 10.8	6.7 10.1	7.0 6.4	6.9 0.0	7.0 —	7.6 —

(注) 1 「1人当診療費」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当件数」及び「1,000人当日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
2 「診療費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、その外の給付については、老人保健対象者を含む数値で割って計算している。
3 平成9年度の平均被保険者数は、老人保健対象者を含めなければ102,644人、含めれば103,036人である。平成9年度の平均被扶養者数は老人保健対象者を含めなければ160,869人、含めれば181,493人である。

資料：社会保険庁調

第179表 船員保険年金部門(職務上)年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)
合計 人員	143	193	114	115	108	115
障害年金 人員	264,575	379,771	232,825	247,881	209,029	242,107
遺族年金 人員	39	43	39	22	42	19
金額	77,171	88,294	77,100	44,230	91,086	38,970
金額	104	150	75	93	66	96
金額	187,404	291,477	155,725	203,650	117,937	203,137

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)
合計 人員	1,116	1,294	1,387	1,481	1,573	1,660
金額	2,072,134	2,454,255	2,685,004	2,995,785	3,199,645	3,428,397
障害年金 人員	293	330	364	379	418	421
金額	568,114	652,960	730,296	780,380	870,248	895,507
遺族年金 人員	823	964	1,023	1,102	1,155	1,239
金額	1,504,020	1,801,295	1,954,708	2,215,405	2,329,397	2,532,890

資料：社会保険庁調

第180表 船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)
合計 件数	274	407	248	175	190	168
金額	870,717	1,358,714	811,287	629,470	724,443	584,174
障害手当金 件数	255	374	237	168	181	141
金額	691,860	1,026,010	684,622	563,950	627,963	430,577
遺族一時金 件数	18	30	10	7	9	22
金額	176,904	306,360	117,648	65,520	96,480	153,597
その他の一時金 件数	1	3	1	—	—	—
金額	1,953	26,344	9,017	—	—	—

資料：社会保険庁調

第181表 船員保険年金部門(職務上)1人当り金額

(i) 年金

(金額 単位 円)

区 分	平成4年度('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)
新規裁定分	1,850,175	1,967,725	2,042,324	2,155,485	1,935,397	2,105,277
障害年金	1,978,744	2,053,356	1,976,928	2,010,473	2,168,719	2,051,063
遺族年金	1,801,962	1,943,177	2,076,329	2,189,789	1,786,920	2,116,007
年度末現在	1,856,751	1,896,642	1,935,836	2,028,112	2,034,103	2,065,299
障害年金	1,938,955	1,978,666	2,006,308	2,080,693	2,081,932	2,127,095
遺族年金	1,827,485	1,868,563	1,910,761	2,010,569	2,016,794	2,044,301

(ii) 一時金

(金額 単位 円)

区 分	平成4年度('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)
障害手当金	2,713,178	2,743,342	2,888,700	3,356,846	3,469,408	3,053,735
遺族一時金	9,828,000	10,212,000	11,764,800	9,360,000	10,720,000	6,981,682
その他の一時金	1,952,639	8,781,480	9,016,751	—	—	—

資料：社会保険庁調

第182表 船員保険失業部門給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合 計	44,598	51,100	47,718	47,229	43,638	40,783
失業保険金	7,309,325	8,388,450	8,385,477	8,736,704	8,437,331	8,620,736
傷病給付金	6,498,018	7,337,019	7,476,100	7,635,892	7,190,918	7,241,535
技能習得手当	44,369	61,482	55,205	34,709	44,593	39,718
受講手当	3,203	2,574	2,332	2,398	2,236	2,444
通所手当	34,974	28,132	25,472	26,532	24,999	25,923
寄宿手当	2,641	2,183	1,907	1,953	1,784	1,961
再就職手当	2,792	2,591	1,928	2,073	1,827	1,980
高年齢求職者給付金	26,457	22,078	20,034	21,289	20,472	23,382
移転に要する費用	218	210	271	243	206	157
失業保険金 月末受給者数(年間平均)	2,707	3,038	2,941	2,947	2,739	2,750
1,000人当り失業者数	27	34	32	34	33	35
1件当り日数	23.8	23.9	24.0	24.0	24.0	25.9
1日当り金額	6,979	7,056	7,256	7,504	7,717	7,831
1件当り金額	166,356	168,885	173,928	180,160	185,190	202,759
傷病給付金 1件当り日数	26.8	28.2	28.4	27.5	27.1	28.4
1日当り金額	7,318	6,861	6,919	7,508	7,942	7,679
1件当り金額	196,321	193,339	196,459	206,599	215,423	218,230
受講手当 1件当り日数	18.5	18.5	18.5	18.8	19.0	18.0
1日当り金額	590	590	590	590	590	590
1件当り金額	10,919	10,929	10,923	11,064	11,180	10,607
寄宿手当 1件当り日数	28.4	25.8	28.2	28.3	28.7	27.9
1日当り金額	326	383	356	344	352	37.3
1件当り金額	9,273	9,864	10,063	9,731	10,086	10,409

(注) 1 通所手当の件数は、受講手当の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まない。
2 移転に要する費用は合計には含まない。

資料：社会保険庁調

第183表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
収 入	115,630,345	116,013,574	111,902,965	108,290,346	103,921,996	100,100,746
保 険 料	100,287,733	99,094,357	95,593,930	93,849,466	90,135,750	87,265,041
疾 病 給 付	66,198,873	65,389,204	63,112,047	61,935,780	59,559,185	57,674,523
年 金 給 付	17,324,633	17,073,558	16,422,167	16,099,934	15,438,172	15,009,168
失 業 給 付	9,168,772	9,160,165	8,856,758	8,750,566	8,366,121	8,035,385
福 祉 施 設	6,633,822	6,525,292	6,243,289	6,121,808	5,869,509	5,673,233
業 務 取 扱 費	961,683	946,138	959,669	941,378	902,763	872,732
利 子	3,627,288	4,127,971	4,202,985	4,624,087	4,631,677	4,604,615
国 庫 負 担 金	6,440,924	6,085,268	6,195,785	6,207,814	6,413,243	6,309,823
疾 病 給 付	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
年 金 給 付	43,106	39,521	39,130	36,762	36,029	35,180
失 業 給 付	1,985,467	1,729,684	1,790,878	1,822,057	2,038,456	1,941,885
業 務 取 扱 費	1,412,351	1,316,063	1,365,777	1,348,995	1,338,758	1,332,758
厚年特会業務勘定より受入	2,466,805	2,467,932	2,383,742	2,275,193	2,106,758	1,344,444
積立金より受入	—	—	—	—	—	—
雑 収 入	2,045,870	3,220,725	2,754,630	767,390	340,107	246,017
前年度剰余金受入	761,725	1,017,321	771,893	566,396	294,410	330,181
支 出	103,597,776	106,444,626	104,488,912	101,255,797	100,462,492	96,594,822
保 険 給 付 費	61,138,531	61,727,805	59,756,802	58,673,740	57,326,854	54,658,224
疾 病 給 付	51,268,820	50,106,759	48,233,350	46,849,768	45,519,191	42,492,806
年 金 給 付	2,506,323	3,219,070	3,102,905	3,022,685	3,325,423	3,467,568
失 業 給 付	7,363,388	8,401,976	8,420,547	8,801,287	8,482,240	8,697,568
老 人 保 健 拠 出 金	13,559,882	14,214,229	14,504,844	14,384,008	15,355,727	14,881,342
退 職 者 給 付 拠 出 金	2,469,948	2,633,886	2,872,626	2,845,871	2,754,317	2,572,709
福 祉 施 設 費	7,908,964	9,537,538	8,880,378	6,981,344	6,775,451	6,574,992
業 務 取 扱 費	2,762,562	2,714,295	2,769,338	2,715,342	2,609,958	2,554,289
諸 支 出 金	15,757,807	15,616,449	15,704,798	15,655,452	15,640,140	15,353,266
厚生保険特別会計児童手当勘定へ繰入	82	424	126	40	45	413
収 入 支 出 差 引	12,032,569	9,568,948	7,414,053	7,034,549	3,459,505	3,505,924
翌年度へ繰越	1,017,321	771,893	566,396	294,411	330,181	215,743
積立金へ繰入	11,015,248	8,797,055	6,847,657	6,740,138	3,129,323	3,290,181
積立金から補足	—	—	—	—	—	—
年度末現在積立金	93,902,635	102,699,690	109,547,347	116,287,485	119,416,809	122,706,989

資料：社会保険庁調

第184表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
徴収決定額	105,056,482	103,974,146	101,331,637	98,372,748	94,310,528	92,788,200
現年度分	100,752,568	99,795,769	96,953,686	93,450,203	90,278,330	89,115,239
前年度からの繰越額	4,303,913	4,178,377	4,377,951	4,922,545	4,032,198	3,672,961
収納済額	100,287,733	99,094,357	95,593,930	93,849,467	90,135,750	87,265,041
不納欠損額	579,639	501,260	748,551	489,755	501,094	353,817
収納未済額	4,189,110	4,378,530	4,989,156	4,033,526	3,673,684	3,774,720
収納率 (%)	95.2	95.3	94.3	95.4	95.6	95.5

資料：社会保険庁調

12 雇用保険

第185表 雇用保険適用状況

(単位 所・人)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
《一般・高年齢及び短期雇用特例被保険者関係》 適用事業所数 ^(注1)	1,841,042	1,866,278	1,893,704	1,915,202	1,958,664	1,988,192
新規加入	92,565	85,569	88,816	87,709	90,520	83,199
廃止・脱退	59,936	63,401	64,168	68,792	48,159	54,288
被保険者数 ^(注1)	32,834,700	33,071,811	33,358,498	33,539,935	33,770,717	33,848,916
資格取得者数 ^(注2)	522,308	482,453	495,583	486,629	513,308	529,639
資格喪失者数 ^(注2)	473,342	462,354	471,204	471,229	493,338	522,863
《日雇労働被保険者関係》 被保険者数 ^(注1・3)	68,801	63,954	60,895	55,852	52,655	51,193

(注) 1) 適用事業所数、被保険者数は年度末現在。

2) 年度平均を示す。

3) 日雇求職者手帳交付数より推計した。

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第186表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

平成10年3月現在 (単位：所、人)

区 分	総 数	4人以下	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上
《事業所数》						
合 計	1,988,192	1,146,293	659,921	129,494	45,579	6,905
農 業	8,866	5,944	2,618	266	38	0
林 業	3,435	2,245	999	182	9	0
漁 業	2,719	1,964	674	67	11	3
鉱 業	4,439	1,931	2,108	331	60	9
建設業	329,180	200,336	114,636	11,544	2,360	304
製造業	415,616	208,657	150,864	38,966	14,575	2,554
電気・ガス・熱供給・水道業	1,916	820	575	242	179	100
運輸・通信業	77,553	25,738	34,957	12,088	4,168	602
卸売・小売業・飲食店	487,947	305,910	146,227	25,356	9,084	1,370
金融・保険・不動産業	59,795	35,042	17,139	5,019	2,101	494
サービス業	579,731	348,026	183,822	33,921	12,528	1,434
公務	16,258	9,208	5,094	1,468	453	35
分類不能	737	472	208	44	13	0
《被保険者数》						
合 計	33,848,916	2,026,306	7,367,866	6,667,327	8,917,682	8,849,785
農 業	55,078	8,536	27,558	12,831	6,153	0
林 業	24,319	2,775	11,373	8,815	1,356	0
漁 業	16,941	2,347	7,281	3,220	1,962	2,131
鉱 業	63,648	3,516	25,099	16,331	10,627	8,075
建設業	2,869,097	339,422	1,197,183	557,573	446,918	328,001
製造業	10,374,745	377,120	1,783,360	2,037,924	2,859,933	3,316,408
電気・ガス・熱供給・水道業	243,110	1,458	7,022	13,922	38,269	182,439
運輸・通信業	2,927,378	48,706	456,056	629,391	794,621	998,604
卸売・小売業・飲食店	6,988,682	522,792	1,587,686	1,302,406	1,801,279	1,774,519
金融・保険・不動産業	1,764,249	55,045	223,075	254,315	438,917	792,897
サービス業	8,231,207	649,002	1,977,942	1,772,347	2,428,048	1,403,868
公務	282,231	14,745	61,939	75,915	86,839	42,793
分類不能	8,231	842	2,292	2,337	2,760	0

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第187表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

Table with 10 columns: 区分, 平成7年度(1995), 平成8年度(1996), 平成9年度(1997). Each year column has sub-columns for 初回受給者数, 受給者実人員, 給付額. Rows include categories like 失業給付計, 一般求職者給付, 高年齢求職者給付, etc.

(注) 1 給付額は決算値である。ただし、V雇用継続給付、VI日雇求職者給付については、暫定値であり年度計と一致しない。 2 初回受給者数欄は、II高年齢求職者給付、III短期雇用特例求職者給付については受給者数、IV就職促進給付については支給人員数である。

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第188表 一般求職者給付の状況

平成9年度(単位：人、円、件)

Table with 4 columns: 項目, 計(短時間を含む), うち男, うち女. Rows include 一般求職者給付支給総額, 一般受給資格決定件数, 基本手当受給者実人員, 基本手当支給総額.

(注) 「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

Table with 10 columns: (基本手当基本分(短時間を除く)) 計, ⑤ 初回受給者数, ⑥ 受給者実人員, ⑦ 支給終了者数. Sub-headers for ⑤, ⑥, ⑦ are 計, 男, 女. Rows include age groups like 30歳未満, 30歳~45歳未満, 45歳~60歳未満, 60歳以上.

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第189表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）

(単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
《保険料収入》						
徴収決定済額	1,927,561,442	1,788,701,000	1,791,370,143	1,821,259,314	1,850,272,674	1,892,375,848
収納済歳入額	1,903,967,769	1,762,128,442	1,762,648,215	1,789,785,876	1,819,697,167	1,856,977,089
不納欠損額	679,162	877,357	735,707	1,015,068	1,511,903	2,198,852
収納未済歳入額	22,914,510	25,695,199	27,986,221	30,458,370	31,061,604	33,199,907
収納率(%)	98.8	98.5	98.4	98.3	98.2	98.1
郵政事業特別会計より受入	1,370,162	1,169,532	1,251,365	1,077,354	1,017,063	962,597

資料：労働省職業安定局調

第190表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

(単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
収入	2,459,449,876	2,355,441,925	2,566,634,870	2,700,824,255	2,723,947,031	2,826,900,404
徴収勘定より受入	1,906,060,257	1,763,998,223	1,764,535,973	1,791,525,997	1,819,375,559	1,858,504,687
一般会計より受入	255,522,063	279,850,000	249,850,000	338,237,676	328,168,438	439,649,296
運用収入	262,564,407	282,404,542	272,481,604	263,346,813	234,287,720	190,775,941
積立金より受入	—	—	200,000,000	220,081,661	305,989,494	318,284,497
雇用安定資金より受入	—	—	50,000,000	76,278,277	22,431,802	0
雑収入	8,210,601	8,717,492	8,939,067	9,403,301	10,447,552	14,508,730
前年度繰越資金受入	27,092,549	20,471,668	20,828,225	1,950,530	3,246,466	5,177,253
支出	1,795,489,413	2,155,929,911	2,364,306,247	2,693,492,491	2,715,028,540	2,821,577,391
失業給付費	1,245,757,864	1,495,993,133	1,704,480,372	1,903,571,827	2,015,387,346	2,193,928,580
業務取扱費	55,797,540	56,128,455	59,450,172	81,107,892	78,871,987	83,322,062
施設整備費	5,797,642	20,025,627	11,809,888	13,166,197	14,429,759	18,535,572
雇用安定等事業費	351,665,233	399,623,221	472,985,111	582,064,962	497,034,033	435,348,463
雇用促進事業団出資	103,928,668	163,441,979	92,243,539	91,028,160	85,067,764	67,317,432
徴収勘定へ繰入	20,601,732	20,717,497	23,337,165	22,553,452	24,237,651	23,125,282
雇用安定資金へ繰入	11,934,733	—	—	—	—	—
収支差引残	663,966,463	199,512,014	202,328,623	7,331,764	8,918,491	5,323,013

資料：決算書

13 労働者災害補償保険

第191表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在 (単位 場、人)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
適用事業場数	2,541,761	2,576,794	2,604,094	2,643,828	2,684,588	2,698,597
新規加入	302,457	288,728	282,485	291,223	298,387	292,470
消滅	252,497	253,695	255,185	251,489	257,627	278,461
適用労働者数	45,831,524	46,633,380	47,017,275	47,246,440	47,896,500	48,435,492
新規加入	6,251,865	7,350,667	6,315,902	6,393,846	6,468,052	6,828,986
消滅	4,889,641	6,548,811	5,932,007	6,164,681	5,817,992	6,289,994

《業種別》

年度末現在 (単位 場、人)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
全業種	2,541,761 (45,831,524)	2,576,794 (46,633,380)	2,604,094 (47,017,275)	2,643,828 (47,246,440)	2,684,588 (47,896,500)	2,698,597 (48,435,492)
林業	28,378 (136,319)	27,926 (131,811)	26,960 (126,166)	26,102 (120,678)	25,589 (116,009)	24,535 (107,961)
漁業	6,523 (57,880)	6,426 (56,792)	6,261 (56,459)	6,036 (56,391)	5,773 (54,928)	5,510 (53,513)
鉱業	6,237 (51,971)	6,145 (55,222)	6,061 (55,026)	5,937 (52,763)	5,864 (51,871)	5,680 (49,841)
建設事業	648,505 (5,849,446)	659,382 (5,857,656)	666,500 (5,886,845)	682,694 (6,029,824)	695,519 (6,234,229)	690,928 (6,109,575)
製造業	556,744 (11,883,818)	551,272 (11,804,376)	544,275 (11,629,223)	539,239 (11,401,190)	536,005 (11,250,605)	532,014 (11,172,387)
運輸業	68,712 (2,300,776)	69,678 (2,337,541)	70,334 (2,350,323)	71,295 (2,380,893)	72,250 (2,405,162)	72,555 (2,441,057)
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,948 (178,116)	1,952 (181,237)	1,962 (188,255)	1,955 (187,403)	1,995 (190,234)	2,245 (190,979)
その他の事業	1,224,714 (25,373,198)	1,254,013 (26,208,745)	1,281,741 (26,724,978)	1,310,570 (27,017,298)	1,341,593 (27,593,462)	1,365,130 (28,310,179)

(注) ()は適用労働者数。

資料：労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

第192表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 件、日、千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	件数 4,950,733 金額 791,626,306	件数 4,863,558 金額 799,975,317	件数 4,804,607 金額 806,931,686	件数 4,783,999 金額 824,942,680	件数 5,084,172 金額 839,572,949	件数 5,312,704 金額 846,360,811
療養補償給付	件数 3,027,761 日数 64,117,418 金額 235,192,179	件数 2,960,621 日数 62,718,713 金額 234,920,800	件数 2,922,580 日数 61,934,686 金額 236,051,053	件数 2,914,934 日数 61,229,726 金額 241,956,307	件数 2,965,145 日数 62,357,350 金額 243,427,813	件数 2,975,485 日数 64,016,748 金額 240,107,654
休業補償給付	件数 793,101 日数 24,770,572 金額 136,298,558	件数 772,580 日数 24,090,489 金額 134,436,043	件数 748,659 日数 23,572,399 金額 133,220,089	件数 731,642 日数 23,008,970 金額 133,771,815	件数 736,906 日数 23,100,389 金額 135,960,891	件数 729,629 日数 22,481,787 金額 135,821,695
障害補償一時金	件数 35,215 金額 62,426,977	件数 34,132 金額 61,968,188	件数 32,564 金額 60,774,183	件数 31,433 金額 59,829,128	件数 30,087 金額 58,027,150	件数 30,202 金額 59,724,026
遺族補償一時金	件数 866 金額 6,460,071	件数 867 金額 6,495,666	件数 838 金額 6,349,473	件数 1,046 金額 7,704,617	件数 815 金額 6,236,769	件数 899 金額 6,984,469
葬 祭 料	件数 3,753 金額 2,204,140	件数 3,767 金額 2,277,802	件数 3,775 金額 2,328,582	件数 4,022 金額 2,576,332	件数 3,803 金額 2,443,679	件数 3,666 金額 2,368,925
介護補償給付	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 28,136 金額 3,508,179	件数 39,270 金額 5,210,783
年金等給付	件数 1,090,037 金額 349,044,382	件数 1,091,591 金額 359,876,818	件数 1,096,191 金額 368,208,305	件数 1,100,922 金額 379,104,481	件数 1,319,280 金額 389,968,468	件数 1,533,553 金額 396,143,257
障害補償年金	件数 339,657 金額 121,034,195	件数 345,746 金額 127,368,275	件数 352,000 金額 132,235,996	件数 357,843 金額 137,084,041	件数 453,279 金額 141,741,039	件数 549,848 金額 145,509,603
遺族補償年金	件数 369,238 金額 148,912,003	件数 376,646 金額 155,450,292	件数 384,309 金額 160,748,636	件数 392,762 金額 168,565,870	件数 501,317 金額 175,732,611	件数 611,979 金額 180,663,744
傷病補償年金	件数 78,285 金額 49,864,540	件数 74,692 金額 48,992,059	件数 71,376 金額 47,469,180	件数 68,070 金額 46,042,798	件数 81,547 金額 45,268,180	件数 94,154 金額 44,068,052
傷病補償年金に係る療養補償給付	件数 302,857 金額 29,233,643	件数 294,507 金額 28,066,193	件数 288,506 金額 27,754,494	件数 282,247 金額 27,411,772	件数 283,137 金額 27,226,638	件数 277,572 金額 25,901,858

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には、前払一時金を含む。

資料：労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

第193表 労働保険保険料徴収状況(労災勘定)

(単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
徴収決定済額	1,695,864,604	1,683,859,517	1,669,184,790	1,572,745,430	1,573,054,639	1,588,507,282	1,474,578,516
収納済額	1,667,602,300	1,651,583,709	1,633,356,459	1,535,800,346	1,535,218,958	1,548,568,963	1,433,934,903
不納欠損額	682,379	920,292	738,433	1,209,868	2,198,289	2,507,070	3,661,084
収納未済入額	27,579,925	31,355,515	35,089,898	35,735,216	35,637,392	37,431,249	36,982,529
収納率(%)	98.3	98.1	97.9	97.7	97.6	97.5	97.2

資料：労働省労働基準局調

第194表 労働者災害補償保険給付平均支払額

(単位 日、円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
1日当り療養補償給付	3,668	3,746	3,811	3,952	3,904	3,751
1日当り休業補償給付	5,502	5,580	5,652	5,814	5,886	6,041
1件当り療養日数	21.2	21.2	21.2	21.0	21.0	21.5
1件当り休業日数	31.2	31.2	31.5	31.4	31.3	30.8
1件当り障害補償一時金	1,772,738	1,815,545	1,866,300	1,903,386	1,928,645	1,977,486
1件当り遺族補償一時金	7,459,666	7,492,118	7,576,937	7,365,790	7,652,477	7,769,154
1件当り葬祭料	587,301	604,673	616,843	640,560	642,566	646,188
平均給付基礎日額	9,171	9,301	9,419	9,690	9,809	10,069
1日当り療養補償費の平均給付基礎日額に対する比(%)	40.0	40.3	40.5	40.8	39.8	37.2

資料：労働省労働基準局労災保険業務室「労災保険事業月報」

第195表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
収入	2,245,026,367	2,209,649,669	2,170,267,513	2,059,910,249	2,061,493,208	2,074,554,638
徴収勘定より受入	1,668,358,604	1,652,364,625	1,634,129,812	1,536,565,284	1,535,912,854	1,549,185,674
一般会計より受入	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000
未経過保険料受入	64,363,528	63,483,236	58,527,917	55,556,251	49,382,077	47,896,465
支払備金受入	335,950,055	280,290,796	233,039,541	205,131,539	196,158,373	199,471,086
雑収入	171,736,823	211,604,693	240,315,864	259,991,271	275,516,292	271,012,315
前年度繰越資金受入	3,310,353	599,319	2,947,379	1,358,903	3,216,612	5,682,097
支出	1,170,554,373	1,230,473,727	1,255,644,186	1,287,236,642	1,280,352,695	1,319,828,185
保険給付費	791,626,306	799,975,317	806,931,686	824,942,680	839,572,949	846,360,811
業務取扱費等	44,962,639	50,897,106	48,277,499	51,061,653	50,399,584	52,992,944
労働福祉事業費	214,625,889	229,181,132	229,523,565	240,430,312	256,701,892	286,676,504
労働福祉事業団出資	35,073,082	64,878,863	41,668,177	47,214,344	35,651,120	33,748,693
徴収勘定へ繰入	84,266,458	85,541,309	129,243,259	123,587,654	98,027,148	100,049,233
収支差引残	1,074,471,990	979,175,941	914,623,327	772,673,607	781,140,513	754,726,453

資料：決算書

14 公務災害補償

第196表 国家公務員災害補償費支払状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	29,118	27,796	26,797	24,203	26,115	25,010
療養補償	9,783,133	10,251,310	10,253,827	10,410,594	10,105,238	10,691,605
休業補償	4,563,184	4,638,181	4,473,132	4,377,956	4,342,596	4,431,376
傷病補償	1,009,104	1,040,711	1,041,780	1,094,276	1,108,588	1,142,760
障害補償	186,704	159,835	187,525	187,846	175,460	180,088
障害補償一時金	247,878	318,929	321,583	323,113	228,708	265,026
介護補償	—	—	—	—	31,935	44,516
介護補償随時	—	—	—	—	20	28
遺族補償	1,451	1,489	1,490	1,516	1,521	1,532
遺族補償一時金	2,764,978	2,948,143	3,031,473	3,220,839	3,097,124	3,375,495
葬祭補償	25,360	71,260	67,544	53,618	13,884	45,373
葬祭補償	27,908	43,138	29,174	33,217	11,372	22,489
障害補償年金差額一時金	—	1	2	1	1	—
遺族補償年金前払一時金	—	6,129	5,401	7,882	721	—
遺族補償年金前払一時金	—	3,982	—	—	—	16,243

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。
2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」

第197表 国家公務員災害補償1件当り補償費

(単位：円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
療養補償	197,849	211,316	211,937	236,774	216,870	233,316
休業補償	263,061	301,655	306,046	320,620	293,899	313,257
傷病補償	3,011,356	2,804,120	3,289,905	3,183,836	3,078,237	3,463,228
障害補償	1,874,789	1,994,146	2,096,016	2,103,652	2,026,094	2,140,833
障害補償一時金	1,674,850	1,469,721	1,858,859	2,084,600	2,006,211	2,070,515
介護補償	—	—	—	—	665,310	809,382
介護補償随時	—	—	—	—	341,920	358,919
遺族補償	1,905,567	1,979,948	2,034,546	2,124,564	2,036,242	2,203,326
遺族補償一時金	5,072,022	6,478,168	9,649,143	10,723,600	4,628,100	11,343,170
葬祭補償	680,675	880,362	833,544	949,057	631,771	803,187
障害補償年金差額一時金	—	6,128,534	2,700,313	7,881,545	720,708	—
遺族補償年金前払一時金	—	3,981,600	—	—	—	16,243,000

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」

第198表 地方公務員災害補償費支払状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	40,991	41,521	40,704	41,799	42,663	41,645
療養補償	18,353,703	19,248,543	19,678,820	20,111,920	19,853,334	20,995,475
休業補償	7,174,752	7,402,583	7,310,651	7,329,424	7,581,271	7,409,512
傷病補償	1,169,357	1,154,258	1,122,997	1,070,645	1,058,885	1,049,538
障害補償	348,314	361,298	418,544	452,433	396,258	378,578
障害補償一時金	2,328,372	2,462,990	2,584,194	2,749,012	2,630,050	2,965,912
介護補償	1,029,127	1,214,210	1,301,612	1,174,293	1,169,268	1,263,480
介護補償随時	—	—	—	—	104	121
遺族補償	2,802	2,835	2,901	2,961	3,003	3,046
遺族補償一時金	6,135,737	6,484,391	6,768,225	7,090,015	6,812,130	7,632,136
葬祭補償	103,642	109,413	101,994	144,349	97,505	99,205
葬祭補償	80	67	93	88	75	77
障害補償年金差額一時金	54,759	49,366	70,603	74,175	56,618	66,396
障害補償年金前払一時金	3	—	—	3	—	1
遺族補償年金前払一時金	9,643	—	—	27,574	—	14,171
遺族補償年金前払一時金	—	—	10,034	—	—	—
遺族補償年金前払一時金	—	—	—	—	—	36,015

(注) 1 通勤災害を含む。
2 休業補償については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第199表 地方公務員災害補償1件当り補償費

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
療養補償	216,812	219,831	222,479	215,749	217,903	219,346
休業補償	348,542	355,484	362,374	354,166	360,656	366,203
傷病補償	3,786,025	3,803,136	4,405,722	4,479,534	4,260,843	4,114,979
障害補償	2,247,464	2,345,705	2,390,558	2,465,482	2,323,365	2,561,237
障害補償一時金	1,986,732	2,252,708	2,303,739	2,249,604	2,270,424	2,568,050
介護補償	—	—	—	—	493,754	665,377
介護補償随時	—	—	—	—	—	—
遺族補償	2,189,770	2,287,263	2,333,066	2,394,467	2,268,441	2,505,626
遺族補償一時金	7,972,470	8,416,410	10,199,431	10,310,667	7,500,352	11,022,778
葬祭補償	684,482	736,809	759,171	842,899	754,901	862,290
障害補償年金差額一時金	3,214,390	—	—	9,191,392	—	14,191,042
障害補償年金前払一時金	—	10,033,800	—	—	—	—
遺族補償年金前払一時金	—	—	—	—	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。
2 休業補償については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第6節 高齢者保健(医療)福祉

1 総括

第200表 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の見直し(新ゴールドプラン)

区分	年度	1995(平成7)年度予算	1996(平成8)年度予算	1997(平成9)年度予算	1998(平成10)年度予算	1999(平成11)年度予算	新ゴールドプラン
		()内は実績	()内は実績	()内は実績			(1999(平成11)年度)
在宅サービス	訪問介護員 (ホームヘルパー)	92,482人 (95,578人)	122,482人 (118,779人)	151,908人 (136,661人)	167,908人	178,500人	170,000人
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	30,627人分 (33,034人分)	36,727人分 (38,619人分)	44,834人分 (43,566人分)	56,802人分	63,000人分	60,000人分
	日帰り介護(デイサービス)/ 日帰りリハビリテーション(デイケア)	8,643か所 (6,401か所)	10,322か所 (7,922か所)	12,084か所 (9,616か所)	15,006か所	17,150か所	17,000か所
	在宅介護支援センター	3,472か所 (2,651か所)	4,672か所 (3,347か所)	6,172か所 (4,155か所)	8,564か所	10,000か所	10,000か所
	老人訪問看護事業所 (老人訪問看護ステーション)	1,500か所 (1,235か所)	2,300か所 (1,863か所)	3,200か所 (2,559か所)	4,100か所	5,000か所	5,000か所
施設サービス	特別養護老人ホーム	231,509人分 (233,560人分)	247,109人分 (249,017人分)	262,709人分 (262,961人分)	289,155人分	300,000人分	290,000人分
	老人保健施設	165,811人分 (120,298人分)	191,811人分 (147,243人分)	220,811人分 (180,855人分)	249,811人分	280,000人分	280,000人分
	介護利用型軽費老人ホーム (ケアハウス)	30,700人分 (16,893人分)	38,200人分 (23,326人分)	51,350人分 (29,529人分)	73,400人分	83,400人分	100,000人分
	高齢者生活福祉センター	240か所 (186か所)	280か所 (204か所)	320か所 (227か所)	570か所	600か所	400か所

(注) 1 訪問介護員(ホームヘルパー)については、障害者プランで、1996(平成8)年度において8,000人、1997(平成9)年度において7,500人、1998(平成10)年度において8,600人、1999(平成11)年度において8,700人(累計32,800人)の上乗せが行われている。
 2 日帰りリハビリテーション(デイケア)の実績は、各年度の7月1日現在の数値。
 3 1998(平成10)年度予算の数値は、3次補正後の数値。

資料：厚生省「厚生白書」

第201表 老人関係施設の比較

	老人病院	老人保健施設	特別養護老人ホーム
機能	治療機能	家庭復帰・療養機能	家庭と同じ機能
対象者	病状の急性期又は慢性期の治療を必要とする老人	病状安定期にあり、入院治療を必要としないが、リハビリ、看護介護を必要とする寝たきり老人等	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者
入たる院の要件	・療養が必要な場合(治療が重点)	・リハビリ、看護・介護等の施設療養が必要な場合(入院治療は要さない)	居室において適切な介護を受けることが困難な場合(入院治療は要さない)
費用の支払	医療費 ・老人診療報酬による定額制 ・出来高払	療養費 ・老人保健施設療養費を支給 ¹⁾ (I)月268,290~243,150円 (II)月288,840~243,960円 ・生保対象者には医療扶助	措置費 ・生活費全般について措置費を支給
財源	保険者拠出金 ¹⁾6/12 国.....4/12 県.....1/12 市町村.....1/12	同左	国 1/2 町村市 1/4ずつ
利用者負担	一部負担 ・月 1,200円(平成11年度)×30日(入院) 入院時食事療養費の標準負担 ・月 760円×30日	利用料 ・施設ごとに設定(月6万円程度) ・生保対象者には一定額の生活扶助	費用徴収 ・本人の所得に応じ負担(平均月5.8万円程度)
利手用続	病院と個人の契約	施設と個人の契約	市町村の入所措置
開設者	医療法人、国、地方自治体、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、厚生連、社会保険関係団体、医師等	医療法人、社会福祉法人、地方自治体、その他厚生大臣が定める者	社会福祉法人、地方自治体
開設許可等	都道府県知事の許可	都道府県知事の許可	都道府県の設置.....許認可不要 市町村の設置.....知事への届出 社会福祉法人の設置.....知事への認可
施設	病室(1人当たり4.3㎡以上) 診察室 手術室 処置室 談話室 食堂 臨床検査室等 廊下幅 片廊下1.2m以上 中廊下1.6m以上	療養室(1人当たり8㎡以上) 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	居室(1人当たり10.65㎡以上) ²⁾ 医務室 機能回復訓練室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上
スタッフ(入院対)	(特例許可老人病院) 医師 3人 看護師(准看含む) 17人 介護職員 13人 その他 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等	医師 1人(常勤) 看護師(准看含む) 8人~10人 介護職員 20人~24人 PT又はOT 1人 その他 相談指導員等	医師 1人(非常勤で可) 看護師(准看含む) 3人 寮母 22人 その他 生活指導員、機能回復訓練指導員等
施設定員数	1,437 159,647床 (平成10年5月1日現在)	2,368 206,823床 (平成11年5月末日現在)	3,713 251,893床 (平成9年10月1日現在)

注 1 入院医療管理料病棟等の場合。
 2 (I)入所者3.6人に対して看護介護職員1人以上
 (II)入所者3人に対して看護介護職員1人以上
 3 新設の場合。

資料：厚生省老人保健福祉局調

2 老人福祉

第202表 老人福祉施設の施設数及び在所有者数

各年10月1日現在

区分	各年10月1日現在					
	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
施設数	7,986	8,903	9,827	12,904	15,000	17,036
在所有者数	264,164	276,822	291,924	307,912	330,279	351,518
養護老人ホーム施設数	948	949	947	947	947	949
在所有者数	65,163	64,854	64,569	64,263	64,446	64,584
特別養護老人ホーム施設数	2,576	2,770	2,982	3,201	3,458	3,713
在所有者数	181,083	192,719	205,729	218,769	234,946	250,482
軽費老人ホーム施設数	337	368	436	551	740	912
在所有者数	17,829	19,036	21,363	24,465	30,326	35,728
老人短期入所施設施設数	5	9	11	15	22	33
在所有者数	89	213	263	415	561	724
老人福祉センター施設数	2,123	2,159	2,190	2,214	2,226	2,234
老人日帰り介護施設施設数	1,997	2,648	3,261	3,948	4,793	5,625
老人介護支援センター施設数	2,028	2,814	3,570

(注) 老人デイサービスセンターは、平成2年法律改正により老人福祉施設となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第203表 ホームヘルパー設置団体数・ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数

年度末現在

区分	年度末現在						
	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
設置市町村数	3,249	3,249	3,251	3,251	3,252	3,250	3,250
運営委託している市町村数(再掲)	2,355	2,495	2,585	2,711	2,810	2,872	2,918
ホームヘルパー数	58,427	71,783	86,223	101,527	118,336	128,415	144,758
派遣対象世帯数	201,136	234,874	268,155	314,713	369,173	414,650	457,753
老人世帯	125,781	146,380	166,988	195,153	228,992	256,576	279,864
被保護世帯	21,347	23,281	24,997
その他の世帯	104,434	123,099	141,991
その他の世帯	75,355 (51,567)	88,494 (61,035)	101,167 (71,627)	119,560 (84,355)	140,181 (100,817)	158,074 (114,434)	177,889 (129,228)
被保護世帯	6,400 (2,277)	7,492 (2,525)	8,034 (2,850)
その他の世帯	68,955 (49,290)	81,002 (58,510)	93,133 (68,777)

(注) ()内は、老人同居世帯の再掲である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第204表 性・年齢階級別みた要介護者数・寝たきり者数(推計数)

(単位 千人)

要介護者の 年齢階級	平成元年 (1989)			平成4年 (1992)			平成7年 (1995)		
	総数	男		総数	男		総数	男	
		寝たきり者	寝たきり者		寝たきり者	寝たきり者		寝たきり者	寝たきり者
総数	826	400	365	1,118	338	493	1,112	331	478
6～17歳	26	7	16	30	4	17	36	10	19
18～59歳	119	37	65	175	29	94	145	25	78
60～69歳	119	52	66	179	42	98	166	35	97
70～79歳	240	125	114	298	94	142	270	87	129
80歳以上	322	181	103	436	170	141	494	175	156
(再掲)65歳以上	630	335	251	836	289	335	861	284	341

(注) 1 寝たきり者数には、在宅者のみで入院者は含まれていない。

2 「寝たきり者」とは要介護者のうち寝たきり等の程度区分の“(1) 全く寝たきり”と“(2) ほとんど寝たきり”とを合わせたものをいう。

「寝たきり等の程度区分」は、平成3年10月に厚生省が策定した『寝たきり老人の判定基準』に準拠したものである。

従来の調査における「寝たきり者」の定義は、要介護者のうち病気(老衰を含む。)やけが等で日常生活をほとんど寝ている状態にある者をいう。

3 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第205表 性・年齢階級別みた寝たきり者数(推計数)

(単位 千人)

寝たきり者の 年齢階級	平成元年 (1989)			平成4年 (1992)			平成7年 (1995)		
	世帯 人員数	寝たきり者数		世帯 人員数	寝たきり者数		世帯 人員数	寝たきり者数	
		計	男		計	男		計	男
総数	114,202	400	365	115,776	338	493	112,043	331	478
6～17歳	21,665	7	16	19,696	4	17	17,503	10	19
18～59歳	71,664	37	65	72,853	29	94	69,796	25	78
60～69歳	11,563	52	66	12,958	42	98	13,585	35	97
70～79歳	6,716	125	114	7,216	94	142	7,740	87	129
80歳以上	2,593	181	103	3,053	170	141	3,421	175	156
(再掲)65歳以上	14,239	335	251	15,986	289	335	17,449	284	341

(注) 第204表の(注)参照

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

3 老人医療

第206表 老人医療受給対象者数

(人)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
総数	10,487,959	10,883,514	11,344,692	11,852,647	12,439,506	13,013,329
政府管掌健康保険 一般被保険者	1,786,923	1,851,448	1,913,892	1,968,039	2,029,887	2,078,567
法第69条の7被保険者	10,166	9,750	8,565	7,832	7,996	6,846
組合管掌健康保険	933,380	939,956	947,271	946,851	937,449	945,253
船員保険	25,667	24,793	24,241	23,679	22,906	22,453
国民健康保険	7,266,720	7,590,019	7,977,930	8,430,211	8,961,368	9,498,368
共済組合	465,104	467,549	472,793	476,036	479,901	461,842

(注) 1 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。
2 各年度における各月末平均である。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第207表 老人医療費の状況

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
総数						
件数	183,356,458	196,139,772	212,097,154	228,431,188	249,596,073	271,337,863
金額(千円)	6,937,152,546	7,451,143,448	8,159,603,348	8,915,193,495	9,723,247,057	10,278,614,040
診療費						
件数	158,259,786	167,056,233	177,680,293	188,269,777	201,971,832	214,158,324
金額(千円)	6,430,703,968	6,852,981,999	7,250,086,663	7,590,965,973	8,218,144,464	8,547,504,261
薬剤の支給						
件数	19,197,933	22,699,391	27,346,232	32,329,333	38,705,881	47,227,100
金額(千円)	199,226,448	252,919,887	313,331,463	390,856,235	461,975,115	560,616,748
食事療養費						
件数	—	—	4,159,566	10,302,225	10,711,316	10,892,814
金額(千円)	—	—	185,491,815	467,765,414	481,574,167	486,885,740
老人訪問看護						
件数	16,969	93,282	211,211	405,578	681,014	988,579
金額(千円)	467,483	2,875,293	8,610,121	17,362,776	32,268,673	47,869,870
医療費の支給						
件数	5,124,170	5,261,308	5,473,728	5,631,235	5,781,251	5,796,400
金額(千円)	162,604,281	153,520,063	143,852,255	122,371,435	109,436,882	107,263,436
施設療養費						
件数	757,600	1,029,558	1,385,690	1,795,265	2,456,095	3,167,460
金額(千円)	144,150,366	188,846,205	258,231,031	325,871,663	419,847,757	528,473,985
1人当り老人医療費(円)	661,440	684,627	719,244	752,169	781,643	789,853

(注) 1 金額は一部負担金、食事療養費の標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を含む。
2 食事療養費の件数については再掲である。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第208表 制度別老人医療費の状況

年度	被用者保険						国民健康保険			合計	
	政管一般	組合	69条の7	船保	共済	小計	市町村	組合	小計		
実額 (億円)	昭和62(1987)	8,127	4,724	62	169	2,482	15,565	31,578	1,166	32,745	48,309
	63(1988)	8,766	4,936	57	165	2,537	16,460	33,863	1,269	35,133	51,593
	平成元(1989)	9,601	5,207	51	166	2,635	17,660	36,533	1,385	37,918	55,578
	2(1990)	10,370	5,460	46	164	2,712	18,751	39,043	1,474	40,517	59,269
	3(1991)	11,297	5,796	43	168	2,814	20,118	42,374	1,603	43,977	64,095
	4(1992)	12,196	6,128	40	170	2,933	21,466	46,164	1,742	47,905	69,372
	5(1993)	13,071	6,392	35	171	3,069	22,737	49,912	1,862	51,774	74,511
	6(1994)	14,170	6,770	33	176	3,270	24,419	55,149	2,028	57,177	81,596
	7(1995)	15,211	7,069	33	181	3,448	25,941	61,027	2,183	63,210	89,152
構成比 (%)	昭和62(1987)	16.82	9.78	0.13	0.35	5.14	32.22	65.37	2.41	67.78	100.00
	63(1988)	16.99	9.57	0.11	0.32	4.91	31.90	65.64	2.46	68.10	100.00
	平成元(1989)	17.27	9.37	0.09	0.30	4.74	31.78	65.73	2.49	68.22	100.00
	2(1990)	17.50	9.21	0.08	0.28	4.58	31.64	65.87	2.49	68.36	100.00
	3(1991)	17.62	9.04	0.07	0.26	4.39	31.39	66.11	2.50	68.61	100.00
	4(1992)	17.58	8.83	0.06	0.25	4.23	30.94	66.55	2.51	69.06	100.00
	5(1993)	17.54	8.58	0.05	0.23	4.12	30.52	66.99	2.50	69.48	100.00
	6(1994)	17.37	8.30	0.04	0.22	4.01	29.93	67.59	2.49	70.07	100.00
	7(1995)	17.06	7.93	0.04	0.20	3.87	29.10	68.45	2.45	70.90	100.00
8(1996)	16.75	7.54	0.03	0.18	3.66	28.16	69.44	2.40	71.84	100.00	
9(1997)	16.37	7.48	0.02	0.18	3.19	27.24	70.43	2.33	72.76	100.00	

(注) 市町村からの老人医療実施状況を集計したものである。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第209表 老人医療費(診療費)の状況

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
総数						
件数	158,259,786	167,056,233	177,680,293	188,269,777	201,971,832	214,158,324
日数	708,567,257	729,071,412	762,817,695	789,789,179	826,481,413	834,038,536
金額(千円)	6,430,703,968	6,852,981,999	7,250,086,663	7,590,965,973	8,218,144,464	8,547,504,261
入院						
件数	9,948,569	10,109,849	10,557,620	10,869,599	11,319,695	11,543,818
日数	223,030,802	223,127,026	229,378,372	234,523,342	240,981,351	242,878,167
金額(千円)	3,500,932,259	3,676,581,892	3,823,475,047	3,888,260,716	4,231,448,439	4,420,459,326
入院外						
件数	137,721,707	145,649,696	154,980,318	164,302,321	175,945,467	186,597,464
日数	453,362,943	471,606,669	495,724,007	515,116,732	540,894,952	544,224,621
金額(千円)	2,724,898,987	2,953,629,379	3,179,047,668	3,431,882,976	3,678,861,894	3,796,520,981
歯科						
件数	10,589,510	11,296,688	12,142,355	13,097,857	14,706,670	16,017,042
日数	32,173,512	34,337,717	37,215,316	40,149,105	44,605,110	46,935,748
金額(千円)	204,872,721	222,770,728	247,563,947	270,822,280	307,834,131	330,523,954

(注) 金額は一部負担金を含む。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第210表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

年 度	老人医療受給対象者数 千人	対前年度比 %	老人医療費 億円	対前年度比 %	1人当り老人医療費	
					千円	%
昭和50(1975)	4,700	4.6	8,666	30.3	184	24.5
51(1976)	4,894	4.1	10,780	24.4	220	19.5
52(1977)	5,146	5.1	12,872	19.4	250	13.6
53(1978)	5,408	5.1	15,948	23.9	295	17.9
54(1979)	5,675	4.9	18,503	16.0	326	10.6
55(1980)	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
56(1981)	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
昭和57(1982)	6,465	(5.0)	27,487	(13.2)	425	(7.8)
58(1983)	7,491	(15.9)	33,185	(20.7)	443	(4.2)
59(1984)	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
60(1985)	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
61(1986)	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
62(1987)	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
63(1988)	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元(1989)	9,363	3.1	55,578	7.7	594	4.5
2(1990)	9,732	3.9	59,269	6.6	609	2.6
3(1991)	10,112	3.9	64,095	8.1	634	4.1
4(1992)	10,488	3.7	69,372	8.2	661	4.4
5(1993)	10,884	3.8	74,511	7.4	685	3.5
6(1994)	11,345	4.2	81,596	9.5	719	5.1
7(1995)	11,853	4.5	89,152	9.3	752	4.6
8(1996)	12,440	5.0	97,232	9.1	782	3.9
9(1997)	13,013	4.6	102,786	5.7	790	1.1

(注) 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第211表 老人医療費と国民医療費の推移

年 度	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に 対する割合 %	国民所得に対する割合	
	実数	伸率	実数	伸率		老人医療費	国民医療費
年度	億円	%	億円	%	%	%	%
昭和50(1975)	8,666	30.3	64,779	20.4	13.4	0.70	5.22
51(1976)	10,780	24.4	76,684	18.4	14.1	0.77	5.46
52(1977)	12,872	19.4	85,686	11.7	15.0	0.83	5.50
53(1978)	15,948	23.9	100,042	16.8	15.9	0.93	5.82
54(1979)	18,503	16.0	109,510	9.5	16.9	1.02	6.01
55(1980)	21,269	14.9	119,805	9.4	17.8	1.07	6.00
56(1981)	24,281	14.2	128,709	7.4	18.9	1.16	6.14
57(1982)	27,487	(13.2)	138,659	7.7	19.8	1.25	6.32
58(1983)	33,185	(20.7)	145,438	4.9	22.8	1.44	6.30
59(1984)	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	1.48	6.20
60(1985)	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	1.56	6.15
61(1986)	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	1.64	6.30
62(1987)	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	1.70	6.37
63(1988)	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	1.71	6.22
平成元(1989)	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	1.73	6.12
2(1990)	59,269	6.6	206,074	4.5	28.8	1.71	5.96
3(1991)	64,095	8.1	218,260	5.9	29.4	1.77	6.01
4(1992)	69,372	8.2	234,784	7.6	29.5	1.88	6.36
5(1993)	74,511	7.4	243,631	3.8	30.6	2.00	6.54
6(1994)	81,596	9.5	257,908	5.9	31.6	2.18	6.90
7(1995)	89,152	9.3	269,577	4.5	33.1	2.34	7.08
8(1996)	97,232	9.1	285,210	5.8	34.1	2.49	7.29
9(1997)	102,786	5.7	290,651	1.9	35.4	2.63	7.45

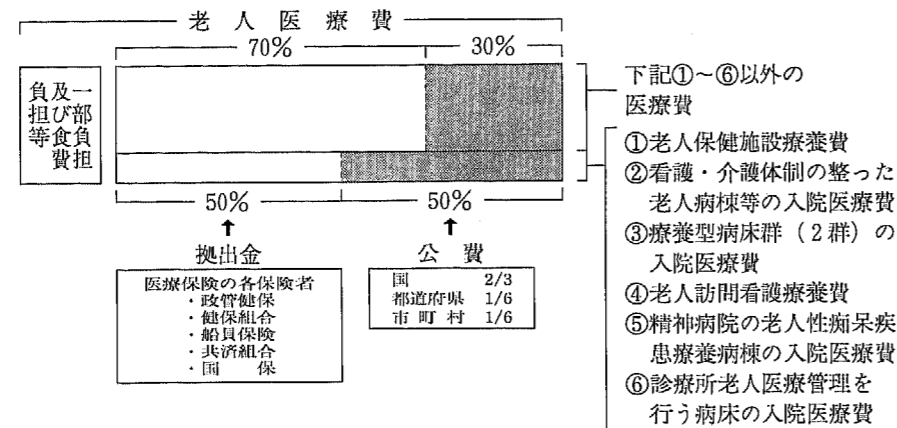
(注) 1 国民医療費は「国民医療費」(厚生省大臣官房統計情報部)による。

2 国民所得額は経済企画庁調べ。

3 第210表の(注)を参照。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第212表 老人医療費の負担



資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第213表 老人医療費の負担の状況

(単位 億円、%)

区分	平成4年度(1992)		5(1993)		6(1994)		7(1995)		8(1996)		9(1997)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
公費	20,891	30.1	22,623	30.4	24,913	30.5	27,310	30.6	30,088	30.9	31,706	30.8
国	13,928	20.1	15,081	20.2	16,609	20.4	18,207	20.4	20,059	20.6	21,137	20.6
都道府県	3,482	5.0	3,771	5.1	4,152	5.1	4,552	5.1	5,015	5.2	5,284	5.1
市町村	3,482	5.0	3,771	5.1	4,152	5.1	4,552	5.1	5,015	5.2	5,284	5.1
保険者	45,794	66.0	48,772	65.5	52,891	64.8	57,215	64.2	62,078	63.8	64,687	62.9
被用者保険	29,726	42.9	31,520	42.3	33,905	41.6	36,732	41.2	39,925	41.1	41,327	40.2
政管一般	13,750	19.8	14,650	19.7	15,841	19.4	17,343	19.5	18,933	19.5	19,761	19.2
組合	11,549	16.6	12,258	16.5	13,146	16.1	14,085	15.8	15,258	15.7	16,297	15.9
法第69条の7	38	0.1	33	0.04	30	0.04	30	0.03	28	0.03	26	0.03
船保	143	0.2	143	0.2	147	0.2	152	0.2	154	0.2	157	0.2
共済	4,246	6.1	4,436	6.0	4,741	5.8	5,121	5.7	5,552	5.7	5,087	4.9
国保	16,068	23.2	17,252	23.2	18,986	23.3	20,483	23.0	22,153	22.8	23,359	22.7
患者負担	2,687	3.9	3,118	4.2	3,792	4.6	4,627	5.2	5,067	5.2	6,394	6.2
合計	69,372	100.0	74,511	100.0	81,596	100.0	89,152	100.0	97,232	100.0	102,786	100.0

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第214表 老人医療費拠出金積算内訳(平成9年度)(加入者按分率1.0)

(単位 億円)

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	69条の7	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
医療費	16,828	7,686	26	182	3,275	27,996	72,390	2,400	74,790	102,786
一部負担金等	1,066	487	2	12	207	1,774	4,474	146	4,620	6,394
医療給付費	15,762	7,200	24	169	3,067	26,223	67,916	2,254	70,170	96,392
拠出金	19,761	16,297	26	157	5,087	41,327	21,053	2,307	23,359	64,687
調整対象外	—	12	—	—	4	16	124	0	124	140
老人加入率	5.460%	2.959%	6.309%	7.386%	4.177%	4.297%	23.375%	6.780%	21.647%	10.352%
特別調整対象額	—	207	—	—	32	240	—	7	7	246
特別調整額	75	62	0	1	19	157	80	9	89	246
加入者調整率	1.861	3.407	1.607	1.373	2.480	2.354	0.459	1.524	0.493	1.000

(注) 医療給付費は、医療費から一部負担金、標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を控除したものである。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第215表 開設者別老人病院数(重複計上)、病床数(実数、構成割合%)

平成9年10月1日現在

区分	総数		特例許可老人病院		特例許可以外の老人病院	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
総数	1,701	193,295	1,520	177,984	183	8,802
国	4	223	2	73	2	150
公的医療機関	41	3,931	18	1,697	22	2,081
社会保険関係団体	3	181	1	42	2	139
医療法人	1,178	140,911	1,083	132,029	63	4,159
個人	394	39,210	348	35,882	35	1,825
その他	81	8,839	68	7,661	9	448

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第216表 老人病院等の区分別状況

区分	平成4年度(1992)	平成5年度(1993)	平成6年度(1994)	平成7年度(1995)	平成8年度(1996)	平成9年度(1997)	平成10年度(1998)	備考
全病院数	10,066(100.0)	9,963(100.0)	9,844(100.0)	9,731(100.0)	9,606(100.0)	9,490(100.0)	9,413(100.0)	平成4年度において老人病院制度の見直しを図り、診療報酬点数上特例許可外老人病院という取扱いを廃止した。ただし、特例許可を受けず老人(65歳以上)の収容比率が60%以上の病院も老人病院として取り扱うこととなり、特例許可以外の老人病院として分類している。
老人病院	1,273(12.6)	1,359(13.6)	1,468(14.9)	1,534(15.8)	1,566(16.3)	1,502(15.8)	1,406(14.9)	
特例許可外	—	—	—	—	—	—	—	
特例許可以外(60%)	226(2.2)	175(1.8)	150(1.5)	109(1.1)	58(0.6)	47(0.5)	32(0.3)	
合計	1,486(14.8)	1,525(15.3)	1,613(16.4)	1,642(16.9)	1,623(16.9)	1,547(16.3)	1,437(15.3)	

(注) 1 ()内は全病院数に占める割合である。

2 老人病院の合計数に差異があるのは、特例許可と特例許可外又は特例許可以外で収容比率が60%以上の病棟を併せ持つ病院が重複しているためである。

資料：厚生省老人保健福祉局老人保健課調

4 老人保健施設

第217表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

平成10年12月末現在

開設者	施設数	入所定員数
総数	2,269	169,803
都道府県	3	200
市町村	110	6,753
医療法人	1,682	126,329
社会福祉法人	355	27,990
国	—	—
日赤	4	362
厚生連	13	794
健康保険組合	2	90
共済組合	—	—
国民健康保険	2	148
全社連	18	1,230
私学共済	—	—
その他	80	5,907

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健施設報告月報」

5 老人保健（ヘルス事業）

第218表 老人保健事業の概要

平成11年度

保健事業の種類	対象者	内容	備考
健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健法の医療の受給資格のある者 40歳以上70歳未満で健康管理上必要な者 	健康手帳の様式 ・医療の受給資格を証するページおよび医療の記録に係わるページは全国統一の様式 ・健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の記録、健康についての知識等については市町村が創意工夫する ・大きさ、日本工業規格A列6番程度	
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の者 必要に応じ、本人に代わってその家族等 	高血圧教室等の保健学級や講演会などを開催 ・成人病予防のための日常生活上の心得 ・食生活のあり方 ・健康増進の方法 ・かかりやすい病気とその予防 ・医師にかかる時の心得について ・家庭における看護 ・その他 以下の項目について重点的に健康教育を行う ・糖尿病予防健康教育 ・骨粗しょう症予防健康教育 ・病態別健康教育 ・寝たきり予防健康教育 ・歯の健康教育	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………19 1万以上3万未満……………31 3万以上10万未満……………55 10万以上30万未満……………67 30万以上……………87 標準的な実施回数 1万未満……………11 1万以上3万未満……………21 3万以上10万未満……………42 10万以上30万未満……………53 30万以上……………66
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の者 必要に応じ、本人に代わってその家族等 	健康相談室等気軽にかつ幅広く相談できる窓口の開設 ・必要に応じ血圧測定、検尿を行う 以下の項目について重点的に健康相談を行う ・糖尿病健康相談 ・病態別食生活健康相談 ・歯の健康相談 ・老人健康相談	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………75 1万以上3万未満……………150 3万以上10万未満……………230 10万以上30万未満……………270 30万以上……………390 標準的な実施回数 1万未満……………13 1万以上3万未満……………26 3万以上10万未満……………50 10万以上30万未満……………70 30万以上……………90

保健事業の種類		対象者	内容	備考
健康 診 査	基本健康診査	・40歳以上	・問診、身体計測、理学的検査、 血圧、検尿(蛋白、潜血、糖)、 循環器検査(心電図、眼底、血 液化学検査(総コレステロール、 HDL-コレステロール及び中 性脂肪))、貧血検査(赤血球数、 ヘマトクリット、ヘモグロビン)、 肝機能検査(GOT、GPT、 γ-GTP)、腎機能(クレアチニン) 検査、血糖検査(グルコース)、 ヘモグロビンA _{1c} 検査	
	訪問基本健康診査	・40歳以上ねたきり者等	・基本健康診査に準ず	
	総合健康診査	・40歳及び50歳の者	・基本健康診査と歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診を同時に実施し、さらに次の検査項目を追加 ○血液化学検査(血清尿酸及び血清総蛋白)	
	生活習慣改善指導	・基本健康診査について「要指導」と判定された者のうち、生活習慣改善指導の必要があると判定された者等	・基本健康診査等の結果から判断される健康状態について説明するとともに、生活習慣における問題点を指摘し、個人に即した具体的な生活習慣の改善指導箋を交付する。	
	機能訓練	[A型(基本型)] ・40歳以上の者で (1)医療終了後も継続し訓練を行う必要のある者 (2)必要な訓練を受けていない者 (3)老化等で心身機能が低下している者 [B型(地域参加型)] ・虚弱老人 寝たきり判定基準のランクJに相当する者	市町村保健センター等適切な施設に通所 ・歩行、おきあがり等の基本動作の訓練 ・食事、衣服の着脱等の日常生活動作の訓練 ・習字、くみひも編等の手工芸 ・レクリエーション、スポーツ 集会場、公民館等の身近な施設に通所 ・スポーツや絵画・工芸等の創作 ・地域の諸行事への参加	・おおむね週2回、6ヵ月を1単位とする ・おおむね週1回、1年間単位とする。
	訪問指導	・40歳以上の者で心身の状況、環境等に照らして療養上の保健指導が必要な者(痴呆性老人であって精神症状を呈する者又は行動異常を有する者を除く)	初回訪問は原則として保健婦、必要に応じ、ホームヘルパー、民生委員等との連携をとりチームアプローチを行う。 ・家庭における療育、看護方法に関する指導 ・家庭における機能訓練の方法 ・家族への支援 ・諸制度の紹介	・主治医との連携をはかり、その指導のもとに実施 ・医療においても6ヵ月を限度に月2回(初回4回)、看護婦等を訪問させ保健指導や看護が行われるため、継続して指導が必要な者に対し、連携を充分に保つこと

資料：厚生省老人保健福祉局調

第219表 老人保健事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
健康手帳の交付	医療受給資格者(年度末現在)						
	総 数	10,726,797	11,167,676	11,624,387	12,188,684	12,765,491	13,317,352
	70歳以上	10,449,027	10,877,965	11,321,420	11,872,428	12,435,543	12,969,481
	65～69歳	277,770	289,711	302,967	316,256	329,948	347,871
健康教育 ^(注1)	医療受給者以外の者(年度中)						
	開 催 回 数	2,298,062	1,999,143	1,822,290	1,721,869	1,656,857	2,122,706
	参 加 延 人 員	312,797	318,584	327,959	341,371	343,229	340,829
	1 回 当 り 参 加 人 員	11,273,913	11,712,828	11,776,896	12,289,704	12,302,929	11,905,207
健康相談 ^(注2)	従 事 者 延 人 員	36.0	36.8	35.9	36.0	35.8	34.9
	開 催 回 数	699,763	720,261	760,780	785,166	781,590	...
	被 指 導 延 人 員	470,401	483,345	498,406	519,041	524,125	525,571
	1 回 当 り 被 指 導 延 人 員	8,812,891	8,832,516	8,886,475	8,831,422	8,715,557	8,488,856
基本・一般健康診査 ^(注3)	従 事 者 延 人 員	18.7	18.3	17.8	17.0	16.6	16.2
	受 診 者 数	912,145	913,750	959,852	996,979	985,679	...
	基本・一般診査	9,368,078	9,773,452	9,810,339	9,909,087	10,226,478	10,574,008
	選択・精密診査	8,278,088	8,759,044	8,849,907	8,996,982	9,223,720	9,144,051
がん検診	(再掲)要指導・要医療者						
	総 数	7,199,061	7,654,896	7,765,131	7,988,400	8,350,681	8,707,709
	高血圧境界域	1,784,451	1,878,919	1,843,570	1,938,801	2,001,618	2,095,026
	高 血 圧	1,366,417	1,454,632	1,383,864	1,468,430	1,530,247	1,603,106
機能訓練	受 診 者 数						
	胃 が ん	4,152,338	4,365,004	4,296,975	4,263,800	4,244,456	4,272,814
	子 宮 が ん	3,992,439	4,133,959	3,939,468	3,843,482	3,847,779	3,766,047
	子宮体がん(再掲)	147,890	184,813	198,393	217,827	247,264	265,176
訪問指導	肺 が ん	5,869,993	6,298,527	6,503,415	6,703,359	6,926,451	7,061,535
	乳 が ん	2,852,947	3,179,831	3,135,975	3,125,516	3,187,084	3,228,711
	大 腸 が ん	2,539,492	3,596,289	4,050,794	4,348,649	4,623,388	4,872,954
	訓練実施施設数	4,103	4,286	4,624	5,222	7,265	5,318
訪問指導	実 施 回 数	153,270	164,072	181,523	198,133	226,612	237,162
	被 指 導 実 人 員	95,967	104,218	110,664	119,864	136,360	149,561
	傷病事由 { 脳血管疾患の後遺症	54,797	59,768	63,974	68,620	74,621	76,422
	そ の 他	41,170	44,450	46,690	51,244	61,712	73,139
訪問指導	被 指 導 延 人 員	1,875,446	1,989,013	2,185,920	2,386,231	2,593,293	2,811,585
	1 回 当 り 被 指 導 人 員	12.2	12.1	12.0	12.0	11.4	11.9
	従 事 者 延 人 員	607,816	660,396	734,308	807,781	908,671	978,106
	被 訪 問 指 導 実 人 員	899,261	890,638	922,704	956,827	976,799	1,002,951
訪問指導	傷病事由 { 脳血管疾患の後遺症	202,189	202,390	215,003	225,466	231,949	236,837
	そ の 他	697,072	688,248	707,701	731,361	744,850	766,114
	被 訪 問 指 導 延 人 員	2,455,074	2,547,381	2,718,115	2,849,971	2,887,002	2,863,391
	訪 問 従 事 者 延 人 員	1,712,753	1,801,808	1,939,697	1,908,555	1,872,834	1,760,161

(注) 1 一般健康教育と重点健康教育の合計
2 一般健康相談と重点健康相談の合計
3 基本・一般健康診査は平成4年度から基本健康診査のみとなった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第220表 老人保健健康手帳の交付状況

区分	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
	総数				
新規交付	1,247,558	1,314,987	1,403,882	1,449,293	1,499,958
資格喪失	787,803	854,329	834,422	870,363	859,258
年度末	11,167,676	11,624,387	12,188,684	12,765,491	13,317,352
	上のうち70歳以上の者(再掲)				
新規交付	1,165,455	1,231,368	1,318,980	1,354,634	1,406,486
資格喪失	726,477	787,248	765,751	792,421	792,795
年度末	10,877,965	11,321,420	11,872,428	12,435,543	12,969,481

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第221表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

区分	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
	総数				
受診者					
基本健康診査	9,773,452	9,810,339	9,909,087	10,226,478	10,574,008
選択実施実人員(再)	8,759,044	8,849,907	8,996,982	9,223,720	9,144,051
判定・指導区分					
異常認めず	2,118,462	2,045,208	1,920,687	1,875,797	1,866,299
要指導	3,891,018	3,913,603	3,911,465	4,017,198	4,122,663
要医療	3,763,878	3,851,528	4,076,935	4,333,483	4,585,046
	上のうち70歳以上の者(再掲)				
受診者					
基本健康診査	2,294,028	2,389,973	2,525,153	2,754,794	3,004,828
選択実施実人員(再)	2,057,533	2,164,717	2,311,755	2,513,627	2,643,292
判定・指導区分					
異常認めず	329,411	327,496	320,555	327,671	348,497
要指導	792,374	837,598	873,464	949,406	1,035,311
要医療	1,172,467	1,224,879	1,331,134	1,477,717	1,621,020

(注) 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第222表 基本健康診査・一般健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

区分	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
	総数				
高血圧境界領域	1,878,919	1,843,570	1,938,801	2,001,618	2,095,026
高血圧	1,454,632	1,383,864	1,468,430	1,530,247	1,603,106
心電図異常あり	1,612,680	1,611,812	1,671,282	1,785,774	1,916,350
貧血(疑いを含む)	1,154,809	1,299,335	1,254,998	1,311,032	1,379,158
肝疾患(疑いを含む)	1,074,046	1,081,148	1,196,461	1,246,674	1,360,451
糖尿病(疑いを含む)	919,492	948,103	1,013,908	1,188,724	1,385,674
腎機能障害(疑いを含む)	664,643	726,347	741,305	831,515	881,732
	上のうち70歳以上の者(再掲)				
高血圧境界領域	555,801	567,612	621,213	675,768	745,104
高血圧	513,673	501,578	544,297	600,899	647,872
心電図異常あり	621,083	640,293	689,200	767,921	861,534
貧血(疑いを含む)	389,186	453,286	457,288	499,561	550,424
肝疾患(疑いを含む)	191,701	205,875	237,945	268,195	309,375
糖尿病(疑いを含む)	271,802	289,313	320,126	402,948	483,578
腎機能障害(疑いを含む)	227,680	250,250	263,156	309,855	346,209

(注) 1 高血圧境界領域とは、最大血圧140～159mmHg、最小血圧90～94mmHgのいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)
 2 高血圧とは、最大血圧160mmHg以上、最小血圧95mmHg以上のいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)
 3 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第223表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

区 分	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
総 数					
胃 がん 受診人員	4,365,004	4,296,975	4,263,800	4,244,456	4,272,814
要精密検査者	604,444	592,681	573,223	553,212	538,595
がん・がんの疑いのある人員	7,782	7,547	7,671	7,274	7,479
子宮がん 頸部受診人員	4,133,959	3,939,468	3,843,482	3,847,779	3,766,047
要精密検査者	38,714	36,718	37,760	38,012	36,356
がん・がんの疑いのある人員	7,840	7,171	7,962	7,798	7,378
体部受診人員	184,813	198,393	217,827	247,264	265,176
要精密検査者	3,168	3,639	4,219	4,476	4,511
がん・がんの疑いのある人員	398	492	581	540	554
大腸がん 受診人員	3,596,289	4,050,794	4,348,649	4,623,388	4,872,954
要精密検査者	250,170	287,003	316,311	335,632	354,215
がん・がんの疑いのある人員	6,514	7,503	9,321	9,479	10,440
肺がん 受診人員	6,298,527	6,503,415	6,703,359	6,926,451	7,061,535
要精密検査者	143,228	159,998	167,255	179,671	172,561
がん・がんの疑いのある人員	4,144	4,509	5,226	5,459	5,811
乳がん 受診人員	3,179,831	3,135,975	3,125,516	3,187,084	3,228,711
要精密検査者	136,455	132,034	130,669	134,244	139,279
がん・がんの疑いのある人員	3,656	3,657	3,667	4,279	4,450
上のうち70歳以上の者(再掲)					
胃 がん 受診人員	589,404	631,145	681,582	752,973	824,637
要精密検査者	98,646	104,236	108,719	114,673	120,416
がん・がんの疑いのある人員	2,258	2,379	2,395	2,565	2,736
子宮がん 頸部受診人員	152,632	167,628	188,706	212,932	236,140
要精密検査者	1,323	1,444	1,555	1,775	1,820
がん・がんの疑いのある人員	331	344	375	376	418
体部受診人員	3,435	4,094	5,199	6,300	7,420
要精密検査者	105	145	163	196	206
がん・がんの疑いのある人員	15	29	34	39	36
大腸がん 受診人員	581,861	710,488	826,356	965,794	1,104,691
要精密検査者	50,582	64,293	75,517	88,774	101,310
がん・がんの疑いのある人員	1,716	2,157	2,960	3,402	3,770
肺がん 受診人員	1,380,100	1,482,767	1,604,991	1,740,998	1,877,432
要精密検査者	47,775	56,207	60,720	69,788	68,531
がん・がんの疑いのある人員	1,934	2,172	2,555	2,707	3,057
乳がん 受診人員	145,084	166,031	192,451	223,470	257,756
要精密検査者	3,670	4,126	4,624	5,568	6,545
がん・がんの疑いのある人員	232	244	238	323	389

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第7節 医療供給と医療費

1 総括

第224表 国民医療費推計額

	推 計 額 (億円)						構 成 割 合 (%)					
	平成4年度 (1992)	5年度 (1993)	6年度 (1994)	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	平成4年度 (1992)	5年度 (1993)	6年度 (1994)	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)
国民医療費	234,784	243,631	257,908	269,577	285,210	290,651	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	11,519	11,874	12,618	12,953	13,405	14,008	4.9	4.9	4.9	4.8	4.7	4.8
生活保護法	7,617	7,815	8,270	8,610	8,909	9,254	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	3.2
結核予防法	382	345	381	208	125	130	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
精神保健福祉法 ⁽¹⁾	633	647	689	554	543	627	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
その他 ⁽²⁾	2,886	3,067	3,278	3,582	3,828	3,997	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4
医療保険等給付分	128,206	131,632	136,548	140,042	145,156	140,159	54.6	54.0	52.9	51.9	50.9	48.2
医療保険	124,826	128,279	133,199	136,641	141,741	136,826	53.2	52.7	51.6	50.7	49.7	47.1
被用者保険	77,065	79,119	82,115	83,674	86,864	81,976	32.8	32.5	31.8	31.0	30.5	28.2
被保険者	45,514	47,096	48,751	49,840	51,685	47,473	19.4	19.3	18.9	18.5	18.1	16.3
被扶養者	31,551	32,023	33,364	33,834	35,178	34,503	13.4	13.1	12.9	12.6	12.3	11.9
政府管掌健康保険	38,373	39,450	41,048	42,045	43,741	41,086	16.3	16.2	15.9	15.6	15.3	14.1
組合管掌健康保険	27,748	28,460	29,682	29,968	31,163	30,463	11.8	11.7	11.5	11.1	10.9	10.5
船員保険	410	396	387	375	370	342	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
国家公務員共済組合 ⁽³⁾	3,254	3,331	3,356	3,457	3,575	2,262	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	0.8
地方公務員共済組合	6,440	6,610	6,736	6,884	7,046	6,875	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.4
私立学校教職員共済	839	872	906	945	968	948	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
国民健康保険	47,761	49,160	51,085	52,968	54,877	54,849	20.3	20.2	19.8	19.6	19.2	18.9
退職者医療制度(再掲)	10,514	11,057	11,591	12,152	12,706	12,924	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.4
その他	3,380	3,353	3,349	3,400	3,415	3,334	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2	1.1
労働者災害補償保険	2,644	2,630	2,638	2,694	2,707	2,660	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
その他 ⁽⁴⁾	736	723	710	707	708	674	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
老人保健給付分	67,343	71,778	78,412	84,877	92,898	98,762	28.7	29.5	30.4	31.5	32.6	33.3
患者負担分	27,716	28,347	30,330	31,705	33,751	39,721	11.8	11.6	11.8	11.8	11.8	13.7
全額自費	3,658	3,741	3,678	3,875	3,727	3,792	1.6	1.5	1.4	1.4	1.3	1.3
公費・保険又は老人保健の一部負担	24,058	24,606	26,652	27,831	30,024	35,929	10.2	10.1	10.3	10.3	10.5	12.4

(注) 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律。平成7年6月までは「精神保健法」。
2 母子保健法、児童福祉法、身体障害者福祉法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。
3 旧適用法人共済組合は、平成9年から組管掌健康保険に含まれる。
4 国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法及び公害健康被害の補償等に関する法律等による医療費である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第225表 治療費支払方法別患者数(病院・診療所別)

(単位 千人)

区分	総数						病院				
	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.	8.10.	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.
総数	8,873.7	7,698.7	8,069.5	8,366.3	8,402.5	8,810.3	2,818.5	2,766.1	3,090.9	3,384.1	3,430.3
全額自費	112.3	168.9	154.8	180.2	178.7	193.7	49.2	69.0	67.4	74.8	84.1
健保・共済の本人	2,041.5	1,693.4	1,641.0	1,695.3	1,826.1	1,787.7	580.7	505.6	527.4	578.8	615.3
日雇健保の本人	39.7	-	-	-	-	-	8.8	-	-	-	-
健保・共済の家族	2,093.9	1,616.8	1,695.2	1,711.2	1,664.1	1,594.6	499.7	460.2	504.8	544.8	545.6
日雇健保の家族	11.7	-	-	-	-	-	3.2	-	-	-	-
国保	2,272.1	1,985.5	1,854.8	1,817.3	1,693.8	1,701.4	693.7	690.2	696.7	734.1	709.9
労災・公災	92.9	81.9	76.6	71.7	57.5	49.5	52.1	50.3	49.8	46.9	38.8
自賠法	72.0	61.6	64.0	56.5	39.2	36.5	37.2	36.2	36.7	36.0	24.2
その他	500.4	500.3	754.9	756.1	709.1	760.5	295.6	303.8	268.4	377.6	366.1
不詳	6.4	11.2	22.2	40.2	38.4	44.2	2.7	3.0	7.8	15.5	17.9
老人保健法	1,630.7	1,579.3	1,806.0	2,037.7	2,195.4	2,642.3	595.5	647.6	812.6	975.6	1,028.4
結核予防法(再掲)	24.8	24.4	23.3	13.5	10.9	12.1	21.3	21.2	21.8	13.1	10.2
精神保健法(再掲)	41.5	46.1	36.7	42.4	27.2	48.1	40.4	44.5	33.0	28.3	23.1
生活保護法(再掲)	363.0	309.4	282.4	247.1	226.5	232.9	226.4	214.7	190.5	171.0	154.3

(注) 1 全国推計数である。
2 船員保険は、「その他」に含む。
3 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。
4 昭和59年以降の調査については、日雇健保の本人、家族と退職者医療を「その他」に含めた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「患者調査」

第226表 患者数及び受療率(入院・外来、病院・診療所別)

区分		総数			病院		
		総数	入院	外来	総数	入院	外来
全国推計患者数 (単位 千人)	昭59.10.13	7,698.7	1,343.8	6,354.9	2,766.1	1,208.1	1,558.0
	62.10.	8,069.5	1,436.0	6,633.5	3,090.9	1,324.6	1,766.2
	平2.10.	8,366.3	1,500.9	6,865.4	3,384.1	1,407.0	1,977.1
	5.10.	8,402.4	1,429.5	6,973.0	3,430.3	1,347.3	2,083.0
	8.10.	8,810.3	1,480.5	7,329.8	3,656.8	1,396.2	2,260.6
受療率 (人口10万対)	昭59.10.13	6,403	1,118	5,285	2,301	1,005	1,296
	62.10.	6,600	1,174	5,426	2,528	1,083	1,445
	平2.10.	6,768	1,214	5,554	2,738	1,138	1,599
	5.10.	6,735	1,146	5,589	2,749	1,080	1,670
	8.10.	7,000	1,176	5,824	2,905	1,109	1,796

(注) 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「患者調査」

区分	一般診療所						歯科診療所						
	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.	8.10.	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.	8.10.	
総数	3,656.8	4,723.9	3,831.2	3,768.4	3,737.8	3,713.2	3,851.9	1,331.3	1,101.4	1,210.3	1,244.4	1,258.9	1,301.6
8.10.	86.4	47.9	86.8	73.1	85.3	77.5	95.1	15.2	13.1	14.4	20.2	17.1	12.2
健保・共済の本人	607.2	1,061.1	848.6	756.8	745.0	798.0	775.6	399.7	339.1	356.7	371.5	412.8	404.6
日雇健保の本人	-	28.2	-	-	-	-	-	2.7	-	-	-	-	-
健保・共済の家族	527.9	1,168.0	853.4	853.2	815.8	781.0	744.2	426.2	303.0	337.3	350.5	337.5	322.6
日雇健保の家族	-	7.4	-	-	-	-	-	1.0	-	-	-	-	-
国保	720.4	1,187.6	949.0	817.6	745.1	682.4	667.1	390.8	346.2	340.5	338.1	301.5	313.9
労災・公災	35.2	40.7	31.6	26.7	24.8	18.6	14.3	-	0.0	0.0	0.0	0.1	-
自賠法	21.6	34.8	25.3	27.3	20.5	14.7	14.9	-	0.1	0.0	-	0.3	-
その他	388.5	176.7	173.1	159.3	320.5	276.9	301.6	28.1	23.4	22.7	58.0	66.1	70.3
不詳	143	2.3	4.6	9.4	21.1	17.3	20.3	1.5	3.5	5.0	3.6	3.2	9.6
老人保健法	1,255.3	906.2	858.8	898.5	959.7	1,046.7	1,218.7	66.0	72.9	94.9	102.5	120.3	168.3
結核予防法(再掲)	10.6	3.4	3.1	1.5	0.5	0.7	1.4	0.1	-	0.0	-	0.0	-
精神保健法(再掲)	31.5	0.7	1.5	3.3	14.1	4.1	16.6	0.4	0.1	0.4	-	0.0	-
生活保護法(再掲)	161.4	120.4	81.9	80.1	67.1	62.8	64.2	16.2	12.8	11.8	9.0	9.4	7.3

区分	一般診療所			歯科診療所		
	総数	入院	外来	総数	入院	外来
全国推計患者数 (単位 千人)	3,831.2	135.8	3,695.5	1,101.4	-	1,101.4
	3,768.4	111.3	3,657.0	1,210.3	-	1,210.3
	3,737.8	93.9	3,644.0	1,244.4	-	1,244.4
	3,713.2	82.1	3,631.1	1,258.9	-	1,258.9
	3,851.9	84.2	3,767.7	1,301.6	-	1,301.6
	3,186	113	3,074	916	-	916
受療率 (人口10万対)	3,082	91	2,991	990	-	990
	3,024	76	2,948	1,007	-	1,007
	2,976	66	2,910	1,009	-	1,009
	3,060	67	2,993	1,034	-	1,034

2 医療機関

第227表 病院・診療所数 (開設者別)

各年 10月1日現在

区分	病院						一般診療所			歯科診療所 総数
	総数	精神病院	伝染病院	結核療養所	らい療養所	一般病院	総数	有床	無床	
平成4年(1992)	9,963	1,052	7	11	16	8,877	83,394	23,151	60,243	55,002
5 (1993)	9,844	1,059	7	11	15	8,752	84,128	22,383	61,745	55,906
6 (1994)	9,731	1,060	6	9	15	8,641	85,588	22,082	63,506	57,213
7 (1995)	9,605	1,059	5	8	15	8,519	87,069	21,764	65,305	58,407
8 (1996)	9,490	1,057	5	7	・	8,421	87,909	20,452	67,457	59,357
9 (1997)	9,413	1,055	5	6	・	8,347	89,232	19,796	69,436	60,579
10 (1998)	9,333	1,057	5	5	・	8,266	90,556	19,397	71,159	61,651
国 { 厚生省 文部省 労働福祉事業団 その他の他	234 61 39 41	4 — — —	— — — —	— — — —	・ ・ ・ ・	230 61 39 41	10 99 10 455	1 — — 238	9 99 10 217	— — — 1
都道府県	309	42	—	—	・	267	365	19	346	11
市町村	765	9	5	—	・	751	3,507	406	3,101	328
日赤	96	—	—	—	・	96	207	2	205	—
済生会	75	1	—	—	・	74	40	3	37	2
北海道社会事業協会	7	—	—	—	・	7	1	—	1	—
厚生連	114	1	—	—	・	113	63	6	57	—
国民健康保険団体連合会	3	—	—	—	・	3	—	—	—	—
全国社会保険協会連合会	54	—	—	—	・	54	16	—	16	—
厚生年金事業振興団	7	—	—	—	・	7	4	—	4	—
船員保険会	3	—	—	—	・	3	19	1	18	—
健康保険組合及びその連合会	19	—	—	—	・	19	466	4	462	14
共済組合及びその連合会	49	—	—	—	・	49	336	—	336	8
国民健康保険組合	1	—	—	—	・	1	15	—	15	—
公益法人	396	61	—	1	・	334	994	60	934	163
医療法人	5,157	782	—	2	・	4,373	20,910	6,601	14,309	6,602
学校法人	95	2	—	—	・	93	105	2	103	13
会社	71	—	—	—	・	71	2,915	24	2,891	46
その他の法人	279	14	—	—	・	265	4,945	121	4,824	108
個人	1,458	141	—	2	・	1,315	55,074	11,909	43,165	54,355
医療機関(再掲)	167	2	—	—	・	165	—	—	—	—

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第228表 病床数 (開設者・種類別)

各年 10月1日現在

区分	病院					一般診療所 病床数	
	病床数合計	精神病床	伝染病床	結核病床	らい病床		
平成4年(1992)	1,686,696	361,982	11,285	39,570	9,140	1,264,719	270,618
5 (1993)	1,680,952	362,436	11,061	37,043	8,833	1,261,579	265,083
6 (1994)	1,677,041	362,847	10,343	35,385	8,718	1,259,748	262,273
7 (1995)	1,669,951	361,714	9,974	33,163	8,633	1,256,467	259,245
8 (1996)	1,664,629	360,896	9,716	31,179	・	1,262,838	246,779
9 (1997)	1,660,784	359,778	9,408	29,488	・	1,262,110	239,771
10 (1998)	1,656,415	359,159	9,210	27,197	・	1,260,849	235,530
国 { 厚生省 文部省 労働福祉事業団 その他の他	97,047 33,198 15,336 5,696	7,001 1,885 20 429	846 56 — 43	13,751 329 176 134	・ ・ ・ ・	75,449 30,928 15,140 5,090	5 — — 2,388
都道府県	88,307	17,388	1,076	2,392	・	67,451	162
市町村	168,254	7,913	4,917	2,881	・	152,543	4,010
日赤	40,301	1,854	714	667	・	37,066	37
済生会	20,809	483	100	140	・	20,086	26
北海道社会事業協会	1,987	60	47	—	・	1,880	—
厚生連	37,737	3,127	701	260	・	33,649	84
国民健康保険団体連合会	645	—	—	33	・	612	—
全国社会保険協会連合会	15,290	42	111	525	・	14,612	—
厚生年金事業振興団	2,962	—	—	—	・	2,962	—
船員保険会	940	—	—	—	・	940	10
健康保険組合及びその連合会	3,615	—	—	—	・	3,615	26
共済組合及びその連合会	15,957	307	37	335	・	15,278	—
国民健康保険組合	320	—	—	—	・	320	—
公益法人	94,638	27,761	268	1,581	・	65,028	866
医療法人	769,227	253,205	142	2,516	・	513,364	92,427
学校法人	51,471	2,410	114	98	・	48,849	27
会社	14,804	336	38	76	・	14,354	194
その他の法人	50,545	6,540	—	594	・	43,411	1,271
個人	127,329	28,398	—	709	・	98,222	133,997
医療機関(再掲)	93,209	4,771	236	689	・	87,513	—

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第229表 医療法人数の推移

各年末現在

	平成4年 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
厚生大臣所管	197	218	243	249	257	333	361
都道府県知事所管	18,217	20,860	22,613	24,476	26,469	28,859	30,595
全医療法人数	18,414	21,078	22,856	24,725	26,726	29,192	30,956

(注) 平成9年以降は、年度末現在である。

資料：厚生省健康政策局指導課調

第230表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

区 分	平成4年	5	6	7	8	9	10年度
	(1992)	(1993)	(1994)	(1995)	(1996)	(1997)	(1998)
薬 局 数	37,532	38,077	38,773	39,433	40,310	42,412	44,085
開設者が自ら管理している薬局	14,308	13,860	13,828	13,340	13,155	12,777	12,576
開設者が自ら管理していない薬局	23,224	24,217	24,945	26,093	27,155	29,635	31,509
無 薬 局 町 村	837	832	807	806	796	754	724
医 薬 品 販 売 業	61,454	60,568	59,923	59,160	57,757	55,296	54,546
一 般 販 売 業	11,876	12,511	13,078	13,599	13,875	14,117	13,914
薬 種 商 販 売 業	18,247	18,063	17,894	17,609	17,324	16,764	16,359
特 例 販 売 業	15,949	14,902	14,054	13,920	12,809	11,510	11,444
配 置 販 売 業	15,382	15,092	14,897	14,032	13,749	12,905	12,829

(注) 平成8年までは年報、平成9年より年度報となる。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第231表 1 病院当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）

平成9年9月1ヵ月間

	一 般 病 院						精 神 病 院					
	法人・その他		個 人		総 数		法人・その他		個 人		総 数	
	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%
I 医 業 収 入	179,380	100.0	58,718	100.0	160,191	100.0	90,989	100.0	45,141	100.0	85,432	100.0
1. 入 院 収 入	111,761	62.3	38,630	65.8	100,131	62.5	80,133	88.1	37,962	84.1	75,021	87.8
2. 特別の療養環境収入	2,269	1.3	600	1.0	2,003	1.3	274	0.3	9	0.0	242	0.3
3. 外 来 収 入	60,340	33.6	17,792	30.3	53,574	33.4	9,773	10.7	6,735	14.9	9,405	11.0
4. その他の医業収入	5,011	2.8	1,695	2.9	4,483	2.8	809	0.9	435	1.0	764	0.9
II 医 業 費 用	185,451	103.4	54,054	92.1	164,556	102.7	90,944	100.0	40,786	90.4	84,865	99.3
1. 給 与 費	95,845	53.4	27,670	47.1	85,003	53.1	57,963	63.7	24,234	53.7	53,874	63.1
2. 医 薬 品 費	35,202	19.6	8,055	13.7	30,885	19.3	7,569	8.3	4,375	9.7	7,182	8.4
3. 経 費	19,583	10.9	9,427	16.1	17,968	11.2	11,966	13.2	5,493	12.2	11,181	13.1
4. 減 価 償 却 費	8,202	4.6	1,578	2.7	7,149	4.5	3,778	4.2	936	2.1	3,434	4.0
5. そ の 他	26,619	14.8	7,324	12.5	23,551	14.7	9,669	10.6	5,748	12.7	9,194	10.8
III 医業収支差額(I-II)	-6,071	-3.4	4,664	7.9	-4,364	-2.7	45	0.0	4,355	9.6	567	0.7
IV その他の医業関連収入	9,887	5.5	640	1.1	8,417	5.3	4,644	5.1	945	2.1	4,196	4.9
うち補助金・負担金	6,728	3.8	62	0.1	5,668	3.5	2,281	2.5	88	0.2	2,015	2.4
V その他の医業関連費用	5,753	3.2	1,368	2.3	5,055	3.2	2,856	3.1	956	2.1	2,626	3.1
うち支払利息	3,574	2.0	1,134	1.9	3,186	2.0	1,427	1.6	716	1.6	1,341	1.6
VI 総収支差額(III+IV-V)	-1,937	-1.1	3,935	6.7	-1,003	-0.6	1,833	2.0	4,344	9.6	2,137	2.5
病 院 数	899		170		1,069		116		16		132	

(注) 1 個人病院においては、院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医業費用」の「1.給与費」には含まれていない。

2 「II医業費用」の「5.その他」は、診療材料費、給食用材料費、委託費などの費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成9年9月医療経済実態調査（医療機関調査）報告」

第232表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

平成9年9月1ヵ月間

	有 床 診 療 所						無 床 診 療 所					
	個 人		そ の 他		総 数		個 人		そ の 他		総 数	
	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%
I 医 業 収 入	10,128	100.0	19,149	100.0	13,650	100.0	6,020	100.0	12,083	100.0	7,854	100.0
1. 保 険 診 療 収 入	9,002	88.9	16,964	88.6	12,110	88.7	5,715	94.9	11,522	95.4	7,471	95.1
2. 公 害 等 診 療 収 入	209	2.1	291	1.5	241	1.8	28	0.5	60	0.5	37	0.5
3. そ の 他 の 診 療 収 入	656	6.5	1,622	8.5	1,033	7.6	87	1.4	202	1.7	122	1.6
4. そ の 他 の 医 業 収 入	261	2.6	272	1.4	265	1.9	191	3.2	300	2.5	224	2.9
II 医 業 費 用	7,923	78.2	17,089	89.2	11,501	84.3	4,107	68.2	10,796	89.3	6,130	78.0
1. 給 与 費	3,145	31.1	8,054	42.1	5,062	37.1	1,441	23.9	5,386	44.6	2,634	33.5
2. 医 薬 品 費	1,936	19.1	3,872	20.2	2,692	19.7	1,354	22.5	2,475	20.5	1,693	21.6
3. 材 料 費	392	3.9	670	3.5	500	3.7	75	1.2	263	2.2	131	1.7
4. 委 託 費	433	4.3	707	3.7	540	4.0	198	3.3	332	2.7	239	3.0
5. そ の 他 の 医 業 費 用	2,016	19.9	3,787	19.8	2,707	19.8	1,040	17.3	2,340	19.4	1,433	18.2
III 医業収支差額(I-II)	2,205	21.8	2,060	10.8	2,148	15.7	1,913	31.8	1,287	10.7	1,724	22.0
診 療 所 数	267		171		438		669		290		959	

(注) 1 個人立診療所においては、院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医業費用」の「1.給与費」には含まれていない。

2 「II医業費用」の「5.その他の医業費用」は、賃借料、光熱水費、福利厚生費などの経費、減価償却費の費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成9年9月医療経済実態調査（医療機関調査）報告」

第233表 歯科診療所（個人立）1施設当り収支状況（構成比率）

平成9年9月1ヵ月間

	金 額 (千円)	%
I 医 業 収 入	4,055	100.0
1. 保 険 診 療 収 入	3,543	87.4
2. 劣 災 等 診 療 収 入	1	0.0
3. そ の 他 の 診 療 収 入	486	12.0
4. そ の 他 の 医 業 収 入	24	0.6
II 医 業 費 用	2,746	67.7
1. 給 与 費	1,057	26.1
2. 医 薬 品 費 ・ 材 料 費	297	7.3
3. 委 託 費	462	11.4
4. そ の 他 の 医 業 費 用	930	22.9
III 医業収支差額(I-II)	1,308	32.3

(注) 1 院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医業費用」の「1.給与費」には含まれていない。

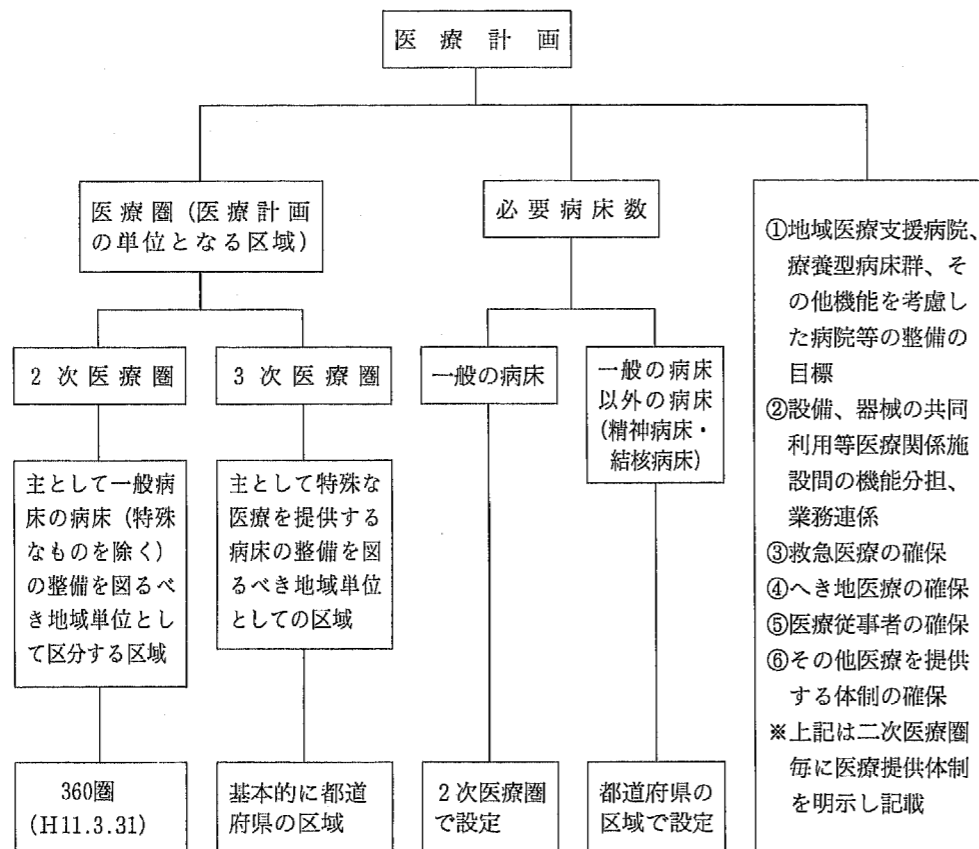
2 「II医業費用」の「4.その他の医業費用」は、賃借料、光熱水費、福利厚生費などの経費、減価償却費の費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成9年9月医療経済実態調査（医療機関調査）報告」

3 地域医療計画

第234表 地域医療計画の内容

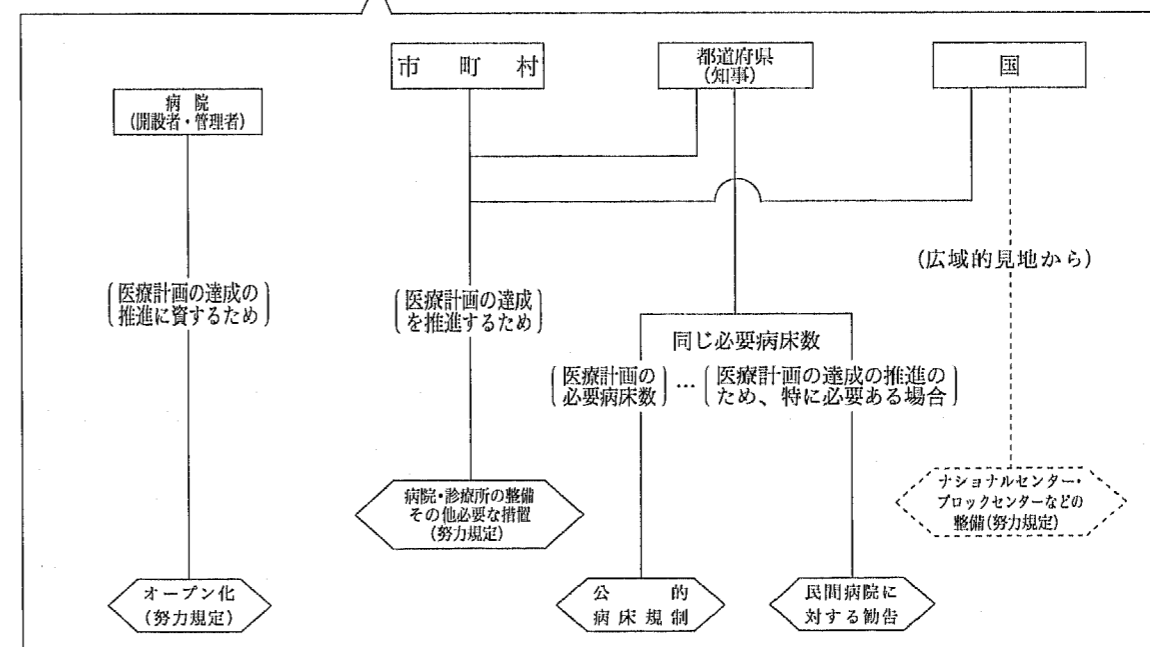
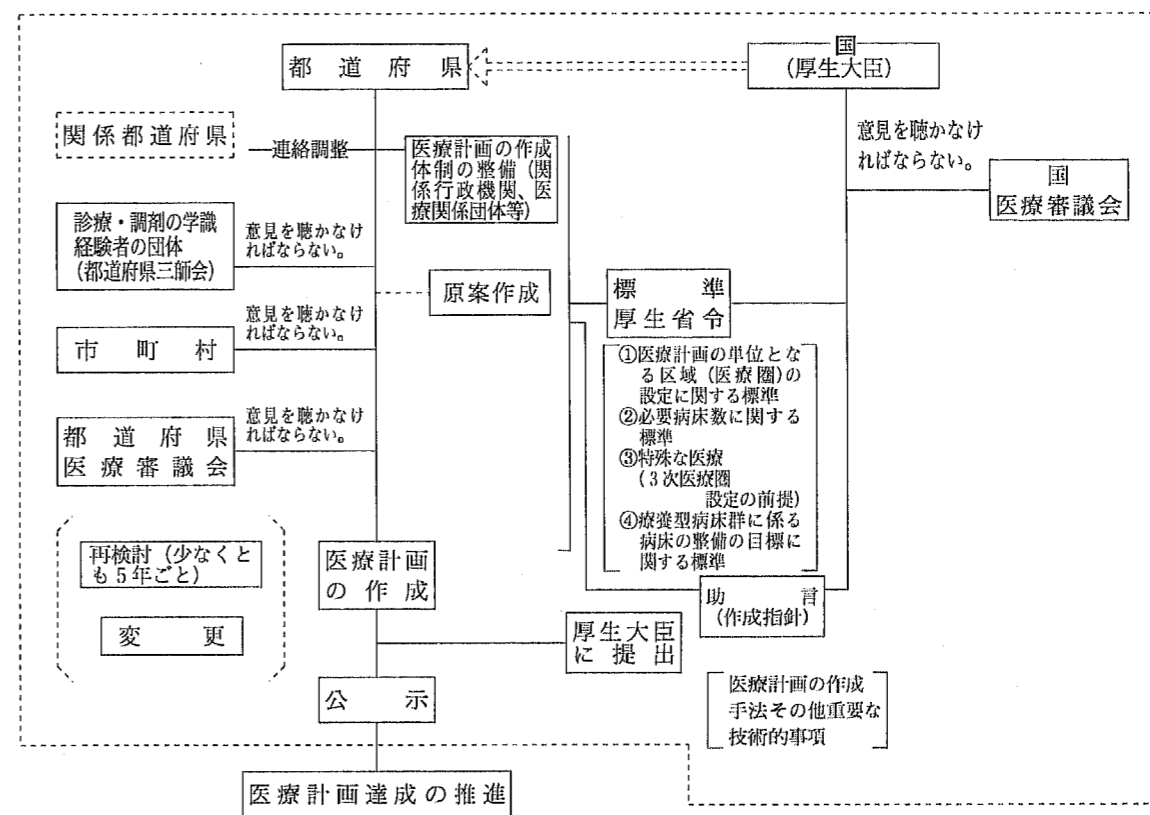
医療計画の内容



資料：厚生省健康政策局作成

第235表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成手続



資料：厚生省健康政策局作成

第236表 都道府県別必要病床数及び既存病床数の状況

平成11年3月31日現在

	公示年月日 (平成)	一般病床			精神病床		結核病床	
		二次医 療圏数	必要 病床数	既存 病床数	必要 病床数	既存 病床数	必要 病床数	既存 病床数
総数		360	1,211,880	1,281,245	343,201	359,355	19,316	26,216
北海道	10.3.27	21	78,146	86,031	21,110	21,858	766	1,242
青森	10.3.16	6	13,154	15,442	4,766	4,748	187	565
岩手	11.2.26	9	14,194	16,624	4,557	4,915	201	386
宮城	10.3.31	5	19,894	19,786	7,193	5,337	274	451
秋田	10.3.27	8	12,001	13,477	4,068	4,599	174	299
山形	10.1.13	4	12,020	11,236	3,954	3,372	172	202
福島	10.3.27	7	19,584	23,414	6,911	8,529	269	451
茨城	10.10.5	9	26,221	24,474	6,734	8,355	303	546
栃木	10.6.25	5	17,549	16,650	4,414	5,714	295	280
群馬	10.3.31	10	19,565	18,763	4,380	5,485	194	214
埼玉	9.3.21	9	49,846	47,572	15,125	12,394	615	594
千葉	8.7.30	8	42,960	42,115	13,543	12,904	527	723
東京都	10.12.22	13	109,085	103,864	27,226	26,143	1,428	1,694
神奈川県	9.2.18	11	61,064	62,406	16,290	14,378	817	819
新潟	9.7.18	13	24,953	23,052	5,705	7,404	292	374
富山	6.8.31	4	15,508	15,665	3,170	3,479	264	102
石川	9.4.1	4	14,056	16,698	3,632	4,032	155	309
福井	10.3.31	4	10,265	10,132	2,473	2,469	121	343
山梨	10.1.19	8	9,200	8,851	1,897	2,607	95	134
長野	9.12.8	10	20,547	19,405	4,998	5,845	254	230
岐阜	6.3.29	5	17,456	16,620	4,143	4,394	495	374
静岡県	8.3.29	10	30,587	31,198	7,336	7,329	493	497
愛知	9.8.29	8	51,856	55,706	13,401	14,012	817	1,022
三重	10.12.25	4	16,864	16,322	3,745	5,294	266	345
滋賀	10.3.27	7	12,156	11,132	2,655	2,397	238	328
京都	6.6.10	6	28,157	29,811	6,893	6,821	838	845
大阪	9.10.24	8	73,599	92,843	19,532	20,328	1,507	2,966
兵庫県	9.4.1	10	52,985	50,822	11,454	11,835	1,022	1,166
奈良	10.3.31	3	13,922	12,528	3,346	2,979	297	310
和歌山	10.10.13	7	11,508	12,252	2,194	2,852	258	358
鳥取	10.9.4	3	7,220	7,414	2,219	1,938	100	126
島根	11.1.29	7	10,270	9,261	2,727	2,666	145	224
岡山	8.3.29	5	22,153	24,064	6,711	6,096	342	502
広島	9.2.17	7	31,988	33,064	9,686	9,625	416	822
山口	8.5.7	9	17,583	22,205	5,310	6,427	257	257
徳島	9.9.19	6	10,133	12,336	3,221	4,474	185	433
香川	11.3.30	5	13,000	14,061	4,094	4,146	237	310
愛媛	9.6.24	6	18,199	19,341	5,575	5,096	326	398
高知	10.3.31	4	11,083	16,125	3,224	4,130	192	627
福岡	9.3.14	13	55,349	68,133	21,417	22,211	1,093	1,499
佐賀	8.4.1	5	10,036	11,230	4,195	4,498	201	198
長崎	9.3.31	9	17,196	20,350	6,793	8,537	363	561
熊本	10.5.19	11	24,052	27,947	8,275	9,044	447	725
大分	11.3.31	10	15,499	16,075	5,484	5,550	323	463
宮崎	10.11.6	7	13,911	14,455	5,149	6,268	259	306
鹿児島	9.10.1	12	23,504	27,490	7,727	10,187	456	412
沖縄	6.3.18	5	11,802	12,803	4,549	5,654	340	184

(注) 公示年月日は、見直し公示年月日を示す。

資料：厚生省健康政策局計画課調

第8節 公衆衛生

1 結核等

第237表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区 分	推 計 額					
	平成4年度(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)	9(1997)
合 計	1,589	1,491	1,343	1,130	972	1,098

(注) 平成7年度は「第10回修正国際疾病、傷病及び死因統計分類」による。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第238表 結核医療費公費負担承認件数(治療費支払方法別)

区 分	総 数	被用者保険		国民健康保険	老人保健	生活保護	その他
		本人	家族				
平成3年('91)	99,110	31,650	16,109	41,296	191	9,337	527
4 ('92)	92,072	29,882	15,349	37,405	195	8,726	515
5 ('93)	86,139	28,036	14,806	34,270	200	8,264	563
6 ('94)	79,006	25,944	13,436	30,995	198	7,876	557
7 ('95)	71,911	23,542	12,504	27,910	112	7,261	582
8 ('96)	66,591	21,992	11,616	25,479	151	6,768	585

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」(平成8年限り)

第239表 結核医療費公費負担額

(単位 百万円)

区 分	合 計	法第34条1項による一般患者に対する適正医療費		法第35条1項による措置患者に対する医療費	
平成4年度('92)	38,085	2,592	35,493		
5 ('93)	37,611	2,393	35,218		
6 ('94)	37,708	2,193	35,515		
7 ('95)	23,171	1,370	21,801		
8 ('96)	12,524	893	11,631		
9 ('97)	12,908	1,049	11,859		
10 ('98)	12,715	1,244	11,471		

資料：厚生省保健医療局調

第240表 結核登録者

(1) 結核登録者数(活動性分類別)

年末現在

区 分	総 計	活 動 性 肺 結 核				活動性 肺外結核	不活動性	不 明
		感 染 性		非感染性				
		計	広汎空洞型	その他の 感染性				
平成4年('92)	202,193	24,341	867	23,474	51,899	4,876	83,198	37,879
5 ('93)	191,584	23,390	858	22,532	48,714	4,571	79,864	35,045
6 ('94)	181,470	22,330	848	21,482	44,349	4,102	76,573	34,116
7 ('95)	168,581	21,483	734	20,749	40,021	3,663	72,006	31,408
8 ('96)	132,958	20,964	740	20,224	35,231	3,565	49,260	23,938
9 ('97)	121,762	20,916	638	20,278	31,189	3,304	45,749	20,604

(ii) 新登録結核患者数

区 分	総 計	活 動 性 肺 結 核				活 動 性 肺外結核	不 明
		感 染 性			非感染性		
		計	広汎空洞型	その他の 感 染 性			
平成4年('92)	48,956	25,523	879	24,644	19,951	3,463	19
5 ('93)	47,437	24,862	925	23,937	19,220	3,334	21
6 ('94)	44,590	23,618	935	22,685	17,868	3,084	20
7 ('95)	43,078	23,498	826	22,672	16,761	2,803	16
8 ('96)	42,472	23,119	865	22,254	16,370	2,953	30
9 ('97)	42,715	24,024	817	23,207	15,925	2,735	31

資料：厚生省保健医療局感染症発生動向調査年報集計

第241表 結核病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成4年(1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10(1998)
結核病床数	39,800	38,393	35,790	33,800	31,813	29,895	27,374
1日平均在院患者数	17,857	16,666	15,228	14,534	13,607	12,713	11,896
病床利用率(%)	44.9	43.4	42.5	43.0	42.8	42.5	43.5

(注) 病床数は、6月末現在の数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」

第242表 ハンセン病入所者等の年次推移

	患 者 数(人)			有 病 率 (人口10万対)
	総 数	入所者	在宅患者	
明治33年(1900)	30,359	69.2
39 (1906)	23,819	226	23,593	50.6
大正8年(1919)	16,261	1,491	14,770	29.5
14 (1925)	15,351	2,176	13,175	25.7
昭和5年(1930)	14,261	3,261	11,000	22.1
10 (1935)	14,193	9,735	4,458	20.5
15 (1940)	11,326	8,855	2,471	15.7
25 (1950)	11,094	8,325	2,769	13.3
30 (1955)	12,169	10,057	1,112	13.6
35 (1960)	11,587	10,645	942	12.4
40 (1965)	10,607	9,874	733	10.8
45 (1970)	9,565	8,958	607	9.3
50 (1975)	10,199	9,166	1,033	9.2
55 (1980)	9,458	8,509	949	8.1
60 (1985)	8,452	7,568	884	7.0
平成2年(1990)	7,348	6,597	751	5.9
3 (1991)	7,130	6,422	708	5.8
4 (1992)	6,947	6,249	697	5.6
5 (1993)	6,729	6,042	687	5.4
6 (1994)	6,484	5,826	658	5.2
7 (1995)	6,172	5,601	571	4.9
8 (1996)	5,413	5,413	—	—

(注1) 昭和25～46年は沖縄を含まず。

(注2) 平成8年以降は統計なし。(らい予防法廃止のため)

資料：厚生省保健医療局調

第243表 ハンセン病療養所入所者数

区 分		前 年 度 繰越患者数	本 年 度 入所患者数	退所患者数	本年度末 患者数
平成3年度 (1991)	国 立 療 養 所	6,493	109	295	6,307
	公益法人 立病院	71	—	6	65
平成4年度 (1992)	計	6,372	129	312	6,189
	国 立 療 養 所	6,307	129	293	6,143
	公益法人 立病院	65	—	19	46
	計	6,189	105	308	5,986
平成5年度 (1993)	国 立 療 養 所	6,143	105	307	5,941
	公益法人 立病院	46	—	1	45
平成6年度 (1994)	計	5,986	91	298	5,779
	国 立 療 養 所	5,941	91	297	5,735
	公益法人 立病院	45	—	1	44
	計	5,779	109	353	5,535
平成7年度 (1995)	国 立 療 養 所	5,735	109	350	5,494
	公益法人 立病院	44	—	3	41
平成8年度 (1996)	計	5,535	73	275	5,333
	国 立 療 養 所	5,494	73	274	5,293
	公益法人 立病院	41	0	1	40
	計	5,333	71	254	5,150
平成9年度 (1997)	国 立 療 養 所	5,293	71	254	5,110
	公益法人 立病院	40	0	0	40

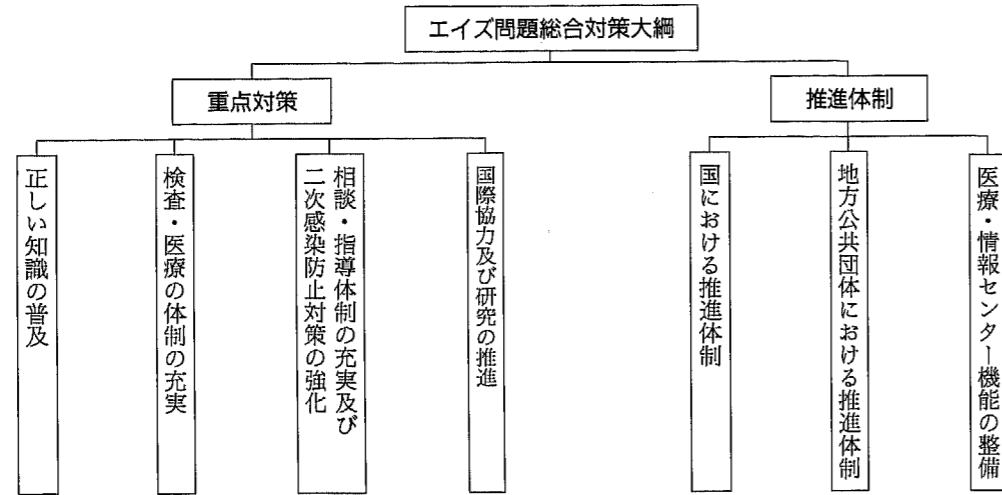
資料：厚生省保健医療局調

第244表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額 (単位 百万円)

区 分	ハンセン病療養所入所者 家族生活援護委託費	ハンセン病療養所運営費	
		国 立 療 養 所	公 益 法 人 立 病 院
平成3年度('91)	303	35,019	377
4 ('92)	288	36,605	379
5 ('93)	263	38,130	345
6 ('94)	240	39,193	343
7 ('95)	218	39,702	344
8 ('96)	205	40,151	336
9 ('97)	180	40,758	323
10 ('98)	186	41,227	294

資料：厚生省保健医療局調

第245表 エイズ対策の概要



資料：厚生省保健医療局エイズ疾病対策課

第246表 エイズ患者等の現状

	患者数	感染者数	備 考
	現 状 (人)	現 状 (人)	
日 本	2,065	4,585	・現状の数字は1999年6月27日現在。
アメリカ	691,647	—	・1998年11月15日WHO報告。
全 世 界	1,987,217	—	・1998年11月15日WHO報告。

(注) 西暦2000年までに感染者が3,000万人～4,000万人とWHOは予測している。

資料：厚生省保健医療局エイズ疾病対策課

2 伝 染 病

第247表 法定・指定伝染病患者数

(各年の1年間に届出された伝染病患者数)

区 分	平成4年 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
法定伝染症							
コ レ ラ 患者数	48	92	90	306	40	89	61
り患率	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0
赤 痢 患者数	1,124	1,120	1,042	1,062	1,218	1,301	1,749
り患率	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.4
腸 チ フ ス 患者数	71	129	71	64	81	79	61
り患率	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
パ ラ チ フ ス 患者数	29	46	49	75	32	37	54
り患率	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
し ょ う 紅 熱 患者数	31	23	6	5	4	3	—
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
ジ フ テ リ ア 患者数	4	5	1	1	1	1	3
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流行性脳脊髄膜炎 患者数	11	7	6	3	4	5	6
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日 本 脳 炎 患者数	4	8	6	4	6	6	4
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
指定伝染病							
急性灰白髄炎 患者数	—	3	1	1	—	—	—
り患率	—	0.0	0.0	0.0	—	—	—
腸管出血性大腸菌感染症 患者数	…	…	…	…	1,287	1,941	2,077
り患率	…	…	…	…	1.0	1.5	1.6

(注) 1 り患率は人口10万対で、総務庁統計局発表の当該年10月1日現在の「推計人口」を用いた。

2 上記の伝染病は、法定・指定伝染病中で過去5カ年に患者の発生があった主な疾病である。

3 腸管出血性大腸菌感染症は、平成8年8月6日指定伝染病に指定された。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」

第248表 届出伝染病等患者数

区 分	平成4年 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
届出伝染病							
インフルエンザ 患者数	6,053	16,655	2,404	22,393	8,774	8,816	14,778
り患率	4.9	13.3	1.9	17.8	7.0	7.0	11.7
伝染性下痢症 患者数	—	2	1	—	10	140	—
り患率	—	0.0	0.0	—	0.0	0.1	—
百日せき 患者数	391	131	145	226	183	42	43
り患率	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0
ましん 患者数	2,250	2,002	1,766	931	1,640	899	761
り患率	1.8	1.6	1.4	0.7	1.3	0.7	0.6
破傷風 患者数	47	33	44	45	44	47	47
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
マラリア 患者数	51	58	74	66	51	69	79
り患率	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
つつが虫病 患者数	704	712	652	529	423	487	538
り患率	0.6	0.6	0.5	0.4	0.3	0.4	0.4
フィラリア病 患者数	—	1	—	1	1	—	1
り患率	—	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0
住血吸虫病 患者数	5	—	2	…	…	…	…
り患率	0.0	—	0.0	…	…	…	…
性病							
梅毒 患者数	1,055	804	666	530	565	448	553
り患率	0.8	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
りん病 患者数	3,465	1,724	1,448	1,699	2,201	2,355	3,096
り患率	2.8	1.4	1.2	1.4	1.7	1.9	2.4
軟性下かん 患者数	12	9	4	5	6	3	4
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そけいりんば肉芽 患者数	1	1	—	—	1	1	1
しゅ症 患者数	1	1	—	—	1	1	1
り患率	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
結核 患者数	48,956	47,437	44,590	43,078	42,472	42,715	…
り患率	39.3	38.0	35.7	34.3	33.7	33.9	…
エイズ 患者数	51	87	137	169	610	647	653
り患率	0.0	0.0	0.1	0.1	0.5	0.5	0.5
食中毒 患者数	29,790	25,702	35,735	26,325	46,327	39,989	46,179
り患率	23.9	20.6	28.6	21.2	36.8	31.7	36.5

(注) 1 り患率は人口10万対で、総務庁統計局発表の当該年10月1日現在の「推計人口」を用いた。
 2 上記の伝染病は過去5か年に患者の発生があった主な疾病である。
 3 結核については、「結核・感染症サーベイランス年報集計結果」による。
 4 エイズについては、「厚生省保健医療局エイズ疾病対策課調」による。
 5 住血吸虫病については、平成6年10月1日付で届出廃止となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」
 厚生省生活衛生局食品保健課「食中毒統計」

第249表 予防接種被接種者数

平成9年度

区 分	被接種者数(法による)
D P T	1,243,365
急性灰白髄炎	1,185,268
麻疹	1,116,218
風疹	1,360,866
日本脳炎	988,631

(注) 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「地域保健事業報告」

3 精神保健

第250表 精神病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成4年 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
精神病床数	361,896	363,010	362,692	362,154	361,073	360,432	359,563
1日平均在院患者数	347,056	344,230	343,254	341,357	340,419	337,634	336,369
病床利用率(%)	95.9	94.8	94.6	94.3	94.3	93.7	93.5

(注) 病床数は、6月末現在の数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」

第251表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(金額 単位 百万円)

区 分	措置入院患者数(12月現在)	措置入院医療費国庫負担額
平成3年(1991)	9,120	24,347
4 (1992)	7,794	19,654
5 (1993)	6,793	16,887
6 (1994)	6,064	15,121
7 (1995)	5,570	8,501
8 (1996)	5,110	5,728
平成9年度(1997)	4,338(3月末現在)	6,118
10 (1998)	3,547(3月末現在)	6,147

(注) 1 国庫負担額は当初予算額である。

2 平成9年より「衛生行政業務報告」は年度報になったため、措置入院患者数は3月末現在を計上。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

厚生省補助金ハンドブック

第252表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額

(金額 単位 百万円)

区 分	承 認	通院医療費国庫補助額
平成3年(1991)	654,710	16,923
4 (1992)	677,836	18,378
5 (1993)	707,642	19,741
6 (1994)	754,237	21,458
7 (1995)	519,043	16,661
8 (1996)	109,066	12,984
平成9年度(1997)	393,242	24,118
10 (1998)	294,446	30,267

(注) 1 国庫補助額は当初予算額である。

2 平成9年より「衛生行政業務報告」は年度報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

厚生省補助金ハンドブック

第253表 精神病床数・在院患者数・利用率の年次推移

各年6月末

	全精神病床数	月末在院患者数	病床利用率(%)
昭和40年(1965)	164,027	177,170	108.5
45 (1970)	242,022	253,769	104.7
50 (1975)	275,468	281,346	102.0
55 (1980)	304,469	311,584	102.3
60 (1985)	333,570	339,989	101.9
平成2年(1990)	358,251	348,859	97.4
3 (1991)	360,303	349,052	96.9
4 (1992)	361,896	346,776	95.8
5 (1993)	363,010	343,718	94.7
6 (1994)	362,692	343,156	94.6
7 (1995)	362,154	340,812	94.1
8 (1996)	361,073	339,822	94.1
9 (1997)	360,432	336,685	93.4

(注) 月末在院患者数のうち昭和40、45、50年は1日平均在院患者数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」

第254表 医療保護入院・仮入院届出件数

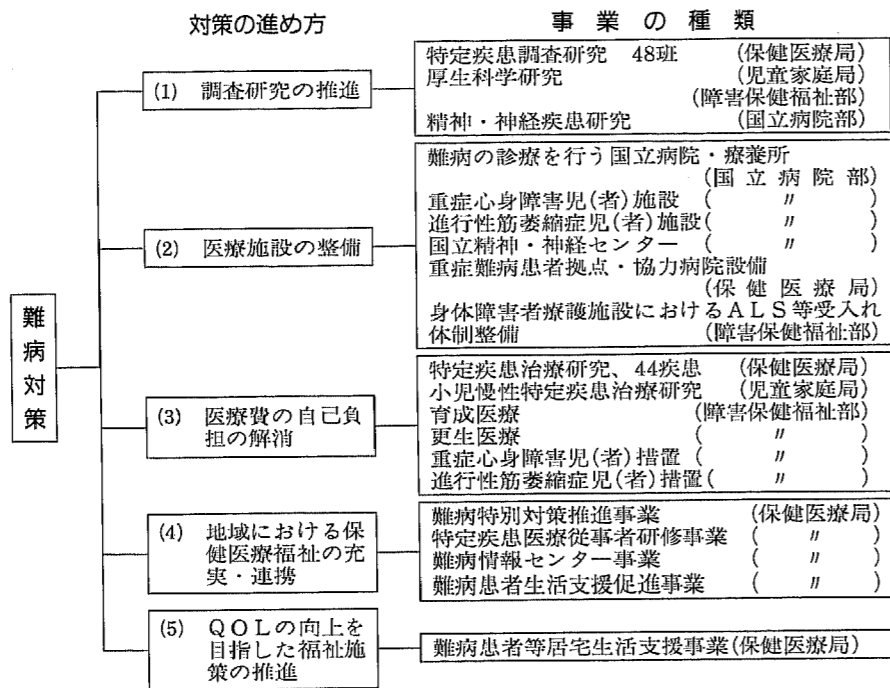
区 分	医療保護入院・仮入院届出件数
平成3年(1991)	81,187
4 (1992)	79,086
5 (1993)	81,934
6 (1994)	81,911
7 (1995)	83,059
8 (1996)	84,247
平成9年度(1997)	94,105
10 (1998)	101,767

(注) 平成9年より「衛生行政業務報告」は年度報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

4 難 病

第255表 難病対策の概要



資料：厚生省保健医療局エイズ疾病対策課作成

第256表 特定疾患治療研究対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数 平成10年度末現在

疾患名	受給者証交付件数	疾患名	受給者証交付件数	
1	16,640	23	ハンチントン病	526
2	7,509	24	ウィリス動脈輪閉塞症	7,201
3	11,693	25	ウェゲナー肉芽腫症	756
4	46,369	26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	10,242
5	2,076	27	シャイ・ドレーガー症候群	577
6	9,762	28	表皮水疱症(狭合部型及び栄養障害型)	318
7	17,204	29	膿疱性乾癬	1,070
8	4,823	30	広範脊柱管狭窄症	1,263
9	25,824	31	原発性胆汁性肝硬変	9,168
10	29,514	32	重症急性膵炎	1,041
11	2,711	33	特発性大腿骨頭壊死症	7,333
12	57,078	34	混合性結合組織病	4,602
13	5,104	35	原発性免疫不全症候群	1,147
14	10,353	36	特発性間質性肺炎	2,499
15	2,949	37	網膜色素変性症	16,228
16	17,024	38	クロイツフェルト・ヤコブ病	158
17	16,891	39	原発性肺高血圧症	269
18	507	40	神経線維腫症	900
19	5,267	41	亜急性硬化性全脳炎	—
20	49,369	42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	—
21	794	43	特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	—
22	18,365	44	ファブリー(Fabry)病	—
合 計		423,124		

資料：厚生省保健医療局エイズ疾病対策課調

5 環境衛生

第257表 全国水道普及状況

年度末現在 (単位 千人)

区 分	平成4年度 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)		8 (1996)		9 (1997)	
	簡所	給水人口	簡所	給水人口	簡所	給水人口	簡所	給水人口	簡所	給水人口	簡所	給水人口
合 計	16,569	118,471	16,569	119,036	16,121	119,710	15,980	120,096	15,784	120,730	15,499	121,289
上水道	1,971	110,602	1,969	111,313	1,962	112,055	1,952	112,496	1,960	113,246	1,962	113,897
簡易水道	10,262	7,094	10,111	7,029	9,942	6,940	9,828	6,908	9,709	6,809	9,540	6,738
専用水道	4,229	775	4,162	744	4,108	715	4,090	692	4,005	675	3,881	654
水道用水供給	107	—	107	—	109	—	110	—	110	—	110	—
普及率(%)	95.1		95.3		95.5		95.8		96.0		96.1	

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調

第258表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在 (1日当り)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
下水道終末処理(万人)	5,622	5,863	6,107	6,369	6,683	6,852
ごみ処理(トン)	178,143	184,592	178,106	186,117	188,844	191,239
し尿処理(ki)	99,754	109,310	107,028	108,695	105,203	104,643

(注) 現有処理能力(着工ベース含む)

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課調

第259表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
下水道終末処理						
総事業費	1,965,800	2,465,944	2,746,529	2,724,255	2,650,394	2,686,126
国庫支出金	573,703	707,336	779,305	776,925	787,260	837,854
地方債	1,267,761	1,501,687	1,679,253	1,655,458	1,598,876	1,631,685
その他の	124,236	256,921	287,971	291,872	264,258	216,587
ごみ処理						
総事業費	1,592,068	1,857,431	2,050,072	1,924,598	2,220,616	2,002,354
国庫支出金	54,473	100,367	87,933	73,370	120,462	78,110
地方債	229,293	294,248	289,947	290,574	482,410	322,578
その他の	1,308,302	1,462,816	1,672,192	1,560,654	1,617,744	1,601,666
し尿処理						
総事業費	413,598	424,855	365,160	358,579	444,837	335,708
国庫支出金	17,370	21,304	8,166	7,517	21,507	8,586
地方債	53,512	57,331	18,722	18,102	76,684	15,788
その他の	342,716	346,220	338,272	332,960	346,646	311,334

(注) 1 下水道終末処理は公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

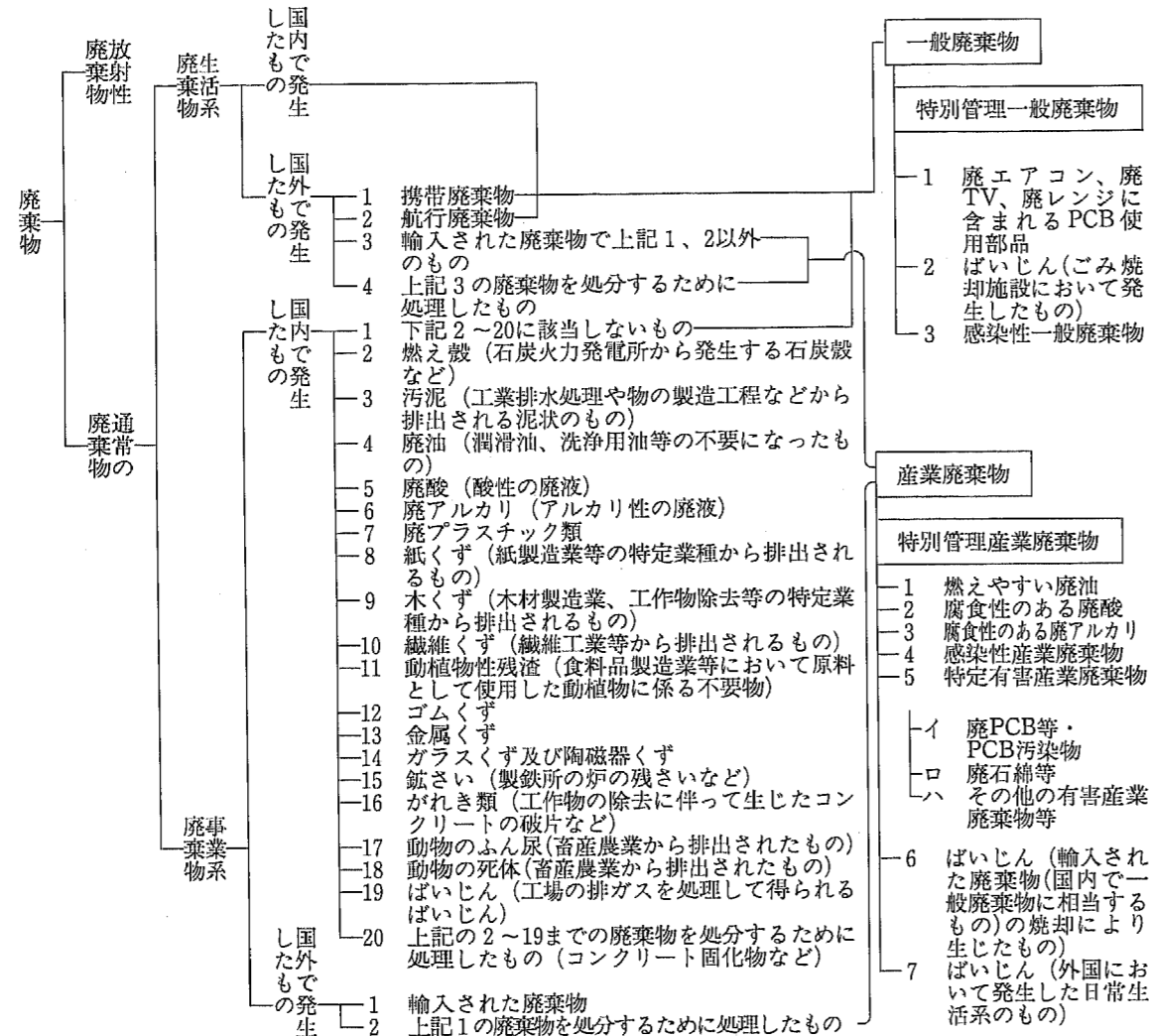
2 「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び市町村一般財源等を含む。

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

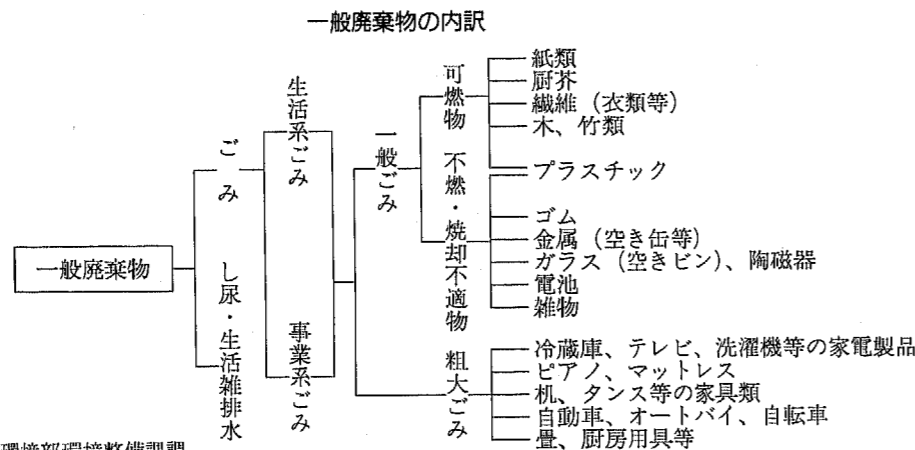
「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課調

第260表 廃棄物の分類と処理体制

[廃棄物の分類]



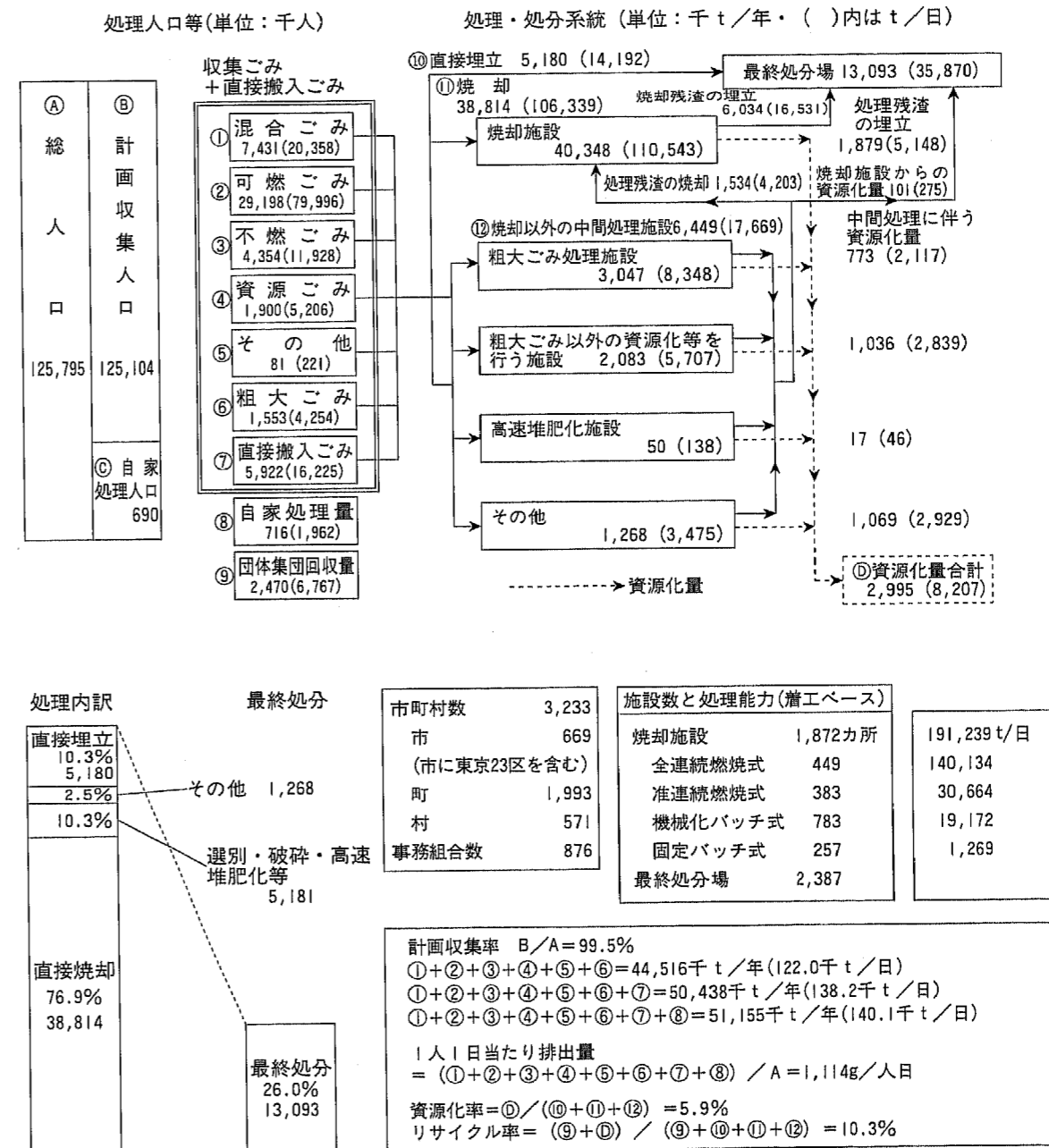
(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。



資料：厚生省水道環境部環境整備課調

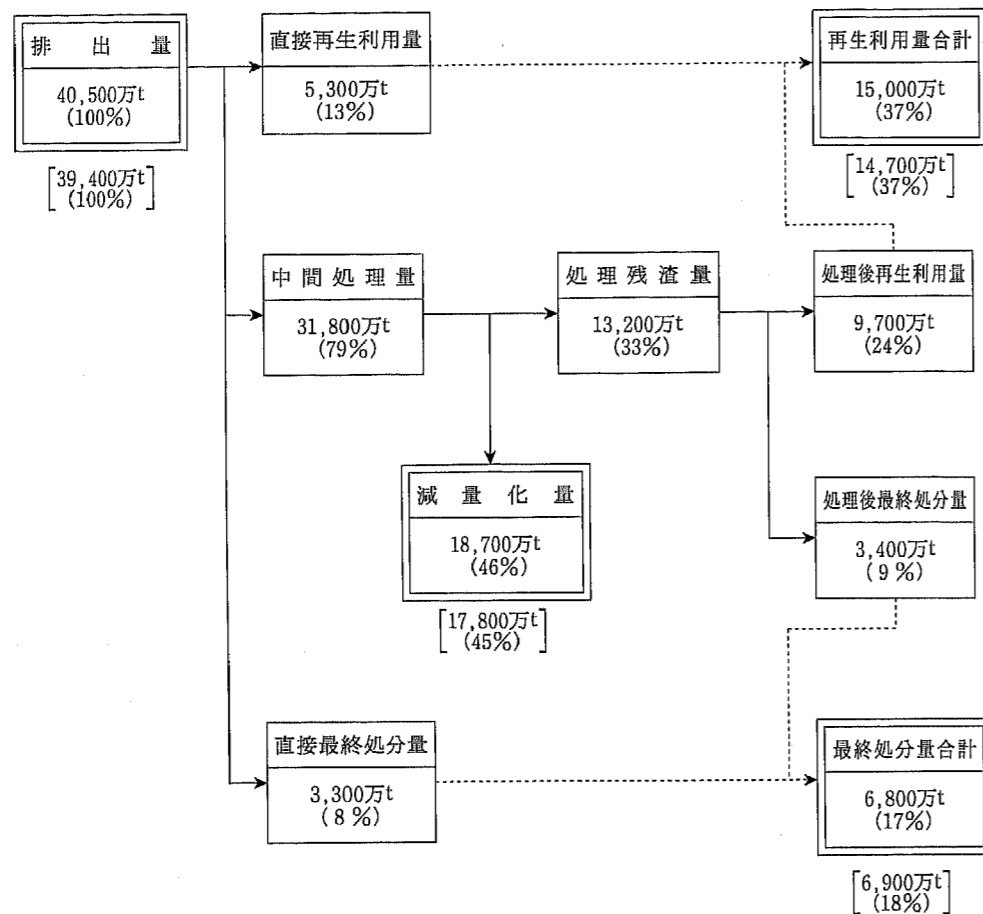
第261表 ゴミ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ (平成8年度'96実績)



資料：厚生省水道環境部環境整備課調

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ (平成8年度)



(注) 枠外の[]内は平成7年度の数値である。
資料：厚生省水道環境部産業廃棄物対策室調

第262表 市町村のごみ処理費用の推移

()内は対前年増加率(%)

年次	平成3年 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
処理費用総額 (百万円)	1,587,245 〔14.6〕	1,846,287 〔16.3〕	2,283,345 〔23.7〕	2,166,464 〔△5.1〕	2,216,755 〔2.3〕	2,284,259 〔3.0〕
国民1人当たり の処理費用(円)	12,795 〔14.0〕	14,819 〔15.8〕	18,272 〔23.3〕	17,306 〔△5.3〕	17,684 〔2.2〕	18,159 〔2.6〕

(注) 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。
資料：厚生省水道環境部環境整備課調

6 公 害

第263表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区分 年度	あっせん			調停			仲 裁			裁 定			そ の 他			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和45・46年度	0	0	0	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元年度	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
計	1	1	—	691	685	—	1	1	—	40(9)	37(7)	—	2	2	—	735	726	—	—

(注) 1. 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
2. 「調停」平成8年度の受付件数のうち、2件は分離事件である。
3. 「裁定」()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。

資料：公害等調整委員会「年次報告」

第264表 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付及び処理状況

区分 年度	受付件数					処理件数					年度末 係属件数
	合計	あっせん	調停	仲裁	その他	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和45・46年度	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成元年度	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
計	867	36	820	4	7	804	371	315	95	23	—

(注) 1. 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2. 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3. 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。
 4. 受付件数欄の「その他」は、義務履行勧告申出事件である。

資料：公害等調整委員会事務局調

第265表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

年 度	典 型 7 公 害	大気汚染	水質汚染	土壌 汚染	騒音・振動			地盤 沈下	悪 臭
					計	騒 音	振 動		
昭和45年度	59,467	12,911	8,913	67	22,568	…	…	11	14,997
50	67,315	11,873	13,453	593	23,812	…	…	68	17,516
55	54,809	9,282	8,269	230	24,094	21,063	3,031	34	12,900
60	51,413	9,036	7,617	222	21,946	19,364	2,582	39	12,553
61	50,129	8,851	7,324	165	21,512	19,077	2,435	28	12,249
62	51,665	9,430	7,114	150	22,639	20,083	2,556	32	12,300
63	51,223	8,978	7,551	175	22,746	20,080	2,666	41	11,732
平成元年度	49,036	9,036	7,513	175	20,826	18,495	2,331	47	11,439
2	49,359	9,496	7,739	233	20,431	18,287	2,144	37	11,423
3	46,650	9,489	7,753	208	18,657	16,830	1,827	37	10,506
4	44,976	9,108	8,099	204	17,123	15,315	1,808	33	10,409
5	43,175	8,837	7,570	215	16,553	14,779	1,774	22	9,978
6	45,642	10,319	7,279	183	16,792	15,016	1,776	34	11,035
7	42,701	10,013	6,763	213	15,552	13,492	2,060	29	10,131
8	45,378	10,961	7,168	229	16,158	14,281	1,877	23	10,839
9	53,625	19,668	6,990	201	14,600	13,010	1,590	25	12,141

資料：公害等調整委員会事務局「公害苦情件数調査結果報告書」

第266表 典型7公害以外の種類別苦情件数

年 度	合 計	日 照 通 障	風 害 光 害	電 波 干 害	土砂の 散 乱	土砂の 流 出	廃棄物 の不法 投 棄	ふん・ 尿の害	害虫等 の発生	火災の 危 険	動物の 死骸放 置	その他	
平成2年度	24,935	408	23	64	372	129	119	5,029	594	4,314	2,432	2,423	9,028
3	30,063	262	3	71	648	118	102	6,175	720	4,137	3,113	4,050	10,664
4	31,210	324	12	66	536	111	76	6,741	646	4,940	2,569	4,014	11,175
5	36,142	220	2	74	467	113	321	8,320	847	4,411	2,487	5,784	13,096
6	20,914	42	17	62	414	189	129	5,175	727	2,868	1,034	3,003	7,254
7	18,663	53	18	55	387	202	113	4,065	635	2,749	873	2,091	7,422
8	16,937	27	15	64	351	196	133	4,095	635	2,233	594	1,700	6,894
9	17,350	23	7	59	370	189	106	4,169	647	2,273	563	1,865	7,079

資料：公害等調整委員会「年次報告」

第267表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成10年('98)12月末現在

Table with columns: 地域, 疾病名, 指定地域, 実施主体, 指定年月日, 現存被認定者数. It lists various regions and diseases like 慢性気管支炎, 気管支喘息, etc., and their corresponding counts.

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：「環境の状況に関する年次報告」

第268表 環境事業団事業状況

(i) 譲渡(売買予約)契約ベース

(金額 単位 千円)

Table with columns: 区, 分, 平成4年度(1992), 5(1993), 6(1994), 7(1995), 8(1996), 9(1997), 10(1998). It details the status of environmental projects like '造成建設事業' and '集団設置建物'.

(注) 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。

(ii) 確定(売買)契約ベース

(金額 単位 千円)

Table with columns: 区, 分, 平成4年度(1992), 5(1993), 6(1994), 7(1995), 8(1996), 9(1997), 10(1998). It details confirmed transactions for environmental projects.

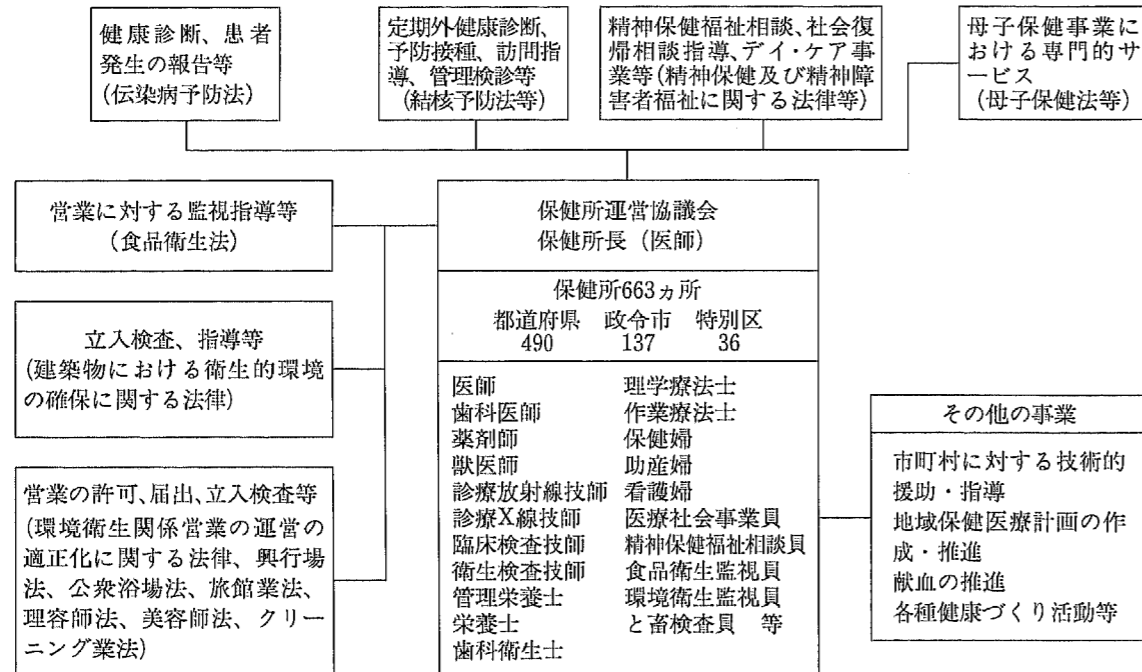
(注) 前表を参照

資料：環境事業団調査

7 保健所及び保健センター

第269表 保健所の活動

平成10年4月1日現在



資料：厚生省保健医療局調

第270表 保健所数及び保健所職員総数

	平成4年('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9年度('97)
保健所数	852	848	847	845	845	706
都道府県立	635	631	625	625	625	525
政令市	164	164	169	167	167	142
特別区	53	53	53	53	53	39
職員総数	34,463	34,302	34,134	34,004	33,698	29,948(注1)
医師	1,288	1,303	1,312	1,309	1,265	1,173
歯科医師	72	79	80	83	80	86
薬剤師獣医師	2,043	1,984	2,147	2,095	4,629	4,800
保健婦(士)	8,408	8,453	8,462	8,515	8,512	7,978
看護婦(士)	278	290	293	281	275	263(注2)
助産婦	79	80	79	80	77	63
X線技術者	1,257	1,268	1,217	1,207	1,186	1,051
管理栄養士	1,115	1,187	1,168	1,177	1,219	1,122
栄養士	188	137	166	149	107	185
歯科衛生士	349	355	355	356	360	356
試験検査技術者	1,533	1,492	1,503	1,474	1,386	1,353
理学療法士						
作業療法士	28	33	40	43	51	62
その他	17,825	17,641	17,312	17,235	14,551	11,456

(注1) 9年度の「職員総数」は、常勤職員数である。

(注2) 9年度の「看護婦(士)」は、准看護婦(士)を含む。

資料：平成8年までは厚生省保健医療局調、平成9年度は厚生省大臣官房統計情報部「地域保健事業報告」

第271表 保健所活動状況

(実数)

業務の種類	平成6年(1994)	平成7年(1995)	平成8年(1996)	平成9年度(1997)
健康診断	311,241	294,127	275,459	4,006,931
環境衛生監視指導施設数	9,677,166	9,132,082	8,481,276	530,243
食品衛生監視指導施設数	671,256	667,119	610,398	・
結核予防(結核予防法第34条による)	3,419,634	・	・	・
梅毒血清反応検査被検査者数	1,931,333	・	・	・
保健所活動による予防接種被接種者延数	79,006	71,911	66,591	37,279
寄生虫検査被検査者数(保健所活動分)	65,590	42,101	38,543	・
母子衛生(保健所活動分)	1,642,679	117,082	112,054	98,917
妊婦保健指導延人員	128,491	185,872	175,483	51,341
産婦保健指導延人員	187,180	242,196	216,472	214,369
乳児保健指導延人員	247,779	1,165,193	987,827	238,726
幼児保健指導(3歳児(実人員)延人員)	1,083,174	999,461	811,636	・
歯科衛生	1,037,164	841,976	2,744,136	1,152,800
検査・保健指導受診延人員	2,821,927	2,753,043	2,744,136	222,003
治療延人員	465,496	450,801	440,399	534
栄養改善指導	1,986	2,766	1,789	593,387
個別指導	1,204,100	1,127,452	1,080,267(注1)	・
施設指導施設数	41,839	42,420	49,605	・
集団指導	110,751	86,152	83,602	・
施設指導施設数	3,188,796	2,522,426	2,453,429	1,336,763
衛生教育開催回数	5,445	4,767	5,233	・
保健婦(家庭訪問被訪問延数)	90,200	90,488	110,941	・
医療社会事業	287,600	289,683	284,910	161,671
訪問延回数	934,980	・	・(注2)	・
試験検査検体数	569,453	・	・(注3)	・
	204,384	232,975	233,786	・
	133,496	142,738	136,184	・
	30,908,545	21,303,977	21,669,632(注4)	9,655,732

(注1) 平成8年は訪問指導「16,587」を含む。

(注2) 平成8年は訪問指導延人員「1,138,097」である。

(注3) 平成8年は被指導延人員「16,394,095」である。

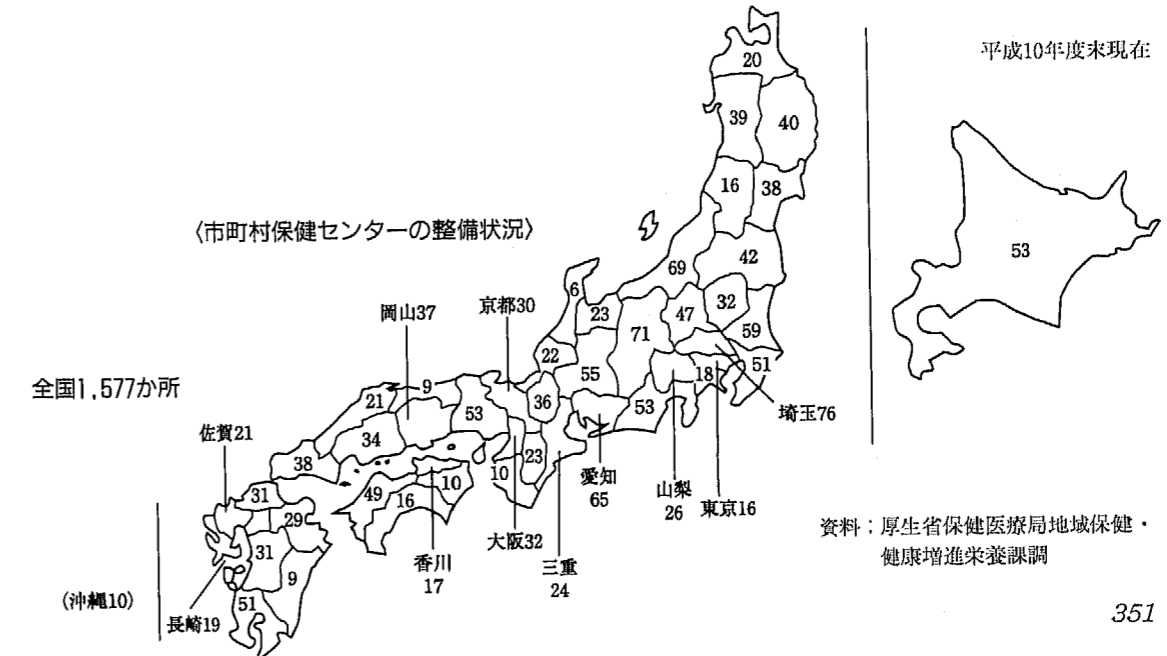
(注4) 平成8年より項目の変更が生じた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」※「厚生省報告例」

・は平成7年より法改正により廃止、または変更となり、該当する項目がなくなったものである。
9年度の・は「地域保健事業報告」に変更となり、該当する項目がなくなったものである。

第272表 市町村保健センター数

市町村保健センター数	平成4年(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)	9(1997)	10(1998)
	1,185	1,212	1,270	1,335	1,408	1,494	1,577



第9節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者福祉

第273表 身体障害者手帳交付台帳登録数

平成10年度末

区分	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	4,082,568	398,145	434,549	50,251	2,341,042	858,581
18歳未満	108,675	6,011	19,051	1,026	65,139	17,448
18歳以上	3,973,893	392,134	415,498	49,225	2,275,903	841,133

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第274表 福祉事務所における知的障害者相談状況

区分	相談実人員	相談内容							
		総数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	その他
平成5年度('93)	165,037	274,842	88,567	1,425	21,186	19,814	39,624	11,231	92,995
6 ('94)	176,702	333,131	136,212	1,402	22,364	20,446	42,634	11,346	98,727
7 ('95)	177,521	327,571	135,564	1,290	23,230	19,906	41,481	10,610	95,490
8 ('96)	186,866	302,518	98,046	1,046	24,310	21,326	46,019	10,818	100,953
9 ('97)	195,648	311,113	103,036	1,009	24,276	21,096	47,109	11,416	103,171
10 ('98)	197,182	314,709	101,671	996	26,383	20,959	47,895	11,029	105,776

(注) 精神薄弱者は、平成11年4月法律改正により知的障害者となる。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第275表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区分	平成4年('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)
肢体不自由者更生施設	施設数 44	43	42	41	41	38
	在所者数 1,182	1,106	1,047	1,042	1,026	941
視覚障害者更生施設	施設数 16	15	15	15	14	14
	在所者数 1,168	1,145	1,117	1,133	1,138	1,106
聴覚・言語障害者更生施設	施設数 3	3	3	3	3	3
	在所者数 134	146	150	140	142	124
内部障害者更生施設	施設数 10	7	7	6	6	6
	在所者数 381	322	337	320	314	288
身体障害者療護施設	施設数 237	244	261	269	285	310
	在所者数 14,774	15,362	16,388	16,871	17,857	19,336
重度身体障害者更生援護施設	施設数 66	68	70	71	71	72
	在所者数 3,844	3,949	4,153	4,249	4,315	4,309
身体障害者福祉ホーム	施設数 12	13	17	21	24	28
	在所者数 219	225	255	285	310	352
身体障害者授産施設	施設数 84	85	84	82	85	83
	在所者数 3,809	3,859	3,865	3,826	3,742	3,558
重度身体障害者授産施設	施設数 123	123	125	125	127	127
	在所者数 7,584	7,611	7,863	7,903	8,018	8,019
身体障害者通所授産施設	施設数 139	160	173	185	195	213
	在所者数 3,026	3,496	3,904	4,300	4,573	5,154
身体障害者福祉工場	施設数 28	32	33	34	35	35
	在所者数 1,313	1,338	1,389	1,415	1,402	1,345
身体障害者福祉センター	施設数 211	224	228	233	240	242
在宅障害者日帰り介護施設	施設数 45	60	77	103	133	179
障害者更生センター	施設数 9	9	9	9	10	10
補装具製作施設	施設数 27	27	27	26	26	26
点字図書館	施設数 74	74	74	74	73	73
点字出版施設	施設数 13	13	13	13	13	14
聴覚障害者情報提供施設	施設数 5	7	8	11	13	15
知的障害者更生施設	施設数 1,128	1,194	1,259	1,324	1,380	1,460
	在所者数 70,405	74,129	77,759	81,063	84,652	88,997
知的障害者授産施設	施設数 670	721	761	818	869	919
	在所者数 28,790	31,113	33,019	35,299	37,533	39,536
知的障害者通所寮	施設数 109	110	111	112	113	117
	在所者数 2,448	2,475	2,485	2,525	2,563	2,634
知的障害者福祉ホーム	施設数 52	53	55	58	62	65
	在所者数 510	504	542	567	643	685
知的障害者福祉工場	施設数 11	13	17	20	25	29
	在所者数 324	400	486	571	639	704

(注) 1 身体障害者福祉センター及び障害者更生センターは昭和59年法律改正により身体障害者更生援護施設となった。
 2 精神薄弱(知的障害)者通所寮、精神薄弱(知的障害)者福祉ホーム及び精神薄弱(知的障害)者福祉工場は平成2年法律改正により精神薄弱(知的障害)者援護施設となった。
 3 精神薄弱者は平成11年4月法律改正により知的障害者となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第276表 身体障害者更生援護状況

区分	平成5年度('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)	10 ('98)
更生援護取扱実人員	1,318,564	1,425,240	1,515,616	1,582,228	1,645,768	1,792,186
身体障害者手帳新規交付者数(18歳以上)	229,627	237,717	251,435	272,868	287,659	309,150
相談指導及び措置件数	1,945,510	2,066,134	2,213,044	2,242,321	2,400,414	2,607,222
身体障害者更生援護施設等への入所その利用及び紹介(再掲)	44,659	46,603	45,997	46,701	49,024	53,019
補装具件数{交付	538,982	601,392	681,094	758,704	820,658	912,082
{修理	55,912	63,381	69,047	77,882	85,063	93,872
更生医療給付決定件数	76,816	65,861	50,463	52,871	71,525	82,079

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第277表 身体障害者に対する補装具交付等の状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	
交 付	件数	538,982	601,392	681,094	758,704	820,658	912,082
	公費負担額	12,952,389	14,702,492	16,497,957	18,229,607	19,964,839	21,709,753
義 手	件数	2,557	2,576	2,567	2,474	2,418	2,431
	公費負担額	247,290	253,881	290,047	263,590	280,334	302,753
義 足	件数	7,650	7,687	7,666	7,775	7,423	7,520
	公費負担額	1,607,324	1,734,589	1,883,900	1,983,339	2,050,281	2,136,215
装 具	件数	20,763	21,876	22,695	24,108	25,049	25,680
	公費負担額	1,240,798	1,421,383	1,479,549	1,583,384	1,700,077	1,722,671
盲人安全つえ	件数	7,217	7,289	7,356	7,751	7,574	7,360
	公費負担額	20,768	20,998	22,039	23,039	22,658	22,592
補 聴 器	件数	32,147	34,836	35,685	37,121	36,800	37,321
	公費負担額	1,419,189	1,580,102	1,688,360	1,805,694	1,867,056	1,944,441
車 い す	件数	44,575	47,124	52,632	58,007	62,403	68,313
	公費負担額	5,169,208	5,636,426	6,406,768	7,249,401	8,111,553	9,042,484
歩行補助つえ	件数	11,816	12,258	13,267	13,965	14,918	15,038
	公費負担額	52,076	54,926	59,654	67,135	75,461	79,151
そ の 他	件数	412,257	467,746	539,226	607,503	664,073	748,419
	公費負担額	3,195,736	4,000,187	4,667,640	5,254,025	5,857,419	6,459,446
修 理	件数	55,912	63,381	69,047	77,882	85,063	93,872
	公費負担額	1,293,529	1,482,673	1,598,919	1,801,512	1,949,822	2,203,343
義 手	件数	1,074	1,130	1,075	1,068	1,094	1,089
	公費負担額	51,683	57,390	57,361	58,042	65,255	66,472
義 足	件数	5,452	5,640	5,773	5,811	5,611	5,990
	公費負担額	455,266	511,740	529,915	573,216	597,369	651,890
装 具	件数	7,240	7,737	8,340	9,060	9,343	9,640
	公費負担額	116,813	126,850	133,716	148,971	157,181	162,079
盲人安全つえ	件数	22	36	40	58	53	38
	公費負担額	48	56	66	89	62	38
補 聴 器	件数	22,463	26,450	29,868	35,024	39,848	44,178
	公費負担額	94,390	110,743	125,405	146,549	162,877	184,325
車 い す	件数	16,798	19,463	20,722	23,596	25,528	29,186
	公費負担額	561,614	663,793	735,032	853,037	942,746	1,104,125
歩行補助つえ	件数	1,799	1,913	1,955	2,014	2,106	2,099
	公費負担額	2,436	2,561	2,787	3,063	3,295	3,387
そ の 他	件数	1,064	1,012	1,274	1,251	1,480	1,652
	公費負担額	11,279	9,540	14,637	18,545	21,037	31,027

(注) 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第278表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	
合 計	件数	76,816	65,861	50,463	52,871	71,525	82,079
	公費負担額	4,380,976	4,748,079	6,323,089	6,942,696	7,926,554	9,147,889
視 覚 障 害	件数	58	34	46	44	51	31
	公費負担額	3,435	3,116	3,422	4,681	4,102	2,462
聴覚・平衡機能障害	件数	18	37	54	95	92	111
	公費負担額	908	3,010	3,473	10,402	10,112	7,809
音声・言語・そしゃく機能障害	件数	119	87	108	135	146	191
	公費負担額	3,537	4,122	6,495	5,513	6,305	8,237
肢体不自由	件数	4,094	3,597	4,112	4,493	5,574	6,665
	公費負担額	372,523	426,663	523,765	636,784	757,297	886,144
心臓機能障害	件数	14,912	16,406	19,782	20,307	23,319	27,405
	公費負担額	1,316,423	1,368,596	1,807,994	2,095,556	2,229,408	2,735,018
じん臓機能障害	件数	57,572	45,690	26,349	27,581	42,038	46,664
	公費負担額	2,668,684	2,940,895	3,975,093	4,158,603	4,887,475	5,363,065
小腸障害	件数	43	10	10	70	61	86
	公費負担額	15,516	1,677	2,815	11,747	9,040	18,926
免疫機能障害	件数	・	・	・	・	・	427
	公費負担額	・	・	・	・	・	76,903
訪 問 看 護	件数	・	・	2	146	244	499
	公費負担額	・	・	32	19,410	22,815	49,325

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第279表 障害者職業能力開発校修了者数

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
総 数	1,247	1,253	1,328	1,315	1,339	1,444
※電気・電子機器	114	75	79	77	88	106
※被服縫製	159	114	106	136	136	134
※木工	57	49	31	44	50	46
※製函	93	70	75	87	84	97
※印刷・製本	159	203	173	173	186	178
塗 装	9	11	10	14	13	11
皮 革 工 芸	6	16	20	14	13	8
義 肢 装 具	18	16	18	24	27	20
印 章 彫 刻	13	15	16	9	15	2
陶 磁 器	21	22	21	22	23	18
デ ザ イ ン	27	25	22	22	32	38
園 芸	30	24	23	16	18	30
※一 般 事 務	312	347	379	273	239	271
臨 床 検 査	10	11	9	3	12	11
そ の 他	219	255	346	401	403	474

(注) ※印は類似のものをまとめた数を掲げた。

資料：労働省職業能力開発局調

2 児童福祉

第280表 児童相談所処理件数

区	分	平成4年度('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)	10('98)
総数	約	276,823	281,430	291,804	312,453	316,531	325,925	335,182
児童福祉司の指導	約	1,262	1,150	983	797	807	834	740
福祉事務所へ送致又は通知	約	4,436	4,122	3,406	3,158	3,383	3,340	3,604
児童委員の指導	約	1,095	1,101	1,067	869	894	853	799
里親・保護受託者委託	約	47	38	43	42	41	35	29
児童福祉施設に入所・通所	約	732	700	672	699	613	667	728
他の機関にあって紹介	約	21,637	21,490	21,704	22,112	22,041	22,774	22,823
面接指導	約	3,055	3,335	3,543	4,494	3,806	4,057	4,371
その他	約	217,239	223,050	230,909	250,187	255,520	259,951	268,283
法第27条の2により家庭裁判所に送致されたもの(再掲)	約	27,320	26,444	29,577	30,095	29,426	33,414	33,805
年度末現在未処理件数	約	35	26	28	30	26	34	44
年度末現在未処理件数	約	15,689	14,983	14,318	14,845	16,129	16,661	17,725

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第281表 児童福祉施設数及び在所要者数

各年 10月1日現在

区	分	平成4年度('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)
総施設数	施設数	33,234	33,242	33,234	33,291	33,217	33,243
助産施設	施設数	1,771,285	1,757,322	1,747,853	1,749,142	1,772,258	1,809,905
児童相談所	施設数	604	588	574	560	555	547
母子生活支援施設	施設数	117	117	117	116	117	115
保育所	施設数	2,671	2,646	2,623	2,566	2,644	2,652
児童養護施設	施設数	319	315	312	309	307	302
知的障害児施設	施設数	11,606	11,794	11,573	11,245	11,406	11,320
自閉症児施設	施設数	22,635	22,584	22,526	22,488	22,438	22,387
知的障害児通園施設	施設数	1,699,149	1,685,862	1,675,877	1,678,866	1,701,655	1,738,802
盲児施設	施設数	530	530	529	528	527	526
ろうあ児施設	施設数	26,357	26,036	25,960	25,741	26,012	26,046
難聴幼児通園施設	施設数	303	300	297	295	291	284
虚弱児施設	施設数	16,039	15,432	15,022	14,597	14,185	13,520
肢体不自由児施設	施設数	7	7	7	7	6	6
肢体不自由児通園施設	施設数	241	243	265	264	225	321
重症心身障害児施設	施設数	215	217	222	222	223	226
情緒障害児短期治療施設	施設数	6,497	6,506	7,052	6,785	6,847	7,338
児童自立支援施設	施設数	21	21	20	19	16	15
小型児童館	施設数	321	289	242	239	202	194
児童館A型	施設数	17	17	17	17	17	16
児童館B型	施設数	272	272	265	262	236	220
児童館C型	施設数	27	26	26	26	27	27
児童館D型	施設数	649	650	638	658	710	835
児童館E型	施設数	33	33	33	32	32	32
児童館F型	施設数	1,502	1,443	1,423	1,404	1,435	1,483
児童館G型	施設数	72	72	70	70	69	69
児童館H型	施設数	5,552	5,551	5,307	5,049	5,014	4,838
児童館I型	施設数	74	77	79	79	81	81
児童館J型	施設数	2,324	2,460	2,488	2,360	2,562	2,665
児童館K型	施設数	9	9	8	8	7	7
児童館L型	施設数	273	285	288	288	286	272
児童館M型	施設数	71	73	76	78	79	82
児童館N型	施設数	7,050	7,283	8,015	7,748	7,887	8,298
児童館O型	施設数	13	14	16	16	16	16
児童館P型	施設数	481	461	539	560	579	593
児童館Q型	施設数	57	57	57	57	57	57
児童館R型	施設数	1,903	1,903	1,849	1,755	1,779	1,828
児童館S型	施設数				2,719	2,736	2,754
児童館T型	施設数				1,235	1,279	1,325
児童館U型	施設数				13	13	13
児童館V型	施設数				3	3	3
児童館W型	施設数				1	1	1
児童館X型	施設数				183	170	171
児童館Y型	施設数				4,150	4,150	4,181
児童館Z型	施設数	4,143	4,157	4,167	4,150	4,150	4,181

(注) 在所要者数には母子生活支援施設を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第282表 里親・保護受託者及び委託児童数

年度末現在

区	分	平成4年度('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)	10('98)
登録里親数	数	8,122	8,090	8,044	8,059	7,975	7,760	7,490
児童が委託されている里親数	数	2,159	2,083	2,029	1,940	1,841	1,725	1,697
里親に委託されている児童数	数	2,614	2,561	2,475	2,377	2,242	2,155	2,132
登録保護受託者数	数	293	293	292	293	244	241	234
児童が委託されている保護受託者数	数	1	4	2	7	2	—	—
保護受託者に委託されている児童数	数	1	4	2	7	2	—	—

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

2 保護受託者とは義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第283表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(金額 単位 千円)

区	分	平成4年度('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)	10('98)
＜養育医療＞	決定件数	22,605	22,004	23,531	21,508	21,038	22,560	26,021
母子保健法による公費負担額	千円	2,470,607	2,493,219	2,641,734	4,111,504	3,337,713	3,697,057	3,814,288
社会保険・結核予防法による負担額	千円	23,706,980	25,315,535	28,391,502	29,892,410	33,867,152	38,467,498	41,008,152
＜療育の給付＞	決定件数	71	67	57	45	52	57	52
骨関節結核	件数	1	7	1	1	—	2	1
骨関節結核以外の結核	件数	70	60	56	44	52	55	51
児童福祉法による公費負担額	千円	18,827	18,094	20,478	19,702	19,548	20,377	22,024
社会保険・結核予防法による負担額	千円	60,016	52,930	60,584	46,876	66,064	62,849	51,327
＜育成医療＞	決定件数	54,173	52,792	52,509	52,086	55,968	57,437	59,044
視覚障害	件数	6,133	5,873	6,330	6,413	7,036	7,089	7,084
聴覚・平衡機能障害	件数	1,996	2,063	2,120	2,343	2,581	2,602	2,605
音声・言語・そしゃく機能障害	件数	12,004	12,184	11,686	10,969	12,025	12,633	12,941
肢体不自由	件数	11,342	10,542	10,166	9,735	9,975	10,328	10,485
心臓機能障害	件数	8,259	7,726	7,627	8,210	7,883	8,136	8,644
腎臓機能障害	件数	1,166	1,227	1,176	1,039	923	1,209	1,280
その他	件数	13,273	13,177	13,404	13,377	15,545	15,440	16,005
児童福祉法による公費負担額	千円	2,924,076	2,672,456	3,021,297	3,274,019	3,368,282	3,478,370	3,562,617
社会保険・結核予防法による負担額	千円	36,779,453	37,155,468	38,769,312	41,556,356	43,073,922	44,829,358	46,819,545
＜補装具の交付＞	決定件数	48,992	51,041	55,161	59,927	64,291	67,599	74,472
盲人安全つえ	台	83	81	82	107	75	112	96
補聴器	台	6,912	6,789	7,379	7,129	6,657	6,566	6,882
義肢(義足)	具	186	152	167	132	127	109	123
義手	具	552	508	458	504	513	424	411
装車いす	具	14,537	14,848	16,093	17,089	18,379	19,189	20,809
歩行補助つえ	具	8,871	9,063	9,477	10,160	10,328	10,554	10,877
その他	具	1,350	1,364	1,225	1,338	1,257	1,222	1,469
児童福祉法による公費負担額	千円	16,501	18,236	20,280	23,468	26,955	29,423	33,805
社会保険・結核予防法による負担額	千円	2,944,353	3,198,269	3,653,914	4,095,026	4,578,697	5,304,268	5,950,109
＜補修の給付＞	決定件数	14,838	15,494	18,491	20,483	21,828	23,599	26,974
盲人安全つえ	台	—	1	2	—	—	—	3
補聴器	台	11,282	11,777	14,365	15,908	17,108	18,141	20,720
義肢(義足)	具	32	28	22	23	14	19	23
義手	具	162	160	141	136	124	142	125
装車いす	具	1,142	1,144	1,289	1,372	1,382	1,646	1,702
歩行補助つえ	具	1,753	1,874	2,029	2,070	2,194	2,472	2,860
その他	具	84	75	56	65	57	63	57
児童福祉法による公費負担額	千円	383	435	587	909	949	1,114	1,484
児童福祉法による公費負担額	千円	145,448	143,194	167,012	192,263	228,797	287,461	350,615

(注) 1 養育医療及び療育の公費負担額中には自己負担額を含む。

2 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第284表 1歳6か月児健診実施件数

区分	平成4年度('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)	10('98)
件数	1,084,679	1,089,450	1,069,991	1,089,888	1,093,684	1,059,901	1,093,908

資料：厚生省児童家庭局調

第285表 3歳児健康診査成績

区分	平成4年('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9年度('97)
被検者数	1,072,087	1,044,034	1,037,164	1,096,254	1,062,088	1,043,343
精密健康診査受診実人数	—	—	—	—	—	64,862
健康管理上注意すべきもの	210,065	207,802	206,616	225,305	255,187	・
身体面	152,606	151,074	150,345	159,375	162,345	・
精神発達面	57,459	56,728	56,271	65,930	62,842	・

資料：8年までは厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」、9年度は「地域保健事業報告」

第286表 児童扶養手当受給世帯数

区分	平成4年度('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)	10('98)
総数	567,686	574,844	587,232	603,534	624,101	649,816	625,127
生別母子世帯	485,904	495,279	508,768	526,013	545,667	570,245	546,968
離婚世帯	—	—	—	—	—	—	—
その他	1,241	1,137	1,101	1,050	1,093	1,156	1,156
死別母子世帯	14,544	13,630	12,735	11,895	11,326	10,936	10,094
未婚の母子世帯	30,813	31,964	33,300	34,690	36,582	38,466	43,143
障害者世帯	6,138	5,484	5,039	4,508	4,227	3,927	3,288
遺棄世帯	21,126	19,633	18,240	17,217	16,442	15,873	10,541
その他の世帯	7,920	7,717	8,049	8,161	8,764	9,213	9,937

(注) 1 受給世帯数は、年度末現在である。
 2 生別母子世帯のその他とは、父が生死不明の児童、父が引き続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。
 3 その他の世帯とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯及び支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第287表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

区分	平成4年度('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)	10('98)
特別児童扶養手当	120,528	122,311	123,116	124,654	127,032	128,432	131,758
受給者数	123,280	125,105	125,947	127,554	130,004	131,511	134,964
受給対象障害児数	・	・	・	・	・	・	・
福祉手当受給者数	50,207	49,587	49,660	50,023	50,876	51,396	52,125
障害児福祉手当受給者数	81,979	85,201	87,487	90,950	95,014	99,321	102,906
特別障害者手当受給者数	48,560	43,339	38,640	34,650	31,132	27,975	25,317
経過的福祉手当受給者数							

(注) 受給者数及び受給対象児童数は、年度末現在。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第288表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

(i) 受給者数 平成9年度

区分	総計	支給対象児童数別		
		1人	2人	3人以上
総計	1,928,553人	1,705,632人	217,049人	5,872人
児童手当	674,669	590,960	81,103	2,606
特例給付	1,253,884	1,114,672	135,946	3,266
市町村支給分計	1,774,973	1,571,271	198,728	4,974
児童手当	668,216	585,398	80,267	2,551
特例給付	1,106,757	985,873	118,461	2,423
被用者	1,414,679	1,254,613	156,512	3,554
児童手当	307,922	268,740	38,051	1,131
特例給付	1,106,757	985,873	118,461	2,423
非被用者	360,294	316,658	42,216	1,420
公務員分	153,580	134,361	18,321	898
児童手当	6,453	5,562	836	55
特例給付	147,127	128,799	17,485	843

(ii) 支給対象児童数の合計及び支給額

区分	総計	支給額
総計	2,157,668人	149,366,048千円
児童手当	761,130	54,327,400.5
特例給付	1,396,538	95,038,647.5
市町村支給分計	1,983,909	137,194,923
児童手当	753,722	53,804,810.5
特例給付	1,230,187	83,390,112.5
被用者	1,578,485	108,814,847.5
児童手当	348,298	25,424,735
特例給付	1,230,187	83,390,112.5
非被用者	405,424	28,380,075.5
公務員分	173,759	12,171,125
児童手当	7,408	522,590
特例給付	166,351	11,648,535

(注) 受給者数及び支給対象児童数は、平成10年2月末現在の数である。

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第289表 児童手当拠出金徴収状況

平成8年度

区分	徴収決定済額	収納済額	収納率
総計	146,271,688,998円	143,986,686,958円	98.4%
厚生年金保険関係	142,396,508,259	140,112,202,559	98.4%
船員保険関係	1,320,821	624,481	47.3%
共済組合関係	3,873,859,918	3,873,859,918	100%

(注) 船員保険は過年度に係る額である。

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第290表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

区分	平成9年2月末現在 受給者数	新規認定件数	受給資格 消滅件数	被用者と非被用 者の区分の変更 による増減数	平成10年2月末現在 受給者数
	人	人	人	人	人
総計	2,001,864	855,644	928,955	0	1,928,553
児童手当	696,263	322,431	344,025	0	674,669
特例給付	1,305,601	533,213	584,930	—	1,253,884
市町村支給分計	1,827,568	799,906	852,501	0	1,774,973
児童手当	689,000	318,425	339,209	0	668,216
特例給付	1,138,568	481,481	513,292	—	1,106,757
被用者	1,463,166	618,549	673,887	6,851	1,414,679
児童手当	324,598	137,068	160,595	6,851	307,922
特例給付	1,138,568	481,481	513,292	—	1,106,757
非被用者	364,402	181,357	178,614	△6,851	360,294
公務員分	174,296	55,738	76,454	—	153,580
児童手当	7,263	4,006	4,816	—	6,453
特例給付	167,033	51,732	71,638	—	147,127

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第291表 児童手当制度の費用負担

平成11年度

費用負担	サラリーマン		自営業者等		児童手当
	475.0万円 (所得制限4人世帯)		284.0万円 (所得制限4人世帯)		
特例給付	事業主拠出金		国	地方	—
	$\frac{10}{10}$				
児童手当	事業主拠出金	国	地方	$\frac{4}{6}$	$\frac{2}{6}$
		$\frac{7}{10}$	$\frac{2}{10}$		
拠出金率	標準報酬月額等の1,000分の1.1 (うち1,000分の0.2は児童育成事業費 充当額相当率) 厚生年金等の保険料に上乗せして徴収				

地方負担分は都道府県と市町村で折半
公務員分の児童手当、特例給付は、所属庁が全額負担

資料：厚生省児童家庭局育成環境課作成

3 社会福祉関係機関・施設等

第292表 社会福祉行政機関等設置状況

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)		
福祉事務所	事務所数	都道府県	338	338	338	338	338	
		区市町村	852	851	852	853	855	854
	職員数	査察指導員	2,888	2,870	2,822	2,835	2,859	2,853
		現業員	15,967	15,496	15,713	15,930	16,230	16,573
		身体障害者福祉司	163	106	95	92	78	66
		知的障害者福祉司	105	105	95	95	88	80
		老人福祉指導主事	162	141	154	147	138	117
	家庭児童福祉主事	49	45	46	42	31	28	
	身体障害者更生相談所	相談所数	64	68	69	69	69	69
	知的障害者更生相談所	相談所数	56	63	71	72	72	72
児童相談所	相談所数	172	174	174	175	175	175	
	職員数	5,186	5,214	5,359	5,475	5,497	5,495	
民生委員・児童委員	定数	189,965	189,965	203,901	211,038	211,547	211,547	

(注) 1 福祉事務所関係は10月1日現在 (平成4年まで6月1日現在)。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。
 2 身体障害者更生相談所関係は、10月末現在。
 3 知的障害者更生相談所関係は、4月1日現在。
 4 児童相談所関係は、5月1日現在。

資料：(注) 1 関係 厚生省社会・援護局調
 (注) 2・3 関係 厚生省大臣官房障害保健福祉部調
 (注) 4 関係 厚生省児童家庭局調

第293表 社会福祉施設数(年次・施設の種別別)

区分	昭和35年('60)	40('65)	45('70)	50('75)	55('80)	60('85)	平成2年('90)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)
総数	13,707	16,453	23,917	33,096	41,931	47,943	51,006	53,093	54,281	55,448	58,798	61,197	63,550
保護施設	1,208	504	400	349	347	353	351	349	347	344	340	340	339
救護施設	81	108	131	145	160	169	173	175	176	176	174	177	177
更生施設	54	40	22	16	16	18	18	18	17	17	18	17	17
医療保護施設	103	88	78	72	68	69	68	67	66	65	65	65	65
授産施設	245	184	118	81	76	76	76	73	72	70	68	67	67
所提施設	118	84	51	35	27	21	16	16	16	16	15	14	13
養老施設	607	795	1,194	2,155	3,354	4,610	5,529	7,986	8,903	9,827	12,904	15,000	17,036
老人福祉施設		795	1,194	2,155	3,354	4,610	5,529	7,986	8,903	9,827	12,904	15,000	17,036
養護老人ホーム(一般)		702	810	909	910	902	904	902	902	900	900	900	901
養護老人ホーム(盲)				25	34	42	46	46	47	47	47	47	48
特別養護老人ホーム		27	152	539	1,031	1,619	2,260	2,576	2,770	2,982	3,201	3,458	3,713
軽費老人ホーム(A型)		36	52	99	170	242	254	253	253	253	252	252	251
軽費老人ホーム(B型)				22	36	38	38	38	38	38	38	38	38
軽費老人ホーム(介護利用型)							3	46	77	145	261	450	623
老人福祉センター(特A型)							241	257	259	264	266	266	267
老人福祉センター(A型)		30	180	561	1,173	1,767	1,457	1,528	1,551	1,575	1,594	1,603	1,603
老人福祉センター(B型)							326	338	349	351	354	357	364
老人日帰り介護施設(A型)								126	165	213	265	316	407
老人日帰り介護施設(B型)							977	1,575	2,024	2,440	2,863	3,389	3,826
老人日帰り介護施設(C型)								237	270	271	307	328	348
老人日帰り介護施設(D型)								27	64	123	187	266	326
老人日帰り介護施設(E型)								32	125	214	326	494	718
老人短期入所施設							3	5	9	11	15	22	33
老人介護支援センター											2,028	2,814	3,570
身体障害者更生支援施設	139	169	263	384	530	848	1,033	1,146	1,207	1,266	1,321	1,394	1,488
肢体不自由者更生施設	43	44	50	53	51	48	44	44	43	42	41	41	38
視覚障害者更生施設	11	14	13	12	13	16	16	15	15	15	14	14	14
聴覚・言語障害者更生施設	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
内部障害者更生施設			28	24	21	15	13	10	7	7	6	6	6
身体障害者療養施設				36	109	167	210	237	244	261	269	285	310
重度身体障害者更生支援施設		3	18	30	39	52	61	66	68	70	71	71	72
身体障害者福祉ホーム							10	12	13	17	21	24	28
身体障害者授産施設	31	43	59	67	76	87	85	84	85	84	82	85	83
重度身体障害者授産施設			12	43	79	110	119	123	123	125	125	127	127
身体障害者通所授産施設					8	64	109	139	160	173	185	195	213
身体障害者福祉工場				12	19	21	24	28	32	33	34	35	35
身体障害者福祉センター(A型)				10	14	24	33	36	36	36	36	37	38
身体障害者福祉センター(B型)					30	114	157	175	188	192	197	203	204
在宅障害者日帰り介護施設							25	45	60	77	103	133	179
障害者更生センター					8	9	9	9	9	9	9	10	10
補装具製作施設	28	30	30	31	29	34	28	27	27	27	26	26	26
点字図書館	18	26	41	63	70	73	74	74	74	74	74	73	73
点字出版施設	5	6	9	10	12	12	13	13	13	13	13	13	14
聴覚障害者情報提供施設								5	7	8	11	13	15
婦人保護施設	65	67	61	60	58	56	53	53	53	53	53	52	52
児童福祉施設	11,916	14,020	20,484	26,546	31,980	33,309	33,176	33,234	33,242	33,234	33,231	33,217	33,243
助産施設	288	479	960	1,032	937	780	635	604	588	574	560	555	547
乳児院	131	127	126	129	125	119	118	117	117	117	116	117	115
母子生活支援施設	650	621	527	424	369	348	327	319	315	312	309	307	302
保育所	9,782	11,199	14,101	18,238	22,036	22,899	22,703	22,635	22,584	22,526	22,488	22,438	22,387
児童養護施設	551	546	522	525	531	538	533	530	530	529	528	527	526
知的障害児施設	131	219	315	349	349	321	307	303	300	297	295	291	284

区分	昭和35年('60)	40('65)	45('70)	50('75)	55('80)	60('85)	平成2年('90)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)
自閉症児施設						3	8	7	7	7	7	6	6
知的障害児通園施設	28	56	96	175	217	218	215	215	217	222	223	226	226
盲児施設	32	32	32	32	29	28	21	21	21	20	19	16	15
ろうあ児施設	41	38	37	34	29	24	18	17	17	17	17	17	16
難聴幼児通園施設					13	23	27	27	26	26	26	27	27
虚弱児施設	29	32	34	34	33	34	33	33	33	33	32	32	32
肢体不自由児通園施設	45	62	75	77	76	74	72	72	72	70	70	69	69
肢体不自由児療養施設			13	39	57	70	73	74	77	79	79	81	81
重症心身障害児施設					7	8	8	9	9	8	8	7	7
情緒障害児短期治療施設			3	25	39	48	56	65	71	73	76	78	82
教護院			4	6	10	11	13	13	14	16	16	16	16
小型児童館	57	58	57	58	58	57	57	57	57	57	57	57	57
児童センター											2,719	2,736	2,754
大型児童館A型		151	544	1,417	2,117	2,815	3,517	3,840	3,967	4,028	4,081	4,133	4,133
大型児童館B型												3	3
大型児童館C型												1	1
その他の児童館												183	170
児童遊園			2,141	3,234	4,237	4,173	4,103	4,143	4,157	4,167	4,150	4,150	4,181
知的障害者援護施設		70	204	430	723	1,140	1,580	1,970	2,091	2,203	2,332	2,449	2,590
知的障害者更生施設(入所)		70	169	304	476	680	862	961	999	1,045	1,085	1,125	1,175
知的障害者更生施設(通所)				19	39	76	137	167	195	214	239	255	285
知的障害者授産施設(入所)			35	62	101	144	181	194	203	205	210	213	215
知的障害者授産施設(通所)				45	107	240	396	476	518	556	608	656	704
知的障害者通所					63	88	106	109	110	111	112	113	117
知的障害者福祉工場						16	46	52	53	55	58	62	65
知的障害者福祉工場							4	11	13	17	20	25	29
母子福祉施設			52	60	75	88	92	88	92	92	92	94	95
母子福祉センター			35	40	49	59	68	67	71	72	72	73	74
母子休業ホーム			17	20	26	29	24	21	21	20	20	21	21
精神障害者社会復帰施設							90	143	159	187	233	285	350
精神障害者援護施設							31	47	50	64	80	98	128
精神障害者福祉ホーム							33	55	59	64	73	81	88
精神障害者入所授産施設								2	4	6	11	15	15
精神障害者通所授産施設							26	41	48	55	73	91	112
精神障害者福祉工場											1	4	7
その他の社会福祉施設等	379	828	1,259	3,112	4,864	7,539	7,973	8,124	8,187	8,242	8,281	8,366	8,357
生活の扶助を行う施設	10	55	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
授産施設	180	165	157	160	145	147	156	156	157	157	157	153	153
宿所提供施設	94	100	107	89	68	54	48	46	46	46	45	45	43
盲人診療所		25	34	35	33	30	29	29	29	29	29	29	29
無料低額診療施設		229	219	227	246	235	243	236	238	236	238	241	242
隣保館	75	280	599	853	1,076	1,196	1,266	1,276	1,276	1,277	1,277	1,277	1,284
へき地保健福祉館			92	191	242	240	232	224	211	192	188	189	183
有料老人ホーム			50	73	76	97	173	228	246	250	272	275	281
老人憩の家				1,415	2,800	3,739	4,						

第294表 生活福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度(1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)		8 (1996)		9 (1997)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	17,181	18,168,342	18,652	18,347,327	18,189	17,367,904	17,375	17,071,525	17,639	16,998,489	16,827	16,188,729
更生資金	1,252	1,515,836	1,393	1,734,729	1,324	1,621,672	1,149	1,480,572	1,025	1,176,232	938	1,254,489
身体障害者更生資金	1,614	2,670,315	1,524	2,657,133	1,187	2,129,437	1,040	1,897,686	885	1,639,076	744	1,429,645
生活資金	469	221,556	537	279,027	490	235,528	420	217,351	471	217,878	458	233,389
福祉資金	2,304	2,449,434	2,441	2,595,635	2,278	2,441,254	2,063	2,187,638	2,126	2,294,926	1,783	1,853,716
住宅資金	2,340	3,202,870	2,313	3,304,969	1,886	2,764,055	1,664	2,598,738	1,478	2,317,547	1,123	1,739,458
修学資金	8,537	5,807,372	9,693	7,082,797	10,353	7,785,462	10,515	8,437,826	11,074	9,136,683	11,152	9,409,708
療養資金	535	146,897	524	145,142	450	128,715	419	121,681	523	144,630	529	146,920
災害援護資金	130	154,062	427	547,895	221	281,781	105	130,033	57	71,517	100	121,404

資料：厚生省社会・援護局調

第10節 生活保護

第295表 母子福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度(1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)		8 (1996)		9 (1997)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	58,804	16,688,349	60,185	17,715,008	60,897	18,791,452	60,414	19,555,901	57,241	19,356,592	54,499	19,081,515
事業開始資金	331	655,079	265	546,960	233	471,480	196	416,102	159	345,053	125	270,902
事業継続資金	307	305,363	263	267,481	183	186,503	154	169,114	104	113,394	99	108,474
修学資金	43,970	12,202,351	44,466	13,070,060	44,885	14,054,065	43,664	14,639,488	41,897	14,943,906	39,503	14,839,596
技能習得資金	391	101,339	381	98,143	349	94,670	353	99,388	335	93,744	400	110,641
修業資金	974	254,229	938	253,452	1,101	320,081	956	280,245	813	242,690	804	245,077
就職支度資金	245	27,955	268	36,815	235	34,977	188	30,615	155	26,455	158	25,050
療養資金	48	7,485	56	9,656	64	9,544	68	11,709	66	12,061	89	15,122
生活資金	641	263,031	643	244,262	651	258,328	658	251,858	739	273,963	800	307,788
住宅資金	469	500,823	408	492,436	427	537,943	343	418,440	248	319,320	174	212,879
転宅資金	436	82,700	590	116,148	665	138,126	775	167,159	851	192,754	939	219,709
就学支度資金	10,844	2,276,428	11,747	2,557,148	11,970	2,668,281	12,975	3,061,041	11,802	2,783,133	11,337	2,716,524
結婚資金	43	11,750	43	11,600	36	9,750	23	6,410	22	6,050	21	5,930
児童扶養資金	105	9,816	117	10,846	98	7,704	61	4,332	50	4,069	50	3,823

資料：厚生省児童家庭局調

第296表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度(1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
法適用都道府県延数	0	10	7	5	2	4
法適用都道府県実数	0	8	5	3	2	3
法適用市町村延数	0	28	34	7	3	14
災害救助費国庫負担額	0	1,189,824	100,305,917	57,699,703	1,997,822	1,062,575
国庫負担対象都道府県数	0	8	6	4	3	3

資料：厚生省社会・援護局調

第297表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区分	平成5年度(1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
被保護世帯数						
年度合計	7,033,277	7,144,889	7,223,101	7,357,272	7,577,856	7,956,725
1か月平均	586,106	595,407	601,925	613,106	631,488	663,060
被保護人員						
年度合計	10,597,348	10,618,939	10,586,753	10,649,395	10,867,069	11,363,923
1か月平均	883,112	884,912	882,229	887,450	905,589	946,994
保護率(人口千対)	7.1	7.1	7.0	7.1	7.2	7.5
総人口(千人)	124,764	125,034	125,569	125,864	126,166	126,486

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務庁統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。

平成2、7年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第298表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区分	平成5年度(1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
合計	586,106	595,407	601,924	613,106	631,488	663,060
世帯主が働いている世帯	69,655	66,456	63,705	62,515	62,987	63,838
常雇	39,876	38,868	37,546	37,215	38,058	39,027
日雇	10,087	9,216	8,788	8,547	8,529	8,596
内職	7,914	7,525	7,076	6,714	6,599	6,403
その他の他	11,778	10,848	10,294	10,039	9,802	9,812
その他の世帯	515,432	527,983	537,275	549,665	567,589	598,255
世帯主が働いている世帯働いていない者のいない世帯	19,726	18,851	17,899	16,951	16,724	16,907
働いていない世帯	495,706	509,132	519,376	532,714	550,865	581,348
停止中の世帯	1,020	968	945	926	911	967

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第299表 扶助別人員

区分	平成5年度('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)	10('98)
被保護実人員	883,112	884,912	882,229	887,450	905,589	946,994
生活扶助	765,290	765,629	760,162	766,232	783,840	821,931
住宅扶助	639,112	644,648	639,129	648,591	668,756	707,094
教育扶助	96,505	92,424	88,176	84,973	84,006	86,254
医療扶助	658,517	670,603	679,826	695,075	715,662	753,366
入院	122,591	122,968	123,924	124,794	126,530	130,358
単給	74,812	74,676	74,933	74,523	74,456	75,352
併給	47,779	48,292	48,990	50,271	52,074	55,006
入院外	535,926	547,636	555,903	570,281	589,132	623,008
単給	13,789	14,369	15,763	15,950	16,799	18,063
併給	522,137	533,267	540,140	554,331	572,334	604,945
出産扶助	66	70	62	67	70	80
生業扶助	1,349	1,257	1,141	1,199	1,228	943
葬祭扶助	1,124	1,235	1,211	1,265	1,301	1,377

(注) 年度1か月の平均である。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第300表 保護開始世帯数(理由、世帯類型・構造別)

平成9年9月

保護開始の理由	世帯類型・構造	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総数		11,305	2,457	958	6,561	422	907
世帯主の傷病		6,724	876	195	5,230	262	161
世帯員の傷病		192	20	14	50	11	97
働いていた者の死亡		48	12	23	3	—	10
働いていた者の離別等		570	71	415	26	8	50
定年・失業		269	95	38	30	14	92
老齢による		421	409	—	4	—	8
事業不振・倒産		44	19	3	4	4	14
その他の働きによる収入の減少		312	97	81	32	17	85
社会保障給付金の減少・喪失		104	60	—	21	10	13
仕送りの減少・喪失		242	107	35	52	21	27
貯金等の減少・喪失		854	484	83	85	41	161
その他		1,525	207	71	1,024	34	189

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第301表 保護廃止世帯数(理由、世帯類型・構造別)

平成9年9月

保護開始の理由	世帯類型・構造	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総数		9,136	2,263	612	5,109	398	754
世帯主の傷病治癒		1,692	158	9	1,488	21	16
世帯員の傷病治癒		25	2	1	14	—	8
死亡		1,662	966	4	566	90	36
失		1,361	160	16	1,005	27	153
働きによる収入の増加・取得		1,041	41	267	404	55	274
働き手の転入		120	25	51	27	7	10
社会保障給付金の増加		398	123	16	150	57	52
仕送りの増加		127	50	18	34	11	14
親類・縁者等の引取り		326	149	50	88	16	23
施設入所		329	281	5	24	17	2
医療費の他方負担		47	19	1	15	10	2
その他		2,008	289	174	1,294	87	164

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第302表 保護費(扶助別)

区 分	平成4年度('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)
総 額(千円)	1,329,789,519	1,367,525,036	1,414,143,618	1,515,668,952	1,545,328,134	1,637,579,103
1人当り月額(円)	123,330	129,044	133,197	143,167	145,111	150,692
生活扶助費(千円)	431,914,408	443,151,255	458,503,813	465,621,324	488,825,236	521,340,874
1人当り月額(円)	46,246	48,255	49,905	51,044	53,163	55,426
住宅扶助費(千円)	104,802,004	111,480,135	120,650,907	127,511,796	137,626,003	149,639,778
1人当り月額(円)	13,552	14,536	15,596	16,626	17,683	18,647
教育扶助費(千円)	8,075,443	7,627,992	7,390,690	7,151,837	6,939,936	7,158,316
1人当り月額(円)	6,500	6,587	6,664	6,759	6,806	7,101
医療扶助費(千円)	753,698,466	773,047,837	794,588,928	881,899,336	877,290,963	923,005,201
出産扶助費(千円)	126,990	131,089	140,997	128,992	140,790	148,733
生業扶助費(千円)	365,940	309,730	281,235	267,818	266,214	235,697
葬祭扶助費(千円)	2,014,545	2,055,716	2,341,394	2,312,739	2,608,005	2,756,465
施設事務費及び委託事務費(千円)	28,791,723	29,721,282	30,515,652	30,775,109	31,630,988	33,294,039

資料：厚生省社会・援護局「生活保護費事業実績報告」

第303表 医療扶助決定状況(診療費分)

(金額 単位 千円)

区 分	平成5年度('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)	10('98)
合 計 件数	11,598,248	11,774,657	12,065,651	12,659,457	13,181,567	13,980,772
金額	746,434,217	776,356,187	821,509,761	846,330,921	883,152,886	911,044,072
一般診療 件数	10,658,567	10,825,438	11,093,051	11,618,379	12,082,934	12,849,904
金額	727,221,773	756,366,317	799,947,452	822,381,440	859,469,855	885,777,214
入院 件数	1,705,363	1,692,026	1,723,972	1,732,243	1,772,033	1,803,699
金額	519,137,602	541,847,938	581,923,976	598,918,197	627,569,781	650,295,871
入院外 件数	8,953,204	9,133,412	9,369,079	9,886,136	10,310,901	11,046,205
金額	208,084,171	214,518,379	218,023,476	223,463,243	231,900,074	235,481,343
歯科診療 件数	939,681	949,219	972,600	1,041,078	1,098,633	1,130,868
金額	19,212,444	19,989,870	21,562,309	23,949,481	23,683,031	25,266,859

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第304表 生活保護基準額改定の推移

(1級地—1標準3人世帯)(金額 単位 円)

区 分	第48次改定(4.4.1)	第49次改定(5.4.1)	第50次改定(6.4.1)	第51次改定(7.4.1)	第52次改定(8.4.1)	第53次改定(9.4.1)	第54次改定(10.4.1)	第55次改定(11.4.1)
生活扶助 金額	149,966	153,265	155,717	157,274	158,375	161,859	163,316	163,806
改定率	103.1	102.2	101.6	101.0	100.7	102.2	100.9	100.3
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
合 計	162,966	166,265	168,717	170,274	171,375	174,859	176,316	176,806

(注) 1 標準3人世帯の構成は33歳男、29歳女、4歳子。

2 本表では勤労控除分は計上していない。

資料：厚生省社会・援護局調

第305表 生活扶助基準額の推移

区 分	実施年月日	基 準 額	対前回比	区 分	実施年月日	基 準 額	対前回比
第1回	21. 3.13	199.80	—	第43次	62. 4. 1	129,136	101.7
第1次	21. 4. 1	252	126.6	第44次	63. 4. 1	130,944	101.4
第5次	22. 7. 1	912	144.8	第45次	元. 4. 1	136,444	104.2
第10次	24. 5. 1	5,200	114.7	第46次	2. 4. 1	140,674	103.1
第15次	34. 4. 1	9,346	105.6	第47次	3. 4. 1	145,457	103.4
第16次	35. 4. 1	9,621	102.9	第48次	4. 4. 1	149,966	103.1
第17次	36. 4. 1	10,344	116.0	第49次	5. 4. 1	153,265	102.2
第20次	39. 4. 1	16,147	113.0	第50次	6. 4. 1	155,717	101.6
第21次	40. 4. 1	18,084	112.0	第51次	7. 4. 1	157,274	101.0
第25次	44. 4. 1	29,945	113.0	第52次	8. 4. 1	158,375	100.7
第30次	49. 4. 1	60,690	120.0	第53次	9. 4. 1	161,859	102.2
第35次	54. 4. 1	114,340	108.3	第54次	10. 4. 1	163,316	100.9
第40次	59. 4. 1	152,960	102.9	第55次	11. 4. 1	163,806	100.3
第42次	61. 4. 1	126,977	102.0				

(注) 1 第16次改定までは1級地標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、第17次以降は1級地標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)である。なお、第21次の基準額は18,204円であるが、前年との比較上乳幼児分120円を除いている。第42次以降は1級地標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)である。第43次以降は1級地—1である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生省社会・援護局調

第306表 保護施設の施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区 分	平成4年(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)	9(1997)
総 数 施設数	349	347	344	340	340	339
在所者数	21,586	21,709	21,662	21,217	21,292	21,609
救護施設 施設数	175	176	176	174	177	177
在所者数	16,542	16,683	16,759	16,564	16,884	17,133
更生施設 施設数	18	17	17	18	17	17
在所者数	1,652	1,708	1,717	1,698	1,538	1,658
医療保護施設 施設数	67	66	65	65	65	65
在所者数	16,300	14,315	13,714	15,252	16,169	16,231
授産施設 施設数	73	72	70	68	67	67
在所者数	2,659	2,601	2,503	2,377	2,305	2,284
宿所提供施設 施設数	16	16	16	15	14	13
在所者数	733	717	683	578	565	534

(注) 総数の在所者数には医療保護施設を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第11節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩 給

第307表 文官恩給年金受給権者状況

(単位 人 千円 円)

区 分	合 計			普通恩給			増加恩給		
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
平成4年度('92)	85,528	97,981,317	1,145,605	21,923	29,339,106	1,338,280	537	1,707,640	3,179,963
5 ('93)	80,491	93,864,079	1,166,144	19,761	26,814,286	1,358,930	512	1,661,356	3,244,836
6 ('94)	75,047	88,747,449	1,182,558	17,618	24,205,154	1,373,888	481	1,564,974	3,253,585
7 ('95)	70,217	83,292,132	1,186,210	15,722	21,634,366	1,376,057	445	1,454,849	3,289,324
8 ('96)	65,459	77,698,990	1,186,987	14,015	19,965,389	1,381,762	413	1,359,526	3,291,831
9 ('97)	61,057	72,441,286	1,186,453	12,469	17,165,736	1,376,673	384	1,269,497	3,305,982
文 官	33,442	40,446,372	1,209,448	5,196	7,063,123	1,359,338	218	734,224	3,368,000
教 育 職 員	8,562	12,231,872	1,428,623	1,897	3,373,443	1,778,304	39	126,746	3,249,903
警察監獄職員	17,737	16,383,650	923,699	4,746	4,413,542	929,950	123	395,500	3,215,446
待 遇 職 員	331	349,914	1,057,141	33	36,117	1,094,464	4	13,027	3,256,825
執 行 官	98	154,571	1,577,251	98	154,571	1,577,251	—	—	—
備 外 国 人	38	68,067	1,791,227	38	68,067	1,791,227	—	—	—
国 会 議 員	849	2,806,841	3,306,055	461	2,056,874	4,461,766	—	—	—

資料：総務庁恩給局調

第308表 軍人恩給年金受給権者状況

各年度末現在

区 分	合 計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額
平成4年度	1,783,874	1,534,447,582	860,177	811,758	478,847,931	589,891	32,795	101,339,915	3,090,103	55,418	68,227,369
5	1,739,949	1,518,232,401	872,576	769,890	466,635,984	606,107	30,984	98,069,335	3,185,161	52,624	66,186,380
6	1,692,883	1,492,819,713	881,703	726,784	447,832,638	616,184	29,284	94,216,472	3,217,396	50,026	63,828,340
7	1,649,809	1,454,312,072	881,503	684,707	426,202,952	622,460	27,539	89,434,915	3,247,573	47,259	60,770,730
8	1,604,839	1,409,095,276	878,029	642,828	402,232,634	625,918	25,837	84,342,529	3,264,409	44,559	57,607,499
9	1,560,727	1,367,179,120	875,989	600,657	379,369,501	631,591	24,104	79,283,852	3,289,232	41,850	54,415,152

資料：総務庁恩給局調

第309表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

各年度末現在

区 分	合 計			普通恩給			増加恩給		
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
平成4年度	99,065	129,316,060	1,305,366	37,336	58,597,199	1,569,456	145	407,322	2,809,117
5	93,027	123,479,702	1,327,353	33,938	54,090,067	1,593,791	132	381,394	2,889,349
6	86,912	116,416,158	1,339,472	30,679	49,050,034	1,598,815	123	359,750	2,924,800
7	81,025	108,441,593	1,338,372	27,652	43,982,482	1,590,571	113	320,722	2,838,243
8	75,400	100,498,595	1,332,873	24,810	39,157,112	1,578,279	106	303,683	2,864,932
9	69,942	92,886,859	1,328,198	22,177	34,746,937	1,566,801	103	292,677	2,841,525
文 官	5,244	6,720,411	1,281,543	861	1,642,024	1,907,112	12	32,259	2,688,250
教 育 職 員	38,380	59,235,977	1,543,407	13,703	24,582,560	1,793,955	7	26,778	3,825,429
警察監獄職員	25,987	26,621,590	1,024,420	7,599	8,505,011	1,119,228	84	233,640	2,781,430
待 遇 職 員	331	318,881	963,385	14	17,342	1,238,693	—	—	—

資料：総務庁恩給局調

傷病年金	扶 助 料						傷病者遺族特別年金				
	普通扶助料			公務扶助料			平均額				
人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
95	122,804	1,292,674	56,877	55,454,352	978,428	6,271	11,346,612	1,809,378	25	10,804	432,150
87	113,984	1,310,161	54,143	54,205,493	1,001,154	5,964	11,058,280	1,854,168	24	10,700	445,850
80	105,322	1,316,525	51,219	52,231,893	1,019,776	5,623	10,628,132	1,890,118	28	11,974	460,550
71	94,220	1,327,042	48,615	49,909,023	1,026,618	5,339	10,188,011	1,908,225	25	11,664	466,550
66	89,061	1,349,409	45,897	47,192,139	1,028,218	5,044	9,681,597	1,919,428	24	11,278	469,910
64	86,568	1,352,625	43,359	44,711,497	1,031,193	4,757	9,196,607	1,933,279	24	11,381	474,210
40	53,805	1,345,125	24,236	25,385,430	1,047,427	3,737	7,202,677	1,927,395	15	7,113	474,210
3	3,915	1,305,000	6,338	8,135,832	1,283,659	285	591,935	2,076,966	—	—	—
20	27,591	1,379,550	12,152	10,224,922	841,419	690	1,319,251	1,911,957	6	2,845	474,210
1	1,257	1,257,000	245	215,346	878,961	45	82,744	1,838,756	3	1,423	474,210
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	388	749,967	1,932,904	—	—	—	—	—	—

特例傷病恩給	扶 助 料						傷病者遺族特別年金					
	普通扶助料			公務関係扶助料			平均額					
平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
1,231,141	1,334	2,163,017	1,621,452	537,463	304,276,419	566,135	326,646	571,629,125	1,749,936	18,462	7,863,806	431,362
1,257,722	1,298	2,150,709	1,656,940	556,803	322,280,120	578,805	309,080	554,336,946	1,793,506	19,264	8,572,927	445,023
1,275,903	1,221	2,068,254	1,693,902	573,350	340,646,038	594,133	292,351	534,896,048	1,829,636	19,867	9,131,924	459,653
1,285,908	1,160	1,973,536	1,701,324	591,618	354,705,230	599,551	276,927	511,633,802	1,847,540	20,599	9,590,906	465,601
1,292,836	1,092	1,884,600	1,725,824	606,854	364,962,372	601,401	262,656	498,118,006	1,858,393	21,213	9,947,635	468,941
1,300,243	1,036	1,791,716	1,729,454	622,271	376,096,836	604,394	248,950	465,878,311	1,871,373	21,859	10,343,954	473,213

傷病年金	扶 助 料						傷病者遺族特別年金				
	普通扶助料			公務扶助料			平均額				
人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
10	12,730	1,273,000	60,518	88,383,452	1,130,006	1,050	1,911,900	1,820,857	8	3,457	432,150
10	13,026	1,302,550	57,935	67,119,772	1,158,536	1,004	1,871,877	1,864,419	8	3,567	445,850
10	13,245	1,324,500	55,128	65,152,633	1,181,843	964	1,836,810	1,905,405	8	3,684	460,550
8	10,832	1,354,000	62,304	62,323,179	1,191,557	939	1,800,178	1,917,123	9	4,199	466,550
8	10,905	1,363,125	49,582	59,276,708	1,196,011	905	1,745,958	1,929,236	9	4,229	469,910
7	9,664	1,380,571	46,769	56,136,993	1,200,303	877	1,706,320	1,945,633	9	4,268	474,210
—	—	—	4,275	4,853,861	1,135,406	96	192,267	2,002,786	—	—	—
1	1,065	1,065,000	24,506	34,273,626	1,398,581	163	351,948	2,159,188	—	—	—
6	8,599	1,433,167	17,671	16,707,967	945,502	618	1,162,105	1,800,428	9	4,268	474,210
—	—	—	317	301,539	951,226	—	—	—	—	—	—

2 戦争犠牲者援護

第310表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)		8 (1996)		9 (1997)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	168	6,189	201	9,063	181	6,155	119	6,522	126	2,102	53	2,601
留守家族手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
帰郷旅費	115	114	105	103	117	119	64	59	109	102	34	31
葬祭料	44	6,030	62	8,790	40	5,916	38	6,365	12	1,975	15	2,550
遺骨引取経費	9	45	34	170	24	120	15	75	5	25	4	20
未支給給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葬祭諸費	—	—	—	—	—	—	2	23	—	—	—	—

資料：厚生省社会・援護局調

第311表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)		8 (1996)		9 (1997)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	47,878	3,088,544	45,736	2,992,936	40,537	2,759,279	38,227	2,810,636	34,901	2,500,271	35,101	2,492,204
療養の給付	44,435	2,830,889	42,481	2,733,112	37,458	2,509,744	35,508	2,564,786	32,386	2,276,703	32,643	2,255,197
療養手当	406	11,001	360	11,383	302	8,545	288	8,291	273	7,859	228	6,697
葬祭費	126	17,320	136	19,312	137	20,134	134	19,959	83	13,468	127	21,413
更生医療費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補装具給付費	2,911	229,334	2,759	229,129	2,640	220,856	2,297	217,600	2,159	202,241	2,103	208,897

資料：厚生省社会・援護局調

11 第312表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)		8 (1996)		9 (1997)	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
交付	1,814	175,665	1,679	178,388	1,492	171,592	1,405	165,885	1,303	153,748	1,280	162,490
修理	1,097	53,669	1,080	50,741	968	49,264	892	51,715	856	48,493	823	46,407

資料：厚生省社会・援護局調

第313表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)		8 (1996)		9 (1997)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	70,117	121,948,520	65,763	117,400,298	61,563	111,988,292	57,544	106,759,805	53,765	102,005,406	50,210	95,044,151
障害年金	4,786	10,571,310	4,631	10,327,470	4,469	10,118,648	4,326	9,820,065	4,171	9,692,653	4,006	9,246,518
遺族年金	43,733	74,279,381	41,121	71,538,017	38,603	68,545,982	36,169	65,643,374	33,844	62,860,406	31,698	58,861,775
遺族給与金	21,598	37,097,829	20,011	35,534,811	18,491	33,323,662	17,049	31,296,366	15,750	29,452,347	14,506	26,935,858
弔慰金 (国債) 支給人数	2,082,929		2,083,135		2,083,387		2,083,792		2,083,913		2,084,068	

(注) 遺族年金、遺族給与金の人員数は後順位の人員を含めた数である。

資料：厚生省社会・援護局調

第314表 原爆被爆者対策状況

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
健康手帳交付	399,034	333,812	328,829	323,420	317,633	311,704
認定被爆者(再掲)	2,039	2,144	2,197	2,030	2,049	2,092
健康診断受診者証交付	2,847	2,676	2,524	2,266	2,060	1,829
医療給付						
{ 総額	22,866,008	22,995,947	23,894,500	23,100,390	22,982,858	24,935,829
{ 原疾患						
{ 支払総額	148,412	159,807	157,434	175,900	142,163	210,838
{ 件数	7,908	7,595	6,980	6,801	6,078	6,785
{ 1件当り金額(円)	18,767	21,041	22,555	25,864	23,390	31,094
{ 一般病						
{ 支払総額	22,717,596	22,836,140	23,537,066	22,924,490	22,840,695	24,724,991
{ 件数	4,486,193	4,503,331	4,515,316	4,269,680	4,267,427	4,393,941
{ 1件当り金額(円)	5,064	5,071	5,213	5,369	5,352	5,627

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料：厚生省保健医療局調

第12節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第315表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数
(地域・住宅の所有関係別)

平成5('93)年10月1日現在

区 分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り居住室数	1住宅当り居住室の畳数	1住宅当り延べ面積(m ²)	1人当り居住室の畳数
全 国	40,773,300	40,970,700	121,672,800	4.85	31.41	91.92	10.41
持 家	24,376,200	24,484,800	84,906,200	6.09	40.78	122.08	11.69
借 家	15,691,000	15,777,700	35,999,600	2.92	16.94	45.08	7.38
公 営 の 借 家	2,033,000	2,033,900	5,814,900	3.40	18.42	49.44	6.44
公 団 ・ 公 社 の 借 家	845,000	845,800	2,334,500	3.11	17.04	46.66	6.17
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	5,453,900	5,474,000	12,255,200	2.95	16.64	45.81	7.40
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	285,200	285,900	326,400	1.31	6.78	17.17	5.93
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	4,974,300	4,996,200	9,777,700	2.57	15.80	39.46	8.04
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	49,100	49,900	55,700	1.20	6.97	17.38	6.15
給 与 住 宅	2,050,500	2,091,900	5,435,400	3.37	20.62	56.35	7.78
市 部 ※	32,941,900	33,117,400	94,708,100	4.55	29.24	84.40	10.04
持 家	18,027,200	18,125,600	61,659,800	5.88	39.17	116.22	11.45
借 家	14,226,600	14,301,700	32,302,100	2.87	16.67	44.07	7.34
公 営 の 借 家	1,671,700	1,672,300	4,783,600	3.40	18.35	48.94	6.41
公 団 ・ 公 社 の 借 家	804,800	805,600	2,211,900	3.10	17.00	46.47	6.19
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	4,929,800	4,946,900	10,940,800	2.89	16.24	44.35	7.32
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	274,100	274,600	311,100	1.30	6.64	16.79	5.85
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	4,710,600	4,730,700	9,209,600	2.56	15.70	39.20	8.03
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	41,900	42,700	48,000	1.22	7.04	17.36	6.14
給 与 住 宅	1,793,800	1,828,900	4,797,100	3.34	20.44	55.31	7.64
人 口 集 中 地 区 (再 掲) ※	28,267,800	28,431,400	77,920,900	4.28	27.15	77.72	9.71
持 家	14,132,100	14,223,700	46,821,600	5.65	37.29	110.29	11.25
借 家	13,470,600	13,540,700	30,380,600	2.85	16.52	43.56	7.32
公 営 の 借 家	1,502,000	1,502,600	4,275,600	3.40	18.29	48.64	6.43
公 団 ・ 公 社 の 借 家	779,900	780,600	2,140,100	3.11	17.00	46.45	6.20
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	4,647,800	4,664,100	10,199,400	2.86	15.97	43.50	7.28
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	268,800	269,400	305,800	1.30	6.65	16.79	5.84
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	4,543,700	4,562,600	8,893,800	2.55	15.67	39.10	8.00
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	41,700	42,500	47,500	1.20	6.91	17.13	6.07
給 与 住 宅	1,686,700	1,718,900	4,518,500	3.33	20.34	54.78	7.59

(注) 1 ※印は住宅の所有の関係「不詳」を含む。
2 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

第316表 居住状況(地域別)

平成5('93)年10月1日現在

区 分	全 国	市 部
世 帯 総 数	40,934,000	33,068,900
持 家	24,376,200	18,027,200
借 家	15,691,000	14,226,600
公 営	2,033,000	1,671,700
公 団 ・ 公 社	845,000	804,800
民 営	10,762,500	9,956,400
木 造 ・ 設 備 専 用	5,453,900	4,929,800
木 造 ・ 設 備 共 用	285,200	274,100
非 木 造	5,023,400	4,752,500
給 与 住 宅	2,050,500	1,793,800
住 宅 所 有 関 係 不 詳	706,100	688,000
同 居	81,900	744,400
住 宅 以 外 の 建 物 に 居 住	78,800	52,700

(注) 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

第317表 住宅の所有関係

(単位 百)

区 分	全 国			京 浜 大 都 市 圏		
	世帯総数	持 家	借 家	世帯総数	持 家	借 家
昭和43年('68)	241,979	145,942	96,036	56,687	27,194	29,492
48 ('73)	292,328	173,950	118,379	73,112	34,980	38,132
53 ('78)	325,042	196,501	127,826	84,591	42,130	41,969
58 ('83)	349,032	217,585	130,406	92,538	49,663	42,429
63 ('88)	375,952	230,341	141,091	103,247	53,570	47,045
平成5年('93)	409,707	244,848	157,777	116,978	58,994	54,174

(注) 1 世帯総数は、「主所帯」と「同居所帯又は住宅以外の建物に居住する所帯」の合計である。ただし、昭和43年は、「主所帯」のみ数である。
2 世帯総数は、「持家」、「借家」のほか、住宅の所有関係「不詳」を含む。
3 京浜大都市圏は、東京都特別区部、横浜市、川崎市及びこれらの周辺市町村(東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県)からなる。

資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

第318表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)			
合 計	61,792(47,043)戸	83,073(68,784)戸	82,367(71,745)戸			
建設戸数	公営住宅	第一種	木 造	0(1,261)	0(1,359)	0(1,067)
			簡易耐火構造平家建	1,101(48)	1,010(105)	865(26)
			簡易耐火構造2階建	1,210(400)	1,048(472)	885(716)
			準耐火構造3階建	—	0(68)	0(12)
			中高層耐火構造	24,599(18,458)	26,719(22,599)	22,260(17,980)
		小 計	26,910(20,167)	28,777(24,603)	24,010(19,801)	
		第二種	木 造	0(1,175)	0(1,421)	0(805)
			簡易耐火構造平家建	811(134)	928(237)	723(180)
			簡易耐火構造2階建	924(951)	890(1,284)	695(745)
			準耐火構造3階建	—	0(42)	0(0)
中高層耐火構造	22,871(17,388)		25,278(21,591)	24,939(24,028)		
小 計	24,606(19,648)	27,096(24,575)	26,357(25,758)			
地域特別賃貸住宅	10,276(7,228)	27,200(19,606)	32,000(26,186)			
補 助 金 額 (千円)	291,789,882	363,840,391	337,419,674			

(注) 1 予算戸数である(補正予算分を含む)。
 2 ()内は実績戸数である。
 3 平成7年度の第一種公営住宅戸数については、特定借上・買取賃貸住宅戸数を含む。
 4 平成6～9年度の公営住宅戸数については、災害公営住宅戸数を含む。
 5 地域特別賃貸住宅戸数については、A型(建設戸数)とB型(供給計画策定戸数)の合計である。
 6 平成5～9年度の地域特別賃貸住宅戸数については、特定公共賃貸住宅(建設戸数)とそれ以外の特定優良賃貸住宅
 7 平成8年度以降の公営住宅戸数については、公営住宅法の改正により、第一種、第二種の区分が廃止されたことに伴
 資料：建設省住宅局住宅整備課調

7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
108,233(90,484)戸	86,279(71,528)戸	83,101(53,592)戸	78,377(56,144)戸
0(818)	0(1,336)	0(1,144)	930(1,598)
115(41)	218(117)	220(248)	225(116)
28(469)	20(1,630)	20(956)	2,020(1,377)
0(12)	0(142)	0(170)	0(60)
28,963(23,147)	44,033(38,236)	40,845(23,915)	29,188(29,955)
29,106(24,487)	44,271(41,461)	41,085(26,433)	32,363(33,106)
0(1,136)	—	—	—
173(184)	—	—	—
45(783)	—	—	—
0(180)	—	—	—
28,675(24,260)	—	—	—
28,893(26,543)	—	—	—
50,234(39,454)	42,008(30,067)	42,016(27,159)	46,014(23,038)
604,986,281	392,403,790	323,638,526	418,465,536

(計画認定戸数)の合計である。
 い、全て第一種欄に計上している。

第319表 1か月当り家賃階級別にみた借家数(住宅の所有関係別)

平成5('93)年10月1日現在(単位:百戸)

区 分	総 数	50円未満	50～ 4,999	5,000～ 9,999	10,000～ 14,999	15,000～ 19,999	20,000～ 24,999	25,000～ 29,999
全 国	156,910	4,591	3,476	8,036	8,771	7,983	8,914	9,760
借 家 (専 用 住 宅)	153,158	4,118	3,439	7,974	8,671	7,885	8,757	9,632
公 営 の 借 家	20,302	226	1,496	3,017	2,900	2,644	2,296	2,120
公 団 ・ 公 社 の 借 家	8,422	14	2	18	351	328	522	1,077
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	52,616	788	223	523	1,161	1,824	3,412	4,359
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	2,818	24	14	95	429	771	628	369
民 営 借 家 (非 木 造)	49,157	282	57	96	193	262	526	1,085
給 与 住 宅	19,842	2,784	1,647	4,226	3,637	2,056	1,374	622
借 家 (併 用 住 宅)	3,752	473	37	62	99	98	156	127
市 部	142,266	3,708	2,378	6,335	7,489	6,896	7,784	8,660
借 家 (専 用 住 宅)	138,937	3,367	2,352	6,287	7,410	6,815	7,651	8,549
公 営 の 借 家	16,695	210	839	2,120	2,445	2,221	1,922	1,816
公 団 ・ 公 社 の 借 家	8,020	13	1	17	311	276	481	1,028
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	47,580	570	152	368	881	1,524	2,904	3,825
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	2,711	21	11	82	403	740	612	361
民 営 借 家 (非 木 造)	46,514	257	46	76	164	206	447	949
給 与 住 宅	17,417	2,295	1,304	3,623	3,206	1,848	1,285	570
借 家 (併 用 住 宅)	3,328	341	26	48	79	81	133	110

(注) 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個資料:総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

30,000～ 39,999	40,000～ 49,999	50,000～ 59,999	60,000～ 69,999	70,000～ 79,999	80,000～ 89,999	90,000～ 99,999	100,000～ 109,999	110,000～ 119,999	120,000～ 129,999	130,000 円以上	不 詳
26,339	22,111	16,638	12,198	8,455	5,423	2,982	2,401	1,479	1,453	4,016	1,885
25,933	21,730	16,245	11,895	8,195	5,226	2,871	2,250	1,412	1,372	3,721	1,830
3,198	1,421	685	193	46	6	2	0	0	0	0	56
2,342	1,414	830	368	329	199	148	113	85	76	140	69
12,927	9,537	6,420	4,381	2,665	1,452	615	512	230	238	719	628
343	72	21	8	2	0	1	0	—	—	0	38
6,279	8,822	7,850	6,602	4,871	3,352	1,981	1,480	1,028	967	2,578	849
848	465	438	342	283	217	125	145	71	91	283	189
406	381	392	303	260	197	111	150	67	81	294	55
23,764	20,405	15,592	11,700	8,243	5,318	2,930	2,353	1,462	1,440	3,973	1,837
23,412	20,057	15,227	11,410	7,995	5,130	2,821	2,213	1,399	1,363	3,692	1,787
2,845	1,318	664	187	45	6	2	0	0	0	0	55
2,215	1,374	813	358	322	190	140	112	85	76	140	68
11,565	8,719	5,977	4,206	2,600	1,414	601	497	225	233	708	612
340	71	21	8	2	0	1	0	—	—	0	37
5,676	8,150	7,341	6,328	4,756	3,310	1,958	1,462	1,019	966	2,564	836
771	424	410	323	271	209	120	141	70	89	279	179
353	348	365	289	248	188	108	140	62	77	281	49

々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

第320表 住宅建設戸数

(単位:千戸)

区 分	公営住宅 等	改良住宅 等	高齢者向け優 良賃貸住宅等	特定優良賃貸 住宅	公庫住宅	公団住宅	公的助成 民間住宅	その他の 住 宅	公的資金に よる住宅計
昭和62年度(実績)	42	3	—	—	506	22	—	60	634
63 (実績)	40	3	—	—	498	21	—	59	622
平成元年度(実績)	40	2	—	—	505	22	—	62	631
2 (実績)	38	2	—	—	501	22	—	68	631
3 (実績)	45	2	—	—	483	22	13	68	634
4 (実績)	48	1	—	—	498	22	15	70	653
5 (実績)	69	2	—	—	688	23	17	71	870
6 (実績)	72	2	—	—	898	20	19	57	1,068
7 (実績)	90	2	—	—	571	22	23	84	792
8 (実績)	46	—	—	30	758	22	22	71	949
9 (実績見込)	29	—	—	27	474	19	17	59	624
10 (実績見込)	35	—	4	23	486	14	15	71	649
11 (計画)	40	—	10	42	465	18	18	66	659

(注) 1 戸数は、住宅建設五箇年計画ベースのものである。
 2 平成7年度までの公営住宅等には、特定優良賃貸住宅等を含む。
 3 平成9年度及び平成10年度の実績見込戸数は平成11年2月末日現在のものである。
 4 公的助成民間住宅は、特定賃貸住宅、農地所有者等賃貸住宅、住宅市街地総合整備事業による住宅等である。
 (昭和62年度から平成2年度までは、その他の住宅に含まれる。)
 5 その他の住宅は、厚生年金住宅、地方公共団体単独住宅等である。
 6 公庫住宅については、既存住宅購入融資戸数及び財形住宅融資戸数等含まない。
 7 建設戸数は、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。
 8 平成8年度より、改良住宅等の区分が「高齢者向け優良賃貸住宅等」及び「特定優良賃貸住宅」に分けられた。

資料:建設省住宅局住宅政策課調

② 雇用関係一般

第321表 労働力人口・非労働力人口〔年平均〕

(単位 万人)

区分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率(%)	
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他		
男	昭和45年(1970)	10,357	7,885	5,153	5,094	59	2,723	1,379	735	609	65.4
	55(1980)	11,683	8,932	5,650	5,536	114	3,249	1,568	834	847	63.3
	60(1985)	12,078	9,465	5,963	5,807	156	3,450	1,539	903	1,009	63.0
	平成2年(1990)	12,354	10,089	6,384	6,249	134	3,657	1,528	989	1,140	63.3
	6(1994)	12,492	10,444	6,645	6,453	192	3,791	1,631	931	1,229	63.6
	7(1995)	12,520	10,510	6,666	6,457	210	3,836	1,659	914	1,263	63.4
	8(1996)	12,544	10,571	6,711	6,486	225	3,852	1,685	879	1,288	63.5
	9(1997)	12,604	10,661	6,787	6,557	230	3,863	1,678	855	1,330	63.7
	10(1998)	12,639	10,728	6,793	6,514	279	3,924	1,700	836	1,388	63.3
	女	昭和45年(1970)	5,090	3,825	3,129	3,091	38	691	6	412	273
55(1980)		5,753	4,341	3,465	3,394	71	859	8	464	386	79.8
60(1985)		5,942	4,602	3,596	3,503	93	978	11	496	472	78.1
平成2年(1990)		6,072	4,911	3,791	3,713	77	1,095	14	538	543	77.2
6(1994)		6,128	5,078	3,951	3,839	112	1,122	21	499	602	77.8
7(1995)		6,139	5,108	3,966	3,843	123	1,139	22	489	627	77.6
8(1996)		6,148	5,136	3,992	3,858	134	1,140	24	469	647	77.7
9(1997)		6,175	5,180	4,027	3,892	135	1,147	25	452	669	77.7
10(1998)		6,188	5,209	4,026	3,858	168	1,177	27	447	704	77.3
計		昭和45年(1970)	5,268	4,060	2,024	2,003	21	2,032	1,373	323	335
	55(1980)	5,930	4,591	2,185	2,142	43	2,391	1,560	370	461	47.6
	60(1985)	6,136	4,863	2,367	2,304	63	2,472	1,528	407	537	48.7
	平成2年(1990)	6,282	5,178	2,593	2,536	57	2,562	1,514	451	597	50.1
	6(1994)	6,364	5,366	2,694	2,614	80	2,669	1,610	432	626	50.2
	7(1995)	6,381	5,402	2,701	2,614	87	2,698	1,637	424	636	50.0
	8(1996)	6,396	5,435	2,719	2,627	91	2,712	1,662	410	641	50.0
	9(1997)	6,429	5,481	2,760	2,665	95	2,716	1,652	403	661	50.4
	10(1998)	6,451	5,519	2,767	2,656	111	2,747	1,673	389	685	50.1

(注) 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第322表 年齢階級別労働力人口比率の推移〔年平均〕

(%)

		総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
男	昭和55年(1980)	63.3	17.9	69.8	72.7	73.0	77.9	80.8	80.5	77.4	68.9	55.9	26.3	
	60(1985)	63.0	17.0	71.0	75.2	73.8	78.8	82.7	82.5	78.0	70.0	53.7	24.3	
	平成2年(1990)	63.3	18.0	73.4	79.0	74.8	80.2	83.6	84.3	80.7	72.7	55.5	24.3	
	6(1994)	63.6	17.8	74.5	81.0	75.7	80.1	83.9	84.5	82.1	74.8	56.6	24.8	
	7(1995)	63.4	17.0	74.1	81.7	75.9	79.4	83.8	84.5	82.0	75.2	56.7	24.5	
	8(1996)	63.5	17.4	74.3	82.6	76.5	79.5	83.9	84.6	82.0	75.9	56.2	24.2	
	9(1997)	63.7	17.9	74.1	82.6	77.3	80.2	84.7	85.0	82.6	76.4	56.6	24.2	
	10(1998)	63.3	18.0	73.8	82.6	77.0	80.4	84.2	85.0	82.4	76.4	56.9	23.8	
	女	昭和55年(1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0
		60(1985)	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0
平成2年(1990)		77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5	
6(1994)		77.8	18.3	74.9	96.3	97.7	98.2	97.7	97.8	97.1	94.0	75.0	37.6	
7(1995)		77.6	17.9	74.0	96.4	97.8	98.0	97.8	97.7	97.3	94.1	74.9	37.3	
8(1996)		77.7	18.4	74.6	97.0	98.0	97.9	98.2	97.7	97.4	94.6	74.5	36.7	
9(1997)		77.7	18.9	75.0	96.5	97.8	98.0	98.1	97.8	97.5	94.8	74.5	36.7	
10(1998)		77.3	18.7	74.2	96.1	97.7	98.0	97.8	97.7	97.0	94.5	74.8	35.9	
計		昭和55年(1980)	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
		60(1985)	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5
	平成2年(1990)	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2	
	6(1994)	50.2	17.0	74.2	65.3	53.5	61.6	69.8	71.2	67.4	56.4	39.4	15.9	
	7(1995)	50.0	16.0	74.1	66.4	53.7	60.5	69.5	71.3	67.1	57.0	39.7	15.6	
	8(1996)	50.0	16.3	73.8	67.9	54.8	60.8	69.5	71.6	66.9	58.1	39.0	15.4	
	9(1997)	50.4	16.8	73.4	68.2	56.2	62.3	70.9	72.2	67.9	58.7	39.8	15.4	
	10(1998)	50.1	17.3	73.4	69.2	55.8	62.2	70.2	72.4	67.8	59.1	40.1	15.2	

(注) 労働力人口比率=(労働力人口)÷(15歳以上人口)×100

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第323表 就業者数(産業別)〔年平均〕

区分	就業者数(万人)									
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業	卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業	サービス業	
計	昭和45年(1970)	5,094	899	44	20	394	1,377	353	1,144	751
	55(1980)	5,536	532	45	11	548	1,367	381	1,439	1,001
	60(1985)	5,807	464	45	9	530	1,453	376	1,535	1,173
	平成2年(1990)	6,249	411	40	6	588	1,505	406	1,674	1,394
	6(1994)	6,453	345	28	6	655	1,496	432	1,705	1,542
	7(1995)	6,457	340	27	6	663	1,456	444	1,712	1,566
	8(1996)	6,486	330	26	6	670	1,445	448	1,719	1,598
	9(1997)	6,557	324	26	7	685	1,442	448	1,728	1,648
	10(1998)	6,514	316	26	6	662	1,382	442	1,741	1,685
	男	昭和45年(1970)	3,091	401	35	17	341	859	307	618
55(1980)		3,394	260	34	10	472	894	335	776	494
60(1985)		3,503	233	32	7	454	879	329	812	578
平成2年(1990)		3,713	206	29	5	492	910	347	858	687
6(1994)		3,839	181	21	5	549	935	361	855	740
7(1995)		3,843	178	20	5	557	915	370	855	751
8(1996)		3,858	174	19	5	563	913	374	859	762
9(1997)		3,892	171	19	6	573	917	369	859	787
10(1998)		3,858	166	20	5	555	892	362	864	802
女		昭和45年(1970)	2,003	442	9	3	53	518	45	526
	55(1980)	2,142	272	11	1	77	527	46	663	508
	60(1985)	2,304	231	13	1	76	574	48	722	595
	平成2年(1990)	2,536	204	11	1	96	595	59	817	706
	6(1994)	2,614	164	7	1	105	561	71	850	802
	7(1995)	2,614	162	7	1	106	542	73	856	814
	8(1996)	2,627	156	7	1	107	532	75	859	836
	9(1997)	2,665	153	6	1	112	525	79	869	862
	10(1998)	2,656	151	7	1	107	490	81	877	883

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数との内訳の合計とは必ずしも一致しない。
2 産業別構成比は、社会保障制度審議会事務局で算出した。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

区分	産業別構成比(%)											
	公務	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業	卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業	サービス業	公務	
計	昭和45年(1970)	161	100.0	17.6	0.9	0.4	7.7	27.0	6.9	22.5	14.7	3.2
	55(1980)	199	100.0	9.6	0.8	0.2	9.9	24.7	6.9	26.0	18.1	3.6
	60(1985)	199	100.0	8.0	0.8	0.2	9.1	25.0	6.5	26.4	20.2	3.4
	平成2年(1990)	195	100.0	6.6	0.6	0.1	9.4	24.1	6.5	26.8	22.3	3.1
	6(1994)	215	100.0	5.4	0.4	0.1	10.2	23.2	6.7	26.4	23.9	3.3
	7(1995)	218	100.0	5.3	0.4	0.1	10.3	22.5	6.9	26.5	24.3	3.4
	8(1996)	214	100.0	5.1	0.4	0.1	10.3	22.3	6.9	26.5	24.6	3.3
	9(1997)	215	100.0	4.9	0.4	0.1	10.4	22.0	6.8	26.4	25.1	3.3
	10(1998)	217	100.0	4.9	0.4	0.1	10.2	21.2	6.8	26.7	25.9	3.3
	男	昭和45年(1970)	136	100.0	13.0	1.1	0.5	11.0	27.8	9.9	20.0	12.0
55(1980)		166	100.0	7.7	1.0	0.3	13.9	24.7	9.9	22.9	14.6	4.9
60(1985)		164	100.0	6.7	0.9	0.2	13.0	25.1	9.4	23.2	16.5	4.7
平成2年(1990)		159	100.0	5.5	0.8	0.1	13.3	24.5	9.3	23.1	18.5	4.3
6(1994)		174	100.0	4.7	0.5	0.1	14.3	24.4	9.4	22.3	19.3	4.5
7(1995)		176	100.0	4.6	0.5	0.1	14.5	23.8	9.6	22.2	19.5	4.6
8(1996)		171	100.0	4.5	0.5	0.1	14.6	23.7	9.7	22.3	19.8	4.4
9(1997)		172	100.0	4.4	0.5	0.2	14.7	23.6	9.5	22.1	20.2	4.4
10(1998)		171	100.0	4.3	0.5	0.1	14.4	23.1	9.4	22.4	20.9	4.4
女		昭和45年(1970)	25	100.0	22.1	0.4	0.1	2.6	25.9	2.2	26.3	18.9
	55(1980)	33	100.0	12.7	0.5	0.0	3.6	24.6	2.1	31.0	23.7	1.5
	60(1985)	35	100.0	10.0	0.6	0.0	3.3	24.9	2.1	31.3	25.8	1.5
	平成2年(1990)	36	100.0	8.0	0.4	0.0	3.8	23.5	2.3	32.2	27.8	1.4
	6(1994)	41	100.0	6.3	0.3	0.0	4.0	21.5	2.7	32.5	30.7	1.6
	7(1995)	42	100.0	6.2	0.3	0.0	4.1	20.7	2.8	32.7	31.1	1.6
	8(1996)	42	100.0	5.9	0.3	0.0	4.1	20.3	2.9	32.7	31.8	1.6
	9(1997)	43	100.0	5.7	0.2	0.0	4.2	19.7	3.0	32.6	32.3	1.6
	10(1998)	46	100.0	5.7	0.3	0.0	4.0	18.4	3.0	33.0	33.2	1.7

も一致しない。

第324表 就業者数(従業上の地位・職業別)(年平均)

(単位 万人)

区分	総数	全産業							*専門的・ 技術的職業従事者
		自営業主	家族 従事者	雇 用 者					
				計	常 雇	臨時雇	日 雇		
男	昭和45年 (1970)	5,094	977	805	3,306	3,023	165	118	295
	55 (1980)	5,536	951	603	3,971	3,586	256	130	438
	60 (1985)	5,807	916	559	4,313	3,866	321	126	538
	平成2年 (1990)	6,249	878	517	4,835	4,316	393	126	690
	6 (1994)	6,453	796	407	5,236	4,690	424	122	778
	7 (1995)	6,457	784	397	5,263	4,709	433	120	790
	8 (1996)	6,486	765	382	5,322	4,754	448	120	804
	9 (1997)	6,557	772	376	5,391	4,791	475	125	824
	10 (1998)	6,514	761	367	5,368	4,750	493	126	844
	女	昭和45年 (1970)	3,091	692	186	2,210	2,082	62	66
55 (1980)		3,394	658	112	2,617	2,476	74	67	233
60 (1985)		3,503	628	99	2,764	2,619	85	61	293
平成2年 (1990)		3,713	607	93	3,001	2,836	108	58	401
6 (1994)		3,839	556	72	3,202	3,028	120	54	442
7 (1995)		3,843	550	70	3,215	3,039	124	52	448
8 (1996)		3,858	543	67	3,238	3,056	130	52	450
9 (1997)		3,892	550	68	3,264	3,070	139	54	461
10 (1998)		3,858	537	66	3,243	3,042	146	55	473
計		昭和45年 (1970)	2,003	285	619	1,096	941	103	52
	55 (1980)	2,142	293	491	1,354	1,109	182	63	205
	60 (1985)	2,304	288	461	1,548	1,247	237	65	245
	平成2年 (1990)	2,536	271	424	1,834	1,480	286	68	290
	6 (1994)	2,614	240	334	2,034	1,662	304	69	336
	7 (1995)	2,614	234	327	2,048	1,670	310	68	342
	8 (1996)	2,627	222	315	2,084	1,698	318	68	354
	9 (1997)	2,665	223	308	2,127	1,721	336	71	364
	10 (1998)	2,656	224	301	2,124	1,707	347	70	371

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
 2 *職業：国勢調査の職業分類に基づいて分類している。なお、昭和62年1月から昭和60年国勢調査に合わせて職業的職業従事者が1万人減、事務従事者が3万人減、技能工、生産工程作業者が20万人減、保安職業、サービス職業従事者が1万人減である。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

職 業 別								
*管理的職業従事者	*事務従事者	販 売 従事者	保安職業、 サービス職業 従事者	農林漁業 作業員	運輸・通 信従事者	採 掘 作 業 者	*技能工、 製造・建 設作業員	*労 務 作 業 者
134	755	662	387	880	232	11	1,511	218
220	924	797	501	570	248	5	1,653	168
211	1,021	861	501	502	227	4	1,689	230
239	1,157	940	535	448	233	3	1,702	274
235	1,238	943	603	369	234	3	1,715	308
236	1,252	945	610	363	237	3	1,687	310
240	1,263	933	618	352	240	2	1,686	318
226	1,273	940	637	346	241	3	1,706	328
222	1,290	928	654	340	232	3	1,634	333
129	388	390	160	431	210	11	1,048	141
209	429	490	228	290	233	5	1,169	100
197	453	537	228	261	216	4	1,171	128
220	462	579	245	235	223	3	1,172	155
214	489	580	275	202	221	3	1,223	174
216	495	582	276	198	224	2	1,215	173
218	495	579	279	192	227	2	1,219	179
204	495	585	286	191	227	3	1,237	184
201	504	576	291	187	219	3	1,197	185
5	367	272	228	449	22	1	463	76
11	495	307	273	280	15	0	485	67
14	568	324	273	241	11	0	517	102
19	695	360	290	213	10	0	530	118
20	749	363	328	168	13	0	492	135
21	757	362	335	165	13	0	472	136
22	769	353	339	159	13	0	467	139
21	778	355	351	155	14	0	469	145
21	785	352	363	153	13	0	437	148

も一致しない。
 の分類の一部改訂を行った。改訂による数字の差異は、昭和62年1月～4月平均で、専門的・技術的職業従事者が25万人増、サービス職業従事者が1万人減である。

第325表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区分	平成4年 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
計	1.02	0.70	0.66	0.63	0.74	0.71	0.49
29歳以下	1.22	0.85	0.83	0.83	0.98	0.95	0.64
30歳～44歳	1.63	1.17	1.16	1.11	1.35	1.29	0.85
45歳～54歳	1.06	0.69	0.60	0.52	0.60	0.58	0.37
55歳～64歳	0.26	0.16	0.14	0.13	0.14	0.13	0.10
65歳以上	0.50	0.24	0.20	0.19	0.25	0.26	0.20

(注) 各年10月の常用労働者(学卒者を除きパートタイムを含む。)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。
資料: 労働省職業安定局「職業安定業務統計」

第326表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
合計	27,409,027	28,802,151	28,503,877	26,943,112	30,026,644	27,315,478	24,386,640
就職促進手当	1,549,260	2,925,962	1,328,689	1,194,686	1,230,756	976,687	998,324
職業転換特別給付金	196,164	168,265	166,762	167,669	167,875	162,129	155,028
職業転換訓練費負担金	3,396,489	3,519,074	3,823,499	3,481,150	3,469,308	3,393,019	3,318,849
職業転換訓練費補助金	68,413	70,029	71,645	71,781	71,989	2,774	0
高齢者労働能力活用事業費等補助金	16,698,257	16,633,946	17,628,407	16,577,564	19,636,454	17,320,212	7,931,530
高齢者労働能力活用事業費等地方公共団体補助金	—	—	—	—	—	—	7,078,318
職業転換訓練費交付金	5,500,444	5,484,875	5,484,875	5,450,262	5,450,262	5,460,657	4,914,591

(注) 平成4年度、6年度、9年度は補正後予算額である。
資料: 労働省職業安定局調

第327表 平成11年度地域別最低賃金額の改正状況

(単位 円)

都道府県名	事項別	日額	時間額	発効年月日
北海道	道	5,020	628	11.10.1
北海道	森	4,757	595	11.10.1
北海道	手	4,757	595	11.10.1
北海道	城	4,856	607	11.10.1
北海道	田	4,757	595	11.10.1
北海道	形	4,758	595	11.10.1
北海道	島	4,789	600	11.10.1
北海道	城	5,092	637	11.9.30
北海道	木	5,100	638	11.10.1
北海道	馬	5,071	635	11.10.1
北海道	玉	5,330	669	11.10.1
北海道	葉	5,329	667	11.10.1
北海道	京	5,514	698	11.10.1
北海道	川	5,514	696	11.10.1
北海道	濁	5,049	632	11.9.30
北海道	山	5,076	635	11.10.1
北海道	川	5,083	636	11.10.1
北海道	井	5,055	632	11.10.1
北海道	梨	5,091	638	11.10.1
北海道	野	5,084	636	11.10.1
北海道	阜	5,262	658	11.10.1
北海道	岡	5,286	662	11.10.1
北海道	知	5,368	671	11.10.1
北海道	重	5,260	658	11.10.1
北海道	賀	5,120	640	11.10.1
北海道	都	5,330	668	11.10.1
北海道	阪	5,514	695	11.9.30
北海道	庫	5,311	666	11.9.30
北海道	良	5,085	638	11.10.1
北海道	山	5,082	635	11.10.1
北海道	取	4,793	600	11.10.1
北海道	根	4,779	598	11.9.30
北海道	山	5,041	631	11.10.1
北海道	島	5,059	633	11.10.1
北海道	口	5,014	627	11.10.1
北海道	島	4,813	602	11.10.1
北海道	川	4,849	608	11.10.1
北海道	媛	4,813	602	11.10.1
北海道	知	4,807	601	11.10.1
北海道	岡	5,066	634	11.10.1
北海道	賀	4,756	595	11.10.1
北海道	崎	4,758	595	11.10.1
北海道	本	4,759	595	11.10.1
北海道	分	4,757	595	11.10.1
北海道	崎	4,756	595	11.10.1
北海道	島	4,758	595	11.10.1
北海道	縄	4,757	595	11.10.1

(注) 時間額は、賃金の大部分が時間によって定められている労働者に適用される。
資料: 労働省労働基準局賃金課調

第328表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数および適用労働者数 平成11年4月1日現在

業種		決定件数	適用使用者数	適用労働者数
製 造 業	食料品・飲料・飼料製造業	7	3	193
	繊維産業	10	29	517
	木材・木製品・家具・装備品製造業	3	11	52
	パルプ・紙・紙加工品製造業	3	4	232
	出版・印刷・関連産業	4	46	742
	窯業・土石製品製造業	5	26	368
	機械・金属製品等製造業	155	1,100	36,228
	上記以外の製造業	5	4	160
	小計	192	1,223	38,492
非 製 造 業	卸売・小売業、飲食店	54	300	7,587
	自動車整備業	1	10	34
	上記以外の非製造業	2	2	27
	小計	57	312	7,648
合計	249	1,535	46,140	
鉱業（労働大臣決定）	2	1	7	
総合計	251	1,536	46,147	

(注) 1 新産業別最低賃金および従来の産業別最低賃金の合計である。
 2 機械・金属製品製造業と自動車整備業にまたがって決定されているものについては、機械・金属製品等製造業に計上している。
 3 適用使用者数、適用労働者数は、平成8年事業所・企業統計調査等に基づく実質的な適用使用者数、適用労働者数である。

資料：労働省労働基準局調

2 関係機関

第329表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額（年度別） (金額 単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	850,361,327 10,097,598,985	657,452,183 10,486,178,433	660,485,885 10,940,667,557	697,979,271 11,358,176,164	712,566,342 11,744,213,308	724,123,442 11,459,226,456
審査及び支払取扱分合計	650,325,507 10,097,598,985	657,419,386 10,486,178,433	680,455,633 10,940,667,557	697,350,844 11,358,176,164	712,540,166 11,744,213,308	724,098,522 11,459,226,456
医療保険合計	574,521,182 7,197,212,688	578,160,490 7,440,709,381	596,948,636 7,692,009,247	610,121,930 7,943,806,308	620,655,567 8,164,435,831	627,244,978 7,800,902,708
政府管掌健康保険	272,667,030 3,711,188,598	275,482,850 3,849,796,847	285,242,638 3,984,939,212	292,686,172 4,128,429,778	299,286,494 4,250,119,659	302,534,449 4,045,957,457
船員保険	2,547,057 39,777,633	2,406,445 38,628,221	2,341,960 37,688,151	2,250,945 36,826,160	2,183,397 36,124,553	2,122,808 33,486,828
共済組合	82,825,763 935,859,387	82,567,505 956,511,679	84,795,946 981,478,650	86,006,157 1,005,632,785	86,592,452 1,027,413,628	79,354,459 898,669,492
健康保険組合	216,481,332 2,510,387,070	217,703,690 2,595,772,635	224,568,092 2,687,903,233	229,178,656 2,772,917,586	232,593,224 2,850,777,991	243,233,262 2,822,788,932
医療保険以外の諸法合計	75,804,325 2,900,386,296	79,258,896 3,045,469,052	83,506,997 3,248,658,310	87,228,914 3,414,369,856	91,884,599 3,579,777,476	96,853,544 3,658,323,747
結核予防法	370,530 30,226,628	351,443 29,627,595	329,010 29,705,228	294,179 17,474,109	262,286 9,081,960	257,423 9,326,657
生活保護法	12,391,017 738,029,007	12,570,989 762,012,079	13,034,400 805,432,255	13,516,313 848,948,844	14,137,373 879,213,904	14,963,848 913,536,479
職傷病者特別援護法	9,556 891,813	8,731 841,216	7,762 800,161	6,982 752,655	6,358 729,068	5,763 623,737
身体障害者福祉法	174,234 1,961,620	174,164 2,080,520	182,794 2,199,416	207,733 2,761,407	219,924 3,192,172	239,174 3,625,575
児童福祉法	83,838 2,162,768	82,909 2,127,828	82,570 2,296,061	86,984 2,608,061	88,811 2,731,921	91,077 2,802,935
自衛官等	614,815 11,199,555	621,790 11,303,906	652,714 11,690,561	677,115 12,118,516	704,226 12,422,449	692,258 11,453,926
原爆医療	1,851,221 9,456,133	1,839,280 9,443,647	1,794,633 9,511,298	1,739,693 9,693,005	1,692,068 9,546,511	1,624,484 10,211,708
精神保健法	2,150,778 44,901,241	2,266,777 44,412,066	2,431,537 45,873,838	2,573,383 37,600,592	2,789,216 35,047,603	3,113,555 39,657,386
麻薬取締法	2 447	- -	- -	- -	- -	- -
母子保健法	41,323 2,225,292	40,854 2,291,870	41,862 2,535,720	43,473 2,872,627	43,967 3,061,810	44,922 3,237,058
特定疾患	1,576,291 11,994,226	1,782,933 13,352,441	2,006,404 15,215,849	2,299,295 17,755,615	2,550,329 19,121,218	2,831,781 23,543,391
小児慢性	1,042,909 15,621,843	1,103,857 16,782,918	1,151,736 17,678,510	1,203,807 19,153,508	1,276,812 20,148,685	1,357,527 20,932,771
措置医療	850,961 16,402,817	866,727 16,804,223	901,492 17,932,963	925,324 18,890,158	952,944 19,471,295	974,086 19,653,869
老人保健	54,217,191 2,014,550,040	57,105,849 2,133,523,379	60,431,820 2,286,741,362	63,181,677 2,422,451,466	66,663,480 2,564,659,958	70,070,006 2,598,002,269
老人被爆者	429,659 762,865	442,593 865,364	452,563 1,045,088	472,956 1,289,294	496,805 1,348,921	587,640 1,715,987
審査のみ取扱分	35,820 35,820	32,797 32,797	30,252 30,252	28,427 28,427	26,176 26,176	24,920 24,920
職傷病者特別援護法（療養費分）	35,820 35,820	32,797 32,797	30,252 30,252	28,427 28,427	26,176 26,176	24,920 24,920

資料：社会保険診療報酬支払基金調

第330表 年金福祉事業団福祉施設設置整備資金融資決定状況（施設別・事業主体別）

（単位 件、千円）

区 分	合 計		住 宅		療 養 施 設	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成4年度(1992)	170	45,271,000	92	20,322,600	15	13,340,500
5 (1993)	125	45,660,100	66	12,341,500	15	22,610,500
6 (1994)	76	57,209,500	33	11,162,800	14	34,287,300
7 (1995)	46	24,961,200	20	8,396,300	10	7,379,800
8 (1996)	34	18,046,700	8	2,208,700	14	12,430,000
9 (1997)	26	20,918,000	8	4,560,100	11	13,923,200
厚生年金保険事業主 健康保険組合	10	1,898,800	6	1,664,100	0	0
国民健康保険組合	0	0	0	0	0	0
厚生年金基金	0	0	0	0	0	0
事業協同組合	0	0	0	0	0	0
生活協同組合	6	2,253,200	0	0	6	2,253,200
農業協同組合	0	0	0	0	0	0
民法法人・その他	5	5,096,000	2	2,896,000	0	0
社会福祉法人・日本赤十字社	5	11,670,000	0	0	5	11,670,000
商 工 会 等	0	0	0	0	0	0

資料：年金福祉事業団「事業年報」

第331表 資金運用事業各年度別運用額の推移

（単位：兆円）

	平成4年度('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)	10('98)	11('99)	累 計
年金財源強化事業	2.59	2.43	1.95	1.95	1.89	2.53	2.80	3.05	19.18
資金確保事業	1.11	1.26	1.02	1.02	0.98	0.96	1.06	1.02	7.57
合 計	3.70	3.69	2.97	2.97	2.87	3.49	3.86	4.07	26.75

資料：厚生省年金局

第332表 年金福祉事業団被保険者住宅資金融資決定状況（資金別）

（単位 件、戸、千円）

区 分	合 計			厚生年金保険			国民年金		
	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額
平成4年度	200,968	200,968	1,502,999,900	176,381	176,381	1,419,962,400	24,587	24,587	89,037,500
5	255,284	255,284	2,262,723,000	225,787	225,787	2,155,181,400	29,497	29,497	107,541,600
6	192,395	192,395	1,698,591,200	172,258	172,258	1,622,440,300	20,137	20,137	76,150,900
7	195,818	195,818	1,852,899,400	175,823	175,823	1,777,591,700	19,995	19,995	75,307,700
8	236,762	236,762	2,295,847,800	218,017	218,017	2,223,011,200	18,745	18,745	72,836,600
9	122,942	122,942	1,135,151,500	111,976	111,976	1,091,765,300	10,966	10,966	43,386,200
貯蓄融資	82,505	82,505	831,538,500	82,505	82,505	831,538,500	—	—	—
個人融資	40,437	40,437	303,613,000	29,471	29,471	260,226,800	10,966	10,966	43,386,200

（注）（ ）内は大型住宅の再掲である。

資料：年金福祉事業団「事業年報」

厚 生 福 祉 施 設									
休 養 施 設		体 育 施 設		教 養 文 化 施 設		給 食 施 設		そ の 他 の 施 設	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
47	5,882,300	3	167,900	9	3,344,100	2	206,500	2	2,007,100
33	6,199,600	2	360,000	4	505,700	3	472,800	2	3,170,000
22	4,980,900	1	269,900	2	138,600	1	140,000	3	6,230,000
11	1,479,700	2	405,400	0	0	0	0	3	7,300,000
8	2,268,100	3	689,400	0	0	0	0	1	450,500
5	2,251,000	0	0	2	183,700	0	0	0	0
2	51,000	0	0	2	183,700	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	2,200,000	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第333表 社会福祉・医療事業団医療貸付状況（施設・資金別）

（単位 件、百万円）

施設種類別	昭和35年度 (1960)発足		55 (1980)		平成2年度 (1990)		7 (1995)		8 (1996)		9 (1997)		10 (1998)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
施設種別	1,230	2,865	1,764	82,842	557	101,000	1,040	219,000	997	289,999	879	300,075	1,024	282,521
病院	381	2,179	308	39,382	99	28,994	160	59,769	174	90,091	161	87,044	270	144,938
老人保健施設	—	—	—	—	241	62,277	407	138,693	385	179,143	383	196,454	246	116,986
診療所	609	550	1,059	38,007	147	7,335	398	18,194	363	18,315	295	14,903	434	19,155
一般診療所	240	136	377	4,783	55	934	70	1,331	64	1,115	33	650	68	886
歯科診療所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共同利用施設	—	—	—	—	—	—	—	1	9	—	—	—	—	—
助産所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
薬局	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	15	1	10
医療従事者養成施設	—	—	4	585	7	1,393	2	485	7	1,321	1	365	2	526
歯科技工所	—	—	2	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
衛生検査所	—	—	2	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施 衛 所	—	—	12	32	6	31	1	2	4	14	—	—	2	13
疾病予防運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
温泉療養運動施設	—	—	—	—	—	—	2	36	—	—	—	—	—	—
国立病院等購入資金	—	—	—	—	—	—	—	1	517	—	—	3	644	—
指定老人訪問看護事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
資金種別	1,230	2,865	1,764	82,842	557	101,000	1,040	219,000	997	289,999	879	300,075	1,024	282,521
新築資金	233	863	701	45,107	317	72,033	503	146,491	541	188,649	524	206,489	430	145,709
甲種増改築資金	317	1,280	305	25,034	69	15,151	136	29,215	122	40,894	105	38,689	173	64,166
乙種増改築資金	216	383	102	7,972	48	11,775	117	37,813	132	56,532	123	52,203	153	67,495
機械購入資金	420	326	481	4,547	62	1,558	163	4,269	129	3,350	76	2,051	103	2,667
長期運転資金	44	13	175	182	61	483	121	1,212	73	574	51	643	165	2,483

資料：社会福祉・医療事業団調

第334表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況 (事業種別)

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)
合 計 件 数	777	760	654	1,122	861	907
金 額	89,400,000	101,500,000	100,000,000	177,300,000	137,467,000	136,237,200
保 護 施 設 件 数	5	5	3	7	4	2
金 額	755,500	422,100	609,000	1,119,400	488,000	492,700
児 童 福 祉 施 設 件 数	156	148	136	206	176	233
金 額	5,785,200	7,109,400	7,553,500	10,010,800	8,848,000	13,540,300
身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設 件 数	52	45	29	58	45	43
金 額	4,346,400	5,899,500	2,992,100	7,659,600	5,803,000	5,683,600
老 人 福 祉 施 設 件 数	410	414	366	659	472	480
金 額	65,071,600	71,483,700	74,531,100	143,121,000	103,648,000	103,144,900
知 的 障 害 者 援 護 施 設 件 数	135	130	101	167	128	126
金 額	12,441,100	9,886,700	10,123,300	13,826,000	11,875,000	11,482,600
婦 人 保 護 施 設 件 数	—	—	—	—	—	—
金 額	—	—	—	—	—	—
母 子 休 養 ホ ー ム 件 数	—	—	—	—	—	—
金 額	—	—	—	—	—	—
精 神 障 害 者 社 会 復 帰 施 設 件 数	10	5	12	16	25	11
金 額	393,500	186,700	397,900	557,800	1,551,000	585,300
社 会 福 祉 事 業 法 に よ る 施 設 及 び 事 業 件 数	7	5	4	2	3	9
金 額	470,700	4,902,800	2,364,100	100,000	40,000	924,900
有 料 老 人 ホ ー ム 件 数	1	2	2	1	3	—
金 額	60,000	156,000	1,380,000	450,000	4,800,000	—
そ の 他 の 施 設 及 び 事 業 件 数	1	6	1	6	5	3
金 額	76,000	1,453,100	49,000	455,400	414,000	382,900
償 還 額	31,445,435	35,821,689	41,609,105	45,604,080	49,605,000	58,517,104

資料：厚生省社会・援護局調

第335表 労働福祉事業団経営施設数

年度末現在

区 分	平成4年度('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)	10 ('98)
労 災 病 院	37	37	37	37	37	37	37
医 療 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー	1	1	1	1	1	1	1
総 合 せ き 損 セ ン タ ー	1	1	1	1	1	1	1
看 護 専 門 学 校	12	12	12	13	13	13	13
休 養 所	9	9	9	9	9	9	8
労 災 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 作 業 所	8	8	8	8	8	8	8
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 大 学 校	1	1	1	1	1	1	1
労 災 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 工 学 セ ン タ ー	1	1	1	1	1	1	1
健 康 診 断 セ ン タ ー	8	8	8	8	8	8	8
海 外 勤 務 健 康 管 理 セ ン タ ー	1	1	1	1	1	1	1
産 業 保 健 推 進 セ ン タ ー	—	6	12	16	20	24	29
納 骨 堂	1	1	1	1	1	1	1
労 災 保 険 会 館	1	1	1	1	1	1	1

資料：労働福祉事業団調

第336表 雇用促進事業団設置運営施設数

年度末現在

区 分	平成4年度('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)
職 業 能 力 開 発 大 学 校	1	1	1	1	1	1
職 業 能 力 開 発 短 期 大 学 校	23	25	26	26	26	26
高 等 職 業 訓 練 校	1	1	—	—	—	—
職 業 能 力 開 発 促 進 セ ン タ ー	67	65	65	65	65	65
移 転 就 職 者 用 宿 舎	138,879	140,338	141,614	142,685	143,102	144,323
全 国 勤 労 青 少 年 会 館	1	1	1	1	1	1
簡 易 宿 泊 所	22	22	22	22	20	19
福 祉 セ ン タ ー 等	1,956	2,006	2,037	2,059	2,086	2,110

資料：雇用・能力開発機構調

第337表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成10年3月末現在在籍

区 分	合 計	農 林 漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	運 輸 公 益 事 業	商 業	金 融 不 動 産 業	サ ー ビ ス 業
共 済 契 約 者 数	410,315	4,525	908	71,154	111,151	14,746	109,912	6,849	91,070
被 共 済 者 数	2,778,684	32,238	10,069	474,878	1,054,113	234,958	508,836	28,726	434,866

(ii) 規模別

区 分	合 計	1人~4人	5~9	10~19	20~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301人以上
共 済 契 約 者 数	410,315	159,692	116,689	77,047	27,465	16,874	9,108	2,795	471	174
被 共 済 者 数	2,778,684	295,564	467,873	603,982	375,287	370,240	351,520	212,464	61,527	40,227

資料：勤労者退職金共済機構調

第338表 中小企業退職金共済支給状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成4年度('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)
退 職 金 件 数	213,507	223,743	242,155	251,953	261,250	277,111
金 額	148,744,051	173,426,734	209,689,654	239,311,348	263,657,870	302,521,353
解 約 手 当 金 件 数	16,216	17,216	16,672	12,807	11,548	13,215
金 額	8,422,327	9,622,315	9,375,225	7,919,389	7,708,117	8,962,200
計 件 数	229,723	240,959	258,827	264,760	272,798	290,326
金 額	157,166,378	183,049,049	219,064,880	247,230,737	271,365,986	311,483,554
1件当り 金 額	684,156	759,669	846,376	933,792	994,751	1,072,875

資料：勤労者退職金共済機構調

第13節 社会保障分野における人的資源の状況

第339表 医師数 (業務別)

年末現在

区 分	昭和63年 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)
総 数	201,658	211,797	219,704	230,519	240,908	248,611
医療施設の従事者	193,682	203,797	211,498	220,853	230,297	236,933
病院の開設者又は法人の代表者	3,565	2,936	6,443	6,344	6,096	6,015
診療所の開設者又は法人の代表者	61,582	58,213	63,221	63,947	66,488	66,461
病院(医育機関附属のものを除く)の勤務者	81,071	87,887	90,339	96,321	100,940	105,984
診療所の勤務者	11,075	16,819	12,432	13,494	15,610	17,372
医育機関附属の病院の勤務者	36,389	37,942	39,063	40,747	41,163	41,101
老人保健施設の従事者	22	204	349	861	1,128	1,838
老人保健施設の開設者又は法人の代表者	—	—	35	156	144	244
老人保健施設の勤務者	22	204	314	705	984	1,594
医療施設・老人保健施設以外の従事者	6,254	6,196	6,219	6,929	7,577	7,777
臨床以外の医学的教育機関又は研究機関の勤務者	4,111	3,991	3,904	4,374	4,946	5,269
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	2,143	2,205	2,315	2,555	2,631	2,508
その他	1,700	1,600	1,638	1,876	1,906	2,063

- (注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。
- 2 老人保健施設の開設者・勤務者は業務の種別に加えられた。
- 3 平成4年より開設者数に法人の代表者数を加えた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第340表 歯科医師数 (業務別)

年末現在

区 分	昭和63年 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)
総 数	70,572	74,028	77,416	81,055	85,518	88,061
医療施設の従事者	68,692	72,087	75,628	79,091	83,403	85,669
病院の開設者又は法人の代表者	2	2	17	16	12	13
診療所の開設者又は法人の代表者	45,367	46,121	49,588	51,495	53,789	55,056
病院(医育機関附属のものを除く)の勤務者	1,860	1,951	2,030	2,173	2,082	2,217
診療所の勤務者	14,778	17,147	16,503	17,382	18,891	19,070
医育機関附属の病院の勤務者	6,685	6,866	7,490	8,025	8,629	9,313
老人保健施設の勤務者	—	—	1	1	1	2
医療施設・老人保健施設以外の従事者	807	954	714	804	962	1,176
臨床以外の医学的教育機関又は研究機関の勤務者	653	782	549	619	767	971
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	154	172	165	185	195	205
その他	1,073	987	1,073	1,159	1,152	1,214

- (注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。
- 2 老人保健施設の勤務者は業務の種別に加えられた。
- 3 平成4年より開設者数に法人の代表者数を加えた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第341表 歯科衛生士数 (就業場所別)

年末現在

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)
総 数	29,178	32,666	36,986	40,932	44,219	48,659	56,466	61,331
保健所	399	417	503	602	686	765	781	593
市町村	—	—	—	—	462	600	799	1,427
病院	2,270	2,415	2,637	2,764	3,002	3,103	3,288	3,575
診療所	25,568	28,889	32,775	36,258	38,966	43,080	50,403	54,402
老人保健施設	—	—	—	—	4	3	2	109
事業所	—	—	—	—	252	204	197	235
学校	485	465	541	535	592	540	561	587
その他	456	480	530	773	255	364	435	403

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。

資料：厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課「衛生行政業務報告」

第342表 歯科技工士数 (就業場所別)

年末現在

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)
総 数	29,339	31,139	32,518	32,433	32,629	34,543	36,652	36,569
技工所	11,526	13,652	14,828	14,862	16,987	19,487	21,377	22,309
病院・診療所	17,111	16,700	16,953	16,085	14,907	14,402	14,492	13,667
その他	702	787	737	1,486	735	654	783	593

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。

資料：厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課「衛生行政業務報告」

第343表 薬剤師数 (業務別)

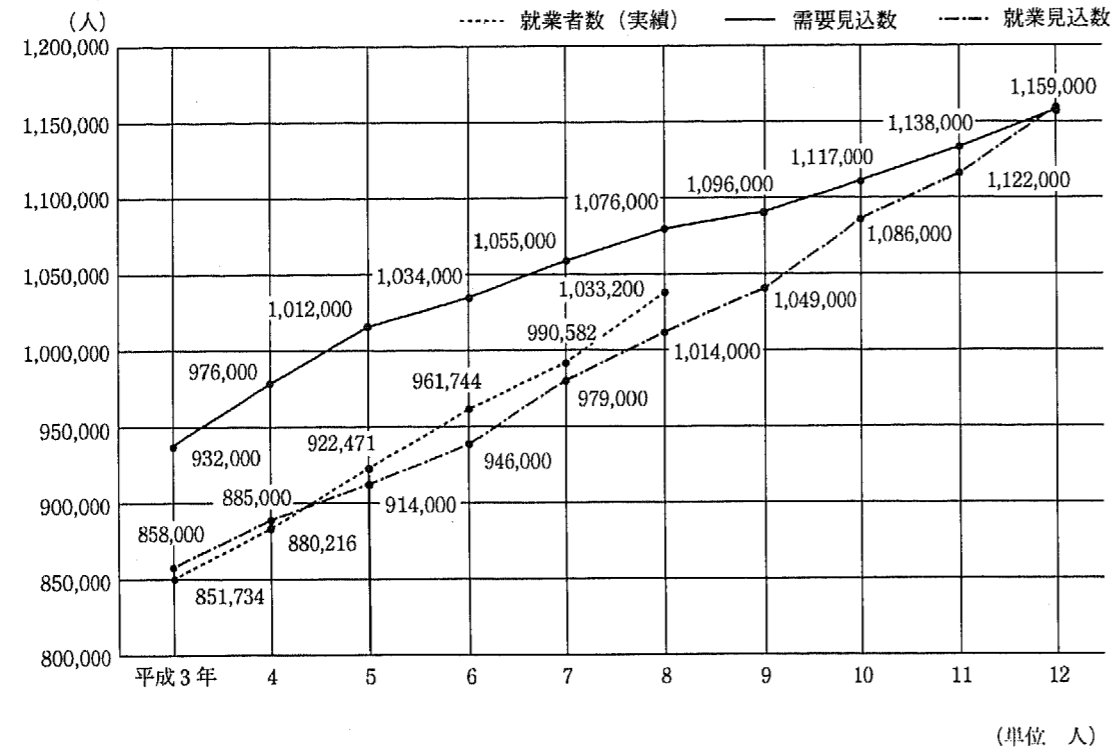
年末現在

区 分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)
総 数	135,990	143,429	150,627	162,021	176,871	194,300	205,953
薬局の開設者又は法人の代表者	17,379	17,046	17,461	16,923	20,333	20,460	20,500
薬局の勤務者	26,370	28,917	31,350	35,303	40,533	49,410	60,720
病院又は診療所の勤務者	34,799	38,339	41,214	43,416	45,553	48,984	49,039
大学において教育又は研究に従事する者	3,082	3,111	2,969	3,146	5,107	5,708	6,038
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	5,007	4,879	4,931	5,168	5,312	5,441	5,592
医薬品営業(製造・輸入・販売)従事者	26,793	28,931	31,358	36,248	40,881	45,116	45,821
毒物劇物営業(製造・輸入・販売)従事者	240	192	179	180	・	・	・
その他の化学工業従事者	1,010	965	1,142	1,246	・	・	・
その他	21,310	21,049	20,023	20,391	19,152	19,181	18,243

(注) 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第344表 看護職員需給見通し



年次	需要数 A	年当初就業 者数 B	新卒就業 者数 C	再就業者数 D	退職等によ る減少数 E	年末就業者数 F=B+C+D-E	(%) F/A×100
平3	932,000	834,000	56,100	14,500	46,400	858,000	92.1
4	976,000	858,000	57,500	16,200	47,000	885,000	90.7
5	1,012,000	885,000	58,600	18,200	47,600	914,000	90.3
6	1,034,000	914,000	59,900	19,800	48,000	946,000	91.5
7	1,055,000	946,000	60,900	21,100	48,900	979,000	92.8
8	1,076,000	979,000	62,100	22,200	49,900	1,014,000	94.2
9	1,096,000	1,014,000	62,900	23,400	50,600	1,049,000	95.7
10	1,117,000	1,049,000	63,400	24,500	51,800	1,086,000	97.2
11	1,138,000	1,086,000	63,700	25,700	52,900	1,122,000	98.6
12	1,159,000	1,122,000	63,800	27,000	54,100	1,159,000	100.0

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第345表 保健婦数（就業場所別）

年末現在

区 分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)
総 数	22,050	23,559	25,303	26,909	29,008	31,581	34,468
保健婦学校・養成所	227	293	258	310	331	379	519
保健所	8,061	8,142	8,440	8,536	8,694	8,703	7,755
{ 市内勤務	325	318	309	299	261	184	59
{ 市町村駐在	10,273	11,033	11,673	12,563	13,802	15,641	18,410
{ 市町村	1,439	1,842	1,331	1,512	1,644	1,615	1,744
{ 診療所	1,080	1,154	1,071	1,043	1,222	1,362	1,448
{ 老人保健施設	645	777	24	35	58	70	54
{ 事業所			1,254	1,377	1,532	1,475	1,659
{ その他			943	1,234	1,464	2,152	2,820

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。平成8年以降は保健士数を含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第346表 助産婦数（就業場所別）

年末現在

区 分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)
総 数	24,056	23,320	22,918	22,690	23,048	23,615	24,202
助産婦学校・養成所	307	283	305	380	375	502	559
保健所	203	220	258	292	336	347	257
病院	13,998	14,512	14,933	15,643	16,370	16,958	17,486
診療所	2,678	2,491	2,514	2,256	2,397	2,545	2,746
助産所	6,182	5,100	4,194	3,452	2,811	2,539	2,078
{ 開設者	1,944	1,757	1,518	1,290	1,059	947	805
{ 従事者	497	323	233	190	196	190	166
{ 出張のみによる者	3,741	3,020	2,443	1,972	1,556	1,402	1,107
{ その他	688	714	714	667	759	724	1,076

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第347表 看護婦(士)及び准看護婦(士)数（就業場所・資格別）

年末現在

区 分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)
総 数	639,936	694,999	745,301	795,810	862,018	928,896	985,821
就業場所別							
{ 看護婦学校・養成所	6,308	6,359	6,665	7,192	7,873	9,150	9,651
{ 保健所	886	1,051	1,228	1,331	1,732	1,888	1,392
{ 病院	503,781	549,727	581,249	616,360	660,180	695,855	720,905
{ 診療所	119,887	126,400	138,549	147,310	158,308	170,989	181,324
{ 老人保健施設		346	2,559	4,547	8,334	13,111	20,422
{ 学校	520	615	747	847	1,055	1,259	1,436
{ 派遣看護婦	150	167	281	272	176	—	—
{ その他	8,404	10,334	14,023	17,951	24,355	36,644	50,691
資格別							
{ 看護婦	333,040	365,298	395,496	430,499	479,584	530,044	576,640
{ 准看護婦	288,411	308,474	325,907	338,771	353,087	365,378	370,885
{ 看護士	6,218	7,845	9,268	10,810	12,768	14,885	17,807
{ 准看護士	12,267	13,382	14,630	15,730	16,574	18,589	20,489

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第348表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)
あん摩マッサージ指圧師	86,806	87,519	91,969	94,150	95,365	98,070	94,655
はり師	55,086	56,465	60,546	63,543	66,322	69,231	69,236
きゅう師	53,696	54,950	59,414	62,428	65,363	68,214	67,746
柔道整復師	18,728	20,571	22,904	24,776	26,221	28,244	29,087

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第349表 理学療法士及び作業療法士数(登録者数)

年末現在

区分	平成4年 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
理学療法士	12,039	13,114	14,205	15,626	17,316	19,112	21,330
作業療法士	5,826	6,401	7,028	7,708	8,741	9,808	11,039

資料：厚生省健康政策局医事課調

第350表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

区分	社会福祉士 人	介護福祉士				合計 人
		法第39条1号 人	法第39条2号 人	法第39条3号 人	法第39条4号 人	
平成4年 (1992)	1,903	7,086	40	878	15,821	23,825
5 (1993)	2,795	11,422	93	1,335	22,017	34,867
6 (1994)	3,819	16,766	158	1,859	28,971	47,754
7 (1995)	5,347	23,498	227	2,441	36,655	62,821
8 (1996)	7,549	31,798	325	3,118	45,906	81,147
9 (1997)	10,323	41,529	439	3,936	57,671	103,575
10 (1998)	13,734	53,412	555	4,893	73,195	132,055

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条1号 高卒後養成施設(2年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条2号 福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条3号 高卒後保母養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条4号 介護福祉士試験に合格した者

資料：社会福祉振興・試験センター調

第351表 全医療施設の従事者数(業務の種類別)

	昭和59年 (1984)	62 (1987)	平成2年 (1990)	5 (1993)	8 (1996)
総数	1,926,662	1,989,163.1	2,182,975.5	2,380,092.8	2,568,253.5
医師	289,462	229,789.4	250,471.0	263,807.8	277,325.4
非常勤	170,029	187,360	201,316	212,246	223,731
非常勤	119,433	42,429.4	49,155.0	51,561.8	53,594.4
歯科医師	79,263	74,304.7	81,709.5	88,472.0	92,942.1
非常勤	61,355	67,538	72,734	78,449	82,779
非常勤	17,908	6,766.7	8,975.5	10,023.0	10,163.1
介輔・歯科介輔	40	34	20	15	12
薬剤師	35,887	39,308	44,125	48,922	51,555
保健婦	2,284	2,836	4,706	5,991	6,962
助産婦	17,539	17,803	18,231	18,827	20,017
看護婦(士)	311,865	356,224	403,286	459,961	527,004
准看護婦(士)	297,985	327,361	354,092	375,048	384,493
看護業務補助者	162,920	166,835	178,401	197,607	240,512
理学療法士(PT)	4,678	7,114	9,849	12,315	15,620
作業療法士(OT)	1,420	2,558	3,816	4,838	6,397
視能訓練士	927	1,218	1,509	1,750	2,463
義肢装具士	.	.	55	147	121
歯科衛生士	35,379	41,992	48,974	56,553	65,276
歯科技工士	22,008	22,049	20,898	19,042	17,705
歯科業務補助者	78,843	85,446	93,586	107,429	107,951
診療放射線技師	20,643	24,109	28,207	32,173	35,599
診療エックス線技師	4,199	3,507	2,978	2,860	2,703
臨床検査	39,284	43,605	47,353	50,517	53,258
臨床検査技師	1,719	1,496	1,252	1,065	1,099
衛生検査技師	6,152	4,894	3,991	3,387	2,698
その他	.	.	1,857	4,988	6,544
臨床工学技士	.	.	1,857	4,988	6,544
あん摩マッサージ指圧師	9,460	10,350	11,048	11,447	11,561
管理栄養士	3,234	5,509	7,452	9,978	13,355
栄養士	20,561	20,451	20,187	19,503	17,863
その他の技術員	24,899	27,721	30,009	31,584	33,807
医療社会事業従事者	3,048	3,957	4,630	5,359	6,837
事務職員	254,865	270,296	303,416	332,920	353,544
その他の職員	198,098	198,396	206,867	213,587	213,030

(注) 1 昭和59年以降は10月1日現在である。
 2 非常勤職員を含む。
 3 昭和62年から、非常勤の医師・歯科医師については、各施設における常勤医師・歯科医師の通常の勤務時間に換算(常勤換算)して計上した。ただし、その他の職種については、常勤換算は行っていない。
 4 医療施設静態調査は3年ごとに行っている。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第14節 財政

第352表 一般関係歳出予算額の推移 (当初予算)

(単位 億円)

事 項	平成 元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)
一般会計予算	604,142 (6.6)	662,368 (9.6)	703,474 (6.2)	722,180 (2.7)	723,548 (0.2)	730,817 (1.0)	709,871 (△0.3)	751,049 (5.8)	773,900 (3.0)	776,692 (0.4)	808,601 (5.4)
1.国 債 費	116,649 (1.3)	142,886 (22.5)	160,360 (12.2)	164,473 (2.6)	154,423 (△6.1)	143,602 (△7.0)	132,213 (△7.9)	163,752 (23.9)	168,023 (2.6)	172,628 (2.7)	198,319 (14.9)
2.地方交付税 交付金	133,688 (22.6)	152,751 (14.3)	159,749 (4.6)	157,719 (△1.3)	156,174 (△1.0)	127,578 (△18.3)	132,154 (3.6)	136,038 (2.9)	154,810 (13.8)	158,702 (2.5)	135,230 (△14.8)
3.一 般 歳 出	340,805 (3.3)	353,731 (3.8)	370,365 (4.7)	386,988 (4.5)	399,168 (3.1)	408,548 (2.4)	421,417 (3.1)	431,409 (2.4)	438,067 (1.5)	445,362 (△1.3)	468,878 (5.3)
4.産業投資特別 会計へ繰入等	13,000	13,000	13,000	13,000	13,783	51,089	24,087	13,000	—	—	16,174
社会保障関係費	108,947 (4.9) 〔18.0〕 <32.0>	116,148 (6.6) 〔17.5〕 <32.8>	122,128 (5.1) 〔17.4〕 <33.0>	127,378 (4.3) 〔17.6〕 <32.9>	131,457 (3.2) 〔18.2〕 <32.9>	134,816 (2.6) 〔18.4〕 <33.0>	139,244 (3.3) 〔19.6〕 <33.0>	142,879 (2.6) 〔19.0〕 <33.1>	145,501 (1.8) 〔18.8〕 <33.2>	148,431 (2.0) 〔19.1〕 <33.3>	160,950 (8.4) 〔19.7〕 <34.3>
厚生省予算	108,372 (5.0) 〔17.9〕 <31.8>	115,652 (6.7) 〔17.5〕 <32.7>	121,819 (5.3) 〔17.3〕 <32.9>	127,670 (4.8) 〔17.7〕 <33.0>	131,752 (3.2) 〔18.2〕 <33.0>	136,109 (3.3) 〔18.6〕 <33.3>	140,115 (2.9) 〔19.7〕 <33.2>	143,778 (2.6) 〔19.1〕 <33.3>	147,167 (2.4) 〔19.0〕 <33.6>	149,990 (1.9) 〔19.3〕 <33.7>	162,478 (8.3) 〔19.9〕 <34.7>
防衛関係費	39,198 (5.9) 〔6.5〕 <11.5>	41,593 (6.1) 〔6.3〕 <11.8>	43,860 (5.5) 〔6.2〕 <11.8>	45,518 (3.8) 〔6.3〕 <11.8>	46,406 (2.0) 〔6.4〕 <11.6>	46,835 (0.9) 〔6.4〕 <11.5>	47,236 (0.9) 〔6.7〕 <11.2>	48,455 (2.6) 〔6.5〕 <11.2>	49,475 (2.1) 〔6.4〕 <11.3>	49,397 (△0.2) 〔6.4〕 <11.1>	49,322 (△0.2) 〔6.0〕 <10.5>

(注) 1 ()内は、対前年度伸び率(%)である。
2 []内は、一般会計に占める割合である。
3 < >内は、一般歳出に占める割合である。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第353表 一般会計歳入・歳出 (目的別)

(単位 百万円)

区 分	平成6年度 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)
歳 入	76,339,007	80,557,216	77,771,231	78,533,160	87,991,485	81,860,122
租税及び印紙収入	51,030,033	51,930,778	51,736,000	56,226,000	50,165,000	47,119,000
租 税	49,278,172	49,989,462	49,615,000	54,410,000	48,603,000	45,598,000
印 紙 収 入	1,751,861	1,941,316	2,121,000	1,816,000	1,562,000	1,521,000
専売納付金	16,704	16,331	14,670	16,835	20,324	20,327
官業益金及び官業収入	22,579	22,443	21,737	23,299	22,172	21,445
政府資産整理収入	98,763	274,365	326,956	302,852	468,201	328,778
雑 収 入	6,052,245	4,340,867	2,380,365	2,895,338	3,314,974	3,320,572
公 債 金	16,489,998	21,247,029	22,368,000	18,458,000	34,000,000	31,050,000
前年度剰余金受入	2,628,685	2,725,402	923,503	610,836	814	—
決算調整資金受入	—	—	—	—	—	—
歳 出	78,818,805	75,938,516	77,771,231	78,533,160	87,991,485	81,860,122
国家機関費	3,717,517	4,155,706	4,152,673	4,117,424	4,414,211	4,136,236
地方財政費	12,094,273	12,326,717	13,969,343	15,503,556	14,326,376	13,543,730
防衛関係費	4,661,772	4,745,452	4,874,373	4,979,013	4,986,918	4,958,191
国土保全及び開発費	11,350,947	10,937,619	9,324,556	8,851,098	12,702,117	8,098,860
産業経費	3,291,980	5,053,029	3,271,649	3,278,916	5,142,670	3,089,041
教育文化費	5,897,205	6,588,870	6,278,020	6,245,783	7,197,590	6,373,352
社会保障関係費	15,804,801	16,924,137	17,169,970	17,434,680	18,502,019	17,771,755
社会保険費	8,577,131	8,975,768	9,124,184	9,252,523	9,033,975	9,816,229
生活保護費	1,073,775	1,164,529	1,134,552	1,248,688	1,298,591	1,152,370
社会福祉費	3,359,328	3,783,512	4,173,718	4,445,983	5,002,767	4,683,525
住宅対策費	1,479,829	1,508,267	1,582,018	1,368,666	1,671,436	1,056,340
失業対策費	39,753	39,085	38,642	36,081	133,443	34,802
保健衛生費	1,052,444	1,071,788	1,019,469	973,525	1,240,267	907,364
その他	222,541	381,187	97,386	109,215	121,542	121,126
恩 給 費	1,751,628	1,706,963	1,658,300	1,596,644	1,530,422	1,477,888
文官恩給費	93,348	88,978	81,388	77,806	71,652	65,928
旧軍人遺族等恩給費	1,533,343	1,496,718	1,456,823	1,403,081	1,354,155	1,314,099
その他	124,937	121,267	120,089	115,758	104,615	97,861
国 債 費	13,422,226	12,820,432	16,083,851	16,268,093	18,150,013	19,831,923
予 備 費	—	—	200,000	150,000	150,000	850,000
そ の 他	1,621,256	679,592	788,495	107,953	889,148	1,729,145

(注) 1 平成9年度は補正後予算額、平成10年度は当初予算額、他は決算額。

2 「予備費」には、公共事業等予備費500,000を含んでいる。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」、歳出決算額は「決算書」

第354表 地方財政(普通会計)歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
歳入合計	96,194,581	100,567,009	101,508,953	107,095,609	106,990,573	105,672,938
地方税	34,568,312	33,591,323	32,539,076	33,674,977	35,093,735	36,155,510
地方譲与税	1,877,801	2,022,367	1,904,996	1,939,341	1,996,955	1,080,532
利子割交付金	399,605	477,812	586,880	477,067	256,712	210,800
地方消費税交付金	—	—	—	—	—	295,291
ゴルフ場利用税交付金	72,206	71,402	69,040	68,307	68,646	68,456
特別地方消費税交付金	23,022	22,851	21,743	20,703	20,629	43,186
自動車取得税交付金	396,900	372,899	408,264	426,079	453,212	397,679
軽油引取税交付金	87,784	90,281	120,156	125,543	126,848	124,713
地方交付税	15,679,199	15,435,122	15,531,954	16,152,873	16,889,102	17,127,557
交通安全対策特別交付金	85,566	84,516	84,926	85,048	86,987	87,893
分担金及び負担金	1,284,324	1,489,685	1,470,361	1,588,475	1,550,828	1,537,438
使用料	1,661,341	1,726,656	1,780,904	1,823,955	1,863,293	1,890,867
手数料	440,624	474,094	506,306	524,003	548,017	523,391
国庫支出金	12,859,152	13,613,789	13,704,738	14,962,635	14,665,677	14,256,386
義務教育費負担金	2,891,997	2,836,772	2,853,598	2,861,693	2,968,116	3,010,885
生活保護費負担金	1,009,635	1,034,864	1,064,151	1,154,452	1,161,925	1,234,800
児童保護費負担金	456,731	466,961	478,989	501,312	527,902	558,527
結核医療費負担金	28,324	27,374	28,456	16,700	11,029	9,530
精神衛生費負担金	35,731	34,977	34,912	26,949	30,198	24,510
老人保護費負担金	302,288	313,567	334,085	379,139	395,649	431,045
普通建設事業費支出金	5,356,901	6,048,495	5,927,951	6,611,533	6,301,252	5,850,150
災害復旧事業費支出金	355,302	405,717	416,556	599,265	472,727	281,687
失業対策事業費支出金	27,776	25,558	23,587	23,496	19,619	17,283
委託金	262,242	279,094	270,834	360,928	338,647	284,762
財政補給金	11,620	10,939	10,490	9,931	9,169	8,981
その他	2,120,605	2,129,471	2,261,127	2,417,236	2,329,812	2,442,890
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	27,150	27,150	27,150	28,150	28,150	28,150
都道府県支出金	2,145,546	2,356,505	2,423,835	2,592,446	2,624,577	2,547,416
財産収入	1,710,320	1,517,649	1,219,922	1,021,886	895,235	803,407
寄附金	191,613	174,922	177,747	178,130	183,496	160,519
繰入金	3,158,357	3,717,514	3,915,866	3,609,100	3,188,331	3,402,770
繰越金	1,801,594	1,763,453	2,139,660	2,077,535	2,266,760	2,208,383
諸収入	6,750,505	7,375,421	7,817,638	7,903,829	7,734,582	7,839,824
地方債	10,298,884	13,490,532	14,426,007	17,117,578	15,718,172	14,172,595
特別区財政調整交付金・納付金	674,776	671,059	631,785	697,951	730,628	710,176

(単位 百万円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
歳出合計	94,330,466	98,329,190	99,332,296	104,724,516	104,666,175	103,458,924
議会費	570,989	574,813	580,423	591,566	602,093	604,459
総務費	10,750,813	9,916,537	9,819,748	10,656,940	10,279,007	9,268,242
民生費	10,586,450	11,381,921	11,960,261	13,000,158	13,205,947	13,821,811
社会福祉費	2,956,267	3,218,139	3,203,866	3,368,888	3,595,523	3,737,044
老人福祉費	2,914,395	3,299,230	3,488,873	3,873,940	4,132,392	4,393,680
児童福祉費	3,172,551	3,273,205	3,365,636	3,535,198	3,659,898	3,815,276
生活保護費	1,535,052	1,570,423	1,618,444	1,728,835	1,763,489	1,848,890
災害救助費	8,184	20,925	283,442	493,298	54,645	26,921
衛生費	5,750,422	6,416,448	6,513,835	6,638,873	6,818,846	6,903,851
公衆衛生費	3,022,128	3,221,139	3,364,955	3,492,542	3,545,677	3,715,317
結核対策費	61,901	60,923	61,198	49,032	39,080	40,582
保健所費	305,432	310,846	324,552	312,722	332,830	311,404
清掃費	2,360,961	2,823,540	2,763,130	2,784,577	2,901,259	2,836,548
労働費	547,748	567,018	547,577	551,484	519,037	495,427
失業対策費	79,162	70,824	61,495	61,935	56,401	44,212
その他	468,585	496,194	486,083	489,549	462,636	451,216
農林水産業費	6,605,469	7,354,768	7,575,377	7,997,961	8,100,085	7,682,958
商工費	4,494,027	5,106,142	5,390,515	5,720,396	5,436,209	5,433,445
土木費	22,038,715	23,059,865	22,125,003	23,503,093	22,939,384	21,768,646
消防費	1,633,257	1,705,898	1,778,529	1,891,514	1,923,116	1,951,368
警察費	2,970,511	3,123,890	3,186,530	3,281,706	3,383,963	3,423,949
教育費	18,494,855	18,628,099	18,670,322	18,848,688	18,952,997	18,895,146
災害復旧費	598,991	749,123	743,230	1,041,339	826,861	536,011
公債費	7,201,499	7,630,700	8,202,221	8,779,497	9,599,802	10,422,811
諸支出金	426,770	401,442	394,958	400,023	415,764	394,491
前年度繰上充用金	5,659	6,223	5,897	5,629	6,388	6,008
特別区財政調整交付金・納付金	674,776	671,059	631,785	697,951	730,628	710,176
利子割交付金	399,605	477,812	586,880	477,067	256,712	210,800
地方消費税交付金	—	—	—	—	—	295,291
ゴルフ場利用税交付金	72,206	71,402	69,040	68,307	68,646	68,456
特別地方消費税交付金	23,022	22,851	21,743	20,703	20,629	43,186
自動車取得税交付金	396,900	372,899	408,264	426,079	453,212	397,679
軽油引取税交付金	87,784	90,281	120,156	125,543	126,848	124,713

資料：自治省「地方財政統計年報」

第355表 地方の民生費と衛生費の状況

(1) 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区分	平成9年度(1997年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
社会福祉費	1,013,715	27.6	2,723,329	26.8	3,485,237	27.4
老人福祉費	1,310,603	35.7	3,083,076	30.4	3,870,375	30.4
児童福祉費	1,050,537	28.6	2,764,739	27.2	3,525,348	27.7
生活保護費	294,684	80.2	1,554,206	15.3	1,814,641	14.3
災害救助費	5,204	0.1	21,716	0.2	25,947	0.2
合計	3,674,744	100.0	10,147,067	100.0	12,721,549	100.0

平成8年度(1996年度) 純計額		比較			
		増減額		増減率	前年度増減率
3,358,632	27.5	126,605	24.0	3.8	6.6
3,667,152	30.1	203,223	38.6	5.5	6.3
3,385,025	27.8	140,323	26.6	4.1	3.4
1,729,667	14.2	84,974	16.1	4.9	2.1
54,336	0.4	△ 28,389	△ 5.4	△ 52.2	△ 86.9
12,194,812	100.0	526,737	100.0	4.3	1.8

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区分	平成9年度(1997年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	313,796	8.5	1,915,285	18.9	2,229,081	17.5
物件費	130,540	3.6	880,005	8.7	1,010,545	7.9
扶助費	1,088,772	29.6	4,641,342	45.7	5,730,114	45.0
補助費等	1,634,746	44.5	501,636	4.9	1,078,884	8.5
普通建設事業費	412,772	11.2	725,319	7.1	1,096,330	8.6
補助事業費	258,514	7.0	151,251	1.5	384,665	3.0
単独事業費	154,258	4.2	573,377	5.7	711,665	5.6
県営事業負担金	—	—	691	0.0	—	—
貸付金	74,786	2.0	40,085	0.4	113,869	0.9
繰出金	13	0.0	1,394,423	13.7	1,394,436	11.0
その他	19,318	0.5	48,971	0.5	68,289	0.5
合計	3,674,744	100.0	10,147,067	100.0	12,721,549	100.0

平成8年度(1996年度) 純計額		比較			
		増減額		増減率	前年度増減率
2,173,073	17.8	56,008	10.6	2.6	2.4
955,097	7.8	55,448	10.5	5.8	△ 9.7
5,366,325	44.0	363,789	69.1	6.8	5.0
1,043,782	8.6	35,102	6.7	3.4	8.3
1,104,668	9.1	△ 8,338	△ 1.6	△ 0.8	△ 6.0
382,579	3.1	2,086	0.4	0.5	△ 9.4
722,090	5.9	△ 10,425	△ 2.0	△ 1.4	△ 4.2
—	—	—	—	—	—
107,356	0.9	6,513	12.4	6.1	△ 51.0
1,364,393	11.2	30,043	5.7	2.2	9.6
80,117	0.7	△ 11,828	△ 2.2	△ 14.8	△ 9.6
12,194,812	100.0	526,737	100.0	4.3	1.8

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区分	平成9年度(1997年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	839,807	22.9	2,608,624	25.7	3,448,431	27.1
都道府県支出金	—	—	872,028	8.6	—	—
使用料、手数料	46,794	1.3	244,685	2.4	291,479	2.3
分担金、負担金、寄附金	91,618	2.5	472,333	4.7	475,763	3.7
地方債	68,090	1.9	286,860	2.8	349,990	2.8
その他特定財源	176,712	4.8	253,709	2.5	427,786	3.4
一般財源等	2,451,723	66.7	5,408,828	53.3	7,728,100	60.7
合計	3,674,744	100.0	10,147,067	100.0	12,721,549	100.0

平成8年度(1996年度) 純計額		比較			
		増減額		増減率	前年度増減率
3,227,513	26.5	220,918	41.9	6.8	△ 0.7
—	—	—	—	—	—
280,927	2.3	10,552	2.0	3.8	1.4
441,238	3.6	34,525	6.6	7.8	6.9
350,069	2.9	△ 79	0.0	0.0	△ 28.4
388,090	3.2	39,696	7.5	10.2	△ 3.4
7,506,973	61.6	221,127	42.0	2.9	5.0
12,194,812	100.0	526,737	100.0	4.3	1.8

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成9年度(1997年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
公衆衛生費	1,573,381	73.9	2,139,936	44.8	3,573,778	53.2
結核対策費	11,282	0.5	29,300	0.6	40,266	0.6
保健所費	185,060	8.7	126,344	2.6	308,358	4.9
清掃費	357,186	16.8	2,479,362	51.9	2,799,894	41.7
合計	2,128,909	100.0	4,774,942	100.0	6,722,296	100.0

平成8年度(1996年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
3,413,145	51.3	160,633	216.1	4.7	1.5
38,758	0.6	1,508	2.0	3.9	△ 20.4
330,653	5.0	△ 22,295	△ 30.0	△ 6.7	6.6
2,865,401	43.1	△ 65,507	△ 88.1	△ 2.3	4.1
6,647,958	100.0	74,338	100.0	1.1	2.7

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成9年度(1997年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	450,976	21.2	1,112,186	23.3	1,563,162	23.1
物件費	207,239	9.7	1,236,582	25.9	1,443,821	21.3
扶助費	202,419	9.5	154,225	3.2	356,644	5.3
補助費等	523,082	24.6	597,868	12.5	995,936	14.7
普通建設事業費	357,221	16.8	1,207,139	25.3	1,510,228	22.3
補助事業費	99,307	4.7	486,618	10.2	581,336	8.6
単独事業費	257,914	12.1	713,679	14.9	928,892	13.7
県営事業負担金	—	—	6,841	0.1	—	—
繰出金	30,045	1.4	130,181	2.7	160,226	2.4
その他	357,927	16.8	336,762	7.1	692,276	10.2
合計	2,128,909	100.0	4,774,942	100.0	6,772,296	100.0

平成8年度(1996年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
1,545,483	23.2	17,679	14.2	1.1	1.7
1,365,656	20.5	78,165	62.9	5.7	5.0
341,665	51.3	14,979	12.0	4.4	△ 0.8
978,027	14.7	17,909	14.4	1.8	0.9
1,645,709	24.8	△ 135,481	△ 109.0	△ 8.2	5.9
593,229	8.9	△ 11,893	△ 9.6	△ 2.0	8.8
1,052,480	15.8	△ 123,588	△ 99.4	△ 11.7	4.2
—	—	—	—	—	—
152,793	2.3	7,433	6.0	4.9	0.3
618,626	9.3	73,650	59.2	11.9	△ 2.4
6,647,958	100.0	124,338	100.0	1.9	2.7

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成9年度(1997年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	231,400	10.9	262,862	5.5	494,262	7.4
都道府県支出金	—	—	143,916	3.0	—	—
使用料、手数料	87,646	4.1	222,761	4.7	310,407	4.6
分担金、負担金、寄附金	6,359	0.3	65,400	1.4	45,922	0.7
地方債	272,929	12.8	715,715	15.0	976,358	14.5
その他特定財源	174,879	8.2	226,114	4.7	399,422	5.9
一般財源等	1,355,696	63.7	3,138,174	65.7	4,495,925	66.9
合計	2,128,909	100.0	4,774,942	100.0	6,722,296	100.0

平成8年度(1996年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
505,000	7.6	△ 10,738	△ 14.4	△ 2.1	0.2
—	—	—	—	—	—
298,270	4.5	12,137	16.3	4.1	5.3
48,806	0.7	△ 2,884	△ 3.9	△ 5.9	3.1
1,030,014	15.5	△ 53,656	△ 72.2	△ 5.2	3.3
386,165	5.8	13,257	17.8	3.4	△ 1.4
4,379,704	65.9	116,221	156.3	2.7	3.0
6,647,958	100.0	74,338	100.0	1.1	2.7

資料：自治省「地方財政の状況」

第356表 生活保護費等国庫負担(補助)の推移

区 分	昭和59年度 ('84)まで	60年度 ('85)	61~63年度 ('86~'88)(暫定)	平成元年度 ('89)(恒久化)
生活保護費等				
生活保護	8/10	7/10	7/10	3/4
結核・精神	8/10	7/10	7/10	3/4
児童扶養手当	10/10	8/10	7/10	3/4
措置費等				
特養、保育所、身体障害者、知的障害者施設への入所措置等	8/10	7/10	1/2	1/2

(参考)

在宅福祉サービス				
ショートステイ			1/2	
デイサービス	1/3	1/3	1/2	1/2
ホームヘルプサービス			1/3	

第357表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円・%)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
国内総支出(A)	4,718,820	4,767,461	4,788,414	4,897,497	5,037,870	5,049,867
歳出総額						
国(B)	771,407	793,528	799,849	864,795	873,154	849,085
地方(C)	895,597	930,764	938,178	989,445	990,261	976,738
国から地方に対する支出(D)	306,223	311,937	312,538	331,680	336,669	325,805
地方から国に対する支出(E)	12,743	13,792	11,079	14,952	12,694	12,543
歳出純計額						
国(B)-(D)(F)	465,184	481,591	487,311	533,115	536,485	523,280
地方(C)-(E)(G)	882,854	916,972	927,099	974,493	977,567	964,195
合計(F)+(G)(H)	1,348,038	1,398,563	1,414,410	1,507,608	1,514,052	1,487,475
国内総支出に対する比率						
(F)/(A)×100	9.9	10.1	10.2	10.9	10.4	10.4
(G)/(A)×100	18.7	19.2	19.4	19.9	19.4	19.1
(H)/(A)×100	28.6	29.3	29.5	30.8	30.1	29.5

- (注) 1 国内総支出は、経済企画庁の推計により、新SNA(平成2年基準)によっており名目値である。
 2 国の歳出額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業(治山勘定のみ)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険(児童手当勘定のみ)及び電源開発促進対策(電源立地勘定のみ)の10特別会計との純計決算額である。
 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業償還交付金等を含む。)、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債を含む。の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。

資料：自治省「地方財政統計年報」

第358表 国税及び地方税

(単位 億円)

区 分	平成6年度('94)	7('95)	8('96)	9('97)	10('98)	11('99)
国税及び地方税合計	865,398	886,380	903,198	917,562	904,208	843,972
国 税	540,007	549,630	552,261	556,007	519,456	491,015
直 接 税	359,567	363,519	360,476	352,325	309,690	280,640
所 得 税	204,175	195,151	189,649	191,827	171,730	156,850
源 泉 分	167,142	157,259	150,210	154,030	137,440	124,590
申 告 分	37,033	37,891	39,440	37,797	34,290	32,260
法 人 税	123,631	137,354	144,833	134,754	117,200	104,280
法 人 特 別 税	178	44	20	—	—	—
相 続 税	26,699	26,903	24,199	24,129	20,700	19,480
地 価 税	4,870	4,063	1,772	1,601	60	30
旧 税	—	—	—	—	—	—
法人臨時特別税(特)	14	4	3	—	—	—
間 接 税 等	180,440	186,111	191,785	203,682	209,766	210,375
地 方 税	325,391	336,750	350,937	361,555	384,752	352,957
道 府 県 税	136,080	139,090	145,915	149,478	174,454	148,195
市 町 村 税	189,311	197,660	205,022	212,077	210,298	352,957

(注) 国税は、平成8年度以前は決算額、平成9年度は補正後予算額、平成10年度は当初予算額であり、地方税は、平成8年度以前は決算額、平成9年度及び平成10年度は地方財政計画額である。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第359表 高齢社会対策関係予算(一般会計)の推移

(単位 億円)

	就業・所得	健康・福祉	学習・社会参加	生活環境	調査研究等の推進	計
昭和63年度	31,905	21,496	365	1,237	24	55,027
平成元年度	32,553	23,646	485	1,292	28	58,005
2	36,565	24,733	519	1,316	36	63,169
3	39,624	25,879	543	1,523	106	67,677
4	42,456	27,842	593	1,803	132	72,828
5	45,602	29,829	719	1,964	157	78,271
6	45,572	32,543	712	2,113	74	81,015
7	43,800	36,360	726	397	270	81,553
8	43,269	39,516	766	449	340	84,340
9	43,176	41,698	686	452	385	86,396
10	44,078	45,476	593	404	380	90,932
11	52,095	49,420	579	397	398	102,890

(注) 7年度以前は、長寿社会対策関係予算である。

資料：総務庁「高齢社会白書」

第360表 年金積立金還元融資資金配分の推移

(単位 億円)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
総額	56,820	64,250	63,456	64,321	65,301	72,396	72,126
年金福祉事業団	47,964	52,374	49,723	47,515	47,452	54,202	55,140
大規模年金保養基地	33	60	109	98	52	22	0
福祉施設設置整備資金貸付	486	584	653	527	585	372	224
(1)住宅(社宅・分譲住宅)	218	291	265	107	13	123	38
(2)療養施設	158	159	236	291	294	128	140
(3)厚生福祉施設	110	134	152	129	160	121	46
被保険者住宅資金貸付	11,565	13,820	18,300	16,083	16,825	17,578	15,021
年金担保貸付	930	1,060	961	1,107	1,290	1,320	1,320
資金確保事業	11,050	12,600	10,200	10,200	9,790	9,610	10,575
年金財源強化事業	23,900	24,250	19,500	19,500	18,910	25,300	28,000
特別地方債	6,715	9,500	11,100	13,700	14,300	14,500	13,651
住宅	68	70	70	70	70	70	67
病院	3,062	4,400	4,400	5,200	5,200	5,200	4,770
厚生福祉施設	1,538	2,000	2,161	2,406	2,431	2,272	2,151
(1)社会福祉施設等	1,162	1,631	1,707	1,930	1,951	1,902	1,795
(2)リクリエーション・スポーツ施設	376	419	454	476	480	370	356
一般廃棄物処理	1,305	2,100	3,529	5,103	5,644	5,826	5,554
簡易水道	700	880	890	855	890	1,000	967
と畜場整備	42	50	50	66	65	40	57
観光その他	—	—	—	—	90	92	85
社会福祉・医療事業団	1,555	1,641	1,741	2,294	2,814	2,769	2,424
一般勘定	868	899	963	1,516	1,801	—	—
医療勘定	687	742	778	778	1,013	—	—
国立病院特別会計	508	648	780	697	577	775	765
環境事業団	78	87	81	74	64	56	52
国民金融公庫等	—	—	—	31	41	94	94

(注) 1 当初計画である。
 2 平成8年度より、厚生福祉施設整備事業のうち宿泊休養施設分を観光その他事業に区分した。
 3 社会福祉・医療事業団については、平成9年度より勘定統合したものである。

資料：厚生省年金局調

第361表 市町村税納税義務者数

平成10年7月1日現在

区 分	市町村数	市 町 村 民 税(人)					固 定 資 産 税 (人)
		個 人 均 等 割	法 人 均 等 割		所 得 割	法 人 税 割	
			法 人	法 人 で な い 団 体			
合 計	3,233	46,818,212	3,484,024	4,580	52,464,817	3,341,773	41,977,525
人口50万以上の市	22	12,918,444	1,363,082	2,417	14,227,783	1,272,018	9,501,383
人口5万以上50万未満の市	425	21,936,758	1,424,167	1,235	24,714,805	1,412,738	18,584,575
人口5万未満の市	224	2,668,960	175,013	391	3,038,708	170,307	2,885,796
町	2,562	9,294,050	521,762	537	10,483,521	486,710	11,005,771

資料：自治省税務局調

第15節 国際統計及び比較

1 人 口

第362表 世界の主要地域別人口及び人口増加率

地 域	年 央 推 計 人 口 (1,000人)							年平均人口増加率(%)		
	1950年	1970年	1990年	1995年	2000年	2025年	2050年	1950~ 55年	1995~ 2000年	2045~ 50年
世界全域	2,521,495	3,696,148	5,266,442	5,666,360	6,055,049	7,823,703	8,909,095	1.79	1.34	0.34
先進地域 ¹⁾	812,687	1,007,667	1,147,980	1,171,763	1,187,980	1,214,890	1,155,403	1.22	0.28	-0.29
発展途上地域 ²⁾	1,708,808	2,688,481	4,118,462	4,494,597	4,867,069	6,608,813	7,753,693	2.06	1.61	0.44
アフリカ	220,933	357,041	614,769	696,963	784,445	1,298,311	1,766,082	2.17	2.39	0.99
東部アフリカ	64,816	108,450	191,717	217,148	246,969	426,181	595,562	2.34	2.61	1.08
中部アフリカ	26,316	40,103	70,378	83,741	95,653	184,673	274,631	1.82	2.70	1.28
北部アフリカ	53,302	85,390	142,040	157,081	173,265	249,120	303,765	2.29	1.98	0.58
南部アフリカ	15,581	25,000	39,113	43,287	46,885	55,886	65,536	2.31	1.61	0.46
西部アフリカ	60,918	98,098	171,520	195,707	221,673	382,451	526,589	2.00	2.52	1.05
アメリカ	338,611	516,336	722,460	776,715	828,774	1,060,270	1,200,691	2.20	1.31	0.34
ラテンアメリカ	166,994	284,796	440,472	479,954	519,143	696,658	808,910	2.69	1.58	0.41
カリブ海	17,039	24,856	33,963	36,136	38,139	47,287	52,026	1.79	1.08	0.17
中央アメリカ	36,961	67,513	111,425	123,267	135,222	188,504	222,502	2.79	1.87	0.44
南アメリカ	112,994	192,427	295,085	320,551	345,782	460,866	534,382	2.79	1.53	0.42
北部アメリカ	171,617	231,540	281,988	296,762	309,631	363,612	391,781	1.72	0.85	0.20
アジア	1,402,021	2,147,021	3,180,594	3,436,281	3,682,550	4,723,140	5,268,451	1.93	1.39	0.24
東部アジア	671,156	986,644	1,350,465	1,422,281	1,485,217	1,695,441	1,676,245	1.77	0.87	-0.27
南部・中央アジア	498,583	787,537	1,238,822	1,365,188	1,490,778	2,049,851	2,430,004	2.05	1.78	0.48
南東部アジア	182,035	286,708	440,966	480,464	518,540	683,527	785,583	1.94	1.54	0.35
西部アジア	50,247	86,132	150,342	168,349	188,015	294,321	376,617	2.68	2.23	0.77
ヨーロッパ	547,318	656,441	722,206	727,912	728,887	702,335	627,691	1.01	0.03	-0.56
東部ヨーロッパ	219,296	276,282	310,778	310,042	306,990	287,506	251,894	1.52	-0.20	-0.65
北部ヨーロッパ	78,094	87,347	92,496	93,682	94,383	95,876	90,660	0.39	0.15	-0.28
南部ヨーロッパ	109,012	127,606	142,970	143,348	144,174	135,035	114,526	0.83	0.11	-0.83
西部ヨーロッパ	140,916	165,207	175,963	180,841	183,340	183,918	170,611	0.66	0.27	-0.39
欧州連合 ³⁾	296,151	340,576	365,235	371,937	375,276	367,342	331,307	0.60	0.18	-0.52
オセアニア	12,612	19,309	26,412	28,488	30,393	39,647	46,180	2.23	1.30	0.47

UN, World Population Prospects : 1998 による。

1) ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域。

2) 先進地域以外の地域。

3) 1995年1月現在欧州連合を構成する15カ国(ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、デンマーク、アイルランド、イギリス、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデン、フィンランド)の合計。

注：年平均人口増加率は、 $(\sqrt[n]{P_1/P_0}-1) \times 100$ によって算出。ただし、 P_0 、 P_1 はそれぞれ期首、期末人口、 n は期間。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 1999」

第363表 平均寿命の国際比較

国名	年 1926~1930	1947	1955	1965	1975	1985	直近の 実績
男							
日本	44.82	50.06	63.60	67.74	71.73	74.78	(1998) 77.16
アメリカ	(1929~31) 57.71	—	66.60	66.8	68.8	71.2	(1995) 72.5
イギリス	(1930~32) 58.74	(1948) 66.39	67.52	(1963~65) 68.3	(1974~76) 69.6	(1983~85) 71.80	(1996) 74.31
ドイツ	(1924~26) 55.97	(1946~47) 57.72	(1957~58) 66.21	(1963~65) 67.41	(1974~76) 68.30	(1984~86) 71.54	(1994~96) 73.3
フランス	(1928~33) 54.30	(1946~49) 61.87	(1952~56) 65.04	67.8	69.00	(1982~84) 70.86	(1996) 74.0
スウェーデン	(1921~30) 60.97	(1946~50) 69.04	(1951~55) 70.49	71.13	72.12	73.79	(1996) 76.51
女							
日本	46.54	53.96	67.75	72.92	76.89	80.48	(1998) 84.01
アメリカ	(1929~31) 60.99	—	72.70	73.8	76.6	78.2	(1995) 78.9
イギリス	(1930~32) 62.88	(1948) 71.15	72.99	(1963~65) 74.4	(1974~76) 75.7	(1983~85) 77.74	(1996) 79.48
ドイツ	(1924~26) 58.82	(1946~47) 63.44	(1957~58) 71.34	(1963~65) 73.22	(1974~76) 74.81	(1984~86) 78.10	(1994~96) 79.7
フランス	(1928~33) 59.02	(1946~49) 67.43	(1952~56) 71.15	75.0	76.86	(1982~84) 78.99	(1996) 81.9
スウェーデン	(1921~30) 63.16	(1946~50) 71.58	(1951~55) 73.43	76.09	77.87	79.68	(1996) 81.53

(注) 1 日本は厚生省大臣官房統計情報部「生命表」、諸外国は UN, "Demographic Yearbook 1996" 等
 2 イギリスはイングランド・ウェールズ。ドイツの1957~58年以降の数値は旧西ドイツのものである。
 3 年次()内は作成基礎期間
 4 平均寿命とは0歳児の平均余命をいう。

資料：総理府社会保障制度審議会事務局作成

第364表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測

(i) 主要先進国の65歳以上人口割合(1850~2050年)

(%)

年次	日本	カナダ	アメリカ	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ ¹⁾
1850年	5.49 ¹⁵⁾	...	5.45	6.47 ²³⁾	...
1860	4.96 ¹⁶⁾	...	5.20	6.89 ²⁴⁾	...
1870	3.92 ¹²⁾	5.88 ¹⁷⁾	...	5.81	7.41 ²⁵⁾	...
1880	5.72 ²⁾	4.39	6.10	...	6.08	8.11 ²⁶⁾	4.72
1890	5.49 ³⁾	4.87	5.98	5.62 ¹⁸⁾	6.97	8.28 ²⁷⁾	5.10
1900	5.49 ⁴⁾	5.07 ⁷⁾	4.07	4.98	5.74	5.13	6.66 ⁷⁾	8.20 ⁷⁾	4.88
1910	5.25 ⁵⁾	4.66 ⁸⁾	4.30	5.27	5.84	5.34 ¹⁹⁾	6.62 ⁸⁾	8.36 ⁸⁾	5.04
1920	5.26	4.78 ⁹⁾	4.67	6.23	5.83	5.66	6.85 ⁹⁾	9.05 ⁹⁾	5.77 ²⁸⁾
1930	4.75	5.56 ¹⁰⁾	5.41	6.77 ¹³⁾	6.91	5.21 ²⁰⁾	7.52 ²¹⁾	9.35 ¹⁰⁾	7.36 ²⁹⁾
1940	4.80 ⁶⁾	6.67 ¹¹⁾	6.85	8.81 ¹⁴⁾	8.38 ²²⁾	11.42	8.86 ³⁰⁾
1950	4.94	7.67	8.26	10.37	11.05	6.73	9.13	11.38	9.72
1960	5.73	7.50	9.19	12.05	11.96	7.51	10.59	11.64	11.52
1970	7.07	7.86	9.84	14.08	13.38	9.59	12.27	12.87	13.69
1980	9.10	9.39	11.19	15.40	14.34	11.86	14.41	13.97	15.60
1990	12.05	11.22	12.39	14.97	15.06	12.99	15.60	13.99	14.96
1995	14.54	12.01	12.54	14.88	15.89	14.53	15.35	15.01	15.47
2000	17.24	12.75	12.51	14.68	16.68	15.91	15.18	15.93	16.35
2010	22.04	14.31	13.20	16.50	17.51	16.84	17.04	16.65	19.81
2020	26.85	18.23	16.62	19.09	20.89	19.82	20.51	20.15	21.57
2030	27.97	22.57	20.65	24.75	25.31	22.19	23.15	23.16	26.15
2040	30.95	23.70	21.51	29.17	27.52	25.47	25.24	25.25	28.78
2050	32.29	23.77	21.73	30.32	27.63	29.95	24.14	25.52	28.37

(%)

年次	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1850年	4.75 ³⁸⁾	4.78	...	4.64 ²³⁾	...
1860	...	4.19 ²⁴⁾	4.89 ³⁹⁾	5.75 ⁴¹⁾	4.67 ⁴⁴⁾	5.22	5.11	4.68 ²⁴⁾	...
1870	3.63	5.11 ³⁰⁾	5.52 ¹²⁾	6.23 ⁴²⁾	...	5.43	5.54	4.79 ³⁰⁾	...
1880	3.53 ³²⁾	5.12 ²⁶⁾	5.45 ³²⁾	6.10 ⁴³⁾	4.73 ⁴⁶⁾	5.90	5.53	4.62 ²⁰⁾	...
1890	3.51 ³³⁾	...	6.01 ³³⁾	7.63 ³⁷⁾	6.00	7.68	5.81 ³⁾	4.77 ²⁷⁾	...
1900	...	6.16 ⁷⁾	6.01	7.91	5.72	8.37	5.84	4.69 ⁷⁾	...
1910	4.13 ³⁴⁾	6.50 ⁸⁾	6.12 ¹⁰⁾	7.79	5.90	8.44	5.80	5.22 ⁸⁾	4.29 ⁸⁾
1920	5.66 ⁹⁾	6.75 ⁹⁾	5.88	7.70	5.92	8.40	5.83	6.03 ⁹⁾	4.42 ⁹⁾
1930	5.86 ³⁵⁾	...	6.21	8.29	6.19	9.20	6.87	7.40 ¹⁰⁾	6.49 ²⁹⁾
1940	6.31	7.43 ³⁷⁾	7.01	...	6.46	9.41	8.56	8.97 ¹¹⁾	...
1950	6.79	8.26	7.74	9.68	6.98	10.25	9.61	10.73	8.13
1960	8.25	9.31	9.01	11.11	7.99	11.97	10.05	11.68	8.46
1970	11.15	10.89	10.16	12.89	9.20	13.67	11.35	12.94	8.35
1980	13.14	13.15	11.51	14.76	10.45	16.29	13.85	15.07	9.59
1990	13.69	15.32	12.84	16.31	13.61	17.78	14.35	15.72	11.15
1995	15.87	16.78	13.24	15.98	14.72	17.56	14.34	15.87	12.04
2000	17.92	18.17	13.79	15.45	15.73	17.42	14.72	16.03	12.10
2010	20.13	20.81	15.79	16.01	17.08	19.48	16.81	17.13	13.42
2020	22.67	24.06	20.65	19.66	19.48	23.14	20.48	19.82	16.84
2030	26.16	29.10	25.58	22.86	22.92	25.48	26.21	23.07	20.00
2040	30.90	34.50	28.88	25.32	27.88	27.17	29.88	24.95	21.95
2050	34.25	34.90	28.10	24.71	31.16	26.72	30.02	24.89	22.56

1940年以前は UN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降は UN, *The Sex and Age Distribution of World Population: 1998* による各年推計人口に基づく。ただし、日本は総務庁統計局『国勢調査報告』及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成9年1月推計)による人口(中位推計値)。

1)全ドイツ。2)1884年。3)1888年。4)1898年。5)1908年。6)国勢調査の「全人口から内外地にいた軍人・軍属等の年齢別推計数を差し引いて得た補正人口。7)1901年。8)1911年。9)1921年。10)1931年。11)1941年。12)1869年。13)1927年。14)1939年。15)1846年。16)1856年。17)1866年。18)1893年。19)1905年。20)1934年。21)1935年。22)1945年。23)1851年。24)1861年。25)1872年。26)1881年。27)1891年。28)1925年。29)1933年。30)西ドイツ 1946年。31)1879年。32)1889年。33)1907年。34)1928年。35)1871年。36)1936年。37)1849年。38)1859年。39)1909年。40)1855年。41)1865年。42)1875年。43)1864年。44)1878年。

(ii) 主要先進国の65歳以上人口割合別の到達年次とその倍化年数

年次(年間)

国	65歳以上人口割合(到達年次)								倍化年数(年間)	
	7%	10%	14%	15%	20%	23%	25%	30%	7%→14%	10%→20%
日本	1970	1985	1994	1996	2006	2013	2015	2038	24	21
フィンランド	1958	1973	1994	2001	2015	2022	2029	—	36	42
ドイツ	1932	1942	1972	1976	2012	2025	2029	—	40	70
ギリシャ	1951	1968	1991	1994	2009	2022	2027	2046	40	41
オーストリア	1929	1945	1970	1976	2023	2028	2031	—	41	78
ポルトガル	1951	1977	1992	1997	2022	2031	2035	—	41	45
ルーマニア	1962	1977	2003	2014	2031	2036	2039	2048	41	54
ブルガリア	1952	1972	1994	1997	2021	2034	2040	—	42	49
スペイン	1947	1975	1991	1994	2017	2025	2028	2036	44	42
イギリス	1929	1946	1976	1980	2021	2030	—	—	47	75
ベルギー	1925	1946	1976	1990	2018	2025	2030	—	51	72
スイス	1931	1960	1982	2004	2019	2026	2029	—	51	59
デンマーク	1925	1957	1978	1985	2018	2030	2038	—	53	61
イタリア	1927	1966	1988	1992	2007	2017	2023	2032	61	41
オランダ	1940	1969	2002	2008	2019	2026	2029	—	62	50
カナダ	1945	1984	2009	2013	2024	2032	—	—	64	40
アメリカ	1942	1972	2013	2016	2028	—	—	—	71	56
オーストラリア	1939	1985	2012	2015	2030	—	—	—	73	45
スウェーデン	1887	1948	1972	1975	2012	2020	2029	—	85	64
ノルウェー	1885	1954	1977	1982	2022	2031	2038	—	92	68
フランス	1864	1943	1979	1995	2020	2030	2039	—	115	77

1950年以前は UN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、及び *Demographic Yearbook*、1950年以降は UN, *The Sex and Age Distribution of World Population: 1998* による。ただし、日本は総務庁統計局『国勢調査報告』及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成9年1月推計)による人口(中位推計値)。1950年以前は既知年次のデータを基に補間推計したものである。それぞれの人口割合を超えた最初の年次を示す。倍化年数は、7%から14%へ、あるいは10%から20%へそれぞれ要した期間。国の配列は、倍化年数7%→14%の短い順。

資料：厚生省国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 1999」

第365表 主要先進国の合計特殊出生率（1950～1998年）

年次	日本	カナダ	アメリカ合衆国	オーストリア	ベルギー	アルゼンチン	デンマーク	フランス	西ドイツ
1950年	3.65	3.37	3.02	...	2.35	...	2.58	2.92	...
1955	2.37	3.75	3.52	2.23	2.39	2.38	2.58	2.70	2.07
1960	2.00	3.81	3.64	...	2.53	2.31	2.54	2.72	2.34
1965	2.14	3.11	2.93	2.69	2.60	2.08	2.60	2.82	2.50
1970	2.13	2.26	2.46	2.31	2.24	2.18	1.97	2.47	2.01
1975	1.91	1.82	1.80	1.84	1.74	2.24	1.92	1.96	1.45
1976	1.85	1.80	1.77	1.70	1.73	2.25	1.75	1.87	1.46
1977	1.80	1.77	1.83	1.64	1.73	2.21	1.66	1.90	1.40
1978	1.79	1.72	1.80	1.62	1.70	2.14	1.67	1.86	1.38
1979	1.77	1.72	1.85	1.62	1.70	2.16	1.60	1.90	1.39
1980	1.75	1.71	1.84	1.68	1.69	2.06	1.54	1.99	1.46
1981	1.74	1.67	1.82	1.71	1.68	2.01	1.43	1.96	1.44
1982	1.77	1.66	1.83	1.71	1.62	2.02	1.42	1.93	1.41
1983	1.80	1.65	1.80	1.56	1.57	2.01	1.37	1.79	1.34
1984	1.81	1.65	1.81	1.53	...	1.99	1.40	1.81	1.31
1985	1.76	1.65	1.84	1.48	1.51E	1.98	1.45	1.83	1.30
1986	1.72	1.62	1.84	1.46	...	2.04	1.48	1.85	1.36
1987	1.69	1.62	1.87	1.44	...	1.95	1.49	1.82	1.39
1988	1.66	1.66	1.93	1.46	...	1.97	1.56	1.83	1.43
1989	1.57	1.73	2.01	1.46	...	1.87	...	1.81	1.41
1990	1.54	1.83	2.08U	1.47	1.62E	1.73	1.68	1.78	1.45E
1991	1.53	...	2.07	1.52	1.66E	1.57E	1.69	1.80	1.42E
1992	1.50	1.69	2.07U	1.53	1.65E	1.54	1.77	1.73E	1.29E
1993	1.46	...	2.05	1.48E	1.60E	1.46	1.75E	1.65	1.28E
1994	1.50	1.66	2.04	1.46	1.55E	1.37	1.82	1.65E	1.24
1995	1.42	1.64	2.02	1.41	1.55E	1.23	1.82	1.70E	1.25E
1996	1.43	...	2.04S	1.43	...	1.24E	...	1.72E	1.32
1997	1.39	...	2.03U
1998	1.38

第366表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

国名	昭和45年 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
日本	18.8	17.1	13.6	11.9	10.0	9.6	10.0	9.6	9.7
エジプト	34.8	36.0	...	37.5	...	29.1	29.7
カナダ	17.4	15.8	15.5	14.9	15.2	13.4	13.2	12.8	12.2
アメリカ合衆国	18.2	14.6	15.9	15.6	16.6	15.5	15.2	14.8	14.8
アルゼンチン	22.9	...	24.7	21.5	20.9	19.7	19.6	18.9	...
インド	36.8	35.2	33.7	32.9	30.2	28.7	28.7	28.3	27.3
タイ	41.9 ¹⁾	37.9 ²⁾	32.3 ³⁾	27.8 ⁴⁾	19.4 ⁵⁾	18.1 ⁶⁾	18.1 ⁶⁾	18.1 ⁶⁾	...
フランス	16.7	14.1	14.9	13.9	13.4	12.3	12.3	12.5	12.6
ドイツ	13.4	9.7	10.1	9.6	11.4	9.8	9.5	9.4	9.7
イタリア	16.8	14.8	11.4	10.3	9.8	9.7	9.4	9.2	9.3
チェコ共和国	15.9	19.6	16.3	14.6	13.4	11.7	10.3	9.3	8.8
デンマーク	14.4	14.2	11.2	10.5	12.3	13.0	13.4	13.3	12.9
イギリス	16.3	12.5	13.4	13.3	13.9	13.1	12.9	12.5	12.5
オーストラリア	20.6	16.9	15.3	15.7	15.4	14.7	14.5	14.2	13.9
ロシア	17.4	18.1	18.3	19.4	13.4	9.3	9.5	9.2	...

(注) 1 国連人口部による ¹⁾1965年～1970年、²⁾1970年～1975年、³⁾1975年～1980年、⁴⁾1980年～1985年、⁵⁾1985年～1990年、⁶⁾1991年～1995年についての推計。
 2 UN "Demographic Yearbook"
 3 日本 厚生省「人口動態統計」
 4 チェコ共和国の平成2年以前は、旧チェコスロバキア。

資料：厚生省「人口動態統計」

年次	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	スペイン	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1950年	...	2.52	3.10	2.53	2.46	2.32	2.40	2.19	3.06
1955	2.81	...	3.05	2.76	...	2.25	2.33	2.16	3.27
1960	2.02	2.31	3.11	2.85	2.81	2.17	2.34	2.57	3.45
1965	1.81	2.55	3.03	2.93	...	2.39	2.57	...	2.98
1970	1.96	...	2.58	2.50	2.82	1.94	2.09	...	2.86
1975	2.38	2.14	1.67	1.99	...	1.78	1.60	...	2.22
1976	2.26	2.01	1.64	1.87	...	1.69	1.53	...	2.14
1977	2.17	2.04	1.59	1.76	...	1.65	1.52	...	2.04
1978	2.08	...	1.59	1.77	2.53	1.60	1.49	...	1.98
1979	2.02	1.78	1.57	1.75	...	1.66	1.50	...	1.94
1980	1.93	1.61	1.60	1.73	...	1.68	1.53	...	1.92
1981	1.88	1.56	1.56	1.70	2.05	1.63	1.55	...	1.94
1982	1.79	1.56	1.50	1.71	...	1.62	1.54
1983	1.73	...	1.48	1.66	...	1.61	...	1.77	1.93
1984	1.74	1.43	1.49	1.65	...	1.65	1.53	1.77	...
1985	1.83	...	1.51	1.68	...	1.74	1.51	1.80	...
1986	1.83	...	1.55	1.71	1.54	1.80	1.53	1.78	1.92
1987	1.81	1.32	1.56	1.74	...	1.84	1.52	1.82	1.85
1988	1.79	1.33	1.55	1.84	...	1.96	...	1.84	1.84
1989	1.78	...	1.56	1.89	...	2.02	1.57	1.81	1.85
1990	1.85	1.36E	1.62	1.93	...	2.13	1.60	1.85	1.91
1991	1.86	1.27	1.62	1.92	1.35	2.11	...	1.83	...
1992	1.77	1.33E	1.60	1.89	1.23E	2.09	1.60	1.81	1.89
1993	1.69	1.26E	1.58	1.86E	1.27E	1.99	1.53	1.77	1.87
1994	1.65	1.22E	1.58	1.87E	1.21	1.88	1.51	1.75	1.85
1995	1.57	1.19	1.54	1.87E	1.18	1.74E	1.50	1.71	1.82
1996	1.46	...	1.54	1.90	1.15E	1.61	1.53	1.73E	...
1997
1998

UN, Demographic Yearbook による。ただし日本は国立社会保障・人口問題研究所の算出による。

E=Council of Europe, Recent demographic developments in Europe, 1997年による。

U=U. S. Department of Health and Human Services, National Vital Statistics Report, Vol. 47, NO. 18 による。

S=U. S. Department of Commerce, Economics and Statistics Administration, Bureau of the Census, Statistical Abstract of the United States 1998 による。

資料：厚生省国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集1999」

第367表 人口高齢化速度の国際比較

国名	65歳以上人口比率の到達年次		所要年数
	7%	14%	
日本	1970年	1994年	24年
アメリカ	1945	2014	69
イギリス	1930	1976	46
ドイツ	1930	1972	42
フランス	1865	1979	114
スウェーデン	1890	1972	82

(注) UN "World Population Prospects 1994"

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第368表 先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策

1990年

認識	出生率が低すぎる		出生率が一応満足な水準にある			出生率が高すぎる		
	直接介入せず	増加促進政策	増加保持政策	直接介入せず	低下促進政策	直接介入せず		
組合せ	1	2	3	4	5	6	7	8
国名	西ドイツ	ブルガリア フランス ギリシャ ハンガリー イタリア リヒテンシュタイン ルクセンブルグ モナコ ルーマニア スイス		アルバニア チェコスロバキア アイルランド ウクライナ共和国 ソ連 白ロシア共和国 ユーゴスラビア	オーストラリア オーストリア ベルギー カナダ デンマーク フィンランド アイスランド 日本 マルタ オランダ ニュージーランド ノルウェー ポーランド ポルトガル サン・マリノ スペイン スウェーデン イギリス アメリカ合衆国 バチカン			
計38ヶ国	1	10	0	7	20	0	0	0

資料：United Nations. "World Population Monitoring, 1991" New York, ESA/P/WP. 114, 14 January 1991. Draft.

第369表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

(平成10年6月1日現在)

企業数	雇用状況			雇用率未達成企業の割合
	常用労働者数	障害者数	実雇用率	
企業	人	人	%	%
55,791 (55,440)	17,008,306 (16,999,645)	251,443 (250,030)	1.48 (1.47)	49.9 (49.8)

(注) ()内は前年度の状況。

資料：労働省職業安定局集計

○ 規模別にみると	○ 主な産業をみると
63～99人 1.86%	製造業 1.71%
100～299人 1.45%	サービス業 1.47%
300～499人 1.37%	建設業 1.30%
500～999人 1.38%	金融・保険・不動産業 1.32%
1,000人以上 1.48%	卸売・小売業、飲食店 1.06%

(ii) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

	平成4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
実雇用率(%)	1.36	1.41	1.44	1.45	1.47	1.47	1.48

資料：労働省職業安定局集計

(iii) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

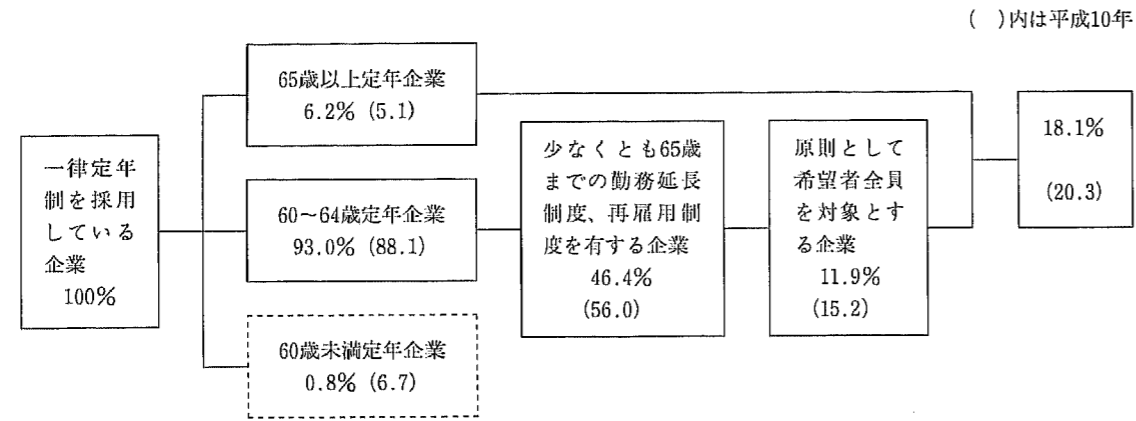
(平成11年3月現在)

	総数	身体障害者		身体障害者以外	
		重度身体障害者	知的障害者		
登録者数(人)	450,470	315,379	122,198	135,091	120,666
(%)	(100)	(70.0)	(27.1)	(30.0)	(26.8)
就業中の者	306,321	208,717	77,480	97,604	92,312
(%)	(68.0)	(46.3)	(17.2)	(21.7)	(20.5)
有効求職者	115,848	86,984	36,073	28,864	21,473
(%)	(25.7)	(19.3)	(8.0)	(6.4)	(4.8)

資料：労働省職業安定局調

第370表 定年制等の状況

65歳までの雇用を確保する企業割合



資料：労働省「雇用管理調査」（平成11年）より職業安定局高齢・障害者対策部にて算出

2 社会保障

第371表 社会保障制度類型別国数

制度の種類	1940年	1949	1958	1967	1977	1987	1997
何らかの社会保障制度	57	58	80	120	129	141	172
老齢・障害・遺族	33	44	58	92	114	130	166
疾病手当・分娩手当	24	36	59	65	72	84	111
労働災害	57	57	77	117	129	136	164
失業	21	22	26	34	38	40	68
家族手当	7	27	38	62	65	63	86

資料：アメリカ合衆国社会保障局“Social Security Programs Throughout The World 1997”

第372表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）

(i) ILO条約

総会会期	条約番号	条約の名称	批准国数	日本批准登録
1 (1919)	2	失業ニ関スル条約	55	大11.11.23
1 (1919)	3	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	33	
2 (1920)	8	船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約	59	昭30.8.22
3 (1921)	12	農業に於ける労働者補償に関する条約	76	
7 (1925)	17	労働者災害補償に関する条約	71	
7 (1925)	18	労働者職業病補償ニ関スル条約	66	昭3.10.8
7 (1925)	19	労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約	119	昭3.10.8
9 (1926)	23	海員の送還に関する条約	45	
10 (1927)	24	工業及商業に於ける労働者並に家庭使用人の為の疾病保険に関する条約	28	
10 (1927)	25	農業労働者の為の疾病保険に関する条約	20	
17 (1933)	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制老令保険に関する条約	11	
17 (1933)	36	農業的企業に使用せらるる者の為の強制老令保険に関する条約	10	
17 (1933)	37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約	11	
17 (1933)	38	農業的企業に使用せらるる者の為の強制廃疾保険に関する条約	10	
17 (1933)	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	8	
17 (1933)	40	農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	7	
18 (1934)	42	労働者職業病補償ニ関スル条約 (1934年改正)	53	昭11.6.6
18 (1934)	44	非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約	14	

19(1935)	48	廃疾、老令並に寡婦及孤児保険に基く権利の保全の為の国際制度の確立に関する条約	11	
21(1936)	55	海員の疾病、傷痕又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約	16	
21(1936)	56	海員の為の疾病保険に関する条約	19	
28(1946)	70	船員のための社会保障に関する条約	7	
28(1946)	71	船員の年金に関する条約	13	
35(1952)	102	社会保障の最低基準に関する条約	40	昭51.2.2
35(1952)	103	母性保護に関する条約(1952年改正)	37	
46(1962)	118	社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約	38	
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する条約	22	昭49.6.7
51(1967)	128	障害、老齢及び遺族給付に関する条約	16	
53(1969)	130	医療及び疾病給付に関する条約	14	
67(1981)	156	家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約	28	平7.6.9
68(1982)	157	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約	3	
68(1982)	158	使用者の発意による雇用の終了に関する条約	28	
69(1983)	159	障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約	63	平3.6.1
74(1987)	164	船員の健康の保護及び医療に関する条約	8	
74(1987)	165	船員のための社会保障に関する条約(1987年改正)	2	
75(1988)	168	雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約	6	
81(1994)	175	パートタイム労働に関する条約	3	
83(1996)	177	在宅形態の労働に関する条約	1	
85(1997)	181	民間職業仲介事業所に関する条約	0	平11.7.28

26(1944)	69	医的保護に関する勧告
28(1946)	75	船員の社会保障に関する協定に関する勧告
28(1946)	76	船員の被扶養者に対する医的保護に関する勧告
35(1952)	95	母性保護に関する勧告
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する勧告
51(1967)	131	障害、老齢及び遺族給付に関する勧告
53(1969)	134	医療及び疾病給付に関する勧告
66(1980)	162	高齢労働者に関する勧告
67(1981)	165	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告
68(1982)	166	使用者の発意による雇用の終了に関する勧告
69(1983)	167	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する勧告
69(1983)	168	職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する勧告
75(1988)	176	雇用の促進及び失業に対する保護に関する勧告
81(1994)	182	パートタイム労働に関する勧告
83(1996)	184	在宅形態の労働に関する勧告
85(1997)	188	民間職業事業所に関する勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部(医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付)を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。
 2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。
 3 条約の批准国数は、1998年12月現在である。
 4 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表I(職業病の一覧表)の改正(第121号)」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：ILO資料に基づき、社会保障制度審議会事務局作成

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧告の名称
1(1919)	1	失業に関する勧告
2(1920)	10	海員の失業保険に関する勧告
3(1921)	12	産前産後に於ける農業婦人賃金労働者の保護に関する勧告
3(1921)	17	農業に於ける社会保険に関する勧告
7(1925)	22	労働者補償の最小限度の規模に関する勧告
7(1925)	23	労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告
7(1925)	24	労働者職業病補償に関する勧告
7(1925)	25	労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告
9(1926)	27	船員及見習の送還に関する勧告
10(1927)	29	疾病保険の一般原則に関する勧告
17(1933)	43	疾病、老令並に寡婦及孤児保険の一般原則に関する勧告
18(1934)	44	失業保険及失業者の為の各種の扶助に関する勧告
26(1944)	67	所得保障に関する勧告
26(1944)	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告

(参考) ILOの現勢

1998年12月31日現在

加盟国数	174
条約数	181
勧告数	189
加盟国の平均批准数	38
OECD諸国の平均批准数	67
日本の批准条約数	42

資料：ILO東京支局

第373表 ILO第102号条約の批准状況

部	2	3	4	5	6	7	8	9	10
国	医療	傷病	失業	老齢	業災	家族	母性	廃疾	遺族
オーストリア (注)2)	○		○	○		○	○		
バルバドス (注)2)		○		○	○			○	○
ベルギー (注)1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ポリビア (注)1),2),3)	○	○		○	○	○	○	○	○
ボスニアヘルツェゴビナ (注)1)	○	○	○	○	○		○	○	○
コスタリカ	○			○	○	○	○	○	○
クロアチア (注)1)	○	○	○	○	○		○	○	○
キプロス (注)1),2)		○	○	○	○			○	○
チェコ (注)2),3)	○	○		○		○	○	○	○
コンゴ				○		○		○	○
デンマーク	○		○	○	○			○	○
エクアドル (注)1),2),3)		○		○	○			○	○
フランス	○		○	○	○	○	○	○	○
ドイツ (注)1),2),3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ギリシャ	○	○	○	○	○		○	○	○
アイスランド				○		○		○	
アイルランド		○	○						○
イスラエル				○	○				○
イタリア				○		○	○		
日本 (注)1)		○	○	○	○				
リビア (注)1),2),3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ルクセンブルク (注)1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モリタニア				○	○	○	○	○	○
メキシコ	○	○		○	○	○	○	○	○
オランダ (注)1),2),3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ニジェール				○	○	○	○		
ノルウェー (注)2),3)	○	○	○	○	○	○			
ペルー	○	○		○			○	○	
ポルトガル	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セネガル (注)1)					○	○	○		
スロバキア (注)2),3)	○	○		○		○	○	○	○
スロベニア (注)1)	○	○	○	○	○		○		○
スペイン									
スウェーデン (注)1)	○	○	○		○	○	○		
マケドニア	○				○		○		○
スイス (注)2),3)				○	○	○		○	○
トルコ	○	○		○	○		○	○	○
英国	○	○	○	○		○			○
ベネズエラ (注)1)	○	○		○	○		○	○	○
ユーゴスラビア (注)1)	○	○	○	○	○		○		○

- (注) 1) 業務災害給付条約(第121号)の批准により、本条約の第6部及び関係規定は適用されない。
 2) 障害、老齢及び遺族給付条約(第128条)の批准、各部の義務受諾により、本条約の対応する部及び関係規定は適用されない。
 3) 医療及び疾病給付に関する条約(第130号)の批准により、本条約の第3部及び関係規定は適用されない。
 4) 1998年12月末現在

資料：ILO資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

第374表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較

(単位 %)

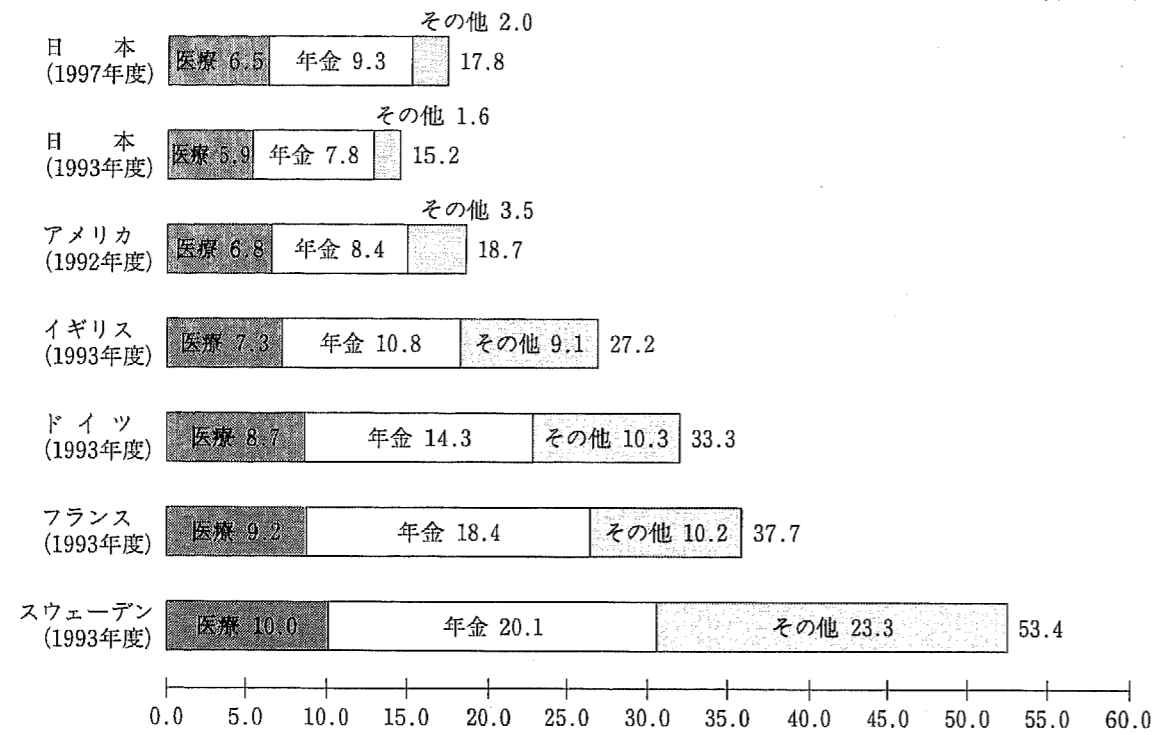
国名	社会保障給付費 の対国民所得比 1993年度	老年人口比率 (65歳以上 人口比率) 1997年	租税・社会保障負担の 対国民所得比(1996年)		
			租税負担	社会保障 負担	計
日本	15.2 (1997年：17.8)	15.7	23.1	13.3	36.4
アメリカ	18.7	12.7	26.4	10.1	36.5
イギリス	27.2	15.8	39.0	10.2	49.2
ドイツ	33.3	15.4	30.0	26.4	56.4
フランス	37.7	15.7	35.1	29.0	64.1
スウェーデン	53.4	17.0	51.0	22.2	73.2

- (注) 1 社会保障給付費はILO基準による。
 2 アメリカの社会保障給付費については、1992年の数値である。
 3 老年人口比率は年値、社会保障給付費の対国民所得比は年度値である。
 4 ドイツについては、1990年までは旧西ドイツ、1991年からは統一ドイツの値である。
 5 租税・社会保障負担の対国民所得比の数値は財政調査会(1999)「平成11年度予算の話」による。
 6 老年人口比率は日本については「各年10月1日現在推計人口」、その他の国については“Demographic Yearbook”(UN, 1970年～1997年版)と“The Sex and Age Distribution of World Population: 1996”(UN)。国民所得はOECD(1997)“National Accounts”による。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

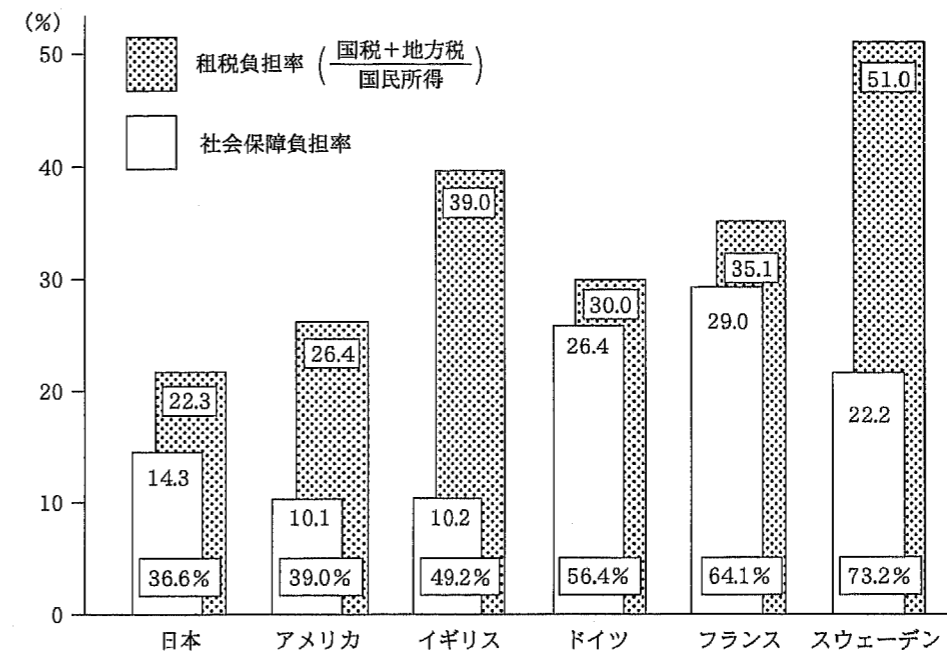
第375表 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別構成割合の国際比較

(単位 %)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第376表 国民所得に対する租税負担率と社会保障負担率の国際率



(注) 1 日本は平成11年度見込み、諸外国は1996暦年実績
 2 □内は租税負担率と社会保障負担率の合計
 資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第377表 日本の社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
<p>1. 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> 恤救規則(1874) 健康保険法(1922) 救護法(1929) 国民健康保険法(1938) 労働者年金保険法(1941) 厚生年金保険法(1944) 旧生活保護法(1946) 児童福祉法(1947) アメリカ社会保障制度調査団報告書(ワシントン報告)(1948) 身体障害者福祉法(1949) 生活保護法(1950) 社会保障制度審議会(1950) 「社会保障制度に関する勧告」 社会福祉事業法(1951) 国民年金法(1959) 知的障害者福祉法(1960) 国民皆保険・皆年金の実施(1961) 児童扶養手当法(1961) 老人福祉法(1963) 母子福祉法(1964) 児童手当法(1971) 福祉元年(1973) 雇用保険法(1974) 老人保健法(1982) 基礎年金制度の導入(1985) <p>2. 根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険法(1922) 国民健康保険法(1938) 厚生年金保険法(1944) 児童福祉法(1947) 身体障害者福祉法(1949) 生活保護法(1950) 社会福祉事業法(1951) 知的障害者福祉法(1960) 児童扶養手当法(1961) 老人福祉法(1963) 母子福祉法(1964) 児童手当法(1971) 雇用保険法(1974) 老人保健法(1982) <p>3. 体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得保障 <ul style="list-style-type: none"> 国民皆年金制度 医療保障 <ul style="list-style-type: none"> 国民皆保険制度 公的扶助 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護、児童扶養手当 社会手当 <ul style="list-style-type: none"> 児童手当 福祉サービス <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉、母子福祉、障害者福祉 労働保障 	<p>1. 年金制度</p> <p>①制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎年金部分が国民年金制度 20歳以上の全国民が対象 2階部分は各制度の報酬比例部分に相当 (国民年金は報酬比例部分はなし) 3階部分は各制度の基金部分に相当 <p>2. 国民年金(老齢年金)</p> <p>①制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の年金制度を受けない全ての成人市民 <p>②給付資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 老齢年金は65歳から支給、加入期間原則25年以上 <p>③給付内容(モデル額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準的な世帯平均月額 134,034円(2000年度) <p>④財源</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者 保険料13,300円(1999年度) 使用者 負担なし 政府 基礎年金拠出額の1/3 <p>3. 厚生年金(老齢年金)</p> <p>①制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の事業所又は常時5人以上の従業員を使用する事業所に使用される65歳未満の者に適用される 厚生年金の被保険者は同時に国民年金の被保険者となり、基礎年金部分は国民年金による <p>②給付資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金の老齢基礎年金の受給権を取得すること <p>③給付内容(モデル額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準的な世帯平均月額 238,125円(2000年度) <p>④財源(1999年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被用者 保険料率8.675%(男子) 使用者 保険料率8.675%(特別保険料) 0.5% 0.5% 政府 基礎年金拠出額の1/3 <p>4. 特別制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 船員、国家公務員、地方公務員、私立学校共済、農林漁業者等 	<p>1. 雇用保険</p> <p>①適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用事業に雇用される労働者(短期の季節労働者等を除く) <p>②給付内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般制度は、一般、高齢者継続、短期雇用特例、日雇労働の4種類あり、給付が異なる 一般被保険者；離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あることが必要 基本手当(日額) 前職賃金の80~60%。年齢、被保険者期間に応じ90~300日迄支給、4種の延長給付あり 特別手当(3種類) 就職促進給付(4種類) 雇用継続給付(2種類) <p>③費用負担(1999年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者 賃金の0.40% 事業主 賃金の0.75% 国庫 給付費の原則1/4 *暫定措置として56% <p>2. 労働保険</p> <p>①適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用事業に雇用される労働者 特別制度(公務員・船員) <p>②給付内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (通勤災害も同内容) 休業補償給付 基礎給付日額の60%(特別支給金との合計で80%) 障害補償給付 給付基礎日額の313日~131日分の年金或いは503~56日分の一時金 傷病補償給付 給付基礎日額の313日~245日分 療養補償給付 療養の給付(現物又は費用) 介護補償給付 介護の費用として支出した額(上限額：常時介護月額105,080円) 随時介護月額 52,540円) 遺族補償給付 給付基礎日額の245~153日分の年金或いは1000日分の一時金 埋葬料 労働福祉事業による各種特別支給金等あり <p>③費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主 業種別災害率等に応じ賃金支払総額の0.6~14.4%の保険料を全額事業主負担 政府 一部費用負担 	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. 医療給付(現物給付)</p> <p>①健康保険(勤労者及びその家族)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人 2割負担 家族 入院2割 外来3割 自己負担額には一定限度あり、②も同じ <p>②国民健康保険(自営業者及びその家族)</p> <ul style="list-style-type: none"> 3割負担(但し、退職被保険者及びその家族の入院は2割負担) <p>③老人保健(70歳以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院 1,200円/日負担 外来 530円/回負担(1999年度) <p>2. 傷病手当金(健康保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準報酬日額の60% 支給期間 1年6月 <p>3. 出産手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準報酬日額の60% 支給期間 産前6週 産後8週 <p>4. その他 出産費、埋葬料等</p> <p>5. 医療供給体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療の非営利原則 医療計画に沿った病院開設の推進 	<p>1. 老人福祉</p> <p>①老人医療 左項③を参照</p> <p>②介護体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームヘルプサービス デイサービス ショートステイサービス 福祉施設の整備 <p>2. 母子福祉</p> <p>①保育所の整備援助</p> <p>②母子保健体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊婦、乳幼児の健康診査 母子健康手帳の交付 <p>③母子家庭対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子福祉施設の設置 <p>3. 障害者福祉</p> <p>①身体障害者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付 相談指導 医療、補助具の支給 特別障害者手当の支給 家庭奉仕員の派遣 更生施設等への入所等 <p>②知的障害者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養手帳の交付 相談指導 日常生活用具の給付 家庭奉仕員の派遣 更生施設等への入所等 <p>4. 総合対策</p> <p>①高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)・新ゴールドプランの策定</p> <p>②子育て支援のための総合計画(エンゼルプラン)の策定</p>	<p>1. 児童手当</p> <p>①制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1子から3歳未満までの児童に支給 <p>②給付内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1子及び第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 <p>2. 育児休業制度</p> <p>①制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童が1歳までの1年間に育児休業を請求できる 	<p>1. 生活保護</p> <p>①制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 生計中心者が病気、母子世帯になった、障害、高齢のため働けない等の世帯に対して行う扶助 <p>②給付内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 161,859円(標準3人世帯、1級地-1、1997年4月) 生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助までを含む <p>2. 児童扶養手当</p> <p>①制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 離婚等により父がいない母子家庭に対する扶助 <p>②給付資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 離婚等により父と生計を同じくしていない18歳未満(一定の障害のある場合は20歳)の児童を監護養育している母又はその他の者 <p>③給付内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童1人の場合 41,390円(1997年度) 所得制限 年収1,944,000円未満(2人世帯)

等を基に社会保障制度審議会事務局作成

* 精神薄弱者福祉法は平成11年4月より知的障害者福祉法と改称される。

第378表 イギリスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
<p>1. 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリザベス救貧法(1601) ・1906年から始まるリベラル・リフォーム ・ベヴァリジ報告(1942) <p>2. 根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障法(1986) ・求職者法(1995) <p>3. 体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャル・サービス <ul style="list-style-type: none"> 所得保障 国民保健サービス 社会福祉サービス 住宅サービス 教育サービス <p>4. 国と地方の分担(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国……所得保障 <ul style="list-style-type: none"> 国民保健サービス ②地方…対社会福祉サービス <ul style="list-style-type: none"> 住宅サービス 	<p>1. 退職年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲 <ul style="list-style-type: none"> 基本年金—全居住者 付加年金—被用者 ・支給開始年齢 <ul style="list-style-type: none"> 男65歳 女60歳(2010年から2020年にかけて段階的に65歳に引上げ) ・資格期間—拠出すべき年数の1/4以上の拠出年数があること <p>2. 障害給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28週までは労働不能給付(短期低額) ・28週以降(24週間)は労働不能給付(短期高額) 2年目以降は長期労働不能給付 <p>3. 遺族給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者である夫が死亡した場合55歳以上寡婦に寡婦年金(45~54歳の寡婦は減額) ・他に寡婦一時金及び母子手当金あり 	<p>1. 失業給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲:すべての被用者[65歳(女60歳)以上の者、家族従事者を除く] ・主な受給要件:過去1年間に、保険料が賦課される下限所得の25倍以上の賃金に対応する保険料を拠出していること ・給付内容(1週当り):18歳未満 30.95ポンド 18~24歳 40.70ポンド 25歳以上 51.40ポンド ・扶養する子供:0~16歳 25.90ポンド、16~18歳 30.95ポンド加算 <p>2. 業務災害障害給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保険制度の中の制度 ・全被用者 ・障害給付:(業務上の傷病、障害程度14%以上) 傷病開始日から90日経過後支給(それまでは法定傷病給与又は傷病手当が支給される) ・障害賜金:(障害程度20%未満) 障害の程度等に応じた一時金 ・特別困難手当:通常及びそれに匹敵する職業への従事不能者に対する収入差額補填(上限及び障害給付との合算額の上限あり) ・雇用不能加算:障害給付受給者で障害のため永久就労不能の者に支給 ・常時付添手当:障害程度95%以上の障害給付受給者に支給 	

資料: 社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療給付—全居住者 現金給付—一定以上の収入のある被用者並びに拠出要件をみたす自営業者 <p>1. 医療給付</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 現物給付 (2) 費用の全額 <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般歯科は、治療費の80%(330ポンドの上限あり) ② 薬剤—処方当り 5.65ポンド患者負担(16歳未満の児童、65歳(女60歳)以上の老人、低所得者等免除) <p>(3) 支給期間 制限なし</p> <p>2. 法定傷病手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 支給額 55.70ポンド/週 (2) 支給期間 28週(待機3日間) <p>3. 法定出産手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 支給額 55.70ポンド/週 (2) 支給期間 18週 	<p>1. 老人福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 在宅サービス <ul style="list-style-type: none"> ソーシャル・ワーク 相談、情報の提供、病院への同行、外出の援助 ホームヘルプサービス 家事、対人ケア、社会的ケア ミールズ・オン・ウィール 食事の配達 ② デイケア <ul style="list-style-type: none"> デイセンター、老人ホームにおけるデイケア <p>2. 母子福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 母子保健体制 <ul style="list-style-type: none"> 妊婦、児童の広範囲の保健サービスが無料 ヘルスビジターの訪問 幼児の保育所の提供 ② 児童の保護 <ul style="list-style-type: none"> 児童の保護、監察、親権の行使 <p>3. 障害者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者福祉 <ul style="list-style-type: none"> 治療、リハビリ、補助具の提供 授産施設の提供 障害者向住宅の提供 ソーシャルワーカー等の援助 ② 精神障害者福祉 <ul style="list-style-type: none"> 症状に応じた治療 施設への入院 デイセンターの提供 職業訓練、授産施設提供 	<p>1. 児童給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16歳(修学中の場合は19歳)未満のすべての児童を対象に母親に支払 ・非課税、所得制限はない <p>2. 単親給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童給付の資格を有し、単身、死別、離婚もしくは永久別居等により児童扶養の責任を単独で負っている等の要件により支給 <p>3. 上記以外に障害者就労給付、障害者移動手当、障害者介護手当等あり</p>	<p>1. 世帯給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得補助が受けられない常勤(週16時間以上勤務、自営業者も含む)の有子低所得世帯の援助 <p>2. 所得補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の世帯の持つニーズを標準化し、基礎額とこれに対する加算で各世帯単位の基準額を計算し、基準に満たない当該世帯の所得の不足分を補助 <p>3. 社会基金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得補助で対応できない個々の世帯の特別なニーズに対応 ・所得補助受給世帯に対して、特別な生活資金を貸し付ける制度

等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第379表 イギリスの社会保障概況

(i) 国民保険の適用状況

(単位 万人)

項 目	89年度	90年度	91年度	92年度	93年度	94年度
被 保 険 者 総 数	2,573	2,561	2,481	2,434	2,436	2,481
標 準 保 険 料 適 用 被 用 者	2,226	2,238	2,172	2,136	2,133	2,179
付 加 年 金 適 用 者	1,214	1,254	1,229	1,230	1,257	1,306
付 加 年 金 適 用 除 外 者	849	842	828	801	768	746
同年度に付加年金の適用者でも適用除外者でもあった者	163	142	115	105	108	127
減額保険料適用被用者(既婚婦人、寡婦)	85	73	62	53	43	39
同年度に標準保険料適用者でも減額保険料適用者でもあった者	8	4	3	3	2	2
自 営 業 者	209	206	203	201	210	212
同年度に被用者でも自営業者でもあった者	36	32	30	30	33	34
無 業 者	9	9	10	12	14	15

(注) 各年度は4月6日に始まり翌年の4月5日に終わる1年、その間に被保険者であった者の数を示す。同年度に被用者か自営業者であり、かつ無業者としても加入したことがある者は、無業者の項ではなく被用者や自営業者の項に含めている。

(ii) 社会保障給付受給者数

(単位 千人)

項 目	85年	90年	93年	94年	95年	96年
失 業 給 付	901	331.4	671.9	553.5	426.5	397.8
疾 病 ・ 障 害 給 付	1,098	1,515.6	1,805.0	1,893.9	1,987.7	1,910.0
出 産 一 時 金	776	—	—	—	—	—
死 亡 一 時 金	615	—	—	—	—	—
保 護 者 手 当 金	3.2	2.0	2.2	2.3	2.3	2.3
寡 婦 給 付	398	365.2	345.3	335.0	323.1	311.6
退 職 年 金	9,732	10,179.6	10,303.6	10,384.7	10,505.9	10,785.1
老 人 年 金	39	36.0	31.0	30.2	31.0	29.6
労 災 傷 害 給 付	—	—	—	—	—	—
労 災 障 害 年 金	191	196.9	216.0	232.8	235.2	244.8
児 童 給 付	7,034	6,949.5	7,136.4	7,179.9	7,222.2	7,251.6
世 帯 給 付	214	331.7	—	564.5	630.9	716
所 得 補 助	4,771	4,376.0	5,858.4	5,897.5	5,896.5	5,778.3

(注) 児童給付は、受給世帯数である。95年の労災障害年金はグレートブリテンの値である。

(ii) 社会保障費用

(単位 100万ポンド)

項 目	85年度	90年度	93年度	94年度	95年度	96年度
社 会 保 障	42,665	58,131	86,130	89,206	90,497	91,448
国 民 保 険	23,173	31,323	39,763	40,301	40,825	42,320
退 職 年 金	16,837	22,725	28,352	28,906	30,154	32,071
年金受給者への一時金	105	114	116	123	124	119
寡婦給付・保護者手当金	801	893	1,041	1,034	1,018	1,070
失 業 給 付	1,589	892	1,623	1,277	1,099	904
疾 病 給 付	276	222	294	426	12	—
障 害 給 付	2,349	4,544	7,146	8,042	271	—
労 働 不 能 給 付	—	—	—	—	7,615	7,605
出 産 給 付	164	35	32	17	28	31
死 亡 一 時 金	18	—	—	—	—	—
労 働 災 害 給 付	465	588	—	—	—	—
法定傷病手当金	561	966	696	24	24	28
法定出産手当金	—	344	436	452	480	492
社 会 基 金	—	123	189	186	216	204
戦 争 年 金	563	688	1,118	1,083	1,247	1,343
児 童 給 付	4,770	5,067	6,629	6,521	6,642	6,951
世 帯 所 得 補 足	142	466	1,208	1,503	1,739	2,047
出 産 一 時 金	17	—	—	—	—	—
補 足 給 付	7,813	9,106	16,997	16,387	16,650	14,584
その他の無拠出給付	4,452	8,152	15,966	19,024	19,102	20,001
老 人 年 金	41	38	37	35	36	36
年金受給者への一時金	7	8	13	16	15	17
付 添 手 当 金	686	1,698	2,283	2,413	2,198	2,421
障害者介護手当金	13	229	442	563	617	768
障害者移動手当	422	895	—	—	—	—
障害者生活手当金	—	—	2,637	3,887	3,802	4,361
障害者就労手当金	—	—	—	11	19	25
重度障害手当金	266	407	687	809	820	893
労 働 災 害 給 付	—	142	695	728	731	716
住 宅 給 付	3,017	4,735	9,163	10,565	10,868	10,764
事 務 費	1,735	3,206	4,287	4,201	4,076	3,998
国民保健サービス	16,343	26,063	36,320	39,341	40,375	41,949
病院・家庭医等サービス	16,407	26,255	35,551	37,698	38,514	39,425
患 者 負 担	△ 489	△ 1,198	△ 1,132	△ 917	△ 919	△ 865
中央政府事務費	142	268	270	256	242	265
その他のサービス	283	738	1,631	2,304	2,538	3,124
社 会 福 祉 サ ー ビ ス	3,092	5,399	7,283	7,637	9,671	10,097
合 計	62,110	89,593	129,733	136,184	140,543	143,494
対国民所得比(%)	23.1	21.4	26.8	26.2	25.9	24.9

(注) 国民保健サービス、社会福祉サービスの資本支出は除いている。対国民所得比の算出に用いた所得額は暦年値である。88年から、世帯所得補足は世帯給付に、補足給付は所得補助にかわっている。93年より、付添手当金と移動手当金は障害者生活手当金にかわっている。95年度より、疾病給付と障害給付にかわって労働不能給付が支払われている。
(資料) Annual Abstract of Statistics, 1997 Edition.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第380表 フランスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障	医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. 沿革</p> <p>(1)革命期～19世紀後半</p> <p>①憲法(1791) 公的救助の施設の創設を宣言</p> <p>②人権宣言(1793) 公的救助は神聖な責務であり、その範囲と適用方法は法律で定めると宣言</p> <p>③刑法典(1805) 浮浪禁止の規定(貧困問題は同時に治安問題であるとの認識)</p> <p>④国民年金基金の設立(1850)</p> <p>⑤公務員の年金制度発足(1853)</p> <p>⑥共済組合法の制定(1898)</p> <p>(2)19世紀末～20世紀初頭</p> <p>①公的扶助と労災補償 ・医療扶助に関する立法(1893) ・労働災害の補償責任問題の立法(1898) ・児童扶助に関する立法(1904) ・高齢者の扶助に関する立法(1905)</p> <p>②社会保険 ・退職年金法(1910) ・社会保険法(1928) ・社会保険法修正(1930)</p> <p>③家族給付 ・家族給付中央委員会の結成(1920) ・家族給付を義務づける法律(1932) ・家族法典(1939)</p> <p>(3)戦後の社会保障制度 ・「フランスの社会保障計画」(1945) ・「社会保障の組織」の命令(1945) ・「社会保障の整備充実」の命令(1945) ・「社会保障の一般化」の法(1946) ・「家族給付の充実」の命令(1946) ・「労災補償制度の改革」の法(1946) ・年金の「独立制度」の創設(1948) ・失業扶助制度(1951) ・社会保険法典(1956) ・労使間協約による失業保障制度(1958)</p> <p>2. 体系</p> <pre> 社会保障 ├── 所得保障 │ ├── 年金制度 │ ├── 労災補償制度 │ ├── 家族給付 │ ├── 失業保険・雇用政策 │ └── 社会扶助 ├── 医療保障 │ ├── 医療供給・医療保険 │ ├── 高齢者福祉サービス │ ├── 障害者政策 │ ├── 児童福祉サービス │ └── 住宅政策・住宅保障 └── 社会サービス </pre>	<p>1. 年金制度</p> <p>(1)適用対象</p> <p>①一般制度 ・民間商工業被用者、農業労働者</p> <p>②特別制度 ・公務員、船夫、船員、国鉄職員等特殊職域の被用者</p> <p>③その他の制度 ・農業経営者、自営業者等</p> <p>(2)老齢年金(拠出制)</p> <p>①基本年金 ・被保険者期間37.5年以上の者が60歳に達したとき ・全被保険者期間中もっとも高い賃金収入のあった16年間(1999年現在。2008年までに25年間に引上げ。)の平均賃金額の50%(上限付) ・最低限度額を保証</p> <p>②加給年金 ・扶養する子供が三人以上いるとき ・扶養する配偶者がいるとき</p> <p>(3)遺族年金 ・年金受給者又は年金受給権者が死亡したとき ・老齢年金の54%を支給</p> <p>2. 無拠出制老齢年金 ・拠出制老齢年金を受給できない65歳以上の者 ・所得制限を付して、老齢被用者手当、老齢非被用者手当、特別手当を支給 ・手当の年額はすべて統一</p>	<p>1. 失業保険</p> <p>・適用範囲：民間部門の被用者、公共部門の公務員としての地位を有しない職員。[家内労働者、季節労働者を除く]</p> <p>・主な受給要件：離職前18ヵ月のうち1ないし数企業における被保険者期間が通算して12ヵ月以上あること。年齢が60歳又は年金満額支給開始年齢未満であること。</p> <p>・給付内容：基本手当；1日当り、前職賃金日額の40.4%と定額(61.50フラン)との合計額又は前職賃金日額の57.4%のいずれか多い額。(ただし、前職賃金の75%以下、149.94フラン以上)。給付日数の長期化に従い給付額が漸減する</p> <p>・費用負担：保険料率は6.18%。うち、労働者分2.21%、使用者分3.97%。</p> <p>2. 労災保険</p> <p>・民間の非農業被用者 ・特別制度：農業被用者、鉄道員、公営企業被用者、自営農民</p> <p>①療養補償給付 ・医療 ・患者の自己負担なし</p> <p>②休業補償給付 ・当初28日間は基準賃金日額の60%、その後は80% ・最高限度は1日868.89フラン、29日以降は1,158.52フラン ・被災の翌日から支給</p> <p>③障害給付 ・完全障害：直前の12月間の平均賃金と障害度によって決定、常時介護加給：年金の40% ・一部障害：障害度によって決定</p> <p>④遺族補償給付 ・寡婦年金(かん夫にも支給) ・遺児年金 ・その他の扶養親族</p>	<p>1. 医療保険</p> <p>(1)適用対象</p> <p>①一般制度 ・民間商工業被用者、中央・地方公務員、年金受給者</p> <p>②特別制度 ・船夫、船員、国鉄職員等特殊職域の被用者</p> <p>③その他の制度 ・農業労働者、農業経営者、自営業主等</p> <p>(2)医療給付(償還制)</p> <p>・一般外来診療75% ・薬剤費70% ・大衆保健薬40% ・入院診療80% ・特定の長期疾病、高度医療については100%</p> <p>(3)傷病手当金 ・基準賃金日額の50% ・支給期間6ヶ月、長期疾病の場合3年 ・待期3日間</p> <p>(4)出産手当金 ・基準賃金日額の100%(最高は457.33フラン) ・支給期間産前8週間産後18～20週間</p> <p>(5)哺育手当金又はミルククーポン4日間</p> <p>(6)死亡一時金 ・最高・上限賃金月額3ヵ月分(41,160フラン) ・最低・上限賃金年額1%(1,646.40フラン)</p>	<p>1. 高齢者福祉</p> <p>①在宅サービス ・ホームヘルプサービス ・給食の宅配サービス ・緊急通報サービス ・住居改善サービス ・余暇促進サービス ・介護及び看護サービス等</p> <p>②施設サービス ・高齢者住宅 ・ホスピス、老人ホーム ・医療施設 ☆中期滞在施設 ☆長期滞在施設</p> <p>2. 障害者福祉</p> <p>①障害者手帳 ・公共交通機関の便宜や無料化、所得税や住民税の控除、公共料金の減額等</p> <p>②障害児施設 ・教育関連施設 ・医療教育施設 ・医療施設 ・サービス</p> <p>③障害者施設 ・医療社会施設 ・労働関連施設 ・社会施設 ・障害者の実験的施設 ・労働関連サービス ・社会関連サービス</p> <p>④その他 ・老人と同一条件の住宅手当、改築の資金の交付、借入 ・補償の手当</p> <p>3. 児童福祉</p> <p>①母子福祉 ・単親手当 ・母子一時保護所 ・母子寮</p> <p>②要養護児童 ・児童保護所 ・児童相談所 ・養護施設 ・若年労働者寮</p> <p>③保育制度 ・母親学校(幼稚園・保育学校)無料 ・集団託児所(有料) ・家庭託児所(有料) ・保育・幼稚園 ・一時保育所 ・乳児院</p>	<p>1. 家族給付</p> <p>①家族手当(児童手当) ・第2子から支給 ・16歳未満児童(学生は20歳未満) ・所得制限なし</p> <p>②家族補足手当 ・3歳以上の子を3人以上扶養する家庭に支給 ・所得制限あり</p> <p>③家族扶養手当 ・両親の一方もしくは両方を失った子、親子関係が両親の一方しか、もしくは両方にも確認されない子、遺棄されている子、遺棄されている子を引取り育てる者 ・所得制限なし</p> <p>④単親手当 ・死別、離別、遺棄により唯一人で子の扶養にあたる者、未婚の母として子供を養育しようとしている妊娠中の女性 ・所得制限あり</p> <p>⑤幼児手当 ・妊娠4ヵ月から満3歳の誕生日の前日まで子に支給 ・産後4ヵ月以降所得制限あり</p> <p>⑥養育手当 ・出生や養子縁組等により2人以上の子を養育するとき、親が職業活動を中断、正規労働時間を短縮したとき</p> <p>⑦特別養育手当 ・障害をもつ児童を養育するとき</p> <p>⑧新学期手当 ・6歳～16歳未満の子が新学期になるとき</p> <p>⑨保育手当 ⑩住宅手当</p> <p>2. 住宅政策と住宅保障</p> <p>①融資制度 ・持家取得援助融資 ・賃貸住宅援助融資</p> <p>②住居費援助制度 ・家族住宅手当 ・社会住宅手当 ・応能住宅援助</p>	<p>1. 医療扶助</p> <p>・フランス居住者(外国人は3年連続して3年以上居住)に必要な医療費の負担に耐えられない者 ・受給要件は各県の県議会が決める医療扶助条例で規定</p> <p>①在宅医療扶助 ・往診、訪問看護、機能回復訓練、薬や補綴器具の給付、必要な家事補助等</p> <p>②避妊薬に掛かる扶助</p> <p>③入院扶助 ・指定病院への入院、不可抗力や特別の治療の場合の指定病院以外への入院、認可された民間の治療・養護施設への入所、定額医療費の負担</p> <p>④医療扶助受給者への手当 ・在宅医療扶助の場合は高齢者手当と同額、入院の場合その1/3</p> <p>⑤社会保険料の負担 ・任意加入の社会保険料の全額又は一部を負担</p> <p>2. 家賃手当、宿泊・社会再適応に関する扶助</p> <p>①家賃手当 ②宿泊・再適応センター</p> <p>3. 家族に対する社会扶助</p> <p>①被扶養者が兵役中の家族に対する扶助 ②家族に対する扶助 ③児童扶助手当</p> <p>4. 老齢扶助</p> <p>①現物給付 ・在宅医療扶助 ・家事扶助</p> <p>②現金給付 ・単純手当 ・家賃手当 ・家事サービスの代替手当</p>	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等を

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第381表 フランスの社会保障概況

(i) 社会保障の適用状況 (12月末現在)

(単位 千人)

部 門	80年	85年	86年	87年	88年
疾病保険部門					
(1) 一般制度 被保険者	15,352	16,105	16,235	16,123	...
(2) 特別制度 被保険者	3,739	4,329	4,339	4,331	...
(3) 自営業制度 被保険者	1,344	1,285	1,306	1,338	...
(4) 農業制度 被保険者	1,925	1,636	1,614	1,570	...
年金保険部門					
(1) 一般制度 被保険者	13,354	12,944	12,795	12,758	12,943
年金受給者	4,985	6,000	6,290	6,576	6,863
(2) 自営業制度(商工業全) 被保険者	724	683	678	682	672
年金受給者	744	765	785	803	810
(3) 農業制度(経営者) 被保険者	2,052	1,656	1,601	1,502	1,404
年金受給者	1,836	1,782	1,822	1,866	1,917
家族給付部門					
手当受給権者 (一般制度)	5,946 (4,608)	6,050 (4,925)	6,008 (4,916)	5,867 (4,803)	5,853 (4,814)
対象児童 (一般制度)	... (...)	... (...)	... (...)	12,435	12,430 (10,150)

(資料) INSEE, *Annuaire statistique de la France*.

(ii) 社会保障給付費

(単位 100万フラン)

部 門	1993年	94年	95年	96年
疾病給付	501,493	514,242	537,682	552,375
診療所費	75,477	75,684	79,833	82,120
処方箋料	112,357	112,632	119,301	124,398
病院費	265,645	276,265	287,101	294,127
傷病手当金	26,560	26,506	26,898	26,945
その他の	21,454	23,115	24,549	24,785
出産給付	24,837	26,755	30,215	34,372
労災補償	42,234	42,609	43,250	43,589
障害給付	56,961	59,147	50,471	52,938
老齢給付	828,467	861,139	912,836	949,388
公的年金	609,104	634,119	672,246	701,394
協約年金	219,364	227,020	240,590	247,993
家族給付	119,321	122,213	125,189	124,344
住宅手当	13,492	14,095	14,492	14,643
失業・職業訓練費	6	5	6	7
準法定給付	38,531	37,991	39,417	41,203
福祉サービス費	8,497	12,087	12,888	12,816
統計上の調整	496	621	608	774
計	1,634,335	1,690,906	1,767,053	1,826,449
対国内生産比(%)	23.1	22.9	23.1	23.2

(注) この表の数値はDépenses sociales (「社会的支出」) から社会保障給付費分を抽出したものである。

(資料) *L'Effort social de la Nation*.

資料: 健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第382表 ドイツの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保険
<p>1. 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カイザー詔勅(1881)とそれにつづく3つの社会保険立法 ・エバーフェルトの救貧制度(日本の民生委員制度のモデル) ・ライヒ保険法(1911) <p>2. 根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ライヒ保険法(1911) 職員保険法(1911) ライヒ鉱夫組合法(1923) 農民老齢扶助法(1957) 社会法典第3編(1998) <p>3. 体系(社会法典 SGB等の関係法規に基づき分類)</p> <p>社会保険(年金保険、疾病保険、介護保険、労災保険、失業保険)・児童手当、育児手当、社会扶助、失業扶助、雇用促進、職業訓練、青少年扶助、母性保護、戦争犠牲者援護、公衆保健・医療、環境政策など</p>	<p>職業、階層により適用される年金制度が異っている。</p> <p>労働者年金保険、職員年金保険、鉱山従業員年金保険及び農業者老齢扶助</p> <p>1. 老齢年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給開始年齢 65歳 ・拠出期間 5年以上 <p>2. 障害年金</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)職務不能年金 (2)生業不能年金 ・拠出期間 5年以上 <p>3. 遺族年金</p> <p>1、2の年金の受給権を有していること又は5年以上の被保険者期間を有している者が死亡した場合に寡婦(夫)、遺児年金</p> <p>4. リハビリテーション給付</p> <p>その他、農業者老齢扶助など農地譲渡年金等あり</p>	<p>1. 失業保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲：全被用者(公務員、裁判官、職業軍人、65歳以上の者は適用除外) ・主な受給要件：離職前3年間において被保険者期間が通算360日以上あること ・給付内容：賃金の60%(1子以上を有する者は67%)。離職前7年間の被保険者期間の長短及び年齢に応じ、支給期間を決定。最短156～最長832日。 ・費用負担：賃金支払額の6.5%を労使折半 政府；連邦雇用公社の支出が収入及び予備金で賄えないとき、貸付け及び補助 <p>2. 労災保険、補償制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者(見習い期間中の者、学生、家内工業者等を含む) ・給付：(業務上の傷病)治療給付 リハビリテーション給付 傷害者手当 職業援護 障害年金 遺族給付 埋葬金 ・年金、現金給付のスライド制あり ・費用負担：保険料は全額事業主負担。平均保険料率0.3%他は、地方負担金、連邦補助金(農業者と学生) 	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障等	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<ul style="list-style-type: none"> ・適用対象 一般疾病保険—一般労働者 農業者疾病保険—自営農民 <p>1. 医療給付</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)現物給付(任意加入者は療養費払いを選択できる) (2)費用の全額(ただし、薬剤、義歯、補装具等については一部負担あり) (3)支給期間は制限なし <p>2. 傷病手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)7週以降、基本賃金の80% 他に子に対し加算あり(最初の6週は使用者100%支給) (2)支給期間 3年間に最高78週 <p>3. 出産手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)収入(手取賃金)の100% (2)支給期間 産前6週間 産後8 " <p>4. 他に出産一時金死亡一時金等あり</p> <p>5. 介護保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用対象 疾病保険とほぼ同一 ・在宅介護給付 一定の現物給付 現金給付 ・施設介護給付 介護費用の負担 	<p>1. 老人福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活扶助 ・日常生活費給付(居宅、施設内での給付) ②特別扶助 ・相談、指導 ・住宅提供 ・介護扶助又は介護手当 ・在宅の各種サービス ・老人ホーム入室 <p>2. 母子福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①母子保健 ・妊婦の検診 ・入院、分娩ケア ・片親の相談、保護 ②児童福祉 ・3歳未満児保育所入所 ・幼稚園入所 ・福祉施設での養育 ・当局による保護・後見 <p>3. 障害者福祉(身体、精神の各障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療、リハビリの提供 ・児童等の教育援助 ・就労、就職の斡旋 ・在宅での介護 ・施設への入所 ・補装具の支給 	<p>1. 家族政策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)児童養育への援助 ①児童手当と児童扶養控除 ②養育手当 (2)母性と胎児の保護 ①母性扶助 ②育児休業 ③胎児の保護 (3)家庭教育・家族相談 ①親教育 ②家族援助団体 <p>2. 児童青少年対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)教育に関する助言と相談 (2)産前産後における児童及び母親の援助 (3)乳幼児、学齢児の学校教育以外の育成、指導 (4)乳幼児、青少年の保護事業の範囲での教育援助他 <p>3. 住宅手当</p> <p>社会住宅であれ、そうでない住宅であれ、家族構成に応じて、所得に対して居住コスト負担が適正水準を超える場合に自己申告で家賃補助や持家負担補助を連邦・州政府が各1/2負担で給付</p>	<p>1. 生計費扶助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、在宅においてみずからの能力、収入、資産では生計維持が困難な者対象(労働忌避者については生計費扶助を制限) ・最低生活費(州政府の責任において決定)の中身は、食費、光熱水費、衣服、衛生、家具、暖房費、交際費、文化的諸経費さらには疾病保険及び年金保険料また個人の事情に応じ加算 <p>2. 特別扶助(特別な生活状態に対する扶助)</p> <p>12の状態を想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①更生扶助②予防的保健扶助③医療扶助とその他の扶助④家族計画扶助⑤妊産婦扶助⑥障害者の社会復帰扶助⑦結核扶助⑧盲人扶助⑨介護扶助⑩家政遂行のための扶助⑪特別な社会的困難克服のための扶助⑫老齢扶助

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第383表 ドイツの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 千人)

項目	85年度	90年度	93年度	94年度	95年度	96年度
労働者年金保険						
被保険者総数	17,066	16,541	22,217	21,619	21,542	21,073
拠出義務者	11,359	11,377	16,259	16,517	16,283	15,811
その他の者	5,708	5,164	5,957	5,102	5,259	5,262
職員年金保険						
被保険者総数	14,294	16,788	21,938	22,008	21,583	22,039
拠出義務者	9,518	11,438	15,829	16,428	15,839	16,093
その他の者	4,776	5,350	6,109	5,580	5,745	5,945
鉱山従業員年金保険						
被保険者総数	254	204	294	260	230	230
農業者老齢扶助						
被保険者総数	572	506	463	469	544	487
拠出者	532	427	364	348	348	...
疾病保険						
被保険者総数	36,209	37,939	50,759	50,607	50,702	50,830
加入義務者	21,105	22,494	30,773	30,385	30,146	29,794
任意加入者	4,481	4,435	5,519	5,559	5,637	5,983
年金受給者	10,623	11,011	14,467	14,662	14,883	15,053
災害保険						
被保険者総数	29,900	41,134	51,844	53,836	55,055	55,422
失業保険						
被保険者総数	20,350	22,442	23,175	...	22,829	...
拠出者	20,350	22,442	23,175	...	22,829	...
介護保険						
被保険者総数	71,901	72,263

(注) 労働者年金保険および職員年金保険は4月現在、95年度の鉱山従業員年金保険は96年7月1日現在。農業者老齢扶助は各年末現在。疾病保険は年平均、このほかに、95年4月現在の家族被保険者(被扶養者)数が2,418万人。労災保険は年平均、介護保険は95年1月創設の第5番目の社会保険である。被保険者総数は公的介護保険の総加入者数で、民間介護保険の加入者は含まない。

90年度までは旧西ドイツ、94年度からは現在の全ドイツ。

(資料) Statistisches Jahrbuch, 1987-1998, Bundesarbeitsblatt, 9/1997.

(ii) 社会保障費用

(単位 100万マルク)

項目	85年度	90年度	93年度	94年度	95年度	96年度
労働者年金保険	95,879	115,182	165,624	179,845	190,991	198,298
うち { 年金	81,160	98,128	140,514	152,264	161,391	167,371
リハビリ対策	2,521	3,495	5,096	5,522	5,989	6,312
職員年金保険	77,393	93,100	153,410	164,275	180,572	186,876
うち { 年金	59,847	77,746	116,736	126,757	137,086	143,245
リハビリ対策	1,775	2,081	3,131	3,573	3,770	4,090
鉱山従業員年金保険	14,706	17,225	23,707	25,328	26,519	27,256
うち { 年金	12,199	14,663	20,454	21,832	22,746	23,393
リハビリ対策	89	89	185	198	245	236
農業者老齢扶助	3,061	4,131	5,181	5,571	5,754	6,045
(うち)老齢扶助金	2,697	3,481	4,136	4,497	4,497	4,760
疾病保険	114,400	141,654	211,781	234,274	262,825	272,630
うち { 一般・歯科医療	97,378	112,472	163,518	175,555	185,625	192,478
薬剤・治療材料 ⁽⁴⁾						
病院医療						
現金給付	10,889	12,721	14,564	15,918	18,406	18,198
災害保険	11,648	13,462	23,349	24,312	25,411	25,734
うち { 年金	7,676	7,449	9,970	10,501	10,714	10,877
治療	2,106	3,019	4,630	4,883	5,196	5,222
災害予防						
介護保険	10,356	21,384
雇用促進	39,376	49,289	109,535	99,864	97,103	105,588
児童手当	14,465	14,619	21,689	21,069	21,244	886
公務員等児童手当	8,206	9,772	12,520	12,456	13,042	13,205
育児手当	...	4,597	6,835	6,681	7,245	6,962
戦争犠牲者援護	13,474	12,999	14,691	15,037	14,315	13,598
社会扶助	22,789	31,782	52,306	57,987	53,328	53,119
青少年扶助	9,535	13,686	24,470	24,880	29,170	29,326
負担調整	1,389	1,097	835	713	620	533
公衆保健サービス	1,911	2,330	3,470	3,580	3,394	3,047
公務員恩給	37,028	43,282	49,656	49,867	55,967	59,805
合計	465,260	568,207	879,059	925,739	987,317	1,024,292
対国民所得比(%)	32.8	30.4	36.8	37.3	37.7	38.3

(注) 1) 90年度までは旧西ドイツ、94年度からは現在の全ドイツ。

2) 薬剤・治療材料の中には義歯も含まれる。

3) 介護保険は95年4月から給付を開始、96年6月までは在宅介護のみ、96年7月からは施設介護給付が実施されている。

4) 児童手当については96年1月から家族調整給付の枠組の中で法規定されている。

5) 各制度の費用は他制度への繰入れを含むが、合計は各制度間の相互繰入れを含まない。

(資料) Statistisches Jahrbuch, 1987-1998.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第384表 アメリカの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障	医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
1. 沿革 ①社会保障法(1934) (Social Security Act) ②ワグナー法(1935) (団結権・争議権を保障した)	1. OASDI ①適用対象 I一般制度 ・自営業者を含む所得のある有業者 II特別制度 ・鉄道員、連邦公務員、その他州及び地方政府職員 IIIその他の制度 ・自由労務の農業労働者家事使用人、零細自営業者(年間純所得が400ドル未満の者)、1984年以前に雇用された連邦政府職員 ②財源 I被保険者 収入総額の6.2%(1997) II使用者 賃金支払総額の6.2%(1997) III政府 原則なし (1968年以前に72歳になった者に対する特別の老齢給付の全費用、資力調査を伴う給付にかかる全費用) ③受給要件 ・拠出期間40四半期 ・拠出の対象となる報酬 上限—68,400ドル 下限—700ドル	1. 失業保険 ①適用範囲:(州の運用方法により異なるが)連邦法上;1年間に少なくとも20週以上1人以上の労働者を雇用する事業主又は1四半期に1,500ドル以上の賃金を支払う事業主に雇用される労働者特別保険;鉄道労働者、連邦政府職員、退役軍人 ②受給要件:(州の運用方法により異なるが、平均的な州の場合) 最近の5四半期中4四半期の就労者でなければならないこと。少なくとも週30時間の所得を有する者でなければならない。 ③給付内容 州、従前所得、就労期間により異なるが、最低基準は1週当たり5~87ドル、最高基準は1週当たり133~521ドル。支給期間はおおむね最大で26週。 ④費用負担 連邦失業保険税率…使用者の年間賃金支払総額に対し課税 各州法による失業保険料…年間賃金支払総額の6.2%を基本とし、3州を除き労働者負担分はない(使用者負担のみ)。	1. 入院保険(HI) ①対象者数 65歳以上の者及び重度障害者等(65歳未満の者) ②受給内容 ア入院給付 90日間 (当初及び60日以後患者負担あり) イ退院後のナーシングケア 100日間(20日以後患者負担あり) ウ退院後の在宅保健サービス 100日間	1. 入院保険(HI) ①加入者 HIの対象者 ②給付内容 HIの給付対象とならない医療サービス。在宅保健サービス等の費用の80%を償還	1. 老人福祉 ①老人医療 ・入院医療サービス ・療養サービス(ナーシングホーム) ②老人諸サービス ・相談サービス ・食事供給車、電話、通院医療、友愛訪問、レク活動の援助 ・施設への収容	1. 被扶養児童家庭扶助制度(AFDC) ①適用対象 親の稼働能力の欠如、死亡、所在不明などによって貧困状態にある家庭の16歳未満の児童に対して援助を行う ②給付内容 給付月額1世帯当り約386ドル (96年度連邦平均) ③財源 連邦がAFDC給付月額のうち18ドルまでの部分については-15ドル負担、18ドルを超える部分は50~83%のレートで最高32ドルまでを補助している	1. 医療扶助 (メディケイド) ①制度概要 低所得者に対する医療サービスシステムをもつ州に対して連邦が財政援助する制度 ②給付範囲 入院サービス及び外来患者サービス、農村地区での診療サービス、病理検査及びX線検査 21歳以上の者に対する熟練看護サービス、在宅ヘルス・サービス、家族計画サービス、看護及び助産婦サービス、メディケアがカバーしない長期の看護施設ケア ③給付内容 連邦と州合わせて1,595億ドル(1996) ④財源 連邦が50~83%(平均55%)を償還
2. 体系 —所得保障(連邦レベル) OASDI(老齢遺族障害保険) —医療保障(州レベル) HI(メディケア) —公的扶助(GAを除き連邦レベル) 医療扶助 メディケイド 生活扶助 SSI—補足的保障所得 AFDC—母子家庭の児童に対する援助 LIHEAP—低所得世帯光熱費扶助 FA—フードスタンプ GA—一般扶助 —労働保険(州レベル) —福祉サービス —社会手当 (皆年金・皆保険制度なし)	2. 老齢年金(OAI) (1)受給資格 ・65歳以上から支給(2027年までに段階的に67歳に引上げ) ・62~64歳—減額 66~67歳—増額	2. 労災保険・労災補償 ①概要 全州で制度化。連邦の特別制度あり。全体で55のプログラム 約87%の被用者をカバー ②給付額 平均は事故発生時の所得の2/3程度 連邦の障害給付(DI)を受ける者については従前所得の80%を超えないよう両制度間で調整される 通常3~7日間の待期間あり。保険料率 給与支払額の2.3%程度。使用者が通常負担する	2. 補足的医療保険(SMI) ①加入者 HIの対象者 ②給付内容 HIの給付対象とならない医療サービス。在宅保健サービス等の費用の80%を償還	2. 母子福祉 ①母子保健サービス ・妊婦、乳幼児の定期検診 ・訪問看護 ・学校保健サービス ②児童保護 ・児童相談サービス ・里子、養子、収容保護、保育所への入所	2. 生活扶助 I 補足的保障所得制度(SSI) ①制度概要 困窮した老人盲人障害者に対する生活扶助 ②給付内容 月額平均1世帯350ドル II 対低所得世帯光熱費扶助(LIHEAP) ①制度概要 低所得者世帯の光熱費に対する扶助 ②給付内容 9.75億ドル(1998) III フードスタンプ(FA) ①制度概要 資産及び所得が全国的基準に達しない個人及び世帯に対して、小売店で利用できる食料購入用のクーポンを支給 ②給付内容 月額10ドルから408ドルの範囲で支給 1人当たり平均給付月額は122ドル IV 一般扶助(GA) ①制度概要 メジャーな福祉プログラムの受給資格のない困窮者等に対する扶助		

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第385表 アメリカの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 100万人)

項目	80年	85年	90年	95年	96年
公的年金制度	96.4	106.6	117.7
老齢・遺族・障害・健康保険	89.3	100.3	110.2	141.0	143.7
鉄道従業員退職年金制度	0.5	0.3	0.3 ¹⁾
公務員等退職年金制度	6.6	6.0	7.2 ¹⁾
その他の社会保険制度					
失業保険	87.2	98.2	109.5	113.5	116.1
労災補償保険	79.1	85.1	96.7	96.1	... ²⁾
一時障害保険	18.4	19.8	...	20.2	20.9 ³⁾

(注) 1) 84年から新規採用の鉄道従業員や公務員は老齢・遺族・障害・健康保険に加入することになっているため、これらの特定制度はやがて消滅することになっている。

2) 調査中止

3) この数字は94年度の数字である。

(資料) Statistical Abstract of the U.S., 1989, 1993, 1996 Annual Statistical Supplement, 1997 to Social Security Bulletin.

(ii) 社会保障費用

(単位 100万ドル)

項目	80年度	85年度	90年度	93年度	94年度
社会保険	229,754.4	369,595.2	561,175.2	657,328.2	683,846.6
老齢・遺族・障害・健康保険	152,110.4	257,535.1	382,289.8	449,276.8	477,339.7
健康保険(メディケア) ^(注1)	34,991.5	71,384.3	116,651.0	148,093.5	161,392.7
鉄道従業員退職年金	4,768.7	6,275.6	7,531.8	7,920.8	8,025.2
公務員退職年金	39,490.2	63,044.0	97,271.3	112,631.6	119,321.0
失業保険・雇用事業	18,326.4	18,343.8	28,405.3	40,720.8	31,251.1
鉄道従業員失業保険	155.4	138.4	71.0	60.3	53.5
鉄道従業員一時障害保険	68.7	50.6	23.4	25.9	29.3
州一時障害保険	1,377.7	1,944.1	3,879.2	3,316.0	3,200.8
労働者災害補償	13,457.2	22,263.6	41,703.4	43,376.2	44,626.0
公的援助	72,703.1	98,361.8	181,339.4	221,064.8	238,025.3
公的扶助	45,064.3	66,170.2	133,669.2	160,695.0	171,755.1
補足的保障所得	8,226.5	11,840.0	19,646.2	26,501.2	30,085.5
食料スタンプ	9,083.3	12,512.7	19,471.3	24,496.7	25,273.6
その他の公的援助	10,329.0	7,838.9	8,552.7	9,371.9	10,911.1
保健及び医療	27,263.0	39,373.0	65,632.0	74,503.0	79,296.0
病院及び医療 ^(注2)	12,303.0	16,373.0	28,237.0	30,508.0	30,957.0
母子保健 ^(注3)	870.0	1,222.0	1,981.0	2,172.0	2,272.0
医学調査研究	4,924.0	6,903.0	11,312.0	12,780.0	13,967.0
学校保健	575.0	790.0	1,201.0	1,407.0	1,384.0
その他の公衆衛生活動	6,931.0	11,919.0	20,876.0	24,978.0	27,477.0
医療機関整備	1,660.0	2,166.0	2,025.0	2,658.0	3,239.0
退役軍人関係制度	21,465.5	27,042.3	32,857.3	36,605.5	37,894.8
年金・所得補償	11,306.0	14,333.0	16,284.3	17,205.2	17,481.0
保健・医療	6,203.9	9,493.2	13,221.5	15,640.8	16,231.4
教育	2,400.7	1,170.8	569.5	937.7	1,098.3
生命保険 ^(注4)	664.5	795.5	1,039.3	904.7	971.5
福祉その他	890.4	1,249.8	1,742.7	1,917.1	2,112.6
教育	121,049.6	172,047.5	277,147.1	331,909.8	344,196.0
住宅関係	6,879.0	12,598.5	21,522.6	19,803.1	26,769.0
その他の社会福祉	13,599.1	13,551.8	19,779.8	22,670.0	24,617.0
職業リハビリテーション	1,251.1	1,536.7	2,235.8	2,379.1	2,414.6
施設福祉	482.4	379.6	664.9	721.5	783.1
学校給食	4,852.3	5,308.5	7,966.9	9,932.4	10,099.1
児童福祉	800.0	200.0	237.9	294.6	294.6
特別計画(OEO・Action)	2,302.7	503.8	191.9	208.3	204.4
その他	3,910.6	5,623.2	8,446.4	9,674.1	10,821.2
合計	492,713.7	732,570.1	1,159,453.4	1,363,884.4	1,434,644.9

(注) 1) 病院保険と補足的医療保険分を再掲。

2) 軍人家族の医療を含む。

3) 障害児へのサービスを含む。

4) 団体生命保険を除く。

(資料) Annual Statistical Supplement, 1997, to Social Security Bulletin.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第386表 スウェーデンの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保険	医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. 沿革 救貧令 (1848年) 救貧法 (1853年) 児童労働禁止法 (1881年) 婦人年少者労働法 (1900年) 里子法 (1902年) 児童福祉法 (1924年) 児童保育法 (1977年)</p> <p>2. 根拠法令 社会扶助法 (1956年) 児童福祉法 (1960年) 国民保険法 (1962年) 労働者災害保険法 (1976年) 社会保険法 (1976年) 社会サービス法 (1980年) 保健・医療サービス法 (1982年)</p> <p>3. 体系 ┌ 所得保障 ├ 医療保険 ├ 医療・保健サービス └ 社会サービス</p> <p>4. 国と地方の分担 (主なもの) ①国……所得保障 医療保険 ②地方……医療・保健サービス 社会福祉</p>	<p>1. 国民年金 (老齢年金) ①国民基礎年金 (F P) ・全国民を対象 ・年金額は一律 ・65歳から支給 ・支給開始年齢を1994年から毎年3カ月ずつ繰下げ、97年に66歳にする ②国民付加年金 (A T P) ・従前の所得の60%に相当する額を支給 ③補足年金 ・②が受給できないか又は低額の場合 ・基礎額の54% ④部分年金 ・61歳から64歳の者を対象</p> <p>2. 障害年金 ・労働能力の喪失50%以上に支給 ・年金額は廃疾の程度により異なり完全廃疾は老齢年金と同額 ・永久障害とみなされない場合は一時的障害年金を支給</p> <p>3. 障害手当 ・なんらの給付も受給していない障害者</p> <p>4. 調整年金 ・婚姻期間が5年以上、寡婦と遺児の年齢等を条件として支給 ・完全年金は老齢年金と同一</p> <p>5. 遺児年金 ・18歳未満の遺児に支給 ・年金額は死亡した親や子供の出生順などにより異なる。</p>	<p>1. 失業保険制度 基礎保険と任意所得比例保険がある。 ①適用範囲 労働組合が任意に認可された失業基金に加入する被用者。被用者の加入条件は、加入に先立つ5週間中に少なくとも引き続いて4週間、1週間平均最低17時間の就労経験があり、加入時点でも引き続き同条件で就労すること。 ②主な受給要件 ・公的職業紹介所に求職者登録しており、適切な職があれば1日最低3時間、週平均17時間以上の就労が可能であること (共通要件)。 (基礎保険) 上記共通要件に加え、20歳以上で失業に先立つ12ヶ月の間に6ヶ月間以上、1ヶ月につき70時間以上就労していること。 (任意所得比例保険) 共通要件に加え、失業基金に12ヶ月以上加入しており、加入期間中に6ヶ月間以上、1ヶ月につき70時間以上就労していること。 ③給付内容 基礎保険の給付額は、日額最高で240クローネ。任意所得比例保険の給付額は、所得喪失の80%、日額最高580クローネが給付される。給付期間は最高300日 (但し、57歳以上の失業者は最高450日で65歳に達すると失業年金が老齢年金に切り替えられる)。 ④費用負担 支給額に対する国の補助金割合は100%近くに達している (1997年実績97%)。</p> <p>2. 労災保険 ・公営又は民間保険との強制契約 ・民間被用者・公務員を対象 ①傷病休暇給付 最初の2週間は雇用主による傷病賃金、3週間目からは社会保険事務所から傷病手当が支給される。 ②障害補償給付 ・完全障害は100%の年金と常時介護加給 ・一部障害は障害度に比例した年金。 ③埋葬料 ・死亡した年の1月の基本額の30%</p>	<p>1. 医療保険 (1)適用対象 ・医療給付 全居住者 ・現金給付 一定以上の年取のある有業稼得者及び主婦・主夫 (2)医療給付 (一部償還制) ・入院 日額80クローナの患者負担を除く全額 ・外来 費用の全額を現物給付 ・歯科 3,000クローナまでの費用の75%、3,000~7,000クローナを超える費用の60%、7,000クローナ以上で30% (3)傷病手当金 ・収入の80、70、65% ・治療又は障害年金支給まで支給 (70歳以上の被保険者年金受給者は180日間) ・待期 1日 (4)両親手当 ・子供が生まれたとき養育のため父母のどちらかが仕事を休んだとき ・子供が8歳になるまでのうち15月間 ・12月間は稼得収入の80%、残り3月間は1日60クローナ (5)養育手当 ・12歳未満の子を養育するとき ・子1人につき年間90日間、収入の90%支給 (6)近親者介護手当 ・極めて重い病気の者を在宅で介護する場合 ・近親者 (親しい友人、隣人を含む) に逸失所得の75%を最高60日まで支給</p> <p>2. 医療供給体制 ・県営を主とした公的病院中心主義</p>	<p>1. 老人福祉 ①施設入居 ・希望者の老人ホーム入居 ②施設サービス利用 ・デイセンター 食堂、理髪、美容室、リハビリ室、作業室、談話室の設備利用 ③在宅者サービス ・給食の戸口までの配達</p> <p>2. 母子福祉 ①妊婦、出産育児の援助 ・期間中の所得保障 ・期間中の医療サービス ②児童福祉 ・児童検診 ・保育所入所 ・応分の広さの住宅への入居 ・ホームヘルパーの提供 ③教育福祉 ・授業料なし ・学業資金の給付</p> <p>3. 障害者福祉 (心身障害者) ・一般教育への編入 ・労働訓練 ・適職への斡旋 ・障害者用住宅の提供 ・ホームヘルパーの提供 ・リハビリの実施 ・補助具の支給</p>	<p>1. 児童手当 ・16歳未満の第1子から支給 ・多子加算制度 (第3子以降加算) ・所得要件なし</p> <p>2. 先払養育手当 (児童扶養手当) ・離婚家庭 (通常母子家庭) に国が一定の養育手当を支給し、養育費を負担すべき者 (通常は父親) に求償 ・児童の標準生活経費の概ね半額程度を支給</p> <p>3. 住宅手当 ①国民年金受給者への住宅手当 ・国民年金しか収入のない場合または収入があっても低額の場合 ②有子家庭の住宅手当 ・子供が17歳まで支給 ・所得要件あり ③低所得家族 (①と②以外) の住宅手当 ・所得要件あり</p>	<p>1. 経済援助 (公的扶助) ・最低生活費 ・収入要件</p>	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

を基に社会保障制度審議会事務局作成

3 医療

第387表 医療保障制度の国際比較

(1997年)

		日 本	ド イ ツ
制度の種類		社会保険方式	社会保険方式
適用対象		全国民を対象(加入率100%) 健康保険 民間企業の被用者とその家族 共済組合 公務員とその家族 国民健康保険 自営業者、農業従事者	全国民を対象(但し加入義務免除・任意加入有)(加入率約90%) 一般疾病保険 年取75,600マルク以下(旧東独は年取63,000マルク以下)の被用者、年金受給者、学生等(上限年取を超える被用者は任意加入) 農業者疾病保険 自営農業従事者等
医療給付		現物給付 患者負担 ・被用者: 本人2割 家族 入院2割、外来3割 ・国民健康保険: 3割 ・外来薬剤: 一部負担あり。内服薬については投薬ごとに一日分につき種類数に応じて30円、60円、100円	現物給付 患者負担 ・入院時: 1日につき17マルク(14日限度)(旧東独地域14マルク) ・薬剤: 包装の大きさに応じて9マルク、11マルク、13マルク ・義歯: 費用の55% ・補装具、めがねは一定差額
現金給付		傷病手当金・分娩費・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料	傷病手当金・出産手当金・出産一時金
費用負担	被用者等	政管健保: 標準報酬の4.25% 健保組合: 標準報酬の3.658% 国保: 162,809円(1世帯平均) 共済組合: 標準報酬の4.18%(97年度・保健は96年度)	基本賃金の6.8% (旧東独地域7.0%) (98年1月平均)
	使用者等	政管健保: 標準報酬の4.25% 健保組合: 標準報酬の4.736% 共済組合: 標準報酬の4.18%(97年度・保健は96年度)	被用者に同じ
	国庫	政管健保: 保険給付費等の13.0% (老人保健拠出金の16.4%) 健保組合: 給付費の補助103.3億円 国保: 保険給付費等の50% 共済組合: なし(99年度予算)	原則としてなし

フ ラ ンス	イ ギ リ ス	ア メ リ カ
社会保険方式	保健サービス方式	社会保険方式
全国民を対象(加入率99%) 一般制度 民間商工業の被用者、公務員 特別制度 鉱業労働者、船員、国鉄職員等特定業種の被用者 その他の制度 農業従事者、自営業者等	全国民を対象(加入率100%)	全国民対象の公的医療保険制度はない(加入率約25%) メディケア 65歳以上の者、障害年金受給者、慢性腎臓病患者等 但し、パートB任意加入 メディケイド 低所得者等
償還制(制度・給付科目毎に償還率が異なる) (一般制度の例) ・入院時: 入院費は80%を現物給付(30日限度) ・外来: 費用の70%償還 ・薬剤: 費用の65%償還(代替不可能かつ高額な薬剤は100%、軽治療薬は35%、ビタミン剤等は全額負担)	現物給付 患者負担 ・薬剤: 処方一件580ポンド ・歯科治療: 費用の80%(ただし上限あり)	メディケア・パートA(入院サービス等): 現物給付 患者負担(入院の例) 60日まで 期間764ドル 61~90日 1日191ドル 91~150日 1日382ドル* 151日~全額患者負担 *(生涯60日を限度) メディケア・パートB(入院・外来の医師サービス等): 償還制 患者負担: 免責100ドル。それを超える部分は20% メディケイド: 現物給付 患者負担: 原則としてなし
傷病手当金・出産手当金・育児手当金又はミルク券・死亡一時金	傷病手当金・出産手当金(国民保険制度からの給付)	傷病手当金・出産手当金(一部の州において州法に基づき 実施)
総報酬の0.75%(一般制度)	なし	メディケア・パートA: 報酬の1.45%(自営業者29%) メディケア・パートB: 月43.80ドル メディケイド: なし
総報酬の12.8%(一般制度)	なし	メディケア・パートA: 報酬の1.45% メディケア・パートB: なし メディケイド: なし
原則としてなし	国民保健サービス費用の81.5%(国民保険からの拠出金12.2%)(97年)	メディケア・パートA: 原則としてなし メディケア・パートB: 老人1人当たり月127.3ドル 障害者1人当たり月167.7ドル メディケイド: 連邦、州にて負担(96年)

(注) 上記は基本的な給付内容等について単純化して記述してあることに留意。

資料: 年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第388表 主要国の国民医療費の推移

	日 本				ア メ リ カ 合 衆 国			
	国 民 医 療 費			1人当 り医療費 (千円)	国 民 医 療 費			1人当 り医療費 (ドル)
	推 計 額 (億円)	指 数	対GNP (GDP) (%)		推 計 額 (10億ドル)	指 数	対GNP (GDP) (%)	
1975年	64,779	1.00	4.3	57.9	100.4	1.00	6.3	446.8
1980	119,805	1.85	4.9	102.3	187.5	1.87	6.9	796.9
1985	160,159	2.47	4.9	132.3	318.4	3.17	7.9	1,289.1
1986	170,690	2.63	5.0	140.3	344.9	3.44	8.1	1,382.4
1987	180,759	2.79	5.1	147.8	378.6	3.77	8.3	1,503.0
1988	187,554	2.90	4.9	152.8	416.6	4.15	8.5	1,637.6
1989	197,290	3.05	4.8	160.1	457.7	4.56	8.7	1,780.9
1990	206,074	3.18	4.7	166.7	524.6	5.23	9.5	2,022.4
1991	218,260	3.37	4.7	176.0	571.8	5.70	10.0	2,175.8
1992	234,784	3.62	4.9	188.7	619.7	6.17	10.3	2,331.5
1993	243,631	3.76	5.1	195.3	661.4	6.59	10.4	2,464.2
1994	257,908	3.98	5.4	206.3	700.1	6.97	10.4	2,583.4
1995	269,577	4.2	5.5	214.7				
1996	285,210	4.4	5.6	226.6				
1997	290,651	4.5	5.7	230.4				

- (注) 1) 日 本：「その他」は、老人保健施設療養費等である。1994年は、「その他」に入院時食事医療費を含む。
 2) アメリカ：国民医療費にはナーシングホームを含めなかった。薬局調剤の項は Drugs and Medical sundries の費用
 3) イギリス(イングランド)：イングランドのみの医療費である。
 この中には病院費用が大部分であるが、他に家庭医協会経営費と地方政府の保健サービスを含んでいる。
 4) フランス：予防的な医療・温泉療法・移送費・めがね等を除く。GDPを用いた。

(資料) 1) 日 本：厚生省「国民医療費」

2) アメリカ：Health Care Financing Administration: *Health Care Financing Review*, Summer 1995

3) イギリス(イングランド)：Department of Health and Social Security: *Health and Personal Social*

4) フランス：Ministere Des Affaires sociales et la Solidarite Nationale: *Comptes Nationaux de la Sante*

資料：厚生統計協会「国民衛生の動向」

イギリス (イングランドのみ)				フ ラ ン ス			
国 民 医 療 費			1人当 り医療費 (ポンド)	国 民 医 療 費			1人当 り医療費 (フラン)
推 計 額 (100万ポンド)	指 数	対GNP (GDP) (%)		推 計 額 (100万フラン)	指 数	対GNP (GDP) (%)	
3,950	1.00	...	84.6	87,880	1.00	6.0	1,664.8
8,937	2.26	...	191.0	183,303	2.09	6.6	3,420.9
12,305	3.12	...	262.7	348,840	3.97	7.5	6,323.0
13,038	3.30	...	277.7	376,673	4.29	7.5	6,799.9
14,060	3.56	...	298.4	395,613	4.50	7.4	7,111.5
15,559	3.94	...	329.3	429,070	4.88	7.5	7,678.0
17,388	4.40	...	366.8	466,597	5.31	7.6	8,308.4
18,878	4.78	...	393.4	502,119	5.71	7.8	8,863.2
21,085	5.34	...	437.4	216,023	2.46	7.9	9,354.9
24,531	6.21	...	507.1	568,425	6.47	8.1	9,907.7
27,176	6.88	...	559.9	601,239	6.84	8.5	10,451.1

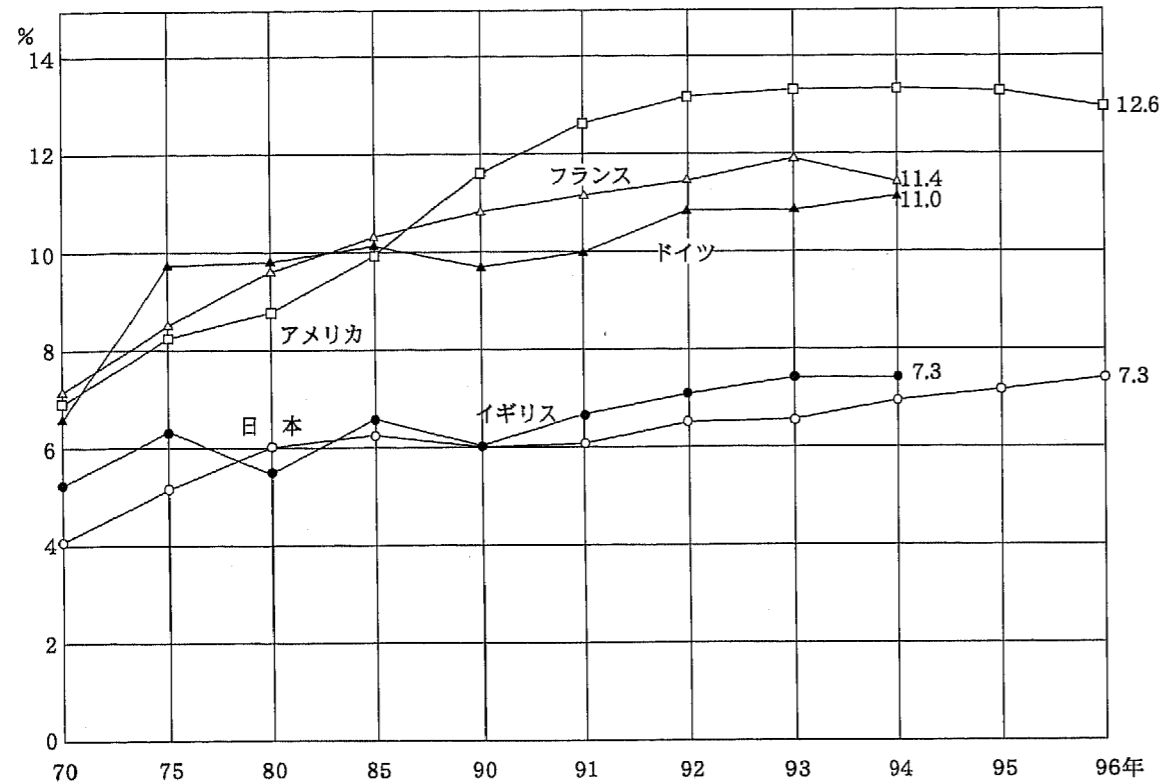
である。「その他」は保健専門家サービスの費用である。GDPを用いた。

イングランドのみのGNPはわからない。

Services Statistics for England 1995 edition

Annuaire Des Statistiques Sanitaires et sociales 1995 フランスの人口は *World Health Statics* を使用した。

第389表 国民医療費の対国民所得比の各国比較



(注) ・日本：国民医療費は、「平成8年度国民医療費」(大臣官房統計情報部)による。
国民所得は、経済企画庁調べ。
・その他：国民医療費は、我が国の国民医療費の定義を目安として試みに作成したもの。
国民所得は、「NATIONAL ACCOUNTS」(OECD)により算出。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第390表 主要国の診療報酬支払方式

	アメリカ(メディケア)	イギリス	ドイツ	フランス	日本
開業医(診療所)	出来高払い制 (診療報酬点数表に基づいて支払う) (RBRVS方式：医師の各医療行為の価値を、当該行為に使用した資源の量に基づき評価し、その結果を点数として表す考え方)	登録人頭制(登録患者数に応じて支払う)+基本診療手当(各種加算あり) その他に、総予算で請負う予算管理家庭医あり 別途、診療所借料等の補助あり	総額請負制 (保険医協会に保険診療を一括して請負わせ、その費用を保険者より一括して支払う。個々の医師については、医師会より点数表に基づき出来高払いで配分。)(注)	出来高払い制 (毎年、国会で決められた医療費の伸びの枠内で、全国疾病金庫と医師組合が協約(診療報酬)を締結。枠を超えた場合は、次年度の診療報酬減額又は払い戻しが行われる。)	出来高払い制 (各診療行為についてそれぞれ評価を行い、評価額の合計額を診療報酬として支払う方式) 一部包括払い制
病院	DRG-PPS方式(疾患別予定額払制) 入院患者の分類に従いあらかじめ定まった額を支払う	NHS病院トラストは保健当局又は予算管理家庭医との契約に基づき支払を受ける。 (注1)既に全てのNHS病院が独立採算制のトラストとなっている。 (注2)96年4月に地区保健当局と家庭保健サービス当局が保健当局(イングランドで約100)に再編成された。	入院費用 ・特定の療養について1件当たり包括払制 ・一定の給付について特別報酬 ・1件当たり包括払の対象とならない給付について、1人1日当たり定額の形で支払われる診療科別療養費+基礎療養費 別途、建物等について州からの補助あり(今後中長期的かつ段階的に診療報酬に一元化の方向)	公的病院 総額予算制 私的病院 地方疾病保険金庫と各病院の契約により決定された患者1人1日当たり定額のホスピタルフィーと全国協約方式によるドクターフィー	同上

(注) 97年7月施行の第3次改革により、一点単価を固定し、医師グループごとに標準報酬を取り決める方式に移行することとされているが、疾病金庫と保険医協会の協議が続いており未実施。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第391表 医療供給に関する指標の国際比較

(人口10万人対比)

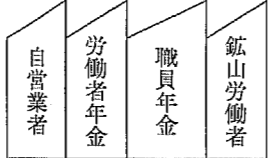
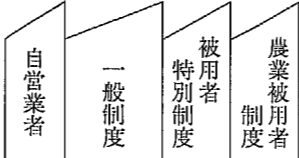
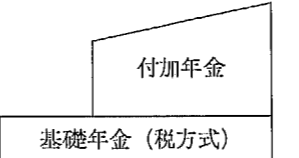
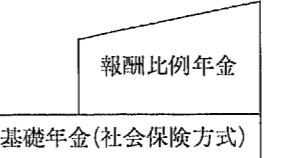
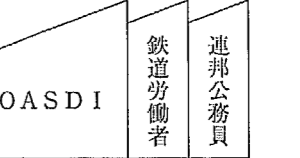
	日本	アメリカ	イギリス	(西)ドイツ	フランス	スウェーデン
医師数	183人	214人	164人	256人	319人	264人
歯科医師数	64人	59人	31人	57人	72人	110人
看護職員数	692人	1,372人	325人	438人	—	847人
病院数	7.8	3.1	3.4	5.2	1.8	8.4
病床数	1,346床	585床	625床	1,124床	585床	1,449床

(資料)：総務庁統計局「世界の統計1997」

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

4 年 金

第392表 諸外国の公的年金制度の概要

	ド イ ツ	フ ラ ン ス	スウェーデン	イ ギ リ ス	アメリカ合衆国
制 度 体 系	労働者年金 職員年金 鉱山労働者を対象とする制度 自営業者を対象とする制度 	一般被用者制度 公的機関の被用者特別制度 農業被用者制度 自営業者を対象とする制度 	基礎年金 (AFP) 付加年金 (ATP) 部分年金 (DP) 	基礎年金 報酬比例年金 (SERPS) 	老齢遺族障害保険 (OASDI) 鉄道労働者を対象とする制度 連邦公務員を対象とする制度 
適 用	(被用者) ・一般労働者は労働者年金 ・事務職員は職員年金 ・鉱山労働者は特別制度 (自営業者) ・農業者等は特別制度 ・芸術家等は職員年金 ・手工業者等は労働者年金 ・その他の者は労働者年金または職員年金に任意加入	(被用者) ・一般被用者は一般制度 ・公務員、船員等は特別制度 (自営業者) ・職種に応じた特別制度	・全国民が基礎年金に加入 ・基礎額 (年36,300クローネ) 以上の年間所得のある者は付加年金に加入	(被用者) ・一定額 (週62ポンド) 以上の者は基礎年金と報酬比例年金 (自営業者) ・一定額 (年3,480ポンド) 以上の者は基礎年金 (無業者・低所得者) 基礎年金に任意加入	(被用者) ・一般被用者は老齢遺族障害保険 ・鉄道労働者は特別制度 ・連邦公務員は特別制度 (自営業者) ・一定額以上の所得がある者は老齢遺族障害保険
費 用 負 担	<労働者年金・職員年金> ・保険料率 20.3% (労使折半) ・拠出対象となる報酬 上限 旧西独地域年98,400マルク 旧東独地域年85,200マルク ・国庫負担 (1995年以降) 年間給付費の約20%	<一般制度> ・保険料率 16.45% (事業主 被用者) (9.8% 6.65%) ・拠出の対象となる報酬 上限 年164,640フラン ・国庫負担 原則としてなし	<基礎年金> ・保険料率 5.86% (被用者は全額事業主負担) ・拠出の対象となる報酬 総報酬 ・国庫負担 (1992年実績) 基礎年金給付費の約32% <付加年金> ・保険料率 14.0% (被用者は全額事業主負担) ・拠出の対象となる報酬 下限 年初の基礎額 ・国庫負担 なし <部分年金> ・保険料率 0.2% (1996年) (被用者は全額事業主負担) ・国庫負担 なし	<基礎年金・報酬比例年金> ・保険料 (被用者) 本人負担 週62ポンドまでの所得の2.00% 週61-465ポンドの所得の10.00% 事業主負担 収入 (週) 62~110ポンド 3.0% 110~155ポンド 5.0% 155~210ポンド 7.0% 210ポンド~ 10.0% (自営業者) 週6.15ポンド 年間所得 (7,010~24,180ポンドの者) の6.0% ・国庫負担 なし	<老齢遺族障害保険> ・保険料率 (被用者) 12.4% (労使折半) (自営業者) 12.4% ・拠出の対象となる報酬 上限 年 65,400ドル 下限 四半期 670ドル ・国庫負担 原則としてなし

(注) 年金額、保険料等の数値は、年次の指定がない場合は全て1997年のものである。

資料：社会保障制度審議会事務局年金数理部会担当調

	ドイツ	フランス
老齢年金支給要件	〈労働者年金・職員年金〉 ・ 拠出期間5年以上	〈一般制度〉 ・ 拠出期間1四半期（3か月）以上
年金額算定方法	〈労働者年金・職員年金〉 個人報酬点数*×年金種別係数**×年金価額*** * 雇用期間中の各年の全被保険者の平均賃金に対する賃金の比を合計したものに支給開始係数を乗じた値 ** 老齢年金を基準とする各種年金の支給率 *** 全被保険者の平均賃金で保険料を1年間拠出した場合の老齢年金の単価	〈一般制度〉 {最高11年間の再評価後の平均賃金}×給付率*×{拠出期間（四半期ベース上限151）÷151} * 給付率は支給開始年齢と拠出期間により25%~50% 加給 妻（65歳以上）：4,000フラン 子（3子以上）：年金額の10%
支給開始年齢	65歳 {63歳〔女60歳〕の特例があるが、2009年〔2018年〕までに段階的に廃止}	60歳
繰上げ・繰下げ支給	{支給開始年齢の引上げに伴い62歳から繰上げ支給：減額率 月0.3%}	繰下げ特例：151四半期に満たない者が1年繰下げることにより拠出期間が10%増（最大151四半期）
在職受給者の取扱い	{支給開始年齢の引上げに伴い部分年金制度を実施 支給率は所得に応じ、2/3、1/2、1/3の3通り}	60歳以上で150四半期以上の拠出期間のある者が部分就労となった場合、減少労働時間に応じ年金額の30%~70%を支給
年金額改定方式	可処分所得の上昇率に基づき改定（7月実施）	1994年より当面5年間は、物価上昇の見通しに基づき毎年1月に改定

(注) 年金額、保険料率等の数値は、年次の指定がない場合は全て1997年のものである。

第393表 公的老年年金のみ受給者の課税最低限の国際比較（夫婦世帯の場合）

日	本			
	一般の 給与所得者			
千円	千円	千円	千円	千円
3,346	1,928	1,060 {6,665 ポンド}	5,263 {83,538 マルク}	1,688 {93,784 フラン}

(注) 年金受給者の年齢が65歳以上であり、公的老年年金のみを有する場合である。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

スウェーデン	イギリス	アメリカ合衆国
〈基礎年金〉 ・ スウェーデン国内に3年間以上居住 〈付加年金〉 ・ 拠出期間3年以上	〈基礎年金〉 最低拠出水準の52倍以上の所得に応じた拠出年数と免除となった年数の合計が有効拠出年数の4分の1以上	〈老齢遺族障害保険〉 ・ 1950年（または21歳）から退職までの年数に等しい四半期の適用
〈基礎年金〉 単身 基礎額×96% 夫婦 基礎額×157% 基礎額：36,300クローネ 子（16歳未満）への加給： 基礎額の25% 〈付加年金〉 {15年間の年金ポイントの平均の最大値}×基礎額×60%×{加入年数/30}	〈基礎年金〉 単身 週62.45ポンド（満額） 夫婦 週99.80ポンド（満額） 〈報酬比例年金〉 {再評価後賃金-最終年の拠出対象報酬下限}×1.25%の上位20年分の合計 被扶養者加算 妻 週37.35ポンド 子 週11.20ポンド	〈老齢遺族障害保険〉 老齢年金基本年金額= {平均賃金月額437ドルまでの分}×0.9+{437ドル~2,635ドルの分}×0.32+{2,635ドル以上の分}×0.15 被扶養者給付 配偶者（65歳以上） 基本年金額の50% 子（18歳未満） 基本年金額の50%
65歳	男 65歳 女 60歳	65歳 (2027年までに段階的に67歳に引上げ)
繰上げ支給：減額率 月0.5% 繰下げ支給：増額率 月0.7% (60歳から69歳までの間)	繰上げ支給：なし 繰下げ支給：増額率 週1/7% (69歳〔女64歳〕までの間)	繰上げ支給：減額率 月5/9% 繰下げ支給：増額率 月3/8% (62歳から69歳までの間)
〈部分年金〉 60~64歳の者が部分就労となった場合、労働時間減少に伴う減少した賃金収入分の65%を支給	なし	65歳未満：8,640ドルを超える2ドルの所得につき1ドル減額 65~69歳：13,500ドルを超える3ドルの所得につき1ドル減額
消費者物価上昇率に基づき基礎額を改定（1月実施）	消費者物価上昇率に基づき改定（4月実施）	第3四半期の消費者物価上昇率で改定（1月実施） 資産準備率が20%未満の場合は消費者物価又は賃金上昇率のいずれか低い方で改定

第394表 主要国における公的年金に対する税制の概要

区分	保険料 (被保険者)	年金給付
日本	所得から控除される(金額)	老齢……………課税 障害・遺族……非課税
ドイツ	〃 (限度あり)	課税
フランス	〃 (金額)	課税
イギリス	所得から全く控除されない (自営業者負担分は一部控除される)	老齢・遺族……課税 障害……………非課税
アメリカ	所得から全く控除されない	非課税(限度あり)

(注) 事業主負担の保険料はいずれの国においても損金算入されている。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

5 児童手当

第395表 主要国の児童手当制度

ドイツ、スウェーデン、イギリス、フランスの児童手当制度は以下のとおりである。なお、アメリカ合衆国には見
 各国の児童手当制度を見るに当たっては、各々の国の人口政策に関する考え方（例えば、フランスの伝統的取組み）、
 ない、フランスはN分N乗制度を採る等）などに留意する必要がある。

国名	ドイツ [児童手当]	スウェーデン [児童手当]
発足及び改正経過	1955年発足 第3子以降対象 事業主拠出、 自営業者拠出、国庫 1961年改正 第2子以降対象 1964年改正 全額国庫負担へ 1975年改正 ・第1子以降対象 ・児童扶養控除の廃止 （→1983年復活） 1996年改正 ・児童扶養控除との選択制の 導入 ・支給額の引上げ ・地方負担の導入 ・税額控除方式で支給	1948年発足 「一般児童手当法」 1974年改正 申請主義廃止 一定要件該当者に自動的給付 1982年改正 「多子加算」実施 1983年改正 奨学手当等の実施 1996年改正 ・支給額の引下げ ・多子加算廃止 1998年改正 多子加算復活
支給対象児童	第1子から 18歳未満 （学生は27歳未満 失業者は21歳未満）	第1子から 16歳未満（義務教育終了前） （20歳の春学期まで奨学手当等）
支給月額	[1999年] 第1子 250マルク [16,600円] 第2子 250 " [16,600円] 第3子 300 " [19,900円] 第4子～ 350 " [23,200円]	[1999年] 第1子 750クローナ [10,900円] 第2子 750 " [10,900円] 第3子 950 " [13,900円] 第4子 1,350 " [19,700円] 第5子～ 1,500 " [21,900円] 奨学手当等も同額
所得制限	・18歳未満 なし ・18歳以上の児童については児童の年取 13,020マルク [86.4万円] 以上の場合に は支給しない。 [1999年]	なし
財源	公費（税額控除方式） 児童手当及び児童扶養控除に要する費用の 負担割合は連邦74%、州及び自治体26%	全額国庫負担
運営	政府	政府

(注) 1 イギリスの手当額は週単位であり、これを月額に換算した。
 2 換算レートは1999.4.1日銀発表のレート。
 1 ドイツマルク=¥66.36 1 クローナ=¥14.59 1 ポンド=¥193.99 1 フランスフラン=¥19.79
 (参考 1 ドル=¥120.40)

資料：厚生省児童家庭局育成環境課調

児童手当制度がない。
 賃金体系（欧米は概ね能力給体系、我が国は概ね生活給・年功給体系）、税制（イギリス、スウェーデンは扶養控除が

イギリス [児童手当]	フランス [家族手当]	日本 [児童手当]
1946年発足 家族手当法 第2子以降対象 1975年改正 児童給付法 第1子以降対象 児童扶養控除の廃止と家族手当と の統合 1991年改正 第1子について割増 1997年改正 単親手当を廃止し児童 手当に統合 1999年4月より(予定) 第1子につ き10.86ポンド(2,107円)の割増	1932年発足 家族手当法 1946年 社会保障法典公布 家族手当制度に関する法体系の整 備/現行制度の基本的枠組み 1998年 所得制限の導入 1999年 所得制限の撤廃 ※3歳以上の児童を3人以上抱えた 収入の少ない家庭に支給する家族 補足手当あり	1972年発足 第3子以降対象 義務 教育終了前 1982年改正 被用者への特例給付 1985年改正 第2子以降対象 義務 教育就学前 1991年改正 第1子以降対象 3歳 未満 1994年改正 児童育成事業創設
第1子から 16歳未満 （全日制教育を受けている） 場合は19歳未満	第2子から 16歳以下（義務教育終了まで） （学生等の場合は20歳到達まで等）	第1子から 3歳未満
[1999年] 第1子 62.57ポンド [12,138円] 第2子～ 41.71 " [8,091円]	[1999年] 第1子 なし 第2子 682フラン [13,500円] 第3子～ 874フラン [17,300円] の加算 [割増給付] 10～15歳 192フラン増 [3,800円] 15歳到達～ 341フラン増 [6,700円]	第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子～ 10,000円
なし	なし	一定の年取（5人世帯の場合で年 取480.0万円）以上の者には支給しな い。 被用者については一定年取（5人 世帯の場合で712.2万円）未満まで、 特例給付を支給 ※
全額国庫負担	自営業者等の被保険者保険料、事 業主保険料、国等の保険料負担分、 目的税（一般拠出金等）、国による 補助	被用者 事業主7/10 国 2/10：地方1/10 非被用者 国 4/6：地方2/6 特例給付 全額事業主負担
政府	家族手当金庫	政府

※は11年6月から

6 労働

第396表 主要国失業者数及び失業率

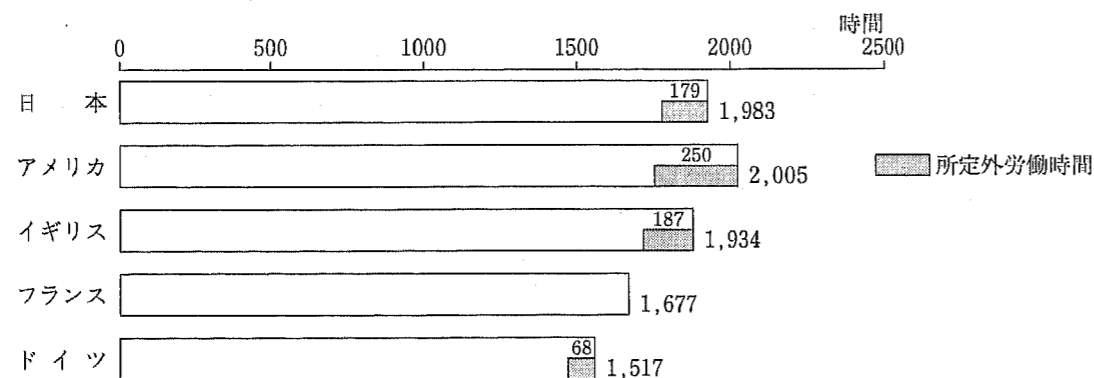
(単位 万人・%)

年	日本		アメリカ		イギリス ^(注1)		ドイツ ^(注2) (登録)		フランス ^(注2) (登録)	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
1980	114	2.0	764	7.1	179	7.4	89	—	145	6.4
1985	156	2.6	831	7.2	327	11.7	230	8.2	240	10.2
1986	167	2.8	824	7.0	329	11.8	223	7.9	252	10.4
1987	170	2.8	743	6.2	295	10.5	223	7.9	262	10.5
1988	155	2.5	670	5.5	237	8.3	224	7.7	256	10.0
1989	139	2.3	653	5.3	180	6.3	204	7.1	253	9.4
1990	134	2.1	687	5.6	166	5.8	188	7.2	250	8.9
1991	136	2.1	864	6.9	229	8.0	169	6.3	271	9.5
1992	142	2.2	961	7.5	277	9.7	290	6.6	291	10.4
1993	166	2.5	892	6.9	290	10.3	345	8.2	317	11.6
1994	192	2.9	797	6.1	262	9.3	370	9.6	333	12.0
1995	210	3.2	740	5.6	231	8.2	361	9.4	298	11.6
1996	225	3.4	723	5.4	210	7.5	397	10.4	309	12.4
1997	230	3.4	673	5.0	208	7.2	438	11.4	310	12.5

(注) 1) 失業給付等申請者、88年以降失業者から18歳未満の者を除く。
 2) 職業安定機関に登録している失業者。91年までは旧西ドイツ地域。92年以降は統一ドイツの数値。
 (資料) 日本：総務庁統計局「労働力調査」
 アメリカ：労働省「Employment and Earnings」
 イギリス：国家統計局「Labour Market Trends」
 ドイツ：連邦統計局「Wirtschaft und Statistik」
 フランス：国立統計経済研究所「Bulletin Mensuel de Statistique」

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第397表 年間総実労働時間の国際比較 (製造業生産労働者、1997年)



資料出所：EC及び各国資料、労働省労働基準局賃金時間部労働時間課推計

(注) フランスの所定外労働時間は不明である。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第398表 ILO労働統計報告による週当たり労働時間 (製造業)

(単位 時間)

年	日本 ^(注1)	アメリカ	イギリス ^(注1)	ドイツ ^(注1)	フランス
1983	41.1	40.1	43.5	40.5	38.9
1984	41.7	40.7	43.5	41.0	38.6
1985	41.5 ^(注2)	40.5	43.7	40.7	38.6
1986	41.1	40.7	43.7	40.4	38.7
1987	41.3	41.0	43.8	40.1	38.7
1988	41.8	41.1 ^(注3)	44.5	40.0	38.8
1989	41.4	41.0	44.5	39.9	38.6
1990	40.8	40.8	44.3	39.5	38.7
1991	40.0	40.7	42.9	39.2	38.7
1992	38.8	41.0	43.2	38.9	38.7
1993	37.7	41.4	43.1	37.6	38.6
1994	37.6	42.0	43.4	38.0	38.6
1995	37.8	41.6	—	38.3	—
1996	38.2	41.6	—	37.4	—
1997	38.2	42.0	—	37.4	—
①定義	実労働時間	支払労働時間 ^(注4)	実労働時間	支払労働時間 ^(注4)	実労働時間 ^(注6)
②対象	常用労働者男女計	生産労働者男女計	常用雇用労働者男女計	生産労働者男女計	雇用労働者男女計
③期間	毎月月間	毎月の特定週	4月の特定日 ^(注5) を含む給与支払対象期間	1,4,7,10月を含む給与支払対象期間	四半期ごとの ^(注6) 最初のフル労働週
④調査方法	事業所調査	同	個別調査	事業所調査	同
⑤事業所規模	30人以上	全規模	全規模	10人以上	11人以上

(注) 1) 常用雇用労働者 (生産労働者、管理事務労働者) の年間平均月当たり総実労働時間に $\frac{12}{52}$ (年間月数/年間週数) を乗じて算出。

2) 85年からサンプル替えにより、それ以前の数値と接続しない。

3) 88年から、新しい産業分類による調査で、それ以前の数値と接続しない。

4) 支払労働時間とは、実労働時間のほかに、実際に就業しないが、賃金の支払われた時間 (有給休暇、有効特定休日等) を含む。

5) グレート・ブリテン地域。

6) 祝祭日等の特定休日を含まない週 (full work week)

7) 91年1月以降、統一ドイツ。

8) 非農業生産労働者。公務員、家事サービス従事者。大使館。国際機関の職員は除く。

9) 特定日とは、通常、4月の第2水曜日。

資料 ILO「YearBook of Labour Statistics 1997」

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第399表 労働費用の国際比較

(i) 賃金の国際比較 (製造業、全労働者)

項目	日本	アメリカ	ドイツ (旧西ドイツ地域)
97年実労働時間当たり賃金	2,276円	17.33ドル	43.48マルク
97年平均為替レートで換算	(100)	(92)	(133)
97年購買力平価で換算	(100)	(141)	(171)
97年為替レート		120.99円/ドル	69.77円/マルク
97年購買力平価(延長推計)		185円/ドル	89.5円/マルク

(ii) 労働費用の国際比較 (製造業、全労働者)

項目	日本	アメリカ	ドイツ (旧西ドイツ地域)
96年平均為替レートで換算	(100)	(82)	(133)

(注) 1 賃金の国際比較については、日本は労働省「毎月勤労統計調査」の5人以上雇用事業所の常用労働者について、月間の現金給与総額を実労働時間で除した。
 アメリカは、Bureau of Labor Statistics “Employer Costs for Employee Compensation” の製造業全労働者について、Wages and salaries と Paid leave と Supplemental pay を合計した。
 ドイツは、EC “Labour Costs” の製造業全労働者について、労働費用中の現金給与割合で実労働時間当たり賃金を算出し延長推計した。
 2 購買力平価はOECDの1993年の消費購買力平価をもとに、消費者物価上昇率で延長推計した。
 3 労働費用の国際比較については、日本は労働省「賃金労働時間制度等総合調査」の30人以上事業所の製造業全労働者の実労働時間当たり労働費用をもとに、データの無い中間年については、一人当たり名目雇用者所得の伸び率を用いて推計し、さらに「毎月勤労統計調査」の製造業5人以上現金給与総額と30人以上現金給与総額の比で5人以上の労働費用を推計した。
 アメリカは “Employer Costs for Employee Compensation” の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用を用いた。
 ドイツは、EC “Labour Costs” の製造業全労働者の実労働時間当たり労働費用をもとに延長推計した。
 (資料)：労働大臣官房政策調査部推計
 資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第400表 諸外国の育児休業制度について

国名	スウェーデン	ドイツ	フランス	
対象者	男女労働者 実親、養親、里親、事実婚の親、監護権者として子どもの世話をしている者等	男女労働者 実親、養親、継親、子の扶養権を引き受けた者	男女労働者 実親、養親	
期間・形態	・18ヶ月まで全日休暇 ・8歳又は小学校1年生終了まで労働時間短縮	子が3歳になるまで全日休暇 ・養子の場合、世話を引き受けた時点からその子が7歳に達するまでの間の3年間	子が3歳になるまで原則1年、全日休暇又はパートタイム労働 最長3年まで延長2回可能	
雇用・不利益取扱い	休業請求又は取得を理由とする解雇予告や解雇の禁止及び不利益取扱いの禁止	休業請求以降休業終了まで解雇禁止	規定なし	
復職	以前と同程度の職に復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる	
給与	無給	無給	無給	
休業期間中の手当	対象者	○ 実親、養親、事実婚の親、監護権者等 〔自営業者、専業主婦等も対象となり、育児休業取得者に限らない〕	○ 実親、養親、継親 〔自営業者、専業主婦等も対象となり、育児休業取得者に限らない〕	○ 出産又は養子縁組により2人以上の子を扶養することとなる者 〔自営業者、専業主婦等も対象となり、育児休業取得者に限らない〕
	期間	○ 両親手当 子が8歳未満又は小学校1年生を終了するまでの間に両親合計で450日間 30日間の両親手当を父親と母親に割り当てる「パパ月」「ママ月」が存在。	産後24ヶ月まで	○ 子が3歳に達するまで 子の出生、養子縁組、出産休暇又は養子休業終了日、職業活動を中止した日の翌月1日から開始し、子が3歳に達するか、職場復帰するか、もしくは職業訓練を受ける前月の1日まで
	金額	○ 働いている親 最初360日間→パパ月、ママ月の60日分が85%、あとの300日分が80% 残りの90日間→1日60K支給 全日休暇は1日分、2分の1の部分休暇は2日間で1日分、4分の1の部分休暇は4日間で1日分。 ○ 家庭にいる収入のない親 1日60K	○ 生後6ヶ月までは、限度額(夫婦で養育：年収100,000マルク、一人で養育：年収75,000マルク)を超えなければ、月600M ○ 7ヶ月目以降は収入額により手当が逓減 ○ 限度額は子供の数に応じて上がる	家族手当の算定基礎月額額の142.57% (1998年現在) 全日休暇 月3,039フラン 就労時間が週20時間未満の者 月2,010フラン 週20~32時間の者 月1,520フラン
	費用負担	使用者 85% 国庫 15%	全額国庫負担	使用者と自営業者負担
支払制度	国民保険法	連邦育児手当・育児休暇の付与に関する法律	社会保障法典	

資料：労働省女性局の資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

第401表 諸外国の介護のための休業制度について

国名	スウェーデン	アメリカ	ドイツ
対象者	国民保険の被保険者である男女労働者 (養親、継親、監護者を含む)	従業員50人以上の事業主に雇用されている男女労働者 (公務員も適用)	公的医療保険の被保険者である男女労働者
資格要件	・12歳に達しない子供の病気等 ・12歳以上16歳未満の子供の病気、精神的障害又はその他の障害のために特別な援助又は介護が必要な場合	事業主に12ヶ月以上雇用され、過去12ヶ月間の労働時間が1,250時間以上であること ・子の出生、養子縁組、又は里子を受け入れ、その養育の場合 ・重大な健康状態にある配偶者、子、又は親の世話の場合等	12歳未満の病児を監督、世話、看護する場合 (家庭に子供を監督等する人がいないこと) 診断書により証明することが必要
形態	・全日休暇 ・1/2又は1/4に労働時間を短縮	全日休暇 (労働時間短縮の方法も可)	全日休暇
期間	一時介護両親手当を受給している間 (各子供各年ごと最高年間60日間)	12ヶ月ごとに合計12週間まで	疾病手当を請求できる間 (各子供につき1暦年最大限10労働日)
手当	一時介護両親手当 (収入の80%)	無給 (医療給付は休暇中も継続)	疾病手当 (賃金の80%)
罰則	なし	なし	なし

資料：労働省女性局の資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

7 国際協力

第402表 WHOへの分担率(分担金の占有率)の推移

(単位：%)

国名	1988年	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
アメリカ	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00
日本	10.64	10.64	11.17	11.17	11.16	12.24	12.24	12.24	15.17	15.38	15.38
ドイツ	8.10	8.10	7.93	7.93	9.18	8.78	8.78	8.78	8.89	8.90	8.90
フランス	6.25	6.25	6.13	6.13	6.13	5.90	5.90	5.90	6.30	6.31	6.31
イギリス	4.77	4.77	4.77	4.77	4.77	4.94	4.94	4.94	5.23	5.23	5.23

(注) ドイツは、1991年までは旧西ドイツの数値である。

資料：厚生省「厚生白書」

第403表 厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移

(単位：人)

内容	平成4年 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
研修員受入 (計)	612	626	770	846	823	963
国際協力事業団(JICA)	461	464	585	637	614	719
世界保健機関(WHO)	33	36	26	43	27	61
国際厚生事業団(JICWELS)他	118	126	159	166	182	183
専門家派遣 (計)	268	301	289	373	329	329
国際協力事業団(JICA)	227	261	252	304	301	314
国際厚生事業団(JICWELS)他	41	40	37	69	28	15

資料：厚生省「厚生白書」

8 国民所得

第404表 国民所得 (総額)

(単位 億ドル)

区 分	1989年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
アメリカ	47,047	49,823	51,088	53,897	56,849	60,228	63,132	66,338	70,110
日本	22,927	23,629	26,978	29,158	33,545	36,544	39,878	35,758	32,616
ドイツ	10,477	13,277	15,186	17,310	16,625	17,774	20,760	20,176	18,043
イギリス	7,451	8,569	8,912	9,419	8,413	9,138	9,888	10,314	11,509
イタリア	7,586	9,497	9,970	10,515	8,461	8,731	9,370	10,478	9,926
カナダ	4,658	4,791	4,919	4,728	4,585	4,586	4,806	4,949	5,086
スペイン	3,373	4,360	4,689	5,117	4,238	4,195	4,910	5,088	4,636
オーストラリア	2,351	2,370	2,433	2,486	2,386	2,761	3,011	3,336	3,349
オランダ	2,017	2,504	2,560	2,832	2,758	2,995	3,530	3,545	3,264
スウェーデン	1,619	1,927	2,008	2,053	1,522	1,642	1,929	2,099	1,913
ベルギー	1,408	1,753	1,811	2,014	1,945	2,115	2,499	2,458	2,223
スイス	1,566	1,977	2,003	2,085	2,041	2,245	2,697	2,596	2,288
インドネシア	852	956	1,052	1,155	1,339	1,522	1,739	1,976	1,849
南アフリカ	5,049	856	919	987	980	1,021	1,124	1,062	1,086
オーストリア	1,105	1,396	1,454	1,633	1,587	1,701	2,004	1,974	1,778
デンマーク	847	1,038	1,039	1,140	1,091	1,264	1,510	1,525	1,408
ベネズエラ	379	439	486	541	536	837	1,520	944	971
ノルウェー	782	921	942	1,023	939	1,005	1,210	1,322	1,285
フィンランド	942	1,104	970	837	657	773	1,017	1,019	988
韓国	1,970	2,256	2,627	2,751	2,972	3,409	4,064	4,299	3,910
ギリシャ	610	764	825	906	859	910	1,067	1,127	1,090
タイ	328	774	876	978	1,095	1,257	1,457	1,546	1,302
ニュージーランド	358	367	353	345	374	434	505	536	538

(注) 1 市場価格表示、ただし日本は要素費用表示。
2 ドイツは1988年は旧西ドイツ地域。

資料：経済企画庁調査局海外調査課調

第405表 1人当り国民所得

(単位 ドル)

区 分	1989年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
アメリカ	19,021	19,936	20,221	21,102	22,024	23,104	23,989	24,981	26,279
日本	18,635	19,142	21,776	23,464	26,919	29,258	31,843	28,444	25,882
ドイツ	13,316	16,729	18,987	21,477	20,480	21,830	25,422	24,636	21,989
イギリス	12,991	14,887	15,417	16,238	14,457	15,649	16,873	17,540	19,504
イタリア	13,378	16,739	17,565	18,492	14,825	15,263	16,352	18,260	17,338
カナダ	17,013	17,239	17,493	16,566	15,838	15,675	16,228	16,515	16,793
スペイン	8,696	11,223	12,049	13,117	10,843	10,716	12,523	12,957	11,791
オーストラリア	13,982	13,890	14,076	14,216	13,515	15,461	16,660	18,221	18,072
オランダ	13,588	16,750	16,992	18,656	18,041	19,470	22,834	22,838	20,911
スウェーデン	19,059	22,491	23,304	23,679	17,453	18,697	21,858	23,741	21,623
ベルギー	14,181	17,599	18,092	20,051	19,289	20,908	24,653	24,199	21,836
スイス	23,300	29,097	29,145	30,031	29,207	31,909	38,083	36,536	32,178
インドネシア	475	533	580	626	714	798	893	1,004	925
南アフリカ	13,932	2,310	2,419	2,543	2,472	2,525	2,726	2,505	2,505
オーストリア	14,429	18,067	18,609	20,641	19,858	21,181	24,900	24,488	22,022
デンマーク	16,506	20,186	20,164	22,059	21,019	24,275	28,879	28,987	26,642
ベネズエラ	2,011	2,269	2,454	2,671	2,589	3,954	6,962	4,229	4,264
ノルウェー	18,501	21,726	22,092	23,869	21,782	23,177	27,761	30,175	29,168
フィンランド	18,971	22,132	19,339	16,608	12,972	15,199	19,901	19,883	19,224
韓国	4,640	5,263	6,071	6,302	6,745	7,635	9,012	9,439	8,501
ギリシャ	6,045	7,522	8,048	8,774	8,277	8,729	10,206	10,757	10,395
タイ	593	1,387	1,548	1,708	1,888	2,141	2,453	2,577	2,148
ニュージーランド	10,754	10,914	10,368	10,020	10,741	12,045	13,816	14,432	14,309

(注) 1 市場価格表示、ただし日本は要素費用表示。
2 ドイツは1988年は旧西ドイツ地域。

資料：経済企画庁調査局海外調査課調

社会保障統計年報 (平成11年版)

昭和34年7月 初版発行
平成12年3月 第40版発行

定価 本体2,429円+消費税

送料 470円

総理府社会保障制度審議会事務局編

発行者 佐藤政男

発行所 株式会社 法研

東京都中央区銀座1-10-1 (〒104-8104)

電話 (03) 3562-3611 (代)

振替口座 00120-8-196899

法研関西・大阪市北区天神西町8-19 (〒530-0045) ☎06-6364-1884

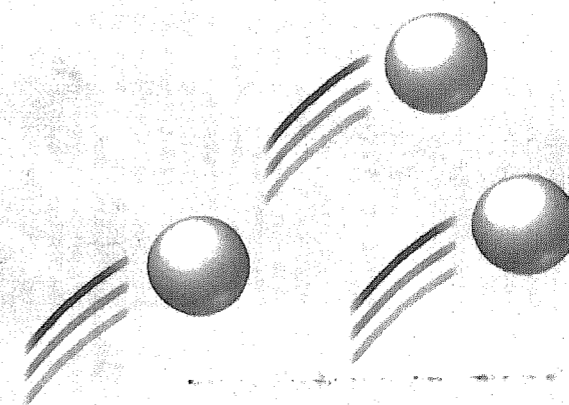
法研中部・名古屋市中区錦3-4-6 (〒460-0003) ☎052-962-5821

法研九州・福岡市中央区大名1-14-45 (〒810-0041) ☎092-712-8305

法研神奈川・横浜市中区住吉町2-22 (〒231-0013) ☎045-212-2257

広島事務所・広島市中区鉄砲町1-20 (〒730-0017) ☎082-222-1810

印刷・製本 研友社印刷株式会社



法研

国立社会保障・人口問題研究所

